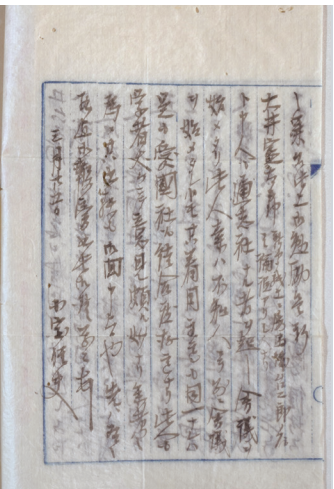
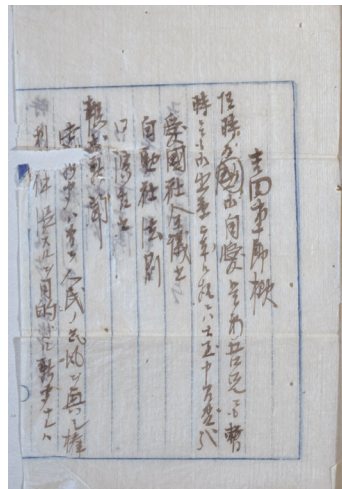
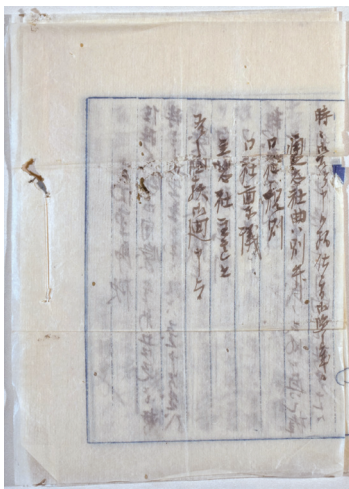


熊谷市史料集7

熊谷自由民権運動史料1

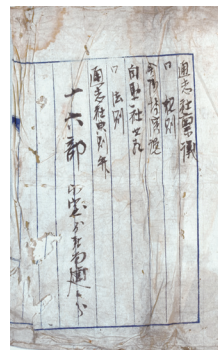
「七名社」の時代

熊谷市教育委員会



1 (明治8年)3月25日 小室信夫書状写(竹井家6125・31頁・史料15)

愛國社の設立總會を終えて東京に来た小室信夫が、吉田市十郎に運動の連携を呼びかけている。吉田が謄写して、竹井澹如と石川弥一郎に送った写本である



2 明治8年3月頃 小室信夫が吉田へ送った民権運動の資料(竹井家6126~6130)

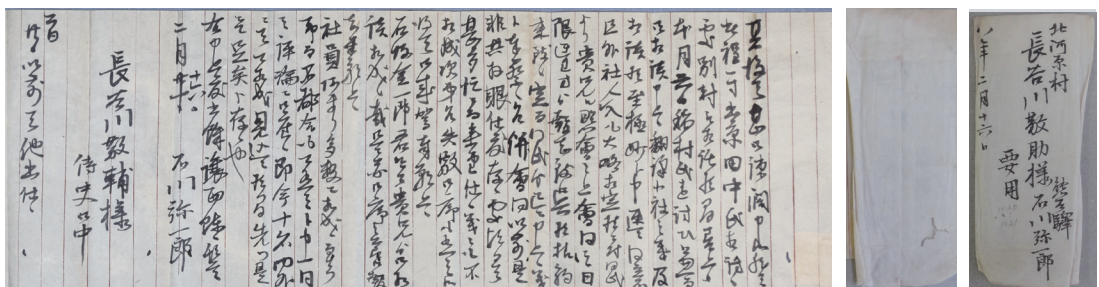
小室信夫は書状に添えて、自ら起こした阿波徳島の自助社や大井憲太郎の通志社の資料を送ってきた。これも、吉田が謄写して竹井たちに送っている。



(裏面)

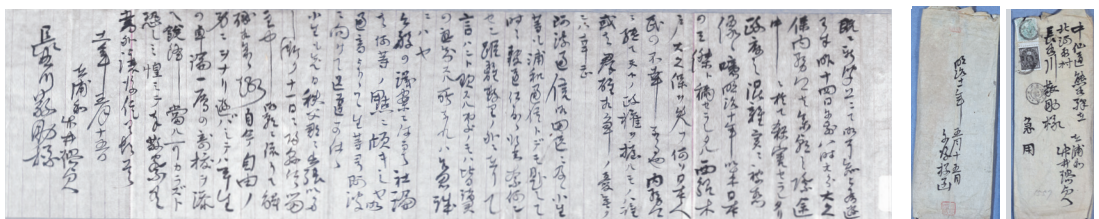
3 明治後期 七名社員集合写真(中村(宏)家254)

七名社員の集合写真であるが、風貌からかなり晩年のものと思われる。小泉寛則が明治42年に亡くなっているのが下限となる。写真師は、熊谷町仲町熊谷寺大門の中沢麗泉である。



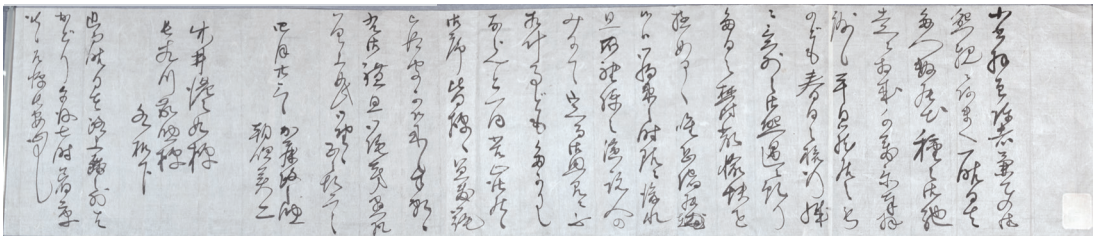
4 (明治8年)2月16日 石川弥一郎書状(長谷川家1021・22頁・史料8)

この段階では翻訳小社とよんでいた七名社へ、稲村貫一郎たちを勧誘する方法を相談している。封筒の表書きから明治8年2月16日付と推定でき、七名社の結成過程を伝える貴重な史料である。



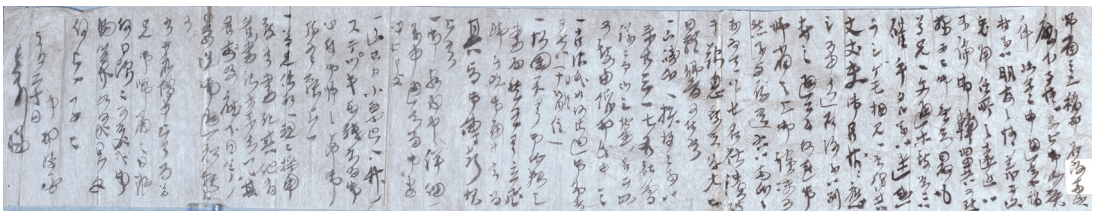
5 明治11年5月15日 竹井懿貞書状(長谷川家1557・78頁・史料74)

七名社の活動をなにかと支援していた竹井懿貞の書状で、大久保利通暗殺の翌日に出されている。義兄石川弥一郎から七名社へ宛てられた「阿波通信」を転送し、区長を辞任した長谷川へ祝意を表している。このとき、竹井は埼玉県庁に勤めていた。



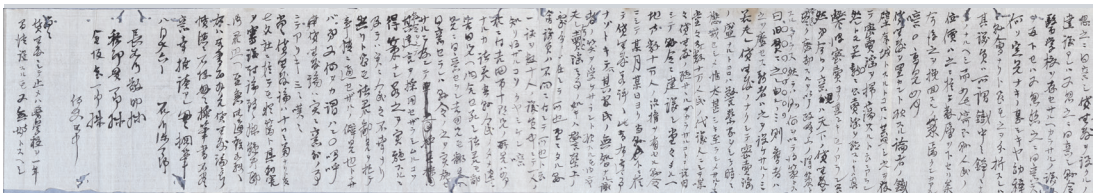
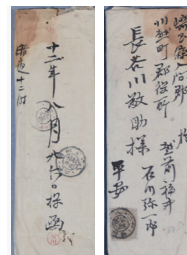
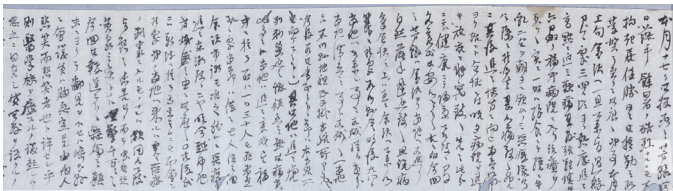
6 (明治11年)4月23日 加藤政之助・朝吹英二書状(長谷川家927・77頁・史料70)

慶應義塾の加藤政之助が、熊谷での共同会の演説会に招かれ、帰京してからの礼状である。鴻巣在滝馬室村(鴻巣市)出身の加藤と長谷川は、その後も親交を重ね、またよきライバルでもあった。



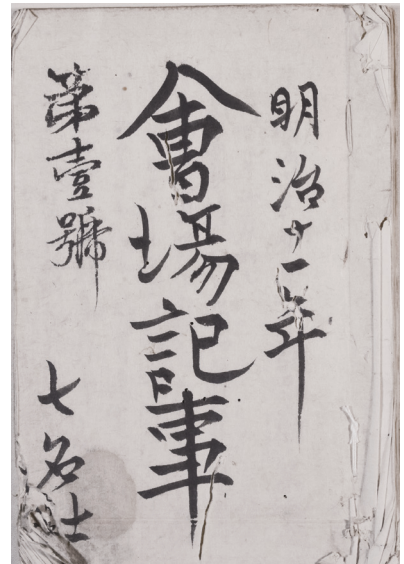
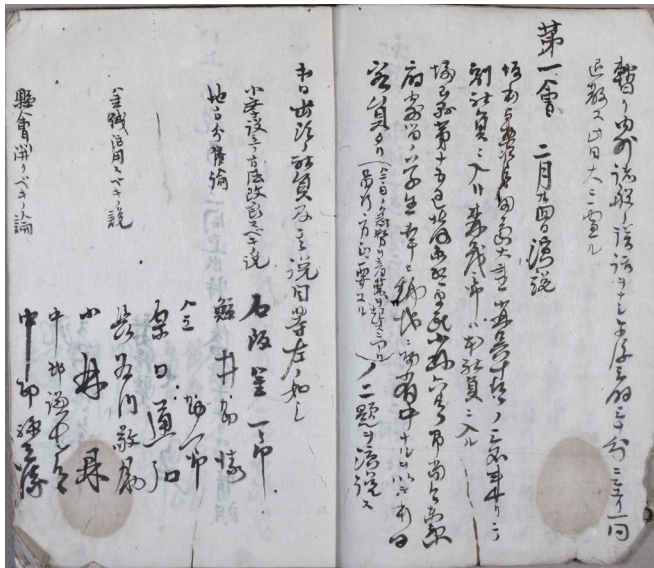
7 (明治12年)3月20日 中村孫兵衛書状(長谷川家1011・92頁・史料89)

長谷川敬助の入間高麗郡長就任が決まり、稲村貫一郎と石坂金一郎に同郡役所の書記となるように斡旋した中村孫兵衛の書状である。中村は、この事態を「七名社潰破」と表現しているのが痛々しい。



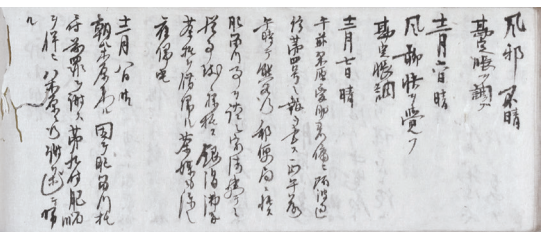
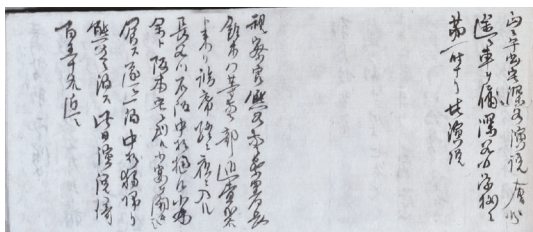
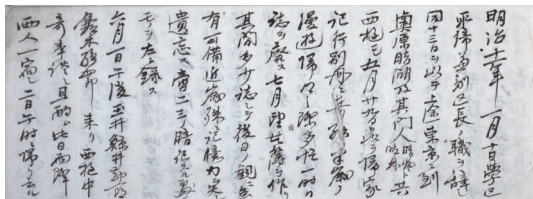
8 (明治12年)8月26日 石川弥一郎書状(長谷川家985・112頁・史料125)

明治12年6月、第一回県会がようやく開催された。これは福井の出張先でその議事録を読んだ石川の批評で、白根多助県令と対決した医学校や娼妓貸座敷問題で、議員側の無定見さを痛烈に批判している。



9 明治11年～明治12年 第二期七名社会場記事(石坂家5・189頁・史料207)

第二期七名社の公式記録である。明治11年2月11日の結成集会から翌12年1月26日の第29会まで、集会ごとに、出席者、討論議題や演題、入社者、特記事項などが詳細に記録され、七名社の活動を伝える基本史料となっている。



10 明治11年～明治14年 烟雲雜誌(小林氏収集1・195頁・史料208)

稲村貫一郎の日記で、明治11年6月1日～翌12年3月21日までと、1年以上の空白を経て14年2月28日まで記載されている。七名社関係では、警察の規制とそれへの対応に奔走した記述が詳しい。下段の見開きの中央明治11年12月8日条は、熊谷警察署長以下臨席で開かれた深谷演説会の記録で、演題の箇所の空白が、規制の厳しさを伝えている。七名社会場記事にも、出席者や演題の記載が一切無い。

熊谷市史料集7

熊谷自由民権運動史料1

「七名社」の時代

熊谷市教育委員会

発刊にあたって

熊谷市教育委員会教育長
野原 晃

この度、本市の市史編さん事業における『熊谷市史料集』の七冊目として、『熊谷自由民権運動史料1「七名社」の時代』を刊行いたしました。

平成十九年度に開始した本市の市史編さん事業では、「歴史資料の調査及び保存」を重要なテーマとして掲げ、古文書等の調査を進めております。

これまで、その成果の一環として『熊谷市史料集』1～6を刊行してまいりました。今回は、その新編として、埼玉県で最初の民権結社である「七名社」に関連した史料を、編年史料編と記録編の二部構成によりまとめました。埼玉県立文書館収蔵の古文書や、現在市史編さん室において調査中の古文書のうちの書状や日記に着目した、熊谷自由民権運動史料集の一冊目となります。なお、筆耕やデータ入力は「書状の会」の皆様にお願ひし、解説は熊谷市史近代・現代専門部会の重田正夫専門調査員に御執筆いただきました。この解説は、個々の史料が作成された背景、関係者の経歴などについて注記し、史料の内容についての理解を助けるものとなっておりますので、あわせて御覧ください。

明治維新を迎えた後の激動の中、熊谷の出身者を中心として政治活動を行った石川弥一郎や稲村貫一郎らの動向をまとめた一冊目であり、地域の歴史資料として御活用いただければ幸いです。

また、本書とあわせて、平成三十年度に刊行した『熊谷市史資料編8 近代・現代3（妻沼地域編）』も御一読いただければ、近代熊谷を形づくった人々の交流や論議の一端を知っていただけるものと存じます。

最後に、本書の刊行にあたり、御支援・御協力を賜りました関係者各位に厚く御礼を申し上げます。

凡例

一、本書は、埼玉県立文書館寄託長谷川家文書、中村（宏）家文書、県史編さん史料（C日本）をはじめ、市史編さん室で借用・調査中の本石竹井家文書、中奈良石坂家文書、新聞資料等を活用して七名社関係史料集としたものである。

一、収録した史料の理解を深めるため、巻頭に本書全体の解説を置き、さらに史料ごとの解説で、年代推定の根拠、背景、関係人物の説明などを随時記載した。解説で使用した埼玉県行政文書に含まれる履歴書などは、「明二一・一二二」のように、国立公文書館の記録の場合は、「国立公文書館・任A〇〇一―一二一〇〇」のように示した。

一、史料の配列は編年順で、一連の番号を付した。

一、本文に年月日が明記されていない史料については、封筒書、消印、内容などから推定し、解説にその旨を示した。

一、史料の名称は、書状類は、誰々書状とし、その他の史料は適宜内容を示す表題を付した。

一、巻末に、各史料の内容を摘記した史料内容一覧を付したので、細目次として、また年表として利用していただきたい。

一、封筒類の記載は、年月日の推定に重要なので、消印を含め、判読できるものは収録した。封筒裏書は、封印のみ場合は省略した。

一、文書の形態や同封文書などについては、必要に応じて解説に記載した。

一、史料の収録にあたっては、原本の忠実な活字化を原則としたが、

通読の便を考慮し、下記のように処理した。

1、漢字は、原則として常用漢字を用いた。常用漢字のないものは正字を用いた。

2、史料を読みやすくするため、適宜読点「、」や並列点「・」を付した。清濁やふり仮名については原本のままとした。

3、誤字や意味の不明な場合は、史料本文の右脇に（ママ）、脱字は（脱）、衍字（衍）、疑問が残る場合は（カ）と注記した。

4、変体仮名は、原則として現行の字体に改めた。但し、江（え）は右脇上に小さく寄せ、而（て）はそのまま表記した。

5、合字「ㄆ（より）」「ㄊ（こと）」等は、適宜、平仮名・片仮名で表記した。

6、踊り字は、漢字を「々」、平仮名を「、」、片仮名を「、」で表し、「く」も使用した。

7、敬意を示す闕字は一字あげ、平出・抬頭は二字あげとした。

8、虫損・汚損などにより判読できない文字は、字数のわかるものを□□で示し、字数のわからないものは□□で示した。

9、削除・訂正箇所は、原則として訂正後の文字とし、特に必要とみなした場合は、原本の左脇に見せ消し「~~~~~~~~」を付し、訂正文を右肩に記した。

10、異筆・追記・朱書は、該当する文章・語句を「」で括って示し、右脇に（追記）などと注記した。行間の追記は、原則として本文に挿入した。

11、貼紙・付札・付箋などは「」で括って、右肩に（貼紙）などと注記した。

12、割書は「〜」で括り、ポイントを下げ一行で収録した。

13、段落の改行については、原文にはこだわらず意味のまとまり

で適宜行った箇所もある。

14、差出人の肩書、宛名の肩書や脇付は、原則として改行せず、一字空けで追い込んだ。

15、一行一名の連名が三行以上続く場合は、原則として二～三段掛けで収録し、(原文一行)などと注記した。

16、追伸が文頭にある場合は二字下げ、文末の場合は一字下げとした。

一、史料の典拠は、表題の次行に()で示し、文書群は〇〇家として、その下に文書番号を記した。長谷川家・中村(宏)家・根岸家・県史CH大河原家・県史CH中村家などは埼玉県立文書館に収録されているため、機関名は省略した。なお、竹井家・小林氏収集は、現在市史編さん室で借用中の文書群である。

一、本書に収録した文書群の目録及び七名社関係の内容は、次のとおりである。

- 1、長谷川家文書(県立文書館収蔵文書目録 第17集) 北河原村(行田市) 長谷川敬助関係文書
- 2、中村(宏)家文書(県立文書館収蔵文書目録 第42集、一部未収蔵は県史CH) 上中条村中村孫兵衛関係文書
- 3、青木家文書(県立文書館収蔵文書目録 第57集) 下奈良村青木丑五郎関係文書
- 4、高橋(泰)家文書(県立文書館収蔵文書目録 第54集) 高柳村高橋家文書
- 5、根岸家文書(県立文書館収蔵文書目録 第2集、追加仮目録) 青山村根岸武香関係文書
- 6、福島家文書(埼玉県史資料所在目録 第一集) 県史CH大

間村(鴻巣市) 福島耕助関係文書

7、大河原家文書(埼玉県史資料所在目録 第一集) 県史CH 沼黒村大河原孟賀・有太郎関係文書

8、竹井輝彦家文書(市史編さん室整理中) 熊谷町竹井澹如関係文書

9、石坂健彦家文書(市史編さん室整理中) 中奈良村石坂金一郎関係文書

10、小林武雄氏収集文書(市史編さん室整理中) 上川上村稲村貫一郎関係文書

11、古沢家文書(人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵) 大麻生村古沢花三郎関係文書

12、新聞史料については、基本的に『埼玉自由民権運動史料』所収のものから七名社及び熊谷関係を選択し、縮刷版などで原本と照合し収録した。

13、その他既刊本などから収録した史料は、書名を記載した。

一、史料は、可能な限り原文のまま収録した。史料の中には、一部差別的な用語が含まれるが、歴史的用語としてそのまま用いた。これは、歴史的事実を正しく認識し、非人道的な差別の解消に資するためである。

一、史料の筆耕・入力は、書状の会の会員各位、重田正夫(近代・現代専門部会専門調査員)、白澤加代子(市史編さん室協力員)、一部を水品洋介が行った。全体の解説、個別の解説は、重田正夫が執筆した。校正は、重田正夫、滝沢きよ子、水品洋介が担当した。

目次

発刊にあたって

凡例

解説

第一部 編年史料編

1	一八七二(明治五)	年四月八日	石川弥一郎の慶應義塾入社記録	18
2	一八七四(明治七)	年七月四日	大久保利通書状	18
3	一八七四(明治七)	年七月八日	五代友厚書状	19
4	一八七四(明治七)	年七月二九日	楯取素彦書状	19
5	一八七四(明治七)	年七月二九日	楯取素彦書状	20
6	一八七五(明治八)	年一月二一日	石川弥一郎書状	21
7	一八七五(明治八)	年二月一一日	田中正彝書状	21
8	一八七五(明治八)	年二月一六日	石川弥一郎書状	22
9	一八七五(明治八)	年二月二〇日	吉田市十郎書状	22
10	一八七五(明治八)	年二月二七日	竹井澹如・石川弥一郎の内務卿宛建 言書	23
11	一八七五(明治八)	年二月二八日	吉田市十郎書状	24
12	一八七五(明治八)	年三月七日	吉田市十郎書状	25
13	一八七五(明治八)	年三月二〇日	吉田市十郎書状	26
14	一八七五(明治八)	年三月二五日	熊谷県稟治之儀につき投書	27
15	一八七五(明治八)	年三月二五日	小室信夫書状写	31
16	一八七五(明治八)	年三月二九日	吉田市十郎書状	34
17	〔一八七五(明治八)年三月〕		小室信夫資料転送の封筒表書	35
18	一八七五(明治八)	年四〜五月	吉田市十郎より赤松力松宛書留信書 不達一件留	35
19	一八七五(明治八)	年五月二六日	吉田市十郎書状	37
20	一八七五(明治八)	年六月二日	石坂金一郎原稿 閏刑律論	38
21	〔一八七五(明治八)年九〕		石坂金一郎原稿 区戸長論	39
22	一八七五(明治八)	年一〇月一七日	清浦奎吾書状	41
23	一八七五(明治八)	年二月二五日	清浦奎吾書状	41
24	一八七六(明治九)	年二月一八日	竹井懿貞の民会開設論	41
25	一八七六(明治九)	年三月一九日	林勘兵衛の民会開設論	42
26	一八七六(明治九)	年以前四月四日	石川弥一郎書状	43
27	一八七六(明治九)	年四月一八日	石川弥一郎書状	44
28	一八七六(明治九)	年四月二七日	石川弥一郎書状	44
29	一八七六(明治九)	年五月一日	土宜法龍の保証人となる田中正彝	45
30	一八七六(明治九)	年以前七月二七日	石川弥一郎書状	45
31	〔一八七六(明治九)年七月頃二八日〕		稲村貫一郎書状	46
32	一八七六(明治九)	年八月一五日	弁論会規則案及び回章	46
33	一八七六(明治九)	年九月三日	進修会結立盟約書案	48
34	一八七六(明治九)	年九月二五日	石川弥一郎書状	49
35	〔一八七六(明治九)年九月二六日頃〕		長井市太郎回章	49
36	一八七六(明治九)	年一〇月一日	進修会演説会の論案と出席者名簿	49
37	一八七六(明治九)	年一〇月一五日	石川弥一郎書状	50
38	一八七六(明治九)	年一二月三一日	竹井懿貞書状	51
39	一八七七(明治一〇)	年一月一五日	川島棟坪書状	51
40	一八七七(明治一〇)	年カ一月一六日	竹井懿貞書状	52
41	一八七七(明治一〇)	年四月一三日	川島棟坪書状	52
42	一八七七(明治一〇)	年四月一六日	川島棟坪書状	53
43	一八七七(明治一〇)	年五月二〇日	石川弥一郎書状	53
44	一八七七(明治一〇)	年五月カ	竹井懿貞書状	54
45	一八七七(明治一〇)	年五月三一日	川島棟坪書状	55
46	一八七七(明治一〇)	年六月一六日	川島棟坪書状	55
47	一八七七(明治一〇)	年七月四日	川島棟坪・竹井懿貞連書状	56
48	一八七七(明治一〇)	年八月一九日	川島棟坪書状	56

77	一八七八(明治二二)年六月二日	植竹緑(石坂金一郎)の学資論	81
76	一八七八(明治二二)年六月八日	植竹緑(石坂金一郎)の民権拡張論	79
75	〔一八七八(明治二二)年五月二三日〕	竹井澹如書状	79
74	一八七八(明治二二)年五月一日	竹井懿貞書状	78
73	一八七八(明治二二)年五月四日	稲村貫一郎書状(封筒のみ)	78
72	一八七八(明治二二)年五月七日	加藤政之助書状	77
71	〔一八七八(明治二二)年四月九日〕	竹井澹如書状	77
70	一八七八(明治二二)年四月三日	加藤政之助・朝吹英二書状	77
69	一八七八(明治二二)年四月二日	竹井澹如書状	76
68	一八七八(明治二二)年四月一日	竹井懿貞書状	76
67	一八七八(明治二二)年三月十七日	石川弥一郎書状	75
66	一八七八(明治二二)年二月一日	第二期七名社々則	72
65	一八七八(明治二二)年二月七日	稲村貫一郎書状	71
64	一八七八(明治二二)年一月三〇日	石川弥一郎書状	70
63	一八七八(明治二二)年一月二八日	川島棟坪書状	70
62	一八七八(明治二二)年一月二日	根岸武香書状	69
61	一八七八(明治二二)年一月四日	永田健助書状	68
60	一八七七(明治一〇)年二月一七日	小泉寛則書状	67
59	一八七七(明治一〇)年二月一日	川島棟坪書状	67
58	一八七七(明治一〇)年二月一日	川島棟坪書状	66
57	一八七七(明治一〇)年二月一日	共保会規則	65
56	一八七七(明治一〇)年一月四日	石川弥一郎書状	64
55	一八七七(明治一〇)年一月三日	川島棟坪書状	64
54	一八七七(明治一〇)年一月二日	竹井澹如書状	63
53	〔一八七七(明治一〇)年一〇月一四日九日〕	共同会結社大意及び出席者	61
52	一八七七(明治一〇)年九月二九日	笹田黙介書状	61
51	一八七七(明治一〇)年九月二八日	上中条学校にて臨時会議録	58
50	一八七七(明治一〇)年九月五日	竹井懿貞書状	58
49	一八七七(明治一〇)年八月三〇日	石川弥一郎書状	57

106	一八七九(明治二二)年五月一日	竹井懿貞書状	100
105	一八七九(明治二二)年五月五日	石川弥一郎書状	99
104	一八七九(明治二二)年四月四日	川島棟坪書状	98
103	一八七九(明治二二)年四月二日	熊谷の近況	98
102	一八七九(明治二二)年四月一日	熊谷駅共同会演説会景況	98
101	一八七九(明治二二)年四月一日	吉田清英書状	97
100	一八七九(明治二二)年四月一日	根岸武香書状	97
99	一八七九(明治二二)年四月八日	中村孫兵衛書状	96
98	一八七九(明治二二)年四月七日	下忍村演説会の記録	96
97	一八七九(明治二二)年四月六日	中村孫兵衛書状	95
96	一八七九(明治二二)年四月二日	石坂金一郎書状	94
95	一八七九(明治二二)年三月三十一日	熊谷駅演説大会予告	94
94	一八七九(明治二二)年三月二五日	竹井懿貞書状	93
93	一八七九(明治二二)年三月三〇日	中村孫兵衛書状	93
92	一八七九(明治二二)年三月二〇日	石坂金一郎書状	93
91	一八七九(明治二二)年三月二日	加藤政之助書状	91
90	一八七九(明治二二)年三月二日	中村孫兵衛書状	92
89	一八七九(明治二二)年三月三日	川島棟坪書状	91
88	一八七九(明治二二)年三月三日	小泉寛則書状	90
87	一八七九(明治二二)年三月三日	加藤政之助書状	90
86	一八七九(明治二二)年三月三日	七名社討論会での府県会規則議事録	88
85	一八七九(明治二二)年三月三日	石坂金一郎書状	88
84	一八七九(明治二二)年三月三日	植竹緑(石坂金一郎)の郡長撰拳論	86
83	一八七九(明治二二)年三月三日	石坂金一郎書状	85
82	一八七九(明治二二)年三月三日・四日	植竹緑(石坂金一郎)の閻刑律論	84
81	〔一八七八(明治二二)年七月三二日〕	竹井懿貞書状	83
80	一八七八(明治二二)年七月二日	加藤政之助書状	83
79	一八七八(明治二二)年七月二日	植竹緑(石坂金一郎)の閻刑律論	84
78	一八七八(明治二二)年六月二日	石坂金一郎書状	85

135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107
〔一八七九(明治二二)年一〇月一五日カ〕	一八七九(明治二二)年一〇月一五日	〔一八七九(明治二二)年一〇月八日カ〕	一八七九(明治二二)年九月二六日	一八七九(明治二二)年九月二三日	〔一八七九(明治二二)年カ〕九月二三日	〔一八七九(明治二二)年九月一八日頃〕	一八七九(明治二二)年九月一六日	一八七九(明治二二)年九月一四日	一八七九(明治二二)年九月九日	一八七九(明治二二)年八月二六日	一八七九(明治二二)年八月一八日	一八七九(明治二二)年八月九日	一八七九(明治二二)年八月七日	一八七九(明治二二)年八月二日	一八七九(明治二二)年七月一日	一八七九(明治二二)年七月二日	一八七九(明治二二)年六月二九日	一八七九(明治二二)年六月二八日	一八七九(明治二二)年六月二六日	一八七九(明治二二)年六月二六日	一八七九(明治二二)年六月二六日	一八七九(明治二二)年六月二四日	一八七九(明治二二)年六月二二日	一八七九(明治二二)年六月九日	一八七九(明治二二)年六月八日	一八七九(明治二二)年六月七日	一八七九(明治二二)年五月三二日	一八七九(明治二二)年五月二二日
石坂金一郎書状	石坂金一郎書状	今村市郎書状	石坂金一郎書状	岡田稔書状	稲村貫一郎書状	石坂金一郎書状	鈴木敏行書状	稲村貫一郎書状	鈴木庸行書状	石川弥一郎書状	川島棟坪書状	演説会の無い熊谷の近況	石坂金一郎書状	石川弥一郎書状	中村孫兵衛書状	石川弥一郎書状	稲村貫一郎書状	埼玉県会の状況	福沢諭吉書状	加藤政之助書状	中村孫兵衛書状	鈴木敏行書状	中村孫兵衛書状	川島棟坪書状	根岸武香書状	掘越庭七郎書状	七名社員と県会選挙	中村孫兵衛書状
120	119	118	117	117	116	116	115	115	114	112	112	111	111	109	109	107	107	106	106	105	104	104	103	103	102	101	101	101

164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136
一八八一(明治一四)年九月二三日	一八八一(明治一四)年八月一七日	一八八一(明治一四)年八月八日	一八八一(明治一四)年八月三日	一八八一(明治一四)年六月二九日	一八八〇(明治一三)年五月一六日	一八八〇(明治一三)年五月五日	〔一八八〇(明治一三)年四月二六日以前〕	一八八〇(明治一三)年四月二七日	一八八〇(明治一三)年三月二九日	一八八〇(明治一三)年三月二八日	一八八〇(明治一三)年三月二八日	一八八〇(明治一三)年三月二二日	一八八〇(明治一三)年三月一四日	一八八〇(明治一三)年三月八日	一八八〇(明治一三)年二月	一八八〇(明治一三)年二月二五日	一八八〇(明治一三)年二月一七日	一八八〇(明治一三)年一月二六日	一八八〇(明治一三)年一月二〇日	一八八〇(明治一三)年一月一五日	一八八〇(明治一三)年一月一日	一八七九(明治一二)年二月二一日	一八七九(明治一二)年二月一〇日	一八七九(明治一二)年二月九日	一八七九(明治一二)年二月一日	一八七九(明治一二)年一月二三日	一八七九(明治一二)年一月二二日	一八七九(明治一二)年一〇月一七日
中村孫兵衛書状	中村孫兵衛書状	稲村貫一郎書状	吉田市十郎書状	吉田市十郎書状	小泉寛則書状	川島棟坪書状	稲村貫一郎書状	稲村貫一郎書状	三原教徹書状	稲村貫一郎書状	笹田黙介書状	中村孫兵衛書状	中村孫兵衛書状	石川弥一郎書状	笹田黙介書状	埼玉県会議長の熊谷駅親睦会	小泉寛則書状	小泉寛則書状	加藤政之助書状	中村孫兵衛書状	中村孫兵衛書状	笹田黙介書状	鈴木庸行書状	石川弥一郎書状	石川弥一郎書状	石川弥一郎書状	中村孫兵衛書状	中村孫兵衛書状
138	138	138	137	136	136	135	134	134	132	132	131	131	130	129	127	127	126	125	125	124	124	123	123	122	121	121	120	120

193	一八八三(明治一六)年二月	談話会会員姓名表	159
192	一八八二(明治一五)年二月七日	長谷川敬助の起学会設立	158
191	一八八二(明治一五)年「二月九」	談話会々々草案	157
190	一八八二(明治一五)年一月二〇日	小幡篤次郎書状	156
189	一八八二(明治一五)年一月一日	七名社預ケ書目	155
188	一八八二(明治一五)年六月二九日	中村孫兵衛書状	154
187	一八八二(明治一五)年六月八日(九)	某(松岡半六)書状	153
186	一八八二(明治一五)年六月七日	根岸武香書状	153
185	一八八二(明治一五)年六月三日	中村孫兵衛書状	151
184	一八八二(明治一五)年六月二日	埼玉県通知	150
183	一八八二(明治一五)年五月二八日	小泉寛則書状	149
182	一八八二(明治一五)年五月二五日	鈴木庸行書状	149
181	一八八二(明治一五)年四月二六日	川島棟坪書状	149
180	一八八二(明治一五)年三月一六日	北埼玉郡役所庶務掛通知	148
179	一八八二(明治一五)年三月一六日	吉田清英書状	148
178	一八八二(明治一五)年三月一五日	川島棟坪書状	148
177	一八八二(明治一五)年「九」二月五日	竹井懿貞書状	147
176	一八八二(明治一五)年一月四日	石川弥一郎書状	147
175	一八八二(明治一四)年「九」二月二二日	中村孫兵衛書状	146
174	一八八二(明治一四)年二月二二日	稲村貫一郎書状	146
173	一八八二(明治一四)年二月二三日	小泉寛則書状	145
172	一八八二(明治一四)年一月二七日	小泉寛則書状	144
171	一八八二(明治一四)年一月二七日	石川弥一郎書状	144
170	一八八二(明治一四)年一月二四日	石川弥一郎書状	143
169	一八八二(明治一四)年一月四日	石川弥一郎書状	142
168	一八八二(明治一四)年一月三十一日	吉田市十郎書状	142
167	一八八二(明治一四)年一月一七日	石川弥一郎書状	140
166	一八八二(明治一四)年一月八日	川島棟坪書状	140
165	一八八二(明治一四)年一月三日	石川弥一郎書状	139

194	一八八三(明治一六)年一月一六日	松波宏作書状	161
195	一八八三(明治一六)年四月一五日	佐間村清善寺にて談話会開催届	162
196	一八八七(明治二〇)年二月九日(二四)	八木原儀右衛門書状	162
197	一八八八(明治二二)年一月七日	七名社社費受取	163
198	一八八八(明治二二)年一月七日	七名社社費受取	163
199	一八八九(明治二二)年二月二八日	吉田市十郎書状	163
200	一八八九(明治二二)年五月一日	八木原儀右衛門書状	164
201	一八九〇(明治二三)年二月二四日	笹田黙介書状	166
202	一八九〇(明治二三)年二月二四日	吉田清英書状	166
203	一八九〇(明治二三)年一月二四日	鈴木庸行書状	166
204	(年不詳) 四月二六日	七名社会案内	167
第二部 記録編			
205	一八七三〜七六(明治六〜九)年	中村孫兵衛手控(抄録)	168
206	一八七七(明治一〇)年七月〜二月	事務日誌	178
207	一八七八〜七九(明治一一〜一二)年	第二期七名社会場記事	189
208	一八七八〜八一(明治一一〜一四)年	烟雲雜誌	195
協力者・協力機関一覧、熊谷市史編さん関係者一覧			
史料内容一覧			
(1)			240

解説 「七名社」の時代

① 研究の歩み

明治八年二月、熊谷周辺の青年七名が「七名社」という集まりを作った。それは新しい時代に向けて書籍、特に翻訳書の講読を目的に結成した団体で、あわせて議会開設を中心とした民権運動の一翼を担っていた。この七名社は、地方の民権結社としては全国的にも初期に属するものである。その後、明治一二年四月の郡役所設置や県会開設により、郡長や郡書記、県会議員などとして活動の場を広げ、熊谷における七名社そのものの活動は衰退していった。

こうした七名社に関する紹介記事は、七名社の中心人物長谷川敬助の人物評として同時代から存在した。久我懋正「長谷川敬助」〔現今民権家品行録〕第二号、秩山堂、明治一五年、国立国会図書館デジタルコレクション）や、無署名「埼玉県人物評判記」のうち「長谷川敬助君」〔埼玉平民雑誌〕第二号、明治二四年）などである。また、七名社と同時代に、おもに熊谷町政に携わった林有章「幽嶂閑話」（昭和一〇年、『熊谷史話』と改題昭和五六年復刻）は、その後の研究にも大きな影響を与えている。本書には「七名社と進修会」をはじめ、「熊谷最初の演説会と外人の講演」「熊谷町会の濫觴」、関係者の評伝として「竹井幽谷翁」「石川平堂居士」などを収録している。戦後になって、七名社の中心人物のひとり石坂金一郎の息子石坂養平「七名社と談話会」〔武蔵野史談〕第一巻第四・五号合併、一九五二年）は、現在でも基本史料とされる第二期の「七名社会場記事」を紹介した。その後、関係者以外の調査研究が行われるようになり、埼玉県立熊谷女子高校日本史部「県北の民権運動（七名社・進修会・通見社）」

〔もの、ふ〕第六号、一九七八年）は、部員による七名社員の個別事績調査、顧問の長島二三子氏は「熊谷県人民の自由・自治思想」で、七名社に先立つ河瀬熊谷県令留任運動を詳細に紹介した。一九八〇年～八四年の「自由民権百年」の運動の中で、その集大成として『埼玉自由民権運動史料』（埼玉新聞社、一九八四年）が編集され、多くの新聞史料とともに、長谷川敬助、中村孫兵衛、古沢花三郎など、七名社員の文書が編年で収録された。また同書には関連論考五本が収録され、長島二三子氏「熊谷地方の自由民権運動」は、七名社の活動をその発端から終焉まで詳細に論じられた。さらに、『新編埼玉県史』通史編五、近代1（一九八八年、渡辺隆喜氏執筆）では、七名社の活動を全県的な視点から位置づけた。一方、滝沢健次氏「七名社」と古澤花三郎）〔熊谷市郷土文化会誌〕第四三号、一九八九年）では、大麻生村の古沢花三郎文書を紹介し、さらに同氏「民権結社「七名社」の結成についての一考察 中村孫兵衛「手控」を中心として」〔立正大学地域研究センター年報〕第二〇号、一九九七年）で、中村孫兵衛の「手控」を詳細に分析した。こうした成果をうけ、福井淳氏「多彩な結社の活動」（江村栄一氏編『近代日本の軌跡2 自由民権と明治憲法』吉川弘文館、一九九五年）は、七名社の活動を「現在知りうる限りでの最初の在地結社」と、全国的な民権運動のなかに位置づけた。近年では、松沢裕作氏「古沢花三郎と明治前期の地方自治」、同氏「奇特之者」から官僚へ―吉田市十郎の軌跡―」（ともに渡辺尚志氏編著『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、二〇〇六年）で、古沢花三郎や吉田市十郎の活動が詳細に分析された。さらに松沢裕作氏「自由民権運動」（岩波新書、二〇一六年）においては、七名社は区長や戸長、学区取締などの結社として成立したが、社員の多くが徐々に国や県の官職に就き、出発点を同じくする福島県の河野広

中たちとは対照的な歩をみせたことを指摘している。また、埼玉県立歴史と民俗の博物館『埼玉の自由民権』（二〇一五年）は、展示という形で、七名社を含む、全県の関係史料を紹介した。

② 本書の構成

七名社を中心に熊谷の自由民権運動の史料集を編集する契機となったのは、熊谷市下奈良の小林氏収集旧稲村家文書のなかに、七名社の中心人物のひとり稲村貫一郎の明治一一年からの日記「烟雲雑誌」が確認されたことにある。さらに、七名社を先導した長谷川敬助宛の二〇〇通近い書状を解読している「書状の会」の協力を得て、日記と書状を組み合わせ、「七名社の時代」として復元しようと史料集の編集が開始された。作業を進めていく過程で、県立文書館で新たに目録が刊行された下奈良青木家文書から、明治八年の石坂金一郎の新聞投書原稿や吉田市十郎書状、さらに市史編さん室で整理中の本石竹井家文書からは、明治八年二月の楯取熊谷権令排斥運動や民撰議院設立建白書の起草に関係した小室信夫の吉田市十郎宛書状など、これまで未知の史料がまとまって確認された。これら新しい史料を理解するためには、『埼玉自由民権運動史料』の中からも七名社関連の史料を抽出し収録することが必要になり、分量も当初の想定から大幅に増加していった。

本書の構成は、編年史料編と記録編とからなる。編年史料編は書状が基本となり、新聞史料や記録から抄出した記事も一部含まれる。収録年代は、概ね明治五年から国会開設の同二三年迄とした。記録編は、明治八年を中心とした中村孫兵衛「手控」、同一〇年の長谷川敬助の「事務日誌」、同一一年の「第二期七名社会場記事」（口絵9）、同一一年を中心とした稲村貫一郎の「烟雲雑誌」（口絵10）の四冊を

収録した。巻末には、編年史料の内容摘録と記録編の主要記事目録を合体し、史料内容一覧を作成した。

収録した文書群は、凡例に記したとおりで、七名社員の長谷川敬助と中村孫兵衛、石坂金一郎の伝来文書が中心となっている。稲村貫一郎の文書は整理中で、日記「烟雲雑誌」のみを収録した。鯨井勘衛は先代勘衛の文書を本史料集第二、三集に収録したが、七名社に参加した息子勘衛の史料は確認できない。石川弥一郎と小泉寛則については、伝来文書が確認されていない。以上の創設社員七名以外に、途中から参加した古沢花三郎の文書は、埼玉県立文書館と国文学研究資料館に分蔵されている。埼玉県立文書館分は一部が『埼玉自由民権運動史料』に収録されているが、現在全体の目録を作成中なので本書には収録しなかった。国文学研究資料館分はすでに目録が刊行されているが、埼玉県立文書館分と併せて収録する予定で、本書ではこれまで未紹介でもっとも基本的な史料である第二期七名社々則のみを収録した。また、竹井家文書は総点数約一万五千点にもほるもので、現在目録の作成中である。本書には、河瀬熊谷県令留任運動関連の史料や小室信夫書状などを収録した。このほかに、七名社や熊谷の民権運動に関する史料は各所に散見されるが、それらはすべて第二集を期すことにしたい。

収録史料の年月日推定の根拠、内容の概略、背景などについては、それぞれの史料に解説を記したので、ここではそれらをもとに、どのように七名社の活動を描けるのか、さらに今回紹介する史料で新たに判明したことなどを中心にとめてみたい。

③ 河瀬県令留任運動から楯取権令排斥運動

短期間に次々と交替する県令人事に、明治六年一〇月、熊谷県の

南大区（旧入間県域）の副区長・学区取締・議者は、河瀬県令に六年間の在任を要求し、県官もそれを約束した。ところが、河瀬県令は内務大丞、さらに勸業権頭にも任命された。そこで、内務省は熊谷県令の兼任を解こうと、翌七年七月、議者の中心人物吉田市十郎、竹井澹如、石川弥一郎を呼び出し説得に当たった。ここでの三人の主張が、地域の民権運動の先駆けとして高く評価されてきた。本書では、竹井家文書や青木家文書などから新たに確認された史料や、研究論文などで紹介された史料を数多く収録した。それにより、河瀬県令の留任運動は、熊谷県内部に止まらず、五代友厚や大久保利通など政府中枢を絡む展開となり（史料2、3）、河瀬の後任に指名された楢取素彦自身、熊谷県への赴任を望んでいなかったことも分かった（史料4、5）。そして、河瀬県令留任運動は新任の楢取権令の排斥運動へと発展していった（史料10、12）。また、従来からこの運動に関する基本史料とされてきた「熊谷県県治之儀につき投書」は、吉田市十郎が『郵便報知新聞』へ投書し、掲載されなかった原稿であることも判明した（史料14、19）。

④ 小室信夫からの書状

こうしたなか、吉田市十郎のもとに民撰議院設立建白書の起草に関わった小室信夫から一通の書状が届いた。そこには、民撰議院設立建白から阿波名東県（徳島県）の自助社、そして大阪での愛国社の結成までが述べられている。さらに、吉田は「関八州会議」なる計画を伝えていたようで、一緒に運動をしたいと同志の出京を促し、愛国社合議書、自助社法則などを同封してきた。小室は民撰議院論争の当事者大井憲太郎を高く評価し、その設立した通志社規則なども添えられていた（口絵1・2、史料15～17）。このように吉田ら

は当時の民権運動を主導していた小室から「同志」とよばれ、提携をもちかけられているのである。この書状は原本ではなく、吉田が謄写して竹井澹如と石川弥一郎宛に送ったものであるが、自助社法則などの送付書類とともに保存され、内容的な問題はない。吉田市十郎と小室信夫の接点は、つぎのようなことが想定される。ひとつは、小室信夫が明治元年から三年まで、熊谷県の前身でもある岩鼻県の知事をしていたこと、もう一つは、この当時吉田が五代友厚の斡旋で福島県半田銀山に勤めており、小室もこの翌年には鉾山関係の仕事をしていたことなどである（史料15）。さらに、小室は愛国社結成の前に、板垣、木戸、大久保の大阪会議の設定に当たっており、五代も大久保に自邸を提供し積極的にかかわっている（田村茉莉子氏『五代友厚』ミネルヴァ書房、二〇一八年、一八六頁）。そんなことから小室と五代が接触した際に、吉田市十郎の話になった可能性はないであろうか。小室らが自助社を結成する契機には、名東県政の主導権をめぐる争いがあり、吉田らの河瀬県令留任要請から楢取権令排斥運動には共感を覚えるものがあつたのであろう。いずれにしても、小室と吉田はかなり近い位置にいたことは確かである。明治八年三月という時期は、石川にとつても、二月に七名社の結成、四月にその社則の制定という重要な時期に当たる。一方、小室が述べている大阪での愛国社の会議は、初期民権運動の画期をなすものである。この書状は、一時的ではあるが、熊谷の吉田・竹井・石川などが、全国の民権運動と繋がっていたことを示すまことに重要な史料といえる。

⑤ 七名社の発足

こうした環境のなかで、石川弥一郎は長谷川敬助などを誘い、七

名社の組織をつくっていった。その規約の総論によると、結社の目的は、お互いに所見を述べ合い異聞を交換し、そして共同で購入した書籍を、輪読し討論することになっている。それに続く各論は、ほとんど書籍の購入・管理に宛てられ、これが中心の事業であった。

そのため、最初の名称は「訳書小社」あるいは「翻訳小社」とされ（口絵4、史料6、8）、二か月後の規約で「七名社」となっている（史料205⑨）。社員が貯蓄した金で高価な書物を購入し、ともに勉強するのである。こうした方法は、社員の多くが学んだ両宜塾でもみられたようである（『熊谷市史』資料編8、近代・現代三（妻沼地域編）、四九頁）。両宜塾の閉鎖後、維新の新しい空気を吸収し、翻訳書に

焦点を当てた組織を自主的につくったのであろう。両宜塾で寺門静軒に学んだ田中正彝は、明治五年に英学塾共憤義塾に入塾し（同前、四七頁）、七名社の主唱者石川弥一郎も同年に慶應義塾に学んでおり（史料1）、石川の妹はアメリカで学業を修め帰国した竹井懿貞と結婚している。長谷川敬助と同じ北河原村（行田市）の小林呉十郎の兄は、御三卿清水家家臣の永田家の養子となり、慶応四年一月に慶應義塾に入社した永田健助である。永田は自分が翻訳した経済学書を県の師範学校教科書として採用するよう長谷川に依頼している（史料61、63）。また、埼玉県立学校中学校教師の広瀬敬四郎に、

慶應義塾で英学を教えてもいる（『埼玉県教育史』第三卷、四一七頁）。さらに遡れば、四方寺村の吉田六左衛門（六三郎）は、慶応三年に江戸本町に吉田屋洋書店を開き、欧米の書籍を輸入し販売していた

（国公文書館・贈位〇〇一九六一〇〇・二七）。おそらく、パリ万博に六左衛門の養子として渡欧した吉田二郎が切り盛りしていたのであろう。このように、幕末維新期の熊谷周辺には、欧米文化がごく身近に存在していたようである。なお、さきに河瀬県令留任運動を

ともにした吉田市十郎は福島県の半田銀山におり、竹井澹如も直接には関与していないようである。

⑥ 創設社員の横顔

七名社の創設社員は、熊谷および周辺の豪農商の子弟であった。その略歴を表1（13～14頁）にまとめたので、それを補足しながら紹介しておこう。

石川弥一郎は通称北石川とよばれる熊谷宿役人の家に生まれた。寺門静軒に学び、明治五年慶應義塾に入社、翌年から学区取締、七名社や進修会創設の中心人物である。明治九年に国の地租改正事務局に出仕後は、東京に滞在、高知、福井、長野などへ長期出張し、七名社通信、阿波通信などと称し、書信で七名社の活動に参加した。本書に収録した七名社の結成から明治一四年半ばにいたる書状は、石川の緻密な文章で七名社の歴史を生き生きと伝えるものである。

長谷川敬助は北河原村（行田市）の豪農で、生家は油を商い「油屋大身」とよばれた。妻沼両宜塾の松本万年に漢学を学び、とりわけ弁舌を得意とした（『現今民権家品行録』国会図書館デジタルアーカイブズ）。公職では、学区取締、区長などを歴任し、その間、製糸館、学資改正御用掛など全県の委員の委嘱をうけ、その関係で埼玉県庁の川島梅坪と懇意となる。郡制の開始により入間高麗郡長、そして県会議員（議長）に転じる。本書には、七名社員などから長谷川へ宛てた膨大な書状と、第一五区区长時代の明治一〇年「事務日誌」を収録した。

稲村貫一郎は上川上村の代々名主の家に生まれた。当村は下総国古河藩領で、その縁で少年期には古河で勉学をした。長谷川と同一年で、学区取締や第一五区副区長、入間高麗郡役所書記、県会議員

などを歴任した。本書に収録した日記「烟雲雜誌」には、七名社の活動としては稲村と中村が担当した熊谷警察署との交渉、社員の日常的な交流もよく記述されている。また古河での修学の縁から、当代随一の女性画家奥原晴湖と親交を結び、書画骨董、煎茶の趣味など、文化的な面での造詣の深さもうかがわれる。

石坂金一郎は中奈良村の豪農の生まれで、はじめ両宜塾で松本万年に学び、さらに独学自習して、詩文、法律、経済に長じた（『大里郡郷土誌』一七二頁）。公職は、戸長、学区取締、入間高麗郡役所及び大里幡羅榛沢男衾郡書記、県会議員を歴任する。七名社員の最年少であるが、早くから新聞へ投書し、植竹緑のペンネームで『東京曙新聞』などに多数掲載された。七名社の幹事として活躍し、記録編に収録した「第二期七名社会場記事」を残した。

中村孫兵衛は上中条村の名主の家に生まれ、明治八年の七名社の社約では幼名の「隆助」と署名している。明治九年に戸長となる。七名社では、演説に警察との交渉にと活躍し、長谷川の郡長就任で郡書記となるが、すぐに辞職し第一回県議員に当選し、常置委員、のち副議長を勤めた。明治一二年の雑記帳「過眼雑録」（中村（宏）家六〇）によれば、熊谷に進出して米穀商などもしている。

小泉寛則は下奈良村の栗原家に生まれ、三ヶ尻村小泉家の養子となる（『もの、ふ』第六号、二七頁）。七名社の社員では最年長である。学区取締から県に出仕し第五課学務の担当、郡書記から各地の郡長、県庶務課長などを歴任した。七名社での実質的な活動歴は少ないが、長谷川宛の書状は長文で内容のあるものが多い。

鯨井勘衛は、玉井村の蚕種大惣代をした鯨井勘衛の息子である。七名社には創設時から参加し、進修会や共同会にも名前はみえるが、目立った活動記録はなく、当時の公職なども未詳である。稲村の「烟

雲雜誌」（史料208）には、「鯨井」の名前がかなり出てくるが、同村で一族の鯨井勘一郎と明記する箇所もある。勘一郎も、七名社、進修会、共同会に名を連ね、第一回の県会議員にもなっている。

つぎに、七名社員以外で重要な人物を紹介しよう。同世代では熊谷町の竹井懿貞がいる。上野国赤岩村（群馬県邑楽郡千代田町）の出身で、東京へ遊学、アメリカに渡り、帰国後に石川弥一郎の妹と結婚し、竹井家の分家を相続した。熊谷町政の整備に尽くし、七名社の演説会にも出席、その報告を新聞に寄稿している（史料24）。県に出仕し、臨時教育会議の担当となり、長谷川敬助と一緒に仕事をする（史料50）。

七名社の先輩では、竹井澹如と吉田市十郎の存在が大きい。竹井澹如は上州甘楽郡羽沢（南牧村）の出身で、江戸の儒者藤森弘庵に学び、熊谷宿本陣の竹井家を夫婦養子で相続、熊谷町の重鎮として町政、教育の整備を図った。石川弥一郎や吉田市十郎とともに河瀬県令留任運動に参加した。吉田が熊谷の地を離れたあとも、石川と進修会（史料32、37）、さらに義甥で慶應義塾の真中直道の絡みで共同会を設立したとみられる（史料53）。また、若い七名社員の相談役的な立場で、会合にもしばしば参加している。

一方、吉田市十郎は下奈良村の豪農で父祖の代から農村救済事業に尽力していた。市十郎は林家の塾で学び、維新以後一時岩鼻県に出仕、河瀬県令留任運動では中心的な役割を果たした（史料14）。その後、五代友厚の縁で福島県の半田銀山に移ったが、民撰議院設立建白書や愛国社の設立に関与した小室信夫と交流をするなど、広い立場で民権運動に参加していた（史料15）。内務省へ出仕後も、七名社員の相談相手として積極的にかかわっていたことは、稲村の「烟雲雜誌」（史料208）にもみられる。また、青山村の豪農根岸武香は、

学区取締や県の学務担当に出仕するなど、七名社の活動と近いところに居たが、政治的には立場を異にしていたようである（史料99）。川島樸坪は須加村（行田市）の出身で、一四区区长で製糸館仮社長に就き（史料205①）、県に出仕して白根県令の信任を得て学務で活躍した。長谷川より一四歳も上であるが、両者は親交を結び職場の去就まで話し合う仲になっている（史料42）。

国の官僚となったのは、ここで述べた吉田市十郎、石川弥一郎はじめ、田中正彝、吉田二郎などはよく知られているが、中奈良村出身で奥羽征討軍に参加し、酒田県を経て左院の書記官となった太田卓之は、小泉寛則と親交があった（史料60）。

七名社の周辺には、慶應義塾関係者も多い。入塾した石川弥一郎や稲村貫一郎の弟関次郎（史料208）、北河原村小林呉十郎の兄永田健助、田中正彝は土宜法龍が慶應に入塾するときの保証人となり、のち土宜は妻沼歓喜院の副住職になっている（史料29、119）。民権との関係で顕著なのは、足立郡滝馬室村（鴻巣市）出身の加藤政之助が、竹井澹如の義甥の真中直道などと精義社という塾内の弁論グループを率いて、共同会の熊谷演説会に参加し、打ち合せの書状が多数ある（史料85、87）。第一回埼玉県会には加藤が浦和に来て、そこへ福沢諭吉からの書状も届いている（史料115、116）。また、福沢の交詢社が設立されると、石川弥一郎は入社し、七名社員にも入社を勧めている（史料139）。慶應義塾、交詢社との交流はその後も続いている。

⑦第一期七名社の活動

つぎに、七名社の活動をみる。七名社でどのような本が読まれたのかは、活動が下火になった明治一五年の書籍目録から推測する程度である（史料189）。社員での討論の議題は、中村孫兵衛の「手控」に、

政府を設ける主意、民撰議院の設立など、いかにも民権運動らしきテーマがみえるが、討論の内容は未詳である（史料205⑭）。そういうなかで、今回、石坂金一郎が明治八年頃に執筆したとみられる、閩刑律論と区戸長論（史料20、21）という新聞投書の内容が確認された（史料80）。演説会については、明治九年二月の竹井懿貞の新聞投書からすると、継続的に行われていたようである（史料24）。

この時期の社員の活動で注目されるのは、県の施策と関連した行動である。例えば、明治八年五月、県が殖産興業政策として進めていた製糸館建設事業に対し、結社世話掛に任命されていた長谷川敬助と稲村貫一郎が反対の建言書を提出し、県はその趣旨を生かした通知を出している（史料205⑧）。また、明治九年一二月、七名社員と竹井懿貞が連名で町村会仮規則案を県に提出している（『新編埼玉県史』資料編19、一八二頁）。さらに、一〇年九月の臨時教育集会には、長谷川が議長、稲村と石坂が委員として参加している（史料50、206など）。こうした活動のなかから長谷川を中心とした七名社グループが、白根県令の信任が厚い川島樸坪と親交を結び（史料42、45）、県庁との関係を強めていったようである。七名社が県の法令を丹念に検討したことは、前掲『現今民権家品行録』でも高く評価している。一方、上中条村の中村孫兵衛が主導した共保会のように、居村を中心に弁論組織をつくっていたことも注目される。ここでは、消防のような日常的な問題はもとより、民会設立をめぐる議論などを深めている（史料51）。ここでは、村町会は時期尚早という意見に対し、政府の元老院や地方官会議があるように、村町会から区県会へと会議を開き、諸負担はこの議会の議決を経なければならぬと主張し、出席者二五人のうち二二人の支持を得ている。まさに「民撰議院論争」がここで再現されているかのようである。この弁論のルールを

定めた共保会規則（史料57）は、前年九月に進修会で作成した規則に酷似するものである。こうして実際の活動を追ってみると、七名社はたんなる学習結社ではなく、民権論的な討論、演説を行い、さらに県の政策に対して提言し、地域住民に普及する活動を繰り広げていたことがわかる。

⑧演説集会を目指した進修会

七名社を結成してから一年半ほど経た明治九年八月頃から、「弁論会」という新たな組織をつくる動きが出てきた。中心となっていたのは、石川弥一郎と竹井澹如のようである。この団体は「進修会」という名称で、九月三日に代村の会合で結成された。時期的には、熊谷県の廃止、埼玉県へ統合という大きな画期に当たっている。盟約書を見ると、言論出版の自由や民会国会の開設は重要ではあるが、これらは政府の管掌するところで、この会としては平穏な集会を重ね、世の中の改良を目指すことを主張している。ただ、新聞に報道された盟約書では「集会」が「私会」に変更され、出版に対する規制もうかがわれる（史料33）。規則では、会は毎月一回第一日曜日に開催とされ、演説と討論の手順が詳しく定められている（史料32）。第一回は一〇月一日に熊谷小学校で開催され、七名社から四名、それに熊谷町の竹井懿貞が演説をした。演説をみると、国会や民会の開設要求というよりは、衆議、弁論の重要性を訴えるもののようにみえる。演題に続き、当日の出席者とみられる二九名の連名がある。七名社及びその周辺の人びとと、荒川を隔てた村岡村の長井市太郎や沼黒村の大河原孟賀の牧海社という二つのグループ、後者は竹井澹如らと熊谷宿に変則中学の折瀧学社を設立した人びともある（林有章『熊谷史話』二二五―二四〇頁、『埼玉県教育史』第三巻、四三八頁）。

しかし、発会直後の一〇月一四日に主唱者の石川弥一郎が国の地租改正事務局に出仕したこともあり、その後の活動は未詳である。

⑨共同会の結成と慶應義塾

つぎに熊谷で結成され、七名社の人びとも参加した民権結社は共同会である。主意書には天賦人權説を掲げ、同志が集まり講究合議し、自治自立の意識を人びとに体得させることを目的に、毎年、秋に幸手、春に熊谷で演説会を開催することになっている（史料53）。この史料には年月日がなく、長島二三子氏は明治十一年三月と推定している。しかし、本書には収録できなかったが、松崎欣一氏の調査した『郵便報知新聞』には、第一回は明治一〇年一〇月一四日に幸手で開催されたという記事があるので、それが創立時期と推定される。会場が熊谷と幸手なのは、竹井澹如の妻の兄弟、真中忠直に関連するとみられる。真中は川口村（加須市）の出身で、その息子直道が慶應義塾で演説活動をしていた。この関係で、幸手と熊谷を結ぶ結社ができ、さらにその周辺の有力者が参加していったのである。熊谷で開催のときは、竹井澹如や慶應義塾の加藤政之助の書状などが残されている（口絵5、史料74）。なお、熊谷での最初の演説会が、明治八年に真中直道や加藤政之助らにより開催されたという説が、林有章『熊谷史話』（二六五頁）にある。しかし、真中や加藤の慶應義塾への入社が明治八年五月以降であり、おそらく明治十一年四月の第二回共同会演説会の記憶違いであろう。弁士の名前もほぼそれに一致する。

⑩第二期七名社の活動

明治十一年二月に始まる第二期七名社については、社則、毎会の

概要を記した七名社会場記事、社員稲村貫一郎の日記「烟雲雑誌」が残されているので、ある程度活動の実態が分かる。社則は全一章四九箇条にわたる詳細なものである(史料66)。特に月三回の集会における討論、談話、演説という事業について詳しく規定している。会場とされた代村の清水賢良は、第一期の会場であった養平寺の僧明弁に学び、明治六年、敷地内に代村学校を開いていた。養子の精三郎は、県立師範学校で英書を学び国へ出仕、外交官として活躍している(熊谷人物事典)。このように、会場自体が、学習とりわけ翻訳文化の雰囲気を満たした場所であった。

集会の記録は「第二期七名社会場記事」には、開催月日、討論・談話・演説の区別、出席者名、討論議題・演題、その他入会者や特記事項が書留められている(史料207)。この記録からの集会と出席者を集計したのが表2である。村名や年齢などは、他の史料から補った。集会の数は、発会と臨時の各一会を含め合計三二回で、農繁期の六月が一回など月三回という規約には及ばないが、かなりよく開催されていた。定例二九回の内容は、演説が九回、討論が七回、談話が三回で、討論が比較的少ない。演説会のうち三回は、永井大田村、犬塚村、深谷駅へ出張して開催された。討論会は、府県会規則を逐条的に検討しており、その様子は九月八日の第一八会の議事録が残っている(史料84)。談話会のなかには、役員を選出や演説と討論からの変更、新年会なども含まれる。

この一年間で集会に参加したのは四六人、内訳は、本社員一六、副社員一七、傍聴九、社外四人である。社則では本社員は討論、演説、談話の三つの会に出席できるが、副社員はそのうちの二つまでとされている。しかし、副社員で入社しながら坂本与惣次郎や田島大重のように三つに参加している者もいる。発会時の本副社員合計二〇

人が、この表では三三人となっているので、一年間で一・七倍に増えたことになる。傍聴人は名前の記載されたのが九人で延べ一九人、人名無しが二会で九人なので総計でも延べ二八人である。そういう意味では、社員以外へは余り普及しなかったようにみえる。なお、江黒忠三郎のつぎが「同姓」と読めれば、女性の参加者も確認できることになる。社外の四人は、熊谷町の竹井澹如と竹井懿貞、創設社員で県へ出仕した小泉寛則、北河原村小林呉十郎の弟で帰省中に参加した小林六郎である。高知に出張中の石川弥一郎は、「阿波通信」と称した書信で参加しただけである。

社員の分布は、創設社員の居村や周辺に多く、上中条、北河原、上川上、中奈良、玉井の五か村には二人宛の本社員がおり、村内でも七名社の存在は大きなものがあつたとみられる。特色のあるのは、妻沼地区の永井太田村や上江袋村に各三人、やや離れている深谷周辺も坂本与惣次郎や田島大重など三人とまとまっている。坂本は北河原村の小林呉十郎の兄で、その上の兄は七名社の結成のところ而言及した永田健助、弟の六郎も客員で演説をするなど、まさに民権一家のような趣がある。逆に意外に少ないのが、最大の町場熊谷である。表2には四名載っているが、石川弥一郎は高知へ出張、竹井懿貞は県庁へ出仕、副社員となった林勘兵衛も、初期に二回出席しただけの様子見という感じである。本人は、他の七名社員に比べ若かったので参加しなかったと回想している(熊谷史話二二八九頁)。竹井懿貞が不在で、熊谷町のことで大変だったのであろう。そうしたなかで、竹井澹如は進修会や共同会を企画し、七名社の会合にも社外とはいえ、たびたび顔を出している。おそらく、七名社の中心人物とは個別に連絡を取っていた可能性が高く、相談役的な立場とみてよいであろう。なお、さきに進修会に参加した村岡村の長井市

太郎などの名前もみられない。

年齢については、現在のところ判明しているのは半数弱の二三人である。単純に生年から算出した明治一年の年齢は、長島作八郎ら三人が一九歳、以下石坂、古沢、中村、石川、長谷川、稲村らが続き、最年長は永井太田村の荻原信有の四七歳で、親子ほどの差がある。平均年齢は二七歳弱で、七名社の創立メンバーは若手といえる。職業（公職）については、戸長が多いとみられるが、年齢が若いため史料的には確認できない者が多い。

集会への出席回数は、運動への熱心度を示す有力な指標であろう。定例の二九回に結成と臨時を加え三一回あった。最高の出席は中村孫兵衛の二七回で、以下石坂金一郎、長谷川敬助と創設社員が続き、坂本、田島、長島、八木原と、第二期に入社した者となる。稲村は最初の四か月が不在で一二回、古沢花三郎も九回である。五回以下は、傍聴や社外である。なお、稲村の「烟雲雜誌」には七名社会場記事にみられない情報も載せられている。例えば、七月七日の第一二会は、上中条学校で演説会が開かれ、雨中にもかかわらず社員「数十人」（十数人か）、聴衆三〇四〇人が集まったという。また、まったく内容記載の無い一二月八日の深谷の演説会は、「演説倚一五〇名」に近かったとある。出張演説会には、傍聴人も多かったようである（口絵10、史料208）。代村の定例会で演説の訓練をし、出張演説会では創設社員と地元社員が一体となり演説し、かなりの傍聴人が訪れたようである。

つぎに、同じく表2から、各人の演説実施状況をみよう。演説者の総数は二一人である。各人の回数は、第一期からの創設社員である長谷川、中村、石坂の三人が六回でトップなのは順当であるが、それに次ぐのが深谷地方の副社員である坂本と田島の四回、大麻生

の古沢花三郎、中奈良の森茂三郎、上江袋の長島作八郎の三回である。創設社員の鯨井勘衛は一回、稲村は途中からの参加で二回である。また、上川上村の八木原愛助は集会に一六回、西別府村の原口通弘も一三回参加したが、演説は行っていない。逆に、傍聴人の黒江仙五郎が演説をしている例もある。

さらに演題の傾向をみるため、五五本の演説を一一に内容区分したのが表3である。まず民権として括ったのは、自由、演説、討論などの意義を主張するもの六件、演説者は長谷川、中村、古沢などで、憲法にも言及した坂本の二本が目立っている。議会の開設を主張するものは八件、そのうち半数が国会開設である。中村が県会と国会を論じている。行政は四件であるが、郡長関連が二件で、布告の徹底に仮名書きが必要という長島の主張も面白い。法律は石坂の独壇場である。教育は学校教育と家庭教育、そして社会での人間関係を論じる徳育とでも言うべき論題も数多くみられる。経済は、地租改正は一件で、金融に関するものが多い。時事や社会、題名だけでは内容が推測できない演題もかなりある。こうしてみると、民権、議会開設関係が多いが、きわめて広範なテーマが扱われていることがわかる。

⑪ 新聞投書と演説会規制への対応

ここで「七名社会場記事」を離れ、第二期の活動で特筆すべきことを二つあげておきたい。一つは、『東京曙新聞』などへの投書である。すべて「植竹緑」の名前で、六月八日「民権拡張論」（史料76）、六月二日「学資論」（史料77）、七月二日「閩刑律論」（史料80）、九月三日「郡長撰拳論」（史料82）と立て続けに四本が掲載されている。この「植竹緑」が石坂金一郎のペンネームであることは、つぎ

のことから確認される。まず、「閩刑律論」とほぼ同文で石坂金一郎が明治八年六月二日に執筆した原稿が、下奈良青木家文書から確認されたことである(史料20)。また、「学資論」については、竹井懿貞が七名社員の執筆ではないかと指摘している(史料78)。さらに決定的なのは、「郡長撰拳論」である。稲村の「烟雲雜誌」によると、吉田市十郎からの依頼で郡長撰拳について七名社で新聞投書を検討し、その結果、石坂が原稿化し掲載前に稲村はそれを筆写している(史料20)。この経緯から推測すると、植竹緑名の新聞投書は石坂金一郎の個人的見解というより、七名社として意見、という性格も含まれているのかも知れない。なお、石坂は「閩刑律論」と同時期に「区戸長論」(史料21)も執筆している。これも投書原稿であるが、掲載は確認されていない。いずれにしても、石坂金一郎の新聞投書がまとまって五本も確認されたことにより、七名社の主張の一端が具体的に検討できるようになった。

もう一点は、明治十一年七月一二日付の太政官達二九号により埼玉県が行った演説会への規制強化と、それに対する七名社の対応である。まず、慶應義塾の加藤政之助へ問い合わせをし、その回答を得た(史料79)。八月一八日には、七名社として万一の場合に備えて基金を創設し、警察との折衝担当幹事を選出した。以後、随所に警察署との折衝経過が「烟雲雜誌」(史料208)に記録されている。詳しくはその解説を参照していただきたい。こうした規制の結果を、視覚的にはつきりと伝えているのが、演説者と演題が空白となっている一二月八日深谷演説会の記事である(口絵10)。この明治十一年の規制については、東京府下や大阪の事例は知られているが、地方の状況はほとんど紹介されていない(稲田雅洋氏『自由民権の文化史』二五九―二六二頁)。そうしたなかで、この七名社と熊谷警察署との

交渉過程の記録は、具体的な事例であり貴重な史料となろう。

⑫ 郡役所出仕で七名社の「潰破」

深谷の演説会のあとは年末となり集会の参加者も減るが、明治十一年一月二六日に幹事の改選も行ない第二期七名社の一年目が終了した。ここで七名社会場記事も終わる。そのあとは稲村の「烟雲雜誌」の記事によると、二月と三月は各二回、討論会と談話会を開いているが、演説会は行っていない。そうしたなか、三月一五日、稲村のところへ長谷川敬助が来た。用談は、郡長の内示を受けたので一緒に手伝ってくれないかと、という要請であったが、稲村は断っている(史料208)。長谷川が入間高麗郡長の辞令を受けたのは三月一七日である。中村は三月二〇日付で稲村と石坂の返事を長谷川へ報告し、兩人とも川越へ赴任と聞き、七名社「壊破」と嘆息していると書き付けた(口絵7、史料89)。紆余曲折はあったが、稲村も石坂も了承し、四人が一度に熊谷の地を離れることになった(史料90、92、93、95)。それは、七名社の中心人物四人が、忽然と熊谷から姿を消すこともある。彼らが赴任する川越の地は、旧幕時代の城下町で旧入間県の県庁所在地、県西部の政治経済の中心地である。統合してまだ二年余、埼玉県にとって慎重に対処しなければならぬ地域である。自治を唱えている七名社員を熊谷の地から引き離し、そっくり川越に送り込みその難題に当たらせ、一方、生糸景気で活気づく熊谷の地は、県がしっかりと掌握しようとしたようにみえる。旧幕府時代には、つねに権力の所在地であった川越にとつて、熊谷県という存在自体なかなか容認できないものであったと思われる。それがようやく解消したら、こんどは熊谷から郡長以下郡役所の職員が大挙してくる、まさに半年前に七名社が主張した郡長選出

論とは矛盾する事態の展開といえる。

⑬ 県会の開設と七名社員

郡役所が開庁すると、今度は県会を開設するための議員選挙が行われた(史料106～109)。中村孫兵衛はすぐに郡書記を辞任して立候補、北河原村の小林呉十郎も立候補し、ともに当選した。こうして七名社員が県会議員として登場することになった。第一回県会は、六月二三日に開場式があり、正副議長、立案委員など七名の選出があり、実にそのうち六名が、七名社や共同会の参加者であった。中村から議事の詳しい様子が、入間高麗郡役所の長谷川らに報じられている(史料112、114)。このとき、慶應義塾の加藤政之助も、郵便報知の記者を連れて浦和に来ており(史料115、117)、浦和滞在中の加藤宛に出された福沢諭吉の書状も残されている。内容は中学校教師を採用する経費についてである(史料116)。加藤は七月一日まで浦和に滞在し、一二日には中村が出京し福沢の演説会に出席予定と伝えているのも、この福沢書状に絡むのであろうか(史料120)。県会の開催は、石川弥一郎にとっても大きな関心事であった。八月二日、県会日誌を受け取ると、竹井澹如議長や根岸武香副議長に言及し、議員のなかには区戸長未経験者もいるが「幼稚議會」にしては成果が上げられたのではないかと返信した(史料121)。ところが八月二六日の書状では、県会議員側に厳しい意見を述べている。具体的には、白根県令に妥協した医学校廃止問題と、社会の趨勢をわきまえず県令に反対した娼妓貸座敷問題である(口絵8、史料125)。

この県会では、竹井懿貞が中学校設立を建議し、中村も賛成意見を述べたが否決された(『埼玉県議会議史』第一巻二四〇～二四二頁)。これとの関連は未詳であるが、翌一三年一月頃、東京にいる吉田市十

郎と石川弥一郎から、私立中学校設立計画がでていた。小泉寛則によると、吉田は「地方人材養成学校」を考えているようであるが、児玉地方で実行するのは未だ困難と、長谷川に伝えている(史料146)。一方、石川は、私立中学校のことは、妻沼歡喜院にいる土宜法龍も協力の意向を示している(史料149)。当時熊谷には、竹井澹如らにより県のようなものを考えていた(林有章『熊谷史話』二三五～二四〇頁、『埼玉県教育史』第三巻、四三八頁)。しかし、石川などの考えはもつと新しい学問を取り入れ、妻沼の両宜塾の再興のようなものを考えていたのではなからうか。学習結社としての七名社の目指す方向としては妥当であろう。

⑭ それぞれの道

熊谷の地に誕生した七名社の人びとは、こうして国政へ、県政へ、県議会へと、それぞれの道を進むことになった。改めて、表1をもとに各々の歩みをたどってみよう。国の地租改正事務局の石川弥一郎は、北陸から長野での滞りが続いたが、交詢社にも入社し改革の意識を維持していた。ところが、明治一四年の政変をうけ、前途に不安を感じたのか、その後は政治向きの話はなくなった。長谷川からは埼玉県庁に來ないか、という誘いもあったが(史料167)、大蔵省主税局、会計検査院など、一貫して国の役人を勤めた。小泉寛則は、長谷川よりやや遅れ、児玉賀美那珂郡長を振り出しに四箇所の郡長と県庁を往復し、一貫して県政にかかわった。中村孫兵衛は、第一回以来県議員を続け副議長、明治一七年から県庁に転じ、典獄や各地の郡長を歴任した。その間、吉田市十郎や長谷川、稲村などと那須野や赤城の開墾を行い、事業家の側面もみられる。稲村貫一郎

は、長谷川とともに明治一三年に県会議員になり、一〇年間勤めて熊谷銀行など実業界に進んだ。石坂金一郎は、明治一五年に郡書記から県会議員となり二七年に辞職、その後は郡会議員などを勤める。鯨井勘衛の経歴は不明のところも多いが、他の七名社創設社員とは異なり、国や県との関わりが無かったようである。鯨井家では父の時代から士族を招き私塾を開いており、勘衛も明治一五年に盍簪学校を開設している（新井常雄氏『幕末明治初期における庶民教育史料集成』私家版、二二二頁）。七名社の活動も継続し、明治一二年の社費領収証が残る（史料197）。明治二四年、玉井村村長、引き続き村会議員を歴任した（『もの、ふ』第六号、二五頁）。

こうした中で、長谷川敬助は、明治一三年四月に入間高麗郡長を辞し県会議員に転じ、翌年県会議長、一四年一月には日本鉄道会社の理事委員に選出された（史料158、159、172、174）。理事委員の仕事は、鉄道株式の募集に関することで、政府や県が推進したこともあり、自由党の掘越寛介などと軋轢を生じていた（史料185、187）。

明治一五年一二月、談話会という組織がつくられた（史料191）。結成には、長谷川の他に竹井澹如、中村孫兵衛、根岸武香、さらには石川弥一郎などもかかわっていたようである（史料193）。発足後の会計帳簿などは石坂金一郎が記載、中村孫兵衛が警察への届出をするなど、かつての七名社の面々の再結集という趣である。これも記録が残るのは一年ほどで、長谷川は再び県政に転じ、北埼玉郡長などから埼玉県書記官となる。明治二三年に辞職して第一回衆議院選挙に立候補するが次点、第四回まで立候補するが当選はならなかった。区、郡、県と進んできた長谷川敬助にとって、国会は最終目的であったのであろう。

以上、創設社員を中心についてみてきたが、今後はさらに、第二

期七名社で大幅に拡大した社員を含め、七名社の活動が地域社会に及ぼした影響を丹念に検証していく必要がある。

（重田 正夫）

石坂金一郎	小泉寛則	鯨井勘衛	竹井澹如	竹井懿貞	吉田市十郎	根岸武香
安政4年(1857)5月14日～大正4年(1915)3月1日	嘉永元年(1848)5月25日～明治42年(1909)5月25日	安政元年(1855)11月5日⑨～大正10年(1921)6月17日⑩	天保10年(1839)12月3日～大正元年(1912)8月7日	安政元年(1855)1月11日～明治36年(1903)4月25日	弘化2年(1845)10月9日～明治39年(1906)12月2日	天保10年(1839)5月15日～明治35年(1902)12月3日
			慶応元年竹井家相続、熊谷町年寄、明治4年熊谷駅取締		明治2年岩鼻県肝煎名主、明治3年郷長、明治4年岩鼻県等外二等出仕	嘉永3年曹山村名主、明治3年弾正台巡察属、明治4年浦和県第一四区戸長
						4月入間県第七大区五小区戸長、8月4日入間県議者
	1月7日第八大区学校諸務掛補			5月アメリカ留学	1月地券掛、学校興立事務掛兼議者、2月議者兼戸長	5月28日学区取締兼勤
	1月襄尻学校保護役		7月河瀬県令留任運動、12月熊谷県南第八大区副区長⑬		7月河瀬県令留任運動、福島県半田銀山管理(鉱長)⑯	4月議者廃止
				2月帰国、12月熊谷駅戸長		
(年月未詳)戸長、第十五番中学区取締	7月3日第十五番中学区学区取締			3月熊谷駅戸長⑮		10月10日埼玉県出仕、第五課担任(学務)
	12月7日埼玉県九等属、第五課担任		1月長井市太郎などと村岡村に書見場を開設⑭	6月埼玉県九等属、第五課学務担当	2月26日内務省御用掛、庶務局事務取扱	3月24日教育会議掛、7月2日依願免本官、12月12日第七大区学区取締
	7月15日浦和桶川熊谷行在所御用掛				1月15日宮城県出張、8月14日北垣少書記官巡回随行(大阪府以下5県)	
4月入間高麗郡書記	3月18日児玉賀美那珂郡書記、12月13日児玉賀美那珂郡長		5月県会議長	1月13日依願免本官、5月県議員、立案委員	3月8日松田大書記官琉球藩出張随行、11月10日地方官会議草案取調掛	5月9日県会副議長
7月17日大里幡羅榛沢男衾郡書記	(児玉賀美那珂郡長)		4月県会議員辞職	4月県会副議長、10月熊谷駅町会議長	3月26日取調局事務取扱、12月7日事務章程取調掛	4月県会議長
(大里幡羅榛沢男衾郡書記)	(児玉賀美那珂郡長)				5月9日埼玉県下備荒資百円差出二付銀杯下賜、11月7日内務省権少書記	
4月依願免本官、5月県議員	(児玉賀美那珂郡長)	玉井村に私立益善学校を開校⑰			12月27日内務少書記官	
(県議員)	12月11日北埼玉郡長				5月9日富山県大書記官、内務省少書記官	
(県議員)	10月27日埼玉県庶務課長				2月27日大蔵少書記官、租税局勤務	
(県議員)	(埼玉県庶務課長)					
(県議員)	8月25日北足立新座郡長				3月9日大蔵書記官、総務局監督課長、日本鉄道会社兼日本郵船会社会計監査官	
(県議員)	(北足立新座郡長)					11月県議員
(県議員)	(北足立新座郡長)					
(県議員)	(北足立新座郡長)					
(県議員)	(北足立新座郡長)			7月衆議院議員(群馬県選出)		10月県会議長
24～27年県議員、25年県会副議長	24～26年北足立新座郡長、27～30年秩父郡長、秩父鉄道取締役	24～28年玉井村村長、29～32年郡会議員⑱				24年県議長(～25年2月)、27～30年貴族院議員
埼玉・明910-121	埼玉・明1935-169			埼玉・明931-254	国・叙00231100	根岸家1455 根岸武香事蹟取調

玉県行政文書の、それぞれの請求番号である。その他に、日下部朝一郎編著『熊谷人物事典』(国書刊行会、1982年)、下田東江編『大玉人物事典』(埼玉県、1998年)などで補った。それ以外を出典とした場合は、該当欄に丸数字を付したつぎの資料である。①本書史料船川家文書目録』解説、⑨『埼玉県大里郡制誌 全』p57、⑩『ものふ』第6号、p25(埼玉県立熊谷女子高校日本史部、1978年)、資料編19、p166、⑭ ⑦に同じp230、⑮『熊谷市史』後編、p80、⑯埼玉県立文書館収蔵吉田(市)家22「記録第二」

表1 七名社創設社員及び主要関連人物の履歴

		関連事項	石川弥一郎	長谷川敬助	稲村貫一郎	中村孫兵衛
生没年			嘉永5年(1852)9月 ～昭和5年(1930)2 月28日	嘉永3年(1850)7月28 日～大正11年(1922)7 月16日	嘉永3年(1850)5月 5日～昭和8年(1933)4 月	安政元年(1854)6 月20日～昭和8年 (1933)9月24日
明治4年以前	1871	明治4年7月廃藩置県、 11月入間県・埼玉県設 置			慶応3年名主	
明治5年	1872		4月8日慶應義塾入社 ⑥		上川上村副戸長	
明治6年	1873	6月熊谷県を設置	1月熊谷県南八大区学区 取締⑦	6月5日北河原村副戸 長		上中条学校校務掛
明治7年	1874	1月民撰議院設立建白書 を提出、7月河瀬熊谷 県令留任交渉①	7月河瀬県令留任運動	4月17日学区取締	戸長	
明治8年	1875	2月大阪で愛国社を設 立、熊谷で七名社を結 成②				
明治9年	1876	8月熊谷県廃止埼玉県に 合併、9月熊谷で進修会 結成③	10月14日地租改正事 務局出仕、11月11日 千葉県出張、11月25 日茨城県出張	5月4日学区取締兼務	第十五区副区長	3月23日上中条村戸長、 5月26日第十五区地租 改正調総代兼務
明治10年	1877	9月西南戦争終結、10 月熊谷と幸手を中心に 共同会結成④	1月8日千葉県出張	4月16日学区取締差免、 5月21日第十五区区長、 7月9日学資改正御用 掛		2月23日依願兼務差免、 7月23日依願戸長差免
明治11年	1878	2月第二期七名社発足、 4月第2回地方官会議 を開催	3月21日高知県出張	4月24日区長差免		10月上中条村会議員、 同議長
明治12年	1879	3月埼玉県で郡制を施 行、6月埼玉県で第1回 通常県会開会	5月31日新潟石川両県 出張、12月12日さら に石川県出張	3月17日入間高麗郡長	3月26日入間高麗郡書 記	4月11日入間高麗郡書 記、5月27日県会議員、 立案委員
明治13年	1880	1月交詢社設立、3月国 会期成同盟第1回大会、 4月集会条例	6月30日兼大蔵五等属、 租税局勤務、12月21 日地稅修正部詰	4月26日依願免官、10 月県会議員	4月22日依願免本官、 10月県会議員	(県会議員)
明治14年	1881	10月国会開設の勅諭、 自由党結成、11月日本 鉄道会社設立	12月19日大蔵四等属	2月県会議長、常置委員、 11月日本鉄道会社理事 委員	(県会議員)	(県会議員)、2月6日県 会常置委員
明治15年	1882	4月立憲改進黨結成、 12月熊谷を中心に談話 会を設立⑤	12月27日大蔵三等属	5月県会議員辞職	(県会議員)	(県会議員)、4月25日 県会副議長、5月8日 常置委員
明治16年	1883		10月29日大蔵二等属		(県会議員)	(県会議員)
明治17年	1884	6月高崎線開通、11月 秩父事件	5月20日二等主税属、 12月27日一等主税属	10月30日北埼玉郡長	(県会議員)、副議長、 常置委員	5月23日埼玉県四等属、 土木課
明治18年	1885			4月9日北足立新座郡長	(県会議員)、常置委員	(埼玉県土木課)
明治19年	1886		3月10日大蔵属、主税 局勤務、12月23日兵 庫県収税長	8月12日埼玉県書記官、 第二部長	(県会議員)	1月12日秩父郡長、8 月31日埼玉県典獄、監 獄課長
明治20年	1887				(県会議員)	(監獄課長)
明治21年	1888			7月5日町村制施行事 務取調委員	(県会議員)、常置委員	(監獄課長)
明治22年	1889	2月大日本帝国憲法発布	9月28日会計検査院檢 査官補		(県会議員)	(監獄課長)
明治23年	1890	7月第1回総選挙、11 月第1回帝国議会		3月3日依願免本官、7 月10日衆議院議員選挙 (次点)	8月県会議員辞職	3月24日南埼玉郡長、 10月25日大里幡羅榛 沢男舎郡長
明治24年以降(含民 間事業)	1891		会計検査院検査官、日 本弘道会熊谷支会長	熊谷銀行取締役頭取、 埼玉農工銀行頭取	愛生舎、熊谷銀行頭取、 熊谷貯蓄銀行	24～31年大里(幡羅 榛沢男舎)郡長、秩父 鉄道重役、那須埼玉開 墾社
履歴書			国・任 A00112100 など	埼玉・明 902-42、⑧	埼玉・明 910-83	埼玉・明 2006-48

出典 表の最下段履歴書欄に記した各人の履歴書を基本に作成した。「国」は国立公文書館、「埼玉」は埼玉県立文書館収蔵埼玉里郡郷土誌(元版、1919年、埼玉日報社)、『埼玉県議会史』第6巻「埼玉県議会歴代議員録」(埼玉県議会、1966年)、『埼玉14、②史料205⑨、③史料33、④史料53、⑤史料191、⑥史料1、⑦林有章『熊谷史話』p223、⑧『堀口家・長谷川家・⑩新井常雄氏『幕末明治初期における庶民教育史料集成』p122(自家版、2014年)、⑪⑨に同じ、⑬『新編埼玉県史』

表2 第二期七名社の社員と集会

No	社員				居住村	生年月日	年齢	出席回数	演説回数	結成会	1 演	2 討	3 談	4 談	臨時会	5 討	6 談	7 演	8 討	
	氏名	一次	二次	入社日																
1	長谷川敬助	○	本社員	2・10	北河原村	嘉永 3.7.28	28	22	6	○	●	○			○		○	●	○	
2	稲村貫一郎	○	本社員		上川上村	嘉永 3.5.5	28	12	2											
3	中村孫兵衛	○	本社員	2・10	上中条村	安政元 6.20	24	27	6	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	
4	石坂金一郎	○	本社員	2・10	中奈良村	安政 4.5.14	21	23	6	○	●	○	○		○	○		●	○	
5	鯨井勘衛	○	本社員	2・10	玉井村	安政元 11.15	24	11	1	○	●	○	○		○					
6	樋口善次郎	△	本社員	2・10	上中条村	弘化 2.5.14	35	11	1	○										
7	原口通弘	△	本社員	2・10	西別府村			13	0	○	○	○	○	○		○		○		
8	長島作八郎		本社員	2・10	上江袋村	安政 6.6.21	19	17	3	○			○	○		○			○	
9	小林 鼎		本社員	2・10	北河原村			2	0	○	○									
10	中村謙七郎		本社員	2・10	酒巻村			11	2	○	○	○	○		○		○		○	
11	鯨井勘一郎	△	本社員	2・10	玉井村	安政元 2.18	24	9	0	○	○			○		○			○	
12	森 茂三郎		本社員	2・24	中奈良村	嘉永 3.12.25	28	12	3		○	○	○		○				○	
13	八木原愛助		本社員	3・3	上川上村			16	0			○	○		○	○	○	○		
14	四分一清作		本社員	4・7	柿沼村	安政 2.12.28	23	3	0						○		○	○	○	
15	古沢花三郎	△	本社員	4・17	大麻生村	安政 2.3.9	23	9	3								○	○		
16	塚田啓太郎		本社員	8・4	蓮沼村	安政 6.10.22	19	11	1											
17	瀧口哲二		副社員	2・10	西別府村			5	0	○	○			○					○	
18	林 勘兵衛		副社員	2・10	熊谷駅	安政 6.3.1	19	2	0	○				○						
19	宇田川市郎		副社員	2・10	上江袋村			10	2	○						○		○	○	
20	長島徳三郎		副社員	2・10				6	1	○			○			○		○		
21	堀井庸寛		副社員	2・10	永井太田村	天保 15.4.17	34	11	1	○						○		○		
22	萩原信有		副社員	2・10	永井太田村	天保 2.2.27	47	11	2	○		○						○		
23	武井敏太郎		副社員	2・10	永井太田村	安政 2.4.1	23	5	0	○								○		
24	井田 諄		副社員	2・10	弥藤吾村			8	1	○		○						○	○	
25	吉岡庄三郎		副社員	2・10	北河原村			2	0	○	○									
26	今村三五郎		副社員	2・10	南河原村			1	0	○										
27	坂本与惣次郎		副社員	2・24	深谷駅	嘉永 2.7.2	29	20	4		○	○		○		○			○	
28	田島大重		副社員	2・24	西大沼村	嘉永 2.3.27	29	17	4		○	○				○		○	○	
29	小林呉十郎		副社員	2・24	北河原村	嘉永 6.4.28	25	2	1		○									
30	今村喜代助		副社員	3・3	南河原村			2	0											
31	代島久義		副社員	3・3	代村カ			5	0			○								
32	藤木銈次郎		副社員	3・3				5	0			○				○				
33	肥留川唯二郎		副社員	8・18				2	0											
34	鈴木孫四郎		傍聴					1	0				○							
35	江黒仙太郎		傍聴		明戸村			6	0											
36	江黒忠三郎		傍聴		明戸カ			2	0											
37	同 殊 (カ)		傍聴カ					1	0											
38	樋口織三郎		傍聴		上中条村			1	0											
39	大井 中		傍聴					5	0											
40	黒江仙五郎		傍聴					1	1											
41	堀井敬慎		傍聴カ		西別府村			1	0											
44	鈴木五郎		傍聴		玉井村カ			1	0											
42	小林六郎		社外客員		(北河原村)			1	1		●	●								
43	竹井澹如		社外		熊谷駅	天保 10	38	3	0					○	○					
45	竹井懿貞		社外		熊谷駅	安政元 1.11	24	1	0											
46	石川弥一郎	○	社外カ		(熊谷駅)	嘉永 5.9	26	0	0											
47	小泉寛則	○	社外		(三ヶ尻村)	嘉永元 5.25	30	1	0											
48	傍聴人							9	0											
	出席計							361			20	22	14	10	9	8	13	5	14	13
	うち演説							55			6								3	

(出典は、史料 207「七名社会場記事」を基本とし、中村孫兵衛「過眼雑録」(中村(宏)家 60)所収の人名録、県行政文書の戸長名簿、創設社員、△は途中から参加。出席回数から 29 までの欄は、集会の回数と内容、演は演説会、討は討論会、談は談話会、●は出席して

表3 第二期七名社集会での演説者と演題

主題	社員名	会数	演題
1 民権	本社員	長谷川敬助	19 演説会ノ利益アルヲ論ズ
		中村孫兵衛	12 討論演説ハ国力ヲ振起スルニタルヘキノ説
		古沢花三郎	17 政治ノ善悪ハ政体ニヨラサルノ説
	副社員	宇田川市郎	12 自由ハ人民ノ適度ニ応スヘキノ説
		坂本与惣次郎	14 圧制ハ自由ノ原素タルヲ論ス
2 議会	本社員	坂本与惣次郎	17 憲法ナキノ国民ハ自由ナキノ説
		長谷川敬助	9 国会設立ノ順序ヲ論
		稲村貫一郎	17 議員其人ヲ失スルトキハ却テ圧制手段トナルノ説
		中村孫兵衛	1 県会開クベキノ論
		中村孫兵衛	17 国会設立ノ機ハ在廷諸君印綬ノ解クノ日ニアリ
	副社員	古沢花三郎	9 国会起スヘキノ説
		井田 諄	14 民会起スヘキノ説
		坂本与惣次郎	9 国会設立ノ機来リシノ説
		坂本与惣次郎	24 議員撰挙法
		長谷川敬助	14 新法ノ郡長ハ議員ヨリ其任輕キノ弁
3行政	本社員	鯨井勘衛	1 地方分権論
		長島作八郎	9 布告ノ徹底ヲ要スルニハ仮名書ヲ可トスルノ論
	副社員	田島 太重	19 郡長ハ公撰スベキノ説
4 法律	本社員	石坂金一郎	12 大赦ノ典ハ半開国ニ適ス
		石坂金一郎	19 犯姦律論
5 兵事	副社員	田島 太重	9 徴兵令改正スヘキノ説
		黒江仙五郎	12 巡査ヲ賛成スルノ説
6 教育	本社員	石坂金一郎	1 小学設立ノ方法改良スベキノ説
	副社員	堀井 庸寛	14 教育之説
		田島 太重	14 小学ヲ盛ニシ及ヒ家庭教育必要ノ説
7 徳育	本社員	石坂金一郎	7 本邦女子ノ風俗
		石坂金一郎	24 品行論
		中村謙七郎	12 気力論
		塚田啓太郎	24 上下協同之説
	副社員	長島徳三郎	9 権利義務ノ弁
		荻原 信有	14 交際論
8 経済	本社員	小林六郎	1 品行方正ヲ要スル
		長谷川敬助	1 金銭活用スベキノ説
		稲村貫一郎	19 禄券売買ハ禁スベキノ説
		中村孫兵衛	7 地租改正論
		石坂金一郎	9 内国債募集主義ヲ説
	副社員	古沢花三郎	19 良工ヲ養成スベキノ説
		小林呉十郎	9 分業論
9 時事	本社員	小林六郎	1 今日ノ急務ヲ産業ヲ起スニアリ
		長谷川敬助	12 主上御巡幸ノ趣意ヲ誤解セシ県官及区吏アルノ風聞ヲ説ク
		中村孫兵衛	14 日本政府英雄ナキノ説
		中村孫兵衛	24 方今ノ急務
	副社員	長島作八郎	12 華(盛脱)頓之履歴英名ヲ賛ス
10 社会	副社員	長島徳三郎	12 西郷ノ死ハ国ニ益アルノ説
		荻原 信有	9 娼妓ハ切手ヲ以テ販売スヘキノ説
		田島 太重	12 流行ノ神仏ヲ祈ルノ不可ヲ論ス
11 その他	本社員	長谷川敬助	7 任侠ヲ尚ブノ説
		中村孫兵衛	9 卑属人民ヲ御スルニハ案山寺(子)ヲ以足ルノ論
		樋口善次郎	17 名実適合ヲ要スルノ説
		長島作八郎	14 万物保護ヲ頼ノ説
		中村謙七郎	14 百事注意ヲ要スルノ説
		森 茂三郎	9 鶯ノ説
		森 茂三郎	12 間接ノ害ハ直接ヨリ甚キノ説
	森 茂三郎	14 酒ト茶トノ利害輕重ヲ論ス	
副社員	宇田川市郎	9 目的論	

(史料207「第二期七名社会場記事」より作成)

第一部 編年史料編

1 一八七二(明治五)年四月八日 石川弥一郎の慶應義塾入社記録

〔慶應義塾入社帳 第一巻〕

本人姓名

石川弥一郎

府藩県

入間県武州

身分

農

宿所

三田二丁目松本常吉

父或ハ兄弟ノ姓名自分当主ナレ

父八郎右衛門

ハ記ルスニ及ハス

年齢

申二十壹歳

社中ニ入タル月日

申四月八日

入社証人ノ姓名

三田二丁目豊永高義

(解説)『慶應義塾入社帳』にみえる石川弥一郎の入社記録である。熊谷宿とは明記しないが、年齢、父の名前からして七名社の中心人物となる石川弥一郎である。石川の修学については、これまで寺門静軒に漢学、戸根木格斉に数学を学んだとされてきたが(『熊谷人物事典』)、この記録の確認により、青年時代に慶應義塾に入社し、最新の欧米学問を修得していたことがわかる。保証人の富永高義は、石川の宿所と同じ三田になっているのが、明治五年八月三日に政府へ小学校建立を建白している東京府貫属土族で南伝馬町三丁目千代田三左衛門同居の富永高義と同一のように思われる(国立公文書館・建〇〇〇三三〇〇)。入社帳では、石川はこの翌六年一月二四日には、学制実施以前であるが入間県から学校諸務掛兼学校飯教師を命じられ(『熊谷史話』一三三頁)、五月には竹井澹如や吉田市十郎と小学校設立に奔走している(『熊谷市史』資料編8、一五三頁)ので、三田に住み込んでの修学は一年足らずであったと推測される。慶應義塾への入社も、入間県か

らの派遣のようなものであった可能性もある。

2 一八七四(明治七)年七月四日 大久保利通書状(五代の書に

答へ内務大丞河瀬秀治の熊谷県令兼任罷免に關し吉田を説得せ

んことを依頼したるものなり)

〔大久保利通文書第六巻〕

拝読仕候、扱吉田なる者出京致居候付、今朝御面会之由、後刻御出被下候趣承知仕候、三字ニハ帰宅可仕と相考候事柄ハ、川瀬を何く迄も令二据置度、当春大丞江登庸之時分も大ニ議論有之候処、県官大属以下拾数名動かさる様可致尽力と請合いたし候次第にて、其行懸より川瀬も進退之事申立候事ニ相成居候、尤同人勸業権頭も兼勤ニ而、其上熊谷県令迄兼勤ハ实地出来候処ニ無之、此度県令ヲ免スルと申事、よろしく拾数名之官員人民江約束致候信義を不立候而は不相済と之事ニ而進退スル訳も有之、到底吉田始之処承知さへいたし候得はそれにて事済申候付、右之御含ニ而御説得可被下奉願候、御答のミ早々如此候、拜首

七月四日

利通

松陰高台下

(解説)この書状によると、まず吉田市十郎が旧知の五代友厚に、河瀬熊谷県令の留任を大久保内務卿へ働きかけるよう依頼したようである。それをうけ五代が大久保に手紙を出し、それに対する回答である。宛名の松陰は五代の号である。この手紙で大久保は河瀬問題についての考えを明確に示している。すなわち、河瀬はすでに大丞、勸業権頭も兼務しているので、熊谷県令の兼務は無理である。問題は、県官が吉田らに県令を移動させないと請け合ってしまったことにある。そこで吉田を五代から説得して欲しい、という内容である。『大久保利通日記』下

卷(『日本史籍協会叢書』)によると、七月五、六、八日と大久保は五代に会っている。吉田らが内務省へ出頭し、林友幸大丞と面会するのは七月一日である。この一件についての経緯は、吉田の投書原稿(史料14)に詳しい。

3 一八七四(明治七年)七月八日 五代友厚書状(吉田市十郎存意確認)

〔大久保利通関係文書三二五〕

昨日は御投書被成下候処、折柄混雜御請も不申上失敬之罪御海恕被下度、今朝御出仕迄ニ参上可仕旨申上置候処、実は吉田市十郎儀兩日前より出京罷在、今朝拙宅^江参候筈ニ御座候間、当人之存意承候上参上仕候事ニ存直し申候間、不取敢今朝不参を上申仕候、午後は何時比参上仕候ハ、御在堂被為在候哉、御口達にて御返詞奉伺度候、此旨奉得尊意候、恐々頓首

七月八日

松陰

甲東高台下

猶々、吉田一条事柄は粗相分申候ニ付、何分当人存意承見申度、依之今日迄は御省^江御呼出御控置被下度候事

(解説) 差出人の松陰は五代友厚、宛名の甲高は大久保利通の号である。この書状によると、吉田市十郎は二日前、七月六日から出京して、八日の朝に五代の所に来ることになっている。史料2で四日朝に吉田が五代の所に来たというのは何か行き違いか。五代は、今朝吉田と会って意向を聞くので、それまでは吉田を内務省へ呼び出すことを延期して欲しい、と大久保に依頼している。四日の大久保書状で依頼された吉田の説得をするのであろう。この日の午後四時に大久保は帰宅し、そのあと五代が来て囲碁をしている(『大久保利通日記』下巻)。

4 一八七四(明治七年)七月二十九日 楯取素彦書状(熊谷県権令拜命、お久病状および東上依頼)

(萩博物館所蔵)

別紙古手形返上忘却仕居今般相送り候、以上

大暑難凌候得共弥御揃御健康奉賀候、北堂君御老体聊時氣御支りも無之候哉、拙生も頑健消日万御省念可被下候、扱去々月より阿久胸痛相悩一時ハ劇痛候共、岡田以伯も来診、殊ニ吾兄も山代より御帰宅御見廻被下候様子、一時ハ頗ル掛念候処漸快候ニ趨候哉ニ而、追々自筆之書翰も差越先ツ安心仕候、乍此上宜布御心添奉希上候、扱小生転任長崎県ニ而モ被差越候哉之模様有之甚喜悅、右相運ひ候得ハ赴任序一寸帰宅、家政向改革相談も仕度相察候処、豈凶ンヤ過ル六日大久保内務卿より用談之次第有之、至急出京之義被相達單身不取敢出京候得ハ、品々談話之末熊谷県^江転任候様内意被申聞、一時ハ殆ント当惑、同県は八拾五万石も有之、入間・群馬合併民情犷強往々難治ト称シ候土地柄、加之近来老境魂氣も薄く帰田之念難禁折柄、前条大県独任ハ甚無覺束、兼々関以西之県ニ候得ハ結尾之奉職も相任シ度候処、存外之地ニ被擬再応辞避も仕見候得共、朝旨地方人民ニ厚ク御心ヲ被為用候次第、懇篤被相諭無余義御請仕、遂ニ過ル十九日同県権令拜命、二十二日より小田原御用引送りニ被差越、昨二十八日出京、是より来月五日六日比熊谷^江入県之覚悟ニ御座候、就而ハ内外多端一入差間候間、阿久弥全快ニ到り候得ハ、秋涼ヲ待ち又々東上為致度、此辺方々食客且ツハ無余義救助等不少入費、今更計算候得ハ自力ヲ驚々程之事、爾来阿久来り候得ハ嚴重改革、真ノ任地ニ而ハ家内暮ニ相改メ度、何卒養生旁別段御心ヲ被添候而、早く東上相成候様吾兄よりも御勧諭被下度、尚緩々得御意度件不一廉候得共、先ハ御吹聴御見廻旁匆々頓首

七月二十九日

素彦

尚々、時令御用心専一二奉存候、北堂君・玉木翁御近族間江可然御伝意可被下候、河北義之助より承り吉田小太郎子事申居候御すゝめ、私許迄ニテモ被差越候ハ如何、当時之学風玉木翁杯不被好候得ハ、乍不及地方官之稽古ニ而も為見習候ハ如何哉

民治様

(解説) 楢取素彦が熊谷県権令に任命された経緯を報告し、併せて妻久(寿)の病状を聞き東上を依頼した書状である。宛名の「民治」は杉民治で、妻久や吉田松陰の兄で萩在住である。このとき楢取は足柄県参事で、つぎは長崎へ転任と思っていたところ、七月六日に大久保内務卿に呼び出され、熊谷県権令の内示を受け「殆ント当惑」と語っている。その理由は、熊谷県は八五万石もある大県、民情は「強強」(荒々しい、悪ずるい)で難治の県、そして自分は近年「老境魂氣」も薄く郷里に帰りたい心境であると述べている。「存外之地」なので再三辞退したが説得され、七月一九日に拜命、八月五、六日頃に熊谷へ赴任の予定と伝える。楢取が辞退しようとした三つの理由のうち難治の県ということについては、二日前の大久保利通書状にあるように、吉田市十郎が五代友厚を通じて河瀬熊谷県令の留任を大久保へ願ひ出ており、そうした状況も聞かされていたのであろう。この年楢取は四六歳、妻も病気で家庭的にはかなり厳しい状況にあった。兄の民治には、妻久の病状が回復したら熊谷に来るよう頼んでいる。追伸にある玉木翁は民治の叔父玉木文之進、吉田小太郎は民治の長男である。

このように、河瀬から楢取への熊谷権令の交代は、大久保の強い意向で実現したが、この人事には当の楢取も消極的で、熊谷県では吉田市十郎、竹井澹如、石川弥一郎らによる楢取権令の排斥運動へと進んでいった(史料16)。なお、本書状は、二〇一五年に江戸東京博物館などで開催された特別展「花燃ゆ」の図録一四一頁の写真版から解読した。

5 一八七四(明治七)年七月一九日 楢取素彦書状熊谷県権令拜命)

(『木戸孝允関係文書第三巻』一七六人一二八)

酷熱中尊候、御清泰御起居可被成と奉敬賀候、扱過日は於湯本村に御寛暗に接し尊論縷々万謝、奉別後京撰間大分御遊覧之由、近年之御保養とと奉賀候、将御内諭之崎陽行窃に企望仕居候処、御都合も有之事歟、其議は相止み熊谷県権令転任過る十九日拜命仕候、頓に御承知にも可相成、河瀬は大丞引除に相成り、小生代りは城多董同日足柄権参事拜任、柏木退休論に付而は追々尊聴を相煩し阻抑にも殆んと困却之際、大保卿態と出京を被命懇切面諭之旨も有之、依而前日之議差控一先勤続之事に一決安着仕候間、此辺は総て御降神可被成候、小生も微力を以大県之主任に膺り候儀前途之運ひ方如何可有之哉と甚無覚束候得共、一層奮励力の及候限丈は勉務も可仕候間、乍此余厚く御心添奉希上候、先は御帰県後之御見廻転任御吹聴旁、勿々奉呈一書候、恐惶頓首再拜

七月廿九日

素彦

追而、時令御大切御加養專禱仕候、乍憚奥様にも可然御鶴声可被遣候、以上

木戸従三位殿閣下

(解説) 楢取素彦が木戸孝允に熊谷県権令を命じられたことを伝えた書状。木戸は明治七年五月二八日に横浜を発して帰国の途につき、その日は箱根湯本に泊まった。翌日、「柏木・楢取来訪閑談数字」とある(『木戸孝允日記』第三)。この書状の冒頭で湯本村に言及しているのはこのことを指している。当時柏木は足柄県権令、楢取は明治五年八月から同県参事をしてきた。このとき木戸から崎陽(長崎)への転任の話があったようで、楢取もそれを望んでいた。しかし、何か都合

があつたようで、七月一九日に熊谷県権令を命じられてしまった。熊谷県は大県であり、「甚無寛束候得共」できる限りの努力はするので、お心添えを願いたいと、木戸へ率直に心境を吐露している。

6 一八七五(明治八)年一月二日 石川弥一郎書状(助教人選、
訳書小社相談)

(長谷川家一〇二八)

〔封筒裏書〕「北河原村長谷川敬助様奉答 熊谷駅石川弥一郎」

〔封筒表書〕 第一月廿一日 一円十錢五厘

芳墨拝承、貴意一々奉敬承候、然は御心配被下候助教之義、此方二
而も其々及手配、已二大略相整候、尤も未々確乎セザル者も有之候
間、其者を篤ト取調、若欠員有之候得は、其旨早速申上御依頼可申
候間、左様御承知有之度奉願候、但幸便之節兩名之学業、算書如何
を御報知被下度、是亦奉願候

右様之次第二御座候間、切角御周旋を勞し候義奉多謝候、不悪御承
引被下度候、訳書小社之義貴報相待候故、未々外^江は不及相談、併
御書面之趣二而は大半同意之義ト奉察候二付、至急玉井辺^江香巒を
以て及相談申べく、猶近日稲村^江は小生参り篤ト相談可仕、心算二御
座候

右申上度、書余残之讓面陳候也、草々頓首

第一月廿一日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

(解説) 年代は記載されていないが、「訳書小社」の内容から石川弥一郎書状(史料8)に先立つ、明治八年一月二日と推定される。長谷川、石川ともに学区取締なので小学校の教員の人選をしていたのであろう。ここに「訳書小社」と出て

くる組織は、のちに「七名社」として登場する学習結社で、翻訳書の講読が目的であつたことがわかる。「玉井辺」とは、七名社の同人となる玉井村の鯨井勘衛のことか。「香巒」は、熊谷宿の小泉香巒である。新潟の出身で、漢学を寺門静軒に学び、明治二年、熊谷宿で書道塾を開き、門弟数百人という。七名社結成の媒介人とされる。今のところこの書状が七名社の結成を伝える最初の史料で、石川、長谷川が中心で、鯨井、稲村に誘いをかけたようである。小泉香巒は、石川などより一〇歳近く年長である。

7 一八七五(明治八)年二月一日 田中正彝書状(年賀、鶏卵
落手、一級昇進、石川に書状依頼)

(長谷川家一〇二〇)

〔封筒裏書〕 長谷川敬助様 田中正彝

新年之御吉慶千里同風申納候、然は去歲御帰郷後、鶏卵正二落手、
大に妻をして喜バシム、難有々々、小弟儀も客歳極月一級昇進、不
肖之身不堪慚愧候、尊大人并北堂君御無事之事奉南山候、閑暇之節
八年始状位よこしてもよかるべし、蓋シ商用多忙二付之ヲ裁スルニ
不暇乎、敢問、石川兄出京二付一書拝呈候也、匆々頓首

二月廿一日

追而、中郵清介君へ宜敷

(解説) 差出人は、明治八年と推定される同封の石川弥一郎書状(史料8)で、田中正彝依頼と明記される。田中正彝は、妻沼出身で両宜塾に学ぶ。寺門静軒の没後東京に出て勉学、当時は内務省に勤務。詳しくは『熊谷市史』資料編8、四七〜四八頁。

8 一八七五(明治八)年二月一六日 石川弥一郎書状(上京田中氏訪問、翻訳小社之義相談) (長谷川家一〇二二)

〔封筒表書〕
一北河原村長谷川敬助様要用 熊谷駅石川弥一郎
八年二月十六日

其後は甚御疎濶申候、然は此程一寸出京、田中氏相訪候処、別封被相託候間差上候、本月六日稲村氏を訪ひ、兼而御相談申上候翻訳小社之義及相談候、至極妙ト申、速ニ同意、且外社人入も大略相定候ニ付、同氏より貴兄江照会之上、会同之日限、迂生方より報知致呉候様約束致候、定而同氏より已ニ申上候義ト奉察候、乍併会同以前是非共拜眼仕度存候処、頃日は甚多忙ニ而、参堂仕候義ニも不相成次第、乍失敬御序も有之候得は、御来駕奉願上候

石坂金一郎君江は貴兄より御相談相成候哉、是亦御序之節御報知奉願上候

社員あまり多数ニ相成候而は、却而不都合も可有之ト申一同之評論ニ御座候、即今十名内外ニは可相成見込ニ候間、先づ是ニて足矣ト存候也

右申上度、書余讓面陳候、頓首

二月廿^{十六}一日 石川弥一郎

長谷川敬輔様 侍史御中

二白、廿日以前は他出仕候

(解説) 口絵4。年代は、封筒表書による。文書館の目録はこれを見落し、年号未詳としている。本文で、日付を「廿一」から「十六」に変更しているのは、追伸にある廿日まで不在と関連するのであろう。稲村へは二月六日に石川が話し、石坂への声かけは長谷川からするか相談している。この段階で会名は「翻訳小社」となり、社員も一〇名内外とされ流動的である。明治八年四月一六日の七名社規

約第五条に「本年二月結社セシコト、看做シ」とあるのはこの辺りの動きを意味しているのであろう(史料205⑨)。

七名社の成立過程については、彼らより少し若い林有章の「七名社と進修会」(『熊谷史話(幽嶂閑話)』所収)がよく知られているが、ここであらためて検討してみよう。まず、両宜塾との継続の視点である。両宜塾を主宰した松本万年の書状に「購書餘金」に言及したことがあること、またそれよりやや遅れるとみられる石川弥一郎と推測される書状に、「書講」の掛金徴収に言及したものがあ(『熊谷市史』資料編8、四九頁)。書物が高価であった時代には、講のような積金をして購入し、共同で利用するのは、ごく普通のことであろう。問題は、それが翻訳書という形で具体化されることである。この地域の豪農にとつて、徳川民部卿の随行として慶応三年のバリ万博へ行つた渋沢栄一、幕府の依頼で同じ万博へ出品した羽生の清水卯三郎と四方寺村吉田六左衛門の養子吉田二郎など、欧米はかなり身近なものであった。実際、両宜塾の世話をしていた小池水齋のもとには、吉田二郎がバリから出した書状が残っている(『熊谷市史』資料編8、四八〜四九頁)。石川弥一郎は寺門静軒に漢学を学んだとされるが、二二歳の明治五年四月八日には、慶應義塾に入社し、三田二丁目に住んでいる(史料1)。また長谷川敬助と同じ北河原村の小林呉十郎の次兄は、慶応四年一月一八日に二三歳で慶應義塾に入社している永田健助である(史料61)。さらに石川の妹は、ちようどこの書状が書かれた明治八年二月に、アメリカで学業を修め帰国した竹井貞貞と結婚している。こうした環境のなかで、石川弥一郎は長谷川敬助などを誘い、翻訳書の講読を目的とした組織をつくっていったのである。結社の目的が明確に翻訳書の講読にあつたことは、この二通の書状で初めて知られることである。

9 一八七五(明治八)年二月二〇日 吉田市十郎書状(弘成館規則送付) (竹井家四〇九二)

〔封書表紙〕
 一 竹井澹如様 侍史御中 吉田市十郎拜 一
 華翰難有拜読、此程ハ邂逅 御光臨之處、乍例失敬御鹿末之段
 奉多謝候

一、弘成館規則小童二相写漸壹部出来、甚恐人候得共御高論二任差
 上申候間、貴殿様江御取置之分ハ御手許ニテ浄写御命奉願上候、
 御写済之上ハ別冊参事公江御差上奉願上候、相当表ハ一兩日中写
 取可奉差上候、且館中之外他見ヲ禁スルノ規則ニ付、右之趣も一
 応御含置奉願上候、且参事公江も御序之節御伝話奉懇願候
 一、御大切之御書拜借難有仕合奉存候、一兩日中否可奉申上候
 先は右御受迄、匆々頓首

二月廿日 吉田市十郎

竹井澹如様 侍史御中

〔解説〕弘成館は、五代友厚が鉱山事業のために設立した組織。明治六年に大坂
 翌七年に東京に設置した。文中の「参事公」とは、熊谷県権参事津田要であろ
 う。津田の在任時期から明治八年の書状と推定される。弘成館規則写本は竹井家
 四〇八九として現存し、弘成館の内部出収課規則（竹井家四〇九〇）もこのとき
 のものであろう。

10 一八七五（明治八）年 月 日 竹井澹如・石川弥二郎の内務卿宛建

言書（熊谷県長次官を転免し天下の英傑を懇願）（竹井家六二二三）

〔明治八年二月廿七日郵便二付テ差出ス

建言

謹白、大久保内務卿閣下、某等地方長官ノ屢變更スルヲ嘆スル久
 矣、旧県令河瀬秀治殿来り莅ムニ及シテ、深ク民情ノ向背ヲ察シ広

ク衆議ヲ容ルヲ以テ、某等モ亦衷情ヲ吐露シテ献芹之微忠ヲ致スコ
 トアリ、窃ニ以謂ラク、此時ニ当リテ長官数、更ノ弊ヲ擣メハ管下
 人民ノ幸ナラント、諸同志ト共ニ書ヲ作り、在任ヲ六年ト期スルコ
 トヲ 大政府ニ願請アランコトヲ乞フ、然ルニ権参事城多董殿以
 下僚属、其事ノ嫌疑ニ涉ルヲ以テ、其書ヲ権参事以下ニテ姑ク領収
 シ、一朝県令転任ノ命アレハ、百方控告決シテ人民ノ方向ヲ誤ラシ
 メサルヲ論シ、遂ニ連署ノ誓書ヲ賜フ、某等宿志ノ纒ニ遂ケルヲ喜
 ビ、九十万人ノ人民ト共ニ至治ノ沢ニ浴セントセシニ、豈ニ凶ラン、
 明治七年一月ニ至リ、河瀬秀治殿内務大丞兼熊谷県令ニ転任シ、而
 シテ同年七月十日某等ヲ内務省ヘ召シ、大丞林友幸殿ヨリ河瀬秀治
 ノ兼官ヲ免セサレハ、本官ノ事務挙ラサルヲ以テ兼官ヲ免セサルヲ
 得ス、然ルニ権参事以下誓書アルヲ聴ク、宜シク 廟議ヲ奉シ権
 参事以下ノ誓ヲ渝ユヘシト論ス、某等其示論ヲ速ニ奉シ、且ツ管下
 情態ヲ陳述シ、新ニ県令ヲ任スルモ其人ヲ得ガタケレハ、姑ク長官
 ヲ欠キ、現任権参事津田要殿、七等出仕田辺輝実殿ヲ以テ其責ニ当
 タラシメハ、民情ニ適スルヲ信スルヲ以テ、之ヲ諸大臣閣下ニ進言
 センコトヲ乞ヒシニ、林大丞殿、取捨ハ素 政府ノ特権ナルヲ以
 テ予知シ難シト雖モ、某等ノ上陳セシトコロハ必ス大臣閣下ヘ上申
 シ、 廟議参考ノ一端ニ供センコトヲ諾スルヲ以テ直ニ帰県、七
 月十六日諸同志ヲ会シ林大丞殿懇篤ノ示論ヲ伝言シ、十七日権参事
 殿以下ノ誓書ヲ返納ス、同月十九日河瀬秀治殿兼官ヲ免サレ、相取
 素彦殿権令ヲ命セラレ尋テ来莅ム、爾来管下静謐ニ属ス、然ルニ新
 年来楯取権令殿病ヲ称シテ序ニ臨マズ、権参事殿七等出仕殿互ニ上
 京シ、権令殿モ亦上京シ廿四日帰県、先ツ一日七等出仕殿親戚ニ病
 者アルヲ称シ上京、廿五日権参事殿モ不得已ノ事故アルヲ称シテ上
 京ス、某等之ヲ道路ニ聞クニ、長次官ノ間意見ノ合ハサルヲ以テ不

和ヲ生スト、即今ノ景況ニヨリテ觀レハ、某等モ亦其或ハ然ルヲ信ス、此末 廟議ノ如何ハ某等ノ得テ知ルベカラザル所ナリト雖モ、長次官ノ間意見合ハス、不和ヲ生スルニ至リシナレハ、孰レカ転免セサレハ政令一途ニ出スシテ、遂ニ県治ノ弊害タル必セリ、然則長官ヲ転免シテ兩次官ニ委センカ、某等曩ニ新ニ県令ヲ任スルヨリ、兩次官ニ其責ヲ委セハ寧ロ民情ニ適スルコトヲ、林大丞殿へ上陳セシニ、採用セスシテ更ニ楯取殿ヲ権令ニ任スレハ、兩次官ハ熊谷県ヲ委スルノ器ニ非ルトノ 廟議ナルベシ、抑モ兩次官ヲ転免シテ長官ニ委センカ、某等楯取権令殿ハ決シテ熊谷県九十万ノ人民ヲ、託スルニ足ラサルノ器ナルヲ信スルナリ、聴ク楯取権令殿ハ壯歳ヨリ国事ニ尽力シ、頗ル老成ノ人ナリト、即今齡已五十ヲ超ヒ身権令ノ大任ニアリ、然ルニ壯年ノ兩次官ヲ籠絡スル能ハサルノミナラズ、抗抵シテ不和ヲ生スルニ至ル、其度量ノ狹隘ニシテ統御ノ才ナキ知ルベシ、是レ某等ノ熊谷県九十万ノ人民ヲ、託スルノ器ニ非ルヲ信スル所以ナリ、 廟議熊谷県九十万ノ人民ヲ度外ニ置カサレハ、速ニ現任ノ長次官ヲ転免シ、更ニ天下ノ英傑ヲ挙テ、之ヲ長次官タラシメンコトヲ、是レ懇願切望スル所ナリ、始某等長官ノ數更ヲ憂ヒ、河瀬秀治殿ノ来莅ヲ喜ンテ在任ヲ期スルヲ乞ヒ、今日ニ至リテハ在任ヲ期スルヲ望ム能ハサルノミナラス、県治ノ如何ニ至ル□^(中略)測知スル能ハス、実ニ長大息ノ至リナリ、曩ニ某等ヲ内務省へ召シ、民情ノ向背ト鄙見トヲ陳述セシメシヲ追懷スルニ、今日黙止スルハ忠ナラス、寧ロ不敬ニ涉タルトモ、黙シテ不忠ノ人タラズ、敢テ尊嚴ヲ冒瀆シテ肝胆ヲ吐露シ 廟議参考ノ万一二供ス、閣下某等ノ微衷ヲ諒シ其懇願ヲ聴シ、切望ニ副ヒハ將某等ノ幸甚ノミナラス、九十万人民ノ大幸ナリ、誠惶誠恐頓首頓首

熊谷県南第八大区荅小区熊谷駅 石川弥一郎

明治八年二月廿七日
内務卿大久保利通殿

竹井 澹如

(解説) 竹井澹如と石川弥一郎が連名で大久保利通内務卿に提出した懇願書の控である。料紙は八行の罫紙で、表紙中央に「建言」、右端に郵便で提出した旨を明記する。同年五月二六日付の吉田市十郎書状(史料19)でもこの建言に言及するので、提出されたことは確実である。内容は、竹井らが明治七年七月の河瀬県令の転任をめぐり内務省に呼び出されたとき、しばらくは津田権参事と田辺七等出仕で県政を運営しよう提言したが、国では新たに楯取素彦を権令に任じた。その結果、新権令が権参事ら兩次官と不和を生じ、兩次官は熊谷を去ることになった。しかし、楯取権令は九〇万熊谷県民を託する器ではないので転任させ、「天下之英傑」の就任を懇願する、というものである。ここに吉田市十郎がいなのは、すでに福島県の半田銀山に移住し熊谷県民でないからである。

当時、七名社にも出入りしていた林有章は、平民的な河瀬県令に対し、官僚的な楯取県令と評し、「其内に誰れ云ふとなく今度の県令は駄目だと云ひ振らし竊に内務省へ県令を取替へて貰ひたいと申出た人もあつたと云ふ」と回顧してのは、まさにこの建言であろう(『熊谷史話』二五八頁)。しかし、楯取自体が、八五万石と言われる大県、熊谷県の権令は荷が重いと考えていたことは、内務卿大久保利通から内示を受けたときの書状(史料4,5)から明らかである。

11 一八七五(明治八)年二月二八日 吉田市十郎書状(本県長次

官不和ニ付直言書)

(青木家一五八〇)

謹白、津田熊谷県権参事・田辺熊谷県七等出仕閣下、僕昨年来鉾山ニ従事シ、本県々治ノ状態ヲ詳ニセスト雖トモ、石川・竹井両友ノ書牘ニヨリ両閣下大ニ力ヲ県治ニ尽シ、管下ノ事務燠然タルノ状ヲ

六十里外ノ地ニ了知スルヲ得、両友ノ厚情ヲ歎ビ管下人民ノ大幸ヲ賀ス、然ルニ曩日来示中、本県言ベカラザル艱難ヲ醸成シ、心胆之ガ為ニ寒シ云々ノ高論アリ、僕ノ臆測猜着スル処アリ、私心窃ニ杞憂ニ堪ヘズ、帰郷直ニ出県両友ニ質ス、答フルニ它ナキヲ以テス、而シテ両閣下ニ謁ス、亦異状アルナシ、欣喜家ニ還ル、超テ十九日両友書牘ヲ以テ、本県一大事件ノ生スルヲ示シ僕ノ会同ヲ乞フ、僕出県其状情ヲ問フニ曰ク、本県長次官ノ間意見合ハズ、不和ヲ生ジ廿三日田辺閣下出京シ、廿五日津田閣下出京ス、両閣下ノ出京スルヤ家什ヲ搬運シ、家眷ヲ携帯シ再ビ帰県ノ意ナキヲ示スモノ、如シト、僕愕然失錯ノ至リニ堪ヘズ、頃日窃ニ道路ニ聞クコトアリ、内務省ニ讒ヲ放ツテ言モノアリ、両閣下管下区長ヲ曲庇眷愛姑息ニ其人望ヲ攪シ虚誉ヲ買ヒ、且ツ声息ヲ旧県令ニ通シ相凌、抗抵シテ新長官ノ命ヲ奉セスト、此讒果シテ昌熾シテ今日ノ景況ヲナセルヤ、懼ルヘキカナ小人舌端ノ巧言誣告禍害ヲ構成スルコト、夫レ本県九十万ノ人民ハ、望ヲ長官ニ繫スシテ両閣下ノ身上ニ繋グ、僕ノ諛言ニアラサルナリ、両閣下這般ノ挙動、本官ト人民ノ繋望ヲ抛擲スル弊履ノ如シ、進退ノ間綽々然トシテ余裕アルニ似タリト雖トモ、何ゾ進退ヲ決スル遽然ノ太々甚シキ出タル、僕疑ヲ容レサルヲ得ザルナリ、如何トナレバ一身ヲ潔フスルハ一匹夫ノ所為而已、些々タル末節何ノ両閣下ニ貴ブ所ナランヤ、言ノ出タル駟モ及ブヘカラスト雖トモ、此末政府特命ノアルアラバ、願クハ小節ニ拘々セズ正大ヲ以テ心ヲ立、公明ヲ以テ志ヲ行ヒ、我熊谷県九十万人民ノ期望ニ副ユルコトアランコトヲ、面謁所見ヲ縷陳シ教諭ヲ乞ント欲スト雖トモ、発程明日ニアリ、其志ヲ尽ス能ハズ、豕突ノ直言ヲ献ジ大威ヲ冒瀆スル、是両閣下眷遇ノ万一二報スル所以ナリ、所見ノ不逮ト誤解ノコトアラバ希クバ指教ヲ垂レヨ、款懇迫切ノ至ニ堪ヘス、頓

首々々

明治八年二月廿八日

吉田市十郎

津田熊谷県権参事

閣下

田辺熊谷県七等出仕

(解説) 吉田市十郎が、石川弥一郎と竹井澹如から、熊谷県の津田要権参事と田

辺七等出仕が楯取素彦権令と不和で県を去るということを聞き、熊谷県九〇万人のためにと両人へ直言した書状である。巷で聞くところによると、津田権参事が管下の区長と結託し旧熊谷県令の河瀬秀治に通じ、楯取県令の命令を聞かないと内務省に讒訴した者があったという。いづれにしても、明治六年一〇月からの河瀬県令留任運動の延長にあるもので、ちょうど七名社の結成時期とも一致している。なお、津田の履歴書によると、翌月三月二四日付で内務省七等出仕となっている(国立公文書館・叙〇〇一六五一〇〇)。この書状は、吉田と懇意の下奈良村青木家文書に伝えられる写本である。

12 一八七五明治八年三月七日 吉田市十郎書状(県庁刷新案建言)

(竹井家六一二)

謹啓、台侯愈御万社不堪拊喜奉存候、僕帰省中本県々治之状体ヲ問ニ、旧長官転任来判任官員頓ニ整肅ノ氣象ヲ失シ、朋党相為シ其甚ハ則我ハ印幡党ナリ、少シク怠惰非違アルモ、長次官無如何我ト云ニ至ルト、是レ其悔悟自新ヲ俟ノ違当寛大ニ出ルト雖モ、凡事朋党ノ害ヨリ甚キハナシ、僕頗ル間然ナキ能ハス、僭越ノ罪ヲ冒犯シ大喝一声、判任官ノ睡眠ヲ驚愕警醒セシムル一建言アリ、名曰沙汰官員建言、之ヲ閣下ニ呈シ、参考ノ万一二供セントセシニ、兩次官閣下ノ出京スルニ逢ヒ其志ヲ果サス、将来時機ノ到ルヲ俟テ取捨ヲ乞

ハントス、甚其概略ヲ言ハ、悉皆ノ正権大属ヲ免黜シ、更ニ三名ヲ
挙テ正権大属トシ、其他正権中少属等外吏ニ至ル迄、其責任ヲ尽サ、
ルモノハ悉皆免黜シ、器量品行適當ナルモノヲ挙、其責ニ当ラシメ、
現下人員五分ノ一ヲ減シ、一県協議ノ上更ニ内務省^江上申シ、出勤
時間ヲ午前八時ヨリ午後四時迄トシ、管下人民ヲシテ県治事務淹滞
ノ歎ナカラシメ、在庁官員ヲシテ素餐ノ謗ヲ免レシメンコトヲ、其
法方詳細ニ至リテハ、時機ノ到ルヲ待テ献言セントス
一、御下命福島県警察規程一部本月五日購得郵便ニ託シ送呈セリ、
定テ相達候義ト奉存候、右草白頓首

三月七日

吉田市十郎

津田参事閣下

(解説) 年号は無いが、内容から明治八年と推定できる。津田要が熊谷県を去る
と聞き、吉田市十郎が送った書状である。「旧長官」すなわち河瀬秀治の転任後、
熊谷県庁の官員が党派をつくり弊害が多いことを指摘し、その刷新方法を具体的に
提案している。「印幡党」とは、河瀬の前任地が印幡県であることによるので
あろう。「黜」とは退けること。黜陟(チュツチヨク)で、功無き者を退け、功
ある者を登用すること。「素餐」とは、功勞なく徒に禄を食むこと。津田が熊谷
県庁を去り時期を失したが、将来を期して伝えたもので、吉田の官員像を知ること
ができる。末尾に、福島県警察規程を送るなど、情報提供も行っている。

13 一八七五明治八年三月二〇日

吉田市十郎書状(内務卿へ献言其後、

小室氏へ返書、本県両次官への呈書同封)

(竹井家六一八・六一三)

〔^{肩書表書}中山道熊谷駅竹井澹如様 陸羽道中岩代桑折在平田銀山吉田市十郎

八年三月廿日午前

拜啓、時下春物駘蕩之節 両閣下愈御万祉奉恐祝候、僕無異費光
之条、乍失敬御放神奉祈上候、先頃帰郷中は再三拜趨御厄介相成り、
殊ニ種々御高論拜聴頓ニ茅塞ヲ開キ、実以御札筆紙ニ難尽荒陬ニ僻
在候、以来ハ稟生之至愚一層ヲ加、智識相後レ歎息之至奉存候処、
曩日種々之御高論教示拜戴、頗ル胸臆之豁然タルヲ覚申感激不淺奉
存居申候
*消印「マノ二九ノ号」
*消印「東京ノ明治八・三・二三・朝」
*消印「□代□□ノ「」・「」・「」・二〇・午後」

一、先頃内務卿殿^江御献言之事件ハ其後如何之景況ニ相成候哉、乍
失敬御様子拜承仕度奉願上候

一、小室氏^江は帰国之節諸君之御高案も有之、追テ呈書可致云々、
其他本県下人才之名前等申遣置申候、御投書御下案出来候ハ、
御下示奉願上候

一、本県両次官^江当地ヨリ呈セシ一書アリ、十日ノ菊タルヲ免レス
ト雖モ、両次官此上ノ進退ニヨリ、必シモ無用ニ属スル而已ニも
非スト存申遣置申候、別封入奉読貴覽候、御一笑、右匆匆頓首々々

三月廿日午前

吉田市十郎

竹井 澹如様

石川弥一郎様 侍史御中

(解説) 内容から明治八年と推定される。吉田市十郎が熊谷へ帰郷したのち、福
島へ戻ってから出した書状である。「荒陬」は片田舎の意味である。用件は簡条
書で、最初は二月二七日に提出した楯取権令排斥の建言への反応はどうか。つぎ
の「小室氏」は、三月二五日付書状(史料15)がある小室信夫で、吉田が熊谷へ
帰国したときに聞いた竹井たちの意見を入れ手紙を出しておいた、という意味で

あろう。それに続く「御投書御下案」は何を意味しているのか。竹井たちから小室へ出す書状であろうか。最後は、二月二十八日付の吉田書状(史料11)であろう。

14 一八七五(明治八)年三月二十五日 熊谷県県治之儀につき投書

(中村(宏)家三五八)

〔^(表紙)熊谷県県治之儀ニ付投書〕

乞期在任表

南各区議者副区長等謹テ河瀬県令閣下ニ白ス、某等数百年来本県定住ノ民ニシテ父祖ノ墳墓村里ニ列ナリ五等ノ親族郡邑ニ蔓レリ、仮令議者ノ命区長ノ任ナキモ力ヲ民務ニ尽シ身ヲ国事ニ致シ、以テ閣下本県ヲ撫育スルノ義ニ報シ 朝廷民権ヲ保護スルノ仁ニ浴スルハ各自必然務ムヘキノ通義ナリ、況ヤ其命ヲ受ケ其任ニ当ルニ於テヲヤ、固ヨリ当ニ努力ヲ奮ヒ心志ヲ凝シ其区ノ損害ヲ除キ其村ノ利益ヲ興シ、而シテ閣下ノ某等ニ命シ某等ニ任スル所以ノモノヲ辱ムヘカラス、然リト雖モ其利益興リ損害除ク所以ノ根源ハ閣下ノ茲ニ久ク留ルト否トニアリ、某等努力ヲ奮ヒ心志ヲ凝ラシ、誓テ閣下ノ某等ニ命シ某等ニ任スル所以ノモノヲ辱ムヘカラサラント欲スト雖モ、閣下一朝官ヲ移シ任ヲ転スル時ハ徒ニ其功ヲ奏セサルノミナラス、人民ヲシテ苟且儉安ノ俗ヲ成サシム、旧人間県明治四年十一月置レシヨリ明治六年六月廢セラル、マテ僅ニ二十月、而シテ長官ノ更ルコト三タヒ、大政府ノ制度法令一ナリト雖モ、之ヲ實際ニ行ヒ実物ニ施スニ及テハ長官ノ目的意向ニヨリ異同ナキ能ハス、異同アル時ハ則前ニ急ニスルコト今ハ緩シ、前ニ緩スル所今ハ急ニス、而シテ其意ヲ人民ヘ伝ヘ人民ヲシテ其意ニ遵ハシムルハ某等ノ任ナ

リ、某等ノ責ナリ、無智ノ人民ヘ或ハ之ヲ急ニセヨト告ケ、或ハ之ヲ緩フセヨト謂ヘハ其狐疑ヲ懷ク、亦宜ナラスヤ、夫レ二十月間ニシテ三タヒ其方向ヲ變ス、某等一意之ヲ論スト雖モ、其私情ニ便ナラサレハ只唯々トシテ遅延シ、以テ長官ノ更ルヲ待ツノミ、豈某等ノ言ヲ信センヤ、今其一端ヲ挙テ之ヲ言シニ、学校ノ如キハ前長官以テ謂ク、直ニ正則ヲ施スハ民心ニ適セス、姑ク變則ヲ設立シ漸ヲ以テ釐革スルニ如スト、某等其意ヲ奉シテ従事ス、然ルニ閣下ノ本県工臨ムニ及テ已ニ学校ヲ立ルノ後釐革スルハ、寧口始ニ正則ヲ以テ立ルノ簡易ニ如カサル所以ヲ論シ、断然四月三十一日ヨリ變則学校、私塾・家塾等ヲ禁スルノ令ヲ布ク、爾来正則学校日ニ増シ月ニ開ク、之ニ由テ之ヲ觀レハ 政府学制ヲ編スルノ旨不日全県ニ徹セン、然リト雖モ山間僻邑ニ至リテハ變則学校設立ノ後忽チ廢セラル、ヲ以テ、正則学校モ長官更レハ亦廢セラレント 大政府ノ学制ヲ問ハスシテ仮託固循興學ノ意アルコトナシ、地券ノ如キモ亦然リ、是所謂徒ニ其功ヲ奏セサルノミナラス、人民ヲシテ苟且儉安ノ俗ヲ成サシメント慨嘆スル所以ナリ、某等謹テ某等陳述スル所以ノ情態ヲ上聞シ、以テ閣下ノ居任ヲ六年ト定メラル、許可ヲ得ンコトヲ請フ、夫レ是ノ如クセハ人々旅舎ヲ去テ旧廬ニ歸ルノ思ヲナシ 朝旨モ亦沛然トシ徹底セン、進ンテ欧米至治ノ域ニ至ルモ年ヲ數テ待ツヘキナリ、豈惟村区ノ損害ヲ除キ利益ヲ興スノミナランヤ、某等此ノ如ク請フ所以ノモノハ敢テ 閣下ニ阿諛スルニアラス、驥尾ニ附シ某等當ニ務ムヘキ通義ノ一部分ヲ尽サント欲スルノミ、然リト雖モ閣下若シ願請ノ自己ニ係ルヲ以テ上請スルヲ憚ラハ某等直ニ 大政府ニ詣テ請フトコロアラントス、若シ願請スルトコロ允准ヲ得サレハ、今日某等ノ所為他日人民 政府ヲ信セサルノ原因タラサルヲ必スル能ハス、閣下寢食ヲ忘レ暑寒ヲ忍ヒ以テ治ニ勞スト雖モ、

根ヲ培セスシテ枝葉ヲ事トスルカ如シ、豈秋成ヲ得ヘケンヤ、某等
区々報國ノ微衷ヲ懷クト雖モ、秋成ヲ得サルノ事ニ從フ能ハス、請
フ速ニ解放セヨ、尊嚴ヲ冒瀆シ穎懇之至ニ堪ス謹テ進止ヲ取ル

明治六年十月廿一日 南第一大区一小区ヨリ第十一大区七小区マ

テ九十四小区

副区長九十四名

学区取締数名 連署

議者六名

河瀬熊谷県令閣下

誓文

今般本県令河瀬秀治ニ上申セント欲ス、長官屢變易スル其施設ノ先
後緩急ヲ異ニスルヨリ民心ニ於テ方向適從ヲ失ス等云々ノ情願、其
愛國ノ至誠実ニ感動ノ至ニ堪ス、然リト雖モ其書一タヒ県令ニ達ス
ルヤ、現任ノ県令事素ヨリ処シ難キモノアリ、依テ一同ノ情願ト県
令ノ苦心トヲ推量シ、我輩僚属ニ於テ熟議評論誓テ一同ノ情願ヲ確
守シ、仮令一旦移官転任ノ命アルモ、百方控告尽力固執必ス一般ノ
人民ニ代リ其懇願ノ情意ヲ遂ケ、決シテ方向ヲ過タシメス、其企望
ニ副エンコトヲ担保スルヲ約ス、故ニ暫ク各君ノ申牒ヲ領収シ一行
印記シ確信トナス者也

明治六年十月

十五等出仕 神保 守恒

十五等出仕 有吉 三七

十五等出仕 佐溝 敬忠

権少属 大木 親

権少属 馬場 信志

少属 北村 保中

本月十日御省ニ於テ御口諭ノ趣本日連署ノ者一同相会シ協議候処、
私共ノ所見ニ異議無之候間、兼テ県官ヨリ被渡置候誓書田辺輝実殿
へ返納仕候、此段奉申上候也
明治七年七月十六日 吉田市十郎代兼 竹井 澹如
内務大丞 林友幸殿 石川弥一郎
明治七年七月内務省ヨリ我熊谷県ニ令アリ、南第八大区一小区熊谷

南各大区

学区取締 中

副区長

議者

少属	鎌原 良臣
権中属	上山 重久
権中属	田辺 輝実
権中属	河野 忠政
権中属	藤沢 良治
権中属	内山左一郎
権中属	加藤 重信
権中属	松本 真三
権中属	市州 斐
権中属	木村 蕃
権属	清水 光世
中属	萩原 友賢
権大属	吉田 敦義
権参事	城多 董

駅竹井澹如・石川弥一郎、同三小区下奈良村吉田市十郎ノ三名内務省工出頭スヘキノ命ヲ奉シ、同月十日日本県七等出仕田辺輝実殿ト共ニ参省ス、大丞林友幸殿出テ接見ス、曰ク、大丞兼熊谷県令河瀬秀治ノ兼官ヲ免セザレハ、本官事務ノ挙ラサルヲ以テ、兼官ヲ免セザルヲ得ス、然ルニ聴ク、管下人民河瀬秀治ノ在任ヲ六年ト期スルヲ政府ニ願請アラシコトヲ乞フコトアリシニ、事ノ嫌疑ニ涉ルヲ以テ、前ノ権参事城多董以下僚属ヨリ現任県令河瀬秀治移官転任ノ命アルトキハ、百方控告固執、必ス人民ノ情願ヲ誤タシメサルノ誓書ヲ下附スト、且ツ免兼官ノ命アルヤ、七等出仕田辺輝実・河瀬秀治ノ兼官ヲ解クコトナカラシコトヲ百方懇願シ、且ツ 廟議採用アラサレハ某等管下人民ト私ニ条約ヲ結フノ罪ヲ治メ、而シテ後チ某等ノ下附セシ誓書ヲ消却シ河瀬秀治ノ兼官ヲ免セラレンコトヲ上言ス、而シテ誓書ノ事タルヤ素ヨリ私ノ条約ニシテ一片ノ廢紙タルニ過ス、河瀬秀治ノ兼官ヲ免セラル、ヤ 政府ノ特權ニシテ敢テ下民ノ願請ヲ其間ニ容ルヘキニアラス、雖然 政府人民ノ願請ヲ藐忽排斥スルヲ欲セス、非常特殊ノ典ヲ垂レ某等三名ヲ召シ 上意ヲ曉諭シ該県下ノ状情ヲ諮詢スト、吉田市十郎立テ熊谷県人民ニ代リ 大政府我熊谷県人民ニ特殊ノ恩典ヲ垂ル、ヲ謝シ謹テ答テ曰ク、某等今日 政府既定ノ 廟議ニ抵抗スルヲ欲スルニアラスト雖モ、管下人民ノ上表ト前権参事以下連署ノ誓書、私ノ条約タルヲ以テ、一片ノ廢紙ニ過スト云ハ大ニ某等ノ意見ト相逕庭ス、何トナレハ某等管下区長等百余名ト共ニ河瀬秀治殿以下 朝廷ノ官員ナルヲ以テ、条約書工印紙ヲ貼用シテ違約アル時之ヲ 法庭ニ謝ルニ忍ヒス、責ルニ士君子ノ廉恥ヲ以テセント欲スルニアルナリ、而シテ 政府特權ヲ逞フシ一片ノ廢紙タルヲ以テ之ヲ排除拋擲スルコトアレハ、某等モ亦タ法律ト雖モ束縛シ得サル天賜ノ思想自由

ノ權アリ、熊谷県全管下同志輩ト共ニ進退ヲ決センノミ、而シテ此レ尙ホ未タ止マサルヘシ、応ニ河瀬秀治殿ニ至リテ言ハン、閣下在任ヲ乞ノ上表并前権参事以下連署ノ誓書、今日 政府上ニテ私ノ条約ナルヲ以テ廢紙トシ、約定ノ効ナキノ教諭ヲ奉セリ、某等素ト廉恥上ヨリ約定セルヲ以テ、一言ヲ閣下ニ吐露シ高答ヲ乞ハサルヲ得ス、夫レ閣下 政府誓書廢棄ノ命アルヲ僥倖シ、人民ノ約定ヲ破リ廉恥ヲ顧リミス、傲然トシテ 大政府ノ榮命ヲ奉シ、恬然トシテ内務省ニ坐シ、天下ノ士君子ニ接面セラル、ヤ、其レ律ニ破廉恥ノ条アルニアラスヤ、果シテ然ラハ今日我 政府ヲ汚辱スルモノハ閣下ニアラスシテ誰ソト、此言ヤ 政府ノ特權ハ決シテ實地ニ行ハレサルヲ知ル、某等素ヨリ河瀬秀治殿ハ有名ノ人物ナルヲ以テ、縱令死ストモ破廉恥ノ品行アラサルヲ信スレハハナリ、此ノ地位ニ至リテ 政府如何トナスヤ、雖然我熊谷県人民ノ如キ個々條理權限ヲ識別シ、全国人民位階ノ中等以上ニ位スル、某等ノ誇言ニアラサルナリ、而シテ其人民ノ情願ニ就キ召サレシ某等、止ヲ得サルニアラサレハ 政府ノ特權ト雖モ束縛シ能ハサル、困難ノ事ヲ求テ之ヲ為スハ某等ノ素ヨリ甘心スル所ニアラサルナリ、某等今日貴大丞閣下ノ目前ニ於テ、上陳スル所ノ条件懇願取捨ハ 政府ノ特權ナルヲ以テ、其担保確証ヲ閣下ニ乞フ能ハスト雖モ、上陳ノ条件ハ 諸大臣閣下ニ進言シ、必ス 政府御詮議ノ一端ニ加ヘラル、コトヲ誓フカラハ、某等モ亦忠厚心ヲ抱キ閣下ノ命ニ服從セント云ヒ、其懇願ト状体トヲ大丞林友幸殿工上言ス、其略ニ曰ク

一、河瀬秀治殿免兼官後我熊谷県人民ノ位階相当ノ新任長官タルヘキ人材、方今 廟堂上ニハ数十名ニ下ラスト雖モ、必用ノ人物ナルヲ以テ乞ヒ得ル能ハス、六十県現下奉職長次官中一二傑出ノ人材アリト聴ト雖モ、請ヒ得ルヲ必シ能ハスンハ姑ク長官ヲ欠キ、

現任ノ兩次官ヲ以テ其責ニ當ラシメハ寧ロ民情ニ適スルヲ信スルヲ上言ス

竹井 澹如

二、将来熊谷県長次官民情ノ向背ト人材ニ関セス、乍チ任シ乍チ免スルノ弊ナカランコトヲ希望懇願スルヲ上言ス 吉田市十郎

三、政府将来熊谷県人民ヲ藐忽ニ附セサルヲ誓ハレンコトヲ上言ス

吉田市十郎

以上、上陳スル所ノ条件逐一 大臣閣下ニ進言セラレ、必 政

府詮議ノ一端ニ加ラル、コトヲ大丞林友幸殿ヨリ許諾セラル、此ニ於テ某等三名河瀬秀治殿免兼官ヲ敬承シ、且歸県連署ノ諸同志ヲ会シ、貴大丞閣下ノ高諭ヲ伝達シ、河瀬秀治殿ノ兼官ヲ解カル、ヲ奉承シ、誓書返納センコトヲ協議スヘシト上言ス、大丞林友幸殿本県七等出仕田辺輝実殿ヨリ、某等既ニ 上旨ヲ奉承セシシハ管下連署ノ諸同志二代リ、河瀬秀治殿ノ解兼官ト誓書返上ヲ諾スルノ書ヲ上ルヘシト諭ス、石川弥一郎謹テ答テ曰ク、某等ノ上旨ヲ奉承敬諾スルハ、竹井澹如・吉田市十郎・石川弥一郎各自一身ノ奉承ナリ敬諾ナリ、連署諸同志二代ルノ權ナシ、枉テ代理ノ書ヲ上ルモ某等ノ冒犯ヲ甘シテ黙止スルノ人民ニアラサレハ其効ナシ、某等モ亦決シテ如此暗昧ノ所為ヲナシ 政府ヲ欺罔セスト、大丞林友幸殿其旨ヲ允ルサル、退省ス、同月十六日管下諸同志ヲ会シ、大丞林友幸殿懇篤ノ示諭ヲ伝言シ、十七日前権参事殿以下ノ誓書ヲ返シ、某等三名ヨリ其趣旨ヲ大丞林友幸殿ニ申報ス、同月十九日河瀬秀治殿兼官ヲ免サレ、足柄県参事楯取素彦殿本県權令ヲ命セラル、僕福島県下ニ寄留シ鉾山開拓ニ従事スルヲ以テ、其後ノ顛末ヲ詳ニセスト雖モ、僕等ヲ去年内務省ニ召サレ特殊ノ恩典ヲ我熊谷県九十万ノ人民ニ垂レ、管下ノ情体ヲ咨詢セラシ^レヲ以テ、不言ノ責アランコトヲ恐レ、

忌諱ヲ顧リミス直言極論、又其情状ヲ遣スナケレハ楯取素彦殿ノ人材タルハ聞知セスト雖モ 政府特別ノ撰擧ナラント確信シ、転任

以来県治事務ノ煥然タルアラント曩日歸省之ヲ二三ノ有志ニ問ニ曰ク、長次官ノ間意見ノ合サルアリ、新年来楯取素彦殿病ヲ稱シテ庁ニ臨マス、権参事津田要殿七等出仕田辺輝実殿互ニ上京シ、楯取素彦殿モ亦上京シ、二月廿四日歸県、先タツ一日七等出仕殿親戚ニ病者アルヲ稱シ上京、廿五日権参事殿モ不得止ノ事故アルヲ稱シ上京ス、其兩次官ノ上京ニ當テヤ家什ヲ搬運シ家眷ヲ携帶シ復々歸県ノ意ナキヲ示スモノ、如シト、而シテ管下ノ状体ヲ視ルニ有志輩既ニ解体シ、又カヲ県治ニ尽スモノナシ、百物漸次退歩ノ勢ヲ成シ、在庁官員頓ニ整肅ノ氣象ヲ失シ、一大変革アラサレハ其頽勢ヲ挽回取捨スヘカラス、僕ハ一個ノ平民ニシテ 政府ニ諛ルノ徒ニアラス、又人ノ榮譽ヲ毀ツモノニアラスト雖モ、其実績ニ就テ之ヲ視レハ、新長官ノ熊谷県九十万ノ人民ヲ託スルノ器ニアラサルヤ信スヘキナリ、而シテ僕等昨年内務省ノ示諭ヲ管下諸同志ニ伝言シ、即時ニ協議決定其ノ 上旨ヲ奉承セシヲ追懷スレハ、僕等大丞林友幸殿ノ允諾ヲ輕忽過信シ、其趣旨ヲ拡充シ協議ヲ決シ、前権参事殿以下ノ誓ヲ論ユルヲ諾セシヨリ、今日熊谷県九十万人民ノ大不幸ヲ釀成シ如何トモスヘカラサルニ至ル、僕等三名ノ罪タル輕淺ニアラサルナリ、初メ僕等長官數更ノ弊ヲ憂ヒ河瀬秀治殿ノ来莅ニ及ンテ在任ヲ期スルヲ乞ヒシニ、今日ニ至リテハ在任ヲ期スルヲ望ム能ハサルノミナラス、県治ノ如何ニ至ルヲ併テ測知スル能ハス、実ニ長大息ノ至リナリ、僕等三名罪ノ償ヘキナシト雖モ、竹井澹如・石川弥一郎ノ如キハ本県管下ノ本籍ニ在ルヲ以テ 政府ヨリ特殊ノ咨詢アリシト九十万人民ノ繫望トヲ反顧シ、其義務ヲ尽ス所アルヲ信ス、而シテ僕ハ始メ其事ニ関涉スト雖モ、今日福島県下ニ寄留シ公然諫争

懇願スヘキノ道ナシ、此二其事ノ顛末ヲ詳記シ、罪ヲ我熊谷県
九十万人民ニ謝シ、併テ^江湖諸彦ノ指教ヲ乞フ、頓首

福島県下第四区岩代国伊達郡半田銀砥寄留熊谷県下南第八
大区三小区武蔵国播磨郡下奈良村

明治八年三月廿五日 平民 吉田市十郎

(解説) この史料は、すでに『埼玉自由民権運動史料』に収録され、吉田市十郎
や竹井澹如・石川弥一郎らによる熊谷県合河瀬秀治留任運動の基本史料として利
用されてきた。原本は、中村孫兵衛の子孫宏平氏から埼玉県立文書館へ寄贈され、
中村(宏)家文書として整理されている。中村(宏)家文書には吉田市十郎家伝
来文書も混じっており、これはその一つと考えられている(滝沢健次氏「民権結
社「七名社」の結成についての一考察」注三三)。しかし、表紙の「熊谷県自治
之儀二付投書」という文言には余り注意が払われてこなかったように思う。今回、
竹井家文書から、明治八年五月二六日の吉田市十郎書状(史料19)が確認され、
この表紙の意味が判明した。すなわち「本県々治之義は、三月廿七日、河瀬県令
在任以来長次官不和云々迄之顛末詳記、題名ニテ報知社^江投書致置候得共、尤御
両君内務卿^江上書ノ事ハ言ス」忌諱ニ触候事故歟刊行セズ」という文言で明らか
なように、吉田市十郎が明治八年三月二七日付で作成し、報知新聞に投稿した原
稿なのである。その後、市十郎の手元で保存されたのであろう。なお、割注の「両
君内務卿^江上書」は、史料10のことである。

内容は、この運動の画期となる重要な文書三通の写しと吉田市十郎の意見書か
ら成り立っている。三通の文書は、①明治六年一〇月二二日付で「乞期在任表」
と題し、南第一大区から第一一大区まで九四小区の副区長九四名と学区取締数名
及び吉田市十郎ら議者六名が連署して、河瀬秀治熊谷県令宛に六年間の在任を求
め提出したものである。②明治六年一〇月付で、熊谷県権参事の城多董以下二〇
名が、議者らの懇願趣旨を実現する旨を約束した誓文である。③翌明治七年七月

一六日付で、吉田市十郎代竹井澹如と石川弥一郎が、②の誓文を県官田辺輝実へ
返却した旨を、内務大丞林友幸へ報告したものである。これ以下の長文は、吉田
市十郎の投稿原稿となる。主として述べられているのは、明治七年七月一〇日に
内務省に呼び出されたときの、林友幸大丞との応答から誓文の返却、今年に入っ
て新県令楢取素彦と権参事津田要及び七等出仕田口輝実との不和、その結果、津
田・田口は熊谷県を去り、管下の有志も解体しどうすることもできない、と述べ
ている。

このようにみても、本史料は明治八年三月段階の吉田市十郎の現状認識を
示しているとみてよいであろう。ということは、史料15にみるように、阿波の自
助社小室信夫と情報交換をし、民権結社の資料を取り寄せ、竹井と石川が小室に
会うため上京する、というような行動の中で記されたものである。吉田市十郎が
内務省の林友幸大丞への反論に「法律ト雖モ束縛シ得サル天賜ノ思想自由ノ權ア
リ」とする文言も、そのような文脈で理解すべきなのである。また、ここで「閣下」
といているのは、内務卿大久保利通を指しているであろう。なお、本史料に
ついては、すでに前掲の滝沢健次氏の論文、長島三三子氏「熊谷地方の自由民権
運動」、松沢裕作氏「古沢花三郎と明治前期の地方政治」同氏「奇特之者」から
官僚へ」(ともに『移行期の名望家と地域・国家』)にも、それぞれの視点から詳
しい検討がある。

15 一八七五明治八年三月二五日 小室信夫書状写(御細書拝讀、自助社

設立意図、自助社法則同封、関八州会議同意、大坂愛国社合議書同封、
其地同志出京要請、吉田県治上建議感心、大井憲太郎通志社書類同封)

(竹井家六二二五)

^(編外未書)
「当時ノ居所東京両国矢ノ倉町二番地

小室信夫閣下ヨリ信書写 本月廿九日午後着」

拜啓、時下春色相増候処 筆研益御多祉奉大賀候、次小生無事御
 放意是祈、陳昨冬ハ御細書被下候得共、其砌ハ旧県へ立越、漸本年
 一月一日帰京拜誦、御申聞条々委細奉承知候、早速御答可仕之処、
 又々無間坂府^江罷越候態ニて、今日迄遷延仕候段御海容是祈、小生
 県地^江立越節、朋友故人ト相謀自助社ナル者ヲ開設候、右之存意ハ、
 曩ニ民撰議院御開設之建議ヲ為スト雖モ、政府之所見尚早トテ速ニ
 御開設も無之、旁何分人々其權利義務之アルモノタルヲ知ラスシテ
 ハ、迎も愛国心も出ス候間、右之社ヲ開候モ全高知立志社ト同意
 同方法ニ候間、民権論ヲ講究仕候事ニテ、此砌ニテハ人々氣力ヲ増
 加シ、大ニ帝國人民タル之權利義務ヲ覺ユル之場合ニ相成居候、右
 自助社法則未決定之者ニハ無之候得共、御覽ニ入候間御一閱是祈
 関八州會議之御創意ハ到底御同意同論ナリ、我輩ハ既ニ頃日坂府ニ
 テ旧十五六藩之有志ヲ会同シ、大ニ前途之事ヲ合議致候、則吾兄ハ
 素ヨリ同志人ナレハ右合議書御示申候、就テハ関八州會議も全右愛
 国社之方法も同趣向同旨趣ナレハ、往々一混之者ニ致度存候間、吾
 兄ヨリ御申越、其地之御同志之人兩三名ニても早々出京候様御申通
 可被下候、將又昨年来度々県治上ニ就御建議之件々は感心、実ニ人
 民之幸福此事ニ御座候、何分ニも御尽力此国ヲ維持ス之策、乍此上
 御勉勵是祈

大井憲太郎^江新聞紙上ニ屢馬城台二郎ノ名ニテ論説アリシ人ナリト申
 人も、通志社ナル者ヲ起し會議ヲ始メタリ、此人素ハ不知人ニテ別
 二會議ヲ始メタレトモ、其着目主意も同一ナレハ、是も愛国社^江結
 合度存意ナリ、此人も学者丈ケニテ意見頗ル妙ナリ、参考之為メ其
 書類も御回申上候也、先ハ右之段迄御報旁如此御座候、草々頓首

三月廿五日

小室 信夫

吉田市十郎様

隨時為国御自愛是祈、吾兄ニも暫時ニても御出京被成候様ニハ相至
 申間敷哉

愛国社合議書

自助社法則

同演舌書

報知新聞

此^{新カ}□聞ハ曾而人民ノ氣風ヲ興シ權利^{ヲカ}□伸張スルヲ目的トスル新聞
 ナレハ、時々御^{送カ}□リ申候様仕候間御覽可被成候

通志社典則弁

同社規則

同社稟議

立志社主意書

右之書類御廻申上候

(解説)三月二〇日付の吉田書状(史料13)が言及している小室信夫書状である。(口
 絵1) 料紙は半田銀山野紙である。小室は東京に居り、三月二五日付で出した書
 状が福島の吉田に二九日午後には到着している。すぐに謄写をして竹井・石川へ送
 られたものであることは、史料16の吉田書状でわかる。内容をみていこう。返信
 が遅れた理由に「旧県」に行つたとあるが、これは名東県(後の徳島県)で、小
 室はかつて徳島藩の大参事をしてきた。つぎの「坂府」は大阪のことである。小
 室は明治七年一月の民撰議院設立建白書の起草に関わり署名もし、さらにこれを
 『日新真事誌』に掲載させた人物でもある。この書状によると、その後、一向に
 進まないで、高知の立志社と同様に民権論を講究するため、名東県に自助社と
 いう結社をつくつたとある。ここで大阪に行つていたというのは、立志社の呼び
 かけで明治八年二月二二日に大阪で開かれた、愛国社創立会に参加していたこと
 を示している。自助社からの参加者は三五名で、会議参加者の過半を占めたとい

う。同封された「自助社法則」は、未だ決定のものではない、と明言されている。「自助社法則」については、手塚豊氏が明らかにしたように、明治八年一月に自助社社長井上高格が名東県へ提出、さらに三月二八日に名東県が内務省へ提出し指示を求め、内務省が七月九日に第四・五・六条を削除して許可する旨上陳していることが判明している。自助社は、前年八月に結成し実質的な活動をしてきたが、改めて社則を定めたものと推定されている。小室が吉田に送ってきたのは、まさに社則が名東県から内務省に提出される直前である。参考のために、未確定の社則を送られるような人間関係が、小室と吉田には形成されていたのであろう。

つぎの「関八州会議」は、当然吉田が小室に伝えたものであろう。小室は吉田を、「同志之人」なので愛国社合議書を送るといい、さらに連携をしていきたいと仲間を出京を促している。「関八州会議」というのは、何を指しているのであろうか、未詳である。つぎの「県治上之御建議」というのは、楢取県令交替の要求であろう。そして話題が変わり、大井憲太郎の話になる。大井は民撰議院設立論争に参加、さらに愛国社創立大会にも出席しているので、小室とは旧知の間柄であろう。しかし、ここで小室が紹介している「通志社」については、これまで出版社と言及されるだけで、内容の検討はみられない（平野義太郎氏『大井憲太郎』(人物叢書、沢大洋氏『都市民権派の形成』)。最後に、同封した八種類の資料が列挙されている。これらについては、史料17で説明する。

では、このように吉田市十郎と小室信夫とが繋がる契機はどこにあったのであろうか。小室信夫は天保一〇年に丹後国与謝郡岩滝村(京都府)に生まれた。家は生糸問屋、回漕業を営んでいた。尊王攘夷運動に参加し、文久三年二月の足利尊氏三代木像梟首事件に連座、その後自首して徳島藩預けとなった。慶応四(明治元)年二月、維新変革で釈放され、同年二月七日に新政府から上野国岩鼻県知事を拜命した。小室は農民的な視点から県政を執行したが、三年二月二日、徳島藩へ派遣され岩鼻県時代は終わる。一方、吉田市十郎の住む幡羅郡下奈良村は、当時この岩鼻県の管下にあった。吉田家は当地方きつての豪農で、近世後期

から幕府や忍藩に多額な献金を行い、その利金で利根川普請組合や熊谷宿助郷組合などを助成したことで知られる。ところが維新の変革によりこの助成金の存続が問題になり、慶応四年八月から明治三年一月にかけ、数度にわたって新政府にお願いしている。その際、管轄の岩鼻県を介さなければならず、たびたび折衝をしている。岩鼻県の対応は芳しくなく、吉田は明治二年六月二六日、市十郎の本家で新政府に出仕していた吉田二郎を介して五代友厚に取りなしを依頼したこともある。五代は薩英戦争後の一時、吉田家に匿われていた縁がある。このように吉田吉十郎の助成金存続出願の頃、小室信夫は岩鼻県知事であるので、何らかの接触をした可能性は大きい。

もう一つの契機として考えられるのは、吉田市十郎が明治七年七月から五代友厚のもとで福島県半田銀鉱山の管理に当たっていることである。河瀬県令留任運動の直後で、吉田の言論活動がもつとも盛んな時期である。小室は民撰議院設立建白書、自助社結成、そして愛国社の創立など民権運動家として行動していたが、この書状の頃を境に、経済界での活動に重点を置くようになってくる。たまたま眼についたものであるが、ちょうど一年後の明治九年三月九日、小室が広島県下鉄山請負人津田達蔵と組合稼をしている史料がある(国立公文書館・公〇〇一八九七一一〇〇)。こうしたことから、半田銀鉱山にいた吉田市十郎との接触も考えられる。これらのことから、一つの想定として、鉱山関係の仕事で知り合った小室信夫と吉田市十郎が、かつての岩鼻県のこと、さらに吉田がその後身の熊谷県県治について運動をしていること、小室の自助社も名東県と対立していたこと、愛国社を結成し民権家の結集を図っていたこと、こうしたことにより両者の交流が始まったのではなからうか。しかし、この直後に自助社は「通論書」事件で壊滅的な打撃を受け、愛国社も板垣退助の政府復帰で尻つぼみとなり、小室も民権運動から離れ、以後の交流は確認できない。

明治八年三月という時期は、吉田らにとつて、前年の河瀬熊谷県令留任運動から、楢取素彦新県令と津田要次官らとの不和・転勤をめぐり、楢取素彦県令と対

峙した時期である。また、石川にとつては、二月に七名社結成、四月にその社則の制定という重要な時期に当たつた。一方、小室が述べている大阪での愛国社会議は、初期民権運動の画期をなす会議である。この書状は、熊谷の吉田・竹井・石川などが、全国の民権運動と繋がっていたことを示すまことに重要な史料である。

以上、小室信夫については『阿波の自由民権運動』(徳島県立文書館、二〇〇一年)、三好昭一郎氏『徳島自由民権運動史論』(教育出版センター、一九八一年)、手塚豊氏『明治八年・阿波「自助社」社則』(『法學研究』五六―八、一九八三年)、中島明氏『岩鼻県知事小室信夫の政治』(『幕藩制解体期の民衆運動』校倉書房、一九九三年)、小室万吉氏『小室家系図・山家屋志』(一九三五年)、服部之総氏『小室信夫』(『黒船前後』筑摩叢書、一九六六年)、鹽尻正氏『小室信夫に見られる自由民権運動の性格』(『立命館文学』一〇八号、一九五四年)、修史局編『百官履歴』下巻(日本史籍協会叢書、一九二八年)など。吉田市十郎については、浜館貞吉氏『吉田家五世の事蹟一斑』(大日本偉人顕彰会、一九三四年)、松沢裕作氏『奇特之者』から宮僚へ―吉田市十郎の軌跡―(渡辺尚志氏編著『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、二〇〇六年)などを参照した。

16 一八七五(明治八)年三月二十九日 吉田市十郎書状(小室氏より書類添

え別紙回答、出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同道如何、愛国社会議書小室氏へ返却、管下及び埼玉県下の人物同行如何)

(竹井家六一二四)

〔封筒表題〕 竹井澹如様 吉田市十郎

石川弥一郎様 侍史御中 〔封筒裏書〕 ①(吉田) 〔 〕

拝啓、愈御多祥奉祝候、然は兼テ申上置候通り小室氏江概趣申遣候処、今午後相達別紙之通り申越、且書類数通被差越申候二付テハ、

何共恐入候得共御両君御出京、小室氏江御面会之上御協議被成下度奉願上候、且是迄六左衛門江は右等之義申遣不申候得共、御出京被為成候ハ、御逢之上同論ニも候ハ、御同道被成下候ハ、如何、私義も是非出京仕度候得共、当時ハ追々人員相増殆五百人余使役候事ニて、且追々小器械据付之積リニて、作事等も相始居、何分ニヶ月計リ之内ハ出被候義ニ付、此段不悪御承引被成下度、其内必差操出京且拝顔も仕御論拝聴可仕候、御出京之義ハ呉々も御聞濟奉願上候

一、書類之義は写中ニ付先ツ愛国社会議書文ケ不取敢差上申候、一両日中不残御廻申上候、右之書類ハ御出京之節小室氏江御返却奉願上候

一、御出京之節ハ管下ニて御召連可相成人物も有之候ハ、御同道奉願上候、埼玉県下ヨリも壹両人も御同行相成候得は、猶更宜敷様奉存候

右奉願上度、余は後便万可奉申上候、頓首々々

三月廿九日夜

吉田市十郎①

竹井 澹如様

石川弥一郎様

尚以末節ニテ□上候も却テ失敬ニハ候得共、御出京御入費之義三分一ハ差加御聞届被成下度、御帰宅後御示奉願上候、失敬至極ニハ候得共、右願御聞届被成下候社、真ノ御懇交ト奉存候

一、此書状相届候ハ、何日頃御出京ト申義、直ニ信書ヲ以小室氏江御報知置奉願上候也

(解説) 三月二十九日に届いた小室信夫書状を送付したときの吉田の書状である。趣旨は、竹井と石川が小室氏に会うため出京することを要請している。その際、

市十郎の自家、四方寺村の六左衛門も誘うよう依頼している。吉田は、福島県の半田銀鉦山にいて、仕事で東京できない、と述べている。小室から送られた資料のうち、愛国社会議書だけを同封し、残りは一兩日に送るとある。なお、後から三行目「被成下候社」の「社」は「こそ」と読むのであろう。

17 「二八七五(明治八)年三月」 小室信夫資料転送の封筒表書

(竹井家六一一八に同封)

通志社稟議

同 規則

会議場演説

自助社書類

同 法則

通志社典則弁

×六部 小室より被差廻候分

(解説) 小室から送られた書類を、吉田が謄写して竹井に回送した封筒である(口絵2)。そのほとんどは現存しているが、左のようにまとめてみた。上段が小室の三月二五日書状でのタイトル、中段がこの封筒の表書、下段が現在までに竹井家文書で確認された史料のタイトルである。

- ① 愛国社会議書 ↓(送付済み) ↓(未確認)
- ② 自助社法則 ↓同法則 ↓自助社法則 竹井家六一二六
- ③ 同演舌書 ↓会議場演説か ↓ 井上高格 会議開場二付演説 竹井家六一二九
- ④ 報知新聞 ↓(未確認) ↓(未確認)
- ⑤ 通志社典則弁 ↓通志社典則弁 ↓通志社典則弁草案 竹井家六一三〇

⑥ 同社規則 ↓同(通志社) 規則 ↓通志社規則 竹井家六一二七

⑦ 同社稟議 ↓通志社稟議 ↓通志社稟議稟告 竹井家六一二八

⑧ 立志社主意書 ↓(未確認) ↓(未確認)

⑨ ↓自助社書類 ↓(未確認)

①は吉田書状(史料15)に添えられ竹井に届いたはずであるが、小室へ戻す指示があり、写も返却されたのか。今のところ竹井家文書に確認されていない。板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』(上)(岩波文庫)に明治八年二月二二日付の全文が収録され、植木枝盛「立志社始末紀要」で校訂している。②は罫紙の写本、明治七年八月、詳細は史料15小室書状の解説を参照。③は印刷物、紀元二五三四(明治七)年二月一六日、井上高格は自助社社長、④は吉田の手に置かれたままか。⑤は罫紙の写本、年号無し。⑥は印刷物、報知新聞第六一五号附録、⑦は印刷物、報知新聞五九四号附録、中身は明治八年二月三日。⑧は、小室の書状にのみ見え、⑨はこの封筒表書にのみ見え、いずれも現物を確認できていない。小室信夫が、こうした最新の情報を一括して送ってきたことにより、吉田市十郎や関東の民権運動に対する期待の大きさがうかがわれる。

18 一八七五(明治八)年四〜五月 吉田市十郎より赤松力松宛書留信書

不達一件留

(竹井家六一九)

①明治八年四月二七日 駅通頭宛吉田市十郎上書

鹿兒島県士族五代友厚開拓福島県下岩代国伊達郡半田銀鉦長吉田市十郎謹而上書

駅通頭前島密君閣下、曩ニ 大政府郵便規則ノ発行アルヤ、遐陬僻邑ニ至ルマテ線路ノ不通ナク、書柬ノ不達ナク、慶弔喜戚ヲ相通シ緊要事務ヲ相弁シ、全国ノ広キモ隣伍ニ異ナラサルノ思ヲナサシム、実ニ大政府ノ恩典ニ出ルト雖モ、僕窃ニ閣下施設得宜ノ所致ナ

ルヲ信スルナリ、而シテ本年御発行ノ規則タルヤ一層緻密整齊ヲ極メ、欧米各邦ノ遠ト雖モ信書ノ達セサルナク、隔海思入ノ歎ナカラシム、内国郵便ノ如キモ緊要ノ信書ハ、書留ノ一則ヲ設ケ、万一途上失誤アルモ其調査ヲ遂ケ、本人ヲシテ信書達否ヲ知り能ハサルノ歎ナカラシム、是レ御規則発行以來兩三年間、僕ノ数十百通ノ信書ヲ発シ実験シ篤ク信スル所ニシテ、其法タルヤ善、且ツ美、整且ツ嚴我皇国近來国歩頓ニ進ミ其施設ノ善美ナル、欧米各邦ニ恥サルコト多々ナリト雖モ、僕ノ愚見窃ニ謂ラク、其最タルモノハ郵便ノ一事ナリト、僕不幸未タ閣下ノ徳容ヲ拜セスト雖モ、日常喋々賞賛シテ不措、是レ僕ノ諛辞ニアラス、其施設ノ善且美、整且嚴、不得不賞賛ナリ、而シテ独リ怪シム、本年第一月十四日午前岩代国伊達郡桑折郵便局、本年第十一号ヲ以テ、大坂鞆北通り一丁目赤松力松エ発スルノ、至急緊要ノ事件申遣シタル書留信書タルヤ、客月十八日出信書ヲ以同人ヨリ不達ノ報知アリシニ付、同月二十六日書面ヲ以テ御本寮エ、右信書不達ノ調査ヲ願シニ、是又三十三日ノ今日迄杳トシテ報知ナシ、是レ僕ノ堂々タル我大日本帝国郵便規則ノ、実践シ能ハサルヲ惜ミ、且歎セサルヲ得ス、敢テ疎放ノ責ヲ顧ミス書ヲ閣下ニ呈シ、其規則ノ実践ヲ懇願シ、其信書ノ調査ヲ切禱スル所以ナリ、閣下夫レ其ノ懇願ヲ聴シ速ニ調査ノ命ヲ下シ、而シテ其信書不達ノ原因ヲ、詳細教示アランコトヲ不堪款悞待命之至、頓首々々

明治八年四月廿七日

右 吉田市十郎

駅通頭前島密殿

②明治八年五月二〇日 駅通頭宛吉田市十郎再上書

岩代国伊達郡半田銀鉦長吉田市十郎頓首再拜再上書

駅通頭前島密君閣下曩ニ書留信書不達、調査ヲ御本寮ニ懇願セシニ、

^(取) 救旬ノ後査トシテ報知ナキニヨリ、尊嚴ヲ冒犯シ客月廿七日書ヲ閣下ニ上リ、信書不達ノ原因ヲ調査シ、詳細教示アランコトヲ再懇願スルニ、十四日ノ今日悞願書ノ達否ヲ併テ知り得ル能ハス、僕退而懼ル、僕ノ冒突閣下ノ怒ヲ来シ、其懇願ヲ抛擲シ、之ヲ不理ニ付セラレシニ非ル無キヲ得ンヤト、而又思ニ閣下ノ賢明人々ノ所知ニシテ、一身ノ私憤ヲ逞シ威權ヲ弄シ公事ヲ不理ニ付スルノ事アラサル必セリ、若シ果シテ威權ヲ弄シ、信書調査ノ懇願ヲ不理ニ付シ、其規則実践ノ乞ヲ聴サ、ルノコトアラバ、是レ堂々タル大日本帝国明治八年郵便規則ハ、文明ヲ外貌シテ中外人ヲ驚嚇セシムル一鬼面タルニ過ス、閣下亦タ虚譽ヲ僥倖シタル一俗吏ニ過サル而已、嗚嗟痛惜スヘキハ国家ノ憲典ナリ、国家ノ官名ナリ、豈私ニ輕蔑汚瀆スルヲ得ヘケンヤ、夫レ駅通頭ハ些々タル信書ノ不達ハ職掌ノ関スル所ニアラストスルカ、寮中ノ事務一物モ其所ヲ得サルアレハ、長官其責ニ任セサルヲ得サルニアラスヤ、僕ノ喋々閣下ヲ煩擾スルハ、国家憲典ノ信ヲ中外人民ニ失ハンコトヲ痛惜スルナリ、伏願ハ閣下夫レ速ニ調査ノ命ヲ下シ、郵便規則ノ実践ヲ允シ、信書不達ノ原因ヲ詳細教諭シ、僕ノ惑ヲ解クコトアランコトヲ、雖然閣下威權ヲ弄シ帝国郵便規則ヲ度外ニ付シ、信書不達ノ調査ヲ不理ニ措キ、其悞願ヲ允サスンハ、僕亦タ何ヲカ言ン、只之ヲ長太息ニ付スル而已、謹而取進止

明治八年五月十日

吉田市十郎

駅通頭前島密殿

③明治八年五月一五日 吉田市十郎宛駅通寮回答

其許ヨリ大坂鞆北通り赤松力松宛書留信書、未達ノ義ニ付再度申越之趣了承、右は同地工再三往復ヲ重取調候処、配達人之内不都合之

者有之、当時裁判所工掛合巖重取調中二付、不日蹤跡相分次第其顛末可及確答候、(御書)尤是迄回答遷延相成候ハ前条取調之都合有之故之義ト了知有之度候也

八年五月十五日

駒通寮

吉田市十郎殿

④(明治八年五月日未詳) 赤松力松宛吉田市十郎書状略

赤松力松大坂弘成館文通節略

前書ハ一片之通辞ニシテ政府取調ノ都合アレハ、豈人民ノ問合ヲ数旬不理不答ニシテ可ナランヤ、是レ僕ノ決シテ寛恕セサル処ナレトモ、理論ニ拘泥スルハ事務ノ障碍ニ付、一步ヲ退キ含忍ニ付置候也

⑤明治八年五月二二日 吉田市十郎宛真中駒通権助回答

其許ヨリ大坂鞆北通り老丁目赤松力松江発スル、書留郵便信書不達之義ニ付、再応申立之趣ハ、既ニ本月十五日及回答候通、大坂於テ配達人之不都合ニ出、即今裁判処ニ於テ糺弾中ニ付、処断之上委細之顛末通知可致儀ト了承可有之、此段相達候也

八年五月廿二日

前島駒通頭代理

真中駒通権助〇実印

吉田市十郎殿

⑥明治八年五月二五日 駒通権助真中忠直宛吉田市十郎返答書

謹答、大坂鞆北通老丁目赤松力松行書留信書不達之義ニ付、其原因調査懇願候得共、御報知無之二付、駒通頭殿工親析之書面ヲ以再度右調査奉願置候処、去十五日附御本寮ヨリ五ノ第二百五十五号御書付ヲ以、右信書不達之義ハ大坂配達人之不都合ニ出候義ニ付、目今

裁判所ニ於テ御糺弾中之趣ヲ以、追テ蹤跡相分次第顛末御報知可被有之旨御達有之、猶又 閣下ヨリ同廿二日附五ノ第百八十八号御書付ヲ以、同様之趣旨御達之趣奉敬承候、犯人御処断之上顛末之御報知、謹而可奉埃候也

明治八年

鹿兒島県士族五代友厚開拓

五月廿五日

岩代国伊達郡半田銀鉦長

吉田市十郎

駒通頭前島密殿御代理

駒通権助真中忠直殿

(解説) 吉田が史料19で同封と言及した書類である。書留の信書が届かなかつた問題をめぐり、駒通頭宛に詰問書を出し、それに関する往復文書六通を書留めている。書留の郵送先は五代友厚が経営する大阪弘成館の赤松力松で、仕事上の用件であろう。吉田市十郎の几帳面な厳しい性格がうかがわれる一件である。なお、駒通権助として対応した真中忠直は、惣新田(幸手市)生まれで、川口村(加須市)真中家の養子となり、蘭学・漢学を修め、明治三年に民部省に出仕、郵便事業の創設に尽くした。竹井澹如の妻の兄弟である(史料53の解説参照)。

19 一八七五(明治八年)五月二六日 吉田市十郎書状(小室氏病臥で不面

会、来月地方官会議で有志輩勧誘、河瀬県令在任以来長次官不和顛末記投稿、前次官津田氏鹿兒島出張、駒通頭往復書同封)

(竹井家六一二〇)

本月十八日御発御懇書、同念二日相達難有拜読、 両閣下弥御清適奉抔賀候

〇本月一日御出京被成下候趣、於私も難有奉存候、折悪敷小室氏臥

病ニテ御会面不相成趣、残念之至奉存候、来月地方官會議之節又々御出京、各県下有志輩御勧誘被成下候趣、何共御苦勞ニハ奉存候得共、好機会ト奉存候、何分爲国御尽力奉願上候、私義も操合相成候ハ、其頃上京可仕旨、御教示之趣奉敬承候、精々操合寸閑ヲ得ハ、早々出京仕候様可仕候、乍併来月十日頃友厚入山致、本鉞諸規則編輯致、引続坑内鉄道敷設、アマルガム器械建築等着手之積ニ付、何分急度奉申上兼候間、其頃寸閑ヲ得テ上京出来候節ハ、至急御報知可奉申上候、○愛国社其他御本県々治之模様委曲御教示奉敬承候、○本県々治之義は、三月廿七日、河瀬県令在任以来長次官不和云々迄之顛末詳記、題名ニテ報知社江投書致置候得共、尤御両君内務卿江上書ノ事ハ言ス、忌諱ニ触候事故歟刊行セズ、○新次官至愚鄙劣之趣大歎息之至奉存候、○前次官津田氏ハ本月十日鹿児島県出張被命、廿七八日頃出帆之由ニ御座候、同県々治之模様視察改革御用之様子ニ御座候

八年五月廿六日

吉田市十郎

竹井 澹如様

石川弥一郎様

(解説) 小室信夫に会いに上京した竹井・石川の報告を受けた、吉田の回答である。小室が病気で会えなかったようであるが、後半では愛国社への言及もある。何らかの情報は得たのであろう。地方官會議は、去る四月一四日の「漸次立憲政体樹立」の詔勅で打ち出されたもので、第一回が六月二〇日から開かれた。竹井らから熊谷県治のことなどの報告もあったが、注目されるのは、吉田が河瀬県令留任運動の顛末を『郵便報知新聞』に投稿したが掲載されなかったとしていることである。これにより、史料14の「熊谷県県治之儀ニ付投書」がその原稿

であることがわかった。熊谷県の新次官とは、明治八年九月二〇日「熊谷県職員分課一覽表」(『群馬県歴史』第一巻、折込み)にみえる、七等出仕の根本公直であろうか。前熊谷県権参事の津田要は、三月二四日付で内務七等出仕となり、本書状にあるように鹿児島出張を命じられた。その後は、一〇月に山陽の小田県権参事、廃県により岡山県大書記官と順調に榮進している(国立公文書館・叙〇〇一六五一〇〇)。末尾で言及している駅通頭往復書は、史料18として収録した。

20 一八七五(明治八)年八月一日 石坂金一郎原稿 閏刑律論

(青木家一五八七)

政務ハ政府デ請負テ、下民ハ田地ヲ耕耘ナシ、租税一途ニ從事スル我邦從來ノ慣習、是ヲ以テ往時彼理ノ来航云々、人民ハ聴テ馬ノ耳ニ風、何カ政府デハ御心配筋ノ御容子、各藩々衆モ請負仕事力嵩テ来マシタ、シカシ各藩々エ納メ来シ重税ヲ納ル積ルコトニナツテ居レハ、亜国ハ別シテ税ハ輕シト云コト、孰レエ税ヲ納ルコトニナツテモ、下民ハ余リ頓着モアルマイト、是レ蓋シ我邦数年前民際ノ実況、是レ其慣習然トナス、政府モ之ヲ是トナシ、閏刑ヲ設ケ下民ヲ度外ニ付ス、而シテ今ヤ上下共同維持ノ論、御下問条項民会ノ目アリ、人民ヲシテ愛国心ヲ興サシムル、閏刑蓋シ人民眼上ノ癭ナリ、今ニシテ除カスンバ何ヲ以テカ其愛国心ヲ興スヲ望マン、是レ其燃眉ノ急タル、我輩黄口モ容嘴シテ講究セサルヘカラサル所以ナリ、閏刑現時ノ法律上ニ於テ、華土族ノ為ニ設ケタル一種特別ノ典例ニシテ、我輩平民ト同等ナル罪科ヲ犯ストモ、同等ナル罰ヲ与ヘズ、是レ其故何ゾヤ、我輩以テ疑團シ、未ダ了解セザル所ナリ、或ハ云フ、彼ノ華土族諸君ハ廉恥ヲ知ルユヘニ刑罰ヲ輕クシ、我輩平民ハ廉恥ヲ知ラザルユヘニ、刑罰ヲ重クスト、嗚呼何ゾ其事理ノ逕庭ナルヤ、

何ゾ彼ノ華士族諸君ノ幸ニシテ、我輩平民ノ不幸ナルヤ、彼モ人ナリ、我モ人ナリ、均ク是レ日域ノ民ニ非ズヤ、而シテ幸不幸ノ懸隔セル、何ゾ如此、其甚乎哉、況ンヤ四民同權ノ今日ニ於テヲヤ、夫レ刑ハ上ニ重ク、賞ハ下ニ重クシテ、理当ヲ得タリトナスベシ、如何トナレバ、上ハ知テ施スノ惡、下ハ知ラザルノ誤リ多ケレバナリ、又上ハ僅ニ奸佞ヲ施スモ其弊広大ニ及ビ、下ハ重惡ヲ行フモ其害狭シ、故ニ上過チアル時ハ下罰ヲ受ケザル、輕罰ト雖トモ必ズ其罰ヲ受クベキナリ、是ヲ以テ、之ヲ觀レバ、彼ノ華士族諸君ハ、我輩平民ノ罰ヲ受ケザル輕罪ト雖トモ其罰ヲ受ケ、我輩平民ハ、彼ノ華士族諸君ノ罰ヲ受クベキ罪アリト雖トモ、其罰ヲ受ケズシテ可ナランカ、如何トナレバ彼ハ知テ施スノ惡、我ハ知ラズシテ行フノ誤リナレバナリ、其如此ニシテ而シテ後刑罰其当ヲ得ルト云フベシ、然ルニ今其重クスベキヲ輕クシ、輕クスベキヲ重クス、營ニ野蛮ノ風習ヲ脱セザルノミナラズ、其弊害タル豈ニ淺少ニシテ止マンヤ、開明ノ今日実ニ一大欠典ト謂ハザルヲ得ズ、今ニシテ是等ノ弊害ヲ除キ、以テ國家ノ紀綱ヲ恢張セズンバ、果シテ孰レノ日ヲカ待ントスル、此逕庭ナル律ヲ以テ人民ノ愛國心ヲ興シ、皇國ヲ共同維持、以テ彼歐洲ト對等雄峙ヲ望ム、是レ木ニ縁リテ魚ヲ求ムルノ說ナリ、今其百般西洋ニ模倣シ、學校以テ民智ヲ進動セシメントスル、岌々タル國勢諺ニ所謂盜ヲシテ索ヲナワシムルノ勢アリ、而シテ未ダ其閏刑ヲ除カザル、蓋シ既ニ晚シ矣、是ヲ以テ敢議ス、貴社其餘白ヲ各ムナキヲ祈ル、熊谷県下南八大区三小区内ニ住スル黄口豎子石阪金一郎
明治八年六月二日

(解説) 閏刑というのは、官人・武士・僧侶または婦女・身障者などに正刑に代えて科する刑罰、ここでは華士族の特権を指している。石坂は、「四民同権」の

現在、そうした特権を廃止し、人民の愛國心を興し、ひいては欧州と対峙できるようにしなければならぬと主張する。民権の重視がそのまま國權の主張へとつながっている。この論説は、この時点では日の目を見ず、明治十一年七月三日の『東京曙新聞』に、植竹緑のペンネームで掲載される(史料80)。

21 「一八七五(明治八)年カ」 石坂金一郎原稿 区戸長論

(青木家二八二)

夫レ国力ノ強大ヲ致ス所以ハ民心ノ一和ニ在リ、民心ノ一和スル所以ハ万民ノ政府ヲ信スルニ在リ、然リ而シテ其万民ヲシテ政府ヲ信セシムル所以ノモノ、果シテ何ノ具ゾヤ、是レ他ナシ、区戸長其人ヲ得テ上旨ヲ下達シ下情ヲシテ上暢ナラシメ、以テ上下ノ否塞ヲ致サシムルニ在ルナリ、今ヤ維新鼎革大ニ旧習古態ノ弊風ヲ一洗シ、冗沓去リ簡ニ就キ開明ノ新城ニ進歩スルヤ、駸々乎トシテ恰モ駟馬ノ輕車ニ駕シ、熟路ニ就テ而シテ王良周穆王ノ時御ヲ善スルヲ以テ、王ニ幸セラルハ駿馬ヲ得タリ、造父之方先後ヲ為スガ如シ、実ニ千載未曾有ノ盛時ニシテ善政美事枚挙ニ遑アラズ、吾輩實ニ雀躍ニ堪ヘザルナリ、然リ而シテ天下ノ広キ人民ノ多キ、其景況タルヤ管見ノ能ク窺測スベキニ非ズト雖トモ、先ヅ吾輩實際履行スル所ノ、民間ノ景況ヲ以テ之ヲ推察スルニ、維新以降年ヲ経ルコト茲ニ八禩ノ久シキニ至ルト雖トモ、尚四民封建ノ余習ニ拘泥シ朝旨ノ所在ヲ知ラザル者、蓋シ亦天下十ノ八九ニ居ラン、王化ノ未ダ洽ネカラザル此ノ如クンバ、実ニ政ハ維新ノ政ト雖トモ、民ハ昔日ノ民タルニ過ギズト謂ハザルヲ得ズ、是レ其故何ゾヤ、蓋シ人民概由來ノ慣習ニ坐スト雖トモ、畢竟区戸長其人ヲ得ザルニ、根生シテ教督説諭ノ遍ネカラザルニ依ルナリ、抑モ区戸長ノ職務タルヤ、其区村駅

二在テ普ク其区内百般ノ事務ヲ担任シ、若シ事務ノ挙ラザルアレバ上下ニ対シテ其責ヲ免レズ、故ニ其区内土地人民ニ関スル細大事務ヲ統括シ、厚キ朝旨ヲ体認シ百般ノ制度身親ヲ遵守シ、以テ人民ノ標準トナリ、毎事布告ノ条件等速ニ民心ニ浹洽融徹セシムルコトヲ要トシ、平素人民ヲ教督説諭スルノ權ヲ有ス、其任ノ重キ其責ノ大ナル、更ニ喋々ヲ俟タザルナリ、故ニ政府夙ニ是ニ見アリ、区戸長ヲシテ専ラ民事ニ軼掌セシメ、其給ヲ民費ニ取り其級ヲ官等ニ準ジ、以テ其責任ヲ重大ニシ、人民ヲシテ愛敬倚頼スベキヲ知ラシメント欲ス、嗚呼政府ノ意ヲ實際ニ注グ、至レリ尽セリト云ベシ、然ルニ方今ノ区戸長タル者ヲ視ルニ多クハ 旧来ノ弊^(諸)ヲ脱セズ、压制ノ蛮風ヲ存シ却テ自ラ人民ノ嚆矢トナリ、昔日封建ノ陋法ヲ欽慕シ、啻ニ人民ヲ教督説諭スル能ハザルノミナラズ、其甚シキニ至ツテハ布告説メズ、會計成ラズ空ク其名ヲ帯ビテ曾テ其器ニ非ラズ、亦猶ホ画餅ノ食フ可ラズ、木吏ノ言フ能ハザルガ如キモノアリ、今其此区戸長ヲシテ此人民ヲ教督説諭シ、以テ開明輔導セシメント欲スル、殆ンド縁木求魚ノ愚ヲ免レズ、竟ニ上下否塞シ秦越ノ肥瘠ノ如キニ至ラン、嗚呼王化ノ民ニ洽ネカラザル、政令何ニ由テ行ハレ、治国ノ効何レノ日ヲ待ツテ期ス可キゾ、実ニ長大息ニ堪ヘザルナリ、今ヤ我邦上下戮力、以テ国家ノ衰弱ヲ、挽回セズンバアルベカラザルノ秋ナラズヤ、況ンヤ五洲ノ雄國動モスレバ強弱ノ機ヲ虎視シ、毒爪要牙ヲ磨キ剛柔ノ勢ヲ狼顧シテ、噬喫ノ口ヲ張り各相食ハント欲スルノ時ニ於テヲヤ、豈ニ寒心セザル可ケンヤ、外此ノ如キ懼ルベキ^(中)ニアツテ、而シテ内未ダ万民ノ悉ク政府ヲ信セザル、其レ之ヲ奈何センヤ、今果シテ我邦人民^(中)智^(中)ヲ進動シ、上下戮力以テ彼ノ欧米各国ト対峙屹立セント欲セバ、先ツ区戸長其人ヲ得スンバアルベカラザルナリ、何トナレバ夫レ苟モ官八民ノ標準ナリ、其挙動言

行ノ細目ニ至ルマデ豈ニ^(進力)歩ニ干渉セザランヤ、況ンヤ区戸長ノ如キハ、官ノ氣脈ノ繋ガル所、民ノ親シク接スル所ニシテ、其挙動言行ノ細目ナルモ、一トシテ人民ノ標準トナラザルハナキニ於テヲヤ、其干渉スル所頗ル大ナリ、故ニ今此人民ノ陋ヲ解キ、旧ヲ去リ化ヲ布キ、新ニ就カシメント欲セバ、区戸長タル者率先シテ之ヲ身ニ行ヒ之ヲ事ニ施シ、其区内人民ヲシテ皆其挙動言行ヲ信シテ、区戸長タル者其挙動此ノ如シ、其言行此ノ如シ、是レ必ズ我儕モ亦此ノ如クナラズン^(ハカ)、アルベカラザルナリト思ハシムルニ在リ、其挙動言行ノ間常ニ冥勸黙誘ノ意ヲ存シ、人民ヲシテ政府ノ趨ク所大ニ昔日ニ異ナル所以ヲ知ラシメ、且加フルニ政府ハ天^(下)人民ノ父兄、天下人民ハ政府ノ子弟タル所以ヲ、懇々教督説諭セシメバ、如何ナル至愚極闇ノ民ト雖トモ、翻然悔悟スルコト雲霧ヲ披テ白日ヲ睹ルカ如ク、峻阪ヲ下テ坦路ニ歩スルガ如ク、必ズ能ク感発奮勵スル所アツテ、而シテ天下ノ人民政府ヲ尊信シ、翕然トシテ朝旨ノ在ル所ヲ知り、靡然トシテ奉戴趨向スル所ヲ知ラバ、則チ政府ノ人民ヲ御スル、猶ホ精神ノ支体ニ於ケルガ如ク政府令セバ民之ヲ守リ、政府制セバ民之ヲ守リ、百事能ク行ハレン、百事能ク行ハルレバ民心亦茲ニ一和セン、民心一和スレバ富強亦何ゾ言フニ足ラン、於是乎所謂不拔ノ大基礎始メテ確立スト云ベシ、其此ノ如クニシテ而後、上ハ国家ヲ維持シ、下ハ万民ノ幸福ヲ保全シ、永ク万国ト対峙屹立シ、益我神州ヲシテ海外ニ光耀セシメ、以テ 天皇陛下ノ福祉ヲ昌盛ナラシムベキナリ、吾輩未ダ乳臭ヲ脱セザルノ黄口児ニシテ、邈然知見スル所アラズト雖トモ聊カ愚見ヲ草シ、輕躁無識ノ謗リヲ顧ミズシテ、敢テ大方ノ高聽ヲ煩サント欲ス、貴社其余白ヲ吝ムナクンバ幸甚

熊谷県下南八大区三小区 石阪金一郎

(解説) 年号は無いが、一二行目に「維新以降(中略)八禩」とあるので、明治八年と推定できる。「禩」は「シ」で「年」の意味である。論旨は冒頭に明確で、目的とするところは国家の強大化、そのためには民心の一和が必要、それには万民が政府を信じることに、そして区戸長は人民の教諭を職務とする、という主張である。封建の世には対峙するが、国家主義的な新政府の方針にはびつたりと一致している。なお、末尾の文言からすると投稿原稿であるが、掲載は確認できていない。史料81により、この原稿は閏刑律論とともに、明治一年頃に石坂から青木家に送られたものと推定される。

22 一八七五(明治八)年二月十七日 清浦奎吾書状(校長岡正靖派遣の添状)

(長谷川家九四四)

(封筒表書) 第十五区区務所 埼玉県 「第千四百七十三号」

*消印「浦和/武蔵・足立・二・二七」

時気爽涼如水弥増御清適可被成御勤務、欣抔之至ニ存候、陳ハ該区公学本校々長欠員ニ付、學術優等之教師派遣之儀兼テ御頼囑ニ付、今般高知県土族岡正靖同校権中掌教トシテ差遣及候、同人儀は嘗而神奈川県小学三等教授ヲモ勤務致候由ニテ、教授向ハ至極懇篤之趣、學術モ亦強而浅狭ナラス、尤神奈川県辭職、爾来零丁辛酸之情状ニ付其辺御諒察、畢竟為校事精勵致候様御引廻シ有之度、右添書旁、草々不宣

明治八年十月十七日 清浦奎吾 印

長谷川敬助殿

(解説) 現在のこの書状の入っている封筒は、月日などからみて別物と考えられる。内容は、県庁の学務課職員が第一五学区取締取へ出した事務的な書類である。

差出人の清浦奎吾は、第一大学区学務委員会議員や埼玉県学務課長を経て、翌年九月には司法省へ出仕、のち総理大臣となる。

23 一八七五(明治八)年二月二十五日 清浦奎吾書状(第一大学区教育議会議会、東京出張要請)

(長谷川家九二〇)

(封筒表書) 第拾五区区務所長谷川敬助殿 埼玉県学務課清浦奎吾 印

寒氣弥倍候之候、御清適御勤務賀上候、陳は第一大学区教育議会議之儀、弥来ル一月十日を以發会之趣督学局より申越候、就而八都合も御坐候間、可相丈ケ早く出京相成候方可然、則八日頃ニ東京神田小柳町伊勢屋伝次郎方江御出張有之度候、尚拝顔之上、百事ハ御相談可申上候也

明治八年十二月廿五日 清浦奎吾

長谷川敬助様

(解説) 第一大学区は、教育行政上の区画で、埼玉、東京、神奈川県などに及ぶ地域、そのため東京で会議が開催された。長谷川敬助は、第一五学区取締として出張を要請された。この会議の題目は、中村孫兵衛「手控」に記載されたものである(史料205⑩)。

24 一八七六(明治九)年二月八日 竹井認貞の民会開設論

(『東京日日新聞』明治九年二月八日寄書欄)

○民会起サ、ルベカラズ 七名社演舌会

我輩ハ今日幸ニ始テ此ノ演舌会ニ列スルヲ得タルヲ以テ、益々此ノ会ノ盛大ニシテ他日必ズ喜ブベキノ成績アランコトヲ望ミ、併テ諸君ノ銳意從事セラル、ヲ賀ス

夫レ人ノ此世ニ居ルヤ、互ニ相親睦シテ意見ヲ交通シ、思想ヲ暢達シ、善ヲ揚ゲ害ヲ避クルハ人生ノ至樂ニシテ、政府ノ起ル所以モ亦是ニ外ナラズ、聖賢ノ教道ヲ樹立シ英傑ノ律令ヲ制定スルモ、亦必ズ源ヲコ、ニ採ルモノ也、諸君夙ニ此ニ見ル所アツテ此ノ會ヲ昨明治八年ニ開キ、今九年ニ至テ切蹉不怠初志ノ終アルヲ期セラル、ハ、豈ニ敢テ之ヲ賀セザルヲ得ンヤ

我輩ハ諸君ノ此會ヲ創起セラレ、大ニ各自ノ性識ヲ養成シ世上ノ為メニ多少ノ裨益ヲ与ヘラレントスルノ美挙ヲ賀シ畢リ、聊力茲ニ淺見ヲ吐露シ明示ヲ仰ガント欲ス

今ヤ日本政府ハ昔日ノ面目ヲ改メ、文武ノ制民治ノ方皆能ク其形体ヲ具スルニ似タリ、生テ此盛運ニ逢フ、誠ニ雀躍歌頌スベシト雖トモ、革命ノ日猶淺ク開化ノ精神未ダ充実セザルヲ如何セン

我輩ハ今茲ニ関化ノ精神ヲ振起セント欲セバ、必ズ先ヅ民會ヲ起サ、ルベカラザルノ事由ヲ詳述セントス、今ヤ学校ハ教育ヲ進捗シ警察ハ安寧ヲ保護シ、百般斯民ヲ撫誘スルノ術拳テ備ハラザル所ナシト雖トモ、眼ヲ転テ一般ノ世俗ヲ視レバ、政府人民ノ關係如何ヲ了解シテ、自治ノ精神ヲ保有スルモノ果シテ幾人カアル、是故ニ至美ノ良法モ多クハ却テ下民ノ情意ニ乖馳シ、遂ニ武斷ノ寛便ヲ追懷スルノ忘想ヲ起スモノナキニ非ズ、嘆クベキノ至ナラスヤ

苟モ人民自治ノ精神ニ乏キトキハ至美ノ良法モ下民ノ情意ニ達セズ、下民ノ情意ニ達セザレバ安寧ヲ破ル無キヲ保ス可カラズ、之ヲ疎通スルノ策果シテ何ニカアル、曰ク民會ヲ興立スルノミ

諸君ハ此地方ニ於テ已ニ率先誘導スベキノ地位ヲ占メタレバ、独リ其身ヲ善クシテ足レリトセズ、開化ノ精神ヲ振起シ低度ノ人民ヲ作興シ、以テ金甌不欠ノ帝國タル基礎ヲ固クスルハ、今日吾人ノ義務ニシテ又諸君ノ喜デ進取勇為スベキノ事業ナリト信ズル也

武州熊谷 竹井懿貞

(解説) 竹井懿貞が七名社の演説会に出席して、民会開設について論じた要旨である。時期的にみて七名社結成一周年か。竹井は上野国赤岩村(群馬県千代田町)の出身で、明治二年東京へ遊学、同六年五月に北米合衆国へわたった。同八年二月に帰国し、熊谷宿で石川弥一郎の妹と結婚し竹井家を継いだ。この縁談には、田中正彝が仲介している。同年二月に熊谷駅の戸長になっているので、七名社の会ではその立場で演説したことになる。未だ二三歳である。竹井は、一〇年六月に埼玉県に出仕するが、石川弥一郎の義弟ということもあり、長谷川敬助ら七名社員との交流も深い(埼玉県行政文書明九三二・二五四、『熊谷市史』資料編8、資料一四)。

25 一八七六(明治九年)三月二九日 林勘兵衛の民会開設論

〔東京日日新聞〕明治九年三月二九日(寄書欄)

○民会起サ、ルベカラズ 熊谷 林勘兵衛

急進以テ国会ヲ起スベシト云ヒ、漸進以テ区会ヨリ始ムベシト云フ、尚早シ既可ナリ等紛々タル政談ハ、誠ニ人心ヲシテ澆刺活動ナラシムルノ好問題ナリ、宜ナリ、世論者ガ雄弁ヲ揮テ持論ヲ主張スルヤ盛ナル哉、民権論ヤ民間誰力民権ノ論題ヲ知ラザル者アラシヤ、我輩モ亦今此ニ澆刺活動ノ好問題ニ就テ、聊力鄙見ノ在ル所ヲ陳述セント欲ス

急進論者ハ恰モ瀑布懸下ノ勢ニテ、論鋒ノ激烈ナル当ルベカラザルノ状アリ、漸進論者ハ雄弁快筆以テ人心ヲ醒覺セシム、我輩淺学不才固ヨリ上等社会ノ紳士ト弁論スル能ハズト雖トモ、我輩ノ見ル所ヲ以テスレバ、急進漸進ハ共ニ偏輕偏重論ト云ハザルヲ得ザルナリ、

且ツ尚早ノ論ノ如キハ内憂既ニ起リ外敵既ニ迫ルモ、若シ人民愚蒙ニシテ國ノ存亡ヲ目撃シテ毫毛頓着セザレバ此ヲ如何セン、然ラバ如何シテ可ナラン、曰ク急進漸進ヲ合併シテ町村会モ区会モ県会モ国会モ、皆此ヲ一時ニ起立スベキナリ

尚早シノ論アリト雖トモ、寧口之ヲ十年ノ後ニ起スヨリモ、今日ヲ以テ之ヲ興シ十年ノ後ニシテ大成ヲ期スルニ如カズ、今日三千五百万人中民会ノ議員ナシト云フベカラズ、仮令ヒ十年ノ後ナルモ猶今日ト甚シキ相違ナカルベシト想像スルナリ

今ヤ我國ノ文学ヲ修ムル者ハ概シテ此ヲ二派トナス、一ハ漢学書生ナリ、一ハ洋学書生ナリ、暗室幽窓ノ下ニ伊晤シテ更ニ変通ノ道ヲ知ラザル漢学書生ハ暫ラク論ゼズ、若シ夫レ洋学書生ノ如キハ、既ニ開化ノ社会ニ連リ、開化ノ人民ヲ以テ、自ラ任ジ人モ亦之ヲ許セリ、故ニ我輩ハ備ハランコトヲ此輩ニ責メザルヲ得ズ、試ニ今日ノ実況ヲ見ヨ、開化ノ社会ニ連ナリ開化ノ人民タル洋学書生ハ、果シテ後來國家ノ幸福ヲ托スベキヤ我輩ハ此ヲ危マザルヲ得ザルナリ、請フ都下洋学書生ノ実況ヲ述ベンニ、概シテ云フ時ハ懶惰放逸身ヲ誤マルモノノ八九ニ居レリ、其言ニ曰ク、人間ノ精力限リアリ、肉食ニ非ザレバ以テ肢体ヲ養フニ足ラズ、勉強過スベカラズト、此ノ数件ノ如キハ緊要ナラザルニ非ズト雖トモ、意ヲ品川ニ焦シ情ヲ島原ニ洩スノ習風ハ云マデモナク書生一般共同ノ常例ナリ、此ノ情実アリ、此ヨリ蔓起スル弊害ハ実ニ云ニ忍ザル者アリ、肝要ノ学問ニ至リテハ嘗テ意ヲ閑セザル者ノ如シ、而シテ學術如何ト問ハハ、万国史ノ素読位ニテ僅ニ十中ノ一二過ス、其云フ所ヲ聞ケバ常ニ現在ノ政府ヲ論ジ、今日ノ官員ヲ評セザル者ナシ、何ゾ誇語ノ甚シキヤ、且ツ洋学書生ニシテ現在我國ノ文学ヲ讀ミ得ザル者尠カラズ、今日ノ洋学書生ハ精力ノ限量果シテ此ノ如キカ（一般ニハアラザル

モ）、若シ夫レ誇言シテ、予ハ拿破翁ヲ学ブ、予ハ華盛頓ニ倣フト云フモ、我輩ハ之ヲ目シテ妖学狂生ト云ハン

斯ノ如キ景況ナレバ十年ノ後ニシテ民会ノ起ルアルモ、果シテ此輩ヲ委員トナシ國家ノ事ヲ任スベケンヤ、我輩ハ為メニ疑ヲ容ザルヲ得ザルナリ、是故ニ今日ヲ以テ町村会モ区会モ県会モ国会モ一時ニ興起スベシ、而シテ上ハ 天皇ノ聖意ヲ奉ジ、下ハ万民ニ其ノ方向ヲ知ラシメバ、自ラ自治ノ精神ヲ勃起シ、三年効アリ、七年小成シ十年ニシテ所謂民会ナルモノ大成シ、人民保護ノ道明ラカニシテ開明富強ノ実立ツベシ、是レ國安ヲ無窮ニ維持ニ良策ニ非ズヤ

（解説）熊谷の林勘兵衛が民会の即時開設を主張した寄稿である。林の住む熊谷町では、すでに明治七年一月に町会を開設していた。林自身は漢学を学んでいたが、明治八年に町の惣代人に推薦され、竹井懿貞とともに変則町会といえる協議会を興し、この寄稿を行った翌九年には副戸長になっている。この寄稿は、思ひ出深いものだったようで、回顧録では掲載紙を保存しているという（林有章『熊谷史話』二七三〜二七七頁、四九四頁）。林は安政六年（一八五九）生まれなので、当時一七歳である。町会に没頭し、年も若かったので七名社には参加しなかつたと述べている（同前書二八九頁）。この寄稿では、洋学書生に対する批判が展開されているが、洋学学習を掲げる七名社への批判であろうか。いずれにしても、七名社と並行して行われた林と竹井懿貞、おそらくそのバックには竹井澹如もいる熊谷の町会は、注目すべき民会の実践といえる。

26 一八七六(明治九)年以前四月四日 石川弥一郎書状(旧諸藩引継書籍

払下)

(長谷川家九九二)

今般本県ニ於而旧諸藩より引送り相成候書籍を払下候二付、経書ハ

勿論、歴史も多分有之候間、御入用ニ候得は、七日以前ニ御尊来被成、目録等御熟覽之上成否御相談被下度、尤価値は至而低下之義ニ候、此段得貴意候也

四月四日 石川弥一郎

稲村貫一郎様

長谷川敬助様 侍史

(※稲村貫一郎添状)

「(封筒裏書)長谷川君幸便急 稲郵拜」

別紙之通石川氏より申来候、幸便昨八日相達し乍延引其段申上候也

四月九日

尚々、迂生儀胸痛猶又相発シ候ニ付、明日あたり治療旁出頭可致と心算仕居候也

(解説)年代は明らかでないが、文中の「本県」は、熊谷県と考えられ、明治九年以前と推定した。七名社の書籍収集方法の一端を示す史料であろう。

27 一八七六(明治九)年四月二八日 石川弥一郎書状(埼玉県大試験拝観)

埼玉県小学規則持参依頼

(長谷川家九九六)

「(封筒裏書)上川上村稲村貫一郎様 至急要用 熊谷 石川弥一郎」

「(封筒裏書)御他出被遊候得は長谷川敬助様江御届可被下候

九年四月十八日午前

過日之大試験拝観、実ニ近来之盛挙発明不少、今般弊県ニ於而も學事ニ付種々議論も有之、近日会議相開候順序ニ相成候ニ付而は夫々意見有之候処、参考書類を務而蒐集仕度存候、先頃貴県小学教則御

送り被下候処、外ニ小学規則ト申モノ有之趣、最余人所持仕候を一見仕候、毎度御手数奉恐入候得共、右小学規則を参考之ため熟覽仕度候間、来会廿三日原島江御持参被成下候様奉懇願候、但其以前ニ御送り被下候得は最幸甚、右申上度、草々頓首

四月十八日 石川弥一郎

長谷川敬助様

稲村貫一郎様 侍史御中

二白、過日中村君江後会は廿二日ト申上候処、右ハ一時之誤解ニ候間、此段宜敷御通知被下候様奉願上候

(解説)年代は、封筒裏書による。石川の住む熊谷宿は熊谷県の管轄なので「弊県」といつている。一方、長谷川の北河原村、稲村の上川上村は、ともに埼玉県の管轄なので「貴県」と称している。七名社の人々は、熊谷県と埼玉県と二県をまたいで活動していたのである。「原島江持参」とは、七名社は毎月一回、原島村の養平寺で会合をもっていたことによる。

28 一八七六(明治九)年四月二七日 石川弥一郎書状(訪問日時打合)

(長谷川家九九三)

「(封筒裏書)埼玉県拾五区池上村区務所ニテ北川原村長谷川敬助様

至急要用

熊谷 石川弥一郎」

「(封筒裏書)一九年四月廿七日 賃済」

(※本書状は全文朱筆)

其後は甚御無音仕候、不相変御繁忙之義奉恐察候、然は頃日不得已事故出来、是非共 貴下を奉煩度候ニ付、参堂之上委曲申上度存候処、突然拜趨仕而も、御不在ニ而は其効無之次第ニ付、乃以書面

御都合奉伺候、乍御手数何日頃ハ御在館ニ候哉、此段被仰聞候様奉願上候、右申上度、書余期面陳候也

四月廿七日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

事宜ニより池上区務所^江参り候而も宜敷事ト奉存候

(解説) 年代は、封筒裏書による。本書状は全文朱筆であるが、どのような意味が込められているのであろうか。

29 一八七六(明治九)年五月二日 土宜法龍の保証人となる田中正彝

(『慶應義塾入社帳 第一巻』)

本人姓名 土宜法龍

府県住所身分 三重県伊勢国第七大区一ノ小区

誰何男カ弟或ハ 安芸弟稻生村三百廿四番地平民

当主及ヒ年齢 樋口文右工門附籍 廿一年八月

入社ノ月日 明治九年五月一日

証人ノ住所姓名 東京府五大区三小区下御徒土町一丁目

二十三番地 内務中録 田中正彝

明治九年五月一日入塾、大人三番ノ一

(解説) 土宜法龍は著名な真言学者で南方熊楠に学問的な影響を与えたことで知られるが、明治一一年から数年間、妻沼歡喜院の副住職をした(『熊谷市史』資料編8、五〇頁)。そのとき、石川弥一郎は七名社員に対し、土宜は英学にも優れているので交流を深めるよう勧めている(史料11)。その土宜が慶應義塾に入社するときの保証人が、妻沼両宜塾出身で当時内務省中録の地位にあった田中正彝

だったのである。土宜と田中との接点は未詳であるが、両者に共通の知人としては、歡喜院住職の稲村英隆などが想定される。こんな処にも、両宜塾の人脈と七名社との交流がみられる。

30 一八七六(明治九)年以前七月二日 石川弥一郎書状(七名社集會日取)

(長谷川家一〇〇二)

〔封筒表書〕上川上村稲郵貫一郎様 熊谷石川弥一郎

〔後筆〕長谷川敬助様 要用

〔封筒裏書〕左右封袋なし御 封 七月廿七日午前

拝啓、其後は甚御無音仕候、迂生義一昨廿五日夕刻帰宅致候、過日は長谷川君^江御書状被下、七名社会延引之義被仰越候処、御書状途中二滞留十六日夕刻落手、已二十日之菊二属し候間、返報も不仕多罪此事ニ御座候

七名社集會之義迂生留主中御延引之旨、御廻達被下候趣承知仕候、あまり延引相成候も不都合ニ候条、来八月一日ニ集會仕候而は如何、御差支無之候得は、社員^江御通知被下度、御差支有之候得は、日限被仰越度、此段得貴意候也、愈八月一日ニ而御差支無之候得は、養平寺^江も其旨御通知被下度、小泉氏ハ今日面会相談可致候間、別段御報知ニ不及候、右申上度、草々頓首

七月廿七日 石川弥一郎

稲村貫一郎様 侍史御中

二白、長谷川君^江ハ別段書状差上不申間、貴君より宜敷御通知奉願上候

集會之義炎熱之候ニ有之、午前七時出頭之事ニ仕度奉存候間、御同意ニ候得は、是亦社員^江御通知可被下候

(解説) 年代は、石川が熊谷にいたので、明治九年以前と推定。集会日時をめぐ
る内容で、石川弥一郎を中心に会が運営されていた様子をよく伝える。石川は熊
谷を留守にしていることも多いようである。養平寺は定例の会場、小泉氏は小泉
寛則である。附属の封筒は、石川から稲村に出された時のもので、「長谷川敬助様」
の部分は、稲村が石川の手紙を入れ、長谷川へ書状(資料31)を差出したときに
書き足したものの。封筒裏書の「左右封袋なし 御」までは稲村貫一郎の追筆か。

31 「二八七六(明治九年七月頃)二八日 稲村貫一郎書状(七名社集会

日取)

(長谷川家一〇〇二

別紙之通り昨夕申越候ニ就而ハ如何可仕哉、御相談申上候、幸今日
ハ中村君貴臨之事ト存候間、御決定被下、御両君ヨリ社員^江御通知
被成下度候、迂生儀ハ一日ハ少々差支も有之候得共、一己之儀ニ付、
御都合次第二而よろしく、日期決定之上ハ熊谷石川^江ハ僕ヨリ報知
いたし候而もよろしく、右得貴意度、書余拜謁面叩、頓首、以上

廿八日認 弟貫拝

長谷川大兄

本文一日差支云々ハ、詮議ノ次第ニテ取消更ニ差支なし、石川氏ヨ
リ書面中ニ養平寺^江通知云々ハ、社員報告書回り止りの人ヨリ一封
向ケ候事いたし度、委曲ハ米上氏口陳々々

(解説) 石川弥一郎書状(史料30)を受け、稲村貫一郎が長谷川敬助へ送った書状。
中村君は、七名社員の中村孫兵衛である。

32 一八七六(明治九年)八月二五日 弁論会規則案及び回章

(巢史 C H 大河原家一七六

〔^{案書}弁論会定則〕

規則案

第一条 本会ハ毎月第一日曜日某所ニ於テ開ク

第二条 毎会午前十時開場午後三時開会ノコト

但十二時ヨリ一時マテハ喫飯時間トス

第三条 意見ヲ演説シ疑義ヲ質問セントスル者ハ開場前ニ其題目ヲ

記シテ幹事ニ報スベシ、幹事ハ順序ヲ定メテ其題目姓名ヲ会頭ニ

通シ会場ニ揭示ス

第四条 弁論ノ順序

第一款 意見アル者ハ会頭ノ令ヲ須テ演説スベシ

第二款 演説畢ルコトニ其主意ニツキ了解セサルコトアル者ハ、

会頭ノ令ヲ須テ質問スベシ

第三款 会頭ハ会衆已ニ演説ノ主意ヲ了解セリト認ムルトキハ、

異見アルヤ否ヲ問ヒ、異見ナケレハ之ヲ衆論ト公認シ、アレハ

更ニ令シテ弁論ヲ尽サシム

第四款 会頭ハ会衆ノ弁論已ニ熟セリト認ムルトキハ、令シテ同

意ヲ表セシメ、多数ニヨリテ衆論ヲ公認ス、若シ同数併立ノ論

アルトキハ、会頭ノ可トスルトコロヲ以テ衆論ト認ムベシ

第五款 疑義ヲ質問スルモ其順序前款ニ照準スベシ

第六款 凡ソ会頭令スルトコロハ「コノ規則ニ触レサレハ」其事

ノ如何ニ関セス、会衆之ヲ確守スベシ

第七款 凡ソ発言セントスルモノハ起テ会頭ト呼ビ、其何番ト応

スルヲ須テ発言スベシ

第八款 凡ソ言語ハ温和ヲ旨トシ、嘲笑罵詈ニ渉ルベカラス

第九款 弁論中ハ喫烟耳語スベカラス

第十款 規則ヲ犯スモノアレハ会頭令シテ退席セシムベシ

第五條 開場中ハ衆人ノ蹠聴ヲ允ス

第六條 自後会衆タルヲ望ムモノハ書面ヲ以テ其旨ヲ幹事ニ請ヒ、
允許ヲ得ハ深ク本会結約ノ主意ヲ体シ確ク会中ノ諸規則ヲ守ルベ
キ誓書ヲ出スベシ

第七條 幹事会衆タルコトヲ請フ書面ヲ得ハ、其人ノ履歴品行ヲ探
訪シ、之ニ自己ノ意見ヲ添テ会衆ヘ公告シ衆論ニ付スベシ

第八條 已ニ会衆トナルモノト雖モ、品行不正ニシテ本会ノ面目ヲ
汚辱スルコトアルトキハ脱会セシムベシ

第九條 会衆タルモノ不得已事故アリテ脱会セントスルトキハ、其
旨ヲ口頭又ハ書面ヲ以テ会衆ヘ公告シ其公認ヲ得ベシ

第十條 会頭一名幹事五名投票ヲ以テ撰定ス、会頭ハ任期ヲ立テス、
幹事ハ三月ヲ以テ任期トシ再撰セラル、ヲ允ス

第十一條 会頭ハ会中一切ノ事務ヲ総轄シ、本会ノ降替ヲ以テ其責
任トス

第十二條 幹事ハ庶務・記録・會計ノ三課ヲ分掌シ、以テ会頭ヲ輔
ケ会頭欠席スルトキハ其事務ヲ代理ス、弁論中ハ他ノ会衆ト異ナシ

第十三條 会中一切ノ費用ハ幹事會計シテ全会衆ヘ均一ニ賦課ス、
コノトキハ会頭・幹事モ全会衆ト同視ス

第十四條 会頭及ヒ幹事ヲ撰定スルニハ投票ノ多数ヲ以テ決スルト
雖モ、入会ヲ允許シ脱会ヲ命シ、及ヒ諸規則ヲ増損改正スルハ、

三分二以上ノ意見ニヨル、若シ三分二以上ノ意見一致セサレハ、
尚ホ旧ニ依ルヘシ

第十五條 成規ニ掲ケサルコト、雖モ、先例アレハ之ニヨリテ処分
シ、先例ナキコトハ衆論ヲ尽シ、多数ノ意見ニヨリテ処分スベシ

回章

予テ互談シ申置候、弁論会江当牧海社中モ交加ノ旨、竹井先生江示
談及ヒ此規則案ヲ請取候、此案書中ノ可否ハ互遠慮ナク御加筆ヲ乞
フト申事二候、○当社外ト雖モ有志ノ君子ハ、互誘導此回章江性名
登録見留メ捺印被下度、猶本会社員名簿江登録シ、来会ヘ九月三日
調印之事二候、○会場ハ成会論定ノ事二候

八月十五日 大河原孟賈

代理 長井市太郎

松葉君 小林君

長沢君 堀君

塚本君 大河原君

小池君 山岸君

田所君 田口君

塚本君 須長君

(解説) 大河原孟賈代理の村岡村長井市太郎が、「竹井先生」(澹如であろう)か
ら受け取った「弁論会」の規則案を社中へ送り、入会を募ったものである。長井
を含め宛名の一二名は牧海社という結社をつくっている。『埼玉自由民権運動史
料』では「放海社」と読んでいるが、同書所収の長島三三子氏「熊谷地方の自由
民権運動」は「牧海社」としており、写真版で確認のうえ「牧海社」とした。弁
論会の規則は詳細なもので、これが九月以降の記録には「進修会」とみえる結社
であろう。

この規則案は、次号の盟約書とともに、九月三日に正式決定され、九月二三日
の『郵便報知新聞』に掲載された(『新編埼玉県史』資料編19、三五四〜三五七頁)。
異なるところは、第一条で会場を熊谷小学校と特定したこと、第一〇条で、全体

を三組に分け、組ごとに幹事一名を選出し、全体の幹事は三名に減らしたこと、及びそれに伴い第二二条に組幹事の仕事を明記したことなどである。また進集会の名称を「埼玉県」を冠しているが、これは県外からみて付したものである。

33 一八七六(明治九)年九月三日 進修会結立盟約書案

(県史CH 大河原家一七六)

進修会結立盟約書案

今マ夫レ地球上ニ碁布スル各国ノ文化如何ヲ比較スレハ、其階級幾層ナルヲ知ラスト雖トモ、蓋シ其人固有ノ智力敢テ然ルニアラス、唯其生ル、国土ノ氣風習俗自ラ然ルノミ、而シテ其氣風習俗ナルモノハ当初人爲ニヨリテ養成セラル、ト雖モ、其久シキニ及ンテヤ拳世ノ人不知不識其タメニ籠絡セラレ、視テ天性ノ如ク然リ、然リト雖モ已ニ二人爲ニヨリテ養成セラル、モノナレハ、又人爲ニヨリテ改良セラレスンハアラス、性理上ヨリ之ヲ論スレハ唯改良セラル、ノミナラス、之ヲ改良スルヲ以テ人類当然ノ義務トセリ、而シテ之ヲ改良スル所以ノモノハ、或ハ英邁卓逸ノ士異説ヲ首唱シ新工夫ヲ考案シテ世人之ヲ信用シ、或ハ他国ノ文化ヲ羨慕シテ国人之二做フニヨレリ、顧フニ我國ニ於テハ、曾テ隋唐ノ文化ヲ羨慕シ拳國之二做ヒシカ、其正鵠ニ達セシヨリ、已ニ数百年ヲ経^つルト雖モ、悲夫卑屈ノ習慣依然旧觀ヲ改メス、幸ニ近来外交ヲ開キ泰西ノ文化ヲ見聞セシヨリ頗ル昏夢ヲ驚破スト雖モ、如何セン積習ノ圧抑スルトコロ、上等社会ノ紳士ニシテ身天下ノ觀望ヲ繫クモノト雖モ、或ハ旧見ヲ墨守スルモノナキヲ保タス、況ヤ中等以下ノ人民ヲヤ、コノ際ニ當テ彼ノ是ニシテ做フヘク、我ノ非ニシテ改ムヘキヲ已ニ自ラ信スルモノハ、勇往敢為ノ氣ヲ奮テ正鵠ニ達スルノ地步ヲナシ、以テ人類

当然ノ義務ヲ尽サ、ルヘカラス、今マ其正鵠ニ達スルノ地步ヲナス所以ノモノヲ探求セバ、千種万状^(類カ)ニシテ際涯ナキカ如シト雖モ、其中ニ就テ最モ緊要ニシテ最モ急務ナルモノハ、自由ノ心思ヲ發展シ自治ノ精神ヲ培養スルニ如クハナシ、自由ノ心思ヲ發展シ自治ノ精神ヲ培養スル所以ノモノモ亦多端ナルヘシト雖モ、其大ナルモノヲレハ言論及ヒ出版ノ自由ヲ許シテ公議輿論ヲ皇張スルナリ、政事文学校^(校カ)芸宗教ノ別ナク平穩集會ヲ所在ニ設ケテ意見ヲ交換スルナリ、中央国会地方民會ヲ興シテ輿政ノ習慣ヲ養成スルナリ、然リト雖モ言論及出版ノ自由ヲ許スト国会民會ヲ興ストハ固ヨリ政權ノ管知スルトコロナレハ、区々ノ論鋒管城ヲ以テ支吾シ得ヘキニアラス、独リ平溫集會ハ吾人ノ自由ヲ聽スニアルノミ、然則今日世事ノ改良ヲ謀ルヲ以テ自ラ任スルモノ、平溫集會ヲ舍テ何ヲカナサン、是レ吾党ノ茲ニ盟約シテ本會ヲ設クル所以ナリ、凡ソコノ會ニ加ルモノハ宇宙ノ真理ヲ是レ究メテ拘旧安陋ノ弊ヲ去ルベシ、事物ノ是非ヲ是レ視^{テカ}テ意必固我ノ念ヲ絶ツベシ、品行ハ方正ナラサル可ラス、見聞ハ該博ナラサルヘカラス、若シ夫レ會中諸般ノ条規定例ニ至テハ、筆削増損都テ衆論ニ決スベシ、若シ盟約ヲ論ユルアラハ甘心シテ唯命是奉セン、左ニ住所姓名ヲ自記シ実印ヲ捺シテ憑拠トス

各員姓名 自記印

右は去ル九月三日代村会席ニ於テ写 長井市太郎

(解説) 進修会の結立盟約書案で、広く地球規模で世界を見渡して、現在、急務とされているのは「自由ノ心思ヲ發シ自治ノ精神ヲ培養」することで、そのためには、「言論及ヒ出版ノ自由」を許し「平穩集會」を設け意見の交換をすること、そして国会や地方民會を興して政治の習慣を養成することが大切であるという認識を示す。しかし、具体的な方針については、言論出版、国会や民會は政權の管

(関) 知するところとして脇に置き、「平穩集会」を提起する。末尾に、長井市太郎が九月三日に代村の会席で写したものとある。この盟約書も前号の規約とともに、九月二日の『郵便報知新聞』に掲載されている(『新編埼玉県史』資料編19、三五四～三五七頁)。両者を比較すると、この案文で進修会が目的とする「平穩集会」が、新聞報道では「平穩私会」と改められている。三箇所とも同じなので誤植ではない。おそらく掲載段階でさらに規制を意識して修正されたのであろう。

34 一八七六(明治九)年九月五日 石川弥二郎書状(進修会会場決定)

(県史CH 大河原家一七四)

〔封筒裏書〕(マヤ) 村岡邸永井市太郎様貴下 熊谷駅石川弥一郎

〔封筒裏書〕 封 九月廿五日午後

進修会々場之義、愈熊谷小学校卜決定仕候間、来月一日二ハ右江御出頭被下度、右は先日之御約束二従ひハ大河原氏江可申上之処、便宜も無之候間、貴下江申上候、乍御手数宜敷御致声奉願上候、申上度、草々頓首

九月廿五日 石川弥一郎

(マヤ) 永井市太郎様 貴下

(解説) 本紙・封筒ともに年号はないが、進修会の発足時のものとみられるので明治九年と推定される。これをうけて、長井から回章(資料35)が出される。

35 一八七六(明治九)年九月六日頃 長井市太郎回章(進修会出席案内)

(県史CH 大河原家一七四)

当村卜平塚江差出し候回章之写

弁論会改唱進修会会場之儀、熊谷駅小学校卜決定候条、来ル十月一

日同所江御集会被下度、右会場熊谷駅江移転候ハ、当社ノ発論ヨリ成リタル者二付、本日ハ各自御くり合無不参御集会、尚集金之儀も本日御持参被下度、此段御達シ申上候

大河原代理 長井

進修会弥熊谷駅と相定り候上ハ、不参なく集会致し候様至急御達し被下度、尤当村・平塚ハ右之通り之回章今朝差出し申間、中曾根以东ハ尊家ヨリ即刻御回達被下度、此段申上候、

○奈良東条一件未タ確定不仕二付、様々外等も周旋中二御座候

(解説) 九月二五日付の石川弥一郎書状をうけ、長井市太郎が村内及び隣村に出した回章である。民権集会への参加がどのように呼びかけられたのか、具体的に知られる貴重な事例である。

36 一八七六(明治九)年一〇月二日 進修会演説会の論案と出席者名簿

(県史CH 大河原家一七六)

十月一日論案

官舎ヲ壯麗ニスルハ暴政ノ一ナルヲ論ス	石川弥一郎
百事衆議ヲ要スルノ説	長谷川敬助
弁論ノ性質利害ヲ論ス	竹井 懿貞
人力車ノ多キハ国ニ益無キノ論	中村孫兵衛
国ニ朋党アルハ国歩前進ノ機関ナル論	小泉 寛則

藩羅郡西別府村	原口 通弘
大里郡大麻生村	古沢花三郎
同郡村岡村	長井市太郎

大里郡平塚新田	小林 嘉行
同郡中曾根村	松葉 敬賢
同郡沼黒村	堀 宗禰
同郡小泉村	塚本 魁三
埼玉郡今井村	大河原孟賀
同郡犬塚村	塚本 福齊
同郡北河原村	稲村 宗平
同郡今井村	加藤邦之助
旛羅郡永井太田村	小林 栄
同郡弥藤吾村	今井 隼雄
大里郡熊谷駅	荻原 信有
旛羅郡玉井村	井田 諄
同郡中奈良村	石川弥一郎
同郡玉井村	鯨井勘一郎
同郡三ヶ尻村	石坂金一郎
同郡西別府村	鯨井 勘衛
埼玉郡上中条村	鈴木 五郎
同郡上川上村	小泉 寛則
大里郡屈戸村	瀧口 哲二
埼玉郡北河原村	中村孫兵衛
同郡上中条村	稲村貫一郎
大里郡村岡村	八木原愛助
	田口 拓
	長谷川敬助
	樋口善次郎
	長沢理三郎

(解説) 明治九年一〇月一日、熊谷小学校で開催された進修会の演説会における論題と出席者名簿とみられる。弁論会規則や進修会結立盟約書とともに綴じられている。演説者は五人で、七名社四人と竹井懿貞である。住所と二十九人の連名は、出席者名簿であろう。七名社が一〇人、大河原や長井の率いる牧海社関係とみられるのが九名、残りの一〇名は住所からすると七名社員の勧誘による者とみられる。なお、史料32の規則案第一〇条によると、この会には会頭と幹事を置くことになっている。熊谷町林勘兵衛(有章)の回顧録では、会頭は石川弥一郎、林も「理事」になっていたという(『熊谷史話』二九一頁)。ところが、この連名には林の名前がみえず、地元熊谷の人も少なく、これが全参加者を示しているのでは無さそうである。

37 一八七六(明治九年)一〇月二五日 石川弥一郎書状(進修会詳細を竹井

澹如と相談、七名社委員の継続) (長谷川家九九四)

〔封筒裏書〕 中山道浦和駅山口清兵衛方寓長谷川敬助様平安

馬喰町三丁目近江屋二而石川弥一郎

〔封筒裏書〕 十月十五日午後投函 *消印「浦和/武蔵・足立・一〇・一六」

昨夜御認之御状披見、被仰越候趣委曲奉領承候、当節竹井澹如出京致居候間、進修会之義は詳細及相談置候間、此段御承引可被下候、七名社委員之義、今日之処二而は引受候而も差支無之様二御座候得共、若地方江派出二も相成候得は、不都合有之哉、乍併派出と而も其長短二よつて亦其策有之と奉存候二付、其辺ハ鯨井氏帰宅之節種々相談致候心算二御座候間、此段左様御承引可被下候、今般は浦和より御出京之事卜待入候処、御用繁二而直二御帰宅之趣、遺憾此

事二御座候、草々奉答

十月十五日午後

石川弥一郎

長谷川敬助様

紛擾二際し作字草卒不免誤謬、海容是祈

(解説)年代は、封筒裏の消印による。石川の履歴書によると、この前日、明治九年一〇月一四日付で、地租改正事務局に出仕している(国立公文書館・任A〇〇一〇二二〇〇)。本書状では、自らが中心となって出仕直前の九月三日に熊谷で設立した進修会について、出京中の竹井澹如と詳細を打ち合わすとしている。また前年四月に結成した七名社についても、国に出仕後、委員をはじめ活動にどう関わるのか、見通しを述べている。

38 一八七六(明治九)年三月三日 竹井懿貞書状(町村会規則案差上、

竹井上州行、石川千葉出張)

(長谷川家九九五)

〔封筒裏書〕北河原郵長谷川敬助様 貴答

熊谷竹井懿貞

〔封筒裏書〕封 十二月三十一日封

花墨拝誦、被仰越町村会規則案差上候間、御落掌是祈、本県第一課調査之書冊ハ竹井澹如所持之處、同人不在ニテ相分兼候、いつれ来ル七日進修会力、又ハ其内幸便之節差上可申候、此段御承領被下度候、小生も四五日前公私混用ニテ上州ニ表ぎ奔馳仕、今日帰宅、坐二就クヤ否御尊書到来、勿々筆ヲ採て貴酬迄如此候、頓首

十二月卅一日

懿貞

敬助様

二白、弥一郎義も稟議之次第有之、昨今滞京之趣、尤も一月三四

日頃ハ再ひ千葉へ行クトノ報有之候間、御伝言仕候、田中正彝先生も、今日当地へ被参トノ報有之候

(解説)年代推定の有力な根拠は、追伸にある(石川)弥一郎の千葉出張である。石川の履歴書(国立公文書館・任A〇〇一〇二二〇〇)によると、明治九年一月に千葉や茨城へ出張、翌一〇年一月八日にも、再び千葉へ出張を命じられ、この書状に符合するので、明治九年と推定される。竹井は、上野国赤岩村の出身で、熊谷の竹井家の養子、それ故、上州行きを「公私混用」と表現したのであろう。「表き」は「赴き」の「意」か。竹井懿貞や澹如を通じて重要な情報が長谷川らに流されていたことがわかる。

39 一八七七(明治一〇)年一月五日 川島樸坪書状(帰省中拝顔学事会同

の件、出巢依頼)

(長谷川家九四三)

〔封筒裏書〕埼玉県第十四区行田町樋口利喜太郎様枢要書

從浦和川島樸坪

*消印「浦和」武蔵・足立・二二六

一筆拝呈仕候、時下烈寒之処益御清迪奉南山候、小生無事御安意可被下候、陳は此頃帰省中は拝顔大喜候、其節申上候学事会同之件は来月二可相成、就而は学資御取下は御都合次第御出巢可然奉存候、小生も時宜ニより廿日・廿一日は出京も難計、是は各省之颯風・地震之見舞ニ有之候、其中地方ニ移候事有之候ハ、見合ニも可相成候得共、手探申上候、書余は拝晤可申上候、草々頓首

十年一月十五日 辱誼樸坪

敬堂

欣堂

二契

重而申上候、加藤・松岡・田口之諸公ニ宣布御転語是祈、退庁前

早々走筆、御推読可相成哉

(解説) 差出人の川島樸坪は、県庁第五課(学務)担当である。封筒の表書は、「行田町樋口利喜太郎」となっているが、本文の宛先は「敬堂・欣堂」である。消印の一月一六日からすると、本文と封筒は合致しているようである。すると、敬堂が長谷川敬助の号なので、欣堂は樋口利喜太郎の号となる。樋口利喜太郎は行田町の出身、明治一〇年の職員録(長谷川家一六二六)では、一四区行田の医務担当、長谷川は一五区池上の学務兼医務担当で、ともに川島とは旧知の關係であろう。追伸の加藤(栄之助)は一五区、松岡(半六)と田口(広右衛門)は一四区の区長などである。

40 一八七七明治一〇年カ二月二六日 竹井懿貞書状(不在の謝宴会大酔、

地租改正日限切迫、田中正彝帰京)

(長谷川家一〇一四)

昨夜ハ御来訪被下候趣、不在中不得拝顔失敬之段奉深謝候、去ル新年宴会ニハ意外ニ大酔仕、妄状多々更ニ御海恕是祈、今朝参調可仕之処、昨今地租改正落成日限ニ迫り、日夜鞅掌罷在候次第、不果本懐候、尤モ其品ニ寄り拝趨可仕候、御左右相伺度、田中正彝子も過日匆卒帰京被致候、貴兄へよろしくト伝言被相托候、頓首謹言

一月十二日

〔奥封書〕長谷川敬助様貴下 竹井懿貞拝

(解説) 竹井は明治一〇年六月に県に出仕しているが、この書状は熊谷にいて地租改正に従事しているようなので、それ以前の可能性が高い。田中正彝が匆卒帰京というのも、明治九年一二月三十一日の竹井懿貞書状(史料38)の追伸と符合し、地租改正日限云々も丈量調査とみれば矛盾しないので、ひとまずそこに配置する。

竹井は、アメリカで勉強し、帰国後に石川の妹と結婚している。七名社員と極めて密接な関係にあった様子がうかがわれる書状である。料紙は前から巻き、奥に書いた出所と宛所が表書になるような形式である。

41 一八七七(明治一〇)年四月三日 川島樸坪書状(跡役選挙内々通知、

会議の評説毀誉、頼山陽書軸代金)

(長谷川家九〇〇)

〔封筒表書〕埼玉県十五区埼玉郡北河原郷長谷川敬助様

枢要書 五一

浦和川島樸坪

*封筒裏消印「」/武蔵・足立・四・一四

爾後は契潤多罪此事ニ御坐候、兼而御素願之云々も不日相運可申、依之跡役選挙之件、区長迄申遣候、為御心得御内々御通知申候、過日は於熊駅小泉ニ御致声之趣、拝承いたし候、且会議之評説毀誉内々御郵書、冀望此事ニ御坐候、書外在後音候、公事蜩紛、早々頓首

十年四月十三日 樸生

敬堂雅契

(*同封別紙)

山陽書軸之代金之儀、飯田より促来不申候得共、何歟希望之額金有之、御序ニ御投可被下候

(解説) この書状で「兼而御素願」といっているのは、長谷川の学区取締辞職であろう。同年四月一六日に許可されている(長谷川家八六五)。冒頭の「契潤」は、久しく会わないこと、末尾の「蜩紛」は、事の多く集まりみだれること、別紙の「山陽」は、頼山陽のことである。封筒表に「五」「一」の文字が見えるが意味未詳。

42 一八七七(明治一〇)年四月二六日 川島樸坪書状(長谷川本日解任、川島

も辞表の意思)

(長谷川家九二四)

〔封筒裏書〕 埼玉県下第十五区埼玉郡北川原郵長谷川敬助様平信親展

〔朱書〕 「行田ヨリ別仕立」

浦和 川島樸坪

*消印「行田／武蔵・埼玉・四・一」

*封筒裏消印「一」／武蔵・足立・四・一」

一書拝呈、百花艶発之候、愈御清迪奉南山候、陳は客年以来素願之一条、其後多々紛議も御坐候得共、本日解任之運ニ相成申候、辞令書は従庶務課郵送之筈ニ御坐候、右は立学以来非常之御尽力奉謝候、此上草莽中ニ御出相成候とも、折角為邦家御決可被下候、小生も御内々ニ御坐候得共、不日辞表之心事ニ御坐候、此頃日々上司と議論合不申、其実は、小学教員を巡查ニ招募之事ニ有之、事情難尽筆紙、右ニ付小生解職前、先生之一段相運置申候、宜布御承知可被下候、草々、頓首

四月十六日 辱知樸生

敬堂兄

(解説) 年代推定の手掛かりは「客年以来素願之一条」という箇所、長谷川は学区取締の辞職を願っており、明治一〇年四月一六日付の解職辞令が現存する(長谷川家八六五)。一方、川島も上司と意見が合わず、辞表の意向と伝えているが、履歴からは辞めた形跡は無い。長谷川と川島が個人的にも極めて親密な関係にあることが分かる。

43 一八七七(明治一〇)年五月二〇日 石川弥一郎書状(鯨井と東京で邂逅、

長谷川の学区取締辞任、稲村の区長辞任、根岸と川島の引退は我社友の論談、小泉寛則の動静面目なし、内国博覧会に出京要請、稲村の勉勵、区会議員選挙、仏蘭西などの現住地主義、西南暴徒再燃)

(長谷川家一〇三四)

〔封筒裏書〕 埼玉県下熊谷駅在北河原村長谷川敬助様 御親展

千葉県出張先石川弥一郎

*消印「東金／上総・山武・五・二」

〔封筒裏書〕 式朱ノ下妓ニ淋ヲ得タリ

十年五月廿日 投函

*消印「東京／十年・五・三・一」

拝啓、其後は甚御疎遠打過候、時下益々御清適被為渡候御義ト奉恐察候、小弟も無事奔走罷在候間、乍慮外御放神可被下候、去月下旬一寸出京仕候処、適鯨井君出京被成、久々ニテ快談終日、因而御地之近況委曲承知仕候、当節ハ貴下も学務を御抛擲被為在候趣、又稲郵君も区長御辞職被成候義承知、右ハ何等之原由有之候義ニ候哉、七名社・進修会之タメニハ窃ニ喜悅罷在候得共、又一度其区之タメヲ思惟致候時ハ、不堪歎息候、○川島・根岸両氏学費金収納之義ニ付臬員ト不相協、断然引退被致候趣、果而然は両氏平生之○○ニ似ス、実ニ吾県下之一美事ニ御座候、併是も吾社友之論談幾分歎刺衝セシ乎トハ、手前味噌苦キノ諺ニ類スルカハ知ラスト雖想像致候、爾来小泉寛則之動静社論ノ擯斥スルトコロトナル由、右は一時社友之鼓舞ニヨリテ大ニ面目ヲ変シ候様認定候処、豈図乎、其素ヲ露ハサントハ、小弟区民ニ対シ面目ナキ次第ニ御座候、同人も本県ニ於而採用致候風説も有之趣、果而採用相成候得は、石坂君之全権ニ相成候間、却而百般宜敷都合ニ可有之、併採用スルヤ否鯨井君ニも能々申上候、内国博覧会之節社友諸君御出京之義は、偏ニ貴家之御唱首所仰ニ御座候、且石坂君之如キハ是非々々御出京相成、都会情況御

熟覽相成候而、天性之美質ヲ琢磨被致候様、為国家不堪企望、是又一二貴下之御誘導所仰候

稻村君頃日非常ニ御勉強可被成、從而社友一同憤勵致候趣、不堪感佩、隔絶之小弟ト雖モ又之ヲ聞テ悚然

区會議員撰挙之義ニ付、小弟等之意見貴説ト相反シ、今日之処ニテハ鄙見不宜様ニ立到候得共、猶大ニ論スヘキモノアリ、其一端ヲ挙クレハ、仏蘭等之諸国は我国ノ如ク戸籍ナク、何も民生証書相用候ニ付、是ハ此区之人民彼ハ彼村之住人等之區別ナシ、故ニ現住之地ヲ以て其住郵ト認定スルカ如シト雖モ、我国ハ乃不然等是也、雖然

是ハ他日面陳スルヲ期スル耳
西南暴徒再燃之勢相生候様被察候、官薩成敗は数旬日間ニ可有之、寒心々々

右ハ頃日聊閑暇有之候ニ付近日之所懐を吐露スルノミ、久敷他郷ニ官遊致候ニ付、心書を得ルトキハ其人ニ遇フ想ヒアリ、御閑暇之節ハ近恐御報知被下度、不堪企望候也、草々頓首

十年五月廿日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史御中

追白、去月出京之節中村君御出京之趣、御発足後承知不堪遺憾、御面会之節は同君江宜敷御致声相願候、稲村君も久敷無音致候間、是又宜敷御致声相願候也

(解説) この当時、石川は千葉県に出張していたので(国立公文書館・任A 〇〇一二二〇〇)、「去月下旬一寸出京」と書いている。七名社員の近況について、一人ひとりについて細かく批評している。長谷川の学区取締、稲村の区長辞任は、七名社や進修会の活動にとっては喜ばしいが、区民にとっては残念である、としている。しかし、実際には長谷川はすぐに加藤榮之助に代り一五区の区長に

就任している。稲村の上川上村も一五区なので、稲村が辞任したのは戸長であろう。つぎの、川島(樺坪)と根岸(武香)が、学資金のことで「県員」と意見が合わず退任という話が、七名社の論談の刺激を受けたものではないか、という指摘は興味深い。川島は辞任の意向があつたようであるが、結局は取りやめている(史料42・45)。根岸は確かに、七月二日に埼玉県第五課の教育会議担任掛を依願免官になっている。ところが一週間後には学資改正御用掛に委嘱されている(根岸家一〇四五)。そして、九月の臨時教育会議では、長谷川が議長となり、川島たちの作成した案を成立させている。七名社の意見を通したのか、県に取り込まれたのか、慎重な検討が必要であろう。つぎの、小泉が擯斥をうけた内容は未詳である。石坂(金一郎)に出京を促し、稲村貫一郎の努力を褒めている。区會議員選挙法に七名社内で議論があり、石川は戸籍のないフランスの状況まで持ち出している。末尾で手紙を求めているのは一人だけ離れているさびしさかも知れないが、「近況」を「近恐」と書いたのは、たんなる誤字ではなからう。

44 一八七七明治二〇年五月カ 竹井懿貞書状(模範等級一条にて困頓、

明早朝参上)

(長谷川家一〇一七)

〔封筒裏書〕 島屋にて長谷川敬助様貴答 竹井懿貞

〔封筒裏書〕

五月廿四日夜尊墨拜読、然ハ少々御はなし申度義も有之候折柄、是非出頭拜謁仕度奉存候処、例ノ模範等級一条ニ付今日遠方へ罷越只今帰宅、殆ト困頓仕候間、甚失敬之至ニ候得共、明早朝参上拜話可申上候間、願クハ左様ニ御承引被下度候、貴酬迄、匆々

(解説) 年代については、「模範等級一条」が、地租改正作業の一段階を示し、明治一〇年五月末頃と考えて矛盾はない(『埼玉県行政史』第一巻、二〇〇頁)。竹井は、翌六月に県に出仕している(埼玉県行政文書明九三二・二五四)。

45 一八七七(明治一〇)年五月三日 川島樸坪書状(長谷川の区長新任で

取次、頼襄書幅代金、川島帰県、川島出京)

(長谷川家八七六)

〔封筒裏書〕
「埼玉県第十五区北河原郵長谷川敬介殿親展 浦和川島樸坪」

*封筒裏消印「浦和/武蔵・足立・五・三一」「イ/八六/号」

客月廿五日出之御書相達居、昨廿日拜見仕候、清和之節益御清迪奉
南山候、小生無事御安意可被下候

賢兄区長新任之儀二付云々御申越、承知仕候、右は御申越之主趣御
同意二御坐候間、其辺笹田早々申遣候、同子此節県令随行出京罷在
候、不日何分之回答可有之奉存候

頼襄之書幅代金拾壹円郵着、飯田二相渡申候、別紙請取証書差上申
候、御落手可被下候

過日御話申候小生心事之儀二付、縷々難有奉存候、右は兼而申上候
決意二有之候所、頻々県令之使者呼二参り、不得已帰県致候、実は
陶淵明二被笑可申奉存候、御一粲可被下候、該事は約定之次第拜顔
可申尽候

公務蟬紛中御回答如此御坐候、頓首

五月三十一日 辱知樸坪

敬堂兄

重申、本書篤二回答可申上之所、小生此頃出京中白根君二逢ひ、滯
在被申付、旁以延引致候、宜布御照知可被下候

不遠全国一般区画改正、民費之制一定二可相成、依而は行政上多々
之变革相生可申、此節内務省二地方官之会議有之、御下問之公書在
京中一見、少々賛画いたし候、奇事新聞も有之、拜顔可申上候、小
生も来月四日頃熊谷出張可致候、其頃拜顔仕度奉存候、草々閣筆、

不宣

(解説) 長谷川敬助は、明治一〇年五月二日に区長の辞令を受けているが(長
谷川家九三五)、この書状と同じ五月二日に辞職願を出している(長谷川家
九四〇)。結局これは慰留されたようであるが、一月二〇日にも辞職願(長谷
川家九二三)を出し、最終的には翌一二年四月二四日まで在職したようである(長
谷川家九〇一)。この前に、川島もいったん郷里に戻ったが、白根県令の説得で
帰県したことがわかる。埼玉県と合体して半年余、旧熊谷県側の青年官僚には、
何らかのわだかまりがあったか。そんな中でも、頼襄(頼山陽)の書幅の取引をし、
趣味の世界を大切にしている。末尾近くの「蟬紛」は、事の多く集まりみだれる
こと。宛名の「敬堂」は、長谷川敬助の号である。

46 一八七七(明治一〇)年六月二六日 川島樸坪書状(学資金方法書、川島

熊谷地方巡回、長谷川区務所に不在、出県を渴望)

(長谷川家九一六)

〔封筒裏書〕

「北河原郵長第十五区々務所長谷川敬助殿親剪 川島樸坪」

〔封筒裏書〕

寸書謹呈、過般は得拜晤、大喜此事二御坐候、其節御話申候学資金
方法書之儀、至急本県迄御郵送奉仰候、小生も此頃御区中其外巡案
相済、今夕熊谷泊、一兩日之内二帰県之心事二御坐候、不遠御出県
渴望仕候、本日は拜顔之積二而当区務所迄立寄候処、御出勤無御坐
遺憾不少候、且御家事粗整齊次第御出勤可然相考申候、右申上度如
此御坐候也

六月十六日 辱知樸坪

敬堂兄

(解説) 年代は、長谷川の区務所在勤より明治一〇年、川島は学資金のことで巡

回している。差出名の上にある「辱知」は、知り合いの謙讓語である。

47 一八七七(明治一〇)年七月四日 川島樫坪・竹井懿貞連書状(学資

改正御用掛依頼)

(根岸家五〇八〇)

〔封筒表書〕
第七大区四小区大里郡甲山村根岸武香殿公信

〔朱印〕
「学第千百廿一号」 埼玉県川島樫坪

*消印「浦和/武蔵・「足立」/七・四

〔封筒裏書〕
明治十年七月四日

一翰拜呈、時下酷暑之候愈御清寧欣躍之至、陳ハ兼而御尊申入候学資改正之儀、管下屈指之紳士撰拔之上、公議を尽シ右方案制定可致之処、貴氏御用掛担任之命本日上司ヨリ御沙汰有之、就而は不日御喚徴之上辞令御渡可相成候、一般人民鴻益之為筋二候得は、一層奮勵御尽力所希望候、書外拜鳳万縷可申述候、頓首

七月四日 川島樫坪

竹井懿貞

根岸武香様

(解説) 県庁第五課の川島と竹井が連名で、根岸に学資改正御用掛への就任を依頼した公信である。根岸は明治九年一〇月から埼玉県に出仕しており、この年三月からは学資改正を扱う教育会議掛となっていた。ところがこの手紙の二日前、七月二日に県を辞職しており、それで民間人をも含むこの職を委嘱されたのである。実際の発令は、七月九日であった。竹井懿貞は、六月から県に出仕しているので、根岸の仕事を引き継いだことになる。

48 一八七七(明治一〇)年八月九日 川島樫坪書状(学資改正、臨時教育

会議規則印行出来、現況視察巡回日程)

(長谷川家七〇二)

〔封筒表書〕
「長谷川敬助殿 川島樫坪」

〔封筒裏書〕
「~~×~~」

尚々、本文規則は明日各区頒布之都合ニ有之、法案残りも同一之処遅々可相成奉存候

一筆拜呈、此頃は学資改正之儀二付御出県、万事御尽力奉謝候、御帰区之頃御話申候臨時教育会議規則印行出来申候条、二部差上申候、内老部は掘越氏二御分与可被下候、当課ニ而も前資本改正之件二付、各区之現況視察之為ニ、明日より巡回之日割決定相成申候、小生は竹井同行ニ而、廿三・廿四、一・二・三・四・五・六、廿五・七・八・九区巡回、来廿六日熊谷支庁着之積り、尾崎・飯田は十・十一・十二・十三・十四・十五・十六区巡回之上、同庁会同之積ニ有之候、就而は其節は拜顔、万事御相談可申候得共、為御心得一寸御通知申候、右申進度、如此ニ御坐候、草々頓首

八月十九日 川島樫坪

長谷川敬助様

追而、貴区其外近区ニ而、現時学資改正之真況承知致度候条、来廿三日頃迄、七・八区之区務所ニ向ケ、封御投可被下候

(解説) 年代は、長谷川の区長在任で明治一〇年である。同年九月二三日から熊谷伝習学校で開催される臨時教育会議の事前準備の書状。県庁から担当者の川島・竹井懿貞、尾崎班象・飯田年祐などが事前に巡回する打ち合わせ。このときの議題は学資改正で、明治一〇年六月の川島の「請改正学資金議」の建議を受け、民間の学資改正掛と吏員で原案を作成。九月の教育集会により学資方法及び出納方法が決定され、埼玉県に共通の学資制度が成立した(『埼玉県行政史』第一巻、

二三二—二三三頁)。この会議の出席者は、主事(学資改正掛)として、県側では笹田黙介・尾崎班象・川島樺坪・竹井懿貞など、民間側では掘越庭七郎・竹井澹如・根岸武香・長谷川敬助などの名前が見える。各中学区から公選された五〇名の委員のなかには、稲村貫一郎・石坂金一郎・小泉寛則など、七名社の創設社員が並んでいる。会議では、長谷川敬助が議長を務め、石坂は改正法成立後に祝詞を寄せている(『埼玉県教育史』第三卷、二二六—二二七頁)。長谷川家文書には、この会議関係の史料が多数保存されている。

49 一八七七(明治一〇)年八月三〇日 石川弥二郎書状(被選挙人及全戸

数資料落手、府県会条例案起稿中、七名社として選挙法検討を要請、

仏国五法講義全部の写本購入依頼) (長谷川家一〇三五)

〔封筒裏書〕 埼玉県第十五区々務所 長谷川敬助様・稲村貫一郎様

東京神田小柳町三河屋与右衛門止宿石川弥一郎

十年八月三十日投函

*消印「東京ノ十年・八三〇・ぬ」

拝啓、過日不顧御多忙相願候郵町会被撰人及全戸数等、早速御送致被下昨夜正二落手仕候、且被仰越候趣一々奉敬承候、御書面ニよレハ最初役所より差出候書面は御落手無之趣、右は小使江託し投函為致候義ニ付、或は其等閑歟ト想像致、今日右之小使江問及ヒ候得共正二投函候様子、然は全く駅通局之間違ト存候、乍併第二誤正之書面ニテ事足り候得は甚僥倖之至、右被撰人之義ニ付而は今朝竹井江も八大区各小区各町郵之分送致候様申遣候間、近日竹井御面会も被為在候得は、御区之振合御話被下度候也、府県会条例案起稿ニ付御意見相伺候処、其細則云々被仰聞も有之候也、右ニ付而最困却仕候所は、撰挙法之一事ニ御座候間、可相成ハ七名社ニ於而至急撰挙

法御起稿御討論被下度、尤町郵会被撰人トナル権アルモノ、即各村地価ノ一部分有スルモノヲ以テ主撰人トナシ、復撰法ヲ用ヒ華士族は之ヲ除クト迄ハ略決定仕候得共、第二主撰人及被撰人ハ如何スヘキヤ、一次ノ主撰人ヨリ財産ヲ多クスヘキカ、或は同フスヘキ歟、又ハ財産ヲ問スシテ可ナル歟、未タ決定不仕、且議員人員幾万人ニ付一人撰挙可致歟、是亦決定不仕候間、其辺御集議被下度、併可成丈精細御討議被下候得は最幸甚

○仏国五法講義之中、司法省ニ於而已ニ板刻発売致候分も有之候也、写本ニテハ全部相揃候者有之ニ付、依頼致候得は漸々写取相送り候様都合可相成候間、七名社ニテ購求致候事御衆議被下度、最全部ニテハ紙価・写字料ニテ殆五拾円ニ相成ト申事、併とても一時ニハ写兼候間、漸々ニ相成候得は百円相懸候共差支ハ無之歟ト存候、又五法中或は民法或は刑法、入用ト認定候分丈講求致候も可也ト存候間、弟在京中御決議被下成否御通知相願候、(弟ハ何トモ御同意仕候)弟在京之期ハ最初之目算より長く相成候勢ニテ、多くハ十日頃迄相懸候様被存候、其内御閑暇も有之御出京ニも相成候得は望外之幸也、右申上度、草々頓首

八月三十日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

稲村貫一郎様

尚々、過日長谷川君被下候御書面ハ正二落手、縷々御高諭之趣委曲奉敬承候

昨年中原寫養平寺より虞初新誌借用致候也、頃日返済可致旨同寺より留主宅江催促有之候趣、然ルニ右ハ七名社江持参致居候間、御序之節同寺江返却被下度、鯨井君・石坂君ハ能々御存知ニ可有之歟、此段乍御手数及御依頼候也

(解説) 年代は封筒表書による。この書状は、石川が府県会条例案を起稿しており、その中の選挙法の資料として長谷川や竹井(懿貞)から資料を集めていること、さらに七名社において選挙法の議論を進めることを要請している。復撰法は間接選挙の別称。地租改正事務局に勤務する石川が、なぜ府県会条例案の起稿をするのか詳らかにしないが、もしこれがうまくいけば、七名社の意見が石川を通じて国政に何らか反映されることになる。石川が七名社の活動が盛んなときに、新政府に就職したことはこんなところに目的があったのかもしれない。司法庁で翻訳・刊行中のポアソナード『仏国五法講義』の写本購入計画を持ちかけている。なお、七名社は原島村養平寺で定期会合を開いていたが、追伸にある書物の返却依頼をみると、別に決まった事務所みたいなものがあつたようである。『虞初新誌』は、清朝初期の短編文言小説集である。

50 一八七七(明治一〇)年九月五日 竹井懿貞書状(臨時教育会準備打合)

(封筒表書) 第十五区(区) 務所長谷川敬助殿 埼玉県竹井懿貞(印)

(朱書) 第千五百八十一号 公信

(封筒裏書) 明治十年九月五日 〓 *消印「浦和/武蔵・足立・九五」

追て十四日公撰議員姓名は、昨日到着仕候

尊書拝読、然は臨時教育会之儀ニ付縷々御申越之趣奉承知候、御用掛集合之義は、昨日四日附ヲ以テ各御用掛へ書面相呈候、不日御落手之事ト奉存候、川島氏公用ニテ昨日四日出京、明後七日帰県之筈、同人帰県次第相談之上、尚小生等之意見可申進候、先便二八十一日正午迄ニ伝習校へ集合之儀ニ申進候処、右ヲ繰上ケ九日夜迄ニ会同シ、

十日、十一、十二日ト三日間も猶予有之ハ大概間ニ合可申哉ト奉存候、尤も九日迄ニ集合ノモノハ、貴兄并竹井澹如・根岸前八等属殿三名位ニテ、他ノ御用掛ハ相除き候テもよろしく哉ト奉存候、御繁忙御察申上候得共、議場之模様、議長、答弁者等ノグアイを御考ひ置被下度奉願候、貴酬旁匆匆頓首

十年九月五日 竹井懿貞(印)(竹井)

長谷川敬助様

教育会録事三名昨日辞令相成候

川越 大枝美福

持田 村上多熊

熊谷 根岸常二郎

(解説) 臨時教育会は、明治一〇年九月二三日から熊谷の伝習学校で開催された。県側の担当者である竹井懿貞がその準備の手筈を指示した書状。長谷川はこの会で議長に選出され、七名社からは稲村貫一郎、石坂金一郎、小泉寛則が議員に選ばれている。議題は学資改正で、議事終了後に石坂は祝詞を述べている(『埼玉県教育史』第三卷、二二二～二二九頁)。

51 一八七七(明治一〇)年九月二十八日 上中条学校にて臨時会議録

(中村(宏) 家五四・六)

明治十年九月二十八日夜、上中条学校ニテ議員二十一人臨時会議ヲナス

消防法ノ議、十番議員樋口善次郎演説

人間社会ノ義務タル其数多シト雖、就中尽スヘキハ非常ノ時ナリ、非常モ亦数種アリト雖、火災消防ノ事ヲ最重トス、何トナレハ消防

ハ尽力ノ及フ処ノモノニシテ、器械人数ニヨリテ直ニ其功ヲ見ルモノナレバナリ、然ルニ該邸ノ如キハ其方法更ニ無之、届クベキノ消防毛届サス、故ニ各戸蕩燼ノ患アリ、実ニ歎スヘキ至リナリ、故ニ左ノ方法ヲ論ス

一、龍吐水二挺、○桶五十ヲ求ムル事

一、右器械ヲ配布スルハ、戸数ニヨリ便宜ノ地ニツ所ヘ置クベク、

該邸ノ如キハ川南・川北ニ備置ク

一、右器械ヲ使用スルハ、一保中(則二十五戸)ヨリ強壯ノ者十五

人ト見積リ、十保中ヨリ百五十人ノ人足ニテ使用スル目的ナリ

一、該器械購求代金ハ富有者ノ醸金タルベシ、但シ不得止出金難成

時ハ一同ノ公費トスベシ

原説畢ル

右方法ノ演説畢リ依テ議長ハ各員ニ向ヘ、唯今十番ノ演説ニ不了解ノ廉アラバ質問スヘキ旨ヲ言フ、質問スルモノ一人モナシ、依テ直ニ本説ノ可否ヲ討論スヘキ旨ヲ言フ

○四番関根城四郎原説ヲ駁ス、方今民費多端ノ折柄、未来ノ火災ヲ

目シテ、許多ノ金員ヲ費スハ甚不可ナリ、目今道路橋梁甚不屈

右金アラバ之ニ使用スルヲ可トス、故ニ消防器械ヲ購求シ且人足

方法ヲ設クルコト甚不同意ナリ

○八番酒巻房次郎、十番ノ原説ヲ賛成ス、其所以ハ民費多端ノ折柄

ト雖、富有者ノ醸金トアレバ何ゾ異論ナシ、一般人民ノ義務上ヨ

リ論スレバ、貧ナルモノハ自ら努力シテ被災害者ニ報ヒ、富有者

ハ器械ヲ備具シテ之ニ報ヒ、実ニ万全ノ策ナリ、故ニ十番ノ説ニ

同意ス

○一番筑井易之助、十番ノ意ヲ補フナレトモ、器械ヲ求ムルニ少シ

ク異論アリ、方今人民疲弊ノ折柄ニ付龍吐水ハ一挺ヲ求メ、桶ハ

二十五ヲ求メ、漸々消防ニ付益アルヲ見テ増スヲ良トス

○三番山田常七、弁解ナレモ大略一番ノ説ニ同シ

○十八番森左司馬、十番ニ同意ス、其訳ハ消防タルモノハ人民交際

上大關係アルモノニシテ、譬ハ茲二十棟アル家アリ、之ニ出火ア

ルトキ更ニ消防セサレバ尽ク蕩燼スベク、然ヲ各自ノ器械ヲ以尽

力スレバ、直ニ之ヲ消スコトアリ、サレバ些少ノ金円ヲ以器械ヲ

購ヒ、無限ノ火災ヲ防ハ、被災害者ノ為ノミナラズ、実ニ国家ノ

財ヲ失ハサル策ナリ、故ニ原按ヲ賛成ス

右ノ外多少議論アレトモ大略同シ、故ニ同意ヲ表ス

先ツ本議ハ二様ナリ、最モ器械ヲ求ムルニ付テハ少シク異論アリ、

之ハ二様ノ同意ノ表シテ後ニス、四番ノ説ハ未来ノコトニ金ヲ費

スハ不同意テ、目今ノコトニ使用シタキ旨ヲ言フ、又原案ヲ賛成

スルモノアリ、依テ先ツ原按ノ同意ノ者ヲ起立セシヨ十八人、又

器械ヲ原案ノ如ク求ムルト、一番ノ如ク求ムルトノ同意ヲ表ス、

原案ノ如ク求ムル同意ノ者ハ起立セヨト、応シテ起リモノ十六人、

悉皆原按ニ決ス

十月一日夜同所ニテ会議ス、議員二十五人

村町会尚早キノ説、十番議員関根城四郎演説

夫レ村町会ナルモノハ政治ノ幾分ニ關係アルモノニシテ、徒ニ施

行スヘカラサルモノナリ、殊ニ吾輩人民ハ徳川氏ノ压制ヲ受生立

シモノニシテ、突然政府ヨリ自主自由ノ権ヲ与ヘラレ、且會議ヲ

ナセト種々世話アルト雖、目今ノ人民政府ノ何物タル、教化ノ何

物タル、権義ノ何物タルヲ知ラスシテ、何ソ政治ニ注目ニスルニ

違アラス、故ニ尚早キ言フ原説畢ル

議長ハ規則之通質問其他ノ手続ヲ以本議ヲ始ム

○十九番森左司馬曰唯今説最不可ナリ、何トナレバ吾国從來压制々

府ノ下ニ居レトモ、方今政体ハ中々然ラズ、人民ニ自主自由ノ権

ヲ附与シ、人才ヲ登庸スルノ時ナレバ、諸有司廟堂ニ立テ會議シ、又元老院アリ、地方官會議アリ、之レ往昔庶々ノ神立天安河原ニテ會議ヲナセシ時ニ基キ、百事公論ニ決スルノ時ナリ、サレバ郵町会ヨリ漸々区県会ニモ及ボシ度存ス

○十二番酒巻房次郎原説ヲ駁ス、方今ノ人民ハ旧幕府ノ人民トハ大ニ異ナリ、幕府ノ政事タル実ニ不可言、何トナレバ何々ニ付何百円ノ臨時用金等、訳モ分ラヌ金円ヲ取立、百事門閥ヲ以論シ、官ハ官ナル時ナリ、然ルニ方今各地方県会アリ、区会アリ、皆相応ノ権限之ニ附クモノニテ、百事専断スルトハ事ノ相違アルハ無論ナリ、依テ考レバ通常ノ正租雑税ハ暫不論、費用上ノ事ハ悉ク郵町会区県会ヲ經サレバ、賦課スルコト出来ズ、村町会ノ權利アルハ明ニ知り得ルモノニテ、本県ノ如キモ尚此上区県会ヲモ設立致度存

○五番山田常七曰、人民ノ智識ナルモノハ會議且教育等ニヨリテ出ツ、會議ナルモノハ意見ヲ交換シ、智識ヲ研磨スルモノニテ、各国皆會議スルハ此趣意ナリ、サレバ村町会ハ盛ニ行セ度思フ

○十番原説者曰、各員ノ説俗ニ曰鶴ノ真似ヲスル烏水ヲ呑ムト言フモノナリ、假令ヘ西洋各国ニテ會議ヲナスト言トモ、其国ニ適スレバナリ、各国人民ハ権義ヲ知り、政府ノ何者タル、人民ノ義務ハ如何、ト了知シテ事ヲ行フ故ニ、百事實際ニ運フベシ、然ルニ前説ニモ言通り愚人召集スレバ反テ為サ、ルニ如ス、又人智ニ限リ有ルモノニテ人力車ヲ挽モノアリ、官員ニナルモノアリ、皆適ス事ヲナスベシ、之ヲ適度ニ関セズ致サセル時ハ恰ゴムノ如シ、ゴムハ素ヨリ伸縮アリト雖、ヤタラニ伸セバ切レルノ患アリ、サレバ何ニモ不知ノ人民ヲ議場ニ出セバ、十中ノ八九愚論ニ極レリ、僕力尚早キヲ主張スル所以ナリ

○十六番筑井易之助曰十番説最可ナリ、徒ニ會議々々ト言フハ甚々其実際ヲ失フモノナリ、譬ハ茲ニ一家アリ、小兒五六名アリ、之レニ与フルニ會議ノ件ヲ以テスレバ、公平ハ會議ニアリト雖、一人ハ餅ヲ買ハント言ヒ、一人ハ菓子ヲ買ハント言ヒ、一人ハ酒ヲ呑マント言ヒ、到底歸スル処ナシ、遂ニ一家死亡ニ至ルハ現前ナリ、サレバ成長ノ□^(等)リテ権義ヲ知りシ迄ハ、父ノ特權ヲ以テ各々欲スルヲ所^(マ)ヲサセズシ可ナリ、郵町会モ之ニ等シ、徒ニ會議ハ不可ナリ

○五番曰、十番・十一番ノ説甚不可ナリ、本国ノ開化見ルニ処アリ、先一二ヲ挙げバ、教育ノ盛ン、商法ノ勉強其他枚挙ニ不遑、然ルニ會議ノ早キトハ何ソヤ、国ニ言路アルハ身ニ咽喉アルカ如シ、咽喉閉塞スレバ身体ヲ自由ヲ得ス、国家ハ素ヨリ然リ、故ニ前説ヲ主張ス

○十九番森左司馬曰、會議ハ智識ノ如何ニ関スト頻ニ主張スレトモ、甚了解シ難シ、譬ハ茲ニ一曲輪アリ、今日ハ休日ニ致度ト思フアリテ隣家ヘ相談シ、夫レヨリ一郭内ヘ及ホシ、其相談整フハ則會議ナリ、左レバ百事公論ニ決スレバ、他日異議ナキモノナリ、故ニ前説ヲ補フ

○十番又曰、會議ニモ大小アルハ勿論ナリ、聞ニ亞国ニテ英国王ノ压制ヲ受ルコト言語ニ絶タリ、依テ人民生テ压制ヲ受ルヨリモ、死シテモ人民獨立ノ權利ヲ主張スベシト種々評議シ、遂ニ戦争ニ及ヒ幸ニシテ英国ヲ敗レリト、故ニ連年公議ニ決スト言フ、真ノ會議ハ如此時ニ起ルモノナリ、吾国杯ニテ方今會議ハ実ニ無用物ナリ、先教育先ニシテ後ニ會議スベシ

右ノ外多少議論アレトモ大同小異ナリ
依テ同意ヲ表ス、先本議ハ原按ト十九番ノ動儀ナリ、十九番ノ動

議ニ同意ノ者ハ起立セト言フニ、応シテ起リ者二十二人、原按同意ノモノ僅ニ三人、多数ニヨツテ十九番ノ動議ニ決ス
右ニ会共議長ハ中村孫兵衛、幹事ハ森ト樋口ノ両氏ナリ

(解説) 会議の名称は「臨時会議」としか記載が無いが、発言者の人名からすると、史料57の共保会の会議とみられる。九月二八日の議題は消防法で参加二人、提案者は樋口善次郎で、非常のための消防機器の配備とその方法である。賛成二人、反対と修正が各一人合計四人の意見が載せられ、最終的に起立で決をとり、賛成が一八人で原案が採択された。一〇月一日は、村町会は時期尚早という議題で、人民はその趣旨をよく理解していないので時期尚早とした。これに対し、森左司馬が真つ向から反対意見を述べた。すなわち、元老院や地方官会議があるように、村町会より区県会へと会議を開くべきことを主張した。酒巻房次郎は諸費用の賦課を例に取り会議の重要性を追加した。採決の結果は、参加者二五人のうち、森の開催積極論に賛成が二二人、時期尚早論は三人に止まった。村町会の必要性を積極的に論じる森左司馬の発言は白眉である。発言者は数人に限られるようであるが、会議の進め方は共保会規則と同じである。両日とも夜である。議長は中村孫兵衛、幹事は森左司馬と樋口善次郎、中村と樋口は七名社員である。当時の上中条村の戸数は二四五戸(『武蔵国郡村誌』)なので、参加者は一割程度になる。

52 一八七七(明治一〇)年九月二九日 笹田黙介書状(県下民情視察の

山口県土族福井英晴紹介、加藤栄之助付添)

(長谷川家八五七

第十五区長谷川敬助様 笹田黙介)

御清栄欣然之至ニ御座候、却説此仁山口県土族福井英晴と申、拙生旧里之者ニ而、当度本県へ罷越、治下之民情委敷相尋、且政府今日

之法例民情ニ適スルヤ否等之義ヲも致聞見候積リニ而県下巡回、御定見も有之候ハ、御面会之上承り度趣ニ有之、全体此仁は政事ニ志シ厚く、地方困難ヲ察シ、将ニ成ス所アラントスルノ情実ニ付、無御腹臆御吐露被下度、決而隠密探偵之比ニ無之候、御忌憚無之様奉願候、因而加藤栄之助付添差廻候間、不悪御承知被下度、為其早々頓首

九月廿九日

〔奥封上書〕
長谷川敬助様 玉机下 笹田黙介

(解説) 封筒表書によれば、長谷川の区長在任中の明治一〇年と推定でき、長谷川の「事務日誌」(史料206)一〇月二日条に、笹田の添状により熊谷清水旅館で福井と会った記事がある。また、福井英晴が、白根県令へ出した三月二〇日付の書状も現存する(白根家一八五)。その内容は、昨年の巡回で得た鄙見書を御覧に入れたいとあり、本書状の県下巡回と一致する。この書状は、本文末尾に宛先・差出・メ封のある奥封上書形式なので、二重の封となっている。付き添いの加藤栄之助は犬塚村の人で、当時は第一四区区长、同年二月二八日に県に出仕する(埼玉県行政文書明九〇七・三二二)。

53 「一八七七(明治一〇)年一〇月二四日カ」 共同会結社大意及び出席者

(鴻巣市福島家一七七)

結社大意

天ノ斯ノ民ヲ生スルヤ、必ス貴賤ノ別ナク均シク之ニ賦スルニ通義
権理ヲ以テス、斯通義権理ナルモノハ、即人民本然ノ性法ニ基キ、
人力ヲ以テ之ヲ移奪シ得ベカラサル所ノモノニシテ、実ニ至貴至重
ノ天賜ナリ、夫斯天賜ヲ保有セント欲セバ、必ズ自ラ治シテ自ラ立

ツノ本分ヲ尽シ、人々不羈独立ノ地位ニ至ルヲ期セズンバアルベカラズ、抑今ヤ我国中古封建ノ余習ヲ承ケ、人民其ノ政府ニ依頼スルノ過甚ナルニ失シ、却テ徒ニ其政府ニ望ミ其政府ヲ責ムルノミ維レ事トシ、所謂一国ノ富強貧弱ハ皆人民反射ノ光ニシテ、人民ハ国ノ本ナルノ真理ニシテ、国ノ富強ナルモ貧弱ナルモ人民品行ノ良否ニ関スルヲ知ラサルモノ多シ、是皆先ツ其本分ノ通義権理ノ何物タルヲ弁セザレバナリ、故今我輩爰ニ感奮スル所アリ、將ニ一社ヲ結ヒ同志相会シ、其苟クモ人民ニ益シ政治ニ補アルモノハ、内外ヲ問ハス百般ノ事績ニ就テ相共ニ講究合議シ、以テ自ラ治シテ自ラ立ツノ本分ヲ尽シ、所謂天賜ノ通義権理ヲ保有シ、終ニ彼欧米諸国開明ノ人民ト相供ニ匹交シ得ルヲ期セントス、是又他ナシ、即吾帝國ヲ宇内万国ト相對峙屹立スルニ至ルヲ企望スレハナリ、故ニ吾輩切ニ望ム、諸君誠ニ此志ヲ同フセハ、請フ相供ニ勉強忍耐シテ此ニ従事セシコトヲ

共同会概則

一、共同会ハ毎年兩度(四月第二日曜日同)ト定ム

一、会場ハ熊谷・幸手ノ兩所トス

但(十月ハ幸手ニ会シ四月ハ熊谷ニ会ス)

一、本会ヲ区分シ第三聯区トス

第一聯区 十二番中学区

第二聯区 十一番 同

第三聯区 從十三番中学区至十六番

一、一聯区毎ニ幹事式名副幹事数名ヲ置キ、幹事ハ専ラ該区内ヲ統轄シ、副幹事ハ之ヲ輔翼タルベシ

一、定会外時宜ニヨリ臨時会ヲ開クベシ

一、各聯区幹事副幹事ノ姓名ハ別ニ記載アリシ

〔(編外加筆) 以下姓名ハ本日出頭ノ社中〕

第二区袋山村

第五区大場邸

細沼 貞次郎

大垣 六郎右衛門

第六区

第七区木立邸

山口 良之丞

稲垣 喜三郎

第七区惣新田

第七区

増田 栄十郎

鈴木 健吉

同

第廿五区

真中 進之

関口 弥五

第廿五区立野村

第十三区本川股村

松郵 秋吉

掘越 勘助

第十三区

第八大区

田口 義三郎

竹井 澹如

第八大区

同区三ヶ尻

竹井 懿貞

小泉 寛則

同 中奈良

同 玉井村

石坂 金一郎

同 鯨井 勘衛

同 玉井邸

同 上川上村

鯨井 勘一郎

同 稲村 貫一郎

同 中条村

同 中条村

樋口 善二郎

同 中郵 孫兵衛

同 冑山村

同 玉作

根岸 武香

同 須藤 開邦

第五大区森戸村

第九大区本庄駅

中島 幸三郎

同 諸井 興久

第十七区大間村

第十七区糠田村

福島 耕助

河野 恵助

第十五区北河原村

第八大区

長谷川 啓助

原口 通弘

第七大区村岡邸

第十六区佐間村

長井 市太郎

山崎 正一郎

同 堤根村

同 持田村

増田 松五郎

三田 清太郎

(解説) 共同会という民権結社の結社大意と運営概則、会議出席者名簿である。冒頭に民権議員設立建白書の天賦人權説を掲げ、自治自立を強調する。そして、同志が集まり人民に益あることを講究合議し、「天賜ノ通義権理」を体得させ、さらには開明の欧米諸国の人民と交際できるようにする、という遠大な目標を掲げる。開催の概則では、毎年四月に熊谷、一〇月に幸手で演説会を開催することになっている。会の組織は、学校設置の中学区を単位に三聯区に分けている。第一聯区は、幸手を含む南埼玉・北葛飾、第二聯区は北足立、第三聯区は北埼玉と旧熊谷県域である。ついで、当日出席の三二人の連名で、各人に付された区は、行政区である。中学区と行政区及び現行市町村の關係は『埼玉県教育史』第三卷一五四頁を参照。このように、埼玉県全域を対象に計画されているが、現実の出席者は幸手と熊谷周辺に集中している。

この史料には年号が無いが、『埼玉自由民権運動史料』では明治十一年として収録し、同書所収の長島三三子氏論文では明治十一年三月に結成としている。ところが、明治十一年一月一日付『郵便報知新聞』の府下雑報欄には、「埼玉県下では昨年より有志輩が申し合せ幸手・熊ヶ谷両駅にて交々演説会を開き既に今度の第三回ハ幸手学校にて開キ」と述べている。そして、前年一〇月一四日の幸手での開催記事も収録している(松崎欣一氏『三田演説会と慶応義塾系演説会』一九三―一九四頁)。結社大意と共同会概則は、その性格からして第一回の

明治十一年一〇月一四日とすべきであるが、出席者名簿は熊谷地方が多いので翌十一年四月の第二回の可能性もある。

では、なぜ熊谷と幸手を中心となるのであろうか。それは、竹井澹如妻の実兄が、当時政府の駅通権助をしていた真中忠直で、その息子直道が慶應義塾で演説活動に参加していたことに関係するとみられる(林有章『熊谷史話』二六五頁)。真中忠直は、幸手が惣新田の出身で、川口村(加須市)真中家の養子となつている。この真中忠直・直道父子と竹井澹如の關係で、幸手と熊谷を結ぶ結社ができ、さらにその周辺の有力者が参加していったのであろう。この出席者記録には、七名社員は九名で、欠席は高知県へ出張中の石川弥一郎だけである。さらに、青山村の根岸武香や本川俣村(羽生市)の掘越寛介、この記録を伝えた大間村(鴻巣市)の福島耕助、佐間村の山崎祥一郎などへ広がっている。高崎線開通以前には、熊谷と幸手地域とは、利根川の舟運で繋がりが深いという指摘もある(長島三三子氏「熊谷地方の自由民権運動」六九五頁)。共同会の第二回演説会は明治十一年四月二一日に熊谷、第三回は同年一月一〇日に幸手、第四回は十二年四月六日に熊谷で開催され、いずれも慶應義塾から多数の弁士が来ている。熊谷で開催のときは、竹井澹如や慶應義塾の加藤政之助の書状などが本史料集に収録されている。また、第三回幸手のとき、稲村貞一郎は竹井家から当日の演説を伝えられ参加を誘われたが不参であった(史料²⁰⁸「烟雲雜誌」)。共同会結成の過程は未詳であるが、第一回が幸手で開催されたことからすると、当地に縁のある真中直道を中心に慶應義塾関係者で企画され、同じく慶應義塾で演説活動していた瀧馬室村(鴻巣市)出身の加藤政之助、糠田村(同市)の河野捨三などの縁で、その関係者の参加をみたのであろう。

54 一八七七(明治十〇)年二月 日 竹井澹如書状(御内話之事至極同意、

帰宅次第集義)

(長谷川家九二)

〔封筒裏書〕
「埼玉県下第十五区区務所長谷川敬助様 急事」

浦和駅伊勢や保平方 竹井澹如 「」

*消印「浦和／武蔵・足立・一・二」「イ・八・六号」

〔封筒裏書〕
「緘」 明治十年十一月二日 「東京横浜製糸分社印行」

益御清穆奉賀候、小生義無抛談事出来存外長逗留二相成、昨夕県下迄引返し申候、少々県庁へ引合度事も有之、兩三日滞在之積り二御坐候、いつれ帰宅之上は惣々御報意可申候、御内話之事二而此間御高慮御洩し被下至極御同意二候、帰宅次第根岸・中島・中村等へ通知いたし一ト先集議を尽し、其上外へ談示候手配二取計可申、今日県庁之探偵八十分周旋可仕候、稲村先生へハ別段呈書不致、くれぐ／＼よろしく奉願候、右之外申上度事共色々有之候得共、何も不日拝顔二譲り早々如此御坐候也

十一月二日朝 竹井拝

長谷川様

尊大人其外皆様方へ、過日之御礼よろしく奉希候

〔解説〕年代は 封筒裏書により明治一〇年であるが、手紙の文意は明確でない。竹井は東京に出ている、帰りに県庁を廻り浦和に滞在、そこから手紙を出している。長谷川との「内話」には賛成なので、帰宅したら根岸（武香）、中島、中村（孫兵衛力）と集義とある。「稲村先生」は、稲村貫一郎か。

55 一八七七(明治一〇)年二月三日 川島樺坪書状(川島熊谷滞在中、来遊

を待つ)

〔封筒裏書〕
「長谷川敬助様親剪」

川島樺坪「」

〔封筒裏書〕
「」

(長谷川家九一八)

敬堂兄

本日公事有之、当区務所二相伺候処、御出勤前二有之、御待可申之処、熊谷二罷越申候、就而は御退出之後、御閑暇御坐候ハ、御遊来奉待候、右は笹田子伝言之旨も有之、縷々御話致度奉存候、此段申上置候、頓首

十一月三日

〔解説〕年代は、長谷川の区務所在勤で明治一〇年である。本文一行目の「敬堂」は長谷川敬助の号なので宛名である。この部分の小紙片で、不自然な位置にあるので貼継ぎを間違えたのであろうか。史料59と同封であるが、一月以上の月日が異なっている。この前後に学資法成議の授受が行われている(長谷川家三九六、三九七)。

56 一八七七(明治一〇)年二月四日 石川弥一郎書状(府県会規則草案

送付、「通信原稿遅延詫、転居通知」

(長谷川家九九)

〔封筒裏書〕
「埼玉県第拾五区池上邨区務所ニテ長谷川敬助様」

東京湯島五丁目壹番地小沢仁兵衛寓石川弥一郎

十一月四日夕投函

〔封筒裏書〕
「封」

*消印「東京／十年・一・一・四・ぬ」

去卅一日御投函之御状披見、無異御帰宅之趣奉恐賀候、吉田氏江の伝言も早々申通候、予而申上候移転之義も漸く相決、本日肩書之所江転宿仕候間、御面会之節は、社友諸君江御鶴声相願候、○県会規則草稿老通、吉田氏より被廻候二付、竹井江託し差上候、併竹井も于今浦和二滞在候哉の趣二付、同氏帰宅次第可差上候
御在京中御約束仕候通信之義、略腹案ハ相立居候得共、御存之通本

日迄彼雜沓中ニ混居罷在候故、未タ脱稿不仕、併本日より聊免雜沓候間、不日記載可供大觀候、右転居御報知旁如此、書余万縷期後信候也

十一月四日 石川弥一郎

長谷川敬助様 貴下

(解説) 年代は、消印による。長谷川の区務所在勤とも矛盾はない。文中の吉田氏は内務省出仕の吉田市十郎、竹井氏は埼玉県庁出仕の竹井懿貞と推定される。政府で検討している府県会規則の草案が、吉田↓石川↓竹井↓長谷川、という経路で流布していたことがわかる。府県会規則は明治十一年七月二二日に公布。また、石川が執筆を約束した「通信」というのは、「七名社通信」であろう。

57 一八七七(明治一〇)年二月一日 共保会規則

(中村(宏)家五四・四)

〔共保会規則〕

吾党農隙休暇等ニ集会シ、各所見ヲ陳シ異聞ヲ談シ、其裨益ノ鮮少ナラサルヲ信シタリ、於是更ニ同志相会シ、倍々弁論ヲ振張センコトヲ希望セシニ、幸ニ各員ノ意見ト相投合シ、明治十年十二月一日之ヲ発会セリ、依テ該会ノ永ク隆盛ナランコトヲ欲シ、茲ニ維持方法ヲ約シ、且姓名ヲ自記捺印シテ憑拠トス

第一条 本会ヲ名ケテ共保会トス

第二条 毎月一日・十日・二十日某所ニ開ク

第三条 第二条ノ如ク定日アレドモ、会衆五分以上欠席スルトキハ

延会スベシ

但、日限ハ延スト雖モ、毎月三会ヲ欠クベカラス

第四条 昼会スルトキハ午後一時ヨリ同五時マテ、夜会スルトキハ午後八時開会、同十一時閉会ノコト

第五条 意見ヲ演說セント欲スルトキハ、開場前ニ其題目ヲ記シテ幹事ニ報スベシ、幹事ハ順序ヲ定メテ題目姓名ヲ会頭ニ通シ、会場へ揭示ス

第六条 弁論ノ順序

第七款 意見アルモノハ会頭ノ令ヲ須テ演說スベシ

第二款 演說畢ルコトニ、其主意ニツキ了解セサルコトアル者ハ、

会頭ノ令ヲ須テ質問スベシ

第三款 会頭ハ会衆已ニ演說ノ主意ヲ了解セリト見認ムルトキハ、更ニ令シテ弁論ヲ尽サシム

第四款 会頭ハ会衆ノ弁論已ニ熟セリト見認ムルトキハ、令シテ同意ヲ表セシメ、多数ニヨリテ衆論ヲ公認ス、若シ同数併立ノ

論アルトキハ、会頭ノ可トスルトコロヲ以テ、衆論ト認ムベシ

第五款 凡ソ会頭ノ令スルトコロハ(コノ規則ニ触レサレハ)其事ノ如何ニ関セス、会衆之ヲ確守スベシ

第六款 凡ソ發言セントスルモノハ、起テ会頭ト呼ビ、其何番ト

応スルヲ須テ發言スベシ

第七款 凡ソ言語ハ温和ヲ旨トシ、嘲笑罵詈ニ涉ヘカラス

第八款 弁論中ハ喫煙耳語スヘカラス

第九款 規則ヲ犯スモノアレバ会頭之ヲ説諭シ、又ハ退場セシムベシ

第七条 開場中ハ衆人ノ縦聴ヲ允ス

第八条 自後会衆タルヲ望ムモノアレバ、書面ヲ以テ其旨ヲ幹事ニ

請ヒ、允許ヲ得ハ深く本会結約ノ主意ヲ体シ、確ク会中ノ諸規則ヲ守ルヘキ誓書ヲ出スベシ

第九條 幹事ハ会衆タルコトヲ請フ書面ヲ得レハ、其人ノ履歷品行ヲ探訪シ、之ニ自己ノ意見ヲ添テ会衆ヘ公告シ、衆論ニ付スベシ
第十條 已ニ会衆トナルモノト雖モ、品行不正ニシテ本会ノ面目ヲ汚辱スルコトアレハ、脱会セシム

第十一條 会衆タルモノ不得止事故アリテ、脱会セントスルトキハ、其旨口頭又ハ書面ヲ以テ会衆ヘ公告シ、其公認ヲ得ベシ

第十二條 会頭老名幹事二名投票ヲ以テ撰定ス、会頭ハ任期ヲ立テス、幹事ハ三ヶ月ヲ以テ任期トシ、再撰セラル、ヲ允ス

第十三條 会頭意見アルトキハ更ニ代理ヲ特撰シ、会衆タルコトヲ得ベシ

第十四條 会頭ハ会中一切ノ事務ヲ綜括シ、本会ノ隆替ヲ以テ其責任トス

第十五條 幹事ハ庶務・記録ノ二課ヲ分掌シ、以テ会頭ヲ補翼シ、会頭欠席スルトキ其事務ヲ代理ス、弁論中ハ他ノ会衆ト異ルコトナシ

第十六條 会頭幹^(争脱カ)ヲ撰定スルハ、投票ノ多数ニヨリテ決スルト雖モ、入会ヲ允許シ脱会ヲ命シ、及諸規則ヲ増補改正スルハ、三分之二以上ノ意見ニヨル、若シ三分ノ二以上一致セザレハ尚旧ニ依ルベシ

明治十年十二月一日

第拾五区

上中条村

樋口善次郎[㊦]

筑井易之助

山田 常七[㊦]

酒卷房次郎

島野長二郎[㊦]

樋口織三郎[㊦]

大嶋常次郎

小林熊之助[㊦]

初山 熊八

関根城四郎

今井村

稲村 宗平[㊦]

稲村五郎兵衛

上中条村

中村孫兵衛

森 左司馬[㊦]

大崎兵五郎

(解説) 共保会と称する弁論集会の規則。全一六箇条、そのうち弁論の順序の箇条は、さらに九款の細則がつき詳細である。農隙や休暇に開くというが、月三回、毎回三〜四時間とかなりハードな日程である。役員は会頭と幹事で、幹事は庶務と記録の二名と、整った組織である。連名しているのは、上中条村一三名と隣接する今井村二名の一五名である。共保会の「保」について、史料51の臨時会議事録で、最初の演説者樋口善次郎発言の三項目に、「一保」は則ち二五戸とあり、保は村内の組織を意味しているようである。ただ、共保会規則はこの会議の三ヶ月後にできており順序は逆になる。後から規則を成文化したのであろうか。議事録での発言や議決の方法は、この規則の通りである。

58

一八七七(明治一〇)年二月二〇日 川島樸坪書状(御互に心事吐露佐

藤文庵一件取計済、御心事笹田課長へ話、佐藤文庵医業仮免状北河原

村で開業を確認

(長谷川家八七七・八七八)

〔第十五区々務所区長長谷川敬助殿公信〕

〔学〕^(朱書) 第二千五百四十号 埼玉県川島樅坪

*消印「浦和/武蔵・足立・二・二一」イ・八六・号

寸書拝呈、向寒之節ニ相成候処、益御清務奉南山候、陳は此頃熊谷ニ而得拜顔、互ニ心事吐露致、快活此事ニ御坐候、其節御話有之候佐藤文庵一件之儀、帰県早々御打合之手続ニ可相運心得之処、最早別紙之通取計済ニ相成居、残懐不過之奉存候、乍去該書面ニより商量候処、格別之影響は有之間敷奉存候、尚此上可然御配慮可被下候、先は右申上度如此ニ御坐候、頓首

十年十二月十日 樅坪

敬堂盟契

重啓、熊谷御内話之件御再考之上、御心事云々御示論被下承知仕候、右は万々不得已次第ニ奉存候条、其辺之顛末笹田課長ニ情話仕候、此段為御心得御内々奉申上候、岡正靖ニも又々困却仕候、無余儀松伏本校ニ而も転校可為致愚案罷在候、御区中之事情無隠疎小生迄御洩可被下候

(*同封別紙)

群馬県へ回答案伺

〔学〕^(朱書) 第二百二十九号

御県衛第五拾五号ヲ以、御管下山田郡只上村田村芦庵、帰籍之上医術営業出願候ニ付御調査之処、履歴書中、従前当県下北河原村ニ於而開業云々有之旨、御照会ニヨリ取調候処、当県ヨリ仮免状ヲ授与シ、開業罷在候ニ相違無之、尤当県ニ於而は佐藤文庵ト称シ寄留罷在候、此段及御回答候也

明治十年十二月一日 埼玉県令白根多助

群馬県令楢取素彦殿

(解説) 佐藤文庵については、「群馬県へ回答案伺写」(長谷川家八七七)が同封されているので、本書状の末尾に収録した。佐藤は北河原小学校助教のようである(明五〇九二・一一)。また末尾の岡正靖は、池上学校より松伏小学校へ転任している(埼玉県行政文書明五〇九五・五〇八)。追伸の御内話は、長谷川の辞職願のよう、同日付の辞職願書もある(長谷川家九二二)。

59 一八七七明治一〇年二月一〇日 川島樅坪書状学費支出決議録送付)

(長谷川家九一九)

別冊学資支出決議録之儀、御区中之都合も有之趣御察申候条、這般限指令取計申候、宜布御承知可被下候、草々不一

十年十二月十日 川島樅坪

長谷川敬助様

稲村貫一郎様

追而、決議録指令は郵着之際、御落手可被下候

(解説) 史料55と同封。臨時教育集会の報告書なので、宛先が委員となつた長谷川と稲村連名である。

60 一八七七明治一〇年二月七日 小泉寛則書状(依頼の区画改正案、

竹井転居、埼玉新報創刊、学事諮問に太田卓之来県、石川帰省通知)

(長谷川家九九八)

〔封筒裏書〕
 「第拾五区々務所長谷川敬助殿御親展 從浦和駅小泉寛則」

〔封筒裏書〕
 「十年十二月十七日 投函」 *消印「浦和／武蔵・足立・一二・一七」

時下寒冽之候愈御清適奉賀候、然は迂弟義去ル十四日竹井子と同車
 帰県候二付、兼而御托之区画改正案早速写採御廻送可申上心算、川
 島氏江罷出候処、未々同氏之手許ニ無之、不日入手之上相廻シ呉候
 筈ニ御座候、借受之上八至急騰写差上候間、左様御承認相成度候、
 ○竹井ハ昨十六日転居候へ裏門通新築、弟も荷物運搬ニ手伝、其情
 態実ニ奇々妙々、之ハ期拜謁陳述可仕候、○県下ニ於テ一昨土曜日
 第一号発兌ニ而、埼玉新報ト申新聞発兌相成候、未々社説ニハ不及
 候得共、官令ト雜報トハ掲載有之候、○此程太田卓之学事諮問ノタ
 メ本県ニ被參候、○東京石川より弟江向ケタル書面ニ、歳晚ニ至リ
 帰省スルトノ事、書外讓後便候、草々不具

十二月十七日払晩 寛則

長谷川賢兄

(解説)年代は、封筒裏書により明治一〇年である。県で行っている区画改正案
 が、長谷川の依頼により、川島↓小泉のルートで、伝えられている。小泉と行動
 をともにしている「竹井」は懿貞で、明治一〇年六月から県に出仕していた。竹
 井の転居先「裏門通」は、現在もある県庁から中山道へ到る路地か。つぎに、末
 尾の方に国の役人のような書き方で出てくる太田卓之について調べてみる。国立
 公文書館の記録に太田卓之の履歴があり「岡山県平民 元熊谷」という記述があ
 る(職〇〇一四八一〇〇・〇二六)。太田は、天保九(一八三八)年九月生まれ、
 慶応四(一八六八)年六月奥羽鎮撫総督府書記官、二年八月酒田県少参事などを
 経て、五年五月、左院権大掌記、七年左院三等書記官、九年岡山県大属、同県学
 務課長兼師範学校長となり、一〇年十一月三日から十二月二十八日まで出京を命
 じられている。このときに埼玉に来たとすれば、小泉が報じていることと一致す

る。では、冒頭にある「元熊谷」はどうなるか。国立公文書館の公文録には、明
 治七年七月に左院三等書記官太田卓之の熊谷県帰省届が収録されている。明治七
 年七月二五日付の田中正彝の書状はこれに対応するもので、吉田二郎と太田書記
 官が帰省したと報じている(『熊谷市史』資料編8、資料一四)。さらに、荻野
 吟子が明治一二年八月に飯能の田中かく子に紹介した結婚相手は、中奈良村の医
 師太田文庵の四男で、長男はかつて酒田県参事、二男は現在アメリカ滞在、三男
 は医学校生と伝えている(同前、資料一七八)。長男のかつて酒田県参事が、太田
 卓之の履歴書と一致する。以上の検討により、太田卓之は中奈良村の出身で新政
 府に出仕し、吉田二郎や田中正彝と懇意の人物であったことがわかる。太田卓之
 のその後の履歴は、国立公文書館の太田卓之特旨叙任ノ件添付の履歴書に詳しい
 (叙〇〇二三六一〇〇・〇〇一)。小泉寛則も履歴書(埼玉県行政文書明三七一〇
 ・二〇九)によると下奈良村の出身で、三ヶ尻の小泉家に養子に行っているの
 で、太田と同郷となる。

61 一八七八(明治二)年一月二四日 永田健助書状(拙著世上に伝播仕度、

埼玉県は郷貴、師範学校教科書に採用斡旋依頼、川島氏へ寄送)

(長谷川家九三)

〔端裏封上書〕
 「長谷川君」

新年之御慶奉祝候、陳は過日は拙著書之事ニ付御深意之御諭示奉拜
 謝候、書元之発行いたし候得は、広ク世上ニ伝播スルノ道ヲ求ムル
 ヲ以テ第一トス、殊ニ埼玉県は生ガ郷貴、若シ管内教育上ニ採用ニ
 相成候得は、実ニ此上も無キ光榮ニシテ、最渴望スル所ニ御坐候、
 此所ニ際シ君力御諭示ヲ得タレハ、御前案之文面ニ認メ、不日川島
 氏へ差向一部寄送可致ト奉存候間、尚宜敷奉願候、同書之儀、生敢
 テ誇称スルニアラザレ共、多年少シク精神ヲ勞セシ書ニシテ、小生

ノ微力ニテハ賢実ニ訳せし積ニ御坐候、既ニ東京・宮城官立師範校
其他静岡・新潟等県立師範校教科書ニ納入ニ相成、数百部発売仕候、
故ニ埼玉県ニ而採用ニ相成候得は、誠ニ都合宜敷御坐候、何卒爾来
伝播之路開扉御尽力可被下候、小生も翌月頃ニ至リ、殊ニヨリ他方
へ出張いたし事出来いたし可申哉トモ存ニ付、然ル上は頗ル繁劇ニ
も相成候故、旧正月之頃ニ帰省可仕心得ニも御坐候間、其節尚詳細
相願可申上候

一月十四日 永田拝

長谷川盟兄 硯北

別紙呉重郎方へ御届奉願候

(解説) この書状の差出人「永田」とは誰か。文書館の長谷川家文書目録では、
永田荘作書状となっているが再検討する。内容は、ある翻訳書を出版し、すでに
他県の県立師範学校の教科書に採用されてきた。ついで、自分の郷貫である埼
玉県でも、ぜひ採用して欲しい、と長谷川に依頼してきたのである。長谷川はす
ぐに川島煤坪へ伝達したようで、それに対する川島の返書も現存し、この翻訳書
が『宝氏経済学』であることがわかる(史料63)。「宝氏経済学」は、明治の経済
学輸入史で重要な訳書と評価され、その訳者永田健助は、明治元年に慶應義塾に
入社、翌年には地理学や歴史学の英書会読の教師を勤めていたという(インタ
ネット Bibliographical Database of Keio Economists)。「慶應義塾入社帳」第一巻(慶
應義塾、一九八六年)によると、永田健助は、明治元年一月一八日に二三歳で
入塾、生国は武蔵、住所は野中、主人は清水民部太夫、保証人は徳川亀之助(駿
府藩主家達)の家来腰山辰次郎とある。これで見ると、永田は御三卿の清水家の
家臣で、野中に住んでいた。埼玉県域には野中という村名はなく、東京の小平か
ら国分寺にかけて野中新田があり、この辺りが該当しそうである。では、埼玉県
が郷貫ということと、どこで繋がるのであろうか。その手掛かりが、この書状の

追伸にある「別紙呉重郎方へ御届」という言及である。長谷川の周辺で呉重郎と
いえば、同じ北河原村の人で第一回県会議員に当選する小林呉重郎がいる。その
略伝によると、次兄の永田健助は慶應義塾の講師とある(『埼玉県議会議史』第六
巻、埼玉県議会歴史代議員録)。要するに健助は養子で永田姓となっているのであ
る。以上のことから、この書状の差出人は永田健助であることが確認できたと思
う。永田健助は、新政府に出仕し、明治三年六月の大学少助教を振り出しに、開
成所、大学南校、文部省編輯掛、学務課翻訳掛、師範学校、九年四月には大蔵省
統計寮、一二年二月に参謀本部編纂課雇に任じられている(明治一三年一月、参
本編纂課雇員の昇級及同雇員御用掛申付の件、防衛省防衛研究所、アジア歴史史
料センター)。永田健助のような英学者が身近にいたことは、七名社が「訳書小社」
「翻訳小社」として計画されたことと無関係でないかも知れない。なお、本書状は、
明治一二年五月七日付の加藤政之助書状(史料72)と同封だが混入か。

62 一八七八(明治二)年二月二日 根岸武香書状(年賀、土偶人周旋督促)

(長谷川家八六四)

〔封筒表書〕
埼玉県第十五区埼玉郡北河原村長谷川敬助様侍史

一月廿 □□ 同県下七大区大里郡青山村根岸武香

*封筒裏消印「熊谷/武蔵・大里・一・三二」

恭賀新年
明治十一年一月廿一日

根岸武香(花押)

長谷川敬助殿

副啓、旧年は数々御厚情ヲ蒙リ難有奉謝候、然ニ土偶人ノ事先月中
凶ヲ認め、代価差上候申処、于今御返書無之、一日千秋ノ思ヲ成シ
御待申上候間、何卒御周旋奉願候、一日も早く引取、玩物ニ仕度、

御察可被下候、猶委細後便可申上候、頓首

(解説) 年賀状であるが、追伸にある「土偶人」(埴輪)の購入が主目的であろう。根岸は、こうした古器物の収集で知られたが、長谷川も関係したのであろう。「代価」の文字は見せ消ちの処理になっているが、受け取った長谷川が付したものである。

現状では、もう一つの封筒が付いているが、「東京」の消印で不自然。おそらく他の書状のものであろう。候補としては、史料61、明治一年と推定される一月一四日付の永田健助書状があるが、日付がやや離れる。

〔自簡表書〕
「埼玉県第十五区池上村区務所長谷川敬助様」

*消印「東京／十一年・一・三二・と」

63 一八七八(明治二)年二月二八日 川島樺坪書状(永田氏訳述宝氏経済

論を師範学校教科書に採用)

(長谷川家九一七)

〔自簡表書〕
「埼玉県第十五区区務所長谷川敬助様回答 浦和八番地川島樺坪」

*消印「浦和／武蔵・足立・一・二八」「イ・八六・号」

新禧奉賀候、陳は旧冬御憑仗有之候永田子訳述之宝氏経済論之儀、師範学校教科書ニ差加申候、左様御承知可被下候、却説右経済論一部郵寄之趣御申越ニ相成候得共、于今当着不仕候、依之書林ニ而購求評議仕候、右は中々面白き訳書ニ而、近來所絶無而僅有と奉存候、先は右御答兼申進度、如此ニ御坐候、頓首

一月廿八日 川島樺坪

長 敬堂様

(解説) 年代は、封筒表書により長谷川が区務所在勤で、明治一年と推定できる。

さきの永田健助書状(史料61)をうけ長谷川が川島に斡旋し、川島からきた了解の通知である。当時川島樺坪は、県庁で学務を担当する第五課の課長である。『宝氏経済学』(川島は「宝氏経済論」と記している)は、Millicent Garrett Fawcett, Political Economy for Beginners の邦訳、明治の経済学輸入史で重要な翻訳書とされる。その奥付によると、明治一〇年九月六日版權免許、訳者并出版人は東京府士族永田健助で、住所は第三大区五小区牛込揚場町十七番地とある(国文学研究資料館、近代書誌・近代画像データベース)。

64 一八七八(明治二)年二月三〇日 石川弥二郎書状(稲村が奥原晴湖と

西遊、七名社第二期結約草稿送付依頼、林勘兵衛入社、七名社社名変

更は不可、七名社通信、刑法草稿での国事犯と死刑、区会規則の検討、

県会は地租改正終了後)

(長谷川家九六四)

〔自簡表書〕
「埼玉県拾五区池上邨区務所長谷川敬助様」

東京神田小柳町三河屋与右衛門方石川弥二郎

十一年一月三十日

*消印「東京／十一年・一・三〇・ち」

拜啓、其後は意外之御無音仕候、却説過日ハ久々ニテ拝眼、諸兄之高論ヲ拜聴、愉快此事ニ御座候、此程稲邨君来訪、一日二夜同居同宿、頗ル愉快ヲ相覚候、但同君ハ晴湖女史ト同行西遊被成、月瀬之梅、嵐山之桜、快心悦目之事ナラサルハナシ、健羨ニ堪ヒス、○過日帰省之節略及御相談候七名社第二期結約之義、其後如何之御都合ニ相成候哉、稲邨君の御話ニよれハ石阪君ヲ委員トシ、社約草稿御書綴相成候赴、果テ然は右草稿御書綴之上ハ七部御恵投被下度、此段乍御手数相願候、○熊谷駅林勘兵衛ト申者江第二期七名社江入社可致様申通候処、入社致度旨此程報道有之候間、社約議定本社員調

印済之上ハ、一応同人^江御報道被下度、但社中ニテ右林某を御存之御方無之、直ニ及相談候も御不都合之義等有之候得は、小泉香巒^江御託し御報道被下度候也

社約制定再結相成候共、社号ハ依然七名の称相用候方宜敷様被存候如何トナレハ、七名社の号ハ已ニ該地方ノ人心^江感銘致し居候間、都テ都合宜敷、且今回多少人員増加相成候共、其濫觴は即七名ニ候得は、躑^合令其水滔々山ヲカネ氣船ヲ通スルニ至ルモ、其源ヲ忘却セサルタメ原名ヲ因襲スル方尤も宜敷、又其字ノ不雅ヲ難シ、其義ノ不適ヲ笑フモノモ可有之候得共、此等ハ皆浮文^{虚カ}靈字ノ徒ニテ吾輩ノ齒牙ニ懸ルニ足ラス、惟其慣習トナリ人心ニ感銘スルヲ以テ足レリトナシ、断然原名ヲ因襲被致候様仕度候也

七名社通信本月分ハ已ニ過日帰省之節面談ヲ尽シ候得は別ニ贅言ヲ呈サス、但シ来ル二月ハ猶又如例通信致、三月よりハ更ニ新社約ニ照し通信可申上候

頃日日本刑法稿成候赴伝聞、其稿ニハ国事犯人ハ死ニ処セサルノ明文有之候赴、吾党大声疾呼快哉ヲ称スヘシ

○吾県町会ハ已ニ諸君ノ建儀ニよりテ略端緒ヲ開キ候得は、新社約制定再結約之調印相済候上ハ、速ニ区会ノ規則按御議定相成、建儀以テ七名社更張ノ氣勢ヲ相張り候様致度被存候、高論如何、県会ハ地租改正整理之後布告相成候様相成候赴ニ御座候

右申上度、草々頓首

一月三十日 石川弥一郎

時ニ窓前雨雪霏々

長谷川敬助様 貴下

尚々、乍筆末諸君^江宜敷御致声相願候、且其後珍説等有之候得は御報道相願候也

(解説)年代は、封筒表書による。書出しの稲村来訪の話は、つぎの稲村書状を参照のこと。まず、石坂がまとめているという第二期七名社約草稿の送付を依頼し、社員は増えるかも知れないが、社名は地域の人々に知られた七名社を踏襲すべきである、と明快に答える。この時期、石川は積極的に七名社に関わり、毎月「七名社通信」と名付けて、自らの考えや様々な情報を書き送っていたこともわかる。民権論者らしく、国事犯の死刑制度にも強い関心をもっている。七名社の運動方針としては、町村会から区会を目指しているようである。とすれば、長谷川の区長就任は方針に合致する。なお、七名社に入社希望という林勘兵衛は、のちの林有章のことで、本人の回顧では結局入社しなかったという(林有章『熊谷史話』二八九頁)。

65 一八七八(明治二)年二月七日 稲村貫一郎書状(京阪漫遊、東京にて石川氏と七名社改革相談、出立前区務取締免職、東海道筋寂寞、七名社

新結社無故欠席罰金法、社中募金、区内小学校監督)

(長谷川家九九七)

〔封筒表書〕
「長谷川敬助様御親前 勢州四日市湊」

〔封筒裏書〕
「二月七日投函 稲村貫一郎」

謹啓、時令厳寒之候益御清適被為在候哉相同度、迂生漸ク廿一日東京発し東海道上り、卅一日勢州四日市着、本月三日一寸参宮、四日二四日市湊ニ帰り、又不日二津・松坂辺一両日滞在、夫ヨリ靈廟へ参詣、伊賀之ツキカセノ梅ヲ見、京阪ニ漫遊之積り、無事旅行罷在候間、此段御放念被下度候、其後は区内之動静如何ニ候哉、最早後任欠員も増置、万事整然タル事ト推考、貴所は一月尅兩回位ノ区務所出頭ニ而相済候哉

七名社も改正二相成、新結社二相成、諸君御尽力ニテ盛大之事ト欣喜罷在候

客月十六七日之頃、東京ニテ石川氏ト二泊同宿、其節七名社改革之事相談し、同氏ノ意見も有之候得は申送り呉候様依托、其内申進哉旅中奇事異聞申進度候得共、何分旅中匆匆間ニ尽し難く他日ニ譲ル迂生出立前二区務取締免職状到来、上途前多忙より其儘ニ打込、万般よろしく御依頼申上候

東海道筋も甚々寂寞、静岡・浜松・四日市杯ヲ除ケハ中山道余程よろしく様相覚候へ尤高崎より上ハ迂生不知

客月上途前者御尽力万謝候、右申上度、書余後信、頓首

二月七日 稲郵貫一郎

長谷川敬助様

二白、七名社諸君へ別ニ書面不差上候間、貴所より御伝声是祈候、新結社罰金法は施行相成候哉、愚考は無故欠席セシモノハ罰ヲ課シ、相對々シ候方ヨロシク様ニ存候、已ニ協議社ノ罰則も現ニ相行居候よし、且社中募金モ聊ツ、ニテも毎月定日ニイタシ集金致し候ハ、幹事手数相省ケ便利存候、御熟考是祈候、区内小学校監督^{カウチク}ハ施行ニ相成候哉、岡正靖ノ遺言ニ、当時奉職ノ教員中ナレハ、上中条校ノ森力上川上校ノ鈴木当罰ト思惟候旨、各校ノ人氣ハ鈴木最宜シ申居候、参考迄布陳候、元七名社へハ不相替御尽力ト存候得共、万事御操合一層御尽力相願候、(実ハチト社会遅不参社員失望、迂生在村中依頼も有之ヨリス申上候、失敬く、此節ハ決シテ遅不参杯無之ト確信いたし居候) 中郵・石阪・樋口諸君ニも精々御致声是祈候、御寸隙も御坐候ハ、返書左ノ処へ宛御送り被下度

勢州四日市蔵町米川善次郎殿取次方

奥原晴湖同行稲郵

○米川善次郎ト申モノへ書面取次頼置候間、同所ヨリ出遊先相届可申筈也

(解説) 稲村が奥原晴湖などと関西旅行中に伊勢国四日市から出した書状である。本書記録編収録の「烟雲雜誌」の冒頭に、明治一二年一月一〇日に学区取締兼副区長の職を辞し、一三日に上京、奥原晴湖及びその門人の晴嵐・晴林と西遊し、五月二九日に帰るとある。奥原晴湖は、下総国古河藩出身で、明治時代に女流南画家として活躍した。稲村家のある上川上村は古河藩領だったので、戊辰戦争のときに晴湖が稲村家に難を避けたという。別掲の「烟雲雜誌」にも晴湖の記事が散見され、明治二四年からは上川上に移住した(古河歴史博物館『没後一〇〇年記念 奥原晴湖展』二〇一三年)。この書状で注目されるのは、第二期発足にあたり、七名社改革に対する意見である。具体的には、理由なく会合に欠席した社員に対する罰則を提案している。事例とされた協議社は、確定はできないが、慶應義塾関係者で結成された演説結社にこの名称がある。(松崎欣一氏『三田演説会と慶應義塾系演説会』一七九〜一九六頁)。稲村の弟関次郎は、明治九年五月から一二年一月まで慶應義塾に在学しているので、その可能性はある(史料208解説)。

66 一八七八(明治二二年)二月一〇日 第一期七名社々則

(国文学研究資料館蔵 古沢家六〇四六)

〔^{表紙}七名社々則〕

吾党毎月盍簪シ、各所見ヲ陳シ互ニ異聞ヲ談シ、以テ相資益セント欲シ、明治八年三月二十一日結約訂盟セリ、爾来踐約尋盟三年于茲矣、果シテ大ニ資益スル所アリ、今ヤ其期ノ尽ルヲ以テ更ニ前意ヲ拡充シ、結約訂盟以テ社則ヲ立ツルコト左ノ如シ

第壹章 社名ノ事

第壹条 本社ヲ名テ七名社ト云フ

第貳章 年限ノ事

第二条 本社結立期限ハ滿二年ト定メ、即チ明治十三年一月二至レハ解散ス可シ

第三章 分課ノ事

第三条 科目ヲ分テ三課トス、即チ討論・談話・演説、是レナリ

第四章 社員ノ事

第四条 社員ヲ分テ本社員・副社員・通信員ノ三種トス、其別左ノ如シ

第壹 科目中三課共ニ加入スル者ヲ本社員トス

第貳 科目中其一課以上ニ入ル者ヲ副社員トス

第參 那課ニモ加入セス、他所ニ在テ文章ヲ往復シ、其論說意見ヲ投寄スル者ヲ通信員トス

第五条 本社員ニ入ラントスル者アレハ、本社員ノ衆議ヲ以テ其容拒ヲ決シ、允スニ於テハ社員中一名保証人トナリ、社約ヲ恪守スヘキ盟約ヲ為サシムヘシ

第六条 副社員又ハ通信員タラント請フ者アレハ、第一科幹事ニ於テ其容拒ヲ決シ、允ニ於テハ之ヲ本副社員ニ報告スヘシ

第七条 脱社ヲ乞フ者アレハ之ヲ許ス

第八条 社約ヲ破リ不正ノ品行ヲナシ、社員ノ面目ヲ汚辱スル者アレハ、衆議ニヨリ退社除名セシムルコトアルヘシ

第五章 幹事ノ事

第九条 幹事三名社員中ヨリ社員ノ投票ヲ以テ撰挙スヘシ、但本社員ニ非サレハ幹事タルコトヲ得ス

第十条 幹事ハ三ヶ月毎ニ更撰スヘシ、但更撰ノトキ前ノ幹事再撰

セラル、モ妨ケナシ

第十一条 幹事ノ担当ヲ分ツコト左ノ如シ

第一科 幹事名

庶務記録ノ事ヲ司ル

第二科 幹事名

金銭出納ノ事ヲ司ル

第三科 幹事名

書籍出納ノ事ヲ司ル

第十二条 第一科幹事ハ、本社ニ関スル諸般ノ事務ヲ処弁シ、議論ノ要領社員進退其姓名年月日等、一切ノ顛末ヲ会場記事ニ詳録スヘシ

第十三条 第二科幹事ハ、予テ諸費出納簿ヲ製シ會計ノ顛末ヲ詳記シ、若シ未納ノ金銭アレハ之ヲ督促收入シ、衆議ニヨリテハ那時ヲ論セス其出納ヲ公告スヘシ

第十四条 第三科幹事ハ、予テ書籍目録・書籍配貸簿ヲ製シ、買入ノ書籍ヲ記載シ、借用返納ノ年月日及其姓名ヲ檢シ時々之ヲ調査シ、若シ毀損紛失スル者アレハ、第七章第廿四条ニ拠リ其ノ償金ヲ收入スヘシ

第六章 集会ノ事

第十五条 会場ハ仮リニ清水賢良宅ト定ム、所ハ大里郡代村第拾八地番地ナリ

但、時宜ニヨリ他所エ出張開会スルコトアルベシ

第十六条 毎月開会ノ順序ヲ定ムル、左ノ如シ

第壹次 討論 第一日曜日

第貳次 談論 第二或ハ第三水曜日

第參次 演説 第三或ハ第四日曜日

第拾七条 定日ノ外タリトモ社員過半ノ望ミアレハ臨時会ヲ開キ、

或ハ定例会ヲ閉ルコトアルベシ

第拾八条 会日出頭時限ハ午前第十時トシ、午後第五時ニ至リ退散

スヘシ、但行厨持参タルヘシ

第七章 書籍ノ事

第拾九条 本社所蔵ノ書籍ハ、募金証券ヲ所持スル者ヲ以テ所有ノ

權アリトス

第貳拾条 社員中新ニ書籍ヲ購求セント要スル者ハ、其書目ヲ衆社

員ニ示シ熟議ノ上之ヲ決スヘシ

第廿壹条 前条ノ場合ニ於テ購求スルト決スルトキハ、概ネ其代価

ヲ擬定シ、本社員ヨリ均一ニ出金セシムヘシ

第廿二条 本副社員ノ別ナク書籍ヲ借覽シ及之ヲ返納スルトキハ、

予テ備ヘ置ク所ノ配貸簿ニ其事ヲ記シ、押印ノ上第三科幹

事ノ檢閲ヲ乞フヘシ、但通信員ハ証書ヲ送寄スルモノトス

第廿三条 書籍ハ幹事更撰ノ時必ス調査スヘシ、故ニ此時ニ当リテ

仮令未タ読ミ了ラサルモ、一応之ヲ返納シ調査済ノ上更ニ

借覽スヘシ、但通信員借用セル分ハ此限ニ非ラス

第廿四条 書籍ヲ毀損シ又ハ紛失スルモノアルトキハ、相当ノ償金

ヲ出サシムヘシ

第廿五条 不用ノ書籍ハ衆議ニヨリテ、売却スルコトアルヘシ

第八章 討論ノ事

第廿六条 討論会ハ該日限り議長一名、社員中ノ投票ヲ以テ撰挙ス

ヘシ、但一議案議シ了ラサレバ議長ヲ更撰セサルヘシ

第廿七条 録事名社員中ヨリ議長ノ特撰ヲ以テ之ヲ挙クヘシ、但

録事意見アレハ他社員ト同一ニ之ヲ説明スヘシ

第廿八条 討論ニ附セントスル議案ハ、開場前ニ普ク會員ニ通知ス

ルヲ要ス

第二十九条 討論ノ順序ヲ定ムル左ノ如シ

第一款 議長ハ會員ノ席定マルヲ見テ、録事ヲシテ議案ヲ朗読セ

シムヘシ

第二款 議案中ノ主意ニ就キ了解セサル事アレハ、議長ノ令ヲ須

テ質問スヘシ

第三款 議長ハ會員既ニ議案ノ主意ヲ了解セリト見認ムルトキハ、

更ニ令シテ討論セシムヘシ

第四款 議長ハ討論既ニ熟セリト見認ルトキハ、令シテ同意ヲ表

セシメ多数ニヨリテ之ヲ決ス、若シ同数併立ノ論アルトキ

ハ議長之ヲ專決スヘシ

第五款 凡ソ發言セントスル者ハ、起テ議長ト呼ビ又自己ノ番号

ヲ呼ビ、其返呼スルヲ須テ發言スヘシ

第六款 凡ソ言語ハ温和ヲ主トシ、嘲笑罵詈ニ渉ルヘカラス

第七款 討論中ハ喫烟耳語スルコトヲ禁ス

第八款 以上各款ヲ犯ス者アレハ、議長之ヲ警メ又ハ退席セシム

ヘシ

第九章 談話ノ事

第三十条 凡ソ事ノ公私雅俗ヲ論セス、互ニ其耳聞目撃スル所ヲ談

話シ或ハ疑義ヲ質問答弁シ、都テ平易ナルヲ要ス

第三十一条 談話会ハ社員ノ親睦ヲ要スルモノナレハ、必ス輪座ヲ

ナシ其談話ハ満場ニ徹スルヲ要ス

第拾章 演說ノ事

第三十二条 凡ソ演說セントスル者ハ、開場前ニ其旨ヲ第一科幹事

ニ通スヘシ

第三十三条 幹事ハ演說者ヲシテ探闡セシメ、其順序ヲ定テ姓名ヲ

場内二揭示ス

第三十四条 演説者ハ壹名宛順次ニ場内ノ上席ニ就テ演説スヘシ

第三十五条 演説中ハ他ノ衆員之ヲ黙聴スヘシ、若シ質問セント要スルトキハ、演説畢ルノ後其人ニ就テ丁寧ニ質問スヘシ

第拾壹章 傍聴ノ事

第三十六条 討論演説中ハ衆庶ノ傍聴ヲ許ス、但シ都合ニヨリ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第三十七条 社員ノ衆議ニヨリテハ傍聴ヲ禁スルコトアルヘシ

第三十八条 傍聴セントスル者ハ、其旨ヲ第一科幹事ニ通ジ名刺ヲ差出スヘシ

第三十九条 傍聴人若シ意見アリテ、討論或ハ演説センコトヲ乞フトキハ之ヲ許ス

第拾貳章 費用ノ事

第四十条 費用集徴ノ期ハ年ニ四回ヘ一月四月七月十月ト定メ、一會金三錢ノ割合ヲ以テ副社員ヨリ出金セシムヘシ

第四拾壹条 前条ノ金額ヲ以テ会場ノ諸費ニ充テ、其他ノ費用ハ悉皆本社員ノ受持タル可シ

右ハ社員石坂金一郎ヲ以テ社則編輯委員トナシ制定スルモノ也

明治十一年二月十日

七名社

(解説)冒頭に、明治八年三月二二日の結約から満三年目に当たるので社則を新たに定めるとしている。「蓋簪(コウシン)」とは、友人の集まりのことで、七名社の雰囲気を与えている。明治八年の結約は、中村孫兵衛の「手控」に書き留められている(史料205⑨)。ただ、それには明治八年四月一六日とあり、その本文第五条には「本年二月結社」とあり、いずれもここに記された月日とは異なる。

いま、その間の事情を詳らかにしない。この第二期の社則では、まず社名、社員、役員、集会という組織としての基本事項を定め、ついで事業にうつり、書籍の管理、討論会の運営、談話の趣旨、演説会の運営について詳細に定める。さらに、社外の傍聴、会費の徴収などに言及している。全体で四一条にわたる詳細な社則で、社員石坂金一郎が委員となり制定したものである。第二期社約の大きな特色は、書籍の講読に加え、討論・談話・演説という活動分野を掲げ、民権結社としての性格を強く打ち出したところにある。期限は満二年、明治一三年二月迄としている。

67 一八七八(明治二年)三月二七日 石川弥二郎書状(地方官会議傍聴可否)

(長谷川家九八七)

〔封筒裏書〕 埼玉県第拾五区池上村区務所長谷川敬助様 至急回答

東京三番町廿三番地石川弥二郎

〔封筒裏書〕 三月十七日夕投函

*消印「東京ノ十一年・三十七・ぬ」

昨日御投函之貴書落手、被仰越候赴一々敬承致候、然ルニ地方官會議傍聴之義ハ、一昨年ノ例ニヨリ(傍聴ノミナラス一切ノ規則旧ニ依ルコト、想像セリ)可被許事ト想像罷在候処、昨日の新聞紙上ニ地方官會議憲法有之、然レハ本年ハ不被許歟否不明ニ御座候、付而は任貴命周旋探訪も可致候得共、所謂周旋探訪は確乎タルコト、スル能ハサルモノ或有之候間、貴下より該県庁へ伺ヒ、該県庁ヨリ其筋へ為候方、順序其宜ヲ得、又確乎タル官ノ指令ヲ得ラルヘクト被存候、乍併不惰探訪も可仕候、又ハ他府県より已ニ伺出候義有之候得は最妙、但貴下ニ於テハ前条之順序御尽被成候方肝要ト被存候ニ付、不取敢此段申上候、不及他事、草々頓首

三月十七日 石川弥二郎

長谷川敬助様 貴下

尚々、中郵君の御状も落手致候得共、特二回答不申上、貴下より
宜敷御致声是請

(解説) 年代は、消印から明治一二年と推定される。この年四月一〇日第二回地方官會議が開催され、その傍聴に関する問い合わせへの回答。第一回は明治八年六月二〇日から開催されているので、「一昨年」云々は、石川の勘違い。地方官會議は、府県の県令など長官を議員として開催された会議、第一回は地方民會、第二回は三新法を議題に開催された。長谷川は、正式に県へ問い合わせたが、場所狭隘ということで許可されなかった(長谷川家三五二)。

68 一八七八(明治二)年四月二日 竹井懿貞書状(地方官會議議案、郡長

事務章程)

(長谷川家九八九)

〔封筒裏書〕
中仙道熊谷駅在北河原郵長谷川敬助様親展 在浦和竹井懿貞 一

*消印「浦和ノ武蔵・足立・四・二二」イ・八・六・号

〔封筒裏書〕
「明治十一年四月十一日記」

前略、然は過日御出発之際、御申置相成候御地方官様御會議議案之儀、登会之上拜呈可仕ト奉存候処、委曲朝野新聞ニ掲載有之、「十日始」、右は県庁にて写シタルモノト少シモ異同無之候ニ付、右ニテ御間ニ合可申哉ニ奉存候間、此段不取敢申進候、品ニ寄り郡長ノ事務章程手ニ入ル事も有之候ハ、御目ニ懸ケ度ト存候得共、未タ政府ヨリ洩セス、右章程ヲ見ザル内は、郡長設置之得失ハ容易ク言フ可カラザルモノ可有之哉、如例、頓首々々

十一日 懿貞

敬助様

(解説) 本文には年月を記さないが、封筒表書から明治一一年四月であることがわかる。第二回地方官會議は、明治一一年四月一〇日から五月三日まで、主として三新法を審議した。竹井懿貞は、県庁に出仕中である。こうした形で長谷川など七名社の人びとへ、最新の情報が随時もたらされたものと推測される。

69 一八七八(明治二)年四月二日 竹井澹如書状(加藤朝吹両氏より

書状受取、両氏へ五嘉棒贈呈、福島氏の書状転達、常泉村福島氏訪問)

(長谷川家九二九)

此程は打続き種々御煩慮を掛奉厚謝候、別紙朝吹・加藤両氏より急書いたし候間上申候、尤小生より御連名にて返書遣申候、此段左様御承知可被下候、外二五嘉棒を金式円買候而贈り申候、又福島氏よりも別書到来ニ付、御転達申候、共々御落手可被下候、いつれ其内委曲可申上候、草々頓首

四月廿二日

諸君へもよろしく、常泉の福島へハ何日頃参り候様可申遣哉、御序

ニ御都合被仰聞度候

○

竹井再行

長谷川様

(解説) 年代は追伸にある常泉村(加須市)福島家訪問のことが、竹井書状(史料75)書出し部分から明治一一年五月と推定されるので、本書状は同年四月二二日と思われる。また、加藤政之助と朝吹英二連名で竹井澹如と長谷川敬助に宛て

た明治一一年四月二三日と推定される書状もあり(史料70)、日付の前後が複雑である。慶應義塾の加藤と朝吹が熊谷に來たのは、四月二日に熊谷小学校で開催された会とみられ、これは共同会の演説会であろう。

70 一八七八(明治二)年四月三日 加藤政之助・朝吹英二書状(二昨
日演説会で訪問の礼)
(長谷川家九二七)

小書拝呈、陳は兼ての御懇親二あまへ一昨日は多人数罷出、種々御馳走二相成千万泰奉拝謝候、平日籠居之ものども、春日之旅行誠二意外之御懇遇二預り、多日之鬱散愉快を極め申候、唯恐縮罷在候ハ、御約束之時限二後れ且不習練之演説人のみにて、定而御思召二不相叶事ども多かりしならんと、一同苦心仕居候、御序皆様へ宜敷御詫被仰聞可被成候、奉願候、右御礼且御詫旁患札差上如此御坐候、恐々頓首

四月廿三日 加藤政之助
朝吹英二

竹井澹如様

長谷川敬助様 各机下

追而、昨日は路上殊之外はかどり、午後七時着京仕候、乍憚御安心申候

(解説) 口絵6。年代は七名社の明治一一年「第二期七名社会場記事」同七日、同二七日条に、来る二二日慶應義塾社員熊谷小学校で演説、とあるのに符合する(史料207)。また、四月二二日付竹井澹如書状も現存する(史料69)。加藤政之助は、足立郡滝馬室村(鴻巣市)出身の政治家。最初埼玉県学事課に勤めたが、明治八年一二月に、慶應義塾に入社、『東京曙新聞』や『郵便報知新聞』に投稿し、慶

應義塾関係者で協議社という組織を作り各地で演説を行い民権を論じた(『鴻巣市史』通史編三、近現代)。特に熊谷での活動は盛んで、書状をはじめ交流を示す史料が数多く残されている。同行の朝吹英二も慶應義塾出版社主任、のち三菱会社へ入社し実業界で活躍した(『国史大辞典』)。

71 一八七八(明治二)年四月九日 竹井澹如書状(長谷川区長辞任)
(長谷川家九二八)

た、今小林君の話二、貴兄も願之通り区長を被免候由、彼の○○社会を脱し、自由世界二御入被遊候段奉拝賀候、いつれ祝文はあとより差上候也

澹如
敬助様

(解説) 本文に年月日が無く、封筒も無いが、長谷川の区長依願辞職は明治一一年四月二四日なので(長谷川家九〇二)、明治一二年四月と推定した。

72 一八七八(明治二)年五月七日 加藤政之助書状(新聞通送場所替、区

長辞任後の活躍を乞う、在野諸君の任務)

(長谷川家九三〇)

封 〔封筒表書〕
〔埼玉県書〕
五月七日発 東京三田式丁目拾三番地

緘印①

慶應義塾加藤政之助

*消印「東京ノ十一年・五七・と」

花期漸去テ将二蚕時ニ至ラントス、定テ御繁忙ニ可有之推察仕候、俅先日は大勢参上、種々御世話様二相成、一同御厚志之段深ク感佩仕居候間、諸君へ宜敷御伝声被下度奉存候、猶其砌被仰聞候新聞通

送場所替之義、歸社早々可取計之処、社用之多事ニ紛遷延致其際御書面ニ預リ、多罪之段御海容ヲ請、○先生も左事之繁忙を厭ヒ、区长之任ヲ辞セラレタルトノコト、余ハ君ノ為ニ賀ス可キモ、人民ノ為ニ憂ヒザルヲ得ス、然レトモ既往ハ咎メス、来者ハ尚逐可シ、唯君ガ今后ノ改正ニ於テ再ヒ地方吏ノ印綬ヲ帯ヒ、下ニ向テハ人民ノ進歩ヲ奨励シ、上ニ向テハ飽迄意見ヲ吐露シテ、政府又ハ県官ノ枉ヲ矯正シ、外県ニ対シテ我県ノ光榮ヲ燦然タランシメンコトヲ希望ス、余ノ如キハ十里外ノ遠キニアルヲ以テ、間接ニ人民ヲ誘導スルヲ得ルモ直接ニ之ヲ行フヲ得ス、故ニ今日地方ニアルノ諸君ニ向テ之ヲ委ネサルヲ得ス、右斯ノ如キハ在野諸君ノ責任ナル可シト思考ス、依而一言陳シ、以テ長谷川兄ニ呈ス、兄ソレ余微意ヲ察セヨ

五月七日発ス

(解説) 年代は、消印により明治十一年、内容的にも長谷川敬助の区长辞任は、明治十一年四月二四日で合致する。加藤は、長谷川に対し、国や県との間に立ち、引き続き人民の為に活躍することを期待している。長谷川は区长辞任の直前、四月六日に、浦和で開催された県主催の勸業演説会で、一二人の判者のひとりに委嘱されている。七名社からは、各区委員として玉井村の鯨井勘衛、北河原村の小林貞十郎が選出されている(長谷川家一三五七「埼玉勸業演説会日誌」)。前年の教育会議に続く活躍である。

73 一八七八(明治十一年)五月二四日 稲村貫一郎書状(封筒のみ)

(長谷川家一〇三〇・二)

〔封筒表書〕
中仙道熊谷駅在北河原郵長谷川敬助様平信

東京

〔封筒裏書〕
十一年五月十四日夜投函 稲村貫一郎

*消印「東京/十一年・五・一五・に」

(解説) 封筒のみで、この年月日に該当しそうな稲村書状は確認できていない。

74 一八七八(明治十一年)五月二五日 竹井懿貞書状(大久保内務卿殺害、阿波通信回送、秩父出張、長谷川区长辞職)

(長谷川家一五五七)

〔封筒表書〕
中山道熊谷駅在北河原村長谷川敬助様急用 在浦和竹井懿貞

*消印「浦和/武蔵・足立・五・一五」「イ・八・六・号」

〔封筒裏書〕
明治十一年五月十五日午後投函

既ニ新聞上ニて御了知被為遊候半、昨十四日午前八時廿分、大久保内務卿は参朝之際途中ニ於テ殺害セラレタリ、政府之混雜実ニ被想像候、噫明治十年以来、日本の三傑ト称セラレタル西郷・木戸・大久保ヲ失フ、何ソ日本人民の不幸なるや、内務卿ニ継テ天下ノ政權ヲ握ルモノハ誰、或は群雄相争ノ憂無クハ幸甚阿波通信御回送ニ及候、小生等も浦和通信トデモ題シテ時々報道仕度候得共、奈何ンセン距離数里ノ外ニ在リテ、言ハント欲スル処ノモハ皆諸君の熟知スル所なれハ、乍思誠ニハヤ今般の議案ニ付而は社論は何等ノ点ニ傾キシヤ、御通音被下候ハ、生等ヨリ阿波ニ向けて送達可仕候

小生も先日秩父郡ニ出張いたし、漸ク十一日ニ帰県仕候、留守中御願ニ依りて解職相成候趣、自今自由ノ身ニヨナリ遊バシテハ、平生の卓論一層の奇抜ヲ添へ、鋭鋒当ル可カラズト、恐レミ惶ミテ奉敬察候、書外讓後信、早頓首

十一年五月十五日 在浦和 竹井懿貞

長谷川敬助様

(解説) 口絵5。年代は、封筒裏書から明治一一年、昨日の大久保暗殺からその後の政局に思いをめぐらす。「阿波通信」というのは、竹井の義兄で、四国へ出張中の石川弥一郎からの報告書である。石川の履歴書では、高知へ出張となつてゐるが、実質的には阿波徳島であつたのか。それともかつて阿波自助社の小室信夫と関係をもつた余韻であろうか。「今般の議案」の具体的内容は未詳であるが、こうして四国の石川と熊谷の七名社とは繋がつていたのである。それに続く依頼解職の話は、長谷川が四月二四日に区長を辞職したことを指しており、やや揶揄を交え期待の気持ちも伝えている。竹井が県庁を辞職するのは翌明治一二年正月である。

75 「一八七八(明治一)年五月三日」 竹井澹如書状(地租改正受

印、大久保利通暗殺事件と新聞の発行停止)

(長谷川家一五六六)

〔封筒裏書〕 「長谷川敬助様」
 一 緘 竹井澹如

華墨拝読、余日愈暑く相成候得共、益御清穆奉賀候、常泉へ之報知ハトテモ間ニ合申間敷ニ付、いつれ来月之方可然と奉存候、七八日前ニ御通達奉願候、御承知之意なれハ、配達方手間とれ候趣ニ御坐候、此段諸君へよろしく、地租改正之事も如諭弥落処、一同吃驚之様子、昨日七大区へ説諭有之、今朝不残受印いたし候趣、今日ハ八大区之説諭ニ御坐候、弟も久々不相勝候故、更ニ出掛不申処、村田氏参りせむ一寸出かけ呉候様申ニ付、昨夕参り面会いたし引取申候、今日も不快ゆへ籠居罷在り、少しく所見も有之候へ共、今日之勢ニ而ハ被行間敷歟と動静相考居申候、大久保氏も如仰トンダ事ニ御坐候、扱此事ニ付而は定而喋々御社中ニ議論も可有之、弟も其内

拝顔、兎評吐露可致候、朝野新聞ハ氣之毒の事ニ御坐候、民間雜誌も付合ニハ無之候へとも、都合ニより自ら停止いたし候趣、因而是外ニ何歟一新聞取候積り、高慮如何、先は拜復旁如此御坐候、何も又々可申上候、草々

廿三日

尊大人へよろしく

(解説) 文中にある大久保氏の事件は、明治一一年五月一四日に大久保利通が不平士族に暗殺された事件なので、同年五月二三日の書状と推定できる。地租改正もいよいよ大詰めになっていたので、大区ごとに説諭に当たっている「村田氏」とは、県の庶務担当の三等属村田讓吉であろうか。大久保暗殺事件の報道で軒好状を掲載した民権派の『朝野新聞』は五日間の発行停止になり、『民間雜誌』も大久保事件の社説により廃刊となつた(『国史大辞典』)。竹井澹如らの新聞購読状況も伝える。

76 一八七八(明治二)年六月八日 植竹緑(石坂金一郎)の民権拡張論

(東京曙新聞) 明治一一年六月八日寄書欄

聞巷説而有感

武州 植竹緑稿

吾党之ヲ道路ニ聞ク、頃日某県下ノ有志者ハ、曩ニ管庁ヨリ布達シタル事項ニ就キ大ニ人民ノ苦情ヲ惹キ起シ、却テ妨碍ヲ醸生スルアランコトヲ憂ヒ、其利害得失ヲ反復詳論シテ、之ヲ管庁ニ建言シテ至当ノ詮議アランコトヲ請ヒシニ、管庁ニ於テハ大ニ之ヲ非拳ナリトシテ、該建言書ノ到着スルヤ直チニ尋問致度儀有之候条、至急出頭可致旨ヲ達セラレタリ、是ニ於テ建言者ハ竊ニ以為ク、是レ必ズ建言書中ノ旨趣ニ就キ審問セラル、事ノアルナラン

ト欣喜出庁セシニ、豈二図ランヤ胸算忽チ画餅ニ属シ、建言ノ審問ハ扱テ置キ一言半句ノ応接モナク直チニ該建言書ヲ却下セラレ、且ツ曰ク、苟モ管庁ノ布達スル所ハ、其事ノ是非如何ヲ問ハズ、謹テ遵奉スルコソ人民ノ義務ナリ、然ルニ管庁ニ対シテ彼レは是レ喙ヲ容ル、ハ失敬ノ至リナリ、爾後猥リニ建言等ハ差出スベカラズト、是ニ於テ建言者ハ曰ク、假令百万言ヲ費スモ採用セラレザルハ亦不得已ナリト、遂ニ復タ言ハズシテ退キタリト

此ノ巷説ヤ未ダ果シテ真ナルヤ否ヤ知ルベカラズト雖トモ、一犬虚ニ吠ユレバ万犬実ヲ伝フノ譬ノ如ク、遂ニ吾党ノ耳竅ヲ穿チ来リタリ、惟フニ是レ虚説ナランカ、然リト雖トモ全国ハ広シ、官吏ハ衆シ、人心ノ同ジカラザルハ其面ノ如シ、未ダ必ズ如此ノ事ナシト言フベカラズ、若シ果シテ此ノ巷説ヲシテ信ナラシメハ人民ノ不幸ハ実ニ最大ニシテ、吾輩ハ該官吏ノ面ニ唾スルモ、未ダ飽キ足レリトセズ、毛髮踈然猶ホ余リ有リ、請フ少シク之ヲ論セン

今ヤ夫レ局ニ当ルノ官吏頭ニ昂々タル高帽ヲ戴キ、胸ニ閃々タル金鎖ヲ耀カシ、口梁肉ニ飽キ、身輕裘ヲ纏ヒ、出テハ則チ揚々得意馬車ニ鞭チ、入テハ則チ侍妾数人花顔柳腰嬌姿婀娜タルアリ、花晨月夕優遊娛樂、以テ人民ノ膏血ニ衣食シ住居スル者ハ何ゾヤ、是レ他ナシ、人民ノ自由ヲ保護シ家業ノ安寧ヲ維持シ各自ノ膏血ヲ絞リテ国ノ為メニ精励スルノ報酬ナルノミ、夫レ然リ是ヲ以テ政府暴政ヲ行ヘバ人民之ヲ抗争シ、官吏威權ヲ恣ニスレバ、人民之ヲ制止スルノ權アルハ固ヨリ言ヲ俟タズ、況ヤ維新以降大ニ言路ヲ開暢シ、旧時束縛ノ弊習ヲ一洗シ、僻陬陋巷ノ民モ忌諱ヲ憚カラズ、胸懷ヲ吐露シ建言上書スルコトヲ得テ、国家ノ為メニ政府所置ノ得失ヲ論ジ、或ハ公益ヲ謀リ民害ヲ除ク等ノ建言上書尠カラズ、政府ハ只一人モ枉爵ノ民アラランコトヲ、是レ懼ル、者ノ如シ、実ニ人民ノ幸福ノミ

ナラズ政府ノ治道ヲ補助スルノ大ナル者ト言フベキ也

今ヤ民権主張ノ論四出、漸ク將サ二国会ヲ起サントスルニ際シ、計ラザリキ斯ノ如キ不祥ナル巷説ノ耳孔ヲ穿チ来リテ改進ノ針路ヲ遮断スルアラントハ、嗚呼古ヨリ言路ヲ壅塞シテ發動激裂、国家騷擾四分五裂乱レテ麻ノ如ク、死屍堆ヲ為シ流血杵ヲ漂ハシ、政府ナリ宗教ナリ凡ソ從來為シ来リタル所ノ者ハ尽ク之ヲ破壊シ、秩序紊乱亦收拾スベカラザルニ至ル者、之ヲ青史ニ照シテ歴々徴スベシ、而シテ巷説ヤ固ヨリ何レノ地何レノ県ナルヤ知ルベカラザルトキハ、亦深ク憂フルニ足ラザルガ如シト雖トモ、如何セン一花ノ薰芳ハ天下ノ春ヲ知ルニ足り、一葉ノ零飄ハ天下ノ秋ヲ知ルニ足ル、何レノ地何ノ県ナルヤ知ルベカラザルモ、亦日本国内ニ行ハル、アリトスルトキハ、実ニ国家ノ為メニ弔スベキノ大ナル者ナリ、一念此ニ到レバ切齒扼腕痛哭流涕長太息ニ堪ヘザル也、嗚呼吾党人民タル者ハ奮發興起益々民権ヲ拡張シ、参政ノ權ヲ得テ彼ノ压抑専制ノ痕跡ヲ我日本国内ニ絶滅スルニ非ザルヨリハ、他ニ自由ノ針路ニ向フノ手段ナカルベシト信ズ、豈ニ勉メザルベケンヤ、戒メザルベケンヤ、偶々道路ノ説ヲ聞テ感ズル所アリ、聊力意見ヲ開陳スルヤ如此

(解説) 投稿者植竹緑は石坂金一郎のペンネームである(史料81の解説参照)。官の布達に対し、その利害得失を論じて建言を提出したら、人民は布達を遵奉してればよいと却下された、という巷説をひき、官吏と人民の関係を論じる。人民は、政府が暴政を行えば抗争し、官吏が威權を振るえば制止する権利をもっている。それはまた、政府の「治道ヲ補助」するものであると、人民の行動の正当性を述べる。末尾では、「民権ヲ拡張」し「参政ノ權ヲ得」て「圧政専制ノ痕跡ヲ我日本国内ニ絶滅」するしか「自由ノ針路」に向かう手段はない、とかなり激烈に圧政専制に対して人民の抵抗を主張している。ここでの民権論は、国家主義に絡め

取られることなく主張されていることが注目される。

77 一八七八(明治二年)六月二日 植竹緑(石坂金一郎)の学資論

〔郵便報知新聞〕明治二年六月二日

○教育ニ公共費ヲ用ユルノ非理ヲ論ス

埼玉県平民 植竹緑稿

凡ソ天下ノ父母タル者其子女ニ対シテ尽スベキノ義務ニツ有リ、曰ク鞠育、曰ク教学。即チ是レ也、蓋シ人ノ始テ生ズルヤ無智ニシテ身体極テ軟弱ナリ、故ニ父母タル者ハ其子女ノ生ル、ト共ニ之ヲ可愛スルノ心情ヲ発シ、百般ノ辛勞ヲ辞セズ、其子女ノ幸福安寧ヲ謀リ看護鞠育、以テ身体ヲ生長セシメ、其稍ク長ズルニ及デヤ、為メニ善良ノ教師ヲ撰ミ適宜ノ教学ヲ施シ、以テ不羈獨立完全無欠ノ人タラシメンコトヲ希望スベキ也、蓋シ智ト不智ト由テ別ル、所以ハ唯教学ノ如何ニ依ル而已、然ラバ則チ鞠育ト教学トハ密附ノ関係ヲ有スル者ニシテ決テ相離ルベカラザル也、故ニ若シ果シテ之レヲ忽諸ニ附セバ父母タル所以ニ非ザル也

今ヤ各地方所トシテ学校ノ設ケアラザルハ莫ク、上ミ縉紳ノ子弟ヨリ樵漁ノ児童ニ至ル迄字ヲ知り事ヲ解セザル者ナク、嗚呼亦盛ナリト言フベシ、然レトモ吾党今ノ世ノ父母タル者ヲ視ルニ、概ネ其子女ヲ鞠育スベキノ責任ヲ知テ之ヲ教学スルノ義務ヲ忘失シ、往々教学ヲ以テ社会ノ義務ト為シ、恰モ鞠育ト教学トヲ二途視シテ相関係セザル者ノ如シ、而シテ其子女ヲ就学セシムル所以ヲ尋ネレバ、唯県官ト学区取締トノ督責ヲ恐レテ已ムヲ得ズ就学セシムル者ナリ、故ニ学校ノ良否教師ノ善悪ニ至テハ恬然意トセザル者ノ如ク、遂ニ可愛ノ子女ヲシテ懶惰無

頼ニ陥ラシメザレバ、則チ通俗ノ用文一篇ヲダニ綴ルコト能ハザラシムルニ至ル、豈ニ慨クベキノ非ズヤ、此ノ一事ヲ以テ論ズレバ、我邦教養ノ道ハ之ヲ維新以前ニ比スレバ頗ル退歩セリト言ハザルヲ得ズ

維新以前世ノ父母タル者其子女ヲ教育スルノ有様ヲ視ルニ、家ノ貧富ニ因リ産ノ有無ニ准ジ其教学ヲ施スノ方法モ亦随テ差異ナキニ非ズト雖トモ、神官ナリ僧侶ナリ平民ナリ各其善良ナルベシト信認スル者ヲ撰ミテ子女ノ教育ヲ托シ、又中等以上ノ人民ニ至テハ、儒者ナリ学者ナリ、或ハ之ヲ自家ニ聘シテ教育セシメ、或ハ遠ク笈ヲ負フテ都府ニ遊学セシメ、適宜善良ノ教学ヲ施セシ者、世間蓋シ其人ニ乏シカラズ、へ論者或ハ今日ノ学校ト昔日ノ寺子屋手習師匠トヲ比較シテ、大ニ今日ノ学校ノ優レルヲ説ク者アリ、然レトモ是レ淺見皮相ト言フベシ、宜シク費用ノ夥多ナルト比較シテ優劣ヲ判セラルヘシ、悟ル所アラン之ヲ要スルニ當時父母タル者上ト莫ク下ト莫ク富ト莫ク貧ト莫ク、皆其子女ヲ鞠育教学スルハ当サニ尽スベキノ義務ナルヲ信認セリ、見ル可シ當時人民自主ノ精神アリシコトヲ、然ルニ今ヤ文化大ニ進ミ学校ノ隆盛ナルニ及デ却テ父母タル者ノ鞠育ト教学トヲ二途視シテ、教学ハ社会ノ義務ナリト誤認シ卑屈ノ心情ヲ発セシ者ハ抑モ何ゾヤ、是レ蓋シ原因ノ在ルアラン、何ヲカ原因ト言フ、曰ク学資ヲ公共ニ課スルニ根シテ輿論ノ誤謬偶々之ヲ益スモノ也、洋ノ東西ヲ問ハズ時ノ今古ヲ論セズ、教学ノ薰陶ヲ蒙ラザルノ人民ハ天理人情ノ何物タルヲ弁セズ、必ズ風俗ヲ紊シ産業ヲ破リ其身ノ安所ヲ得ズ、遂ニ淫奔無頼ノ遊蕩治郎ト為リ、甚シキハ暴行兇悪ノ盜賊拐兎ト變ジ人ノ財産性命ヲ損害シ其毒ヲ社会ニ流シ、以テ政府ノ法網ニ罹ル者比々鮮シトセズ、是レ人民ニ教学ナケレバ社会ノ一大病患タルハ明々火ヲ觀ルガ如シ、故ニ此ノ病患ヲ救

フニ学資ヲ公共ニ課スルハ事理ノ当サニ然ルベキ所ニシテ、亦警察署ヲ設ケ裁判所ヲ立テ、以テ社会ノ安全幸福ヲ保護スルト一般ナリトハ方今世上論者ノ喋々スル所ニシテ、惟フニ輿論ハ大抵此ノ一点ニ歸着スルニ似たり、而シテ今ノ父母タルヲシテ教学ハ社会ノ義務ナリ政府ノ責任ナリト誤認シ、遂ニ其子女ヲシテ公共費ヲ以テ教育ヲ受ケシメントスル卑屈ノ心情ヲ發セシムルニ至ル、然レトモ是レ畢竟輿論ノ風潮ニ箝絡セラレ、真理ノ所在ヲ失却シテ密考ヲ用ヒザルノ致ス所ニシテ、亦深ク怪ムニ足ラザル也、吾党ハ今一步ヲ進テ学資ヲ公共ニ課スルノ不理ナル、決テ警察署ヲ設ケ裁判所ヲ立ルト同一視ス可ラズシテ、教学ハ社会ノ義務ニ非ザル所以ヲ弁明セン今夫レ頃刻ニ考察シ去ラバ学資ヲ公共ニ課スルハ恰モ至当ナルガ如シト雖トモ、子細ニ之ヲ心ニ問ハ、必ズ其不理不当ナルヲ發明スルヲ得ベシ、夫レ鞠育ト教学トハ密附ノ關係ヲ有スル者ニシテ、苟モ世ノ父母タル者ハ其子女ニ對シテ尽スベキノ義務責任ナルハ業ニ既ニ論ゼシ如ク然リ、然ルニ今其父母ノ尽スベキノ責任ヲシテ却テ社会ノ義務ナリトスルハ、譬ハ猶ホ其子女ヲ貧院ニ入レテ鞠育ヲ受ケ、是レ誠ニ条理ナリト言フガ如シ、今茲ニ父母アリ、其子女ヲ鞠育スルコトヲ嫌忌シ之ヲ貧院ニ入レテ鞠育ヲ受ケシムル者アラバ、世人ハ認テ以テ其当ヲ得タリト為スベキ歟、吾党ハ決テ其然ラザルヲ知ル也、凡天下ノ父母タル者ハ其子女ヲ鞠育スベキノ義務ヲ弁知ス、貧困已ムヲ得ザル者ニ非ザルヨリハ誰カ其子女ヲ貧院ニ入ル、者アラシヤ、既ニ子女ヲ鞠育スルヲ以テ父母タル者ノ義務ナリト公言シ去ラバ、亦随テ之レニ密着スル所ノ教学モ父母ノ義務ナルハ自然ノ關係ニシテ、蓋シ真理ノ所在也、是ニ由テ之ヲ觀レバ、学資ヲ公共ニ課スルハ大ニ真理ニ戾ル者ニシテ、亦教学ハ社会ノ義務政府ノ責任ニ非ザルヤ彰々乎トシテ夫レ既ニ明カナリ、吾党故ニ曰ク、世ノ

父母タル者ノ鞠育ト教学トヲ二途視スルハ、学資ヲ公共ニ課スルニ根シテ輿論ノ誤謬偶々之ヲ益スモノ也ト

聞ク所ニ抛レバ方今文明ヲ以テ字内ニ称呼セラル、英国ノ如キ、政府ハ人民ヲ就学セシムルノ權利ヲ施用セズト、是レ蓋シ教学ハ素ト父母ノ責任ニシテ必シモ政府ノ責任ニ非ザレバ也、故ニ我邦教学モ亦人民ノ自由ニ任テ可ナリ、吾党斯ノ如ク喚起シ来ラバ論者ハ或ハ言ハン、我邦数百年來徳川氏ノ治政不文ノ積弊ヲ承ケ人民教学ノ何物タルヲ弁知セズ、然ルニ今日ノ文運ヲ開キ各地所トシテ学校ノ説ケアラザル莫キニ至リタルハ、偏ニ政府ノ督励ニ是レ頼ル、豈ニ教学ヲ以テ人民ノ自由ニ任スベキノ日ナランヤト、夫レ然リ、豈ニ其レ然ランヤ、我邦今日ノ文明ヲ来シタルハ政府ノ督励モ関テ力ナキニ非ズト雖トモ、蓋シ時運ノ然ラシムル所ニシテ、假令政府ノ督励ナキモ必ズ父母タル者ノ其子女ノ教育ヲ怠ラザルハ吾党ノ万々保信スル所也、往時不文ノ世ニ在テスラ猶且ツ教育ノ怠ルベカラザルヲ知ル矧ヤ開明ノ今日ニ於テヤ、然ルニ今日政府ノ督励ヲ受クルモ却テ就学ヲ厭忌シ頗ル退歩ノ現象アルハ抑モ亦怪ムベキニ非ズヤ、是レ他ナシ、学校ヲ信セザルヲ以テ也、吾党實際ニ就テ之ヲ驗スルニ、今ノ父母タル者其子女ヲシテ学校ニ上ラシメズ、却テ神官ナリ僧侶ナリ平民ナリ各其信ズル所ノ者ニ就テ教育ヲ托スル者世間比々鮮シトセズ、夫レ然リ、於是乎吾党ハ益々教学ヲ以テ人民ノ自由ニ任スルモ敢テ不可ナキヲ知ル也、論者或ハ教則ノ善良ナラザランコトヲ憂フル者アラン、然レトモ是レ亦過慮ニ属ス、假令従前ノ寺子屋手習師匠ノ如キ者ト雖トモ、世運ノ進潮ニ震動セラレ漸次改良スルハ事理ノ当サニ然ルベキ所ニシテ決テ憂フルニ足ラザル也

以上論スル所ニ抛テ之ヲ觀レバ、我邦今日ノ教育ハ人民ノ自由ニ任ス

ルモ敢テ不可ナキ也、否ナ自由ニ任スルヲ以テ真理ニ適スル者ト謂フベキ也、夫レ然リ、苟モ教育ヲ以テ人民ノ自由ニ任スルトキハ、儒者ナリ学者ナリ神官ナリ僧侶ナリ、各其善良ナル者ヲ撰ミ自由ニ教学ノ事ヲ托スルヲ得テ自主ノ精神振起スベキ也、而シテ又之レガ訓導タル者ハ恰モ一箇ノ財産ヲ占有セル者ノ如ク、又大ニ榮譽ヲ博スルヲ以テ苟モ教育ニ志アル者ハ競テ茲ニ従事シ、其之レヲ教育訓導スル自然周到懇切ニ至ルヤ必セリ矣、果シテ然ラバ一ハ以テ不当不理論ナル夥多ノ公共費ヲ省減シ、一ハ以テ教学ハ各自其義務責任ナルヲ信認シ、其子女ヲ就学セシムル者却テ今日ニ倍蓰セン、是レ所謂一挙兩得ノ策ナリ、西哲言ハズヤ、人民ハ政事ノ実体ニシテ政事ハ人民ノ虚影ナリト、嗚呼教学ハ我邦目下至緊至要ノ一大急務矣哉。

(解説)石坂金一郎が植竹緑のペンネームで執筆した学資論である。石坂の主張は、教育には、父母が子供を養育する教育(きくいく)と、知識を教える教育がある。この二つは不可分のもので、明治維新以前はともに父母が行ってきた。維新以降は、後者は公教育として政府が督励することになったが、石坂は教学においても人民の自主精神を尊重することを強く主張し「学校ヲ信セザル」なり、とまでいっている。この石坂の学資論については、竹井懿貞が長谷川敬助に宛てた書状で、この主張はもつともなように聞こえるが、果たして自主の精神で教育をできる者がどれだけいるか、と強く批判している(史料78)。竹井は植竹緑名の主張を七名社の主張と理解しているのであろう。教育費をどのように調達するか、社会的に大きな議論になっており、この前年明治一〇年九月には熊谷で臨時教育集會が開かれ、竹井は原官、長谷川は民間から議長、石坂は議員として参加している(史料51)。

78 一八七八(明治二)年六月二日 竹井懿貞書状(阿波通信第二号回送、
報知新聞植竹緑の投書評) (長谷川家一〇三)

〔封筒裏書〕
中山道熊谷駅在北河原村長谷川敬助様」

*消印「イ・八六・号」「浦和/武蔵・足立・六・二三」

〔封筒裏書〕
浦和駅二百九番地寓竹井懿貞 明治十一年六月十二日」

向暑之候二御坐候処、各位愈御清適奉拝賀候、然は阿波通信第二号来着ニ付及御回送候、昨十一日報知社寄書欄内ニ於て埼玉県平民植竹緑ナルモノ学資論一篇ヲ草セルヲ見タリ、緑君は何処ノ人ナルヲ知ラスト雖、其ノ文章の語勢ヲ察スルニ、或ハ曾テ相識の人ニ似たり、論文の旨趣味甚タ甘ク聊モ申分無之、賛嘆敬服、唯其ノ味甚甘きが故ニ、此ノ料理ヲ喫シ得ルモノ幾ク力有ル、精養軒ノ料理ハ美ハ則美ナリ、然レトモ麦飯家方急ニ之ヲ多食スルトキハ、恐クハ胃弱ヲ醸スノ恐無キカ、乍去通信の所謂傍觀者ノ地位ニ在ルモノハ、勉めて八百善・平清ノ最上点ヲ指示セサル可カラス、是亦当局は迷想の言歟、非歟、書外付後信候、頓首
十一年六月十二日 在浦和 竹井懿貞
七名社御中

(解説)本文の「阿波通信」は、四国へ出張中の石川弥一郎が七名社員に送ってくる報告書、それ故、本文の宛先は「七名社御中」となっている。植竹緑の学資論は史料77である。八百善と平清は、著名な江戸の料理茶屋である。

79 一八七八(明治二)年七月二四日 加藤政之助書状(演説会取締達に

対する対応)

(長谷川家九二)

〔封筒裏書〕
 「埼玉県埼玉郡行田町在北河原村長谷川敬助様拝報
 緘 七月二十四日午後 東京三田式丁目拾三番地
 緘印^(加)」

慶應義塾加藤政之助

御帖拝読仕候、如仰酷暑の候ニ御坐候得共、其御地皆々様御靖寧被
 為渡候段奉賀候、陳は御社員一同益々御奮発ニ而演説会云々之義御
 尋問之処、御工夫至極奇妙ニ奉存候、乍併当地社員ハ爾今可成外国
 の事ニ托し、直接ニ政府安妨害と認められざる様、一層注意致候積ニ
 御座候、目今形勢各県共却而抑圧主義ニ倚頼せし様相考候間、此時
 こそ余輩論者の百折不撓、突進可仕候時機と存候、余は近日讓拝面
 候、先は御報如斯

七月二十四日午後

(解説) 明治二年七月一日、埼玉県では太政官達第二九号を受け、民心煽動・
 国安妨害と認める演説会の取締強化を布達し、さらに演説会の届出を命じた(『埼
 玉県史料叢書』一七・「埼玉県布達集」)。国県のこうした取締強化への対処方法
 を問われ、加藤が答えたものであろう。これは、慶應義塾、というよりは演説会
 を担った協議社の方針か、外国のことに擬して官憲の追求を避けるとしている。
 江戸時代民衆の政治批判が、過去の歴史に仮託して行われたことを思い出させる。
 『第一期七名社会場記事』(史料207) 同年八月一日条によると、この布告に対して
 万一社員が糾問を受けたときの費用の拠金という、積極的な対応を行っている。

80 一八七八(明治二)年七月三日 植竹緑(石坂金三郎)の閏刑律論

〔東京曙新聞』明治二年七月三日一寄書欄〕

頃日報知新聞第千六百四十七号社説欄内ニ掲載セル大橋君ノ閏刑
 律論ヲ拝読スルニ、大ニ吾党ノ所見ト反対スルノ点ナキニ非ズ、

而シテ偶々笈底ヲ探リシニ、今ヨリ四年前草スル所ノ閏刑律論一
 篇ヲ得タリ、空シク蠹食ニ供スルニ忍ヒズ、更ニ録シテ以テ貴社
 ニ寄ス、知ラズ記者先生余白ヲ借スヤ否ヤ

明治十一年七月廿七日

埼玉県平民 植竹 緑

政務ハ政府デ請負テ、下民ハ田地ヲ耕耘ナシ、租税一途ニ従事スル
 ハ我邦従来ノ慣習ナリ、是ヲ以テ往時彼理来航ノ如キ大事件モ、人
 民ハ聴テ馬ノ耳ニ風ニシテ、何カ政府デハ御心配筋ノ御容子、各藩々
 衆モ請負仕事ガ嵩デ来マシタ、併シ各藩々へ納メ来リシ重税ヲ納ル
 積リニナツテ居レバ、亜国ハ別テ税ハ輕シト云フコト、孰レヘ税ヲ
 納ルコトニナツテモ下民ハ余リ頓着モアルマイト言ヒ合ヘリ、是レ
 蓋シ我邦数年前民間ノ実況ニシテ、是レ其慣習然リトナス、故ニ政
 府モ之ヲ是トナシ、閏刑ヲ設ケ下民ヲ度外ニ附ス、而シテ今ヤ上下
 共同維持ノ論御下問条項民会ノ目アリ、苟モ人民ヲシテ愛国心ヲ興
 サシメンヲ欲セバ、閏刑ナルモノハ蓋シ其眼上ノ瘤ナリ、今ニシテ
 除カズンバ何ヲ以テカ其愛国心ヲ興スヲ望マンヤ、故ニ之ヲ除クハ
 今日ニ於テ至要ノ急務ニシテ、吾党黄口モ容嘴シテ講究セズンバア
 ルベカラザル所以ナリ、

閏刑ハ現時ノ法律上ニ於テ華士族ノ為メニ設ケタル一種特別ノ典例
 ニシテ、華士族ハ吾党平民ト同等ナル罪科ヲ犯ストモ、同等ナル罰
 ヲ受ケズ、是レ其故何ゾヤ、吾党ノ疑團ヲ解ク能ハサル所ナリ、論
 者或ハ曰ク、彼ノ華士族諸君ハ廉恥ヲ知ル故ニ刑罰ヲ輕クシ、吾党
 平民ハ廉恥ヲ知ラザル故ニ刑罰ヲ重クスト、嗟呼如此ハ吾党ノ惑
 益々甚ダシ、何ゾ彼ノ華士族諸君ノ幸ニシテ吾党平民ノ不幸ナルヤ、
 彼レモ人ナリ、吾モ人ナリ、均シク是レ日本ノ民ニ非ズヤ、而シテ
 幸不幸ノ懸隔スル何ゾ如此其レ甚乎哉、矧ヤ四民同権ノ今日ニ於テ
 ヲヤ、夫レ刑ハ上ニ重クシ賞ハ下ニ重クシ、理其当ヲ得タリト謂フ

可シ矣、何トナレバ上ハ知テ施スノ悪、下ハ知ラザルノ誤リ多ケレバ也、又上ハ僅ニ奸邪ヲ施スモ其弊広大ニ及ビ、下ハ重悪ヲ行フモ其害狭シ、故ニ上ミ過チアルトキハ、下モ罰ヲ受ケザル軽罪ト雖トモ必ズ其罰ヲ受クベキ也

以上論ズル所ニ由テ之ヲ觀レバ、彼ノ華士族諸君ハ吾党平民ノ罰ヲ受ケザル軽罪ト雖トモ其罰ヲ受ケ、吾党平民ハ彼ノ華士族諸君ノ罰ヲ受クベキ罪アリト雖トモ、其罰ヲ受ケズシテ可ナリ、何トナレバ彼ハ知テ施スノ悪、我ハ知ラズシテ行フノ誤リナレバ也、夫レ此ノ如クニシテ、而シテ後チ刑罰其当ヲ得タルモノ、如シ、然ルニ今其重クスベキヲ輕クシ輕クスベキヲ重クス、豈ニ其弊害ヲ生セザルヲ保スベケンヤ、今ニシテ早ク是等ノ弊害ヲ抑止シ、以テ国家ノ紀綱ヲ恢張セズンバ果シテ執レノ日ヲカ待タントスル、抑モ此ノ如キ律ヲ以テ人民ノ愛国心ヲ興シ此國ヲ共同維持シ、以テ彼ノ歐洲ト對等雄峙ヲ望ム、是レ木ニ緑リテ魚ヲ求ルノ説ナルナカラシヤ、今其レ百般西洋ニ摸倣シ学校以テ民智ヲ進動セントスルニ度々タル、里諺ニ所謂盜ヲ見テ索ヲ綯フノ勢ヒアリ、而シテ未ダ其閏刑ヲ除カザル、蓋シ既ニ晚シ矣

(解説)冒頭に、七月二十七日、埼玉県平民植竹緑の名前で執筆経緯を記す。それによると、『報知新聞』一六四七号社説に反論するため、四年前に書いてあった原稿を投稿するとしている。史料20の明治八年六月二日に石坂金一郎名で執筆した原稿が目の目をみるようになったのである。また、これにより植竹緑が石坂金一郎のペンネームであることも判明する。両稿を比較してみると、史料20では「況んや」とある箇所が同じ読みである「矧や」になってように、表現の異なる箇所は多々あるが趣旨は一致している。ただ、華士族を優遇する閏刑律を「四民同権」の視点から「開明ノ今日実ニ大欠典ト謂ハザルヲ得ズ」と強く批判した文章が

そっくり削除されているのは、強い論調を避けようとした配慮であろうか。これらの変更がどの時点でなされたかは明らかでないが、新聞投書原稿と掲載紙を比較できる希有な事例といえる。

81 「二七八(明治二)年七月三日 石坂金一郎書状(別紙投書草稿

二冊差上)

(青木家六二九〇)

拝啓、陳は別紙投書草稿二冊甚だ反故ニテ恐入候へ共差上候間、御覽觀可被下候、右ハ写真し差上申度候へ共、少々差支有之候ニ付、草稿之儘差上候也

三十一日 石坂金一郎

(解説)この書状は、明治八年六月二日の日付がある閏刑律論(史料20)、無年号だが内容から明治八年と推定できる区戸長論(史料21)に添えられたものと考えられる。ところが文書館の青木家文書目録では、この書状を明治一年と推定している。しかし、この書状には封筒もなく、それ自体には年代推測の根拠となるものは見当たらない。明治一年と推定した根拠は、「明治十一年同十二年八月間迄書状」と書きされた帯にくるまれ紐で綴じられていることである。

さて、この書状が明治一年と関連しそうなことは、まったく別のことからも推定される。この二冊の草稿のうち閏刑律論は、明治十一年七月三十一日発行の『東京曙新聞』に掲載された文章とほぼ等しいのである(史料80)。掲載原稿の冒頭に、七月二十七日付で埼玉県平民植竹緑の名前で記した執筆経緯には、四年前に書いた原稿と明記しており、史料20の閏刑律論に記された明治八年に符合する。宛名は破損のためか判明しないが、普通に考えれば文書所有者の青木丑五郎であろう。七名社員で新進気鋭の石坂金一郎が、旧稿を新聞投稿するに当たり、地域の長老青木丑五郎に意見を求めた、と解することもできる。ただ、なぜ写し直し、清書

をせずに送ったのかは、疑問の残るところである。この書状により、他にも投稿が知られる植竹緑が、石坂金一郎のペンネームであることも判明した。

82 一八七八(明治二)年九月三日・四日 植竹緑(石坂金一郎)の郡長撰拳論

〔東京曙新聞〕明治二年九月三・四日寄書欄

郡長撰拳論

埼玉県平民 植竹緑稿

今や全国各府県ニ於テ本年太政官第十七号ヲ以テ布告セラレタル郡区町村編制法ヲ遵奉シ、漸次郡区ノ編制ニ着手シ郡区長ヲ撰挙スベキ時ニ際セリ、蓋シ此ノ新法実施ノ日ハ則チ寔ニ我邦地方分権ノ治体ヲ将来ニ完全ナラシムルノ基礎僅カニ立ツノ秋也、是ヲ以テ輿人ノ之ヲ贊美シ、之ヲ欣賀スルハ固ヨリ宜シク然ルベキ所ナリト雖トモ、其之ヲ贊美シ之ヲ欣賀スル所以ノ者ハ、則チ郡区長其人ヲ得テ施政ノ便宜ヲ謀リ人民ヲシテ無窮ノ幸福ヲ享有セシメ、以テ能ク地方分権ノ目的ヲ達スルヲ得ンガ為メナラズヤ

若シ其レ然ラズ郡区長其人ヲ得ズ、府知事県令ノ鼻息ヲノミ是レ伺ヒ、地方官庁ノ便宜ヲノミ是レ謀リテ、人民ノ利害休戚ニ至リテハ茫然顧ミズ、万ニタモ人民ヲシテ郡区長モ亦压制ノ一器械タルニ過ギザル也トノ歎声ヲ発セシムルガ如キコトアラシメバ、実ニ国家ノ為メニ哀ムベキニ非ズヤ、然リト雖トモ是レ法ノ善ナラザルニ非ザル也、人物ノ乏シキニ非ザル也、吾党唯恐ラクハ府知事県令ガ故サラニ郡区長其人ヲ得ル能ハザルノ所為アラシコトヲ憂フル也、吾党斯ク論ジ来ラバ論者ハ必ズ大声叱咤シテ言ハントス、汝チ何ゾ暴言スルヤ、苟モ一府一県ニ宰トシテ百万ノ生靈ヲ保護スルノ責任ヲ有スル堂々タル地方長官ニシテ、何ゾ故サラニ郡区長其人ヲ得ル能ハザルノ所為アラシヤ

ト、夫レ然リ、豈ニ其レ然ランヤ、今吾党ノ府知事県令ガ故サラニ郡区長其人ヲ得ザルノ所為アラシコトヲ恐ル、者ハ他ニアラズ、即チ府知事県令ノ特権ヲ以テ何レノ府県ノ人タルヲ論ゼズ、漫ニ自己ノ寵遇者ヲ撰挙シ以テ郡区長ニ任ズル是レ也、

夫レ斯ノ如クンバ地方官庁ノ便宜ヲノミ是レ謀リテ、人民ノ利害ハ措テ問ハザルニ至ルハ人情自然ノ勢ニシテ、上文論ズル所ノ如キ弊害ハ到底免ル、能ハザル也、果シテ然ランニハ折角輿人ノ贊美シ欣賀シタル所ノ郡区長モ、或ハ却テ従前ノ区戸長ニタモ劣ルコトナシト謂フベカラズ、蓋シ従前ノ区戸長ナル者ハ其権限極メテ狭小ニシテ、殆ンド地方官庁ノ願使ニ供スルニ過ギザルガ如シト雖トモ、其性質タル半官半民ノ間ニ位シ、且多クハ其土地居住ノ人ヲ以テ之レニ任ズルガ故ニ、大ニ人民ノ利害休戚ヲ計画シ、寧口官ニ背クモ民ニ背カザルノ氣象ヲ有シタリシガ、今や郡区長ノ性質タル純粹ノ官吏ナレバ、仮令其土地居住ノ人ヲ以テ之レニ任ズルモ、地方官庁ノ便宜ヲ是レ謀ルハ自然ノ勢ヒナリ、而ルヲ況ンヤ漫ニ他府県人ヲ庸ユルニ於テヲヤ、又況ンヤ府知事県令ノ寵遇者ヲ挙グルニ於テヲヤ論者又吾党ヲ難ジテ言ハン、汝チ何ゾ迂遠ノ甚シキヤ、汝チ彼ノ郡長職制ヲ見ズヤ、其第二項ニ曰ク、郡長ハ該府本籍ノ人ヲ以テ之レニ任ズト、是ニ拠テ之ヲ觀レバ、仮令如何ニ府知事県令ガ特権ヲ以テ之ヲ撰挙スレバトテ、何レノ府県ノ人タルヲ問ハズ、漫ニ自己ノ寵遇者ヲ庸ユルガ如キハ万々為シ能ハザル所ナリ、汝チ其レ過慮スル勿レト、吾党迂ナリト雖トモ豈ニ之ヲ知ラザランヤ、然レトモ府知事県令ガ巧ミニ人心ヲ籠絡シ、其形ヲ本籍ノ人ノ如クニシ其名ヲ本籍ノ人ヲ庸ユルニ托シ、其実ハ地理人情ヲモ了知セザル所ノ他府県人ヲ挙グルガ如キアルヲ如何セン、吾党前日此ヲ道路ニ聞ク、有名ナル某県令ハ管下人物ノ

乏シキヲ口実トシ、俄カニ他県人ヲ移籍セシメ、之レニ任ズルニ郡長ノ職ヲ以テセリト、又某々ノ県モ然リト、吾党ノ初テ之ヲ聞クヤ、未ダ深く信ゼザリシガ何ゾ凶ラン、頃日我郷里某氏ハ這般西陲某県ノ郡長ニ任ゼラル、ガ為メニ、俄カニ本籍ヲ該県ニ移シタリ（是レ県令第一ノ寵遇者ナリト聞ク）、是レ吾党ノ現ニ目撃スル所ナリ、於是乎始テ前日聞ク所ノ道路風説ノ虚ナラザルベキヲ信ゼリ、而シテ某ノ県官ノ説ク所ヲ聞ケバ則チ曰ク、我県下人物ノ乏シキ寥々暁天ノ星ノ如シ、不得已他府県人ヲ移籍セシメタリ、是レ法律ヲ活用スル者ニシテ所謂變通ノ道ヲ知ル者ナリ、若シ其レ然ラバ本籍ノ二字ニ拘々シテ他府県人ヲ庸ヒザルトキハ、到底郡区長其人ヲ得ル能ハザル也ト、恰モ得意ノ顔色ヲ顯ハセル者ノ如シ、嗚呼何ゾ口実ヲ設クルノ巧ミニシテ、與人ヲ瞞着スルノ甚シキヤ、吾党ヲ以テ之ヲ觀レバ決テ法律ヲ活用スル者ニ非ズ、却テ法律ノ余地ヲ偷ンデ自家ノ便宜ヲ謀ル者ト謂ハザルヲ得ズ、何トナレバ郡区長其人ヲ得ンガ為メニ移籍セシムルトハ、唯其名目ノミニシテ其実ハ府知事県令ノ寵遇者ヲ撰挙シ、地方官庁ノ願使ニ便センガ為メナレバ也

今仮リニ一步ヲ譲リ此ノ新移籍ノ人ヲシテ、果シテ郡区長ノ責任ヲ尽シ誠ニ能ク人民ノ幸福ヲ謀ル者ナラシムルモ、吾党ハ未ダ以テ純粹ナル本籍居住ノ人ノ信切適実ナルニハ如カザルベシト信ズル也、今茲ニ甲乙二人アリ、甲ハ新移籍ノ人ニシテ乙ハ本籍居住ノ人ナリト假定シ、其人物ヲ比較スルニ甲ノ才能ハ遠ク乙ノ右ニ出ヅルアリト雖トモ、吾党ハ却テ乙ヲ撰挙センコトヲ希望スル也、何トナレバ凡ソ人情其居住ノ地ヲ愛恋スルハ天稟自然ニ発スル所ニシテ、愛國心ノ由テ起ル所ナリ、故ニ郡区長其人ノ如キモ亦其土地居住ノ人ヲ撰挙スルトキハ、大ニ自己ノ利害ニ關係スルヲ以テ必ズ事ヲ取ル信切物ヲ処スル適実ナレバ也、然ルニ新移籍ノ人

ハ、假令撰挙其當ヲ得タルガ如シト雖トモ、一朝失錯アルヤ漂然他所ニ移リ去留常ナク、其土地ヲ愛恋スルノ情彼レガ如ク切ナラザルガ故ニ、亦随テ其事ヲ処スルモ此ノ如ク信実ナラザルハ自然ノ勢ヒナリ、是レ吾党ノ新移籍ノ人其才能ハ優美ナリト雖トモ、本籍居住ノ人ノ親切適実ナルニ如カスト言フ所以也、吾党將サ二筆ヲ閣方ントスルニ臨ミ論者アリ、吾党ヲ難ジテ曰ク、汝チ何ゾ喋々贅論ヲ吐クヤ、聞ク我埼玉県郡長ハ皆ナ純乎タル本籍居住ノ人ヲ以テ之レニ任ジ、他府県人ヲシテ移籍セシムルガ如キハ決テ為サズル所ナリ、今汝チガ論スル所ハ諺ニ所謂他人ノ疝氣ヲ頭痛ニ病ムノ類ニシテ、自己ニ關係ナキノ空論ナラズヤト、吾党之ニ答テ曰ク、誠ニ然リ、此ノ一篇ノ文章全ク空論ニ歸センハ固ヨリ希望スル所ニシテ、実ニ意外ノ幸福ナリ、然レトモ如何セン、大月暈シテ必ズ雨アリ、瓶水凍テ天下ノ寒キヲ、是ヲ以テ見ル所聞ク所アレバ敢テ論究セズンバアラズ、偶々郡長撰挙ノコトニ就テ感ズル所アリ、聊力意見ヲ開陳スルヤ如此

（解説）郡区町村編制法の施行を見据えて、郡長の選任方法について要望したものである。趣旨は、府知事県令が縁故の者を選ぶのでなく、その府県人から登用するよう強く主張している。この郡長選任論は、内務省に出仕している吉田市十郎からの要請により執筆したことが、稲村貫一郎の「烟雲日誌」からわかる（史料208）。八月三日に吉田から建言書が届き、長谷川と相談して回答の予定とする。

八月一六日条に「吉田氏ヨリ郡区長本貫人ヨリ撰挙ノ件、往々地方長官愛顧ノ他県人ヲ移籍シ郡区長ニ挙ルノ喋々タルヨリ、同氏内務省ニ建言シ其草稿ヲ送ル」というのがそれである。長谷川と相談のうえ「我社ニ於テモ新聞紙ヲ投セントスルノ心事アリ」と吉田に書き送ったところ、投書を促してきた。この日は七名社の会日であったが、稲村は体調を崩しており長谷川へ添書で伝えた。こうして九月

三日の『東京曙新聞』に植竹緑の名前で、「郡長撰拳論」が発表されたのである。この文章の主語は「吾党」とあり、七名社の意見というニュアンスを強く打ち出している。この事例は、吉田市十郎と七名社とが、密接に関わって活動していたことを示すものである。ちょうど、この年三月から一年間は、石川弥一郎が高知県に長期出張しており、吉田との接触が多くなったのかも知れない。なお、翌年の郡役所設置にあたり、七名社からは長谷川敬助が入間高麗郡長になり、中村孫兵衛・稲村貴一郎・石坂金一郎の三人が同郡書記に選任された。

83 一八七八(明治一二年)九月三日 石坂金一郎書状(第一五番中)

学区講習校財務主管辞職願)

(根岸家四八一七)

以書付奉願上候

私儀財務主管是迄勤務罷在候処、事実差支有之、且又脚気症近来逐次劇烈ニ相成候ニ付、交替被成下度旨再三御願申上、御忙煩中誠ニ恐入候儀トハ奉存候得共、前書ノ情状御憐察被成下、至急交替相成候様御尽力奉懇願候、一体講習校所在ノ地ニテ接近ナル処ニ住居罷在候得は、自然財務ニ従事スベキハ勿論ノ義ト奉存候ニ付、無拠是迄奉職仕候儀ニテ、既二月以降茲二八ヶ月ノ久シキニ至レバ、最早其義務ハ尽セリト奉存候、況や事実差支も有之、実以恐入候儀トハ奉存候得共、外ニ御願申上ベク場所も無之、且又県庁^江願ベク理ハ固ヨリ無之ト奉存候ニ付、不得已御手数ヲ仰ギ候儀ニ有之候間、何卒以格別之御寛恕事情御憐察、至急交替相成候様偏ニ奉願上候、頓首百拜

第十五番中学区講習校財務主管

石坂金一郎(印)

明治十一年九月三日

第十五番中学区年番学区取締

根岸武香殿

(解説) 中奈良村に住む石坂は、近くの講習校の財務主管を勤めていたが、すでに八ヶ月も務めたので交替して欲しいと、第一五番中学区の年番学区取締根岸武香に依頼した。根岸は、この前年、明治十一年二月一二日に第一五番中学区を構成する第七大区の学区取締になっている。おそらく大区の学区取締が年番で中学区の学区取締をしていたのであろう。この当時の石坂は、第二期七名社の中心人物として活動していた。

84 一八七八(明治一二年)九月八日 七名社討論会での府県会規則議事録

(中村(宏) 家五四一五)

十一年九月八日

府県会規則 第二十一条ヨリ逐次付議

同条朗読ス、原案同意、満場

二十二条朗読ス

十四番 同十二人

凡ソ議員タルモノハ、仮令区内村町ノ詞訟タリトモ、代言人トナルコトヲ得ス

二番、六番同意、但自己親戚ニ関ス詞訟ハ之ノ限ニアラス

本条中村町内詞訟タル固ヨリ公共ニ関スルモノ故、該町村ノ撰拳ニ出テタルモノナレハ則惣代人ナリ、其故代言ヲナシテ可ナリ、故二且以下ノ文字ヲ删除スルヲ可トス

十四番 又立 六番ヲ駁ス

且以下ノ文字ヲ删除スルハ不可ナリ、何トナレハ議員任タル一地

方利害ヲ負担スルモノナレハ、茲ニ甲乙区ニ詞訟アリ、若シ本人ヲ甲区代言ヲナストキハ、居区ヲ勝ヲ欲スルハ人之常情故ニ、種々方略ヲ環シ其害言フヘカラス、依テ一般ハ勿論村町ト雖代言人タラサルヲ可トス

廿三条朗読、満場原案同意

廿四条 原按

二十五条 朗読、原按ニ決ス

二十六条 朗読、同断

二十七条 朗読、同断

二十八条 朗読

二番起

(本条中發議ノ後ハ質問ヲ許サ、ルモノトス) ヲ删除スルヲ可トス、何トナレハ堂々タル地方官會議ノ議員スラ、本論中又立答弁者ヲ要スルコトヲ見、且吾党ノ経歴スル進修会ニヨイテ、毎会是等ノ事アルモノナレハ、本按ヲ存議ヲト雖決シテ実行スヘカラス、故ニ前説ヲ補ヒ删除ヲ主張ス

二番ノ動議ニ満場同意、故ニ茲ニ決ス

第二十九条 朗読、原按ニ決ス

二番起、質問アリ

第三十条 朗読、同断

第三十一条 同断

第三十二条 同断

第三十三条

十四番 起

二番十四番ニ同意

六番 起 十四番動議ニ決ス

第三十四条 朗読

二番起、本条删除シ左ノ条ニ改メタク

(原文告)

六番起曰

本条ヲ删除シテ別条ヲ設クルニ及ハス、何トナレハ議事ヲ決スルハ多数ニヨルモノナリ、其決スル際ニ唯立ト^(抹消)否ラザルトニ依、其意見判然タルモノハ、別ニ文字ノ多キヲ欲セス、六番ノ説ニ同意多キヲ以是ニ決ス

第三十五条 朗読

十四番起、前二条原按ヲ改メ又删除ニスルニヨイテハ、本条モ贅文ニ属ス力故、更ニ删除スヘキヲ曰

十四番ノ動議ニ決ス

第三十六条 朗読

十四番 本条ヲ法ハト改、他ノ文^(抹消)ヲ删除スルヲ可トス、最モ但書ハ存スルヲ可トス

六番曰、但書ヲ存スル及ハス、十四番ノ曰法トス迄ニ改メ可ナリ
九人 十人

(解説) この議事録は、第二期七名社会場記事(史料207)の明治一一年九月八日、第一八会に合致する。それによると午後一時開会で、府県会規則第二一条から三六条までを議決し、四時四〇分に終わっている。この議事録は、討論会の状況をよく伝えている。出席者は二人で、社外傍聴が一人である。記録の残る二九会でもっとも参加者が多く、府県会規則に対し七名社員の関心が深かったことがわかる。

85 一八七九(明治二)年一月三日 加藤政之助書状(一月二六日演説
会了解) (長谷川家八六二)

〔封筒表書〕 埼玉県第十五区北河原郵長谷川敬助様 御回答

*消印「行田/武蔵・埼玉・一〇・一五」

〔封筒裏書〕 「封」一月十三日午前発 在出板社加藤政之助拜

*消印「東京/十二年・一・一三・り」

去ル十二日發御帖到来、拜誦仕候処、第十六区内山崎氏の邇二而
来ル二十六日演説相開き、七名社員出張二付、同日小生二も参会可
致旨、御通信之趣拝承仕候、今日の勢二而は、差掛り同日別段之用
事も相見不申候間、二十五日慶應義塾の演説相済次第、夜馬車二而
東京出發可致心組二御座候間、此段予メ御回答申上置候、尤も爾来
何等之急事出来候哉難期二付、万一右等之事故相起候ハ、尚其旨
御通知可申上候、先は右御答申上候迄、敬白

一月十三日午前發 加藤拜

長谷川老兄

(解説) 年代は、消印により明治二二年で、本文の月日とも一致する。ただ、「第
二期七名社会場記事」には、明治二二年一月二六日の会合記録はあるが、加藤の
演説には言及されていない(史料207)。また、加藤の三田演説会の記録にも、明
治二二年一月二五日の記事はみえない(『鴻巣市史』通史編3、近現代)。何らかの、
予定の変更があったのであろうか。文頭の二六区内山崎氏とは、共同会員の佐間
村(行田市)山崎祥一郎であろう。同年四月八日の中村孫兵衛書状(史料98)に、
同日に加藤らの演説会が下忍村(行田市・鴻巣市)で、七名社員も参加して開催
されたことが報じられているので、演説会が延期されたものとみられる。

86 一八七九(明治二)年一月九日 小泉寛則書状(大岡育典裁判出頭、郡
制発令、郡長選定地方名望家、法律学校教則石坂出仕見込無)

〔封筒表書〕 北川原郵長谷川敬助様 御親剪 浦和小泉寛則

〔封筒裏書〕 「封」

謹啓、時下余寒之候愈御多祥奉賀候、陳は過般は一月帰省相願置候
一条二付、御芳書被成下委曲拝承仕候、早速御回答可申上之処、既
二御承知も可有之、山口県平民大岡育典なる者より△元小学教員△
本県江相係ル小学教員満年賜金請求一件答弁トシテ、東京上等裁判
所江出頭之命ヲ蒙り、不得已本月四日出發候次第二而、乍思御無音
多罪々々、右一件も意外都合宜布相済、一昨七日帰県仕候、出京中
田中氏二八面会不仕候得共、吉田氏二は面会暫相晰候、貴兄江も宜
敷ト之伝言二御座候

一、本県郡制発令本月十五日頃二可相成旨、過日御承知之様御申越
之処、未タ判然了知不致候得共、多分本月中発令之運二可相成候、
郡長之撰定一向相洩レ不申候、尤警部中鈴木・児玉等は拜命可致
歟之憶測説有之候まで、其他実以説無之、予而申上候通、其六七
分ハ地方名望者流任用可相成奉察候、過日御書中二も有之候通、
御社友諸君モ郡長其人ヲ得バ举而奉命尽力ス可キノ御所見、右は
至極ト奉存候、何卒其精神銳意以テ他日ノ改正ヲ待ンコトヲ希望
罷有候

一、今回上等裁判所及大審院之对審ヲ傍聴仕候、且法律学者二モ面
会少々申談示置候事も有之候、其事ハ民法刑法等講読順序之儀二
テ、今府下ニ於テ法律学校へ即代言社ニ於テ僅二三月ノ修業ノ教則
ヲ調べシモノ借用之筈、其内送付相成閱見之上、七名社諸君江差
上多少御参考二可相成モノト認メ候得は、早速通送可仕候
一、過日猪瀬伝一八等属之昇進中学校監事兼務、元忍藩人医学校事

務掛林高義ナル者十等属二而五課担任、此他黜陟も無之候

一、川島ヨリ過般御相談申上候趣、石坂氏出仕之儀は到底不行事ニ奉存候間、小弟ハ断然承知無之見込ト兼而申居候処、此程へケノ御回答相成候段、同氏ヨリ伝承仕候、書外讓后信候、早々

二月九日

小泉寛則

長谷川敬助様

(解説) 年代は封筒などに記載が無いが、郡制発令ということで、明治一二年と推定される。また、冒頭の「一月帰省」は、『烟雲雜誌』(史料208) 明治一二年一月四日の七名社新年会であろう。小泉はすでに明治一〇年一二月に正式に県庁に出仕し、本書状の時点では、第五課(学務)の八等属である。その立場から、郡長は「其六七分ハ地方名望者流任用」などと、人事情報も流している。この時点で、長谷川ら七名社員は「郡長其人ヲ得バ举而奉命尽力」と、郡制に積極的に対応する姿勢を示しており、すでに石坂金一郎の出仕も打診していたようである。小泉が東京に出かけた用務「大岡育典」の訴訟は、足立郡の土呂学校(さいたま市見沼区)の教員で民権派の弁護士、政治家として知られる大岡育造のことと思われる。大岡が明治一一年一月に退職する際に、県からの手当、この書状では「満年賜金」を請求して埼玉県令を訴え出た、我が国における自己訴訟のはじめと伝えられる事件であろう(青木平八氏『埼玉県政と政党史』八四頁)。大岡については、鈴木義治氏「秩父事件弁護士 大岡育造小伝」(『埼玉県近代史研究』第五号)が詳しい。こうした訴訟事件を担当した小泉は、東京で法律学校の教則を入手し、吉田市十郎と会うなど、精力的に活動している。

87 一八七九明治二二年三月三日 川島樸坪書状(『湖海詩伝鈔』拜呈、来

月一〇日頃郡制発令)

(根岸家五〇六七)

〔封筒表書〕 根岸武香様

詩伝添

〔封筒裏書〕

川島梅坪

謹具、春雨濛々愈御万祥奉敬賀候、小生無事御安意可被下候、陳は拙著湖海詩伝鈔一部拜呈仕候、尊大人公ニ御差上被下候ハ、難有奉存候、書余は在拜顔候、頓首

三月三日

樸坪

根岸兄

重啓、時下折角御自玉奉祈候、郡制来十日頃発令相成候趣、郡長之廉薄々誰乎否御判可被遊候、小生も昨日は上京之公事有之、県令之許ニ参り申候、一寸申上候

(解説) 『湖海詩伝鈔』乾・坤は、清の学者王昶編『湖海詩伝』から、川島が絶句を抄出した漢詩集。明治一二年一月、鴻巣長嶋為一郎が出版した。よく読むと、この本を「尊大人」、すなわち友山に渡して欲しいと明記している。川島が武香に伝えたかったことは、郡制発令と自らが白根県令の側近として活躍している追伸の部分であろう。年号は、『湖海詩伝鈔』の刊年と郡制発令で、明治一二年である。

88 一八七九(明治二二年)三月二日 加藤政之助書状(四月六日熊谷演

説会、小幡英之助へ入塾依頼の回答)

(長谷川家八六三)

〔封筒表書〕 埼玉県下行田町在第十五区北河原村

長谷川敬助様御答

緘印④

*消印「行田」武蔵・埼玉・三・一三

〔封筒裏書〕 三月十二日午前 慶應義塾出版社

加藤政之助

*消印「東京」十二年・三・一二

朶雲拜見仕候、愈御清穆被為渡候由奉慶賀候、倍御地演説会は来月六日と御決定相成候段、御通知了承仕候、何れ尾崎其他の友人江申

聞同行可仕候、且小幡^江入塾^吉条は此程申談置候処、未々書生ヲ教育ス可キ一定の規則も無之ニ付、引受候而も充分時間ヲ定め教育致候訳ニは相成兼候間、傍ら書籍ヲ講究し、不審ヲ問ひ、又は実地治療之場ニ臨手伝等致させ、實際の施術之模様等ヲ知ラシムルニ過ザレハ、書生之為めに充分研究ノ便利ヲ得セシムル能ハス、故に実考之上近日否可申越答ナリ、右の次第ニ付尊公方御都合は如何御座候哉、一応御問合申候、次ニ小幡英之助も、来月六日ニは御地迄同行致度旨昨日申出候間、其頃本人面会之上真ニ相談致候方可然存候、兎ニ角次回ヲ待チ同人の決答可申上候、先は右迄、如斯

三月十二日 加藤

長谷川君 梧下

(解説)年代は、消印により明治一二年と推定、長谷川の郡長転任直前になる。文中「尾崎」は、尾崎行雄であろうか。慶應義塾を出て『民間雜誌』の編集をしており、福沢の推薦で明治一二年『新潟新聞』主筆となる。また、小幡英之助は、中津藩士で、慶應義塾で学びのちアメリカ人歯科医について修行、明治八年築地に開業、西洋歯科医の開祖として知られる(平凡社『日本人名大辞典』)。ここで企画されている演説会は、竹井瀧如などと開催する共同会のものであることが、『郵便報知新聞』で報じられている(史料94)。また、翌七日は、下忍村(行田市)で演説会が開かれた。

89 一八七九(明治一二)年三月二〇日 中村孫兵衛書状(稲村了承、石坂別

封、七名社潰破嘆息、山崎氏挨拶、古沢氏斡旋、郡書記任用)

(長谷川家一〇一一)

帰省之上、稲邨・石坂両氏へ庁下事情及び御依頼ノ件、以早々申通

候処、稲村義ハ朋友之情義ヲ以、兎角任所之遠近ハ不論、御輔翼可致様子ニ御座候、最も尊兄へ文通等致候ニハ、確乎タル義ハ迷惑ヲシゲモ相見へ候得共、大丈夫御召状ニ応シ可申候、石坂義ハ別封之通ニ付、何れ御帰省之上御談決可然義と存候、右ハ両氏ニおゐても七名社潰破ヲ歎息致候ニ付、大ニ影響可仕候

一、山崎氏へ挨拶之義ハ、来廿三日七名社會議ニ而式三輩ノ名ヲ以可致由、稲邨氏申之

一、古沢氏如何、此辺御勘考可被下(月給十弍円位)

一、松園君ヨリ御依頼之書面、熊谷ヨリ立飛脚ヲ以御届申候間、其旨御伝声頼上候

一、御家内中ハ詳細義申通候間、御安心被下度

一、山口カ小泉辺へ竹ノステツキ取残候間、御心付御帰之節御持参願上候

一、尊兄任所へ現ニ採用致候書記、其他有名ノ書記出来候ハ、其名前及庁下目今ノ景況御通知願上候

右荒増申上候間、尊兄御帰省之日限何日頃ニ可相成哉、御胸算如何哉、是又伺上候、草々

三月二十日 中村孫兵衛

長谷川様

(解説)口絵7。封筒がないが、年代は内容が長谷川の入間高麗郡長拜命に伴う郡書記の任用に関するもので、明治一二年と推定される。差出し月の記載も判読しにくい、本文で言及している同封の石坂金一郎書状が三月二〇日なので、三月と判読した。この書状によると、七名社員の郡役所書記就任斡旋は、長谷川と中村で進められ、古沢花三郎も対象となっていたようである。こうした動きに対し、稲村や石坂から「七名社潰破」という厳しい認識も伝えられていた。

90 一八七九(明治二)年三月二〇日 石坂金二郎書状(川越赴任辞退)

(長谷川家一〇二二)

過般ハ御来臨ノ上、郡制云々ニ付御内話ノ次第モ有之候処、豈凶ラ
ン、川越郡役所詰トハ意外ノ遠方ニテ、誠ニハヤ御困難ノ義ト奉察
候、右ニ付中村氏ヨリ猶又御話シノ次第モ有之候得共、迎モ寄留シ
テ書記ヲスル訳ニモ參ラズ、断然御免相願候、左スレバ先般ノ御話
ノ節トハ反對スル様ニテ不都合ニハ候得共、川越ナド、ハ夢想ニダ
モ思ハザル事ニテ、喫驚至極ニ御座候、若シ之レヲモ忍ンデ勤ムル
義ナラバ、先般丙丁童子ノ書面一件トテモ同様承知セネバナラヌ事
ニ候、併シながら彼レハ尋常ノ事ニテ、此度ハ友誼モアルコトナレ
バ承知スベキナレドモ、如何セン此ク遠方ニテハ殆ンド官海ニ遊泳
スルノ人ト一般ニテ甚だ困却、依不本意ながら断然御免相願候、頓
首

三月廿日

石坂

長谷川君

(解説)年代は、同封の中村孫兵衛書状より明治一二年と推定した。これによると、
長谷川は石坂を訪ね郡長拜命のことを話し、さらに中村を通して郡役所書記に打
診したようである。

91 一八七九(明治二)年三月二五日 竹井懿貞書状(川越郡役所長就任祝)

(長谷川家九八六)

「封筒裏書」
「埼玉県庁ニ於て 長谷川敬助様 平信急 熊谷竹井懿貞」

「封筒裏書」
「明治十二年三月廿五日」

春暖日加候処愈御多祥拝賀、然は此程ハ川越郡役所長御拜命、引続
御勉勵之段、恐悦奉存候、開進主義之紳士要路ニ登ルハ、吾党ニ於
ても面目且幸福之事ニ御坐候、幸ニ国家之為ニ御尽力所伏望候、目
下非常之御多忙卜察し、茲ニ擱筆仕候、再拝

三月廿五日

竹井懿貞

長谷川敬助様

別封田中氏書状御落手是祈

(解説)年代は、封筒裏書による。料紙は挿絵入りの便箋である。宛名に「埼玉
県庁ニ於て」とあるが、入間高麗郡役所の開設は四月一日なので、県庁で開設準
備をしていたのであろう。アメリカカ帰りの竹井懿貞から、長谷川は「開進主義之
紳士」と評されている。田中正彝の書状も添えられていた。

92 一八七九(明治二)年三月三〇日 中村孫兵衛書状(入間郡出仕を決

(長谷川家一〇二〇)

心、拜命出頭日取)

「封筒裏書」
「長谷川敬助様 御親剪」

「封」三月三十日 中村孫兵衛

今朝書簡御投ニ而諸事了承仕候、小生身上之義、段々御厚意ニ基キ
入間庁へ出仕致度決心仕候、右ニ付拜命日限之義、誠ニ申上兼候得
共、来月十一日二日之事ニ御手配蒙度、然上ハ直ニ任所ニ趣キ、諸
君ニ拝顔之上は、又二三日間帰省御許可之事ニ御手配被下候哉、又
ハ拜命後三四日私ニ暇取居、十五六日頃川越表へ出頭可致哉、此辺
御注意被下度、兎角明朝御出発之由、定而御混雑之義と奉推察、夫
レ力為メ乍失敬以書面御伺申候、乍併面謁之上諸般御指揮ヲ仰候方

宜敷候ハ、後刻一寸参堂可仕、否御回答願上候

三月卅日

中邨孫兵衛

長谷川様

(解説) 中村孫兵衛の入間高麗郡書記任官は、明治一二年四月一日である。拝命の決心とその後の段取りについて打合せている。

93 一八七九(明治一二)年三月三日 中村孫兵衛書状(長谷川書状手渡)

石坂承知、中村大里郡書記云々、中村拜命日程、稲村了承)

(長谷川家一〇五〇)

〔川越本町綾部七右衛門方寓 長谷川敬助殿 至急親展 〕

〔封筒裏書〕 上中条村中村孫兵衛 明治十二年三月三十一日投函 〕

*消印「熊谷／武蔵・大里・三三三」 「川越／武蔵・入間・四・一」

今朝共同会云々付、石阪氏へも報道之上熊谷駅へ出頭ノ途中、柿沼村ニ而仙次郎様ニ邂逅致、尊兄出立ノ手続及石阪氏へノ書面等承込、例ノ待田へ立寄候処、飯塚・小島・石阪三氏詰合居、右兩名、予石阪氏へ大里郡事務云々談判中へ、右書面生ヨリ直ニ差出シ候、右ニ付石阪氏ニも断然大里郡云々ニ不取合申、誠ニ好機会ニ御座候、シカシ鈴木郡長ト談判済之上ニ付、書記共苦情ハ訳モナイ事ニモセヨ」然処段々之談統ヨリ、生ヨ同郡へ周旋致度模様相顕レ(任所ノ都合ハ甚ヨケレドモ)驚愕是事ニ候、就而ハ拜命日限之義ハ、昨夜御引上申候通、十式日事ニ御決心ニ而、右郡ヘデモ取ラレヌ様(最モ小生言事ヲ聞キハセヌガ)御注意被下度、最御郡近辺ニ而、他人御採用之方宜敷候ハ、先々ヨリ申上候通、御遠慮ナク御処分被下度、

此段不取敢御報知申上候

三月三十一日

中邨孫兵衛

長谷川様

願上候

(解説) 年代は、封筒裏書により明治一二年である。中村が長谷川の意を受け、石坂と稲村へ入間高麗郡役所の書記を受託しよう説得した状況が報告されている。これによると、石坂にはすでに大里郡書記の話が進んでいたようである。

94 一八七九(明治一二)年三月三十一日 熊谷駅演説大会予告

〔郵便報知新聞〕 明治一二年三月三十一日諸報知欄

○埼玉県下武州熊谷駅にてハ、是迄竹井澹如外有志者の発企にて春秋両度演舌大会を催す、故に今春も例に従ひ来月六日三田慶應義塾の諸先生を招待し開場するよし

(解説) これは竹井澹如らが主宰する共同会の演説会で、恒例となっていたことがわかる。

95 一八七九(明治一二)年四月二日 石坂金一郎書状(川越赴任承諾)

県へ具状依頼

(長谷川家九八八)

〔封筒裏書〕 川越本町綾部七右衛門方止宿 長谷川敬助様 平安親剪 〕

*消印「川越／武蔵／入間／四／三三」

〔封筒裏書〕 熊谷駅ニテ中奈良邸

明治十二年四月二日 石阪金一郎

*消印「熊谷／武蔵／大里／四／二」

昨朝人力車夫ニ御托シノ書面正ニ落手、来論ノ謀策至極妙案ト被存候、併シ浦和ヨリ直ニ川越ニ赴クコトハ何分都合不宜、依テ召状ハ既ニ到来ニ付、今晚当駅泊リニテ出発、兎モ角モ拜命ノ上一日帰宅夫レヨリ赴任可仕候、○中邨氏^{江ノ}書面ハ正ニ相届ケ、今朝同人トモ面会致シ、是非同道ニテ赴任仕度奉存候間、至急同人も具状御取計有之度、併シ最早具状相成候哉トも奉推察候、一昨日投函ノ書面定テ御落手ノ義ト被存候、其節申上候通り、熊谷ニテモ余程学務課ノ人ニ困リ、拙者ガハツレタル上ハ中村ヲ取ラントセシガ、是も矢張り貴兄ノ方エ赴クコトヲ飯塚ヤ小島ガ知テ、無扨中瀬村川田勇吉ヲ取りタル趣、就テハ先キ回ハリヲサレテ目色ヲ変ズルノ憂ハ無之候得共、兎ニ角至急具状ノ方可然ト奉存候

四月二日 熊谷ニテ石阪

長谷川君

(解説)年代は、封筒裏書により明治二二年である。石坂が長谷川から人間高麗郡書記就任の要請を受け、了解の旨を回答した書状である。二週間足らずの間ほどのような局面の展開があったか未詳であるが、何らかの「謀策」が授けられたようである。石坂は、熊谷の大里郡役所からも学務担当で声をかけられていたようである。

96 一八七九(明治二二年)四月六日 中村孫兵衛書状(熊谷駅演説会盛況)

演説者八名氏名、稲村の従弟を加藤政之助へ周旋、長谷川老人と参

会、石坂の動向)

(長谷川家一〇五二)

〔封筒裏書〕川越本町綾部七右衛門方止宿 長谷川敬助様 坐下

*消印「上尾／武蔵・足立・四・七」

〔封筒裏書〕〇月六日投入 熊谷清水ニ而中村孫兵衛

*消印「熊谷／武蔵・大里・四・六」

番号

五日出之書面拜読仕候、偕本日ノ演説会ハ傍聴凡式百名余へ共同会連中ハ、福島耕助外ハ明日会主ノ山ザキ等ニテ、他ハ不参、随分盛会ニ御坐アリマシタ、御歎ヒ被下度、且加藤氏へ稲邨之従弟万二郎周旋云々、定而書面ニ而へ加藤ヨリノ、此註ハ入間違、御承引之義と存候得共、同氏申候ニ、唯今生同道ナリ可致様被申聞候位ニ付、其旨稲邨君へ御申通被下度、最モ本日同君ノ弟君関三郎様御出席ニ而、右云々申上候得共、加藤氏ヨリ伝達ニ随ヒ可然御処分可被成候

一、昨夜、五日夜、偶然長谷川老人清水へ参リ一泊仕度由申来、其節小子も見世ニ居候故、早速(五〇区ノ)坐敷へ生と同席、今朝御帰宅、則今朝到着五日出之

式号

書面老人へ相渡候、

一、老人曰ク、俵瀬村万大工と申者ヨリ約定ノ月賦金トヤラ、初金ハ已ニ受取候由、水油ハ八十円位ノ由、且例ノ天狗了簡ヨリシテ、宅ハ心配ナク公務勉勵可致様文通可致旨、生へ命令ニ御座候

一、石阪氏も共同会員連中人少故、明日山崎会へも出頭備也、自然赴任も延日可相成旨申之候

一、青山篤次郎持参ノ書面正ニ落手候、演説連名、真中正直○堀龍太郎○加藤政之助○高野捨三○森下岩楠○坪井仙次郎○村井保固○栗林脇太郎○計八名右荒増申上候、委細ハ後便

(*刷紙切紙)

右荒増申上候、委細ハ後便

四月六日 中郵孫兵衛

長谷川

稲邨 両兄

(解説) 料紙は半紙二枚と切紙一枚、半紙には「番号」「式号」の番号が付いている。年代は、長谷川が川越に在住する四月ということで、明治一二年か一三年である。

明治一二年四月六日に、竹井澹如らの発起で加藤政之助ら慶應義塾の弁士を招き熊谷小学校で演説会を開催したのが該当しよう(史料101)。本書に収録した明治一二年三月一二日付の加藤政之助書状(史料88)にも詳しく言及されている。文中にある共同会は、明治一〇年一〇月に結成された結社、七名社のメンバーや竹井澹如、根岸武香らも参加している(史料53)。山崎会は、翌四月七日に共同会の佐間村(行田市)山崎正(祥)一郎の主催した会、演説者など詳細は史料97・98などを参照のこと。なお、「高野捨三」とあるのは「河野捨三」の宛字で、足立郡糠田村(鴻巣市)の出身で、加藤政之助とともに慶應義塾に進み、この二年後に桐原と改姓、政界・新聞事業などで活躍した(『鴻巣市史』通史編三、近現代、二二六～二二九頁)。

97 一八七九(明治二)年四月七日 下忍村演説会の記録

(行田市立郷土博物館所蔵 岡村家文書一一二 明治二一年「公私雜誌」抄録)

同日午後第一時頃、旧区内ニおゐて左之員出張、会主山崎・増田・

嶋崎ニテ演説会有之聴聞致、誠ニ馬鹿々々敷事ニアアル、

府県会ノ説 客員 原 猪作

慶應義塾社員

宗旨論

栗林勝太郎

服制論

学問之事

修身論

三日ノ話

攘夷論

(*以下略)

河野捨三

真中真道

加藤政之助

村井保固

堀 龍太

(解説) 慶應義塾社員による演説会は、熊谷町に続いて翌日には下忍村(行田市)でも開催された。七名社や共同会の活動が周辺へ波及している事例といえる。隣村樋上村(同市)戸長の岡村新三郎はこれに参加し、日記に演題と弁士を記録している。会の様子は翌四月八日付の中村孫兵衛書状に詳しい(史料98)。岡村は二年後の明治一四年には行田地方の人びとで結成された行成社や翌一五年の自由党行田地方部などにも参加しているが、この時点では「誠ニ馬鹿々々敷」と感じようである。その後、明治一三年には初代熊谷町長に選出されている。岡村については、細田誠氏「行田地方の自由民権運動」(『埼玉自由民権運動史料』)所収に詳しい。

98 一八七九(明治二)年四月八日 中村孫兵衛書状(四月七日夜下忍演説

会景況、二日県庁出頭後の予定)

(長谷川家一〇五二)

一昨六日附ヲ以書面差上候、定而御落手之義と奉存候、其節も申上候通、昨七日夜下忍村旧区務所ニ而演説会相開キ、東京連も加藤○堀○真中○栗林○村井○河野○外ニ原猪作ノ各員、計七名、傍聴人ハ熊谷二不讓、或ハ多数ニ候様認候、会義ハ山崎外旧区长不残出頭、予諸事手配致呉、中ニ昼食杯ハ滋養品ヲ振舞シ候、小生ノ連中ハ大竹・石阪・阪本、其他長男先生ノ連中三四名出張仕候、堀ノ演説は

十分警部ヲ愚弄致候様存候、右演説ニ付而ハ、菅ニ警部ノミナラズ夫々ヲ罵詈ニ相涉リ候、委細ハ拝顔之節可申述候

一、黄色袋、本月七日早朝礼服用云々、到達、日限八十一日午前
十時ニ御坐候、右可致、同日庁堂へ罷出、用済之上ハ都合ニヨリ
午後ヨリ東京へ参リ、翌日東京ニ滞在、十三日川越表へ出頭可仕
候、最も一先々ヨリ願上置候通、一先帰省仕度候、石阪氏ハ十三
日赴任可致様昨日被申候、右荒増申上候、早々

四月八日
長谷川様
中邨孫兵衛

(解説) 封筒は無いが、四月七日に慶應義塾の加藤政之助らの演説会、中村孫兵衛の辞令交付などから明治一二年と推定される。この演説会は他にも史料があり、竹井澹如を中心とする共同会によるもので、前日には熊谷で開催されていた。文中の山崎は佐間村(行田市)戸長で、共同会会員の山崎祥一郎である。

99 一八七九(明治二)年四月一〇日 根岸武香書状(長谷川赴任地川越の

景況何、根岸の辞表提出)

(長谷川家九〇八)

^{〔封筒裏書〕} 入間高麗郡長 長谷川敬助殿 乞親展
^{〔封筒裏書〕} 大里郡胃山村根岸武香

愈御清適奉賀候、過日御来訪被下候処、御匆匆申上奉多謝候、御地之景況如何、無事御統御之事と奉察候、小生も辞表熊谷郡長殿ニ而受取ニ相成候間、不日病氣も全快之事と祝居候、松山などハ誠ニ不極ニテ、村々困却之由、長より二百力威ヲ振ヒ、庁中モ不穩之よし、君も石坂君などヲ御引出シ、永クハ子孫マテハトヲダカ〇長ヲ御勤之事と熊谷辺ノ評判、先々結構ノ事ニ御坐候、小生も近日御地へ罷

越候間、拝眉万々可申上候、頓首

十日 武香

長谷川先生 坐下

乍末毫稻村君へよろしく御鳳声可被下候也

(解説) 封筒裏書には四月一〇日としか無いが、長谷川の入間高麗郡長就任は明治一二年三月一七日、根岸は同年三月二四日に大里外四郡書記に任命されるが、四月二九日に依願免官となる(根岸家一四五五)。よってこの書状は、その間の明治一二年四月八日と推定される。「熊谷郡長」とあるのは、大里外三郡長の鈴木敏行のこと。松山あたりとは、鈴木庸行が郡長となった比企郡をさしている。根岸は五月の第一回県会選挙で当選し、副議長となる。

100 一八七九(明治二)四月一〇日 吉田清英書状(開庁以後人民願伺届等

件数調査)

(長谷川家八五六)

^{〔封筒裏書〕} 入間高麗郡長 長谷川敬助殿 「庶番外」 親展

^{〔封筒裏書〕} 埼玉県庁 吉田大書記官
^{〔封筒裏書〕} *消印「浦和/武蔵/足立/四・一一」「上尾/武蔵・足立・四・一一」
^{〔封筒裏書〕} 「長谷川君」 *消印「川越/」「四・一一」

其後ハ不得貴意候得共、愈御清栄御鞅掌奉賀候、陳ハ御開庁以降御多忙之筈、即今人民願伺届等之件数何程位ニ候哉、県庁ニおひてハ各役所開庁ヨリ、随而減致相成候、定而御繁忙被察候、右数为御知有之度、且亦御所轄内之景況も致承知度候付、乍御手数御報知有之度相願候、県令も出京中ニ有之四五日間ニハ帰県之筈ニ候、申迄も無御座候得共、朝野之為御精勤是祈候、先は旁得貴意度如斯候也

四月十日 吉田 清英

長谷川敬助殿 貴下

(解説) 年号は入間高麗郡役所開庁直後なので、明治一二年である。県の大書記官吉田清英が、管下の人民の動向について報告を求めている。新たに民間から登用した長谷川に対し、直筆の書状を出すところに、吉田の配慮が表れているようである。川越は藩政時代の城下町、入間県の県庁所在地だったので、埼玉県庁でも注視していたのであろう。

101 一八七九(明治一二)年四月二〇日 熊谷駅共同会演説会景況

『郵便報知新聞』明治一二年四月一〇日諸県報知欄

○過る六日熊谷駅の小学校に於て、共同社員が催主となり慶應義塾の諸彦を招待して演舌会を開かれしが、聴衆も昨年より多く殊に盛大なりと云ふ

(解説) 共同会の演説会は、四月六日に熊谷小学校で開催され、盛況であったことがわかる。

102 一八七九(明治一二)年四月二二日 熊谷の近況

『郵便報知新聞』明治一二年四月二二日諸県報知欄

○埼玉県下熊谷近況

矢野生報

郡役所ハ元熊谷県庁の跡を用ひ四月一日開場に付本県近郷より新拜命の郡書記が陸続同地へ移転するゆゑ市中も何となく賑へり、○事務扱所ハ戸長大竹氏が郡書記に転したるに付跡戸長選挙まで副戸長にて担当す、○小学校の校務掛及び学区取締聯校督業ハ郡区改正に

付廃止され校務掛ハ戸長にて兼る事になれり、○演説会ハ四月六日東京より堀龍太・加藤政之助の二氏其他を招待し、小学校に於て開講す、○裁判所ハ相変らず繁忙なり風聞にハ現在の場所より二三町を隔たる字郷地へ新築移転になる由又警察署も駅内へ新築になる、○熊谷蓮生坊の回向を来る廿四日より五月八日迄執行す、○此頃の取調に戸数千五百人口六千七百余内寄留千七百八十二人なり

(解説) 演説会だけでなく、四月から開設の郡役所庁舎、町の人事、裁判所、警察署、熊谷寺などの様子が詳しく述べられている。報告者の矢野は、どのような人であろうか。明治六年一月開設の熊谷小学校教員に、矢野元民という人がいる。筆が立ち、新聞記者になろうとしたというので、この人の可能性が大きい(林有章『熊谷史話』三六四〜三七〇頁)。

103 一八七九(明治一二)年四月一四日 川島樸坪書状(東京日報社社員紹介)

(長谷川家九二六)

〔長谷川敬助様 浦和川島樸坪〕

謹稟步履万福奉欣然候、陳は甚以唐突之至ニ候得共、頃日東京日報社友人より、当県各郡新聞弘通之為、社員笹原政衛差遣ニ相成、小生 御交誼上より諸紳士二夫々周旋方委托有之、右政衛差出申候、御差支無御座候ハ、御逢被成下、御郡内新紙交通相成候様、御斡旋之程奉希候、書外ハ讓拜晤、紳々頓首

四月十四日 樸坪

長谷川敬助様

(解説) 年代は、郡内とあるので長谷川が入間高麗郡長であった明治一二年か一三

年であるが、一三年四月六日に辞表を出している（長谷川家六二八）、一二年と推定した。東京日報社は、東京日日新聞の発行元の日報社であろう。

104 一八七九(明治二)年四月二日 加藤政之助書状(石田氏の件進展如何、福沢の代理で同邸へ転居予定)

(長谷川家九三〇)

〔封筒裏書〕 埼玉県下川越入間郡長 長谷川敬助殿行「不足函上り」「不足」

* 消印「東京／十二年・四・三二・る」「川越／□」間・四・三二

〔封筒裏書〕 緘 四月廿一日 在東京加藤政之助出又「山川三浦遊亀」

愈御清榮奉賀候、陳は先頃中御依頼申上候石田氏壹条は者、如何之事柄ニ立至候哉、至急御報道被成下度奉存候、万一熊ヶ谷江当用相成兼候ハ、尊君方ニ而何れニ歟御都合御当用被下度奉存候、尤御不都合ニ御坐候ハ、是又無抛次第二付、其段御申越被下度奉懇願候、小生義爾来福沢之代理被相托候間、先此地ニ永住之積決定仕候間、予め此段御通知申上置候、右二付来ル五月中旬より福沢新築之家屋江引移候間、御出京ニも相成候ハ、御来訪被下度奉存候、猶申上度事柄は沢山有之候得共、筆紙之能く尽すべきニあらざれハ、其内拝面万端可申述候、早々不備

四月廿一日夜 加藤

長谷川郡長様

(解説) 年代は、消印から明治一二年と推定される。福沢の「代理」ということの実態は未詳であるが、加藤は同年八月に福沢の斡旋で『大坂新報』に職を得ている(『鴻巣市史』通史編三、近現代)。

105 一八七九(明治二)年五月五日 石川弥一郎書状(四国より帰京、長谷川郡長就任後七名社状況如何、吉田市十郎琉球出張)

(長谷川家九六八)

〔封筒裏書〕 埼玉県入間郡川越町郡役所 長谷川敬助様 平安

東京神田小柳町三河屋与右衛門方寓 石川弥一郎

* 消印「東京／十二年・五・一六・る」「川越／武蔵・入間・五・一七」

拜啓、暖氣日加新緑映人、伏惟福履康寧、欣賀不過之、却說過般ハ郡制施行郡長撰任等之儀御報道被下、速ニ返書差上可申之処、帰期在近ニ付、決定次第併御報可及心得ニテ在昔今日ニ至リ、疎慢之罪不知所避、伏請海涵、帰期モ追々延引致候処、漸本月五六日頃ニ至リテ相決、則一昨十三日午前一時徳島出帆、其十時大坂着、直ニ神戸へ赴キ、午後六時抜錨之東京丸ニ駕シ、今暁五時横浜着、八時四十五分同港出発之汽車ニ乗シ無事着京、三河屋へ寄寓仕候、客月中ハ甚無事ニ苦ミ、閑暇ヲ偷ミ讚州ヨリ芸備播摺等漫遊、其三十日徳島へ帰着、其間頗見聞スルニ足り、又説話スルニ足ル事有之候得共、昨今多忙ニ付閑暇ヲ得ルヲ待テ徐々可申進候、○一月以来各地方郡制施行民会開設ニテ、頗ル論談スヘキ事可有之候得共、久ク孤島ニアリ、全国之大勢ニ鈍ク相成候間、直ニ論断ヲ下スヘキコト難シ、諸君之高論ヲ聞ンコト企望ニ堪ス、生モ又徐々鄙見ヲ陳シ、御参考之一端ニ供スヘク候、其後七名社之景況ハ如何ニ候哉、生ヨリモ久々通信ヲ惰リ候間、敢諸君之寛慢ヲ責ムル訳ニモ不相成候得共、之ヲ聞ントスルコト、大旱ニ雲霓ヲ望ムカ如シ、且本日田中正彝ヨリ稲郵・石坂・中村之數君ハ、皆貴下之招クトコロト相成候哉之赴承知、故ニ諸君へ報道セスシテ、先貴下へ報道スル如此、貴下幸ニ一揮毫之勞ヲ惜ムコトナク、七名社之近況及県下之情勢ヲ報スルアレ、○吉田市十郎ハ曾赴琉球未帰京、○生モ当分ハ在京之事ニ可相

成歟、右申上度、匆々頓首

五月十五日夜 石川弥一郎

長谷川敬助様 貴下

尚々、社員諸君へ書状差上度候得共、本文ノ如キ風説モアリテ其近況ヲ詳ニセサレハ、貴下之返書ヲ得テ然後差出サント幸諒鄙意

(解説)年代は、消印から明治一二年と推定され、郡制施行なども矛盾しない。

石川は、前年明治一一年三月二日に高知県への出張を命じられ、この手紙で言及されているように、この年五月一三日まで四国にいたのである(国立公文書館・任A〇〇一〇二一〇〇)。その間は、「通信」という形で、七名社の活動を指導していた様子がかがわれる。稲村貫一郎の「烟雲雜誌」十一月二七日条などに「阿波通信」とみえるものがこれに該当するのであろう(史料208)。履歴書では高知へ出張となつてはいるが、本書状では「徳島へ帰着」とある。また、長谷川から郡長就任は伝えられていたが、中村たちが郡役所の書記となつたことは、東京で内務省に出仕している田中正舜から伝えられていたことがわかる。そこで、七名社がどうなつてはいるのか、至急状況を伝えるように依頼している。末尾で、内務省に出仕している吉田市十郎が琉球処分出張中であることにも言及している。

106 一八七九(明治一二)年五月一八日 竹井懿貞書状(県会選挙、中村出馬、竹井も出馬、長谷川の分権主義拡張、舎兄弥一郎帰京)

(長谷川家一〇一五)

〔川越郡役所二於て 長谷川郡長殿 親剪 〕

〔熊谷 竹井懿貞 十二年五月十八日〕

*消印「熊谷/武蔵・大里・五・一八」

愈御安全御奉職被為在、恐悦之至奉存候、陳ハ去九日附尊書澹如氏

ヨリ被示拝読仕候、然ルに小生儀、此程前橋表へ罷越居、貴答甚延引仕候段御海容奉祈候、却説中郎兄ハ御辞職相成候趣、今ヤ議員選挙之日ニ際し、誠に好都合之事ニ奉存候、必定同君は当選中の人ニ可有之、一般の為めニ所賀に御座候、小生の如キハ素ヨリ議員之任ニ不堪候得共、姓名ヲ被選簿中ニ掲ケ有之候ニ付、誤て選挙相成候節は、実ニ貴重之責任ニ付心配に不堪候、被仰越候分権主義拡張ノ御見込は、世人の望を貴兄等に属スル所にして、且平生之御持論ニ付、早晚著シキ奏功を實際ニ見ルコトヲ得ベシト刮目罷在候、万御尽力所伏希候、舎兄弥一郎義も去十五日東京帰着、三与方ニ当分寓居之由申来候、先は右申進度拝答旁如此候、匆々頓首再行

五月十八日 熊谷 竹井懿貞

長谷川

稲邨 三兄

石坂

追而、御手数なから人間・高麗両郡当選議員姓名、御分り相成候得は至急御報道被下度、此段奉願候、不一

(解説) 第一回の県会選挙直前の書状である。中村孫兵衛は北埼玉、竹井は大里那から当選している。長谷川の特論の「分権主義」とはどのような内容か。末尾の「舎兄弥一郎」は、石川弥一郎のこと、竹井は石川の妹と結婚している(『熊谷市史』資料編8、資料一一四)。石川は、四国へ一年余出張していた(国立公文書館、石川弥一郎履歴書)。宛先が、長谷川・稲村・石坂の三名になつては、郡役所宛に出しているからであろう。

107 一八七九(明治二)年五月二日 中村孫兵衛書状(小林呉十郎県庁辞

職、県会選挙投票状況、在庁時訪問予定)

(長谷川家一〇三九)

〔封筒裏書〕
〔人間〕高麗郡役所二而長谷川敬助様行 従上中条村

〔封筒裏書〕
十二年五月廿一日午〔前後〕時出入 封 中村孫兵衛

*消印「熊谷/武蔵・大里・五・二二」

今廿一日早朝御書面到達、委細承知仕候、偕而小林呉十郎儀も本月十七日解任へ是ハ県庁ニテナリ、然シテ郵送故、十九日午前九時二郡長ヨリ移令受取ナリ、相成候間、夫々御注意も不都合ハ無之候間、御安心被下度、当地撰挙ノ模様も御書送ノ人名ニ歸シ可申哉、中二犬塚村ノ如キハ十八日ニ投票へ着手致、其人名ハ(○竹井澹如○間中進之○中村孫兵衛○伊藤卓三○湯本義憲)、計五名、右之次第第二而、不得止八木原三郎右衛門先生触元ニ而、昨廿日旧区務所ニ而へ未々投票ヲナサ、ル村々区内八分通アリ、各郵照会之上、適當ノ人物撰挙致度云々而寄合ヲ致候、(生ハ午後五時頃一寸参リ候処、旧区长連も見ヘタリ)ナレドモ一定ノ撰挙ニ出デ申而、鳥与情況ヲ見受タリ、是レモ是非ナキ次第第二御座候、乍併最も多数ヲ占メ候今井・上ノ郵・池上・南河原・北河原・上中条・上川上等ハ、小林呉十郎ヲ撰挙致候様子ハ慥ニ探偵、又御注意仕候、且旧十区・十三・十一・十二区辺カラム、呉十郎へ入ルベク由同人申之(是ハ郡書記仲間ノ電信ニヨルト言フ)候、大概御見込ニ相帰可申候間、復亦御安心可被成、且佐藤先生へ伝達之義、去十六日申通候哉、両三中否小生へ挨拶可致由被申、其儘ニ相成居候、是も多ク御周旋ヲ請度様子見受候、就而ハ近々委細申上度候、御老人義ハ不相変快愈ニ趣キ、既二目今ハ旧ニ相復シ、尚御尊家ハ製糸最中へ仙次郎様南河原敬三老人へ御坐候、○仲二郎殿ハ急ニ病ヲ発シ口ハマガリ眼ハヒツクリカイリ、誠ニ困タ病氣ナル由申居候、○投票之義ハ幸愚父北河原へ参候間、小林呉十郎ヨリ承相知

成候様仕度、唯今御尊家へ愚父ヲ以御届申上候 草々

五月廿一日午前 中村孫兵衛

長谷川様

尚々、御地撰挙会之頃可伺歟、兎角石・稲両君在庁之節伺度、胸算致居候

(解説)年代は、封筒裏書により明治二二年、冒頭の小林呉十郎解任云々は、県会選挙に立候補するための処置であろう。中村孫兵衛も、すでに人間高麗郡役所書記を辞職している。選挙は郡ごとに行われ、北埼玉郡では五月一八日に着手したようである。つぎに、竹井澹如以下、大里、北葛飾、北埼玉諸郡の有力者五名が列挙されているが、この位置づけについては未詳。以下本文では、小林呉十郎の選挙状況を中心に述べている。選挙の結果北埼玉郡からは、上中条村中村孫兵衛、北河原村小林呉十郎、上川上村八木原三郎右衛門、埼玉村湯本義憲、常泉村福島弥兵衛の五名が当選した。

108 一八七九(明治二)年五月三日 七名社員と県会選挙

(「朝野新聞」明治二二年五月三一日)

○埼玉県よりの報に、熊谷駅の警察所ハ此度新築になる筈にて、其の費額ハ凡そ五千円計りとの風聞有るに付、同警察所々轄の人民ハ戸数割などになりてハ困ると取越苦勞をなす、○浦和駅に在る県立中学師範学校ハ建築の際不急の土木など、囂々せしが、此度県会の議事堂に借用さるゝとの、○県下にて民権論を唱ふる七名社員ハ議員選挙に付、県下人民の代議士の任に堪ふべき者を選挙せんと、定日の討論会演説会をも止めて奔走尽力を併該社員中若干名ハ往きに郡長郡吏を拜命せり

(解説) 地方三新法の実施により、郡役所へ県会へと奔走する七名社員の様子を報じた『朝野新聞』の記事。「民権論を唱」え「定日の討論会演説会」を開いていた活動もきちんと伝えられている。熊谷の警察所新築費用の調達や、浦和の中学師範学校での県会開設も報じている。

109 一八七九(明治二)年六月七日 掘越庭七郎書状(県会議員選挙状況)

戸長改選対応、明治九・一〇年貢租一件伝聞、戸長役場改編達書同封)

(長谷川家一五六一・一五六二)

〔封筒裏書〕 川越町入間郡長 長谷川敬助殿 回答親展 〕

*消印「行田／武蔵・北埼玉・六・八」

〔封筒裏書〕 北埼玉郡長 掘越庭七郎

十二年六月七日 前十一時著之 〕

本月四日付之御郵書昨五日相達拜見仕候、御所轄之内県会議員粗御取極之趣御報知領承仕候、当部内高票之分多人数、中二は東京寄留兩名有之、直子二相達候テモ其報無之段々延引、漸本日東京寄留旗井村坪井晋辞表ノ確報有之、因テ過般申上候湯本・中村・八木原之外、旧十壹区常泉村福島弥兵衛、其跡北河原村小林呉十郎と相成申候、同人も昨日呼立、夫々申談荒増承知ニ付坪井晋之挨拶次第、当撰状相渡候引合仕候ニ付、直子二飛脚差立候間、本日取極リ可申候、先づ安心仕候、葛飾郡は八甫村義意智、惣新田間中進之、深川関口(傳) 弥吾、平沼高鹿新八ニ御座候

○ 戸長改撰之義去月廿七日別紙之通相達置、然ル処是迄ノ合併村も聯合村も離組申出候村々有之困り入申候、不遠書記派出為致夫々説

得之心得ニ御座候、迂生之見込は無利ニ押付は不致心得ニ御座候、此事件は当郡内ハ余程面倒と愚慮仕候

但、戸長撰挙之義廻達は致置候得共、未々本着手ニは無之候、何れ両三日中本着手之心算ニ御座候

県会議員之義も種々手配差急候得共、何分事務不撓取困入申候、先々前条之人員ニ付、此上別ニ工風無御座候、令公ニモ長々御在京之処、一昨五日御帰県之趣ニ御座候、九年・十年貢租一件モ五ヶ年賦卜ナリタルヨシ伝聞ニ付、内々申上候
右御回答如此御座候也

六月七日前十時 掘越庭七郎

長谷川老盟台

〔采書〕 北庶第四百廿七号 〕

各町郵旧戸長

今般本県甲第四十三号ヲ以正副戸長ヲ廢シ、町郵吏員配置法布達、猶客月十一日付諭達之通り、戸口寡少ノ郵ニ独立戸長ヲ置キ候テハ費用支出相嵩ミ難義タルヘキニ付、篤ト御趣意ヲ了解シ、百戸已下ノ小郵ハ最寄町郵協議ノ上組合戸長役場相立、別紙雛形ニ照準、来月七日迄ニ可取調置候、尤百戸以下ノ各村へハ郡書記派出為致候条其節可差出、此旨相達候也

但、百戸以上ノ各郵タリトモ協議ノ上組合戸長役場相立候義ハ、

同様に月七日迄郡役所へ書面差出ヘク事

明治十二年五月廿七日 北埼玉郡長掘越庭七郎

〔采書〕 如本文相達置候処、独立耳申出候 〕

(解説) 年代は封筒裏書より明治一二年である。県会議員選挙などについて、郡

長間の情報交換の様子を示す書状、北埼玉郡は長谷川の居村北河原村が属していたので、とくに関心が高かったのであろう。なお、戸長役場改編の通達は、別番号であるが、同封の関連史料なので一括に収録した。

110 一八七九(明治二)年六月八日 根岸武香書状(川越訪問中の礼熊谷

竹井(澹如)から中村・小泉との会合(案内) (長谷川家九二五)

〔封筒裏書〕人間郡川越町本町綾部七右衛門様方 長谷川敬助様 親展

六月八日 大里郡青山村根岸武香 一

*封筒裏消印「熊谷／武蔵・大里・六・八」

一書拝呈仕候、此程は長々御厄介、殊二昨夜は一泊之御助成相成奉多謝候、御暇ヲ乞へ十時過二発車、松山二少々用事有之、夕刻帰宅仕候間此段申上候、今日熊谷二而中村君・小泉君等来会之旨、竹井氏より報道有之候得共、小生長ク留守ニ致シ、何用家務多忙、乍残念罷出兼候、先右申上候、早々不備

八日 武香再行

長谷川君

稲邨君

石阪君 侍史

(解説) 封筒の表書には六月八日としか無いが、長谷川の川越在住から明治二二年と推定される。熊谷の竹井(澹如)を通じ誘われた中村(孫兵衛)・小泉(寛則)との会合を断った旨通知した。宛名も、長谷川・稲村・石坂とあり、七名社全体との交渉があったといえる。

111 一八七九(明治二)年六月九日 川島樺坪書状(俱会開設遅延カ、例の

建白、佐々木顕文持参) (長谷川家九二五)

〔封筒裏書〕川越本町裏宿綾部七右衛門方 長谷川敬助殿 佐々木顕文持参
〔封筒裏書〕埼玉県庁川島梅坪

寸書謹呈、佐々木顕文差上申候、万事可然御指揮奉願候、本人旅宿等之事は、従早川高尾生依頼之趣ニ御坐候得共、单身客地之儀ニ付、御心添可被下候、県会も未定ニ御坐候得共、来廿日頃開設之見込ニ有之候得共、小生は無覚束様相考申候、此訳は、議案今以整頓不致候、多分廿日後ニ可相成奉存候、議案印刷出来次第、一部内々差上候様可仕候、各郡議員減額論之情況御申聞被下、心得ニ相成難有奉存候、尚此上之様子御報道可被下候、例之御建白は御見込之通ニ相成居、別紙布達之刪志ニ而御承知可被下候、此外申上度事御坐候得共、用務多忙中、頭文為待置、閣筆如此ニ御座候、頓首

六月九日 辱知梅坪

敬堂兄

(解説) 年代は、長谷川の川越在住で明治二二年である。第一回県会は、六月二五日に浦和の県立小学師範学校で開催された。事前に長谷川から郡内議員の動向が伝えられ、川島からは議案書の提供が約束されている。

112 一八七九(明治二)年六月二日 中村孫兵衛書状(大里郡連と浦和

今福屋へ到着、上中条村選挙落選人職場斡旋依頼) (長谷川家九七〇)

〔封筒裏書〕川越町入間高麗郡役所ニ而 長谷川敬助様行 御親剪
〔封筒裏書〕封 十二年六月廿二日午後投入 浦和今福や二而中村孫兵衛

*消印「浦和／武蔵・足立・六・二三」

生・八木原・小林・大里郡連共儀、唯今今福やへ着仕候間、不取敢御報知申上候、偕而先便申上候建儀云々、篤と御高評相仰申度、此辺御詮議之上ハ、否共至急御回答願上候、且弊邨之義も不得止三名云々ニ而戸長公撰ヲ致候処、島田氏へ当撰相成候、右ニ付彼ノ貧生且溫柔ナル樋口氏閑散人ト相成、誠ニ憫然之事ニ付、諸君ノ御高評ヲ以北埼玉郡辺へ金十円取位ノ郡書記ニ御周旋ハ如何、若シ此等方行ハレ兼候ハ、戸籍係ノ岡部老人死去跡へ、右直段ニ而御採用被下度、実々諸君ニも百般之事情御明察ニテ、仮令三四ヶ月限ニ而も宜敷候間、同氏ノ面目如何、御斟酌被下度、此段深ク御依頼申上候間、御三君ニ而御決便御回答願度、最も其中当駅へ諸君之中御出張も有之候ハ、其節伺候而も宜敷、前件呉々も懇願仕候、且県会ニ付御見込之義有之候ハ、細太トナク御報願上候、草々

六月廿二日 中村孫兵衛

長谷川様

稲郵様

石阪様

尚、小林氏ノ皮付ハ正ニ受取候

(解説) 年号は封筒裏書により明治一二年、明記されていないが、六月三日というと第一回県会の直前で、中村など北埼玉郡選出の議員は大里郡の連中とともに浦和に出てきた。書状の主題は、上中条村での戸長選挙で落選した樋口の仕事の斡旋であろう。末尾で、県会についての意見を求めている。

113

一八七九(明治二)年六月二四日

鈴木敏行書状(熊谷警察署へ長谷川を相手取り吟味出願)

(長谷川家二一九三)

〔封筒裏書〕長谷川入間郡長殿 親展急

*消印「熊谷ノ武蔵・大里・六・二四」

*消印「上尾ノ武蔵・足立・六・二五」

〔封筒裏書〕大里郡長鈴木敏行

*消印「川越ノ武蔵・入間 六・二五」

連朝之雨天御同窮ニ存候、陳は昨夕知人突然来テ語ルニ、昨日熊谷警察署江地所之件ナルヤ、先醒ヲ相手取吟味ヲ願出候趣違承度候、何等御心当りは無之哉、若果シテ然ラハ余リ大火ニ不及内、御消防之方と存候、乍去事之真偽是非は明弁難致候様も、唯々知人より聞込候儘不取敢申上候、若御心当りも無之様ナレハ、附会説ニ就御聞流し可被下候、右申上度、書外は万緒付拜晤候、早々頓首

六月廿四日 敏行

敬介様

(解説) 長谷川の入間高麗郡長在職で、明治一二年と推定される。書き出し近くにある「先醒」は、先生、先輩のこと。「違」は、急ぎの意である。長谷川の個人的な経済活動の一面がうかがわれる書状である。

114

一八七九(明治二)年六月二五日

中村孫兵衛書状(第一回県会景況報

告加藤政之助来訪)

(長谷川家一〇〇七)

〔封筒裏書〕川越町へ人間高麗ノ郡役所ニテ長谷川敬助様行 御親剪

*消印「浦和ノ武蔵・足立・六・二五」

〔封筒裏書〕十二年六月廿五日 浦和大浦屋長造方ニテ中村孫兵衛

本日七長次官其他各課ノ官吏出張相成候

第二号通信

昨日ハ規則立案ノ為ニ五名ノ委員正副議長共議事堂へ詰合、午後五時ヨリ各自協議之上親睦会ヲ相開キ、生等モ随分酔ヒ倒ニ相成、其

有様思コトニ、小林ガ内藤新宿ニ而プランデヲ吞タル時ノ如シ、然シテ今九時開会、議事規則ノ質問及逐条儀ヲ議シ候、右ニ付立案委員タルヲ以、番外番ノ席ニ就キ、竹井も二番ニ、笹田氏三番ニ、最も同氏ハ質問中丈ニ御坐候（是ハ同人ノ手ニナリシモノ故ニ諮問人タリ）次ニ逐条ニハ余程愚論及誤解起も、頗ル生等ニヲイテ弁明（松田大書記ニ比ス）致シ、規則丈ハ一ノ修正無之、（是ノ規則ハ笹田氏ノ編輯シタルヲ小生仲間ニ而修正シタルモノ）原案ニ可決ス、且竹井氏ノ議長ハ本日杯何ウカヤリキリ候、併シナガラ半分以上生ト竹懿ノ建議ニ而議長ノ任ヲ尽シ申候、此辺ハ別ニ不申上トモ、君等ノ面々御明察之事と奉察候、次ニ小林氏ハ存分ノ確論ヲ吐キ、八木原氏も弁多ク原案其他ノ賛成ヲ表シ、誠ニ欣然此事ニ候、次ニ湯本氏ハ一トシテ纏マリシ議論も無之、誠ニ歎息罷在候、右ハ情況荒増申上候間、尊兄等ヨリも御投書是祈候

六月廿五日 中邨孫兵衛

小林呉十郎

長谷川兄

稲邨兄

石阪兄

尚々、加藤政之助氏本日大浦やへ着同座致候、新聞記者モ五名計参り候、外ニ湯本氏ヨリも宜敷トノ伝声

（解説）年代は、封筒裏書により明治二二年、第一回県会初日の状況が、当事者の眼で詳しく報じられている。第二号通信とあるが、第一号は六月二二日付の史料112か。六月二三日に開場式があり、白根県令の演説と議長以下の選挙が行われた。議長は竹井澹如、副議長は根岸武香と旧知の人が選出された。中村も議長選で一票を得ている。五名の立案委員は、中村孫兵衛・竹井懿貞・埼玉村（行田市）

の湯本義憲・惣新田村（幸手市）の間中進之・大間村（鴻巣市）の福島耕助であり、圧倒的に県北の勢力が強かった（以上『埼玉県議会史』第一巻、一八四〜一九二頁）。翌二四日は県会議事規則を立案し、終了後は懇親会となった。二五日が県会の初日で、議事規則を審議した。議案の審議は、第一次会（総体論）、第二次会（逐条議）、第三次会（確定議）からなる（『埼玉県会議事規則』）。同僚の小林（呉十郎）、八木原（三郎右衛門）、竹懿（竹井懿貞）の活躍、議長竹井澹如の采配を伝えている。なお、松田大書記とあるのは、吉田清英の誤りであろう。末尾に、加藤政之助が新聞記者同行で浦和の旅宿大浦屋へ着いたことを記している。六月二八日の『郵便報知新聞』には、県会開会の景況が報じられるが、蚕紙製造の真っ最中で議員の三分の一が欠席と伝えている（『埼玉県自由民権運動史料』一一七頁）。

115 一八七九（明治二二年）六月二六日 加藤政之助書状（埼玉県会開場、議員諸君へ拝顔、中隣へ転居）

（封筒裏書）

「埼玉県下川越町入間郡役処 長谷川敬助様」

「封筒裏書」

「六月廿六日 浦和宿大浦屋加藤政之助」
久々御疎瀆之段多罪々々、陳は今回県会開場相成、右ニ付小生段々見込も御座候間、昨廿五日より浦和迄罷越、議員諸君ニ拝顔仕候処、殊之外奮発之様子、余等人民之代人にして如斯なるハ、御同然欣然之至ニ御座候、貴君御出京も無之哉、御出も無之候得共、若し御出掛ニも相成候ハ、御立寄被下度奉存候、生此程中隣家江移転仕候間、是又申上置候、先は右迄、余は期拜面候、敬白

六月廿六日 加藤拝

長谷川様

（解説）年代は、県会開会で、明治二二年と推定され、関連する中村孫兵衛書状

もある(史料114)。加藤は出身地の埼玉県会の様子をみようとして浦和に向いたのである。「段々見込も御座候」とあるが、翌一三年一〇月、加藤は埼玉県会議員となる。自身の「中隣」への引越も報じる。

116 一八七九(明治二)年六月二六日 福沢諭吉書状(中学校教師費用)

(県史CH中村家二九)

〔封筒裏書〕 埼玉県下浦和宿大浦屋長造方 加藤政之助殿

*消印「東京/十二年/六/二六/ほ」「浦和/武蔵/足立/六/二七」

〔封筒裏書〕 封 東京三田福沢諭吉 出

青森県二而郡中学校設立之旨ハ、該県管下六郡小学之生徒、既ニ卒業スル歟又ハ就学中俊英之少年アルモ、他方ニ遊学之場所なし、仮令其所アルモ遠方ヘ子弟ヲ遣ス之費用ナシ、依テ各郡ニ上等之教を授ル之ニ校ヲ設ケントノ考ニテ、即チ今回之中学ナリ、其教師ハ固ヨリ田舎之義、大造ナル人物ヲ要セス、月給二十五円ヨリ三十五円ノモノを名ト申ス事ナリ、此郡中学ノ中心トシテ県庁下ニ又中学ヲ設ケ、其教師ハ百円、助教之ニ準ス、百円之教師ニは津田純一赴任之積ナリ、右之次第ナレハ一郡中学之費用老年ニ五百円以上、迺モ千円ニ足らざるべし、埼玉杯ニ設けたらバ、東京往來之便利宜布ガ為メ、青森よりも金ハ少なくて良師を得べし、右要用御返詞置候、早々不備

六月廿六日 福沢

加藤様

(解説)年代は消印により明治一二年である。封筒の宛先に、浦和宿大浦屋長造方加藤政之助とあるのは、ちょうど加藤が県会視察に来ていたためである。こ

で、中村孫兵衛に会っているので、この書状が中村家にもたらされたのであろう(史料114・115)。内容は、中学校教師の給与について、青森県の例を説明し、東京に近い埼玉なら、より少額で良い教員が得られるであろうとしている。おそらく、中村などから質問を受け、加藤が問い合わせた回答であろう。埼玉県では、明治七年六月に師範学校を設置、翌八年二月に中学校を併設し、県立学校と称した(二時、医学校も併設)。一二年九月、師範学校と中学校が分離されたが、一二年一月に中学校は県立中学師範学校と改組されていた(『埼玉県教育史』第三卷、四二二~四二二頁)。こうした中で、県会では、七月二五日に竹井懿貞から中学校設立の建議があり、中村孫兵衛もこれに賛成したが、最終的には否決された(『埼玉県議会議史』第一卷、二四〇~二四二頁)。翌一三年の県会では、公立中学校補助費として計上され、中村はその必要性を力説している(同前、二八〇頁)。

117 一八七九(明治二)年六月二八日 埼玉県会の状況

(『郵便報知新聞』明治二二年六月二八日府下雑報欄)

○埼玉県々会の現況

議事堂ハ仮に浦和師範学校を用ひ本月廿五日を以て発会とす、議長ハ竹井澹如・竹井懿貞の二氏同数の高点なりしが、年長を以て澹如氏に譲る、同氏ハ閑雅なる風流才子なれハ、其議長席に着くや、衣冠の整然たる、人をして恭敬の情を起さしむるに足ると云ふ、次に副議長ハ根岸武香を挙げ其他立案委員と称するもの竹井懿貞、中村彦兵衛、間中進之、湯本義憲、福島耕助の五名を撰挙せし由、議員ハ未だ悉く出揃ハす欠席の者三分の一なり、是ハ多く児玉郡中の人にて、実を言へハ当時蚕紙製造の真最中なかく、容易に自宅を明け、こと能ハさる故なりと、是等ハ何れも表向当分病気なれど来月初旬頃にハ一同必ず全快出席なるへし

〔解説〕第一回埼玉県会開会の様子を伝える新聞報道。議長選では、同じ熊谷町の竹井澹如四〇歳と竹井懿貞二五歳が同点となり、その他の委員も熊谷周辺が強かった。あいにく蚕紙製造の時期と重なり、欠席議員も多いと報じられている。中村孫兵衛の書状(史料14)では、慶應義塾の加藤政之助と新聞記者が取材に来ていたことを記している。

118 一八七九(明治二二)年六月二十九日 稲村貫一郎書状(郡吏傍聴之儀)

(長谷川家九六六)

〔封筒裏書〕
「長谷川様 親剪」

〔封筒裏書〕
「石坂・稲郵拝」

謹啓、郡吏傍聴之儀、高雄先生は引続き傍聴御許シニ相成候得は、都合よろしく様三原君ヨリ被申聞、迂生も相考候ニ、随行事務も全ク了リ、帰郡之日ヨリ自由傍聴ナレハ敢テ御差支も有之間敷敷、煩高案候、且中郵ヨリ委托云々、〈樋口〉御協議ニ相成、何レカ御決定相願候

六月廿九日 稲郵

石坂

長谷川様

〔解説〕年代は稲村と石坂の郡役所在任から明治二二年と推定される。文中に出てくる高雄や三原は入間高麗郡役所の書記である(埼玉県職員録)『新編埼玉県史』資料編19所収。「郡吏傍聴」云々は、県会の傍聴であろう。

119 一八七九(明治二二)年七月二日 石川弥一郎書状(新潟地方の耕地と

農民、新潟新聞主筆古渡資秀、埼玉県会の状況如何、妻沼歡喜院副住職土宜法龍紹介)

〔封筒裏書〕
「埼玉県入間郡川越町郡役所 長谷川敬助殿」

*消印「横□/越後・□□・七・三」

〔封筒裏書〕
新潟県出張先石川弥一郎

*消印「高崎/上野・七・六・午前」

明治十二月七月二日

*消印「川越/武蔵・入間・七・七」

維時七月節届共、陽盛暑鏢金、伏惟、起居康寧、何喜如之、肅啓、は客月七日於東京報北陸行、爾後神戸ヨリ越前敦賀・坂井兩港及福井ヲ経テ石川県ニ至リ、同県ヨリ直ニ当地へ来リ、去月廿日ヨリ郡郵ヲ巡回ス、東京ヨリ新潟着迄ハ、神戸ニテ一日雨ニ逢フ耳、爾余連晴至極好都合、廿日頃より毎日陰晴、不常コト数日ナレトモ、廿八日ヨリ梅雨全晴、暑氣日募、巡村之苦可知之、乍併会津及当国ノ諸高山ニハ白雪斑之(越中加賀モ又然)、得兩句曰、六月薰風猶未遍、青山処々雪斑々、北陸之景況御推知可有之、本月下旬迄ハ当国ヲ巡回致居、廿六七日頃出發、再越前ニ赴ク都合故ニ、帰京ハ八月廿日頃ニ可相成、三伏ヲ北陸ニ於テ経過スルハ、随分好都合之筈ナレトモ、日々傘ヲ手ニシテ田畔ヲ歩行クハ、随分難儀之事ニ有之、雖然如旧至健康、喫飯ハ時トシテ平時ニ倍スルコト有之、此段ハ乍慮外御安心可被下候、○北陸之形況ハ又自格別ナルモノニテ、生不敏ト雖モ発明スルトコロ不尠少候、○来月帰京之上御面会ヲ得ハ、南海之奇談、北陸之珍話、中々御話力沢山有之候、先越後ノ一斑ヲ陳述セン、○当国ニテ最吾人ノ眼目ヲ驚カスモノハ、耕地所有ノ不均、即大農ノ多キ則是也、越後州ハ日本ノ英国(農民ノ生計上)ト謂フモ誣言ニアラサルヘシ、千町以上ノ耕地ヲ有スルモノ十ヲ以テ数フヘク、百町以上ニ至テハ数フルニ違アラス、故ニ村中ニ入テ、其耕地ハ他村人所有多キカ、村人ノ所有多キカヲ問ヒハ、村人所有多シ

ト答フルトコロハ甚稀也、或部分ハ村中挙テ一人ノ所有ニ歸スルトコロアリ由、是貧民ノ多キモ又堪驚、概シテ耕地ヲ一枚一筆モ有セス、纔ニ宅地ノミヲ有スルモノ多シ、貧民即小作人ノ無知ナル、又堪驚、實ニ地主之奴隸タルノミナル、語曰、強之肉弱之食ト、生曰、貧而愚ナルモノハ、富而智アルモノ、タメニ需要ヲ充タス器械也ト、○雖然トモ大農モ世ノ風潮ノ変セシト、地租改正トノタメニ、漸々衰滅スルモノ多キニ至ラン乎

又曰ヲ驚カスモノハ、平坦地ノ広キ是也、東越後新潟ヨリ村上以東迄、南北凡ソ二十里、南北十里、平田茫々トシテ陌ヲ連ネ阡ヲ并フ、其間南ヨリ北ニ向テ信濃川・阿賀野川・加治川及其他数条之溪流之ニ注ケリ、乍併其斜面ノ低度ナルカ、地味ノ瘠薄ナル、人口ノ寡少ナル、池沼ノ多キ、氣候ノ寒キ等、無数ノ患害アリテ、平田ノ多キ割ニハ收穫ハ寡少ナラン、○皮相上ノ思想ハ先如此、其他詳細之景況ト之ニ就テノ意ハ、後便ト面會トニ可相讓候

新潟ハ近頃兩度大火有之、其一ハ客月七日、其一ハ一昨夜、乍併兩度共第一等之土地ニハ無之、先二三等位之町柄ニ有之候

古渡資秀當時新潟新聞ノ主幹トナリ、常ニ社説ヲ書キ候赴、先日一夜相訪談話數刻、乍併同氏モ新潟ニアルノ日猶淺ク、且郡村へ出テ候事ハ無之ニ付、大農之利害如何ノ如キニ至テハ、猶未研窮セサルモノ、如シ、○当県ハ即今県會議員撰挙中之由、議長ナゾハ新潟市街中ヨリ可出ト云評判也、豪農多シト雖人物ナシ、○其御地県會ハ如何ニ候哉、乍御手数形況御報道被下度候、客月中東京ニテ一二ノ鄙見中郎君へ申上候、定テ御聞取之事ト存候、高見如何、是亦御示相願度候也、時下暑氣日一日ヨリ甚矣、幸為国家保愛、不一

七月二日 石川弥一郎

長谷川敬助様

稲邨貫一郎様 侍史御中
石坂金一郎様

尚々、中郎君へハ別段書面差上申候間、幸便有之候得は、宜敷御伝声相願候、生へ御書面被下候ニハ、左ノ肩書御加被下度候
新潟県出張

地理改正事務局

廿五六日頃ニハ必出發石川県へ参り候間、同県へ御宛被下度候

(※同封別紙)

再啓、客月於東京中郎君へハ已ニ委細申上候得共、任幸便猶又申上候、其事ハ妻沼歎喜院副住職トナリシ土宜法隆氏之事は也、同氏ハ固仏学漢学ハ充分有之、加之近頃慶應義塾ニ入り英学ヲ攻メ頗才学ニ富ミ、弟ノ之ニ交ル又頗親且篤矣、實ニ不易得人物也、○右様之人物妻沼ニ来ルモノハ該地方之幸福也、因之吾七名社ノ諸兄ハ閑暇アルゴトニ同院へ遊ヒ、親密之交際ヲナサハ頗有益之事ニ可有之ニ付、中村・鯨井兩兄始メトシテ、同院へ参り候様致度、又生ヨリモ其旨ハ已ニ既ニ土宜氏へ通知及ヒ、同氏モ頗ル之ヲ喜ヒ候趣返報有之タリ、因之報之如此

(解説)年代は、封筒裏書により明治二二年である。新潟の出張先からの書状で、当地の土地所有、農民の存在形態を詳述する。後半にある『新潟新聞』は、明治一〇年に創刊、慶應義塾出身者が代々主筆の民権派新聞である。ここにみえる古渡資秀は、明治二二年四月に入社するが、八月にコレラで死去した。後任は尾崎行雄である(『新潟新聞』『国史大事典』など)。別紙の「再啓」で、妻沼の歎喜院副住職となった土宜法龍について詳しく紹介している。石川は、すでにこれらのことを中村に伝えたとするが、現存する中村の長谷川宛の書状にはみえない。なお、石川は明治五年四月、土宜は同九年五月に慶應義塾に入社している(史料1)。

29)。注目すべきは、土宜の保証人が、内務中録田中正禪となっていることである。この間の経緯は未詳であるが、田中と石川は妻沼両宜塾以来の仲であり、田中は明治五年正月から左院へ出仕、その直後に英学塾、共憤義塾へ入塾している（『熊谷市史』資料編8、四七頁）。石川と田中は、同時期に東京で新しい学問を学んでいたことになる。そうしたなかで、土宜と知遇を得たものと推測される。この追伸部分については、文書館目録では独立の文書として扱われ、前掲『熊谷市史』資料編8)にも掲載したが、ここで改めて完全な形で収録した。

120 一八七九(明治二)年七月二日 中村孫兵衛書状(加藤氏帰京、福沢

氏演説会聴聞予定、県会で師範学校費・土木費審議、七名社連中県会

へ出頭)

(長谷川家一〇〇〇)

〔封筒裏書〕

〔長谷川〕川敬助様行(御力)親剪

〔封筒裏書〕「浦和大浦や二而中村孫兵衛 七月十一日」〔三原〕

*消印「浦和/武蔵・足立・七・二二」

九日御投入之御書面到着、直二竹井へハ相届ケ候、加藤氏ハ昨日帰京仕候間、都合ニヨリ明日福沢氏ノ演説ヲ聴聞ナガラ出京ノ胸算ニ御坐候、当県会も昨日小小学師範学校丈ハ弐千円以上ノ減額ニ而決議相成、本日ハ土木費ニ取掛候手筈之処、中々御議論面倒故、更ニ半数以上ノ欠席ニ而開会ニ不及、弥明日ハ土木費ニ差掛候、此項ニ付而ハ夫々意見有之、充分発論之積リニ御座候、ナレドモ過半数ノ同意者ヲ可得トハ確信難仕候、実ニ愚論もヨレバ決議トナルノ笑止、此項ニ有ルベシト信候、且七名社連中も十四五日頃ニハ出頭致候様子ニ付、其辺稲村君ニハ御酌被下度、右ハ別段奇事も無之、嘗昨日常外ノ両先生ハ県〇〇下ノ御説諭ヲ被リ、從而生等へも公平無私

ニ而議論可致様議長ヨリ申渡サレ候(是ハ〇〇ヨリノ伝達ナリト信スベシ)次第、此段御承引可被成候、草々

七月十一日 中村孫兵衛

長谷川

両兄

稲郵

(解説)年代は、長谷川の入間郡長在任により明治一二年、第一回県会が始まって間もない頃である。冒頭に加藤氏は、県会を視察に来た加藤政之助である。欠席議員も多く予定通り議事が進まないなか、中村も明日は福沢の演説を聴きに東京と記している。福沢には加藤政之助を介し、六月二六日付の福沢書状(史料116)で中学校教員の給与について教示をうけていた。七名社連中の県会視察というのも面白い記事である。なお、末尾にある「番外ノ先生」とは、議案説明のため県会に出席した県側の官員で、笹田黙介や川島模坪などが想定される。

121 一八七九(明治二)年八月二日 石川弥一郎書状(埼玉県会日誌など落

手及び批評、新潟及び石川県会選挙、コレラ流行、帰京遅延、越後地方

大農の所以は新田開発)

(長谷川家九八四)

〔封筒裏書〕

石川県越前出張先石川弥一郎

〔封筒裏書〕

明治十二年八月二日

新潟県へ向ケ御差越之芳翰及県会日誌等該地ニ於テ落手、御地之近況一々奉敬承候、其後県会御傍聴モ被成候事トト推察仕候、如何之景況ニ候哉、竹井氏之議長、根岸氏之副議長ハ先々可也之出来ニ可有之、其他ノ各議員モ悉皆其郡屈指之人物、特ニ今回之議員中ニハ、是迄区吏村役等ヲ一向ナサ、ルモノモ幾分有之、定而充分(幼稚議

会ニシテハ)ノ結果ヲ得ラルヘキ歟

生事客月廿五日新潟出立、廿八日金沢着、本日当地へ着致候、新潟県八目下議員撰挙中ナレハ如何ノ人物出掛候哉モ難考候得共、古渡氏ナゾノ所考ニヨレハ、議長ハ新潟第八銀行ノ副頭取ニシテ新潟新聞ノ社主ナル某ト申事也、石川県ハ昨日ニテ閉会、其重ナル議員及議長ハ金沢区ヨリ出テ(金沢区ハ人口十万余)タル士族ニテ、被撰権ヲ得ルタメニ故ラ地面ヲ近來購求セシモノ也ト云、其結果ノ如何ハ未聞知(新聞紙アレトモ未読)、民会話休題、当地方ニ來リテ最可懼モノハ流行病也、金沢ニハ即今患者六七十名、其六分ハ必ス死スト云、福井モ二十三人ハ有之、当地方流行病之蔓延ハ、福井ヨリ五里北ナル坂井港ヨリ始ム(坂井ハ敦賀ト相対本州ノ要喉)、而テ東漸セシモノ、如シ、故ニ今日之勢ニテハ越前地方ハ漸減シテ加州地方漸盛フ如シ、乍併是モ不遠シテ漸減ニ至ルヘシ、県官予防ニハ頗尽力セリ

却説、過般ハ廿日頃帰京之旨申上候ニ付、諸君之休暇モ生帰京迄御延シ、共ニ緩々高論快談ヲ可致云々被仰越候処、此快事モ又何日歟、帰期一層遅緩セリ、遺々憾々

一体石川・新潟兩県ヘハ久野六等出仕ナルモノ出張シ、生及他ノ一名之ニ随行セシカ、越前地方流行病其他ノ障害アリテ、巡回之運ニ至ラス、又久野ハ至急帰京ヲ要スル事アリ、因之久野及他ノ一名ハ廿九日金沢出立、信州へ出テ中山道ヲ過テ帰京、生独り当地へ留レリ、先ツ生ハ其障害物ヲ除ク事ニ幾分力閑接ニ力ヲ尽シ、而テ久野ノ再出張ヲ待ツ事也、故ニ帰期ハ多分西風送涼、秋氣滿天之候ニアラン、官海ノ風濤人意ニ随カハサルコト、事々如此、噫

然レハ当分此虎烈刺蔓延中ニ居ルモノナレハ、頗ル諸君ノ懸念ヲ煩スヘケレトモ、生ノ当県ニアルヤ県令ノ請求ニ応シテ留メラシユヘ

(格蘭ト然トシテ国賓也トハ難申ケレドモ) 県賓位ノ所ナレハ、旅宿モ県ヨリ高燥清潔之地ヲ択テ之ヲ供シ、予防藥等頗行届、加之飲食起臥ニ自身注意致候得ハ、幸ニ高慮ヲ勞セラル、コト勿レ

石川県地方ノ景況ハ、在県日浅未タ其一斑ヲモ知ル能ハス、○越後地方大農之義先般申上候処、其原因等御考按色々被指越、生モ又其原因ヲ考按致候得共、之ヲ取調ル事不精密ナレハ未タ確乎タル所見無之、乍併新田多キハ其大原因之一也ト断定仕候、一体東越後ハ蒲原一郡、岩船郡ト云小郡トノミ、南蒲原ハ一郡ニテ故高四五拾万石ハ有之、其改正反別田畑宅地惣計ニテハ拾壹万町余、一郡ニテ越後一國ノ半分余ヲ占メ、吾国稀有之大郡也、生ノ知ル所ニヨレハ武蔵ノ埼玉、下総ノ葛飾ノ如キハ殆之二亞クモノナリ(葛飾ハ目今崎玉・千葉・茨木・東京ノ四地方ニ分割セラル)、今此三郡ノ如何シテ如此大ナル歟ヲ考按セハ、其原因ハ皆同一ニシテ符節ヲ合スルカ如シ、其郡ノ新田多キ是也、新田ノ多キハ古昔河内池沼ノ地ナレハ也、按スルニ古昔王朝ニ於テ國郡ヲ置クヤ、猶今日府県郡区ヲ設クルカ如シ、然ルニ以上三郡ノ如キ大郡ヲ置クモノハ他ナシ、之ヲ置クトキニ当リテ、河内池沼郡中ニ縦横シテ許多ノ地盤ヲ占メ、其耕宅地トナスヘキモノハ僅々今日ノ十一ニモ過キスシテ、其村落タケニ附テ見レハ、地形今日ノ如渺漠ナラス、却テ并整一部落ヲナセシモノナラン、世開人口繁殖スルニ從テ漸々開墾、遂ニ今日ニ至リシナリ、○巡回中曾蒲原郡古図(七八百年以前ノモノ)ヲ見タリ、其図ニヨレハ本郡ハ大半海ニシテ、其海面ノ今日村落トナリシモノハ、実ニ殆ント方千里ニ至ルヘシ、(其他其海面ナリシ証左ハ猶多シト雖モ略之)、此海面開墾セラレタルノ初メハ、蓋シ元龜・天正ノ乱以前ヨリ徳川ノ初世也、此大農ハ先祖ハ皆其開墾人及開墾人ヨリ買受ケシモノナラン、然ル所以ハ、開墾ニハ堤防ヲ築キ悪水ヲ切落ス等頗

巨費ヲ要セハ、区々小民ニハ到底難及処ナレハ宜矣、大農ノ多キニ至ルコト、然レトモ其大農ノ衰替セスシテ連綿今日迄維持セシ原因ナゾハ、猶考按シ能ハス、其辺ハ帰京之節迄ニ篤ト勘考シ、会見之節一ノ演説題トナスヘシ

時下当地ト雖猶烈日炎風、人ヲシテ難堪カラシム、想フニ御地ハ一層甚シカラン、为国家保重、是祈、勿々頓首

八月二日 於越前福井 石川弥一郎

長谷川敬助様

稲邨貫一郎様

石坂金一郎様 侍史

猶々、生義両三日当地滞在之上尚金沢へ参り、当分金沢ニ滞在之積ニ候間、若御書面被下候節ハ、石川県庁へ向ケ御差出相成度候

(解説) 年号は、封筒裏書により明治二二年である。冒頭に第一回県会への言及はあるが、地租改正事務局の職員らしく土地問題が中心で、政治向の話は少ない。四国からの「阿波通信」もこのような内容であったのか。宛名が三名になっているのは、七名社員として平等に扱っているであろう。

122 一八七九(明治二二)年八月七日 石坂金一郎書状(免職及び欠員補充願)

(長谷川家九六七)

〔封筒裏書〕 「長谷川敬助殿 内密親展」 「石坂金一郎」

委細ノ儀ハ御面談申上ベク候得共、最早拜命以来殆ンド半年ニモ相成候ニ付、免職相願度心得ニ御座候間、兼テ欠員ヲ補ヒ候、御手配被下置度奉願上候、右ハ甚だ卒然ニテ失敬ニハ候得共、或ル人ヨリノ諭示モ有之、実ニ不得已義ニ付、此段御諒察是祈候、御都合モ有

之義ト奉存候ニ付、予テ申上置候、以上

十二年八月七日

長谷川敬助様

石坂金一郎

(解説) 長谷川は、石坂のこの書状をうけすぐに学務課長の川島模坪に、同課の大坪美福を石坂の後任に打診したが、八月一八日に断られている(史料124)。

123 一八七九(明治二二)年八月九日 演説会の無い熊谷の近況

(東京曙新聞) 明治二二年八月九日

○埼玉県熊谷近況 小学校に有し演説会も最早中絶して当時ハ一ヶ所も演説会のなきハ長大息の至りなり、○主信社に於てハ側に新聞縦覧所を設けて諸新聞を無料にて有志者に見するハ奇特のことにこそ○漢籍奴隷の倍々増加するハ氣運の然らしむる所と見えたり、○詩歌ハ益々盛大に赴くの兆候なり、○髯鯨先生も随分妓楼にお登りなさるゝ五様子、○到处として不景氣の不の字を言ハざる者なきハ唯農の五月計りの然らしむる所にあらざるの様子、○富士講の大流行にハ臆と歎ずるのみ、○絃妓酌婦ハ都へて竊かに娼妓職を兼業の様子、○達磨(東京の地獄)ハ愈々大流行、○新聞社へ投書する者ハ随分沢山あれど多くハ没書函の幽霊にでもなる者と見ゆ

(解説) 最初の項目は、共同会が熊谷小学校に開催した演説会の盛況を懐かしむものである。明治二二年四月の郡役所設置で七名社員のうち長谷川、中村、稲村、石坂の四人は川越に移り、石川と小泉はそれ以前に熊谷を離れているので壊滅状態である。なお、以下の項目は熊谷と断定はできないが、掲載箇所の次は府下のコレラ死亡者になるので、一応の区切りとしてすべて収録した。

124 一八七九(明治二)年八月二日 川島樺坪書状(石坂後任に大枝美福は不可、厩烈刺病蔓延)

(長谷川家九三九)

〔長谷川敬助殿 貴答 川島梅坪〕

貴書拝読、秋暑如燬、倍御勉務奉欣然候、陳は貴郡学務担当石坂氏、近頃多病辞職致度旨云々有之、就而は本県学務課大枝美福は貴郡貫籍二而、学問品行も宜布候二付、石坂氏之代任二相充度趣、縷々之来諭仕候、実二来諭之通、本人は学問品行兼備之者故二、荣誉之御照会二御坐候得共、目下本課之儀も教育衛生之事務多端二有之、殊二前途教則改正之件及小学規程等変更不致候而は不相成、地方税御施行以来は学事之影響不少、加之流行病蔓延之勢有之、課中大半は檢疫事務二相移、非常之繁劇二而、小生等日々狼狽奔走罷在、旁以前条之次第故二、本人身上之儀折角之御請求二難心奉存候、尤右は小官之自家之鄙見二御坐候間、本人之進退は上司之権内二有之、呶々申上候迄之事二も無御座候得共、御内翰之旨趣二基き、課中之都合申上候、宜布御照領是祈候、書外は拝顔可申尽候、草々頓首

十二年 八月十八日 樺坪

長谷川兄

追啓、定而御承知可有之候得共、厩烈刺病之儀各所二蔓延し、就中北埼玉郡・大里郡・足立郡・都下甚敷、新旧患者百五十名も可有之、旁以小生各所奔走罷在候、貴郡は幸二無事之趣、折角予防方法為部民奉万祈候

(解説) 長谷川が石坂の後任に県庁学務課の大枝美福を打診し、川島が断つた書状。大枝は、川越藩松平周防守家の旧臣で、明治八年九月から一一年五月にかけ、

国会開設を中心に、条約改正、地方官会議、立憲政体などの論考を『東京曙新聞』に投稿していた(『埼玉自由民権運動史料』)。おそらく、同紙へ明治八年一二月に川島漁夫の名前で投稿された民権論は、川島樺坪のものである(同前)。大枝が県に出仕したのは明治一二年三月(埼玉県行政文書明九〇七・二九〇)。それより前、明治一〇年九月の臨時教育集議では録事を勤め、長谷川とも旧知である。さらに『埼玉県内郡誌略』という小学生向けの地誌の教科書を執筆し、川島の校閲で明治一三年二月に埼玉県蔵版で刊行している。追伸では、折柄のコレラ流行について詳しく報じている。当時、学務と衛生は同一の担当であった。

125 一八七九(明治二)年八月二六日 石川弥二郎書状(福井にて入院、石川地租改正掛出張所滞在、福井の虎列刺、無定見の埼玉県会議員、貸座敷論へ憤懣、七名社でも検討要請)

(長谷川家九八五)

〔埼玉県内郡誌略〕 埼玉県入間郡川越町郡役所 長谷川敬助様 平安

於越前福井石川弥二郎

*消印「越前福井/明治」「・八・二七」

〔埼玉県書〕 十二年八月廿六日投函⑩ 昨夜十二時

*消印「越前福井/明治十二・八・二七」「東京/明治十二・一・一」

本月十七日御投函之芳翰今日落手、余暑ノ酷烈ナルニモ不拘、起居佳勝、日々御精勤之段慶賀之至リニ御座候、弟事本月上旬金沢へ一旦可参旨過般申上候処、三四日頃ヨリ熱度追々高點ニ進ミ、頭痛甚敷殆難堪ニ付、六日ヨリ福井病院ニ入り治療ヲ受ケ候、実二一時ハ絶食ニテ纔ニ牛乳ニ合ヲ朝夕ニ飲ムノミ、悪疫流行之際ニ候得は、甚心痛致候、然ルニ其後追々快方ニ向ヒ、兩三日前ヨリ殆ント全快ニ付、昨夕病院ヲ退キ旅店ニ転寓致候、先々此分ニテハ健康ニテ帰京可相致候間、乍慮外御安心可被下候、右二付今回之芳翰ハ金沢ヨ

リ当地へ相廻リ自然落手遅延致候、且説病氣全快之上八直二金沢へ可參心算二候処、石川県令明後廿八日当地へ被參候事二相成、從而当分当地滞在之事ト相成候(当地ニハ石川県地租改正掛出張所アリ、今後若御書面被下候節ハ、右出張所^江向ケ可被下候)、其御地ハ追々虎列刺蔓延之徴候有之趣、御痛慮此事二候、当地ハ追々衰滅、已ニ福井ニ於テ一時ハ一日三十人モ死者有之候処、当節ハ僅々七人位之由、金沢市街モ准之、然ルニ惡疫ハ追々東漸致候ニヤ、昨今越中地方熾盛之由ニ御座候、○古渡氏ニハ新瀉ニ於テ出立之日ニモ面会シ候処、弟ノ当地へ来ルハ実ニ惡疫ノ淵叢ニ入ルモノナレハ頗用心可致旨懇々忠告セリ、而テ彼忽然黄泉之客トナル、喫驚千々々々

今回御報道被下候県会之顛末ニヨリテ鄙見ヲ下セハ、崎玉県々會議員ハ胸無定見由、他人悲笑而悲笑者也ト評セン乎、則医学校ヲ廢スルノ議起レハ忽之ニ同意シ、貸坐敷ヲ設クルノ建議アレハ、又忽之ニ同意シ、県令医学校ヲ存セサルヘカラサルノ議^成□ヲ再下セハ、又忽然之ニ同意ス、何ソ定見ナキノ甚シキヤ、幼稚^之□県会ナリト雖モ之ヲ分析スレハ、其議員ハ所謂鉄中之錚々ナル□ノナルヘシ、而如此崎玉県人民ノ位備ハ之ニ於テ数層ヲ下セリ矣、今後之ヲ挽回スルノ策焉クニカアル、噫、○高見如何

貸坐敷ヲ置カント欲スル論者ノ鉄壁金城トスルトコロハ、蓋シ之ヲ仮テ密売淫ヲ掃蕩スルト云ニアラン、然レトモ若新^ニ公売淫ヲ聴ストキハ、其弊彼密売ヨリ甚シキモノアラシ、雖然弟今日ノ意見ハ、天下ノ貸坐敷ヲ拳テ尽ク廢却スルヲ以テ政略上ノ得策トスルニアラス、然ラハ則何ヲ以テ得策トス、曰旧貫^ニ之^レ由^ルノ^ミ、則旧者ハ之ヲ廢セス、新者ハ之ヲ設ケサルノミ、若夫レ貸坐敷ノナクシテ密売淫ノ盛ナルトコロハ、警察官ヲシテ時々懲戒セシメ、惟太甚シキ至ラシメサルノミ、堂々タル数十万人民ノ代議人ニシテ、喋々貸坐

敷ノ聴サ、ルヘカラサルコトヲ説明シテ県令ニ建議シ、堂々タル一地方数十万人ノ治權ヲ有セル県令ニシテ、某月某日ヨリ当県下ニ於テ貸坐敷差許候、此旨布達候事、ナゾトキテハ、其官民ノ無智ナル、識者ノ笑ヲ受ケサラント欲スルモ得ンヤ、夫レ今日ハ売淫之事ノ如キハ警察上ノ処分ニ一任シテ可也、堂々タル県會議員ハ不問ニ付シテ可也ト云一訣ヲ、数十人ノ議員中ニテ一人ノ知り得ザルコソクヤシケレ、噫

右ニ付吉田市十郎兄ノ所見ハ如何ナルカ、諸君吾県人民ノタメ速ニ吉田兄へ問合セ、若シ諸君モ鄙見ニ同意セラレ、吉田兄モ鄙見へ同意セラレハ、県令ノ之ヲ実施セサルニ及ンテ、県令ヲシテ其建言ヲ採用セザラシムルコソ得策ナレ、若之ヲ実施スルニ及テハ実ニ人民之不幸ナリ、然リト雖モ諸君鄙見ヲ拒テ、事情ニ通セザルノ僻見也トナサバ、弟又何ヲカ謂ハン、○嗚呼、貸坐敷論ハ実ニ意外ノ事ニテアリキ、三々嘆々

尚々貸坐敷論八十日之菊ナリト雖、七名社ニ於テモ猶篤ト其利害ヲ審議討論致候様、鯨井勘衛君辺へ至急御通報相願候、右ハ御書面拜見、貸坐敷論ニ至リ憤懣ニ不堪、匆匆採筆書不尽意、幸推読アレ、匆匆
擱筆

八月廿六日 石川弥一郎

長谷川敬助様

稲郵貫一郎様

金坂金一郎様 侍史御中

尚々、貸坐敷ニシテ止メハ、医学校ヲ一年間徒設スルモ又無妨トスヘシ

(解説) 口絵 8。年代は、封筒裏書により明治一二年である。石川は福井で高熱

を発し、入院した。「且説」は「さて」というような意味か。ついで、北陸地方でのコレラの流行状況を述べ、新潟の古渡氏の感染死を報じる。主題はようやく開会された埼玉県会にうつり、議員たちの無定見ぶりを痛烈に批判する。具体的には、県立医学校と娼妓貸座敷問題である。県立医学校とは、埼玉県が明治九年一月に浦和町に開設したものである。この県会では、経費が多大であることと、位置が南に偏っていることを理由に予算案を否決した。これに代わるものとして、八月九日に東京大学医学部へ生徒を委託する経費の建議書が中村孫兵衛から提案され、可決された。一方県は、八月一日に浦和に県立病院、熊谷にその分院を設置する議案を提出し賛成多数で可決している(『埼玉県議会議史』第一巻、二二一・三三二・三三五頁、『埼玉県教育史』第三巻、四八七〜四八八頁)。石川は、この付属病院を医学校の存続と捉えたのであろう。ついで、娼妓貸座敷問題とは、明治五年一〇月に新政府が出した芸娼妓解放令をうけ、埼玉県では翌六年一〇月に淫売を禁止する処置をとった。ところが、明治九年八月に合併した旧熊谷県の本庄町や深谷町では貸座敷という形で娼妓が公認されており、埼玉県でもそれを引き継いだ。明治一二年の県会では、さらに貸座敷を公認し、その賦金を地方税化する建議書が提出され、過半数で採択し、県令及び内務卿に提出された。しかし、白根県令はこの建議を取り上げなかった(埼玉県『さいたま女性の歩み』上巻、『埼玉県議会議史』第一巻、二二六〜二四〇頁)。この建議に対し、中村も賛成意見を述べていた。これに対し石川は、貸座敷の全廃とはいわないが、「人民ノ代議人」がこのような建議をするとは、「人民之不幸」で「憤懣不堪」と厳しく叱責している。この建議は、白根県令が取り上げなかったため、結果的には石川が主張した状況になったといえる。熊谷宿では、江戸時代後期から、飯盛女とよばれた娼妓の設置を繞って、宿と周辺農村でしばしば訴訟となっていた。石川の家は宿役人であったので、そうした経緯を十分に踏まえた意見であろう。判断の基準として、吉田市十郎に一目置いていることも注意される。石川は、貸座敷問題を七名社としても検討するよう指示しており、白根県令側とは一線を画している。

126 一八七九明治二三年九月九日 鈴木庸行書状(本月第二土曜會議延引)
(長谷川家一五六四)

封筒裏書

「川越町郡役所長谷川敬助殿親展」

*消印「松山/武蔵・比企/九・一〇」

「封筒裏書松山町鈴木庸行 九月九日午後三時」

*消印「川越/武蔵・入間/九・一〇」

拝閱、愈御精勵奉賀候、陳は本月第二土曜日二は御同前會議之事丸々延引歟、又は県庁ト集會候義歟、縷々御問合せ之処、右は別段聞込毛無之、過日倉田氏より之通報二因ルトキハ、先般協議濟差出し候書面、御聞届二不相成旨二付(就而は集會有無之事判然不致候半而は不都合歟と存候)今月之処會議は延引ナルモノト相心得候、右貴答迄、早々不備

九月九日 鈴木庸行

長谷川敬助様 机下

再伸、兼而御譚之一事いまた様子分り兼候二付、分り次第可申上候

(※別紙)

副啓、會議之事本月第二土曜日迄は多分余日毛無之候得共、若其中県庁江成集會之事二毛相成候義御聞込毛御坐候ハ、乍御手数御通報被下度相願候

長谷川様

鈴木拝

(解説)年代は、長谷川郡長在職中で明治一二年である。差出人の鈴木庸行は、比企吉見郡長である。

127

一八七九(明治二)年九月二四日 稲村貫一郎書状(長谷川看護休暇、師範学校開校式、扇町屋でコレラ、稲村上京予定) (長谷川家一〇〇三)

本月十一日附ヲ以貴翰御投寄、来ル十七日迄看護追願写シ御回シ相成、三原君二も其事由ヲ申述置候、偕今回、十八日本県師範学校開校式被執行候趣ニテ、立会之儀学務課ヨリ通知ニ付、貴地ヨリ直ニ御出県之方可然トノ見込ニテ、別封三原君ヨリ申進候趣、付而は礼服は本日退庁後行李ヨリ引ズリ出シ、履杯取纏メ脚夫カ通運之兩便ニ托シ、浦和駅「山口」^(米吉)屋へ送り置キ可申候

一、郡内及庁中別ニ異事報ス可キモノナシヘコレラ計リ

一、去ル八日ニ扇町屋ニテ虎列粒ニ感セシモノアリ、十一日ニ報告ヲ受ケ岡田氏出張セリ、患者ハ警察所ノ前ニテハ黒須警察扇町屋ニ転ス、大西氏引受ケ郡役所ニテハ詰合ナキコトニ示談、且患者も極軽症不日ニ全治可相成、入間川医者掛リニ取極メ、新敬三氏も已ニ出張シ一回診断、心配ハ無之旨引取申候、御安心可被下候

一、迂生事も彼の万次郎入塾送り込一件、此十七日(祭典休暇)十八日半トシ、十九日日曜ト附込、出京事二三原君二も願請致置、是又御含可被下候、東京ハ三河屋与右衛門方止宿之積リ、用向同氏宛可被仰聞候、遅クトモ廿一日頃ニ帰郡心算ニ御坐候

一、石阪君も帰郡相待居候

一、雑税掛長ヨリ別紙被相托候候間、御送申候、地方税・雑種税ニテ手回ラス云々、増員渴望之内談有之、委細書中ニ相悉シ有之儀ト存候

右申上度、書余面晤ニ讓ル、頓首々々

九月十四日認

稲村貫一郎拜

長谷川君貴下

今回之御出県序ニ、彼の根岸之依頼銃砲西洋人ヨリ直買云々、如何之手続ニ致セハ宜シキカト、郵田先生へ御打合相願候

(解説) 封筒は無いが、九月で稲村が郡役所勤務なので明治二二年と推定される。長谷川は、九月一五日付で親の看護願を出しているので(長谷川家六五八)、帰郷中であろう。稲村は仕事の報告と細かな指示を仰いでいる。三原、岡田は郡役所の同僚である。

128 一八七九(明治二)年九月二六日 鈴木敏行書状(福地源一郎熊谷駅一泊につき来責依頼) (長谷川家一五五八)

一泊につき来責依頼

〔封筒裏書〕(長谷川) 入間郡長谷川敬介殿 親展急

〔封筒裏書〕(長谷川) 大里郡長鈴木敏行

*消印「熊谷/武蔵・大里/九・二六」

不相変不勝之天気御同困ニ奉存候、陳は過日福地源一郎当駅通行之節は、前以御吹聴可申上事ニ御約諾候処、唯今弟方より電報ヲ以、明十七日東京出発、十八日浦和滞在、十九日当駅一泊之趣通信有之候間、同日は土曜日ニも有之候間、必御来責相願度、此段御通知旁御依頼ニおよひ候、早々敬白

九月十六日 敏行

敬介様 坐下

(※別紙)

松山郡長江御便も候ハ、御通報願度、可相成は鳥渡御立寄、御同行相願度存候、以上

(解説) 長谷川の入間郡長在職から明治二二年である。このとき応対した林有章

の記録によると、福地源一郎は白根埼玉県令と同行し、熊谷に新設された埼玉県立分病院の開院式で祝辞を述べたようである。福地は当地で一泊し、旧知の大竹政正と懇談している(林有章『熊谷史話』二四六〜二五〇頁)。福地源一郎は、東京日日新聞主筆で、明治一年東京府会議員、翌年議長となっていた。「来賁」は、賁来＝賁臨で、他人が訪れてくることの敬称である。

129 「二八七九(明治二二年)九月一八日頃」 石坂金二郎書状(当初心算より一ヶ月以上勤務、早期帰宅要請)

〔封筒裏書〕

「長谷川郡長閣下」

〔封筒裏書〕 「埼玉県人間高麗郡役所」ニテ石阪金二郎

先日は書面差上、本月上半月分ノ給料ノミヲ受取り帰宅セントセシ
処、稲郵歸郡ヲ待ツベキ旨被申付候ニ付、高論ニ任セ待チ居リシニ、
稲郵ノ歸ルヤ又曰ク、郡長ノ歸ルヲ待テト、其意ニ任セ待チ居リシ
ニ、御歸郡ハ十三日ト延ビ、又十七日ト延ビ、十八日ノ師範学校ノ
開業へ御回りニ相成候ハ、又御歸郡ハ十九日歟二十日頃ニモ可相
成、是レモ五十歩(可也)歩ダカラ待「」ルコトハ居リマセウ「」待
ツモ、最早既ニ二ヶ月余ナリ、是レヲ五十歩百歩ダト云ヘバ、今年
中デモ五十歩百歩ナルベシ、然シナガラ今月一杯ノ給料ヲ受取タル
以上ハ、今月一杯ヲ勤ムルハ当然ノ義ニ付、不得已御歸郡ヲ待チ奉
ルベシ、始メノ心算ヨリハ最早勤メ過ギル事已ニ二ヶ月余ナリ、日々
区々タル書面ヲヒネクリ回ハシテ居ルモ誠ニ飽キニケル、是上ハ君
ノ歸ルヲ待ツヨリ外ハナシ、只衣物モ取寄ルニモ及バズト思ヒタル
ニ、余リ五十歩百歩ガ幾度モ続キタル故、一枚ノ捨セガ垢ニナリ寒
サガシミル、此上五十歩百歩ガ続クヤウナラ、取寄セザルヲ得ザル

ナリ、呵々

(解説) 本文、封筒ともに年月日はないが、長谷川が郡長なので明治二二〜二三年、さらに一八日に師範学校開業式とあるので、稲村の九月一四日付書状(史料127)と符合する。よつて九月一八日以前と推定した。辞職を依頼する八月七日の書状からも一ヶ月以上が過ぎてている。

130 「二八七九(明治二二年)九月三日」 稲村貫一郎書状(川越へ封筒荷物送り、小幡入塾の件、奥原晴湖画出来)

〔封筒裏書〕

「北河原郵長谷川敬助様 要信」

〔封筒裏書〕 緘 九月廿三日 熊谷ニテ稲郵貫一郎

今郵君ノ見世先ニテ取急、乱筆御判読是祈候
拜啓、迂生事本日薄暮歸着、已貴下御歸宅後ニテ遺憾千万々々、
彼御囑之封筒先方ニ掛合候処、少々出来之分川越ニ送り、残り分は
出来不致旨ニ付、至急納成候様相談シ置、帰途尚又立寄相責込候処、
主人番頭惣掛ニテ拵居、今夕カ明朝馬車便ニテ松田屋迄送り越候筈、
遅クトモ四五日中ニハ必着ト存候、其上送り方ハ何レ方ニ可致哉、
貴客相待候、○小幡入塾之件も、兼テ加藤氏より噂之通ニテ都合よ
ろしく、帰途浦和ニテ岩田生退校之事、大浦屋長造ニ相頼ミ、近々
東京ニ遣シ候手配致候へ迂生尚又送り込ノ心算、日限未定、段々御
尽力奉謝候、晴湖画も出来致候間、拝顔之節ニ差上可申候、いつも
より匆卒不出来ニ付、兼テ申上置候、○其内拝顔、北埼玉郡役所得
ト御相談可仕、書余其節万々陳述可仕候、匆々頓首

九月廿三日 稲郵拜

長谷川君

〔解説〕封筒から稲村が熊谷、長谷川が北河原にいて、川越に荷物を送ることになっているので、長谷川の間高麗郡長時代か。また、小幡入塾云々は史料88の加藤政之助書状に見えるので、同年と推定した。

131 一八七九明治二二年九月三日 岡田稔書状(御委嘱の件検査委員

高沢氏へ引合、草野徹帰郷、比企郡釘無村コレラ) (長谷川家八八〇)

〔封筒裏書〕「綾部方ニテ長谷川敬介様 親展」

〔封筒表書〕「緘 岡田稔」

拝啓、過日御嘱托之件々ハ検査委員高津氏へ引合候処、御見込之通りニ有之候間、左様御承諾ヲ乞、却説予テ相願置タル草野徹ナル者ノ郷里ヨリ、頻リニ帰郷ヲ促カサレシ由ニテ、小弟不在中帰国之念ニ決シタル由ニテ、今井田子迄内談相断候段、昨宵帰署之上承知、右様尻ヲ据サル義ニテ貴兄ニ対シ甚恐縮之仕合ニ候へ共、父母ヨリ之督促トアレハ致方モ無之、小弟留守中御断申上候義ハ不悪御宥免相願度、参上詳細可申上処、又比企郡釘無村コレラ故、乍疎漏出発前以拙毫申上留置候也

九月廿三日

〔解説〕年代は、史料132と同封で明治二二年と推定される。岡田稔は、当時川越警察署八等警部、高津(雄介)、今井田(義光)は、ともに人間高麗郡役所の書記である(明治二二年一〇月「埼玉県職員録」『新編埼玉県史』資料編19)。

132 一八七九(明治二二年)九月二六日 石坂金一郎書状(岡田稔書状転

送、学校敷地見分、清水宗徳勸業委員承諾、阪口氏・高雄氏勤務振、稲村郷、石坂辞表県へ提出催促、大枝美福来庁、佐藤氏も連合学校否定的) (長谷川家八七九)

〔封筒裏書〕「中仙道熊谷駅池田屋平蔵方ニテ 長谷川敬助殿 親展」

〔封筒表書〕「番外」

〔封筒裏書(印刷)〕「埼玉県人間高麗郡役所」 *消印「熊谷/武蔵・大里・九・二八」「イ/九四/号」

*消印「川越/武蔵・入間・九・二六」

岡田稔ヨリ別紙一封到来候得共、格別至急用ニモ無之趣ニ付、一兩日留置候得共、余リ永ク留置クモ不都合ニ付及郵送候間、御落手是祈候

本県ヨリ学校敷地見分ハ未だ来ラズ候得共、早ク何ントカ処分ガ付カザレバ不都合ノ旨、榎本戸長ヨリ本県江願書ノ様ナ物ヲ差出候趣ニ付、不日見分ニ相成ベク歟ト被存候

御報道可申上程ノ珍事ハ更ニ無之候得共、此間田中氏ガ清水宗徳方江罷越、彼ノ勸業委員ノ話シセシ処、定メテ辞退スルダロウト思ヒノ外ニテ、是非共尽力委員ニ従事致度趣、田中も是ニハ喫驚セシ様子ナリ、併シ右様ノ気込ニ付、定メテ勉勵スルナラント思考セリ、三原杯ハ余程喜悦ノ景情ニテ、已ニ貴兄江も報知セシトノ事ナレバ、最早御承知ノ義ト被存候、阪口氏も廿日ニ拜命、余程喜悦ノ様子ニ相見へ申候、高雄氏も学務掛兼務セリ、併シナガラ従前ノ如ク、単ニ庶務ノ一途ニ従事罷在候、且是レゾ高雄ニ知ラセテ置ク方宜シカルベシト思考スル程ノ事モナケレバ、拙者モ亦構ハザレバ也

稲邸氏ハ来月二日迄ニテ十五日ニ相成候間、定メテ同日ニハ御帰郷ノ都合ニ可有之、就而ハ拙者事モ来月五日ニハ帰宅ノ都合ニ致度候間、本月卅日頃ニハ例ノ辞表本県江進達候様三原氏御申越被下度、然ルトキハ三四日頃ニハ依願免本官ノ書面到来スベケレバ也、毎度辞職ノ事ヲ催促スル様ナレトモ、事茲ニ極マリタル以上ハ、一日モ

早く高雄ナラ高雄ニ其事ヲ担任サセレバ、却テ利益多キハ明々火ヲ
 観ルガ如クナレバナリ、豈ニ敢テ拙者一己ノ都合ノミヲ云フニアラ
 ンヤ、高雄トテモ假令学務兼務ヲ申付ラレタリトテ、拙者ノ居ル内
 ハ矢張構ハザル也、拙者トテモ辞職スル以上ハ、後來ノ事ニ構ハナ
 イト云フニハ決テ無之候得共、最早近日ニ辞職ニナルト思ヘバ、世
 話ナ事ハセズニ措クハ人情ノ免レザル所ナレバ也、稲郵兄モ俱会ノ
 時ノ賜ハリ休暇ヲ合ハスレバ来月七日迄ハ休スンデモ善キ訳ケナレ
 トモ、民費表調製及ビ中小阪郵一件ノ如キモ、稲郵兄ヲシテ早く帰
 郡シテ担任セシメタル方可然ト被存候、中小阪ノ事ハ此節ハ三原ガ
 掛リニテ、時々呼出シタリ何ニ力致シテ居ル、未だ処分ハ申二付カ
 ズ

此間、大枝美福ガ三芳野学校ノ試験立会ニ来リ、何ニカ貴兄ニ用ガ
 アル様ナ気色ガ見ヘタカラ書面デモ置ケカト思フタラ、夫レモセズ
 帰県セリ

聯合学校ヲ定ムル事ハ佐藤モ参リ気込マズ、拙者モ余リ利益アル事
 トモ思ハズニ付、未だ何トモ着手セズ、佐藤ハ毎日川越近傍ノ学校
 ヲ巡視シテ、三時頃ニハ綾部ニ歸泊セリ、兩人トモ余リ好マザル聯
 校ニ付、好マザル事ヲスルモ不本意ナレバ、是レハ跡ノ学務掛ニ讓
 ラント欲ス、然レトモ是ハ世話タカラ為サナイ云フニアラズ、全ク
 好マザレバ也

右ハ岡田稔ノ書面遞送序ヲ以テ大略申上候間、宜敷御承知、書面進
 達ノ義三原氏江御申越ノ程懇祈候、且又拙者ノ五日ニ帰宅セントス
 ルモ亦聊都合ノ在ルアレバ也、早々乱筆、中郵も三舎ヲ避クルナラ
 ン、御推読是祈ル

十二年九月廿六日 石阪金一郎

長谷川賢契

阪口氏モマダ出タバカリダカラ何ンダカ知レナイガ事務ハ余リ達者
 トモ不相見候也

(解説) 石坂が郡役所辞職願の提出を催促した書状であるが、併せて庁内の状況
 を克明に報告している。長谷川は、同年九月一五日に帰省願、一〇月一日に母
 の病気で延長し、役所に不在である(長谷川家六五八、三八七)。石坂は学務を担
 当していたが、後任に考えていた大枝美福を川島模坪に断られ(史料124)、庶務
 の高雄が兼務する段取りになっていたようである。学校の調査をしている佐藤氏
 は、郡役所の名簿には出てこないの、正規の役所職員ではなさそうである。勸
 業委員を内諾した清水宗徳は、上広瀬村(狭山市)の製糸家として知られ、第一
 回の県会議員でもある。

133 「二八七九(明治二二年)二月八日カ」 今村市郎書状(小作証請求

勸解願、コレヲ騒動)

(長谷川家二二九五)

七日御投函ノ御書面本日朝到着、正ニ拝誦、被仰越候鈴木君ヨリノ
 御状、至極宜敷様被存候間、御書入ノ方可然と存候間、其段不取敢
 御返書差上申候

一、小作証請求勸解願、被告は、例ノ通り返リ証ガ改正ニナレハ、
 早速小作証モ差入ルレトモ、左ナキ内ハ小作証は決シテ差入レ難
 キ旨ヲ主張スルニ付、掛官(関村判事補)ヨリ申聞ケラレ候は、
 若小作証ヲ差入ル之コト否ナレバ、立毛ノ儘地所ヲ原告江引渡
 旨再三再四被申聞候得共、少シモ心セズ無暗ノ答弁ニ付、無程兩
 者白洲止メ被申付候後、式日程不参致シ、漸ク今日出頭シ罪金徴
 収ノ後尚御説諭ノ処、私同様強情ヲ張り、矢張白洲止メノ後、明
 日出被申付候、尤今日は結局ハケ様其次はケ様ノ手續ニナリ、終

二は兵隊ヲ備置テナリトモ其地所は取上ル手續ニナル抔トマテ御説諭有之候得共、中々聞入レ不申候、尚跡は後便可申上候

今村市郎

長谷川様

尚々、警察署吟味願ノ義は、コレヲ騒キニ付、追テ呼出スト申サレタル儘、未夕呼出シ無之候

一、先日判決相成リタル分ハ、近日執行願ヲ致ス心得ニ御坐候

一、御地モコレヲハ根絶シテ相成候趣、先々御案心ニ御坐候、当地

モ近頃風聞承リ不申候

一、聞置ヨリモ一書差上ヘキ御坐候得共、取込居候間、宜敷申上呉候様被申聞候

乍末筆一寸申上候、以上

今村市郎

長谷川様

(解説) 目録では中村孫兵衛書状となっているが、封筒だけで、中身は今村市郎の書状である。今村は熊谷の代言人と推定され、明治二年一〇月二五日付で地所売戻しの約定書を作成し熊谷警察署へ提出している(長谷川家一二九三)。文中の鈴木は、六月二四日に土地出入りの報を伝えた大里外三郡長の鈴木敏行か。コレも一段落のようで一〇月、冒頭に七日投函の手紙を今日受け取ったとあるので、その翌日の八日と推定した。なお、この封筒に合致する中村の書状は確認できないが、封筒は左の通りである。

〔封筒裏書〕
一入間郡川越町本町綾部七右衛門殿方 長谷川敬助殿 無事

〔封筒裏書〕
熊谷在上中条村中村孫兵衛

*消印「川越／武蔵・入間・九・九」

134 一八七九(明治二〇)年一〇月二五日 稲村貞二郎書状(小学師範学校開業式式服祝文手配)

(長谷川家九七一)

〔封筒裏書〕
一河原郎長谷川敬助殿貴客親展 川越稲村貞二郎・石阪金一郎

〔封筒裏書〕
封 第十月十五日夜認ム

貴翰拜読、小学師範学校開業式ニテ学務課ヨリ呼状云々、右二付其地ヨリ直ニ御出呉相成候様、書面別配達之書面出シ、已ニ御落掌御了知之儀ト存候ニ付、別ニ贅言不仕候

一、官印浦和迄送り方承知仕候

一、礼服ハ本日通運会社へ差出シ置ケリ、猶明朝問合セ未夕脚夫不差出候ハ、取戻シ、新ラシキ下襦袢新調差入可申候、煙草も十本計り入置候得共、猶廿本尚又差入レ可申

一、祝文一件承知ト、石阪・佐藤両君引受申候

一、今度ハ当方よりハ誰も出呉之都合ニ無之候

一、異事ナシ

一、稲村君へ届物、落掌仕候

右ハ御返事まで、其他言ハ先便書中ト礼服之添書ニ書尽申候、御存之通筆懶ニテ書尽シ兼、拝眉之節ニ譲ル、頓首

十五日 夜十一時 稲村拜

長谷川様

(解説) 稲村と石坂が川越にいたので明治二年と推定される。内容をみると、九月一四日付の稲村書状(史料127)の続きのように思われる。封筒裏書の一〇月は九月の誤記の可能性もある。

135 「二八七九明治二〇年一月二五日カ」 石坂金一郎書状(郡役所辞意、
学校敷地祝文委託) (長谷川家九七二)

拙者辞表ノ義未ダ差出サズ、君ノ帰ルヲ待ツ覚悟ナリ、是レハ昨日ノ書面ニテ已ニ御了知ノ事ト奉存候、一体拙者辞職ノ一件ハ(アンジルモノアリ)ト始メ申上タルハ、家内ノ者ニアラズ、却テ他家ノ人ナリ、其レハ果シテ何人ゾ、曰ク前ノ家ノ母是レナリ、蓋シ思フニ荊妻ノ実母ナレバ、拙者ノ他所ニ在ルヲ掛念スルハ自然ノ人情ナリ、併シナガラ家内ノ者ト雖トモ、固ヨリ拙者ノ他所ニ在ルヲ欲セズ、加フルニ拙者モ亦自ラ事務ニ飽満セリ、是ヲ以テ、再応早ク辞シ帰ランコトヲ冀望スル所以ナリ、請フ恕セヨ

学校敷地ハ又々此間、戸長及ビ旧村吏ガ県庁^江呼出サレタト申スコトナリ、見分モ何モナシ

祝文ハ佐藤氏ニ托シ明文ヲ綴リテ送り申サント欲ス、蓋シ各郡長ノ第一等二居ラント信ス

(解説)年月日の記載は無いが、前号の史料¹³⁴と同封で、封筒表に石坂の名前もある。末尾に祝文を佐藤氏に託す、ともあり、前号稲村書状と同年月と推定される。

136 一八七九(明治二〇年)一月二七日 中村孫兵衛書状(地券書替手続、
交詢社社則、埼玉県報告第四六号解釈) (長谷川家一〇四六)

「川越町人間高麗郡役所ニテ 長谷川敬助様行 御親剪」

*消印「熊谷/武蔵・大里・一〇・一七」

「封筒裏書」 十月十七日投入 上中条村中村孫^(兵衛)□□

過般御帰省中ハ毎度推参失敬申上候、其節稲郵君御同伴、北埼玉郡役所へ御出張忠告云々如何候哉、一昨日当郵ヨリ代替地券書替願出候処、遂ニ受理不致、加フルニ島田戸長ヲ督責致、果テハ是迄ノ手續書持参願出トノ事ニ相成、都合ヨツテハ其筋ノ処分ニも可相成、誠ニ当惑仕候、右ニ付近々新田地券ノ引替時節ヲ待受、当分曖昧ニ捨置見込ニ御座候、併シナントカ御工風出来候ハ、御寿候ニ願度、過頃御出張成跡御知ラセ被下度候、且今回小幡篤次郎氏ノ催ニテ、東京へ一大会議ヲ起ストノ報告有之候、其次第等其御地へも報告相成候事トハ存候得共、若シ其義無之候ハ、公告書へ交詢社社則一冊差上可申、否御回答被下度候、草々

十月十七日 中村孫兵衛

長谷川様

稲郵様

石阪様

尚々、埼玉県報告四十六号、売品ノ機ヲ失ハサル云々ノ御高評ハ如何候哉、稲村・石阪両君ニ同度候、又彼ノ事件ハ方今如何候哉、成行ノ大概御文通願上候

中郵

長谷川君

(解説)年代は、封筒の表書より長谷川の入間高麗郡役所在勤で、明治一二年である。末尾にある小幡篤次郎は福沢の側近で交詢社の設立準備を進めていた。「交詢社社則」は、明治一二年一〇月九日頒布で(住田孝太郎「近代日本の中の交詢社」慶應義塾出版会Web Only)、埼玉県立文書館小室家四五一八・二に実物がある。また、追伸の埼玉県報告四六号は、明治一二年九月二七日付の、稲・大豆・蕃薯等豊熟ニ付売品時機考慮である(埼玉県史料叢書一八『埼玉県布達集二』一七四頁)。米商いをしてる中村には関心事である。

137 一八七九(明治二)年二月二日 中村孫兵衛書状(改正徵兵令に質疑)

(長谷川家一〇四七)

昨夜ハ失敬候、其節御高評相願候徵兵令改正ニ付、疑団ノ廉御伺申候間、篤と御熟考之上、明三日七名社行ノ小林へ御高論御伝被下度候

第二十八条 左二掲ルモノハ国民軍ノ外兵役ヲ免ス「第一項ニ戸主但シ徵兵年齢以前二分家シ、又ハ新二分家シタル女戸主入婿シ、或ハ絶家ヲ再興シ、及ヒ年齢五十才未滿ノ者隱居シ、養子又ハ相続人ニシテ其跡ヲ継キタル戸主ハ此限ニアラス

○ 第二十九条 左二掲クル者ハ平時ニツイテ兵役ヲ免ス「第一項年齢五十歳未滿ノ者嗣子或ハ承祖ノ孫(但徵兵年齢以後ノ嗣子、或ハ承祖ノ孫ヲ分家シ、或ハ五十歳未滿ノ者養子トシ「本家ノ故ヲ以不得止者ヲ除ク)又ハ絶家ヲ再興シ、或ハ新二分家シタル女戸主ニ入婿シ、其他ノ子孫ヲ徵兵年齢以前ニ更ニ定メタル嗣子、或ハ承祖ノ孫ハ此限ニアラス

(右二条照準スレハ、二十八条明文中相続人〇(是ハ嗣子ト小生ハ見認ム)併シ目下ノ家ヲ目上ノ者ノ相続クヲ相続ト云云々ノ明文モ、何ニカ戸籍ニ関スル書類ニ見タ覚エモアリ、此辺確定致カタク候)〇ヲ嗣子ト見認レハ、仮令二十九条ハ平時ノ免役ニ属ス者ニシテモ、二十八条ノ戸主ヨリ却テ除免役方ハ二十九条ヲ重キ様被存候

○又本月一日ノ新聞ニハ
第三十六条 平時免役ニ属シ、第四十九条及第五十一条但書ニ当ル者ハ、第一予備徵兵トナシ、第二十九条・第三十四条ニ当ル者ハ、

第二予備徵兵トナシ、各年齢三十才迄ハ戦事或ハ非常ノ事故アル時ニ当リ後備軍ヲ召集シ、猶兵員ヲ要スルトキハ、其順序ニ從ヒ臨時召集シテ隊伍ニ編製シ、或ハ輜重運輸ノ役ニ供スルコトアルベシ
右ハ新聞上ニテ見タ者故、三十六条ヤ五十一条其他ノ明文アレドモ、何分全キ改正徵兵令ヲ見サレバ、確乎タル見込相立カタク、貴兄ニハ最早丸テ纏マリタル徵兵令ヲ御熟見ニ可被成、実ニ平時、是ハ予備兵力ナニツイテ云々、何分了解致ガタク、宜敷御注意願上候

十一月二日 中村孫兵衛

長谷川様

(解説) 主題となっている徵兵令改正は、明治二一年一〇月二七日に布告されている。長谷川家一七に写本がある。史料136と同封だが、半月のずれがあり、長谷川の所在地も異なるので別送であろう。徵兵令改正で中村が問題としているのは、分家・養子の扱いと予備徵兵である。冒頭に七名社の名前が見え、この時点でも会合が続けられていたことを示す。小林は、長谷川と同じ北河原村の小林貞十郎であろう。長谷川も在村しているようであるが、七名社には出会しないようである。おそらく、母の看病を理由に帰省していたのであろう(長谷川家一〇〇四)。

138 一八七九(明治二)年二月三日 石川弥一郎書状(明後日帰京、七名社諸君の出京を依頼)

(長谷川家九八〇)

肅啓、其後は意外之御無音仕候、時下寒氣日加候処、益々御清勝為國家御勤勉之御事ト奉推察候、生事其後健飯奔走罷在候間、乍慮外御休神可被下候、随而当地方御用向モ未タ相済候義ニハ無之候得共、稟議次第有之、至急帰京可致事ニ相成、明後十五日出発帰京仕候、尤在京九日・十日間位ニテ、再度出張致候ト可相成歟、又ハ再度之

出張ヲ要セサル歟、先今日之処ニ而は、十中八九ハ再出張之事ニ可相成見込ニ御座候、然ル時ハ事務整頓之上帰京相成は、早クシテ明年六七月、遅キ時は又秋収之候ニモ可相成モ難計ニ付、再出張ト相決候得は、是非ニ諸君ニ一度御目ニ掛リ度候得共、在京中ハ頗繁忙ニモ可有之ニ付、帰郷致候訳ニモ不相成候故ニ、只々諸君之御出京ヲ待候耳

当地方頗冷氣ヲ覺ルト雖、未夕雪霜ト不見、惟白山之皚々雲居ニ聳ルアリ、乍併自今二十日ヲ経過スル時ハ千里一白、眼界寸碧ヲ不見之奇景ヲ現シ候由、右ハ不取敢出立御報道迄、猶着京之上ハ直ニ可及御報知候也、草々頓首

於越前福井

十一月十三日夜 石川弥一郎

長谷川

稲村 老大兄

石坂 貴下

尚々、七名社諸兄へ別ニ報知不仕候間、宜敷御通報被下度、別而中村・鯨井両兄へハ直々御通報相願候

(解説) 封筒は無いが、宛名の長谷川・稲村・石坂の三名が、一緒に郡役所に勤めていた明治一二年と推定される。石川は、明治一二年五月三一日に、上司の久野謙次郎随行として新潟・石川へ出張し、同年一二月二日に、改めて単独で石川県への出張を命じられている。おそらく、この切り替え時期に一旦帰京しているであろう(石川履歴書、国立公文書館・任A〇〇一二二〇〇)。

139 一八七九(明治二)年二月一日 石川弥一郎書状(昨夜着京、真中直道

より交詢社来春発会、大坂で加藤政之助と面会、長谷川へ出京依頼、

諸井吉田両氏と面談、石川交詢社入会

(長谷川家九七九)

〔封筒裏書〕 崎玉県人間郡川越町郡役所ニテ 長谷川敬助様親展

東京神田小柳町三河屋与右衛門方 石川弥一郎

〔封筒裏書〕 明治十二年十二月一日 〔*消印「東京ノ二・二・二・二・二」へ〕

一昨夜着京之赴及御報及ヒ候ニ付、定メテ御落手之事ニ可有之、三与へ御差置之御書面ニヨリテ見レハ、交詢社発会頃御上京ナレハ御都合之赴ニ候処、昨日真中直道ニ逢ヒ、発会之景況相尋候処、何レ来春ニ可相成ト申事、尤大坂ニテ加藤政之助氏ニ面会候節、小幡氏先月九州へ被赴、当節頃大坂へ帰り即チ社員ヲ(大坂ノ)定ムルト申事、然ハ小幡氏モ本月中旬ニ不相成は帰京不相成事ニ可相成、彼是对照考ルニ、真中ノ言ノ如ク必ス来春ニ可相成見込也、然は右発会ニ不関御出京相成候様仕度、生モ廿日頃迄ハ滞京ノ見込ニ候へ共、猶早く出発致スモ難計、依之御出京之御思召ニ候へは、十日前後迄ニ御出京相成候へは、生モ又都合宜敷御座候、此段得貴意候也

十二月一日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

尚々、一昨夜諸井氏ト同宿、県会其他地方之景況ヲ談シ、遂ニ鶏鳴ニ達ス、翌日(昨日)共ニ吉田ヲ訪ヒ、談又数刻大ニ県地ノ事情ヲ了ス、生モ交詢社へ入り、已ニ入社ノ決可ヲ得タリ、交詢社モ今日之景況ニテハ、漠然トシテ為スヘキ事ナキカ如クナレドモ、結社之上ハ何レ一変スヘキ見込、果シテ一変セハ、他日温和中正ナル一大政党タルモ難計、先ツ其一変ヲ目的トシテ、諸君ニモ入社アランコトヲ是レ望ム

(解説) 年代は封筒裏書から明治一二年。石川は帰京の途次、大坂で加藤政之助

から小幡篤次郎らの動向を伺い、東京では真中直道から慶應義塾関係者による交詢社結成の準備状況を収集していた。石川自身はすでに入社を許可されており、いずれ「温和中正」の一大政党になるであろうと、長谷川らにも入社を勧めている。交詢社が正式に発足するのは、翌明治一三年一月二五日である。また注目されるのは、帰京したその晩、吉田（市十郎）と諸井（興久）に逢い、埼玉の状況について情報を収集していることである。今回の東京滞在は短期間になるので、長谷川には二月一〇日頃迄の出京を促している。冒頭のところに「三与」とあるのは、石川の旅宿三河屋と右衛門の略で、長谷川の置き手紙があったように、彼らの定宿である。

140 一八七九(明治二〇)年二月九日 鈴木庸行書状(笹田氏・諸井氏各郡
巡回様子報知礼、学校敷地)

〔封筒表書〕
川越町入間高麗郡長 長谷川敬助殿 親展

*消印「松山／武蔵・比企／十二・一〇」

〔封筒裏書〕
松山町比企横見郡長 鈴木庸行

拝閱、愈御精勵奉恭賀候、陳は今般笹田氏諸井氏各郡巡回二相成既二貴郡は御済二相成、因テ巡回先并要路之件々詳細御報知被下、誠御懇情之段不浅奉万謝候、猶御貴論之廉々服膺、巡回相待候様仕候、先は貴答迄他は後雁と不尽、頓首

十一月九日 庸行拝

長谷川様 梧下

再伸、時下霜威難堪、折角御自愛專一と奉折候、且兼而御配慮之学校敷地云々ハ定而双方熟談之事と想像仕候得共如何、いつれ其中見合七升堂諸般縷々何度候

(解説) 年代は、長谷川の郡長在職で明治一二年である。笹田黙介の入間郡巡回は史料141にみえる。この書状の本文には「十一月」とあるが、笹田の書状及び本書状の消印から「十二月」の書き間違いと推測される。笹田と同行の諸井氏は、勸業課の諸井興久であろう。

141 一八七九(明治二〇)年二月一〇日 笹田黙介書状(入間・高麗郡内巡
視、茶業・二子稿景況、勸業奨励)

〔封筒表書〕
入間高麗郡長 長谷川敬助殿 親展

〔封筒裏書〕
秩父郡上名栗村出張埼玉県一等属笹田黙介

奉別後動履清況奉賀候、川越滞在中ハ御丁寧之御取扱二預り感謝不斜候、其後所沢・黒須・扇子町屋・越生・飯能等巡視、昨夕秩父郡上名栗村へ相移候、貴郡内ハ田中郡書記御連添被下、万事都合宜敷仕合申候、入間・高麗郡内ハ近來茶園之繁殖、二子稿之増加夥敷、眼ヲ驚候程之景況ニ御座候、乍去増殖ニ随ひ、或ハ濫製ニ流候弊風相生シ、終ニハ意外之失廢ヲ来シ候儀無之とも難申候間、其任ニ在者ハ予メ茲ニ注意シ、後來ヲ不誤様保護之道相立候様致度、実ニ勸業は地方之主腦御政治ニ候へは、最其人ヲ得度事と存候、小生は三百里外之寄留人ニ候へ共、製産ヲ富シ、民智ヲ發達せしめ度、心事ハ、本県人よりも勝り候歟ト存候、況ヤ御官ニ於テハ職任其位置ニ適シ、且本県御在籍ニ候へは、別而慷慨御奮勵之御心事ハ固ヨリ小生輩ヨリ百倍ニ可有之ハ喋々論ヲ待タス候付、一入御尽力被下、掛員御増加且一層御人撰之程奉願候、右は御権限内ニ立入り、彼是助言ケ間敷申上候様ニハ候へ共、勸業之一点ハ県郡合体候半而是難被行候付、平素之御厚誼ニ甘へ、旁不顧失敬申述候条、可然御了承被

下度、巡回之景況八田中郡書記ヨリ御聞取可被下候、其内時下御自重奉願候、早々謹言

十二月十日 笹田黙介

長谷川郡長殿

(解説)年代は、長谷川の入間郡長在任で明治一二年である。庶務課長の笹田は、この年の一〇月七日に勸業課長を兼務し、そのための管内巡視か。製茶や二子綿などの特産品を見て、さらなる勸業の促進を促している。自らを「三百里外之寄留人」と称しているが、笹田は長州出身である。

142 一八七九(明治一二年)二月二日 中村孫兵衛書状(中村順天堂入院、病状報告、樋口郡書記学務課へ採用、会議議案印刷、全快の戯書)

(長谷川家九八三)

〔封筒裏書〕 埼玉県川越町入間高麗郡役所ニテ 長谷川敬助様行 平信

〔封筒裏書〕 封 東京湯島順天堂佐藤病院ニ階廿五番ニテ 中村孫兵衛

十二月廿一日投入

*消印「東京ノ二・二二・二二」

過般中ハ失敬奉謝候、偕而小生病氣之義未タ全快ノ期ニ至ラス、漸ク快方ニ趣キ候位ニテ、今日初テ便所へ匍匐シテ以相通申候、何れ廿八九日頃ナラデハ全快トハ申難カルベシト存候、却帰寓之義ハ君等ニ一步相後レ可申、遺憾ナガラ不得止次第二御座候、且樋口郡書記云々小泉氏へ照会候処、十七等相当ニテ学務主任ニ御採用トノ回答ヲ被り候へ此一条ハ入間郡長ヨリ決断速ナリ為、彼ノ沈黙先生此後県庁辺ニテ御出会も有之候ハ、〇〇連ノ交誼ヲ以随分御引立之策、偏ニ懇願仕候、次ニ会議々案印刷済相成、廿五六日頃東京へ

相届キ候、都合ニ候ハ、二部計三河やへ向御郵寄ヲ致度、其以前出来ノ目途無之ヲイテハ御取消と相成候、小生義も病氣全快之上ハ、君等ノ仕クタラカシノタメニ、不得止彼ノ地へ一寸参ラズハ成ルマイト、今日ヨリ心痛致居候、何トナレバ彼ノ地足ヲ踏ム以上ハ、樓閣へ登ラズンバナラス、登ツタ時ニガ到底〇〇穿ツコトハ当分出来不申是ハ折角ナリシ疵ノ再ヒ起ヘシト心痛ニヨル、誠ニ美婦人ニ遇シテ犯力サ、ルモ不体裁、前後困却ノ場合トハ此事ニ可有之、誠ニ放蕩ナ伯父や朋友ノアルノニハ当惑ノ事、此後ハ右様ノ不品行無之様、将来ノ為メ一寸御忠告申上候、如此弁立候ハ随分品行家ラシゲニハ候得共、亦君等ノ目ヨリ見ルトキハ、鳥ノ雌雄ヲ分タザル云々

ノ御返答可有之、此時ハ畜閉口シテ居申候、右ハ夜中徒然ノ余戯書ト一服ナレトモ、一寸御通信ノ序如此ニ御坐候

十二月廿一日午後三時 中村孫兵衛

長谷川兄

稲郵兄

尚々、八木原三郎右衛門先生唯今当地着仕候

(解説)年代は、長谷川の入間郡長在職中なので明治一二年と推定される。中村は県会の立案委員だが、東京の順天堂病院に入院中である。学務課に移動した樋口郡書記は、七名社社員樋口善次郎である(埼玉県行政文書明九九二・三六)。

143 一八八〇(明治一三年)一月二日 中村孫兵衛書状(金談確認、愚母半身不随、熊谷にて米商)

(長谷川家九七六)

〔封筒裏書〕 川越町入間高麗郡役所ニテ 長谷川敬助様行御親剪

*消印「武蔵・大里・二二」

〔封筒裏書〕 熊谷駅池平方中村孫兵衛 十三年一月十一日投入

*消印「熊谷ノ武蔵・大里・一・二」

過般ハ失敬奉謝候、偕而先日拙宅へ御來訪被下候時二一寸申上候金
 円云々、五日清水ニ而御回答有之候約定ノ処、彼是取紛レ遂ニ其談
 ニ不及候処、右都合ハ如何哉、猶又伺上候間、此段御返報願上候
 次ニ愚母事三四日以来中症ノ気味ニ而半身不随、為ニ熊谷病院ヨリ
 診察掛ノ派出ヲ乞候、医師ノ診断ニも極輕キ方故、治療不怠候ハ、
 追々全快可致由被申候間、先々御安心被下度、且熊谷米商之義も別
 段ノ得失未々無之候間、併而御安意願上候

一月十一日 中村孫兵衛

長谷川様

尚々、稲郵兄へも宜敷御伝声願上候、又貴地ノ奇事異聞ハ御洩シ
 ナク御通知願上候

(解説) 年代は、封書裏書により明治一三年である。県会議員の中村が、熊谷町
 で米商を始めたようである。

144 一八八〇(明治一三年)二月二五日 加藤政之助書状(昨年末帰省、熊谷

にて中村と面談、各地有志連合、九州四国の奮発、管下振起の策、年内
 に帰国か洋行)
 (長谷川家九五〇)

〔封筒裏書〕
 「埼玉県下川越人間郡役所長谷川敬助様 要親披」

〔封筒裏書〕
 「明治十三年一月十五日 大阪新報社加藤政之助」

*消印「大阪ノ〇〇・一・二六・ね」「東京ノ〇〇・一・〇〇・〇」

久々御面語不仕候処、足下愈御安康之趣欣然々々、陳は旧冬中は御
 書面被下、御返事も不申上失敬仕候、実ハ昨十二月廿六日神戸発帰
 省致候二付、是非々々一応足下ニ御面語申上度存念之処、百事蟬集、

無抛東京ニ於而三四日滞在、日限切迫候二付、熊谷迄は参上仕候得

共、御地へ参事相叶不申、空敷帰京残念無他ニ御座候、尤も中村氏
 ニは幸ニ熊谷ニ而面談致候間、宜敷小生之心情、貴君へ御伝言申上
 呉候様依囑致置候間、定而同氏ヨリ御咄申上候事と相考居候得共、
 今日之景状各地有志輩ハ皆々連合、天下ニ事を為さんとするの勢あ
 り、就中九州四国ハ虚声も可有之と存候得共、中々の奮発油断すへ
 きにあらず、若今回之變革に当り流行に後レ候而は、最早我々ハ社
 会ニ事を為すの機無之と存候間、飽迄御奮発、管下振起之策御計画
 有之度属望仕居候、小生も本年中ニは帰国致候歟、或ハ洋行致候歟、
 両条ニ決定之積ニ付、若し帰省ニ相決候ハ、協力奔走可仕候、右
 御委属旁匆々不宣

一月十五日 加藤拜

長谷川君

追而、宮内君へ御面会之節ハ宜敷御伝声相願候

(解説) 年代は封筒裏書による。加藤は大阪新報社勤務。後半にある九州四国の
 奮発以下の記述は、前年一月に大坂で愛国社第三回大会が開かれ、国会開設要
 求の書名運動を決議した以降の動きを指しているであろう。加藤は、今年中に
 帰国か洋行といっているが、実際には一三年一〇月の埼玉県会補欠選挙に当選し、
 県会議員となっている。

145 一八八〇(明治一三年)一月二〇日 小泉寛則書状(牧野発起頼

母子送金方法、凶荒予備積立着手如何、樋口氏児玉郡役所拜命)

(長谷川家一〇二六)

〔封筒裏書〕
 「人間郡川越町郡役所ニ而 長谷川敬助様 親展」

〔兒玉外二那役所小泉寛則〕〔宋書〕 *消印「本庄／武藏・兒玉・一・二〇」

拜啓、新年宴会之砌は甚失敬仕候、扱其節加入候牧野登起頼母子之儀、弥来ル廿五月初発会之旨案内状到来、定メテ貴官江も同様之事二想像仕候、其比出臯之機会も無之故、小弟は銀行為換ヲ以送金仕度見込ニ御座候、貴官は如何被成候哉、御都合御窺候

昨秋本庁江各郡集会之節諮問有之候凶荒予備積立之儀も、社倉概則ヲ以達二付而ハ、実行為致不申而は不相成運之処、貴郡施行之御着手是亦相伺候

曾テ御噂申上置候樋口氏弊郡へ任用之儀、去ル十三日拜命十五日起任相成候条、御含迄ニ申進候、右之段得貴意度、草々不具

一月廿日 寛則

長谷川様

二白、稲郵君へ宜布御伝声相願候、熊谷鈴木郡長より頼母講規写御回送相成候哉

〔解説〕年代は、長谷川が人間郡役所在勤の一月で、明治一三年である。末尾にある樋口善次郎の採用に当たっては、中村孫兵衛書状〔史料142〕でも言及している。

146 一八八〇(明治一三年)二月二六日 小泉寛則書状(衛生担任郡書記増員如何、地方官会議傍聴中同僚集会提案、吉田市十郎企画の地方人材養成学校)

〔熊谷駅本町池田屋平造殿方迄〕〔宋書〕 (長谷川家一〇三三)

埼玉県人間高麗郡長長谷川敬助殿親剪 〔庶番外〕

*消印「本庄／武藏・兒玉・一・二六」〔熊谷／武藏・大里・一・二七〕

〔前岡書〕 埼玉県児玉賀美那珂郡長 小泉寛則

十三年一月廿六日投函

過日は一書奉呈候処、早速御回答被成下難有謹読、如尊見、社倉一条は人心二大感動も有之候事故、徐々ニ督促候様致候心算ニ御座候、本県丙第壹号達衛生懸専任撰定之事二付、又々御協議旁相伺候、貴郡二於テハ此際郡書記ヲ増員之詮議ニ可相成哉、傭ノ医世位〔生方〕ヲシテ専務ニ、其他ハ悉皆兼務担任ニ而も不都合ニ有之様相考居候、御所轄ノ如きは広闊故、自然該事務も御多忙ニ可相成、勿論其定額上ニ於モ多分故、随分御増員之運御差支も有之間敷、独弊郡ノ如き小郡は、此上増員も不容易頗ル困難之場合、併此一件二付而ハ、定メテ於本県會議中ニも可有之歟、甚憚候、右目下ノ御詮議振り粗御移し被成下候得は、幸甚々々

地方官會議ニ付臯令も一昨廿四日頃出京之由伝承候、右會議傍聴は曾テ御打合も有之次第故、成丈ケ御同行申度、傍聴好機之頃、各郡同僚集会相催候都合ニは相成間敷哉、若此都合相行れ候得は、誠ニ良策ニ御座候

吉田市十郎子より成否照会相成候地方人材養生学校之事、弊郡地方ハ未タ兎角因循家ノミ故、未タ同意者も無之、併其主意ノアルトコロヲ了解サスル迄ニ、規則及方法書等ヲ予定シ勸奨誘導スルニ至ラハ、多少将来之見込も相付、同意スル向も可有之候得共、此事ヲシテ設置実行スル迄ハ、不容易事業ニ可有之、恰モ空海上人ノ二ノ舞ニ可有之被存候

樋口兄廿四日黄昏より帰宅候処、未タ帰庁不相成候、聴く、同人も客歳十一月頃新婦ヲ迎候趣、発車時間ノ遅ル、モ亦不得止事推察スベキ所、啊々

年末毫尊大人御病氣御大切ニ御保養祈居候

一月廿六日朝 寛則

長谷川敬堂先生

(解説) 小泉寛則は、明治二二年二月一三日に、児玉賀美那珂郡役所書記から同郡長に昇進した。翌年一月に郡政上の課題などを、七名社同人で先輩郡長の長谷川と意見交換を行った興味深い書状である。冒頭の文言からすると、長谷川から社会について提案があったようである。小泉からは、衛生担当の郡書記設置問題が提起された。これは、前年九月のコレラ禍を受けての対応であろう。地方官会議傍聴に参加する同僚(郡長カ)での集会という提案も面白い。吉田市十郎の地方人材養成学校の構想も、妻沼の両宜塾、熊谷の七名社の意図を引き継ぐものともいえる。小泉はこれに対し懐疑的で、空海が庶民の教育施設として設立した綜芸智院が、その没後に廃絶した事例に言及している。これについて石川弥一郎の考えは、史料149を参照。

147 一八八〇(明治三三年)二月十七日 埼玉県会議長の熊谷駅親睦会

〔東京曙新聞〕明治一三年二月一七日

○埼玉県会議長竹井澹如氏ハ頃ろ熊谷駅の親戚数名と相謀り親睦会を開かれ、政事、法律、学術等を討論し、漸々組合に及ぼし終にハ全駅の親睦会と成さんとするの目論みなる由、同地より通信

(解説) 七名社や共同会の活動がなりを潜めて一年近く、熊谷での竹井澹如の新たな活動が始まっていたようである。末尾に「同地より通信」とあるのは、『東京曙新聞』社通信員の杉山藤次郎のことであろう(『埼玉自由民権運動史料』一〇二号史料)。

148 一八八〇(明治三三年)二月二五日 笹田黙介書状(清水宗徳暢業社)

〔資本一条相談〕

〔向商表書〕
長谷川敬助様貴酬 笹田黙介

貴墨拝読、清水宗徳資本一条二付御相談云々被仰越承知仕候、時刻何時二而も差支は無之、為貴答如此候、頓首

二月廿五日 黙介拜

長谷川賢兄 玉机下

(解説) 長谷川が人間郡長在任中の三月なので明治一三年である。県から暢業社社長清水宗徳へ貸し付けている製糸資本金六千円の返納について、延期の依頼があった。勧業課長の笹田黙介はその願書草稿をみて、郡長長谷川に出願の内諾を与えたものである。暢業社は明治一〇年一月にわが県最初の器械製糸場として上広瀬村(狭山市)に設立、そのとき確かに県から六千円を借りている。その後、資金繰りが思わしくなく、こうした出願に到ったものであろう。ただし、同年五月一日には、清水が社長になり人間、高麗、北足立三郡八名の製糸業者が、川越に暢業会社という組織をつくり、横の連携を図ることを県に出願している(『埼玉県蚕糸業史』二八八―二九五頁、五三一―五三三頁、『埼玉県史料叢書』一、二四三頁)。笹田は清水の製糸場を「愛国衷情」の表れと評価しているので、こうした事情も含んだ延期許可なのであろう。

149 一八八〇(明治三三年)二月 石川弥一郎書状(年賀、私立中学校設立

計画の進捗如何、国会論盛行、交詢社発足、地方官会議開催、福井地方の暖冬、新年の七言絶句、土宜法龍来書、私学校尽力、中村等の来訪要請、各地で火事)

(長谷川家九七八)

恭賀

新禧

石川弥一郎

長谷川敬助様

稲村貫一郎様 侍史

追啓、長谷川君芳翰廿九日落手、嚴寒之候文祉清嘉起居康寧ナルコトヲ審ニス、欣喜何如之、其以来ハ甚御無音、疎漫之罪不知所避、伏乞寛貸、弟事モ無事消光罷在候間、乍慮外御放神被下候、芳翰ニヨレハ、私立中学校設立之事モ未タ充分之抄取無之、近々更ニ七名社員辺ニテ出会シ、篤卜御熟議相成ノ赴、協議速ニ決、多年之宿志相達候事、不堪企望候、○近来国会論所在ニ興リ雀躍ニ不堪、何卒奮発家一人モ多ク相成、廟堂官吏ノ心瞻ヲシテ寒カラシメ、一日モ其開設期限ヲ早メル様致度事ニ候

交詢社モ已ニ客月廿五日ヲ以テ発会、新聞紙上ニヨリテ見レハ頗ル盛会之由、乍併吾熊谷地方ヨリハ一人モ出会無之由、併地方官會議モ近日開院相成候へは、其節ハ治民ノ責ニ任スル貴重ナル郡長、一県下ノ利害ヲ左右スル貴重(おん)議員モ傍聴ニ可出掛候へは、是御出京ニモ相成事歟ト想像被致候、其節ハ交詢社員モ随テ多ク出京可致候へは、臨時大会テモ相開候得は、是又一盛事ト被考候、○当地方モ当年ハ頗少雪ニテ極度二尺ニ不達、五六日以来ハ降雪モ無之、市中位ハ人力車通行被致候、而テ寒氣ハ東京ヨリ薄キ事ヲ相覚候、雪中歩行致候共、我郷里ニテ浅間下シニ吹カルコトヨリハ余程凌キ能ク、故ニ土人ハ東京ヨリ数層暖氣ナルコトヲ喋々誇言セリ、由是觀之、降雪ノ多少ハ全ク寒氣ト併行スルモノニ無之、則山海之向背位置ニ關係スルコト可有之候、実ハ積雪没檐ト謂フヘキ寄景ヲ可見心算ニ候処、前陳ノ如ク小雪ニテ凌キ能クハ候得共、又失望ナキニアラス、雪中近作録左、博一察併乞正

福井新年

莫是遊人雅令辰 滿城風物自更新
家々掃却門前雪 兩株蒼松点綴春

雪中赴某郡

骨冷魂清塵慮空 朝來踏破玉玲瓏
仙山瀛海知何処 身入瑶林琪樹中

五嶽樓雪夜偶成

山樓一夜雪欄干 酒醒遊人怯峭寒
銀閣瑤台影茫渺 玻璃窓裏去燈看

玻璃窓裏ヨリ窓外ヲ望ムトキ、晴夜ナレハ燈火ガラスニ映シ、窓外暗冥、燈ヲ去テ而後、始テ窓外ノ風物ヲ認め得ル

右御返報旁申上候、書余期後信候也

尚々、加藤政之助氏帰省之節御面会相成候哉、同氏ヨリモ其後通信無之、其如何ヲ不審

石坂君ニモ宜敷御致声被下度候

近來土宜法隆氏ヨリ來書アリ、其中ニ曰、私学校之事如何ニモ尽力可致ト雖、中村君等今ニ來訪ナシ、早ク來訪有之様御通報アレト、此段中郵・石坂等諸君へ御伝致被下度、且早ク歡喜院へ參ル様御懇言アリタシ

熊谷ハ近來火事アリ、続テ小火所在ニ現ニ候趣、且高崎・小川ニモ大火アリ、火事ノ当リ年ト謂フベシ、川越ハ如何、市街アルトコロノ郡長様ハ、如此余分ノ御心配モ可有之、已ニ東京府ノ如キハ之方為メ臨時府会ヲ興シタリ、其結局ハ如何、是又一ノ可見事也

(解説) 年月日はないが、客月二五日に交詢社発会とあるので、明治一三年二月と推定できる。年始の言葉につづき、差出・宛先があり、実質の本文は「追啓」

で始まっている。長谷川と稲村は郡役所勤務である。内容は豊富で、最初は私立中学校設立計画の進捗状況である。おそらく、前年の県会で否決された中学校設置建議に絡むものである。具体的には、史料146の小泉寛則書状で、吉田市十郎の提案という「地方人材養生学校」ではなかるうか。東京にいる吉田と石川の企画なのである。石川は七名社として取り組むことを要請している。さらに末尾では、歓喜院土宜法龍の来書を引用し、私学校に尽力することなので、中村・石坂に土宜の所に行くよう依頼している。石川の頭にあるのは、寺門静軒の両宜塾の再生であらうか。中村たちが土宜を頼らないのは、小泉がさきの書状で空海の種智院の失敗例を揚げており、真言僧の土宜に対する何か不信があったようにも感じられる。土宜の方では、この頃創刊された『交詢雑誌』を、小池水斎へ贈っている（『熊谷市史』資料編8、資料一五一）。また、交詢社が発会したが、熊谷地方からは出席者が無かった。近く開かれる地方官会議には、地方の政治に責任ある郡長、議員は傍聴すること、そのときに交詢社の臨時大会でも開催できれば一大盛事であると、国会開設運動の盛り上がり大きき期待を寄せている。それに引き換え、長谷川や中村などの行動は、時代の動きに対応できていないと、感じているようである。

150 一八八〇(明治三三)年三月八日 中村孫兵衛書状(七日午後帰宅、愚母

快復、出京中精養軒で会食、嚶鳴社討論会傍聴、県会情報提供依頼)

(長谷川家九七七)

〔封筒裏書〕
「川越町人間高麗郡役所ニテ 長谷川敬助様行 御親剪」

〔封筒裏書〕
封 三月九日投函 熊谷池平方 中村孫兵衛

*消印「熊谷/武蔵・大里・三・九」

以書面申上候、小生義五日出京、七日午後第四時頃帰宅仕間、御安意被下度、次ニ御捺印証書正ニ拝受仕候、偕而御老母様ハ漸次快方

之由ニテ、愚母も昨日帰宅仕候次第ニ付、為御安心御報知申上候、先ツ愈り方ノ工合ハ左ノ如シ

一、暫時、三四時間ヲ指ス、ハ起テ居レリ、是ハ富士講ノ先立
其他氣ニ入ル人ノ来リシ時ナリ

一、食事も日ニ益シ進ム方ナリ、随而身体ノ運動も自由ヲ得ル
ナリ

右之次第ニ付、御心配ニ及フマジト存候間、愚母命令方ニ病状へ老母ノ分ノ申上候

○出京中未々川島・飯田・早川・大小竹・根岸・福田等滞京中ニテ、六日正午ニ上野精養軒ニテ午餉饗応有之、川島氏ノ御振舞ノ様ニモ思ハレ、又各自ノ出金トモ考ラレ、少シク曖昧ニハ属セリ、併シ愚考ヲ以スレバ振舞ノ意味十分有之候、夫ト申スハ小生六日ノ朝小竹ニ面謁スルヤ否ヤ、本日精養軒云々申之ニ付、然ラハ八木原氏ハ如何ト小生申セリ、スルト小竹飯田氏ノ処へ行キ、八木原氏へハ通知無之云々ト申セシ者ト見へ、直ニ飯田氏八木原氏ノ坐敷へ参リ、本日上野午餉云々申之、果シテ出頭ヲ乞云々、丁寧ニ申通候、是レ小竹ノ奸策中ニ出ルモノト存候、随分此ノ料理ハ胸ニツカイル。食事ト、今日ヨリノ心算致居候

○其他ハ何所へ参り不申、嚶鳴社ノ討論会へ三時間計傍聴ニ出掛ケ(六日午後ヨリ) 聊愉快ヲ相覚へ申候

○笹田氏ハ五日ニ帰宅仕候、小生行ガケニ蔵宿ニテ見掛ケ申候、加藤炳杯ハ今暫ラク滞京ノ由ニ御座候、何れセヨ近々県会も開キ可申候間、原案其他小生等ニ要用之件御聞込有之候ハ、可成御報道ニ預度、兼而御依頼申上義候

三月八日 中村

長谷川様

尚々、丈助江之御書面今朝相届申候

(解説) 年代は、長谷川の入間高麗郡長在職から明治一三年である。但し、記載内容は三月一四日付書状と前後している(史料15)。中村が、二月二日の両國中村楼での府県会議員親睦会に参加していれば、いったん熊谷に戻り、また上京したことになる。この書状は、三月五日から七日迄在京中の報告である。未だ川島、飯田、根岸など滞京中とあるので、彼らは二月五日から二七日迄第三回地方官会議で上京し、そのまま居たのであろう。中村の行動については、判然としない。六日には上野精養軒で、川島らと昼食があった。中村は午後には嚶鳴社の討論会を傍聴し、これには其感を覚えたようである。

151 一八八〇(明治三)年三月四日 中村孫兵衛書状(母病氣、近々県会、

交詢社質問、七名社残務整頓、北辰社熊谷遊説、中村楼集会)

(長谷川家一〇三六)

其後ハ御疎遠ニ候処、愈御勉務之由奉欣賀候、偕而老母義不快之趣キニテ、一昨十二日夕刻老大人拙宅へ被參、病院長大野氏相願度云々申候由、右ニ付宅ヨリ其趣キ熊谷滞在ナル小生へ向ケ書面到来仕候間、不取敢竹井懿貞君へ右之義談判候処、折節院長ニハ病氣云々テ出勤無之、不得止鎮目氏相頼候処、別紙之通診察書ニ付、別段心配ニも及ブマジク候間此段申上候、且拙生義も近々県会開カレベク候間、熊谷米商之義も更ニ関係不仕様致シ候胸算ニテ、其目的も粗相定候間、先ツ本年ノ県会又ハ別段警官へ対シテ何ノ心配も無之候、実ニ米商家ヲ専ニヤル以上ハ中々困難之情有之、為ニ中島氏之如キハ辞ノ字ヲ主張致候場合ニも至り候、此義ハ貴面ノ節ニ非サレハ情実難申上候、且交詢社ノ質問ニ付而ハ、定テ御高案相立候事と奉察

候間、御書之節御通知被下度候、○今日ハ七名社残務整頓ノ可致候為メ集会ニ御座候、不相変駄螺ヲ吹キ居申候、○川越地方ハ地辰社^北員ノ煽動ニヨリ、地方団結ト力国会開設ト力言フ粗暴論者ニ同意仕候由、誠ニ憫然之事と存候、其足ニテ熊谷地方へ参り候得共、何人吾人同意スル馬鹿者無之候、誠ニハヤ御氣ノ毒千万ニ御座候、○次ニ中村楼集会ノ結末、別紙之通成行ニ相成、是亦憫諒致ス程ノ馬鹿連中ニ御坐候、早々

三月十四日 中村孫兵衛

長谷川様

稲邨様

(解説) 前半は母の病氣や熊谷での米商売の話で、年代の決め手が無いが、後半は県会や民権運動の事柄で、いずれも明治一三年と推定できる。通常県会は三月開催と決められていたが、「近々県会開カレベク」とあるように、明治一三年は地方官会議のため四月二八日から開催された(『埼玉県議史』第一卷、二四五頁)。つぎに第二期七名社は、明治一三年一月に年期が切れ、同年三月一日の解散会議の通知が、石坂金二郎名で出されている(『埼玉自由民権運動史料』一五一頁)。北辰社の山川善太郎などが熊谷で演説会を開催したのは、明治一三年三月七日のこと、『東京曙新聞』の熊谷での通信者杉山藤次郎も演説をした(『埼玉自由民権運動史料』一六二頁)。中村楼集会というのは、明治一三年二月二日、地方官会議傍聴のため全国から集まっていた府県会議員が開いた集会である。「別紙之通成行」とあるが、長谷川家文書に關連の史料が二点ある。ひとつは明治一三年二月二日に、両國中村楼での「府県会議員親睦会人名簿」である(長谷川家一〇三八)。表紙の右上に「中村楼」とあり、この書状に同封されたものであろう。埼玉県からは一名が参加し、中村孫兵衛をはじめ、竹井懿貞、根岸武香、八木原三郎右衛門、小林呉十郎など、七名社と近い議員が多くを占めている。もう一

点は同年二月二日付で、一府九県の府県会議員有志二十七名が元老院議員に提出した「国会開設建言」である（長谷川家一〇三七）。しかし、こちらには埼玉県の議員は一人もいない。この書状で中村が、国会開設運動に批判的なことと一致している。

152 一八八〇(明治三)三月二日 笹田黙介書状(暢業社へ資本金返納延期)

(長谷川家八五五)

〔封筒裏書〕「北埼玉郡北河原郷(人間高麗)郡長 長谷川敬助殿 親展

〔朱印〕「熊谷駅ヨリ別配達」

*消印「浦和/武蔵・足立・三・三二」「上尾/武蔵・足立・三・三三」

〔封筒裏書〕「埼玉県一等属笹田黙介」

御部内高麗郡上広瀬郵便業社々長清水宗徳外十五名へ、製糸資本トシテ貸下候金六千円、返納錢五千五百円、還納方二付追々御照会之末、曩日於東京御面語之趣も有之候処、既ニ本人ヨリ年延相願度願書草稿ヲ以申立、右主意ニ而差支無之候へハ、表方ハ進達可相成御見込ミヲ以、一応草案之儘御差越シ篤ト逐披見候処、願書面冗長ニ属スル廉も有之候ニ付、右等相省キ聊力附箋セシメ及返却候、文意ハ兎ニ角宗徳儀も実地愛國之衷情ヨリ、彼ノ製糸場ヲ設候義ニ而、誠功も奏シ候哉ニも被相考候間、願意採用之成否ハ暫ク差置キ、此節出願候様御配計相成度、御如在ハ無之候へ共、此照会状之趣は御含ミ迄ニ而、決而本人へハ御移リ無之様致し度、表向ハ進達之上ハ頃日御細話之趣も有之事ニ付、いつれニも尽力可致候、御答旁此段及御照会候也

三月廿二日

長谷川敬助様

笹田 黙介

追而、本文六千円之内千円は性質相異り候義ニ付、混淆不相成様致し度、追而可申進義も有之候へ共粗申進置候也

(解説) 長谷川が人間郡長在任中の三月なので明治一三年である。県から暢業社社長清水宗徳へ貸し付けている製糸資本金六千円の返納について、延期の依頼があった。勸業課長の笹田黙介はその願書草稿をみて、郡長長谷川に出願の内諾を与えたものである。暢業社は明治一〇年一月にわが県最初の器械製糸場として上広瀬村(狭山市)に設立、そのとき県から六千円を借りている。その後、資金繰りが思わしくなくこうした出願に到ったものである。ただし、同年五月一日には、清水が社長になり人間、高麗、北足立三郡八名の製糸業者が、川越に暢業会社という組織をつくり、横の連携を図ることを県に出願している(『埼玉県蚕糸業史』二八八～二九五頁、五三二～五三三頁、『埼玉県史料叢書』一、二四三頁)。笹田は清水の製糸場を「愛国衷情」の表れと評価しているので、こうした事情も含んだ延期許可なのであろう。

153 一八八〇(明治三)年三月二十八日 稲村貞一郎書状(長谷川へ県庁出頭命令)

(長谷川家九七五)

〔封筒裏書〕「中仙道熊谷駅池田屋平蔵殿方 長谷川敬助殿

〔朱印〕「大至急」 第三月廿八日発

*消印「川越/武蔵・人間・三・二八」

〔封筒裏書〕「人間県川越町郡役所ニテ 稲村貞一郎」

相達義有之候条県庁へ出頭可致、此旨相達候也

明治十三年三月廿六日 埼玉県令白根多助

〔人間高麗〕郡長々谷川敬助殿

*消印「川越/武蔵・人間・三・二八」

追テ若シ病氣等ニテ出県難相成候ハ、為代理書記名可差出候也
前書之通達書本日到着、因テ相考候ニ、岡田郡書記勸業会ニ出県中
ニ付、達書但書ニ依リ同人代理用向相弁候方可然ト相談相決シ、達
シ書ヲ佐藤氏本日出県ニ托シ申候、且其用向笹田歟川島辺ニ内々
打合セ、其都合ニ依リ郡長歟代理書記又ハ其他ノ書記別ニ出県ヲ要
スル事ナレハ、御地へ伝信ニテ申進スルカ、当地へ仕立脚夫ヲ以テ
出県ヲ申越歟、何レニモ便宜佐藤・岡田両氏ニテ取分候積リ取計置
候、右は用事ノミ、書余帰郡拜謁ト申残候也

三月廿八日 稲郵貫一郎

長谷川敬助様

別紙三原氏書中ニモ官印云々申上候得共、明日ヨリ帰郡之積リニテ
取扱候間、左様御承知相成度、若シ又帰省願ナラハ追願デナシニ、
更ニ当役所願書御差出シ相願候

(解説) この頃、長谷川は、父ついで母の病氣を理由に度々帰省願を出し、稲村
が郡役所で仕事をしている。

154 一八八〇(明治一三)年三月二八日 三原教徹書状(勸業主務及び委
員出県、郡長帰省中の対応)
(長谷川家九七四)

勸業上之儀ニ付主務之者并部内勸業委員出県之儀、兼テ本県より達
相成居候処、田中氏去ル廿五日より俄然発病、何分出県難致由ニ付、
不得已岡田・秋葉一昨廿六日出県致候、且勸業委員清水宗徳儀も老
母大病ニテ難手放由ニテ出県難致旨申出候ニ付、是非操合之上出県
候様一応申聞候得共、何分前条之次第ニテ出県難相成トノコトニ候、
尤同人見込書之儀ハ去ル廿六日ニ差出候付、岡田氏携滞出県候間、

右様御了知可被成下候

一、昨夜御出県之儀ニ付別紙之通達有之、宿直之者より差上候付、
稲村君ト協議候処、御帰省中ニテ御出県難相成、且追書之趣も有
之、岡田書記も出県中之儀ニ付、同氏用弁之上帰庁候様申遣候間、
是又御了知相願候

一、今廿八日ニハ御帰庁之積ヲ以御発印相用居候間、右様御通知万々
一当分御帰庁之儀御六ヶ敷、自然来ル卅日以外ニナルトモ御追願
不相成候様仕度、右条々申上度為夫如此、草々頓首

三月廿八日 教徹

長谷川様

(解説) 年代は、同封の史料153より推定した。三原教徹は、入間高麗郡役所の書記。
帰省中の長谷川郡長へ事務の報告をしている。

155 一八八〇(明治一三)年三月二九日 稲村貫一郎書状(永田翻訳書管間
発兌一件、御老母大患、小学定期試験対応、郡役所宮繕、埼玉職員表、県
庁勸業会提出書面作成、下畑村戸長及び学務委員選挙へ出張)

(長谷川家一〇四〇)

〔仲仙道熊、谷駈池田屋平蔵殿ニテ長谷川敬助殿親展 三月廿九日〕

〔封筒裏書〕 *消印「川越」武蔵・入間・三・二九

〔川越本町綾部稲郵貫一郎〕 *消印「川越」武蔵・入間・三・二九

本月廿七日附信書、廿八日午後五時着へ此日小仙波辺散歩、夜帰一覽、
一読、先ツ邇間之復願書、糊封印紙ヲ張り込、下婢ニ郵便局へ為持
遣し、親展書ト復願書書シ携ヒ三原氏ニ行、宿直ニテ不在ナリ、帰
途菅間氏へ操込、永田中間立チ云々、又貴君中ニ立チ一件談シ込候

処へ迂生ハ結局之端立ち、菅間申聞候ニハ、彼の訳書タルヤ新聞紙
 雜報之如キモノニテ、東京同業者賛成モ少ナク、地方官會議前ニ出
 板、田舎客ノ多キ時売付タラ抔ト申モノノミ、故ニ先ツ発兌ハ見合
 候よし、因テ迂生より彼訳者ハ君之知ル通り長谷川ニ非ス、永田ニ
 非、貧乏書生ナルヨシ、ソコデ錢ヲ投シ見本訳料トナシタシ、菅間
 曰ク、生多事甚緩漫ニ經過恐縮、其儀兼テ永田君ニモ明言致置候間
 見本訳料ハ速ニ取計可申、永田君ニモ、発兌セヌト申カ言悪キヨリ
 今日ニ至ル、^抔ト申訳有之候、兎ニ角前条如ク引合候間、速ニ相運
 可申ト存候、夫ヨリ郡役所へ飛込三原ニ面會、書面ヲ渡シ復願書之
 写ヲ示シ、後事相談致候

御老母君大患之儀ハ大息之至候、氣候も追而暖和二隨、漸次佳候ト
 推察候処、近況ニヨレハ大ニ兆候變シ候様相見、折角御保護是祈候
 本月廿一日附書廿三日到着、迂生書面ト行違ニ相成双方片使ト相成
 当方より直ニ返書ヲ裁シ郵寄之積リ一案候得共、帰郡之日ヲ数フレ
 ハ、廿三日より中三日間ニ付、或ハ徒勞モ難計ト相止メ候次第御坐
 候、又丈助殿御遣し之節ニ其事ヲ記セサルハ、同人直ニ歸リ之積リ
 取急請承までニ一書呈シタナリへ此日ハ甚タ多事ニ、応答ニ及ハサル
 ナリ、其事由ハ左ニ陳スヘシ、○小学定規試験ハ佐藤・都々木・飛
 田三氏外傭教員隨行之積リ、一昨日綾部ニテ決定致候、兼テ御承知
 之通り廿九日本県ニ巡回訓導會議ニテ、廿八日午時兩訓導出県致候
 佐藤モ兼テ川島ト澤桜觀覽之約アルト申居、今度出京ナラン、又資
 力限り帰郡之日ハ、茶色ヲ時候ト共ニ相表ハシ候ハ、ト存候、啞々
 ○郡役所管轄之見込ハ松本三兩日奔走、碁盤ニ朱ヲ点シタル如モノ
 ヲ引ズリ回シ、千円ニテ旧館ヲ売却、更ニ築造ガ最便抔申居候、○
 埼玉職員表致承知候、中々不紛明廉モ有之候得共、三原ト協議ノ上
 取計可申候、○中島承諾奇妙ニ候、君ノ老手段敬服ニ候、僕ノ前轍

ヲ中島モ踏ミクリカイシ候、呵々、○勸業掛本月廿七日日本県召集ハ
 兼テ御存ニ有之、田中モ夫ヲ心配、君之帰郡ヲ待チ意見確定之積リ
 候処、一周間帰省ニ相成、不幸、田中モ廿四日持病痛風ノ氣味引籠
 リ、勸業委員清水老母之病氣トテ出県断リ書面へ同人ハ彼上納金一件
 チト県ニ不都合トテ病氣ナラント田中ノ説、廿五日ニ清水見込書携ヒ来
 ル、田中引籠居ルニ付、三原・清水ト田中ノ寓所ニ行キ相談へ此時
 丈助氏持参書面着セシ時ナリ、生ト岡田ト退庁後応援ノ約ナリ、貴君
 之書面ヲ携ヒ田中寓所ニ行、同人へ書面ヲ渡シ、彼の返事ヲ作り直
 ニ丈助氏渡シ、同人綾部一泊ニ決ス、直ニ勸業応援ノ為メ又田中寓
 ニ至ル、岡田も亦来ル、聊力卑見ヲ陳シ、清水ノ見込書ヲ讀ムニ、
 一モ適當ノ答ト覺シキモノヲ見ス、田中見込書未タ出来ス、此夜ハ
 丈助氏ト約アルヲ以テ、生ハ薄暮ニ歸ル、岡田・三原・田中ト残り
 協議、清水モ歸ル、翌朝一寸田中ヲ相尋候処、病氣昨日ヨリモ又悪
 シク、此分ニテハ迫モ出県致兼ル旨申聞、意見書ハ不纏、午後ヨリ
 出県セネバナラヌト事ニテ、三原ヨリ岡田ヲ出県為致候積リノ旨申
 ニ付、外適任者無之、迂生脚氣患者、来月上旬免ノ字ナルヘキモノ、
 出県困却旁其説ヲ賛成シ、岡田ハ陽ニ困却ヲ唱ヒ、意氣揚々然タリ、
 同人夫より見込書ヲ筆記シ、三原ト兩人ニテ尽力、迂生多少卑見ヲ
 相陳へ手伝致候得共、何分ニモ文章ヲ不知故、甚タ困却、結局兩人
 任セニテ、奇々妙々ナモノ出来セリ、最当日出県、午前より噪キ立
 チ候事故、ヨキモノ出来ル節ナレハ行ナリ、出次第ヲ記シタルマデ
 ナリ、論旨ニ幾分之差モ有之哉ニ見込候得共、改正スル暇ナシ、故
 ニ其儘岡田持参セリ、勸業会ハ九郡中本郡不出来ノ一等ト存候、○
 阪口・高雄此程下畑郵へ出張、戸長撰拳・学務委員撰拳共略決定致
 し候、○田中廿七日ヨリ一周間之暇ヲ願帰省致候、同人病氣モ生命
 ニ關係ハ素ヨリ無之候得共、式三週間位ハ相カ、リ可申と存候、右

申上度、書余後便二万縷可申述候、拜復

三月廿九日 稲村貫一郎

長谷川敬助様

中邨氏御面会ニも候ハ、宜敷奉願候

(解説)年代は、長谷川老母の大患、復願書とあるので明治一三年三月と推定され、郡長不在中の仕事の様子を細かに報じている。料紙は半紙三枚。最初の永田氏翻訳書発兌一件は、長谷川が仲立ちして永田の翻訳書を菅間から出版しようとしたものである。永田は、明治一一年一月に訳書『宝氏経済論』を師範学校教科書に斡旋した永田健助であろう(史料61)。菅間(定治郎)は、川越城下町で教科書なども扱う書店である。永田が翻訳した本は菅間の意に沿わず発兌は中止となり、結局、見本訳料を支払うことになった。ただ、『宝氏経済論』に対する川島樺坪の評価をみると、この菅間の言い分がどの程度の射ているかは疑問が残る。永田健助は、文部省編輯掛や学務課翻訳掛などを経たうえ、当時は参謀本部編纂課雇の職にあつたはずである(防衛省防衛研究所蔵、履歴書)。もう一つ大きな問題となっているのは、県庁の勤業会への出張問題である。勤業委員の清水(宗徳)は、母の病気を理由に欠席、郡役所で勤業を担当する田中は体調を崩し、その代理と持参する書類の作成経緯を詳細に報じている。

156 「二八八〇(明治一三年)四月二六日以前」 稲村貫一郎書状(小敷田新井

源十郎の返書)

(長谷川家九九〇)

〔川越本町綾部ニテ長谷川敬助様〕 〔間室君托ス 在邨稲村貫一郎〕 昨日薄暮ニ帰着、途中ニテ間室君ニ拝顔、本日赴任之よし、然ルニ兼テ御打合之小敷田新井源十郎之返書取り可差上心算、因テ一日ヲ延シ廿四日出発事ニ致帰宅、夜書面ヲ認置新井へ遣し、返事取り候

積り、廿三日朝小野郎ヲ馳セ書面遣し返事促シタルニ、いつれ昇堂之上口頭ニテ申上トノ返答へ口上ニテ空シク帰来、惟フニ〇少ナニテ断ルモ惜シ、所謂鶏肋ニテ猶予未決ト相考候、小生も病人ニテ被參候ハチト迷惑之気味ニ付、書面雛形外ニ家族中病人有之、一寸帰宅云々書シ、不参様注意致シ候得共、前書口上ニテ返答困却、しかし其内来り候ハ、決心承り御報道可仕候、〇(後欠カ)

(解説)この書状は後欠とみられ、年月日はない。封筒表書から、長谷川が川越に住んでいるので、郡長在職の明治一三年四月二六日以前となる。封筒裏書の間室君と本文の間室君も矛盾がないので、これを下限と推定した。

157 一八八〇(明治一三年)四月二七日 稲村貫一郎書状(熊谷へ送付

荷物、県会議員と町村会議員の重複、学務課の話は御断)

(長谷川家一〇三二)

芳墨拝誦、御無異之条欣喜之至候、清水預ケ之荷物行違ニ相成候旨ニテ、態々御送り被下奉謝候、右ハ出立之節ニ其儘致し置シニ付、或ハ誤りも難計ト、今日拙方より幸便清水へ申送り、書籍は当分其儘ニ置キ、四角包貴所分ニテ、小生之分ハ平たき荷物、元もよきのケツトウ故、夫丈此小僧ニ渡セト申遣し候間、清水ニテ只今頃ハ過ヲ覚り候頃ト存候、併シ御手数数奉謝候、石阪氏へ書籍幸便ニ御送り奉願候、彼一円謝ハ兼御尊申候通一件ニテ其儘相成居候間、是ハ其中面会之相談ト可致ニ付、書籍御送り之節ニ此義一筆奉願候
一、北埼玉郡役所ニテ、県会議員町邨会議員トナルヲ得ス云々、成ル程最初ハ県庁意見モ其通りニテ、迂生出京之頃吉田氏より噂
二、法律抵触ニテ取消シヲ内務卿より命シタル一ツト承居、当時

県庁より達シ遅カリシヲ疑ヒ居候処、大凡一二月ヲ過ぎ町村会規則中県会議員ノ四字ヲ取消シ云々ト、本県申号ヲ以テ達セラレタリト確認致居候、果シタ^{テカ}迂生記臆ノ如クナラシメハ、郡役所ハ素より罪アリト雖モ、布達セラレタル已上ハ管内人民ハ不殘承知之筈ニ付、単二郡役所ノミヲ責ムルハ、チト卓見ト申難ク儀ト存候、一応事務所^ハ戸長役場誤リ^シ公布編冊ヲ御一覽奉願候、迂生も明日八木原戸長ニ達シヲ借り一覽之積り、若シ当方ニテ達見当り候ハ、幸便二月日号ヲ可申上候、以上筆二任セ卑見開申仕候、此間之會計一件ハ実ニ奇々妙々、今少々処ニテ中郵力八木原二自首之場合、僥倖々々、同夜帰宅一人ニテ抱腹致居候、呵々、右御請まて、書余拝顔可申述候、匆頓首々々

廿七日 弟貫一拜

敬堂雅兄硯北

別啓、兼テ御内談之学務一件ハ、未タ愚父ニも熟議不致候得共、拙モ永ク官途従事致兼、又一年ヤ半年出入致候も却テ不本意ニ付、宜シク川氏へ御断被下度候、貴君段々ノ御論も有之二付、兎ニ角愚父へ一応相談致見候積リナレトモ、家事引請云々ハ申間敷ト存候、此段申上候、頓首

(解説) 史料146と同封であるが、本庄にいる小泉の書状と、川越ないし熊谷の稲村の書状が同封される可能性はなく、後の混同であろう。冒頭で、長谷川と稲村の荷物が、同時に熊谷の清水に届いている。稲村が人間高麗郡書記を辞職したのが明治一三年四月一六日、長谷川の同郡長の辞職が同年四月二六日付なので、その荷物と考えると同年四月の書状か。別啓にある稲村の県庁再就職話とも矛盾しない。もうひとつ具体的に述べられている内容は、県会議員でも町村会議員にな

れるという県の達であるが、これは明治一二年一月一四日付の、甲一三〇号である(『埼玉県史料叢書一八 埼玉県布達集二一九二頁』)。この規定が問題となるのは、県会議員である者が町村会議員に立候補しようしたためである。明治一三年の県会では、会期中に辞職する者が一名に及び、北埼玉郡では八木原三郎右衛門と福島弥兵衛が退職している。おそらく、この両人のいずれかが、町村会議員に立候補しようとしたのではないか。因みに、同年一〇月の県会補欠選挙では、長谷川敬助と稲村貫一郎が両者の後任として当選している(『埼玉県議会史』第一巻、二八九頁)。この稲村書状の背景には、こうした事情が反映しているものとみられる。荷物のなかの「よきのけつトウ」は「夜着のケット」(ブランケット)の略、毛布)であろう。また、別啓中の「川氏」は県学務課長の川島樑坪とみられる。

158 一八八〇(明治一三年)五月五日 川島樑坪書状(長谷川郡長退職、小林

生の近況、小林の舎言来県)

(長谷川家九四二)

〔封筒表書〕 埼玉県下北埼玉郡北川原村長谷川敬助様 侍史

*消印「浦和/武蔵・北足立・五・五」 行田/武蔵・埼玉・五・六 *印「先□八八不足」

〔封筒裏書〕 埼玉県庁川島樑坪

寸書謹呈、清和之時節二相成候処、愈御清穆奉忻然候、小生無事罷在候、御安意可被下候、陳は頃日は不得已之御事情□□御退職相成候趣、為郡下可惜之至ニ御坐候得共、御孝養ニ取候而は本分之御事ニ奉存候、此上は間接上為官民御尽力奉希望候、右は日々一封差上度存居候処、彼是取紛延引仕候、其内拝範万可申尽候、草々頓首
十三年五月五日 辱知梅坪

敬堂雅契

追啓、過日は小林生之事ニ付両回御内書被下候処、先般以来両三

度春泉亭二遊蕩之事有之、依之從小生縷々忠告致し、此上は登樓不致旨二御坐候、御安意被下度候、当節同生之舎兄も参県致居、内話致し候事も有之候得共、日々生は勉強翻訳致居候、此旨添而申上候、不荘

(解説) 長谷川の入間高麗郡長依願免職は、明治一三年四月二六日である(長谷川家七四三)。その前から母の病気を理由に帰省願を出している(長谷川家三八六)。追伸にある小林生は、誰であろうか。第二期七名社の第一回演説会に社外で登壇した北河原村の小林豊十郎の弟六郎は、履歷書によると明治一三年一月に埼玉県に出任し、東京府牛込区揚場町同府士族永田健助同居とある(埼玉県行政文書明九三〇・一三六)、さらに『士氏物理小学』なる翻訳書もある(県立文書館小室家四〇九七〜四〇九九)ので、日々勉強翻訳にも合致する。

159 一八八〇(明治一三)年五月二六日 小泉寛則書状(長谷川辞職、国会設立願望者云々憶説、県会減額主義、根岸氏議長、頼母子講金、北埼玉郡長、七名社第三期約相整)

立願望者云々憶説、県会減額主義、根岸氏議長、頼母子講金、北埼玉郡長、七名社第三期約相整 (長谷川家一〇〇六)

〔自願書〕 北埼玉郡北河原村長谷川敬助様親展 〔封筒裏書〕 於本莊駅小泉寛則

拝啓、愈御清適奉欣然候、陳は過日は寸楮拜呈候処速二御回答、特ニ御辭職之顛末縷々御内報、委曲敬承仕候、突然之御発、代理先生以下一同愕然之事推察候、御退任後御老母様御容体漸次御快復之事、何寄之御儀篤々御侍養奉祈候、扱今回御辞任之原由ヲ不知向、所謂軽躁者杯、彼ノ退任、他候国会設立願望者トナルタメナリ云々ト臆測説ヲシテ、〇〇閣下へ触散スヤ云々ト、之レ甚以御遺憾之事、亦一笑之極、何れ迂弟等参県之頃、斯ル浮説之弁解説ヲ主張シ、其辺自然消滅ヲ謀候積

県会も不相変減額主義にして、巡回訓導費ノ如きも全廢ニ歸センヨウ承知候、尠し今之レヲ廢スルハ、不同意ニ有之候、根岸氏議長ニ当撰之趣尽力相察候

曾テ御乗合之頼母子第五会ニ至候間、其内受取候策ヲ施し候方可然哉ニ相考候、素より官員社会之結立、可成受取置候方上策ニ候、去月ハ三百五拾円手取ニ而川辺有道受取候趣、随分其任ニ而受取候得共、算当可相付ものゝ様被存候、御算考之上否御申越可被下候、御同意ニ候得は、参県之節諸井ニ託候、受取方策略可相施候、此頃行田郡長弥々辞職、其相統官竹井旧議長拜命云々之説有之候得共、未々確報無之、為迂弟断然浮説ト想像罷有候、七名社も第三期約相整候様承知候、自然御閑暇之節御出席可被為在ニ付、其内小弟も差操罷出候心算、乍末筆御惣容様始御隣家御一同へよろしく御伝声相願候、書外讓後信候也

五月十六日夜 寛則
長谷川様

(解説) 年代は長谷川の郡長辞職で、明治一三年である。小泉は、前年一二月に児玉外二郡長に就任した。長谷川の郡長辞任が国会開設運動に専念という憶説が流されていたこと、七名社は第三期の規約が整ったようである。

160 一八八二(明治一四)年六月二九日 吉田市十郎書状(鉄道の件、那須開墾、吉井友賢氏評、白根県令病状、保晃会宣敷)

〔自願書〕 壘、吉井友賢氏評、白根県令病状、保晃会宣敷 (長谷川家八六六)

〔中山道熊谷駅池田屋平造様迄北埼玉郡北河原村

長谷川敬助様 親展 六月廿九日

*消印「東京ノ一四六・二九・リ」熊谷ノ武蔵・大里・六三〇」

〔封筒裏書〕〔朱印所印〕「東京神田区中猿町十番地吉田市十郎」

拝見仕候、暑氣相加候処愈御清祥被為渡奉抔喜候、陳は鉄道件委曲御開示被成下敬承仕候、段々御尽力奉謝上候

一、那須東原地質モ意外ニ宜敷、且立木多数有之候趣、社中一同ノ大幸不過之奉存候

一、吉井友賢氏ハ君子人ニハ有之趣承知候得共、大事ヲ担当スルノ力ハ如何可有之哉、且恐クハ工業上ノ事ハ不案内ナルヘキ歟、去リ乍ラ中正ノ君子ニテ弊ハ無之人ナルヘシ

一、白根県令ヘ八十日計前見舞ニ参リ候節ハ余程疲労致居候得共、一昨日承ル所ニ依レハ、体重二百弐増シ、幾分歟氣力モ相復シ順快ノ由、乍去医術ヲ心得居候人ノ説ニハ、到底根治ハ六ツケ敷趣申居候、何卒全快之義、為管下千祈万禱仕居申候

一、保見会之義御厄介相成難有奉存候、何分宜敷奉願上候、此事モ該地ヘ開墾ノ事業相起シ候ニ付テハ、幾分歟間接ノ益ヲ得ルコトナキニシモアラサルヘキ歟

右御請迄、匆々頓首

六月廿九日 吉田市十郎拜

長谷川敬助様

〔解説〕消印から明治一四年と推定される。このとき、吉田は内務省取調局事務取扱（国立公文書館・叙〇〇二三一〇〇）、長谷川は県会議長である。最初の「鉄道件」とは、日本鉄道会社のことと推測され、明治一四年五月二二日に出願同年一二月一日に特許条約が下付され、吉井友実が社長に就任した（『国史大事典』）。この書状に「友賢」とあるのは誤記であろう。吉井は鹿児島藩の出身で、維新以後は司法・工部・宮内など各省の要職を歴任した（『日本人名大事典』）。那須東原の開墾は、明治一三年九月から、吉田市十郎・中村孫兵衛、長谷川敬助、

稲村貫一郎、吉田二郎、吉田六郎などで行われたものである（「那須東原開墾碑」、中村家二三八、三七一等）。まさに、豪農吉田一族と七名社員の合同事業の感がある。吉田の認識では、これと日光の保存を図る保見会とも関連するところがあるようである。保見会は、明治一二年に訪日したグラント將軍の日光賞賛を受け、地元の豪農層が政府へ設立を申請し同年一二月に許可、翌一三年一月から三年間が保存基金の募集期間であった（森本和男氏『文化財の社会史』）。県令白根多助の病氣見舞いの様子も詳しく報じられている。「弐」は、重さの単位・グラムである。白根は、翌一五年三月一五日に没した。

161 一八八二（明治一四年）八月三日 吉田市十郎書状（鉄道社委員推奨、中

村の大書記官へ上答）

（長谷川家八六七）

〔封筒裏書〕□山道熊谷駅□田屋平造様迄

北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様親展 八月三日

*消印「東京／一四・八・三・ほ」

〔封筒裏書〕「東京神田中猿楽町 吉田市十郎 埼玉県管下」

御手教拝読仕候、酷暑之候愈御清適奉恐祝候、鉄道社之義ニ付云々御内示被成下、難有敬承仕候、彼氏ハ弟等聊主義ヲ異ニスル所ナキニアラサレトモ、其神敏ナルハ素ヨリ敬服スル所ニ有之候、此間ノ一事モ其敬服スル所ノ神敏ニ出タル事ト被存候、乍去彼氏力不満足ト謂フニアラスト雖モ、弟等ハ本県下ヨリ出ス所ノ委員ト歟又ハ役員ハ、乍御迷惑貴兄ヲ奉贈外無之事ト奉存候得共、是レハ自ラ公論ノ帰着スル所可有之ニ付、諛言ヲシテ申上候事ニハ無之候

一、弟モ賜暇ニハ帰省仕度候処、于今不相定候

先は右御請迄、匆々頓首 八月三日 吉田市十郎拜

長谷川様

二白、御序之節中村君へ宜敷奉願上候、先日吉田大書記官へノ御上答ハ至極意尽セル御義ト奉敬服候、再頓首

(解説) 年代は、消印により明治一四年。日本鉄道会社の委員を埼玉県から出すに当り、長谷川から相談を受け、吉田は長谷川を推薦したのである。諛言(ゆげん)とは、へつらつていふことば。長谷川が推薦した「彼」とは誰なのであるか。当時、長谷川は県会議長、吉田は内務権少書記官の要職にあつたが、埼玉県内の動きについても相談に乗っていたのである。長谷川は、同年一二月に理事委員に選出され(史料174)、翌一五年には鉄道株募集の書状が数多くみられる。

162 一八八一(明治一四)年八月八日 稲村貫一郎書状(勸業講出席、明治一四年三月芸林珠璣三号同封)

〔封筒裏書〕 北河原村 長谷川敬助様貴下 〔封筒裏書〕 上川上村 稲村貫一郎 (長谷川家一〇四八)

別冊は幹事回シ相成、伊藤卓三氏配賦之分ニ有之、貴所ヨリハ自然幸便も可有之拜察致し候ニ付、御手数ながら同氏へ御届被成下度御依頼申上候

一、本月十一日は勸業講松文ニテ集合立之通知有之、同日可成早出ニテ尽力之心事、貴君ニも御操合御出張相願度候、同日は八木原氏もへ一昨日帰宅、出頭ト存候、中郵・小林両氏ニも御通知奉願候、右申上度、匆匆頓首
八月八日 稲村貫一郎拜

長谷川賢兄

(解説) 文頭に「別冊」とあるのは、この書状に同封されている埼玉県立中学師

範学校・明治一四年三月刊『藝林珠璣』第一九集である。よって、同年の書状と推定した。送り先の伊藤卓三は忍町在住の県議員・副議長、稲村と長谷川も県議員になっていた。

163 一八八一(明治一四)年八月一七日 中村孫兵衛書状(鎮目氏熊谷へ腰落着、一会を開催)

〔封筒裏書〕 腰落着、一会を開催 〔封筒裏書〕 中村孫兵衛 (長谷川家一〇三三)

先夜ハ失敬ニ候、其節御噂仕候鎮目氏事漸ク熊谷ニ腰を落付候心得ニ相成候趣キ被申越候、就而ハ近日一会相開キ、行々ノ相談申上度候間、御同志御募リ之義ハ可然御配慮願上候、右ハ御聞込も可有之候得共、幸便ニ任セ為念申上候、早々

十四年八月十七日 中村孫兵衛
秋元大兄

二伸、聯合会役員撰拳手続之義ハ一層御尽力被成下度、然上子数ノ設置否ハ又御胸中ニ可有之候

(解説) 宛先の秋元善三郎は未詳、なぜ長谷川家文書にあるのかも未詳。文中の鎮目(養真)は、埼玉県立病院熊谷分院の副院長、明治一四年六月、分院廃止後、鎌倉町に開業した(『熊谷人物辞典』)。

164 一八八一(明治一四)年九月三日 中村孫兵衛書状(県会常置委員会報告、江戸川護岸工事、決算残金使途)

〔封筒裏書〕 東京神田雉子町門左衛門跡旅舎三河屋与右衛門様方止宿 (長谷川家二二九八)

長谷川敬助様

〔封筒裏書〕
十四年九月廿二日 浦和宿大浦屋長造方中村孫兵衛

*消印「浦和/武蔵・北足立・九・二二」「東京/一四・九・二三・は」

昨日ハ雨天之処御発車、御困難之義と奉察候、委員会も昨夕迄ニ悉皆相済申候、彼ノ江戸川通り堤塘破壊ノ護岸并ニ新規築立費ニテ三千円以上ヲ要シ候、右ハ原案之通、彼ノ旅費滞在増額案ハ否決仕候、其他十三年度決算余り金三万円以上有之二付、此際三万円丈川越兩銀行ヘ公債抵当ニ而、貸方ハ合候事ニ相成候、尤も利子之義ハ来会委員会ニ而決議之積リニ御坐候間、都合ニヨリ八九朱も奪取度考居申候、右之外面倒無之候、昨夕福田氏参着、例之義問合候処、不相変運不申候、○同人説ヲ起シテ、前書江戸川通ノ土功検査致度有様ニ主張致候得共、此際ハ貴兄も御欠席、殊ニハ泥濘ノ折柄ニ付、来会之事ニ相延シ申候間、左様御承引願上候、其他申上候ハ各件相願候用事ハ、可成御達シ被下度、呉々も申上候、早々頓首

廿二日早朝認

中村孫兵衛

長谷川様

尚々、是レヨリ帰宅仕事、御依託ノ要件可弁候、以上

(解説) 年代は、封筒裏書による。この年、県会では、長谷川が議長で常置委員、中村が常置委員であった。常置委員会の内容を、長谷川に書き送ったもの。書出しの部分からすると、会議の途中で長谷川は所用で東京に出かけたようである。

165

一八八二(明治)四年一〇月三日 石川弥一郎書状(租税局改革、長野へ

転勤、開拓使処分問題)

(長谷川家二二八三)

〔封筒裏書〕
「埼玉県大里郡熊谷駅在北埼玉郡北川原村 長谷川敬助様親展」

〔封筒裏書〕
租税局長野出張所 石川弥一郎

*消印「高崎/一四・一〇・五・ほ」

*消印「長野/」 「一〇・三」

*消印「上野/□□・□□・一〇・三」

其後は意外御無音打過候、時下秋冷日々相催候処、伏惟文祉清嘉、起居佳勝、拜啓、者八月中長野県用向相済、其十九日出立、新潟ニ到リ候処、過般租税局改革之事アリ、従来之集税委員出張所ヲ相廢シ、租税局出張所ヲ各地方ニ被設候ニ付、弟事モ長野出張所在勤被申付候、右ハ一身上ニ取り頗迷惑之義ニ付、局長ヘ其旨申通シ、速ニ帰京被申付候様及相談候得共、元來曾テ信越ヘ同行セシ伊藤某力、長野及新潟出張所長心得被命、同人ハ当分新潟ニ居リ候都合ニ付、長ノ不在中代理ヲ委托サレ、一旦赴任セサレハ開設之差支ニモ相成義ニ付、不得已去廿七日新潟出立、三十日当地到着致候、ハヤハヤ酒造検査ヤラ国税領収ヤラ、人ヲシテ俗了セシムルノコトノミ、官海之風浪変化無常如此、此上永ク如此社会ニ在テハ智力ヲ減スルノミナラス、将ニ体力ヲモ削ルニ至ラントス、乍併格別永ク居ルコトニモ相成間敷ニ付、御懸念被下間敷候、却説本年其御地作物如何、生ノ経歴セシトコロニヨレハ、信州ニハ多少水害アリシモ先最上作、越後ハ往々霜害アリ、早稲ニハ格別害アリ候得共、又一方ニハ平年殊ニ水害ヲ被リシ場合ニシテ非常ノ上作ナルアリ、彼是平均スレハ是亦上作タルヲ失ハス、大豆作ハ越後ハ最上作、為ニ其価格モ甚敷下落セシ趣、信州ハ中作位ナリ、今回巡回セシ越後ノ或部落ハ、曾テ一昨年巡回セシトコロナリ、其状況ヲ一昨年ニ比スレハ一般財力進歩シ、随テ驕奢力モ相進ム様相覺タリ、且一般米穀ヲ相貯、倉中ニ於テ陳々朽腐ニ付スルノ情况アルヲ認メ得タリ、貴地ニ於テモ又如此情况アルヤ否、回首其後開拓使ノ処分之如キ奇事ノ現出スルアリ、此上何等之社会□□相成哉、大息此事ニ御座候、愈長野在勤ト

相定候上ハ頗流罪ト相似タリ、御信心ノ御方ニハ小弟当地在勤中善光寺如来へ参詣アラレマセウ、山多ク風寒ク魚類少ク、随分不都合ナル処ナレトモ、当節ハ松茸之時ナレハ、之ヲ飽喫スルノ一快事アリ、吾兄ノ如キハ信向心ナキヤ否、一笑、右御報知迄、書余期後便候也

十月三日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

(＊別紙)

春来信越之間ヲ奔走シ、米山嶺ヲ六度経過ス、去廿八日ハ即其最後之経過ニテ、感慨蟻集、低徊久之、其節ノ拙作左ニ録シ一粲ヲ博ス

米山下書感

建勲明時豈容易 托身

萍草遂如何 秋来重過

米山下 拍岸怒涛依旧多

稲邨・石坂・中村諸君へよろしく

(解説)年代は、開拓使処分問題への言及で、明治一四年と推定される。内容的には東京に戻れず不本意な人事であることを縷々述べ、七名社や政治向きの話題はみられない。

166 一八八二(明治二四)年一〇月八日 川島樸坪書状(本県小学校教則送付)

(長谷川家一二三二)

〔封筒表書〕
二学第七十一号「武蔵国北埼玉郡北河原村 長谷川敬助殿」

〔朱書〕
「小学教則布達書巻部添ル」

*消印「浦和/武蔵・足立・一〇・八」「行田/武蔵・北埼玉・一〇・九」

〔封筒表書〕
「埼玉県庁川島樸坪」

拝啓、陳は今般本県小学校教則御布達相成候処、兼而入貴覧候草案トハ変換致居候条項も有之候、是一ハ地方教育家之考案ヲ採用シ、一ハ文部省之命意ヲ遵奉候より、旁修正相成候義ニ有之候、乍去其修正ヲ加へ候都度、教育上之便益ヲ与へ候義ト相考候、新教則も愈本日布達実施之期ニ相成候ニ付、為御参考一部進呈いたし候間、御一覽被下度、尚間接ニ於テ教育振興之方法御計画之程不堪希望候、草々頓首

明治十四年十月八日

長谷川敬助殿

川島樸坪④

(解説)このとき川島は学務課長、長谷川は県会議長である。

167 一八八二(明治二四)年一〇月二七日 石川弥一郎書状(開拓使払下げ問題

の展開、帰省出願、国会開設に対応、県庁幹旋へ回答、吉田老小池醉翁の逝去、鉄道着手、演説・新聞等規制強化、小泉寛則実父死去、佐久間象山書)
(長谷川家二二五六)

〔封筒表書〕
「埼玉県大里郡熊谷駅在北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様親展」

*消印「長野/」「一〇・一七」「高崎/一四・一〇・一九・は」

*消印「行田/武蔵・北埼玉・一〇・二〇」

〔封筒裏書〕
「信州長野租税局出張所 石川弥一郎 十月十七日投函」

尚々、佐久間象山先生之書ハ当地方ニモ偽物ノミ多ク、価直モ随分高キ由、松代地方ニハ其偽物ヲ以テ取合セルモノ往々有之候趣、故ニ其真偽ノ監別ニ苦ミ、容易ニ難相求候、乍併常々心掛居り候

十四日付芳翰落手、高論之趣委曲敬承、其後新聞紙ニヨレハ世論之囂々ヲ来セシ開拓使扱下事件モ取消相成、繼而大隈參議其職ヲ辞シ、隨而其党トモ追々政府外ニ飛出ス力如キ新戲出現、随分面白世之中ニ相成候、此上ハ浮々薄書堆裏ニ默然經過スル訳ニモ難相成、所謂志士力ヲ尽スノ時、一日二日万機アリトモ可申時勢ニ有之、然ルニ善光寺畔ニ閑日月ヲ過スハ、実ニ不可言之拙策ニ御座候、乍併未タ帰京之路全ク絶タルニアラス、不日何分之佳報ヲ得ル心算ニ候、若廿日迄ニ其佳報無之以上ハ、一寸帰省相願候心得ニ候間、何レニ相成候共、本月下旬乃至来月上旬ニハ拜謁之期モ可有之、雖然回首今日之形勢ヲ考レハ、他日国会開設ニ際スルノ地歩ヲナサ、レハ其期会ニ後ルノ憾モ可有之、旁左思右考スル時ハ、蹤令佳報ヲ得テ帰京スルニ至ルモ、是ニテ其地歩ヲナシ得タリトハ困難申事ニ有之、然ルニ高案父母之國云々ハ随分面白事モ可有之トモ被考候、乍併此義ハ此方ヨリ売ラントスレハ価値モ自然安ク相成、価値低クトキハ何事モ其権ナク、却テ他方ニアルノ勝レルニ若カサル事ニモ可相成候得は、是亦半信半疑ノ間ニ有之候、乍併彼渠令等弟ヲ信シ一等属庶務長之任ヲ授ケ候へは、復父母之國ニ対スルノ義務ヲモ被尽、他日之地歩ヲモナシ可被得候間、随分憤発之二応セサルニモアラス、併右様之義ハ独り清聴ヲ煩スノミ、他人ニ向テ可言之事ニアラス、可然御含置被下度候、且此迄之文面ハ、御一読之後丙丁ニ付セラレン事ヲ是請へ即紙首ヨリ是迄ノ一段ハ、必ス御一読之上御火中相願候。吉田老翁東京ニ頓逝、小池醉翁モ長病之処也、復仙遊之由、吾党之先輩長者凋零スル如此、天命トハ乍申愁傷不小少之事ニ有之候、独小弟ノ大憾トスルトコロハ、両老両長者仙遊ニ際シ、山河万重遠ク異郷ニアリ、為ニ其葬儀ニ会シ後進之礼ヲ尽ス能ハサル事ニ有之

当地は頃日陰雨多ク、且事務モ固格別無之、先閑散無事トモ可申景

況ニ有之候処、雨夜月夕燭ヲ抱テ襟胸ヲ開クヘキノ快友モナク、深夜青燈古人ヲ尚友スヘキ書籍モナク、実ニ無聊ヲ相窮候、右回答旁得貴意候、書余期後便候、草々頓首

十月十七日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

尚々、稲郵・中坂・石坂諸君へ御面会之節可然御致声被下度候、鉄道モ愈着手、汽声一発瞬間東京ニ往復スルノ快ヲ得ルモ近ニアリ、国家之大幸不過之候、或友人よりの通信等ニよれ、廟堂ハ此上猶多少之变革可有之、且其進路モ一段果斷〇〇ニ至テ演説・新聞等も従来ニ比レハ一層嚴重ニ相成候事と想像被致候、何ニ致セ不容易時勢トハ相成候、乍併数年後ニ至リテ回顧すれハ、如此処分、如此変革も、或ハ国家ノ為ニ宜敷かりしとの感なきニしもあらざるへし

(＊別紙)

追伸

本文帰省之事、今日之心算ハ固如此ニ候得共、身已ニ官海之一葉、又事アリテ帰省難相成哉モ難計候間、後便確報更ニ申上候迄ハ、先々最未定之事ト御認定被下候様相願候、又申上候迄モ無之義ハ候得共、近日佳報云々等之事モ、相洩候而は聊不都合之義モ可有之候間、其辺可然御注意相願候

小泉寛則氏トモ此程一往復ヲナセリ、其回答ニヨレハ、同人実父モ過日死去被致候由、今月は実ニ此事ノ通信多キ月ニテ、吉田・小池之諸君ヲ始メ、困友間ニ於テ父母妻子之赴音ヲ伝シモノ已ニ六七回、生者必滅会者定離之古訓有之候得共、不堪俯仰今昔之情候、天道是歟非歟

(解説)年代は、開拓使松下事件から明治一四年の政変に到る記載から推定される。当時、石川は長野に出張滞在中、長谷川は県会議長の職にあった。石川が自らの状況を「浮々簿書堆裏」と表したのは、「うかゝ、簿書堆裏」という意味か。さして重要な仕事もなく遠く長野から、大隈参議以下が政府から撤退、国会開設の勅書、という時代の大転換を眺めざるを得ない石川の心中がよく現れている。このとき、長谷川から「父母之国」すなわち埼玉県庁で仕事をしないか、という誘いがあったようである。石川は、自ら売り込むようなことはしない、一等属で庶務課長待遇ならば、と断っている。これは、当時の県庁では、笹田黙介の位置にあたる。ついで、吉田老翁(四方寺村出身の吉田六三郎、一〇月二日没)、と小池醉翁(妻沼町の小池水斎、一〇月一〇日没)の死去を悼んでいる。特に吉田六三郎は、石川に先立ち明治八年七月に地租改正事務局に出仕しており、職場の先達でもあった。小池水斎は、妻沼両宜塾の運営で世話になった。追伸では、中山道鉄道の敷設へ言及し、またこの政変で、演説・新聞などの取締が一層厳しくなるとみている。出張先にありながらも、国会開設への対応、言論への取締強化など、民権的な視点を失っていない。

168 一八八二(明治一四)年一〇月三日 吉田市十郎書状(大麻生村藤野慶治就職幹旋依頼) (白根家三七六)

拝啓仕候、時下寒冷相増候処愈御清適被為渡、扑喜雀躍之至奉存候、其後は意外之御疎闊打過候段、御海容奉願上候、陳は御県下大里郡大麻生村藤野慶治義、先年来宮城県ニ奉職仕居候処、実家兄ナルモノ客年病死仕、甥幼年ニ付同人義後見セサルヲ得サル都合ニテ、遠方奉職ハ相成兼候事情ニ付、情実縷陳之上宮城県ノ方ハ辞職仕、今般帰郷仕候得共、何卒御県へ御採用相願度旨、此程尋来申聞履歴等

差出候ニ付、委曲事情ハ内局白根君へ履歴書相添懇願仕置候間、御序之節御聞取被成下、何分御聴許御採用被成下候様仕度、此段幾重ニモ奉懇願候、尤本人義ハ至テ正直ニテ事務勉勵ノ者ニ付、小生担保ノ責ニ任候ハ不及申次第ニ御座候、且御聴許之上ハ、御採用ハ来春ニ相成候共聊不苦趣申聞モ有之候間、何分宜敷奉願上候、右御願迄奉申上度、匆々頓首

十月三十一日 吉田市十郎拜
白根県令公閣下

(解説)吉田市十郎が知人の就職を白根多助に依頼した書状。年号は無いが、白根が明治一五年三月二五日没なので、明治一四年以前。「内局白根君」とあるのは、多助の三男で内務省に出仕した専一か。藤野慶治は宮城県奉職とあるので、明治一四年八月序、一五年四月宮城県蔵版で『養蚕略説』を刊行した人物と思われる。『埼玉県職員録』で藤野慶治を確認すると、明治一四年版にはなく、一五年二月改訂版に、勲業担当の九等属にみえる。そうすると、明治一四年の書状か。

169 一八八二(明治一四)年二月四日 石川弥一郎書状(帰京予定、借入金依頼、米価動向、佐久間象山書、廟堂の風波、七名社員の動向) (長谷川家二二四六)

(封筒表書) 中山道熊谷駅在北崎玉郡北河原村 長谷川敬助様 親展
*消印「長野/信濃・水内・一・四」「行田/武蔵・北埼玉・一・七」
(封筒裏書) 信州長野石川弥一郎 一
*消印「高崎/一四・一・一六・は」
廿五日御差出華翰落手、近來之御動靜委曲了承、且御回答之趣モ承仕候、啓は弟事モ未定事ニハ候へ共、大抵月末又ハ来月初旬ニハ歸京被命候事ニ可相成由、是歸省ハ先見合罷在候、然ルニ此ニ一請

稟アリ、御存之通り帰京之期モ延引、当地在勤等ニテ會計上ニ頗困難ヲ生シ候処、帰京之上ナラサレハ奈何トモナシカタク、且在京ノ同僚等ハ多ク各地方ノ出張所ニ離散シ、即今他ニ策無之不得已清聴ヲ煩シ候、尤其金額八百円、返弁ハ帰京後速ニスル心得ニ候得共、万一不都合之義有之候而は不相成ニ付、万全之処ニテ来春三月迄ヲ期シ度、尤期限中ト雖都合相成候ハ、何時タリトモ御受取被下候様願候、右御聞濟相成候ハ、御返答相登之後、内国通運会社ニ托シ、東京留宅へ御送付被下度候、利子ハ如何程ニテモ不苦候、右ハ懿貞ニ申遣候テハ不都合ニ付、不得已相願候、其御都合ニヨリ先五十円ハ貸、即東京へ御送り被下候共宜敷御座候、田中氏へ申遣候得は都合モ可相成候得共、御存之人物故、彼トハ金穀上ハ事ハ決テ相談不致事ト相決居リ候

米価之高低ハ如何、本月ヨリ田税収納之時期トモ相成、旁多少下落スヘキヤ、愚考ニテハ多少下落致候哉ト被存候、御見込モ有之候ハ、御示被下度候、酒造ハ昨年ニ比スレハ其高多ク有之候也、是亦其筋ノ者へ御面会モ有之候ハ、御探訪被下度候、廟堂之風波モ書記官迄ニ及シ処有之、此上ハ地方官ニモ可及歟、鄙見ニヨレハ地方官へハ波及無之事ト被存候、○佐久間ノ書々翰ニテ壹円五十銭位、半切全紙トキテハ、其字数ニヨリ拾円以上ニモ可至候、右様ナル高価ニテモ宜敷候時は、見当リ次第相求可申上候、右得貴意度、草々頓首

十一月四日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史

尚々、本月ハ何日頃御出県ニ相成候哉、若帰京トモ相成候ハ、御報知ノ都合モ有之候間、御出県之節ハ御報知相願候、石坂君ハ猶熊谷郡役所へ御出勤被成候哉否、乍御手数後便御報知相願候、樋口氏は迄小泉氏ノ許ニアリシ処、頃日解役帰郷被成候趣、御面

会モ有之候ハ、可然御致声相願候

〔解説〕 年号は、消印から推定できる。帰京予定を述べ、借入金金の依頼をする。「懿貞」は義兄の竹井懿貞、「田中」は田中正彝であろう。明治一四年政変の影響は、地方官には及ばないと推測している。

170 一八八二(明治一四)年二月二四日 石川弥一郎書状(借入金督促、来月中旬までに帰京、帰京途次に熊谷滞在は不可) (長谷川家一二四五)

〔封筒裏書〕 崎玉県中山道熊谷駅在北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様 親展

〔封筒裏書〕 *消印「長野/信濃・水内・一一・二四」「行田/武蔵・北埼玉・一〇・〇七」

〔封筒裏書〕 *消印「高崎/」・一一・二六・は

〔封筒裏書〕 信州長野租税局出張所 石川弥一郎

過日は金員借用之義相願候処、早速御允可被下、御出県之節留守宅へ御投寄被下候旨、且出県之上ハ猶御端書被下候旨御回答被下候ニ付、其旨留守宅へモ申送り、金員請取之上ハ、其段速ニ報道被致旨申遣置候処、于今何等之報道モ無之、且浦和ヨリノ御書面モ無之ニ付、如何之行違ニヤ、心痛之余リ其後之御起居相候候、乍失敬此段御落手次第御返事被下度候、此段奉懇請候、且該金員之利子何程ニテ宜敷候哉、証書之認方モ有之候間心得置度候条、後便御垂示相願候

弟事モ来月中旬迄ニハ帰京被致候事ニ相成候間、此段御同慶被下度候、(猶出立日限相定リ候上ハ可及御報道候)、右ニ付、過般御書中ニ、弟熊谷経過之節ハ御来訪被下候云々等之来論モ有之候へ共、弟事昨今窮迫ヲ極メ居リ候秋故、郷里之人ニ面会スルモ恥敷様之心地モ有之、旁熊谷ニ滞在スルハ好マシカラス、且縦令一泊スルモ不得

已二ノ親戚ノミニ面会シ、其他人ニハ面会致サル様仕度候間、格別差掛候義無之候ハ、熊谷御来訪ハ御延引被下度、其内ニハ委員会等ニテ御出県之事モ可有之候ハ者ハ其節ハ或ハ御出京ニモ可相成候二付、御面会ハ其節ヲ期シ度候、雖然不得已事有之乎、又ハ右ノ鄙見ヲ不可ト御認相成候義モ有之候ハ、猶高諭ヲ承リ如何共可仕候当地は廿日雨アリ、翌廿一日朝ハ咫尺ノ諸山総斑白、平地モ少時間泡雪降、寒威裂膚トモ可申氣候ニ有之、併一昨日来美晴ナリ、寒威ハ凜冽、到底帰途ニ就ク時分ハ、確嶺上モ尺之雪ニ会スヘク、雪ヲ踏テ来リ、亦雪ヲ踏テ去ル、踏尽人間行路難ナドトモ可謂哉、草々頓首

十一月廿四日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史御中

(解説) 長野在勤で金子借用、帰京の記事から明治一四年と推定される。どのような事情か未詳だが、石川は経済的にも精神的にも苦しい状況に置かれていたようである。このとき、長谷川は県会議長で、さらに日本鉄道の理事委員などで繁忙である。石川は予定通り帰京したようで、明治一四年一二月一九日に大蔵四等属に昇任している。

171 一八八(明治)四年二月二七日 石川弥一郎書状留守宅へ金子御届

(長谷川家二二四四)

〔長谷川書〕 中山道熊谷駅在北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様平安

*消印「長野／信濃・水内・一一・二七」「高崎／一四・一一・二九・い」

*消印「行田／武蔵・北埼玉・一一・三〇」

〔長谷川書〕 信州長野石川弥一郎

過日御宅へ向□□呈、御起居相伺候処、本日愚父之報道ヲ得、金員留守宅へ御持参被下候事ヨリ京塵中□□定之形情ヲ承知致候、御厚意謹奉鳴謝候、草々不及他事

十一月廿七日 石川弥一郎

長谷川敬助様 侍史御中

尚々、本証書之義ハ、過日差出候書面之御返事ヲ得而、然後差上可申候

(解説) 一二月二四日付で督促した金子が、入れ違いに届いたことを伝えるので、明治一四年と推定できる。

172 一八八(明治)四年二月二七日 小泉寛則書状(隣家主人遠行鉄道

会社理事委員選挙、吉田市十郎と太田卓之昇進、樋口氏辞職)

(長谷川家二二八九)

〔長谷川書〕 熊谷宿本町池田屋平造様迄 長谷川敬助様親展

*消印「本庄／武蔵・児玉・一一・二七」「熊谷／」・二七

〔長谷川書〕 中山道本莊駅 小泉寛則

奉啓仕候、其後は御無音打過多罪之至奉謝候、陳は此程は常置委員会、引続日本鉄道会社株主惣会ニ而御出京中、御隣家主人終二養生不相叶遠行相成候由、加之不慮之火災御老母火傷云々、昨夜始而奈良村野兄より承知、実ニ奉愕然候、早速御見舞旁参上可仕筈之処、昨今彼是多端ニ付其内罷出候間、御姉様其他皆様へ宜布相願候、春來尊君ニも再三電信ノ急報ヲ発セラレ候由予而承知罷有候得共、今回之凶報ハ嘸御驚愕之御事ト奉推察候、○鉄道会社理事委員選挙ニ付而は、乍御迷惑又々御当撰可相成儀ト想像罷有候、未夕結局不相

成モノト相見、当駅株主杯も帰宿不相成候、先日は吉田及太田二氏共昇進、殊ニ此変革ノ際御同様愉快之事ニ御座候、定而市十郎君ニも御面会相成候御事ト遠察候、満足ニ可有之候、太田も高知県ニは閉口、内実辞セシヨシ、然レトモ云々ノ内論、為メニ拜命セシヨウ申越候、○疾御承知ニ奉存候得共、樋口氏儀も去月下旬辞職自由之人ト相成候、北埼玉郡ニ而頻ニ登庸之見込有之候趣御坐候、無差支候ハ、拜命候方可然旨、此程も内話いたし置申候、○御面会之節は中村君へよろしく相願候、右御見舞旁取急忽々不備

十一月廿七日 小泉寛則

長谷川敬助様 侍史御中

(解説) 冒頭にある常置委員会は、明治一四年二月に県会に設置、翌一五年五月に長谷川は議員辞職しているので、年代は明治一四年と推定される。文中、吉田市十郎及び太田の昇進の報告がある。吉田の履歴書によると、同年一月七日に内務権少書記官に昇進している(国立公文書館・叙〇〇三二一〇〇)。もう一人の太田はどんな人物か。当然吉田市十郎と同様に国の役人で、長谷川へも姓だけで通じる人物であろう。そこで、明治一〇年一月七日付小泉寛則書状(史料60)で検討した太田卓之の履歴書を確認すると、一四年一月二日に高知県少書記官を命じられており、この書状の内容と一致する(国立公文書館・叙〇〇三三六一〇〇一)。高知には一六年二月迄在勤し、太政官権少書記官で修史館御用掛兼務として東京に戻る。そのときに「高知県自由党治革」を書いている(同・雑〇〇八八九一〇〇)。この書状からすると、太田と小泉はかなり昵懇のようである。小泉はその前に「奈良村野兄」とあり、太田はさきに検討したように中奈良村の出身であるので、私的な関係があるかも知れない。

173 一八八二(明治一四)年二月三日 小泉寛則書状(老母死去、日本鉄道

会社理事委員選出、児玉郡内同社発起人の動向、保晃会加入)

(長谷川家一二七四)

〔封筒裏書〕
常置委員 長谷川敬助殿親展

〔封筒表書〕
児玉外二郡役所 小泉寛則

一書拜啓、逐々寒威相募候処、尊台愈御清勝奉恭賀候、扱過日は愚書拜呈後又々老母遠行之趣、如何ニも愁傷之極ニ御座候、次ニ鉄道会社役員撰挙之儀、兼而想像ヲ以申上置候通理事委員御当撰之由、御迷惑不尠奉察候得共、自然人望之歸スル所、是以不得已儀御引受可然候、然ルニ該会社惣会之結局ヨリ種々議論相分レ、断乎主義ヲ以退社スル者有之哉ニ伝承候得共、甚不可思議之事ニ有之候、当郡内発起人之内ニも、今日ニ至思想ヲ変ヘタル者も有之哉ニ相聞候次第、甚遺憾困却之事ニ心痛候、併素より制止難き事ト存居候、此度常置委員会ニ而御参県之由、就而は県庁之所論及御意見相同度、其上御出京之上は、尚殊ニ其実況御報知相煩し候、○保晃会員名簿之義ニ付郵田氏より照会有之候ニ付、未タメ切以前ナルヲ以テ、昨日迄ニ加入之人名書撤回送候、名簿当月下旬迄ニ同氏へ回付之積、宜御含置可然御取計相願候、右得貴意度、草々不備

十二月十三日 寛則

敬堂君 侍史御中

(解説) 明治一四年から県会に常置委員会が設置され、長谷川は議長とともに常置委員に就任している。併せて、この書状の直前に、日本鉄道会社理事委員に選出されていたことがわかる。また、同社発起人の流動的な状況も伝える。後半にある「保晃会」は、日光保存を目的とする会で、明治一三年一月から三年間の計画で保存資金の募集を行っていた(『森本和男氏『文化財の社会史』二六三頁)。宛名の「敬堂」は長谷川の号である。

174 一八八二(明治十四)年二月二日 稲村貫一郎書状(理事員当選の祝意、委員継続の依頼、会社募金、佐藤氏書状)

(長谷川家二二六八)

拝啓、此程は御出県ヨリ続テ京地迄御出張、之趣御苦勞千万奉存候、貴君ニモ理事員御当撰之段奉祝候、〔封筒裏書〕「襄中ハトモアレ」右ハ如何ナル都合ニ御出勤相成候哉相心得度、過日中郵氏とも略相談仕候得共、委員も御勤続之事ニ仕度〔明後年迄も、是ハ後談譲ル〕、仮令会社ニも多忙ニモセヨ、一月五六日間位ハ何人も私用ニ日子費シ可申候間、操合出来サルノ理有間敷存候間、一期ハ御勤了と奉希望候、○去ル十五日出中郵氏よりノ書面ニ、会社募金拾五円〔百分ニ〕徴収云々、依テ本日為持差上候間、御査入被下度、八木原氏も通知候処、同様出金候間、是又御落掌可被下候、○佐藤氏より通信も浦和ニ於テ御覽濟ト存候、同氏通信如ク、一月四五日頃ニ帰来候上ハ一可仕、御操合御出会奉希望候、右申上度、勿々頓首

十二月廿一日 稲村貫一郎拜
長谷川敬助様

(解説) 年代は、冒頭にある長谷川の理事員当選が、日本鉄道会社であれば、明治一四年となる。それに続く委員は七名社に関するものか。七名社第二期は、明治一一年二月の規約によると二年間、継続されていれば一三年二月に三期、一五年二月となる計算である(史料66)。そのつぎの会社募金は、日本鉄道会社の株式に関するものであろう。東京に出る中村に、その一五円を委託したのであろう。中村が熊谷から出した一二月二日付の手紙(史料175)と一緒に保存されたのであろう。

175 「一八八二(明治十四)年カ」二月三日 中村孫兵衛書状(東京より帰着、牛肉進呈、米価下落、柴田忠明脱社、竹井懿貞の保護利子主張浦和調神社集会、長田健介願用、隣家普請)

(長谷川家二二六九)

〔封筒表書〕「東京神田区小柳町旅舎三河屋与右衛門様方止宿長谷川敬助様」
〔封筒裏書〕「十二月廿二日夕克熊谷池平方中村孫兵衛」

*消印「熊谷/武蔵・一二・二二」東京/一四・一二・二三・ほ

一昨夜拝別、折節道路泥濘ノ為、昨夜七時頃熊谷へ着仕候、今午後貴館へ罷出異常ノ有無相伺候、毫も変ル義無之無事消光ノ由承り候、且牛肉一斤ハ筋違ニテ、ロースヲ買受、弟ヨリ老大人へ進呈仕候間、別ニ熊谷ニテ買受不申、○米価ハ下落ノ様子ニテ、荒木上来九円計、換八円七八十銭位ノコトナリ、又柴田忠明君も脱社届可差出候由、星野君参り、又熊谷竹井懿貞杯ハ保護利子ノ制限年期ヲ彼是レ申唱居候由、小林呉十郎ヨリ聞取申候、右ハ甚々誤見可有之候、何トナレハ制限布告ハ五六十日間相過キ、特ニ相定候ニハ無之、然ルニ浦和調神社集会等ヲ無滞済申候、其上理事○○撰挙ノ金杯迄願上候、如此議論ハ矢張○○ノハズレヨリ相関シ申候様存候、外ニ長田健介君ノ用願上候、矢坂氏へ十一月上旬相届ケ候金円ノ着否聞取願上候、隣ノ普請も稍出来申候

(解説) 本文には年月日のいずれも無し、封筒書では一二月二日に、熊谷の中村が東京の長谷川へ出している。これは、本文の書出しと矛盾しないようである。年代については、本書状と同封の稲村貫一郎書状(史料174)が、明治一四年の可能性があり、消印も「一四」とも読めそうである。一四年一二月には長谷川は日本鉄道理事員に選出されているので、東京滞在も矛盾しない。内容では、中村

は熊谷で米商か。また柴田忠明は三本村の学務委員、脱社は七名社か。末尾にある長田健介は、小林呉十郎の兄で慶應義塾の永田健助であろう。

176 一八八二(明治二五)年二月四日 石川弥一郎書状(長野より帰京、途中熊谷で正月) (長谷川家二二八)

〔封筒裏書〕
中山道熊谷駅在北崎玉郡北河原村 長谷川敬助様

*消印「東京ノ二五・一・五・い」
「行田ノ武蔵・北埼玉・一・六」

〔封筒裏書〕
東京麹町区飯田町三丁目十七番地石川弥一郎

封 十五年一月四日夜

恭賀

新年

石川弥一郎

副啓、其後は意外御無音打過候、実ハ帰期決定之上通信可仕心算ニ有之候処、帰期或ハ定リ或ハ然ラス、種々変化有之、或ハ猶三四月頃迄ハ彼地滞在之事ニ相成候勢ニモ相成候処、去廿六日電報ニテ帰京被相達候ニ付、不取敢廿七日出立昼夜兼行ニテ廿九日払曉熊谷着、旧茅堂ニ於テ送旧迎新、一昨二日遂ニ出立、無恙帰京仕候、熊谷滞在中参館モ可仕義ニハ候得共、歳末年始ニテ彼我繁忙之秋ニモ有之、且顔ノ故人ニ対スルモ余リ快事ニモ無之義有之、旁拜趨之礼ヲ欠キ候、伏而御寛貸相願候、本月中ニ御出京ニ相成候様ナル御都合モ有之候ハ、幸ナル義ニ付先以テ御報知相願候、稲村・中村・石坂・樋口諸君へ宜敷御報道相願候

右御報道迄、書余期後便候、草々頓首

一月四日夜

〔解説〕年始を兼ねた帰京の報告である。二月二七日に長野を発ち、二九日早朝熊谷着、年末年始を実家で過ごし、帰京したという。「顔ノ故人」、すなわち顔見知りの知人とは逢いたくない事情があったようである。末尾では、七名社という文字はないが、稲村、中村、石坂などの名前がある。樋口は、七名社発足後の明治八年八月二六日に入社した、上中条村の樋口善次郎であろう(松沢裕作氏「古沢花三郎と明治前期の地方政治」一七二頁)。

177 一八八二(明治二五)年カ二月五日 竹井認貞書状(日本鉄道会社ニ付
実況知り度松本氏訪問紹介状) (長谷川家二二三)

〔封筒裏書〕
北河原郎長谷川敬助様 侍史御中

〔封筒裏書〕
熊谷竹井認貞 松本三千三君ニ托ス

奉賀新年、其後ハ久ク不得拜謁候処、愈御静栄恐悦之至ニ奉存候、陳ハ此松本三千三氏ハ、已ニ御承知も被為在候半歟、忍藩人ニテ現今熊谷中学教員在勤、小生平素懇意ニ仕居候処、同氏之大人某日本鉄道会社に関し少ク目的有之、該社之実況承知いたし度趣ニ御座候処、幸ヒ貴台理事委員御担当ニ付、事情拜承之為め参調仕候義ニ付、何卒御多忙中ニハ可有之候へ共、可然御接待被成下度、奉伏望候、右得貴意度、草々如此候、頓首再行

二月五日 竹井認貞

長谷川敬助様

〔解説〕年号は無いが、長谷川の日本鉄道会社理事委員就任が明治一四年末なので、翌一五年のものとして推定する。ちょうど鉄道株の購入のことでさまざまな情報が流れていた。

178 一八八(明治三五)年三月五日 川島樸坪書状(白根県令死去)

(長谷川家一二五三)

〔封筒表書〕(北埼玉) 〇〇〇郡北河原村〇〇谷川敬助殿 急事

〔封筒裏書〕 神田小柳町三河屋与右衛門方川島樸坪 三月十五日午前投函

拜啓仕候、陳は白根令公御義養生不被為叶、本日午前第四時御逝去二相成候間、不取敢御報知申上候、尤も御葬式日限は未夕確定不仕候得ども、来ル十八日午後一時と先ハ御見込も有之よしニ御座候、先は取急キ御報迄如此御座候、早々頓首

三月十五日午後一時 東京ニ而梅坪

長谷川賢兄 梧下

(*同封別紙)

御辞世詠歌

上野山花より花の奥ニ入りて 花の香りをしめて寝なハヤ

○

右は只今東京より帰りたる課員よりき、得たるま、申上候也

十五日 学務課ニ而 樋口

長谷川君

(解説)年代は、白根多助の死去で明治一五年である。辞世の詠歌を送った樋口は、学務課職員樋口利喜太郎であろう(『埼玉県職員録』)。

179 一八八(明治三五)年三月二六日 吉田清英書状(白根県令死去会葬案内)

(長谷川家一二九七)

〔封筒表書〕 北埼玉郡北河原郵長谷川敬助殿「仕立」〔朱印〕「別仕立」〔朱角印〕「脚夫賃済」

〔封筒裏書〕 吉田清英 三月十六日発

謹啓、白根県令義久々病氣之処、養生不相叶昨十五日午前第四時東京湯島梅園町二番地自宅ニおゐて死去いたし候、兄義八年来之御交誼も有之候ニ付及御訃報候、葬式ハ来ル十八日正午十二時出棺、谷中墓地へ埋葬之都合ニ有之候間、御差支も無御座候ハ、御会葬相成度、尤も右ハ郡長より兼而各議員へ及御報知候筈ニ有之候間、自然御会葬相成候向も御坐候ハ、御誘導被下度、此段為御知旁申達候、草々不叙

十五年三月十六日 吉田清英

長谷川敬助様

(解説) 県令白根多助が死去したとき、吉田は大書記官、長谷川は県会議長であった。

180 一八八(明治三五)年三月二六日 北埼玉郡役所庶務掛通知(白根多助死去葬儀通報)

(長谷川家一二五二)

〔朱書〕 北庶第三百拾九号

〔儀脱之〕 県令白根多助殿議兼而病氣之処、去ル十五日午前第四時東京本郷区湯嶋梅園町式番地自宅ニ於テ死去被致候、就而は葬式来ル十八日正午十二時出棺、谷中墓地へ埋葬相成候旨本県庶務課長より通知有之候条、此段不取敢御心得迄ニ及御通報候也

明治十五年三月十六日 北埼玉郡役所庶務掛

北河原村長谷川敬助殿

追テ別封及逋送候也

〔解説〕現状は、川島樸坪書状（史料181）に同封。

181 一八八二（明治一五年）四月二六日 川島樸坪書状（適當の人物公選）

（長谷川家一二七三）

只今松岡郡長より別紙之通申來候間入御覽候、今回も適當之人物公撰相成、御同慶奉存候、右申上度草々頓首

十五年四月廿六日 川島生

長谷川議長殿

追而、本書ハ御序ニ御返却被下度候也

〔解説〕松岡郡長は北埼玉郡長、「適當之人物公撰」とは時期的に見て県會議員の半数改選に関するものか。

182 一八八二（明治一五年）五月二五日 鈴木庸行書状（鐵道株加入勧誘不振、五月二日大雹被害）

（長谷川家一二八五）

〔封筒裏書〕埼玉県北埼玉郡北河原郵長谷川敬助殿 親展

*消印「松山／武蔵・比企／五・二七」

〔封筒裏書〕比企郡松山町鈴木庸行

貴翰拜閱、時下愈御清穆奉賀候、陳は鐵道株加入之義ニ付縷々御申越され了承、兼而県庁よりモ通達有之候ニ付部内勧誘中之処、去十一日之天災降雹ニ而比企郡中八拾ヶ村余右之災ニ罹り、苗代麦作桑茶等皆損或ハ七八分通り損害ニ而、其慘状不忍見次第、目下種穀料等下付方手配罷在候仕合、然レトモ右加入之義は不撓勧誘致し居

候得共、発起株之者脱社ニ而都合甚惡敷、今般之雹災郡内ニ而は近古未曾有之事ニ而一同寒胆之至故、少しく資力アル者も何となく影響ヲ及し兎角躊躇致し、いまた一株タモ加入申込候者無之、実ニ災害并至と謂りヘキ歟、なれと郡内而已加入之者無之と申モ遺憾之次第二付、有栖川宮始皇族方御加入之趣尋ね、歛入利益等之処懇諭シ、猶精々致し候心得ニ有之候間、右様御含置被下度、先は雜沓中貴答迄、他は後雁ニ譲り、匆々頓首

五月廿五日 鈴木庸行

長谷川敬助様 机下

追而、時下折角御保齋專一奉祈候、今村^江も御伝語申通し候

〔解説〕年代は、明治一五年五月二日に川越地方で大雹があったことによる（『新編埼玉県史』自然編、一八六頁）、日本鐵道株の勧誘とも矛盾しない。

183 一八八二（明治一五年）五月二八日 小泉寛則書状（日本鐵道会社状況報告、鐵道株募集状況、長谷川の県會議員辞職）

（長谷川家一二四九・一二五〇）

〔封筒裏書〕日本鐵道会社理事委員 埼玉県北埼玉郡北河原郵

長谷川敬助殿親展

*消印「本庄／武蔵・児玉・五・二八」

〔封筒裏書〕埼玉県児玉賀美那珂郡長小泉寛則

芳墨謹読仕候、時下梅雨之候愈御清穆奉恭賀候、陳は過般は通常県会ニ而暫く御出県、不相變管下ノ為メ御尽力之段奉謝候、議事完結閉場後、直ニ御上京鐵道会社へ御出勤之処、該事業諸般好都合ニ相運、殊ニ株主ニは有栖川始メ皇族一同加入申込候等之上景氣、且又

井上鉄道局長も民立ノ皮切、国家ノ為メ畢生ノ力ヲ尽ス可キ明言其
他云々、近時ノ実況巨細御内報被成下、委曲敬承仕候、如仰平株募
集方之義ニ付而は、本県勸業課より一応照会も有之候得共、此度ハ
兎角自由主義歟放擲主義歟、本県ノ意見各郡長任力セ之精神ニ有之、
夫故部内之処も彼ノ貴社広告一葉ツ、各町邨ニ配布而已致置候得
共、此程迄加入申込候者老人モ無之場合、小生胸中ニは甚遺憾ニ有
之、殊ニ今回縷々御報道之趣も有之候義故、昨今見込之町邨又ハ金
満家へは、自由主義ヲ以目下事業之景況、平株加入之増加スル等ノ
理由、一応説示勸奨相始メ申候、多少平株出来可申存込候得共、如
御詳知発起人退社ノ影響ニ而何充分之点ニ參ル間敷被相考候、將
此際養蚕繁忙金融^{逼迫}之時季、彼是以御郡等之割ニは到底無覚束候
間、左様御含置相願度候、書外讓後信猶景況可申上候、草々拝復

五月廿八日 寛則拜

長谷川敬助様

二白、時候兎角不順、為国家御自愛專一奉祈候

別啓、議員再撰御辞撰相成候義は、疾ニ拝承罷有候、管下人民ノ為
メ亦弟等ニ於ては甚遺憾失望之極ニ有之候得共、貴兄近時之御都合
深察申上候以上は、不得已義ニ奉存候、何卒中村君此際大奮発、着
実主義否ナ我党ノ権力ヲ維持貫徹センコトヲ、如御評説常置委員三
名は結構ナル撰定ニテ、福田・中邨氏等骨折之事ニ御座候、其内中
邨君ニは御出会候ハ、宣布御伝声相願候、又謹申ス、御操合セ置
クモ裏返し、否ナ御保養ノ為ノ御来遊相待居候

(解説) 文書館の目録では、本文は長谷川家一二五〇、別啓が長谷川家一二四九
として整理されているが、ここでは一括収録した。長谷川は、明治一四年から県

会議長であったが、明治一五年の議會終了後、五月八日に議員を辞職している
で、この書状は明治一五年である。議員辞職前から、封筒表書にあるように日本
鉄道会社理事委員を勤めていた。理事委員として、株式申し込みの促進を図って
いたが、児玉郡は予定通りっていない状況が報じられている。別啓では、県会
の常置委員の選任などにも言及している

184 一八八二(明治一五)年六月二日 埼玉県通知(故白根埼玉県令紀年碑

建設金へ宮内省より賜金) (長谷川家一二四七・二)

〔^{埼玉県志}〕 県下北埼玉郡北河原村三十七番地 長谷川敬助殿

*消印「浦和ノ武蔵・北足立・六・三」

紀年碑発起人

故白根埼玉県令紀年碑建設候趣殊勝之事ニ付、右費額ノ内へ賜金相
成度段曩ニ宮内省へ上申候処、今般別紙之通下賜相成候ニ付該費へ
下附候条、此旨相達候事

明治十五年六月一日 埼玉県令吉田清英

別紙写

埼玉県

故埼玉県令白根多助儀多年奉職治蹟不尠、今般紀念碑建設之趣被
聞食金百円下賜候事

明治十五年五月卅一日 宮内省

右之通昨一日御達相成候間、此段及御報道候也

明治十五年六月二日 紀年碑発起人惣代

(解説) 長谷川家一二四七(史料185)に同封。但し、目録には掲載されず。葉書、
本文は印刷である。

185

一八八二(明治一五)年六月三日 中村孫兵衛書状(東京大学医学部
 診察、妹菊、吉田市十郎の備荒貯蓄金、吉田二郎の中央銀行論、県会
 常置員会議事、吉田県令に拝謁、入間比企郡の震災、日本鉄道株勧誘)

(長谷川家二四七・二)

(封筒裏書)
 「北埼玉郡行田町北河原郵長谷川敬助様 親展」

「封」 浦和大浦屋長造中村孫兵衛 *消印「浦和/武蔵・北足立・六・三」

東京用事、星野氏モ大野・坪井両先生ノ添書ヲ以医学部ノ洋人教師
 又ハ池田・高木等ノ診察ヲ乞トノコト、同人病氣モ未タ充分増長セ
 サルニヨリ早速全快可致トノコト、又お菊ハ井上達也ニ診察相願候
 処、大丈夫全快可致趣キ答レ候、殊ニ星野も自分病氣中ナガラ左迄
 ニアラザレハ、昨二日井上達也へ弟子入ヲ致申候、此弟子タル拙モ
 井上ハ繁多ノ身柄故、手ヲ以テ教授ハ不致、唯々束脩金拾円ヲ承リ
 日々ノ療治配剤等ヲ見習セルマデナリ、旁々以お菊モ当時就学中ノ
 星野ト同居、日々通テ療治ヲ乞申候、往復共星ノト同道ニテ、至テ
 好都合ニ御坐候

吉田市十郎二面会、同人曰ク、飯塚氏サイ鉄道へ加入スル位ナレバ、
 拙者モ群馬埼玉両県へ預置キ候凶荒備金ヲ下ケ、其金ハ悉皆会社へ
 入レ、其利子ハ学校ナリ道路ナリ、凡テ人民ノ為ニ用ヒタキ趣キ、
 又福島県会ハ三島出京ノ上、夫々協議之上、再議ノコトニ相成候由
 吉田二郎二面会ニ、同人ハ吉田清成中央銀行頭取ト知己ナレバ、銀
 行模様聞合候処、右設立ノ上ハ各銀行へ低利ノ金ヲ貸下、又ハ工業
 上国家ニ利益アル者ハ之ヲ保護スル見込ノ由、兼而設ケアル横浜ノ
 正金銀行ハ直輸出品保護ノ為ニ止マリ候故、今回ハ内国殖産ノ保護
 ニも可相成トノ考案ヨリ、中央銀行ヲ設ケルト様子ナリ、常置委員

会 福田ハ未タ不着、目下ノ下附ノ案ハ五六ノ流用其他学校・郡役
 所等ナリ

流行病予防費、是レハ榛沢郡桜沢村、入間野大谷木・的場村等ニ、
 「チップス」病蔓延ニ付三百円計ヲ要スルトノコトニテ、恰モ昨年
 中貴村ノ有様ニ似タル次第ナリ、○次ニ入間・比企郡等之震災ノ甚
 シキニヨリ、儲高金ヨリ種苗料其他ヲ補助貸与ニ付、三千円計ヲ要
 スルニ付、公債証書ヲ可買金円ヲ流用之上、之ニ充テル訳ナリ、○
 其他土木費ハ兼テ諮問ヲ受タル堤防費二千円計余リガ出来、為ニ酒
 巻村地内ニテ千円計、児玉郡ニテ六百円計ノ普請目論見ヲ出し申候、
 是モ可決致スベク、凡テ委員会ハ穩当ノ結果ト存候、例ノ先生達ヨ
 リ二三愚論出テ候得共、消滅ノ姿、誠ニ兼テノ考通り余程面白キ場
 合ナリ

地方衛生会 大野氏其他モ出席ノ由ニテ、六日ヨリ開会、本会ニハ
 三議目アルトノコト、随分議論可有之候、目下新聞ニモ見ヘ候神奈
 川県ハ、コレラ盛ンノ趣キ、此ノ影響当県下へ及フヘキヤ甚々心痛
 罷在候、間中・小泉ノ兩人も出席トノコト故、彼ノ鉄道之義充分申
 談可仕候

○吉田県令ニ拝謁、令公ニハ不相変自由の流ヲ嫌ヒ、我党ノ着実主
 義者ノ団結ヲ希望被致候、且鉄道勧誘ノ義、一主務官へ相談可致ト
 ノコト、同氏へハ社長ヨリモ依頼有之候由、且先般御引合仕候吉井
 社長ニハ、彼是レ掛違ヒ面会不仕趣キニテ、詳細以書面申送り候由、
 此義貴兄へ伝言セヨトノコトナリ

○笹田氏面会、同氏ニハ別論無之、童世間話ヲ致シ帰宅仕候

○山中二面会、同氏ニハ御依託ノ義縷々申述候処、委細承知ノ趣キ
 ナリ、乍去同人ハ左迄ニ勧誘ヲ致サズ、各郡長へ書面デモ差出位ノ
 氣ト存候、何トナレハ会社ハ左迄加入金ヲ望マサルモ、白川迄ハ充

分出来可申杯○又金融閉塞○又民間農忙○入間・比企ノ震災等、種々纏兼ネ可申トノコト、又曰、本県内ニテ平株ハ頂上千株、即五万位ヨリ余計ハ無覚東存、凡テ勉強不致様見受申候、○吉沢氏ハ源田守之氏加入云々義ニ付而ハ至急手配可致旨ニテ、殊ニ長官ヨリも募集方之注意可致トノコトモ有之ニ付、充分手配可致旨答ヒ有之候

宮老ニ面会、同氏曰、工事ハ已ニ着手相成、川口ノ堤塘モ切割コトニ相成タル趣キ、且葛飾ノ親類へハ本月五日実家ニ供養有之、何れも墓参ニ来ル故、小生も出掛充分口上ヲ以説諭加入可為致旨ナリ、ドウモ書以事ハ尽ザレハ弁明シテ承服致サセルトノコトナリ、殊ニ同氏ノ曰ク、本県官吏・郡長等も自分ガ加入セズシテ人ヲ誘導スル、甚々宜カラサル次第ニテ、「是レ等ヲ」先ツ差入為致度趣キナリ、宮老ハ断シテ加入スルトノコトナリ

右ニテ大略用済、余ハ後報ニ認度、尤モ宮老ノ説ニ県官・郡長等ガ自分デ入モセズ二人ヲ入ル、杯ハ、不体裁千万トノ語モ有之ニ付、此際貴兄御出張、県官ヲ御督責ハ如何、幸間中・小泉等も出県、常置委員モ居レバ極好機会ト存候、是レハ小生ヨリ建議仕候也

五月三日認メ

(解説) 現状では、葉書一枚が同封されているが、内容的な関連はないであろう。整理番号が付いていないので、子番号で処理した。料紙は原稿用紙に毛筆でビツシリと書込む。文中の入間・比企郡の震災は、明治一五年五月一日のものとして推定される。書状中の中央銀行(日本銀行)の設立、神奈川県のコレラ流行なども、明治一五年の記事として妥当である。月日については、五月三日と読めるが、五月一日の震災に言及していることと矛盾する。消印が六月三日と読めるので、六月の書き誤りか。

内容は大変多岐にわたる。最初は東京大学医学部のことである。埼玉県立医学

校は明治一二年の県会で、中村らの主張により予算を否決、閉校となり在學生は東京大学医学部へ転校した(『埼玉県教育史』第三卷、四八九頁)。池田、高木などはそうした医学生か。また、医学学校校長坪井為春は、県立病院長になっていた。大野氏は、のちに医学校長となる大野秋香か(埼玉県行政文書明五〇九三・五)。星野氏は未詳、中村身辺の医者志望者か。お菊は、中村孫兵衛の妹、のちに医者となる(長島三子氏「歌人医師 中村喜久の生涯」『熊谷ゆかりの女性先覚者たち』)。井上達也も埼玉医学校からの転学生の可能性がある。

つぎは、内務省に出仕していた吉田市十郎である。凶荒備金の問題は、天保年間に祖父市右衛門が幕府へ差出した二万両の利金で備蓄した、粗などの処分をめぐるものである。群馬県の方針に異議を申し立てた吉田に対し、五月二八日に県の担当者が調査に上京、その直後に当たる(松沢裕作氏「奇特之者」から官僚へ)『近代移行期の地域・国家』四四〇～四四四頁)。つぎの福島県会云々は、三島県令と対立した県会が、議案をすべて否決した事件関連であるが、文脈からすれば、吉田からの情報であろう。吉田は、かつて五代友厚の依頼で福島県の半田銀山に勤めていたことがある。吉田二郎は、四方寺村の吉田六左衛門家の養子となりパリ万博に行き、帰国後は大蔵省や外務省で活躍した。この年四月には、外務権書記官になっている(国立公文書館・公〇三四〇五一〇〇添付の履歴書)。薩摩藩出身で欧米に滞在、帰国後大蔵省へ出仕、中央銀行論で有名な吉田清成はその知己であった。『吉田清成関係文書』には、吉田二郎の書状も多数収録されている。

明治一五年五月八日に通常県会は終了し、翌九日に役員選挙があった。議長は長谷川敬助は勇退し、中村孫兵衛が副議長、常置委員、衛生委員に当選した(『埼玉県議会議史』第一卷、四三七頁)。常置委員は五名、県令の諮問を受けて、緊急の事項を審議した。議長は加藤政之助である。以下は、そうした状況の中で、長谷川に県政の動向を報告したものである。吉田県令以下、県上層部の動向を述べ、特に詳細なのは、長谷川の委託をうけた日本鉄道株の勧誘状況である。山中というのは、勧業課長の山中福永であろう。末尾近くの「宮老」は、租税課長兼出納

課長の宮内公美であろうか。

186 一八八二(明治二五)年六月七日 根岸武香書状(日本鉄道会社株勧誘

状況、反政府感情から退社の動向、中村と稲村から有志団結の勧誘)

(長谷川家一二五五)

^(封筒裏書)北埼玉郡北河原村 長谷川敬助様 親展

^(朱印字)「埼玉武蔵国大里郡青山村 根岸武香」

^(封筒裏書)「六月七日」 *消印「熊谷/武蔵・六八」

朶雲拝誦仕候、日々鬱々敷御天氣御同困奉存候、益御安寧奉恐賀候、陳は日本鉄道会社追日盛大ニ趣候、懇ニ被仰聞奉多謝候、小生も予而御存之通、県庁及公衆へ対し退社候も信ヲ失候様心得、依然入社致シへ実ハ欲張主義カモ知レマセ居残故、夫々中間ヲこしらひ度誘導いたし、此節近辺ニ而平株百式十株出来、大里郡ノ分ハ昨日郡役所へ株数届申候、比企郡ノ分本社へ直ニ送候心得ニ御坐候、熊谷辺ハ退社連中兎角鉄道会社は政府ノ保護ヲ受ル所ノ会社故面白カラズ、へ民権説ナルカへ政府ノ保護ヲ受ルガイヤナラバ田畑屋敷ハ売却可然ニ存候、或ハ十年ノ後ニ至レハ、政府八分ノ利ヲ出サヌ故、会社瓦解スルナルベシ」該会社ハ華族ノ金ヲ引出ス為ニ政府設置セシナレハ、平民ハ株主ニナルニ不及ナド、出鱈目説ニ而内々煽動致シ様子ニ而、余り入社も無之由ニ御坐候、小生誘導仕候中、百拾株此程申込書熊谷郡役所へ差出申候、鉄道会社ニテモ雜誌様ノものヲ編輯、郡役所・発起株主へ頒布致候てハ如何

此程中村・稲村両君より有志団結ノ事被仰聞、方今各党団結之際、至極宜敷事と奉存候得共、迂生もいまた考中、何分決心致兼居候、右御貴酬まで、頓首

六月七日 根岸武香

長谷川君坐下

再伸、乍末毫中村君・小林君・稲村君へ宜敷御致声可被下候也

(解説) 史料187と同封。日本鉄道会社株式の勧誘で明治一五年と推定。長谷川は、明治一四年一二月に日本鉄道会社理事委員になっている。郡単位に株主を勧誘していたが、反政府色を強める「民権派」自由党系株主に退社の動きが出ていた。末尾にある中村・稲村から「有志団結」のこととあるのは、一二月に実現する談話会のことか。

187 一八八二(明治二五年)六月八日カ 某(松岡半士)書状掘越寛介日本

鉄道会社退社慰留

(長谷川家一二五四)

^(封筒裏書)「北河原郵長谷川敬助様 乞親剪」

奉啓、昨七日付を以、掘越寛介鉄道会社退社之事ニ付、縷々御申聞之趣了承、因之同人退社之原由ヲ推考スルニ、只利己之算盤上より出候事と存候、其誤ハ同人口実トスル所、他ナシ、鉄道会社ノ消費多ニテ迎モ今之組織ニテハ純益ハ甚々尠ナシ云々ノ外、佗^(他方)ニ言論ナキ由ニ御坐候、将々又既ニ会頭ニ向フテ脱社状差出タルヤ否ノ御問モ有之所、右ハいまだ決而退社状等差出不申、其誤ハ過日楊州ヲ差遣候節、退社之精神ヲ抑留セシ為、掘越父子へ縷々懇談スルモ、到底之ニ応セス、故ニ不得止、楊州曰ク、然ラハ目今平株募集ニ降手セントスルノ際、足下方脱社スルトキハ、募株ハ勿論、曾テ発起株主ノ第一回払込前ナレハ、不少其影響ヲ及ホシ、甚々困ルコトナリ、故ニ退社ノコトハ今暫ク黙々ニ付オルヘシト、掘越父子曰ク、事情尤ノコトナリト、之ヲ諾ス、如此次第ニ付、掘越ガ退社之事ハ未タ

他ニシル人少ナシ、因而小生も尚便法を以、情々抑留之談判ニ及フ心組ニ御坐候、貴下ニモ充分御説法被下度候、然ルニ貴下又御考アリテ、此際談判スルモ無功ニ属セシ時ハ云々ノ御意見ニ候得共、仮令此事ノ尽力空フナルモ、決而他の笑を招ク様之儀有之間敷ト愚考ス、其訳ハ、今時退社杯言出ス人コソ他ノ笑ハ免ルマジ、故ニ其人ニ向フテ抑留談判十分ニ尽シ、ソコデ徹頭徹尾氷解セザレバ夫マテナリ、先ソコ迄ハヤツテミル方と存候、因テ閣下御自身御出向アリテ、目今会社ノ状況及ヒ将来ノ目的等縷々御談示相成候ハ、大ニ感覺を起し、思想ヲ変ル事モ可有之と相信候、其故ハ会社純益云々ハ素ヨリ、利子ニ割ノ金ヲ貸ス積リテ入社シタ訳テハアルマジ、元来利潤少キ時ハ八朱マテノ保護アルナリ、夫ヨリ先キハ儲モノト只利子杯ノ事ニ頓着セス、日本国民ニ便益ヲ与フルノ義務ノ精神ニ加入シタルモノナルヘシ、然ルヲ今ニ至リ、利益ガ少カルベシ杯トノ言ハ、何レノ点ニ付テ述ルカ一向相分不申、殊ニ昨年中ハ会社之總會ニモ出頭し、其上総代人ヲ設クルカヨイトカ何ントカ論シ出し、本県下ノ發起人ヲ浦和二会同セシ等、逐一会社ノ成立モ心得アリナカラ、今更脱社トハ甚タ男子ノ恥ル所ニ無之哉、夫ダカラ貴下御出向ニテ、利益相当ニアルノ見込杯面話セシナラ、大ニ面目ヲ顧ミ、思想変換セル一段ニ至ルヘクト愚存ス、本社平株ノ募方も過日申進候如ク、一応書状ヲ以照会致置候得共、最早余日も無之、書状往復杯デハ抄取不申候ニ付、本日農区委員ヲ会し、談判之上、所々手分けニテ郡吏ト農区委員ト出し、是ハト観る所ハ洩サス勸奨スル手續ニ有之候、此事御了承可被下候

(解説) 史料186と同封、料紙は罫紙三枚。日本鉄道会社株の購入に関する内容なので明治一五年と推定され、同年六月七日付の根岸武香書状(史料186)と一緒に

あるので六月、さらに本文の書き出しに「昨七日附」とあるので八日、則ち明治一五年六月八日付と推定される。差出人は、文書館の目録では根岸武香書状となっている。しかし、書体も文体も異なる。書状の内容は、本川俣村(羽生市)の掘越寛介が、日本鉄道会社の株主から撤退しようとしているのをどうやって慰留するか議論をしている。手紙の筆者が掘越寛介を説得するために派遣した「楊洲」なる人物は、北埼玉郡役所吏員の古橋楊洲であろう(明治一二年埼玉県職員録「新編埼玉県史」資料編19)。楊洲は、明治八年一月、一二月に「東京曙新聞」に投稿している民権家でもある(『埼玉自由民権運動史料』)。以上のことから、明治一五年六月当時の北埼玉郡長である松岡半六の書状と推定される。宛先もないが、包紙表上書にある長谷川敬助であろう。

188 一八八二(明治一五年)六月二九日 中村孫兵衛書状(那須原野へ出立、清助の事) (長谷川家二二八〇)

〔封筒裏書〕 東京神田区小柳町旅舎三河屋与右衛門様方 長谷川敬助様親展

〔封筒裏書〕 熊谷宿へ平方中村孫兵衛 十五年六月廿九日 親展

*消印「東京/一五・六・三〇・二」

尚々、徳永君途中御差出ノ状拝読仕、誠ニ御心痛之段奉察候、同君ニ御逢致被申候ハ、宜敷願上候

拜啓、過般御拜別以来農事ニ奔走致居、漸ク昨日田植相仕舞申候様ニ付、明三十日那須原野へ罷出候間、京地近況、又ハ矢板辺へ御用事御坐候ハ、〔佐久山宿印南丈作方大田原宿中村孫兵衛宛サスレバ来月一日〕大田原郵便局留置キニテ御発状願上候、尤モ来月一日歟、遅クモ二日ニハ到着致候様仕度、右之如キ五月蠅手紙之出シ方故、異常無之候ハ、御発信御断リ申候、次ニ清助事、東海道ノ「目

的タル段々ノ口陣ニヨレバ、熊谷在原島村ノ土方職ニテ、当時静岡近傍ニテ相応ナル親方ノ由、是レヲ便リ帳面付テモ致ス心得トノ事、右考案ノ出デ候ハ、御村方ノ庄五郎親方、又ハ近所林之助ト申庄五郎ノ弟子奴等ヨリ承リ、至極良イ事ト思込タル由、是レハ畢竟土方社会ハ無筆算ノ処ヨリ、貴方杯ハあげ膳すい膳で大切ニ取扱レル杯、縦ニサワカサレヲ真向キニ受、右之如キ考ヲ起シタルナリ、依テ愚母杯も歎息仕、如何ニセン土方トハ卑賤ノコト、良し前陳之通大切ニ取扱ハレ候共知レタ者、況ヤ清助ガ如キ健忘症ニテハ、筆算ト言フテモ損得上ノコトニ充テル芸デハナシ、当時ノ筆算ハ小兒輩ト一般ニテ、恰モ長谷川ノ老人ガ大日本鉄道会社ヲ管下スト何ソ扱ン、然ルヲ彼ノカイン^{風體}社会へ飛入、丁度ノ食事も無覚束、殊ニ彼等ト交際致候上ハ、此末迎裸体連ニ操込マレルコトモアラン、兎角他出ハ良ニモセヨ、学校病院等ノ小遣位ニ用ヒ場ハ有之間敷哉杯心痛罷在候義ニ付、今夕愚父へ上奏へ先日ノ儘末々親父へ告げ不申断然貴兄帰館迄ハ蟄居トノ嚴命ヲ下ス方可然と存候、其義ニ取計申候間、御歸ノ上今一応当人へ御命論被下、他ニ良へ稼キ場ヲ考付候力（此段貴兄様へ生ヨリ願ノ文句ナリ）又ハ百里外ニテ彼ノ人物ノ事実承知之上、他人振ニテ取扱呉候人ハ有之間敷哉、若シ京地ノ御考ニテ彼ノ地差遣テワ如何ト、御見込も相立候ハ、何れヘナリ御周旋願度候、兎角帰宅之上御来臨又ハ愚兄御呼寄之上方、乃至ハ御枉駕之上愚父トモ御相談願度、此段偏ニ願上候、早々

六月廿九日 中村孫兵衛

長谷川様

（解説）年代は封筒裏書による。中村孫兵衛は明治一三年から栃木県那須郡那須ヶ原で埼玉開墾社を創設し開墾事業をしていた。以下、長々と孫兵衛の兄清助の話

になる。

189 一八八二（明治五年）一月二日 七名社預ケ書目

（中村（宏）家六四）

- | | |
|-----------------|----------|
| 預ケ書目 | |
| 一、 会議便法 | 壹 |
| 一、 交際論 | 貳 |
| 一、 西洋穴探 | 壹 |
| 一、 分権論 | 壹 |
| 一、 明治八年地方官會議日誌 | 壹 |
| 一、 献策新篇（第一集第二集） | 六 |
| 一、 続公会演説法 | 壹 |
| 一、 演説一班 | 壹 |
| 一、 斯辺撤氏代議政体論 | 壹 |
| 一、 仏国収税論 | 壹 |
| 一、 本朝民鑑 | 坤壹 |
| 一、 近世日本外史 | 六 |
| 一、 続近世日本外史 | 六 |
| 一、 近世事情 | 五ヨリ十三迄九冊 |
| 一、 英国法律全書 | 五 |
| 一、 経済小学 | 貳 |
| 一、 農家短 | 三 |
| 一、 農工商経済論 | 貳 |
| 一、 古今紀要 | 四 |
| 一、 修身叢語 | 貳 |

三

一、治罪法備考上編

一、国法汎論

一、英国商法

一、司法職制法

一、仏国商工法鑑

一、英国史略

一、輿地誌略

一、英国議院章程

一、弥兒經濟論

一、利学

一、西洋品行論

一、仏国史略

右差向キ御預ケ申度、猶追々持参可仕候、以上

明治十五年十月一日 社員 中村孫兵衛

七名社 幹事御中

外二

一、国法汎論

一、政体論

一、日本政党銘々伝

小本二冊

二冊

二冊

(解説) 書名と冊数だけの簡単な記述であるが、七名社が主要目的とした翻訳書などの講読実態をうかがわせる蔵書目録である。ここには、三五部、一〇五冊が書上げられている。最初の『会議便法』は、明治七年一二月刊、外務省翻訳局の大島貞益と掘越愛国の翻訳で、討論の方法や、心得を紹介した書物(諸岡淳也外「近代日本における討論の史的研究に関する予備的考察」ことば・文化・コミュニケー

ション』第三号、二〇一一年)と同一のものと推測される。第二期七名社社約第二九条の討論順序との比較検討も必要となろう。一つおいて『西洋穴探』は、七名社や共同会とも関係の深い加藤政之助の訳書で、明治一三年、慶應義塾出版社刊である。『分権論』は、明治一〇年一二月、福澤諭吉著・刊であろう。このように一冊づつ丹念に検討していくことが必要であろう。末尾の「猶追々持参」という文言からすれば、これで総てではないようである。ただ、冒頭から宛名の「七名社幹事御中」までは青い墨で書かれ、「外二」以下は墨書なので、この三冊が追加分とみられなくもない。この史料は第二期七名社の期限である明治一三年三月以降も存続していたことを伝える史料である。

190 一八八二(明治一五)年二月二〇日 小幡篤次郎書状談話会出席

(泉史CH中村家二九)

〔封筒裏書〕武州熊谷駅本町竹井澹如様親収 小幡篤次郎

〔封筒裏書(住所)〕 *消印「熊谷/武蔵・大里・一・二二」

〔封〕「東京南鍋町式丁目十二番地交詢社本局」

時下秋冷益御清和被成御起居奉恭賀候、陳は過日長谷川・中村・根岸之三君来京之節、錦地にて御催し之談話会御開き之日、福沢或ハ小生ニ罷出候様御話し、早速取極貴下迄御報可申上之処、大二延引申訳無之候、福沢へも申談候処、罷出度とハ申居候得共、何分多用或ハ罷出候事相叶難候二付、小生義他ニ演説ニ慣候もの同伴、必ず来月三日(前夜到着)御盛会ニ陪候様可仕、此段御報知申上候、石川弥一郎君へは一昨日同様申置候二付、或ハ既ニ報知ありしやと被存候得共、前記三君へ宜御報道被成下度候、余は拝眉之日ニ相残候、
拜具

十一月廿日 小幡篤次郎

竹井先生 侍史

(解説) 談話会の発会に際し、交詢社へ福沢諭吉の講演を依頼したが、結局、小幡篤次郎が代理で来ることを報じたものである。宛先は竹井澹如である。談話会は会則草案では明治一六年一月の発会とあるが、「自由新聞」の雑報欄には、一五年一月二日に長谷川敬助の発意による起学会に、福沢の代理で小幡篤次郎が出発したことが報じられている(『埼玉自由民権運動史料』三三五頁)。この段階では「起学会」という名称も使用されたようである。この書状に拠ると、談話会は、長谷川敬助、中村孫兵衛、根岸武香が中心となり、石川弥一郎も加わり、その上に竹井澹如が居るような形で準備されたようにみえる。

191 一八八二(明治十五年)二月九日 談話会々則草案

(長谷川家一六二七)

〔案題〕「談話会々則草案」

談話会々則草案

○緒言

本立ツテ而シテ後チニ未治リ、源深フシテ後チニ流溢ル、是レ千載不易ノ通理ナリ、熟古今ノ事蹟ヲ視事業ノ成敗ヲ察スルニ、皆此通理ニ由ラサルハ莫シ、故ニ他日為ス有ラント欲スル者ハ、先ツ其本源ヲ養ハサルヘカラサルナリ、我輩茲ニ同志ト謀リ所謂本源ヲ養成セント欲ス、本源ヲ養成スルノ方、蓋シ盍簪相益シ読書精ヲ研クニ在リ矣、夫レ人ノ智識ハ交通談論ノ間ニ開発スルモノ多キニ居ル俚諺ニ云フ、三人相合ヒハ文殊ノ智慧ヲ成スト、況ンヤ数十百人盍簪親睦スルヲヤ、其益タル知ルヘキノミ、然レトモ盍簪交通ハ今人ト近里ノ人ニ於テスヘク、古人ト遠隔ノ人ニ於テスヘカラス、是レ読

書セサルヘカラサル所以ナリ、書ヲ読ム易カラス、書ニ信スヘキモノアリ、疑フヘキモノアリ、正シキモノアリ、邪マナルモノアリ、之ヲ照ラス秦鏡ノ如ク、之ヲ断スル利刀ノ如キモノハ、只夫レ碩学鴻儒ノミ、故ニ別紙会則ノ方法ニヨリ、盍簪麗沢ノ方ヲ立テ、以テ相親シミ相磨力キ、学識ニ富ミ経験ニ豊カナルノ名士ヲ聘シ、以テ疑ヲ質シ事ヲ問ハント欲ス、本ヲ立テ源ヲ深フスルノ方ニ於テ裨補スル所少カラスト信ス、因テ会則ヲ作り有志ノ君子ニ謀ルト云爾

第一条 目的

本会ノ目的ハ會員タル者親睦ヲ厚フシ知識ヲ求ムルニ在リ

第二条 会名

本会ハ談話会ト名ツク

第三条 結約期

本会結約ノ期ハ明治十六年一月二起リ其十二月ニ終ル、但満期後継続スルト否トヲ決スルハ、末会ニ於テ特別會員ノ投票ヲ以テス

第四条 役員

第一節 特別會員ノ投票ヲ以テ常置幹事三名ヲ公撰ス、其任期結約期限ニ同シ

第二節 各地方部ニ其地方部内特別會員ノ公撰ヲ以テ幹事三名以上ヲ置ク、其任期前二同シ

第三節 常置幹事ハ常二本会ノ事務ヲ總理ス

第四節 幹事ハ常ニ其部内ノ事務ヲ処弁シ、毎会其部内會員ノ参否ニ関セス、其募金ヲ支出シ、会合ノ節其部内會員ノ進退ヲ本会ニ報告シ、及ヒ其部内ニ会合ヲ開キタルトキ常置幹事ト共ニ事務ヲ

処弁ス

第五節 役員ハ総テ俸給無シ

第五条 會員

第一節 會員ヲ分チテ特別・普通ノ二種トシ、特別會員ハ毎会會費金一円ヲ出シ、普通會員ハ金二十錢ヲ出スモノトス

但特別會員ハ身分變換アルモ結約中ハ會費ヲ出シ、普通會員ハ退会セサル内ハ不参セリトモ會費ヲ出スモノトス

第二節 會員ノ入会ハ幹事二名以上ノ推薦ニ拠ルヘシ

第三節 普通會員ノ特別會員タラント欲スルモノハ其部幹事ニ申込ムヘシ

第四節 會員ハ友人二名以下ヲ同伴スルヲ得

第六條 會合

第一節 会場ハ当分左ノ如ク定ム、但シ會員ノ増加ニ随ヒ之ヲ増加スヘシ

熊谷 深谷 本庄 行田 松山

第二節 会期ハ二月四月六月八月十月十二月トス、其期日ハ常置幹事及幹事ニ於テ毎会次会ノ期日ヲ定メ之ヲ報告ス

第三節 常置幹事ハ會員ノ出納ヲ明ニシ、担当幹事ヲシテ毎会前会ノ分ヲ會員ニ報告セシム

第四節 会日ニハ学士ヲ聘スベシ、但報酬トシテ当分一會ニ付キ金二十円ヲ呈スベシ

第五節 會員ハ学士ニ就テ疑義ヲ質シ、又ハ所見ヲ吐露シテ其批判ヲ受クルヲ得

第七條 會則改正

此ノ會則ハ特別會員ノ三分ノ二以上ノ同意ニ依リ之ヲ變更スルヲ得

(解説) 談話会の第一回会合は、明治一五年一二月三日に熊谷で開催され、会則と會員姓名表は翌六年二月の成立とされる(長島三子氏「熊谷地方の自由民権運動」)。第一回の年月日は、長谷川家一三〇四「第一回談話會議出納帳」によるも

のと思われる。ここに収録した会則草案は印刷物であるが、年月日はない。「草案」

とあるので第一回に作成・提示されたとみるのが自然であろう。結約期間は明治一六年一月から一年間で、その間、隔月に会合をもつ。目的は、親睦と知識の獲得で、そのため会合には学士を招き討議をすることになっている。会合は、熊谷・深谷・本庄・行田・松山で開催する。長谷川家文書には、第一、二、四回の出納帳や書類綴、会費徴収簿などが保存されており、会計関係を中心に詳細な状況がわかる(長谷川家一三〇四、一三二四、一三〇一、一三〇五、一三三三など)。第一回の開催は前記の通りであるが、学士の報酬二〇円を支出、熊谷委員は石坂、飯塚、布施田、清水の四名である。第二回は翌一六年二月一八日に深谷で開催、学士二名の報酬二五円を支出する。第三回の出納簿はないが、談話会書類編冊に綴じられた領収書などから、同年四月一六日に行田で開催、史料195の警察への届出で、交詢社から二名の学士が来ていることがわかる。六・八・一〇月は開催されなかったようで、同年一二月九日に第四回が熊谷で開かれている。会場は、借家料五円を支出している熊谷寺であろう。当日は学士六人で、総人数は二五人とある。會員だけの内輪の懇親会といえる。会長の規定はないが、会計帳簿が長谷川家に残されていること、第一回の会計を石坂金一郎がまとめ、第二回の深谷には阪本与惣次郎がおり、第三回の警察への届出を会主として中村孫兵衛が行っていることなどから、長谷川敬助を中心に七名社員が企画した会と思われる。

192 一八八二(明治一五年)二月七日 長谷川敬助の起学会設立

(自由新聞「明治一五年二月七日」)

○又同県下にてハ県會議長長谷川敬助氏の発意により、県下の人民にして来る二十三年国会開設の期に及び他県人に劣るやうの事ありてハ第一我々の恥辱なればとて、今度起学会といふを設立せられ、為めに福澤諭吉氏を招待せられしかと同氏にハ事故あるを以て、小

幡篤次郎氏を代理として去二日出発せしめられし由

(解説) この記事で長谷川が設立したとしている「起学会」は、その会合の月日から「談話会」であることがわかる。その目的を、国会開設に向けて、と『自由新聞』は推測している。また、長谷川らは福澤諭吉を招待したが、代わりに小幡篤次郎が出席としている。このことについては、すでに一月二〇日に小幡から竹井澹如に伝えられている(史料190)。また、一月七日付で長谷川敬助が田中万次郎に宛てた書状があるという(鈴木義治氏「埼玉の自由民権運動年表(一)」『埼玉地方史』五三)。

193 一八八三(明治一六)年二月 談話会会員姓名表

談話会会員姓名表 明治十六年二月

特別会員ノ部

大里郡 熊谷 竹井澹如 布施田秀作 清水愛助

曹山 根岸武香

村岡 長井市太郎

三ッ本 柴田忠明

男衾郡 本田 本田 騰

児玉郡 八幡山 福田禮蔵

旛羅郡 下奈良 飯塚 徹 飯塚吉五郎

中奈良 石坂金一郎

出来島 金谷藤次郎

代 清水精三郎

(中奈良石坂家一七)

上江袋 長嶋作八郎

四方寺 吉田六郎

玉井 鯨井勘一郎 鯨井勘衛

比企郡 熊井 根岸俊平

矢口 木村清夫

南吉見 大野甫紹

松山 小高親根

横見郡 桑田 内山温載

榛沢郡 深谷 坂本与惣次郎

西大沼 田嶋大重

中瀬 河田雄吉 齋藤安雄

足立郡 下手計 望月久知

捕川^(備) 府川秀之助

北埼玉郡 北河原 長谷川敬助 小林呉重郎

上川上 稲村貫一郎 八木原三郎右衛門

上中条 中村孫兵衛

埼玉 湯本義憲

上ノ村 秋元善之助

酒卷 中村謙七郎

普通会員ノ部

男衾郡 本田 高荷徳首 長谷川新三郎 相原主馬 水谷麻之助

吉田令輔 神山茂平 田島英三郎 浅見園吉

井沢善蔵 中山重作 丸橋一之 飯野知厚

北爪義勝 清水俊明

菅沼 田島周作 吉野寅吉 田島栄七 田嶋 等

大里郡 三ッ本 新井繁雄 土肥正忠

小泉	田所当俊	蓮沼	塚田啓太郎
肥塚	東 每太郎	上増田	浅見長十郎
青山	岳 九儀	下奈良	東条 伝 栗原半八郎
屈戸	田口 拓	葛和田	島田克二郎
箕輪	福田啓寛	弥藤五	井田 諄
津田	高橋為輔	深谷	杉田専衛 坂本欣四郎
大麻生	古沢花三郎	東大沼	古田起一郎
村岡	小林嘉行 小林範二 新井藤三郎	折ノ口	大屋長重
平塚	中島忠明 堀 宗禱	境	新堀良策
万吉	小野沢孫三郎	北根	宇野里二郎
熊谷	黒田時雨次郎 鯨井久平 柳沢常太郎 松本平蔵	中瀬	石川暢二郎 齋藤三郎平 石原新五郎
沼黒	大河原有太郎	田中	三村金十郎
小泉	林元三郎	内ヶ嶋	塚越太平
中曾根	塚本魁三	北河原	小林兵衛門 吉岡庄三郎
相上	須永富夫	小針	田嶋竹之助
玉作	須藤開邦	才条	松岡三五郎
岡郷	松本鋭彦	ス力	川嶋得太郎
北足立郡	栗原七郎	桑崎	小沢愛次郎
比企郡	中奈良 石坂豊人 木村義親	神戸	高野吉弥
旗羅郡	代 清水賢良	上川上	八木原愛助 同 弥左衛門 同 市三郎
	柿沼 四分一清作	箱田	齋藤周一郎
	西別府 原口通弘	池上	新井千代三郎
	永井太田 堀江庸寛 武井敏太郎	南河原	今村三五郎
	上江袋 宇田川市郎	常泉村	福嶋貞次郎
	玉井 清水久造 鈴木五三郎		

(解説)印刷された名簿である。年月日から第二回の席で配られたことがわかる。特別会員三十六名、普通会員八九名の合計一二五名である。竹井澹如、根岸武香、長谷川敬助と、埼玉県の歴代議長が参加し、県北地域の有力者が集まり、政治的には羽生地方を中心とする自由党に対抗する姿勢も垣間見える。

194 一八八三(明治一六年一月一六日) 松波宏作書状(中村孫兵衛宛、懇親会出席者の状況報告)

宛、懇親会出席者の状況報告)

(中村(宏)家二四二)

謹賀新禧

明治十六年一月十六日

華翰拝誦仕候、陳ハ過般及御通知候懇親会ノ儀ニ付、貴君并ニ加藤政之助君御臨会ノ趣旨、如尊示、此程藤田茂吉氏ヨリ承知仕候、時候ト云ヒ期節ト云ヒ特ニ御苦勞ノ儀ニ奉存候、忝此度第七十号ノ布告一度出テ、ヨリ、該会ニ対シ当初ノ目的ノ範圍ニ狭少ヲ来タシ、実ニ遺憾不過、何等回報ナキ向不少候、昨十五日迄ニ決答アリシ向ハ左ニ記載仕候

神奈川県 島田三郎・福井直吉ノ両氏

岩手県 上田農夫・板垣政徳ノ両氏

岡山県 森真十郎・池田茂ノ両氏

愛媛県 小林信近・鶴田節二郎ノ両氏

島根県 佐々田懋・佐々木善右衛門ノ両氏

山口県 磯部十蔵氏外々名

鳥取県 岡崎平内・中井静雄・田中政春・岩本平太ノ四氏

但シ品ニヨリ四氏ノ中二氏而已ニ相成ルヤモ難計旨通

報アリ

岐阜県 桑原孫一郎・清水繁蔵ノ二氏

群馬県 湯浅治郎・野村藤太ノ両氏及ビ外五名

三重県 角利助氏外々名

滋賀県 川島宇一郎氏外々名

青森県 二名出京、氏名不詳

新潟県 同

長崎県 同 但シ々名

福岡県 同

石川県 同

此外田口卯吉氏ノ許へ迄三ノ県ヨリ此程通報アリシ由、氏名不詳山梨県ヨリハ七十号布告ノ為メ目的相違ニ付断ル旨申越シタリ

右ノ外他府県ヨリハ未ダ何等ノ決答モ無之、全ク七十号布告ノ為メ多少ノ遷延ヲ来タシタルモノ、如シ、先ハ昨十五日夕刻迄ノ景況ヲ御報知申上候、右不取敢御回報迄如此ニ御座候也、匆々頓首

一月十六日 松波宏作

中村孫兵衛様

(解説)この全国レベルでの懇親会は、明治一六年二月一日に、浅草本願寺で開催を予定していた日本同志者懇親会であろう。この会の一月二六日付案内状と懇親会規約が、東大和市の内野家文書にある(『三多摩自由民権史料集』上巻、三八〇頁)。これによると、差出人の松波宏作は東京府議員である。この書状では、過日出された七〇号布告により、会の開催に大きな制約を受けたとある。この布告は、明治一五年二月二八日付で出されたもので、「府県会議員会議二関スル事項ヲ以テ他ノ府県会議員ト聯合集会シ又ハ往復通信スルコトヲ許サス」というものである。そのため「日本同志者懇親会」という曖昧な名称になったのかも知れない。文中に出てくる藤田茂吉は『郵便報知新聞』の主筆、田口卯吉は当時東京府会議員である。埼玉からは、県会副議長の加藤政之助と県会常置委員の中村

孫兵衛が出席することになっている。当時の県会議長は長谷川敬助である。当日の景況については、『東京横浜毎日新聞』二月三日、四日に報じられている(同前、四一九頁)。

195 一八八三(明治一六)年四月五日 佐間村清善寺にて談話会開催届

(長谷川家一二三四「談話会書類編冊」収録)

御届

当郡佐間村清善寺ヲ借受、東京交詢社員鎌田栄吉・矢田績其他地方有志者相集り、談話会相開キ候間、此段御届仕候、以上

右会主

北埼玉郡上中条村 中村孫兵衛

明治十六年四月十五日

行田警察署 御中

(解説)明治一六年四月一六日に行田在佐間村清善寺で開催された第四回談話会の警察への届書である。交詢社の鎌田栄吉と矢田績を招いており、談話会の傾向を知ることができる。会員に埼玉村(行田市)の湯本義憲や小針村(同)の田嶋竹之助がいながらも、中村孫兵衛が会主として届け出ており、七名社員が会運営を主導している様子がうかがわれる。

196 一八八七(明治二〇)年二月廿二日 八木原儀右衛門書状

(県庁移転請願寄付金割合方村々協議) (県史CH大河原家一七四)

拜啓、此程は甚々失敬、謝スルニ余リアリ、夫ニ反シ亦御同様多
少ノ快樂モアルヤニ氣憶セリ、先々此贅言ハ左ヘ置キ、右ニ述べ

サル□此事也、彼ノ県庁移転ニ付該費寄附募集之儀、初日ノ評決ハ君モ烈否申御承知ナレハ、今此処ニ多弁ヲ不要レトモ、翌日ノ會議ハ更ニ生ヘ御依頼相成候ニ付、二次会ノ評決左ニ申上候

一、前日ノ評決トハ意外ニ見ル処ノ差ノアルアリ、加之ナラス石原村ノ負担ノ内、即チ五千円ノ内一千五百円減額セリ、故ニ其一千五百円ガ三十三聯合ヘ増シタリ、夫レカ為メ深谷宿ノ負担六百元之処、前日ノ見込之通り千円ト昇レリ、又寄居町モ四百円トナリ、妻沼村ガ三百円ト昇リタリ、差引金四千八百円ヲ三十三聯合ノ負担ト定マレリ、其賦課法ノ儀ハ、戸数五分、地価割五分ト評決セリ、此評決ニ就而ハ色々敷事情アリ、他ニ非ニアラス、山手ノ方即チ男衾郡地方ノ聯合ニテハ、戸数四分、地価割六分ニ致度旨支帳致、小生及ヒ下奈良其他下手ノ戸長ハ、地価五分戸数五分ナラデハ承知難相成旨ヲ支張ス、故ニ評決ニ手間取り午後七時過迄掛リ、畢竟生又下奈良聯合所謂ル下手ノ者ノ意通りニ決セリ、然レトモ右等ノ場合ニ付、上手ト下手ノ間ニ少シク氣マヅキ事情ヲ生セリ、為メニ仲ナリトシテ憐聯合、即チ村岡、久下、中曾根原島ノ四聯合ニ於テ貳拾円、他ノ聯合より負担ヲ重クスルコトニ郡長より被頼、四名トモ承知セリ、其二十円ノ負担八十円カ久下、アト十円ガ三聯合ノ負担ナリ、右ニテ評決議場ヲ退出セリ、即チ貴官ノ代印ハ小生調印シタリ、先ハミキ不取敢御報導申上度、余ハ拝顔万々可申述候、亦述テ、就而ハ右賦課率(地価五分戸数五分)ニ随、且夫々該當ニテ金額丈ケ至急寄附ヲ募リ、願書具知事宛ニテ可差出寄ニ付、右様御了知可然御取計ヘ可被成候、其差出期日之儀ハ日取モ至急ヲ要スルコトニテ、本月中旬位ニ情々可致様被談候儀ニ付、此段申添候

廿四日夜認ム 八木原儀右衛門

大河原孟賀様

尚々、取急キ認メ而已、乱筆御判読可被下候

(解説) 年月の記載は無いが、県庁移転請願で明治二〇年十二月と推定される。県庁の熊谷移転願は、明治二〇年十二月三日付で、竹井澹如が代表となり一四郡村々の連名で出願しており、『埼玉県議史』第一巻、一〇八二頁)、これはその翌日の書状と推定される。浦和残留派の県庁再建資金寄附の動きに対応し、熊谷移転派も村落レベルから寄附を取り付けていた様子が具体的にわかる。県庁位置問題については、『埼玉県行政史』第一巻を参照(四七六、四八二頁)。

197 一八八八(明治二二)年一〇月七日 七名社社費受取(鯨井勘衛宛)

(高橋(泰)家一〇六二)

記

金壹円五十銭 社費

右正二受取候也

廿一年十月七日 七名社幹事印(七名社)

鯨井勘衛殿

(解説) 本書収録の史料では、七名社の名称が出てくる最も新しいものである。また、「七名社」の社印が捺されているのも珍しい。宛先の鯨井勘衛は、玉井村の人で七名社創設以来の社員である。その社費領収書が高柳村高橋家文書に含まれており、高橋家と七名社はどのような関係になるのであろうか。

198 一八八八(明治二二)年一〇月七日 七名社社費受取(鈴木五三郎宛)

記

一金壹円五十銭 社費

右正二受取候也

廿一年十月七日 七名社幹事印(七名社)

鈴木五郎殿

(解説) 前号史料197と同年月日で、鈴木五郎宛の社費領収書である。鈴木五郎は、明治九年一〇月の進修会演説会の出席者(史料36)、「第二期七名社会場記事」(史料207)の明治一一年九月二八日の第一八会に社外傍聴と出ており、その後、正式に入社したのであろう。

199 一八八九(明治二二)年二月二八日 吉田市十郎書状(明年衆議院選

挙当選の場合就職)

(青木家二二六九)

飯塚徽様 青木丑五郎様 各閣下

(自前表書)(封筒裏書)(住所朱印)

「東京麹町区富士見町五丁目拾三番地吉田市十郎」

拜啓仕候、微暖相催候処愈御清祥被為渡候段奉恐悦候、陳は過般憲法并議院法御発布相成候ニ付テハ、官吏中ニテモ衆議院議員被選ノ資格アルモノニシテ、当選ノ場合ニ於テハ、職務上支障アラサル限りハ、就職候方其筋立案ノ主義ナル由ニモ拝承仕候事ニ付、小生義競争シテ賢路ヲ妨クルノ意思ナキハ不及申候得共、明年ノ選挙ニ於テ当選ノ場合ニ於テハ就職可仕決心ニ付、此段御含被為置被下度奉願上候、先は右迄奉申上度、勿々頓首

二月廿八日 吉田市十郎

飯塚 徽様

青木丑五郎様
飯塚吉五郎様

二白、衆議院議員ニ着実中正愛國ノ至誠アル人物ヲ得度ハ申迄モ
無之事ニ付、各閣下ニモ必ス候補者トナリ、当選ノ節ハ乍御迷惑
御就職被成下度、為邦家不堪專祈奉存候、拝又頓首

(解説) 憲法發布が明治二十二年二月一日、第一回衆議院選挙が二十三年七月一日
よつてこの書状は明治二十二年となる。吉田市十郎が在官のまま衆議院選挙に立候補
する意思を表明し、青木丑五郎にも立候補するよう要請した書状である。な
お、吉田の履歴に衆議院議員に関する事項は見当たらない。

200 一八八九(明治二二)年五月一日 八木原儀右衛門書状(加藤政之
助演説会費用精算、別紙演説及懇親会費精算書)

(県史CH大河原家一七四)

〔封筒表書〕
〔元中曾根村聯合役場ニテ大河原孟賀様 親展〕

*消印「武蔵・熊谷ノ廿二年五月二日・二便」「武蔵・熊谷ノ廿二年五月三日・イ便」

〔封筒裏書〕
「在元村岡村八木原儀右衛門」

拝啓、演説会之節は弁士送迎且雑沓ノ為メ、小生義は非常ノ失敬ヲ
ナシ、多罪之段更ニ御寛恕奉祈候、扨同日ノ會計精算候処別紙之通
リニ御坐候間、報告申上候、次ニ是非共御賛成ヲ得テ執行致度件御
坐候、他ノ義ニ無之別紙積算書ニモ記載有之候得共、加藤政之助氏
ハ当方より与ヒシ手当金八円ヲ次会ノ資金ニ可致旨ヲ以テ終ニ受納
セス、然ル処頃日二三ノ人ヨリ、加藤ノ受納セサルニ甘シ居ルハ、
会員一同如何ニモ無情ノモノ、如クニ付、当地産物ノ絹式疋、代金
五円位ノ物ヲ贈与スルコトニ致テハ如何ナルモノナルカトノ申込ア

リ、然レトモ予算外之支出等アリ、有余金ハ僅カニ一円式拾二銭六
厘ニ過キザレハ、是ヲ執行スルニは殆ント四円ノ金ヲ義集セサレハ
為スコト能ハス、依テ左ノ割合ニ抛リ御賛成ヲ得テ謝意ヲ表シ度、
就而は御両君ニ於テ御内意被成下、諸君ニ議リ前条御賛助願上候

御正村会員中 五十銭

市田村 壹円

吉岡・楊井ノ両村 貳円五十銭

十四円

右報告旁御賛成ヲ得度、御同意ニ候は、負担額御遣し被下度、乍略
儀書中ヲ以テ奉願上候、早々

五月一日 八木原儀右衛門[㊤]

大河原様

田口様

追テ、精算報告之義は名々ニ申上ザル間、御両君より便宜可然御
伝へ可被下候

(*別紙)

演説及懇親会費精算

演説会費之部

一、金壹円五十一銭七厘 準備迄ニ要セシ諸費

一、金壹円六拾銭 会員ノ弁当四十人前

一、金壹円五銭 弁士及案内人人力車代

一、金壹円貳拾銭 同上昼飯代及ビール二本

一、金貳拾銭 茶菓子代

一、金貳円三十銭 弁士帰京ノ節気車代二人分

〔是ハ加藤ヘ金八円ノ手当ヲナセシモ、次会ノ資金ニ可致旨ヲ以テ受

納セサルニ付、当方ニテ本金負担セリ

一、金廿銭 待茶屋ノ茶代

一、金五十五銭 弁士氣車持込ノすし及ヒール代

一、金拾五銭 茶壹斤代

一、金五円 弁士秋庭演太郎へ手当

一、金壹円廿五銭 人夫賃九人分

一、金四拾五銭 薪炭油代

一、金壹円 見性院へ席料

一、金貳銭 繩代

一、金九銭 土瓶代

計金拾六円五十七銭七厘

懇親会ノ部

一、金八円四十銭 賄四十二人前和泉屋へ払

一、金五十銭 泉屋へ茶代

付ス
〔此茶代ハ弁士昼飯ノ為メ案内セシトキ、非常特別ノ扱アリシ為メ下

一、金壹円 酌婦二人ノ纏頭

一、金壹円 留主居ノ女中及ヒ番頭へ手当

一、金六拾銭 ヒール二本

一、金壹円七十五銭 芸妓式人箱屋二人、酌婦二人ノ人力車代

一、金貳円 芸妓二人ノ纏頭

一、金五拾銭 箱屋へ手当

一、金拾五銭 芸妓送ノ箱屋途中迄車代

一、金五拾銭 同上箱屋へ手当

一、金壹円三十四銭 芸妓玉代

一、金貳拾銭 村岡渡船場手当

一、金三円七十一銭五厘 酒代

一、金四十四銭貳厘 人足ノ昼飯代及釘其他雜費

計金貳拾貳円拾九銭七厘

演・懇 支払惣計金三拾八円七十七銭四厘

同上 収入惣計金四拾円也

差引 金壹円廿二銭六厘 有全金

参考

一、金貳拾壹円 懇親会費収入高

金廿二円十九銭七厘 同支払高

差引金二円十九銭七厘 不足

一、金拾九円 演説会費収入高

金拾六円五十七銭七厘 同支払高

差引 金貳円四十二銭三厘 余金

内 懇親会ニ於テ不足分

壹円十九銭七厘ヲ

差引 金壹円貳拾貳銭六厘 是全ク有全金

説明

弁士加藤政之助へ金八円ノ手当ヲナス予算ニテ、即チ同氏へ相渡セシモ何分同氏ニ於テ手当金受納セス、而シテ該金ハ次会ノ資金ニ可致トノコトニテ、同氏受納セザルニ於テハ無論金八円丈ケハ余金ヲ生スベク之処、左記之通り万止ヲ得サル支出(予算外)アリシ為メ、前記ノ如キ都合ト相成申候

金貳円三十銭(加藤政之助ニ於テ手当金受納セサル為メ、帰京ノ節ノ汽

車代当方ニテ支払フ

金壹円貳拾一錢 弁士氣車持込ノすし・ヒール一本代及待合所

ノ茶代

金壹円

会席料

金壹円十四錢五厘 酒ノ追買、人足ノ弁当代其他雜費

×金五円六十五錢五厘

右之通りニ御坐候也

会主 八木原儀右衛門[㊦]

(解説) 年代は消印から明治二年、町村合併後の村名になっており矛盾しない。村岡村の八木原儀右衛門が会主となって開催した演説会の収支決算書である。弁士は加藤政之助と秋庭演太郎の二名、加藤は当時埼玉県会議長である。懇親会への参加者は、御正・市田・吉岡・楊井の四ヶ村の四二名である。演説会場は席料を支出した見性院とみられ、吉岡村万吉の曹洞宗寺院である。こうした決算書は珍しく、懇親会では酒のほかにビールが二本出されている。弁士用であろう。

201 一八九〇(明治三三)年二月二四日 笹田黙介書状(兼而志願の一条
につき書類訂正、臈官依願退職カ)

(長谷川家一〇四二)

〔長谷川敬助殿 親展〕 〔埼玉県書記官 笹田黙介〕

拝啓、爾来御無沙汰仕候、扱は兼而御志願の一条相運候事ニ相成候間、附箋之通り相直シ可被下候、右申上候也

二月廿四日 笹田黙介

長谷川賢台 侍史

(解説) 明治三十三年三月三日付で長谷川は埼玉県書記官を依願免職(長谷川家

七五九)しているので、これを「兼而御志願の一条」と考えた。笹田の書記官在任は、明治一九年七月から二十三年一〇月迄なので矛盾しない。長谷川は、明治三十三年七月一日の第一回衆議院選挙に立候補したが落選している。

202 一八九〇(明治三三)年二月二四日 吉田清英書状(長谷川出馬惣選
挙景況)

(長谷川家一二三八)

残寒猛烈、度々之降雪ハ諺言ノ如ク豊年之兆、御同慶此事二候、時下益御勇康南山之至ニ存候、小生も不相変消光候間、乍憚御放意可被下候、扱貴区惣選挙之景况等御通知有之、無比平穩之由、北河山人安閑寺旅行之結果ならんと被思申候、或ハ喜ひ或ハ憂憤ノ人もあらん、和尚留守なからも案外之投票ありしものと新聞上閲覧いたし感心之至ニ候、迂生も過日帰荘、該区競争之景况承り、いつれ御出京之節ニ讓候、先ハ御無音旁貴酬迄、草々不備

二月廿四日 清英

長谷川兄

(解説) 吉田の生前に、総選挙が二月に行われているのは、明治三十三年と二十五年、長谷川はどちらにも出馬している。ともに落選であったが、二十三年の第一回は、当選の湯本義憲に一万票差の七万二千票余を獲得しているのでこのときか。なお、現状は吉田清英書状(長谷川家一二二九)と同封であるが、月日も大きく異なり後の混入であろう。

203 一八九〇(明治三三)年一〇月二四日 鈴木庸行書状(日本鉄道役員
改選、本年非常の水災)

(長谷川家一二三三)

〔封筒表書〕
「東京神田小柳町三河屋与右衛門方止宿 長谷川敬助殿 必親展」

〔封筒裏書〕
緘

比企郡松山町鈴木庸行

*消印「武蔵・松山」廿三年十月二十五日・口便

*消印「武蔵・東京」廿三年十月二十五日・ヲ便

本月十七日付貴翰拜誦、秋氣蕭索之候愈御清福被為渡奉恭賀候、扨日本鉄道会社役員改選云々縷々御申越され之趣、逐一承知仕候、因テ横川氏へ申入候処、何分ニも堅固ナル人ニ而、今日之処は株券少々ハ所持致し居候得共、素より商法之為ニ買入置故、明日ニも相場ニよりにテハ売払へき哉も難計、私之今所持スル処ハ当テニナラヌモノ杯と申居、株数も判明不致困却ニ付、同氏は選挙権有之者ニ候哉、右ヲ確メ候得は尚手段ヲ尽し候、心算ニ有之候間、其辺御分リニ候ハ、御報知願度候、本郡ニは鉄道株所有者は僅少ニ而、小川町模寄ニ而一兩人有之候得共、五十株以下之者ニ可有之と存候、撰挙権ヲ有スルモノハ何株以上之者ニ候哉、是亦伺度候赤尾林氏へも内々通し置候得共、いまた委任之所判然不致候、是は多分惣会ニ出席可被致歟と被存候、横田五郎兵衛氏は健康、又横田徳三郎氏は五郎兵衛氏ノ実弟ニ有之候、右様御承知被下度候、右申上度他は讓後信候、匆々頓首

十月廿四日 鈴木拝

長谷川様 坐下

追啓、本年は非常之水災ニ而殊ニ錦地は一層別段之事と察上候、横見之水害ニは実ニ当惑之至（迂生末タグツク）致し居、又災害ニ罹レリ）御坐候、赤尾・吹塚間は予テ御配慮ヲ蒙リ候故、双方共無難ニ而人民之幸福不過之候、御休神奉希候、特別御内意被下候事ハ敬承、毎度御懇情之段不堪感謝候

〔解説〕年代は、消印から明治三三年、追伸の水災とも矛盾しない。長谷川から日本鉄道の役員改選候補を聞かれ回答したもの。候補としてあげられている横川は、比企郡腰越村（小川町）の山林地主、赤尾の林は入間郡赤尾村（坂戸市）の地主、横田五郎兵衛は入間郡川越町の豪商である。書き出しにある「蕭索」は、もの寂しいさまを表す。

204 (年不詳)四月二六日 七名社会案内

(県史CH大河原家一七四)

〔封筒表書〕
「沼黒大河原有太郎殿」

〔封筒裏書〕
七名社

拜啓、五月一日午後四時、七名社会ヲ清水藤左衛門方ニ相開候間、万障御繰合御出席被下度、御案内申上候也

四月廿六日 七名社

大河原君

〔解説〕年代を推定する手掛かりはないが、大河原有太郎は、大河原孟賀の息子で、県にも出仕している（埼玉県行政文書明九〇七・二八四）。父と平行して各種の文書が残る（埼玉県史資料所在目録『第二集、大河原好一家文書目録』。本文書は、モノクロの写真版でみると、所謂こんにやく版で、宛名の「大河原」のみ墨書のようにみえる。

第一部 記録編

205 一八七三丁七六(明治六)九年 中村孫兵衛手控抄録

(中村(宏)家五七)

*明治六年三月 地券統合併高反別并地代金控帳(省略)

*民費取調書明治七年分 上中条村(省略)

*川々国役一時上納につき出金記(省略)

*明治八年三月十九日 常光院境内操人形興行御届(省略)

*一月四日 墓地抃御願(省略)

①明治八年三月七日 川島模坪など製糸会社株金募集言上書

製糸会社ヲ募ルコト請書

結社株金ヲ募集スルハ之ヲ製糸ニ充ン為ナリ、資本已ニ備レハ職務上一日モ輕過スヘカラス、蓋シ世人貴重スル光陰ヲ金銀ニ化シ、更ニ子錢ノ増殖ヲ計ラサレハ社中ノ鴻益ヲ致ス能ス、今茲社ニシテ茲金ヲ募ルハ、工場機械ヲ購求シ、家屋ヲ建築シ、繭蛹ヲ買取スル等ノ用ニ供スト雖モ、規模遠大ニシテ整頓日アリ、緩急序有リ、故ニ理財家ノ説ヲ聽クニ茲復法アリ存ス、今入社ノ稠衆ヲシテ速ニ株金ヲ出サシメ、之ヲ緑券ニ換ユヘシ(給緑奉還人ノ公債証書ナリ)此緑券ヲ以テ長ク該社ノ資本トナシ、然ルトキハ将来製糸ノ利外ニ一層ノ金利ヲ得ルコトアリ、(公債ノ法百円ノ券面ハ通価八十三円ノ売買ナリ、此百円ニ政府ヨリ年々八歩ノ利八円ヲ持主ニ渡セリ、然ルトキハ金八十三円ノ現貨ヲ以テ百円八歩ノ利ヲ得ルカ故ニ、此金利志割ニ近シ、且十ヶ年目ニ至テ八百円ノ現金トナルカ故ニ、八十三円ヲ引トキ八十七円ノ控金アリ)、是資増殖ノ法ニシテ万金ノ策也、万金ノ策ヲ以募金ノ事ヲ督促スル、誰力復々異議アラン、肯テ望ラクハ本月廿日四月廿日ノ兩度ニ株金ヲ勸ムヘキ旨、県ヨリ入社ノ稠人ニ告諭アランコトヲ、

愚等誠惶誠懼上言

明治八年三月七日

製糸館仮社長 川島 梅平

舟津徳右衛門

白根琦玉権令閣下

②明治八年三月三日 製糸会社資本募集時期につき願書

奉申上候

製糸会社資本募金之儀ハ、本月廿日・四月廿日兩度ニ御庁へ上納ノ筈御達相成候処、目今暇育金并ニ貢租等上納之儀出金相嵩居候間、右出金四月廿日・五月廿日兩度ニ集金上納致度、株主重立ヨリも申聞候ニ付、此段奉願上候、以上

明治八年三月十三日

第区々製糸世話掛共一同

*官林之儀につき布達(省略)

*墓所据置之儀につき御願(省略)

*墓所抃御願(省略)

*明治七年分営繕費民課金ほか書上 上中条村(省略)

③明治八年三月カ 製糸結社出金につき札

結社之内万事主トシテ担当シ并ニ売捌ノ周旋致シ候者ハ、実益金ノ一割手数料として相渡シ、其余ハ惣仲間中出金高二割付可致事

但シ万一損失等有之候節は、結社出金高二割付可償候事

一、壹株 何ノ誰ノ印

一、半株

以上何株

×金千円也

右之通規定可成相違無之、然ル上八五二誠実ヲ以社益漸々盛大ニ立置候様相尽之、中途ニ而違約或ハ不公平之事決シテ有之間敷候、万一犯約等致候ものハ、入金其儘没入之上相当之罰金可取立、則後証乃定印紙貼用一札為取替候者也

結社中 何の誰

*上川上村官林之儀につき上申 (省略)

*明治八年三月十五日県第三三三号 雑税 (省略)

*明治八年三月 地租改正取調方相違につき達 (省略)

*明治八年三月十九日 地租改正着手ノ要件一七箇条 (省略)

*三月二十四日 墓地取調差出につき達、省略)

*寺院触頭相談議定之事 (省略)

*三月二十四日 地租改正取掛順序 (省略)

*米穀物産表書上相場 (省略)

*明治八年 埼玉県へ酒小売り荒物現金売捌伺指令 (省略)

*上ノ村社務所にて説教 (省略)

*明治七年六月 元朱印地調書 (省略)

*全国戸数人員書付 (省略)

*明治八年二月十五日ヨリ五月八日迄諸費概計表 (朱書、省略)

④第十五区内諸費申合 (全文朱書)

第十五区村々戸長

該区村々諸費均一二仕度一同申左之通

第壹条

区務所出勤村吏八日当金八銭

第貳条

仮事務所定額費ハ一ヶ月草高千石以下金二円、同以上八金二円半

第三条

同所書記月給八百戸以下金二円、同以上八十戸ヲ増毎二十銭ヲ加フ

第四条

同所詰弁当代ハ壹賄金四銭

第五条

(原文空白)

第七条

代議人ニ於テ月番出納致上ハ相当ノ前割可致事

右一同合議仕候間

(以下原文空白)

⑤地租改正着手及び製糸館結社金の集会につき回章 (全文朱書)

地租改正着手順序心得方并ニ製糸館結社金収納之義ニ付、夫々御達ノ旨有之候、御相談致度候間、明十二日午前第十時村々戸長衆并ニ製糸館世話掛中無欠席、正時御集会可被成候、若欠席ノ者ハ募金収納ノ事ト存候間、為念御断り及候、回章周尾ヨリ御返却可被成候也

明治八年五月十一日

区務所

村々事務所御中

*第十五区埼玉郡上中条村戸数人員 (省略)

*戊年田租皆済目録 (省略)

*地籍編輯につき不分明廉々各区伺指令写 (省略)

*青砥左衛門云々、伊藤仁齋力 (省略)

*明治七年自一月十二月迄区長以下月給明細表 (省略)

⑥明治七年四月一日 白根権令正副区戸長へ直諭

明治七年四月二日

白根権令公正副区戸長御直諭

一、予今 主上御写真尊前ニオゐテ誓テ職員タル者ノ条理ヲ述ン

夫上ハ大臣ヨリ下ハ村吏ニ至ルマテ、人民保護ノ御為メ設立スル

者ナレバ、人民モ又職員ニ資給セサレハ其義務ヲ失シ、職員ハ人

民ヲシテ其権利ヲ有タ使サレハ又素餐ト謂フベシ

一、国法ノ制限ハ、人民保護ノ為メ一人ノ私利ヲ以公權ヲ害セ使サ

ル者ニシテ、必ス束縛ト誤解スル勿レ、自己ノ権利ヲ主張シテ他

人権利ヲ妨ル勿レ

一、御趣意柄徹底セサル者へハ威權ヲ以テセスシテ、懇切ニ説諭ス

可スベシ

前条々正副区戸長厚ク注意ス可シ

*五月二十三日 行田支庁出頭入費(省略)

*地租測量器械届(省略)

*明治八年五月二十三日 上中条村船税など受取(省略)

*明治八年五月 地租改正実地調心得書(省略)

*明治八年五月二十日 酒類受売営業願提出達(省略)

*明治七年八月 中村孫兵衛など地券金取調書上(省略)

⑦明治八年五月二日 上川上村協議場開設仮議定書(後欠)

該区上川上村仮議定書写

明治八年第五月一日各氏ヲ会同シ協議場ヲ開クノ主意、我村内ヲシ
テ人々義務ヲ尽シ、百般ノ事務ヲ^⑧整頓シ冗費ヲ省キ、有益ノ基ヲ
興シ、各氏ト共衷情協力シ聖世ノ化ニ浴セントス、夫レ事務頓整シ
冗費ヲ省クハ、約束ヲ嚴ニシ協議ヲ設ケサルヘカラス、協議ヲ設ク

ルヤ必ス瑣事ニ各氏又会同シ、費咎ヲ徒費スベカラス、故ニ先通常
ノ事件ハ正副戸長代議人ニテ協議決定スヘシ、異常ノ事件ハ代議人
ヨリ伍長へ通シ、^(長)長伍中へ議シ、以テ會議シ利害得失ヲ熟考シ、
公平至当ノ論ヲ建ルヲ要ス、依テ左ノ条件ヲ約定ス

第一条

公私ノ事務ヲ頓正スルハ万機ヲ

ケ、或ハ故有ヲ事務ノ出頭ヲ去ルヲ違約再變

⑧明治八年五月頃 製糸会社設立計画につき建言書

某等謹テ白 閣下、本県人民ノ旧習墨守シテ靈功ノ器械ヲ運用ス

ルヲ知ラス、故陋ニ苟安シテ精良ノ物産ヲ繁植スルヲ知ラサルヲ憂

ヒ、夙ニ富有ノ人民ヲ結社セシメテ製糸場ヲ設立シ、以テ民智進歩

ノ端ヲ開カント欲シ、勸業課ノ諸彦ヲシテ再四説諭万方誘導セシメ、

已ニ今日至リテハ百般緒ニ就キ、將ニ金ヲ募リテ直チニ着手セント

ス、当ニ是レ本県人民タル者欣然金ヲ納シテ美ヲ副ヒ、信然口ヲ極

メテ盛挙ヲ贊スベキノ秋ナルガ如クトモ、退テ静思スレハ則然ラス、

是亦所謂輕々進歩ナルモノ之請フ、其説ヲ陳ン、閣下若シ某等ノ狂

愚ヲ恕シ微衷ヲ諒シ、靈德以之ヲ内省シ悉以之ヲ備慮セバ、豈ニ独

等^(某等)等容納ノ恩ヲ荷フノミナラン、実ニ四十三万人ノ幸福ナリ

何ソヤ、窃ニ惟ルニ方今吾帝國ニ於テ会社ニ真偽アリ、工業ニ經權

アリ、商也工也其業ヲ起シ、目的利ヲ得ニ在ルニ力、將タ金ヲ散ス

ルニ在ルカ、三尺ノ童子モ熟知スル処ナリ、今マ靈功ノ器械購ヒ

テ之ヲ運用シ、精良物産ヲ製シ之ヲ販売シ、其會計ヲ問ヒハ一歳幾

百万円ノ利アリ、是乃チ工業ヲ起スノ目的ヲ達シ其正理ニ合者ナリ、

是工業ノ經ナルモノナリ、器械靈功ナリト雖モ、物産精良ナリトモ、
費用許多ニシテ得ル損ヲ償ハ、一歳其ノ出納ヲ審ニスレハ、一年

許万ノ不足ヲ生ス、即チ富岡製糸場ノ如キモノナリ、之ヲ開クモノハ即云ク、吾国人民未タ靈功ノ器械アルヲ知ラス、盛大ノ工業ヲ起スヲ知ラス、今我カコノ工業ヲ起スハ權利是得ルヲ以テ目的トセンヤ、五国人民ヲシテ欧米各国如是者アルヲ目撃セシメ、以テ其陋習ヲ洗滌シ智識ヲ開拓セント欲スルナリト、夫レ工商ノ業ヲ取テ其目的利ヲ得ルニ有ラサルモノハ、豈ニ工商ノ經常ト謂フヘケンヤ、是一時ノ權道ノミ、是工業ノ權ナルモノナリ

会社ニ真偽アリトハ何ソヤ、国家政府ヲ刺衝スルノ人民多クシテ、大臣纒ニ其責ニ任スヘク、会社人ヲ知ルノ識アル株主多クシテ、社長始メテ其人ヲ得ヘシ、半開國ニ専裁ノ政府ヲ刺撃スル人民少ナケレハナリ、吾国未タ社会ノ少キハ鑒識アルモノ甚タ乏ケレハナリ、夫レ共同結社ノ崇フヘキ所以ノモノハ、社員互ニ信任シテ百敗不撓、独力ヲ以支ヘカタキヲ支ヘ、敢為ノ志ヲ遂クルヲ以テナリ、鑒識ナケレハ互ニ信任スル能ハス、信任スル能ハサレハ協心戮力スル能ハス、協心戮力スル能ハサレハ社会ノ実アルコトナシ、故ニ今日ノ社会タルモノ其發起人名ヲ求ムルカ為ニ強テ結社セシムルアリ、計算ヲ偽テ利ヲ奪ハンカタメニ騙テ結社セシムルアリテは、何ゾ会社ト見認ムヘキ、是則偽会社ナリ、是レ所謂会社真偽アルナリ、是ニ由テ之ヲ觀レハ、今閣下ノ再四説論シテ結バシムル会社偽会社ナリ、百方誘導シテ開カシムル製糸場ハ権工業ナリ、偽会社ヲ結フハ智識アルモノ醜トスルトコロナリ、閣下県令ノ重任ヲ帶テ何ソ敢テ醜事ヲナスヤ、権工業ニ至リテハ隣県富岡ニ大製糸場アルナリ、本県人民ヲ論シテ富岡ニ詣テ目撃セシムルハ足矣、更ニ許万ヲ冗費スベカラス、是レ等某ノコノ挙ヲ目シテ軽々進歩ト言フ所以ナリ

閣下或ハ言ハン、今ヤ結ハシムル会社強ルニアラス、騙スニアラス、

人民ノ情願スルトコロナリ、惟其智識才能ニ乏ヲ以本県其ノ依頼ヲウケ、其社長ヲ撰シ其事務ヲ幹シ、其ノ出金ヲ集メ其器械ヲ購フノミト、是レ大ニ然ラス、鄙見ヲ以テスレハ感權ヲ以テ結社セシムルナリ、然シテ一人之ヲ拒ムモノナキハ、無氣無力ノ人民ナレバ、入社金ヲ以幕政中地頭ニ奪ハル、用金ト一般ノ看ヲナスノミ、其レ窃ニ閣下ヲ誹謗スルヤ所在甚矣、閣下若シ是ヲ偽ナリト思意セハ、情願セルモノハ脱社ヲ允スト令スヘシ、朝ニ其令ヲ伝テタニ瓦解スルヤ必セリ、是レ某等ノ保証スル所ナリ

閣下或ハ曰ン、人民ノ情願セサルハ固ヨリ之ヲ知レリ、惟人民ノナスニ委スレハ、其事何レノトキニ挙ルヤ知ルヘカラス、今マ強ルハ止ヲ得サルニ出ルトナリ、所謂民ハ共ニ始ヲ謀ルヘカラス、与ニ成ヲ樂ムヘキノ意ナリト、是亦某等ノ服セサルトコロナリ、夫レコノ工業ヲシテ遂ニ大利ヲ得セシムルモ、識者ヨリ之ヲ觀レハ、人民ノ無氣無力ナルヲ奇貨トシ、万一ニ僥倖スルニ過キス、压制ノ譏リ免ル能ハス、況ヤ決テ利ヲ得ル能ハサルヲヤ、且聞ク、昨年熊ヶ谷県ニ於テ前橋伊勢崎等ノ有志輩三名、勸業寮ヨリ三万円ヲカリ製糸場ヲ三所ヲ設ケシニ、三名已ニ失敗シ目今將ニ破産セントス、夫レ利益ヲ謀ルハ自己ノ利益ヲ謀ルヨリ切ナルハナシ、失敗ヲ虞ルハ自家ノ失敗ヲ虞ルヨリ密ナルハナシ、然レドモ猶ホ失敗ヲトル彼ノ三名ノ如キモノアリ、奈何ソ月俸ヲ給スル社長ト幹事トニ委シテ失敗ナキヲ保ツヘケン、是レ決シテ利ヲ得ル能ハスト言フ所以ナリ、果シテ利ヲ得ル遠シ、失敗ニ至ルニ於テハ、故陋ノ人民愈器械ノ無用タルヲ信シ、益大工業ノ不理タルヲ畏ルヘシ、然則閣下コノ工業ヲ起ス所以ノ目的、遂ニ達スル能ハサルノミナラス、本県人民ヲシテ閣下ヲ信セサルコト甚シカラシムヘシ、是レ某等ノコノ挙ヲ目シテ軽々進歩トナス所以ナリ、閣下若シ某ノ狂愚ヲ恕シ、微衷ヲ諒シ速

ニコノ挙ヲ止メ、本県人民ヲシテ、閣下改遇否客ノ徳アリ、舎已從人ノ量アルヲ知ラシメハ、則幸甚

⑨明治八年四月二十六日 七名社規約

吾党七名毎月盍簪シ各所見ヲ陳シ、互ニ異聞ヲ談シ、傍ラ醜金シテ書籍ヲ購ヒ、輪次之ヲ読ンテ疑義ヲ討論シ、以テ相資益セント欲シ、茲ニ結社シテ約条ヲ立ツ

第一条

社約ヲ區別シテ確定・假定ノ兩項トナス、確定社約ハ該社解散マテ少モ變易スヘカラス、假定社約ハ社員三分ノ二以上要ルトコロニ從ヒ、何時ニテモ増減改定スベシ

第二条

第一条ヨリ第十条マテヲ確定社約トシ、以下ヲ假定社約トス

第三条

該社ヲ名ケテ七名社トス

第四条

入社ヲ請フモノアレハ、之ヲ允スト否ト社員ノ衆議ヲ以決シ、允スニ於テハ社員中壹名保証人トナリ、社約ヲ確守スヘキ盟約ヲナサシムベシ

第五条

本年二月結社セシコト、看做シ、其ヨリ滿三年即明治十年^(マ)二月ニ至レハ、該社ヲ解散スベシ

第六条

解社ノトキハ存在ノ書籍ヲ悉皆^(販カ)販売シ、其ノ代金ヲ書籍購求出金高ニ配当スヘシ

第七条

書籍ニアラサル該社所屬ノ諸物品ハ、解社ノトキ更ニ熟議シテ処分ヲナサシベシ^(スカ)

第八条

社約ヲ破リ又ハ不正ノ品行ヲナシ、社員ノ面目ヲ汚辱スルモノハ、衆議ニヨリテ脱社セシムルコトアルベシ

第九条

不得已ノ事情アリテ脱社ヲ請フモノハ、何時ニテモ之ヲ允スベシ

第十条

解社ノ期末タ至ラサルニ脱社スルモノハ、之ニ渡スヘキ金ヲ該社ニ預置クコト、看做シ、解社ノトキニ至リ其出金高ニ応シテ配当スベシ

第十一条

会場ハ原島村養平寺ト定ム

第十二条

会日ハ前月ノ会場ニテ期スベシ

第十三条

社員一名コトニ各月一円出金シテ、購求書籍ノ代価ニ充ツベシ

第十四条

書籍ヲ購フニハ熟議ノ上書目ヲ定メ、社員中一名ヲ択ンテ之ニ購求ノコトヲ委任スベシ

第十五条

購求書籍ハ会場ニ於テ一般ノ社員均一ニ分配シ、其ノ分配書籍ヲ翌月会日マテニ必ス読了リテ、会場へ持参スベシ

第十六条

全社員読了リ書籍ハ、社員ハ勿論社外ノ者タリトモ、借覽ヲ乞フトキハ速ニ之ヲ允スベシ、但シ社外ノ者へ貸ストキハ証書ヲトルベシ

第十七条

社員社外ノ別ナク、該社所蔵ノ書籍ヲ毀損又ハ紛失スルトキハ、相当ノ償金ヲ出サシムベシ

第十八条

社員書籍ヲ自宅ニ持参スルトキハ、書籍配貸簿へ其事ヲ記セシメテ、押印スベシ

第十九条

不用ノ書籍ハ衆議ニヨリテ売却スルコトアルベシ

第二十条

社員投票ヲ以テ幹事一名ヲ撰定ムベシ

第二十一条

幹事ハ六ヶ月コトニ更撰スベシ

第二十二条

幹事ハ諸般ノ出納會計ヲ掌リ、又ハ左ニ列スル五種ノ帳簿ヲ作り、事由ニヨリテ之ニ記録スベシ

会場記事 諸費出納簿 書籍購求金出納簿 書籍配貸簿 購求書籍目録

第二十三条

筆墨紙会場屋賃其它ノ諸雜費ハ、毎月全社員へ均一ニ課シテ取立ツヘシ

明治八年四月十六日

中村 隆助
 稲村貫一郎
 小泉 寛則
 鯨井 勘衛
 石川弥一郎
 長谷川敬助
 石坂金一郎

*明治八年五月二十八日乙六十八号 脱籍者など護送途中賄料(省略)
 *六月八日 行田支庁ヨリ呼出ニ付頭入費(省略)

⑩書名覚

泰西修身論

⑪中村孫兵衛次男中村龍助生年月日

当村農中村孫兵衛次男 二百五十二番屋敷

明治六年十二月所有地 中村 龍助

御新流ノ者分家 嘉永六年六月廿日出生

右同断附添 祖母もよ

文化五年正月三十出生(自題)

*佐野真二郎住所(省略)

⑫明治八年六月九日 製糸館出金成兼届書

第十五区製糸館結社世話掛一同

右申上候、去四五両月右社金現募可致旨御達ニ付、再四御説諭ニ候
 都度々、会議ハ勿論金子空風等仕候得共、何分一同生計向不如意ニ
 テ、右出金相兼候義と決定致候間、此段申上候、以上

明治八年六月九日 右世話掛 稲村貫一郎外尅同

当区 区務所御中

*明治八年六月四日 天神河原用水につき集会(省略)

⑬ 明治八年六月二日 民会以下論究題目検討結果

明治八年六月十一日民会事議創立可否ヲ問論究シ、其衆意ノ歸スル
処採書シテ、以他日ノ証左トス

民会

創立スル事ニ限ル

第二会議事

窮民救助之事

恤窮其輕キモノハ民費、非常火災危ニ罹ル救助ハ官費仰ク

又

積石方法ヲ設クル事

但シ飢歲ニ際米粟外国より輸入スル真貨ナラサレバ得ル能ハサ

ルナリ

第三会

議事道路之事

一等二等修路費官民折半ノ事

但シ民費割合方ニハ其県適宜ノ事

橋梁ノ事

一等二等道路橋梁ハ官費力又ハ自費ニテ架造、橋錢收領ニ止ル

堤防ノ事

一等二等河ニ属スル堤防定式修繕費ハ旧制ニ拠ル

但シ百石ニ付五十人迄ハ民費、五十人以上百人迄老人七合五勺

ヲ官給ス、百人以上ハ老人一升七合ツ、給フ

第四会議事

警察之事

即今ノ体裁ヲ可トス

付、宿題ノ外左ノ二件ヲ論決ス

第五会学費ノ事

敷育金ノ外各区村補厥金、許可ヲ得テ後従前ノ通取集メ供給スル事

治水ノ事

悪水吐ノ為設置セシ樋門入費組合改正ノ事

* 奈良玉井大麻生三堰など旧忍県預助成金につき伺書 (省略)

* 明治八年自四月六月迄三箇月分区費割賦 (省略)

* 明治八年九月二十六日 金井藤兵衛立会証 (省略)

* 明治八年 権現堂川通堤塘新築につき献金願 (省略)

⑭ 討論議題

政府ヲ設クノ主意ト其興ル勢トヲ論ス

外人雑居 許スヘキヤ否

保護税ノ 可否

民撰議院 設ヘキヤ否

拷問廢スヘキヤ否

外教許可

華士族ノ処分 如何

北海道開拓

右七件討論スベシ

* 明治八年九月 徴兵成丁簿記載者登用伺書 (省略)

* 勉強熱心者大試験へ呼出上申書 (省略)

* 明治八年八月 地租改正測量請負盟約書 (省略)

* 明治八年 上中条村第百五十五番小学校敷地下渡願書 (省略)

* 上知山林下渡願書雛形 (省略)

*明治八年十一月一日 山野税地官民区別取調廻村達 (省略)

*十月十三日 学校費日計簿差出通知 (省略)

⑮明治八年一〇月カ 学資増額及び医館設立費用につき村吏協議書

協議書

第一条

今般本県甲第三十二号ヲ以各区村々御布達相成候学資増額ノ云々如何

第二条

本県甲第三十三号ヲ以各区村々御布達相成候医館設立、各区講習所アルニ於テハ、其費用一般人民皆其責ヲ受サルヲ得スノ云如何

右之兩条御協議有之、村吏一同心得左ニ

一、第一条学資増額ハ従前三万円之処、今^(万圓カ)五万円ヲ加へ合金

四万五千円ヲ現在賤育金内ヲ相用候儀、決シテ故障無御坐候

一、第二条医院ヲ開ニ付、一般人民其費用ヲ可受ハ今日ノ義務当然之事ニ付、費用可差出候得共、現今諸費多端之折柄、依テ兼テ積

立ノ賤育金内ヲ以該費ニ相充度候

右之通村吏一同確答致候処相違無之候、最^(モト)歸村之上万一異存之者有之候ハ、本月二十日限可申出、右二十日迄ニ否不申出候ハ、一般承知之義と御心得可被成候也

*菓舗など廻村先へ出頭達 (省略)

*種痘人手数取立通知 (省略)

*明治八年 田方内見帳写 (省略)

*明治八年一月一七日 会議出頭通知 (省略)

*明治九年一月二三日 借金証文奥印 (省略)

⑯明治九年一月カ 売淫禁止の説諭

人ヲシテ良業ニ導クハ其所ニ長タルモノ注意ニ抛ル、今世ニ売色ヲ業トスルモノアルハ数百年來染俗ノ弊、人是レヲ見聞シテ醜惡ノ態トシ齒セサルニ不臻、却土地繁花名トシ僥倖ノ利ヲ索メント欲ス、管下曩ニ解放ノ令下リシヨリ儼然之ヲ廢シ、衆庶勗メテ醒覺ノ思ヲ為シ、爾來遊蕩俗變シテ精農ノ風ニ移ラントス、然レドモ旧習ノ脱セサルヨリ、良モスレハ眼前ノ小利ニ泥ミ売色免許アラシム願請スル者アリ、是必竟未管序未説諭ニ至ラス誠意ノ貫カサルヨリ、断念シテ良業ヲ求ザランカ、仍テ思フ、不知ノ婦女生理活計ニ窘シミヨリ身ヲ醜惡ノ淵ニ沈溺スルモノアルニ及シテハ、実ニ痛歎ニ不堪ナリ、故ニ方策ヲ問フ、然ルニ今衆議中隣府県不得止ノ所置ニ做ヒ、免業賦金貧病兩院設立ノ事ニ及、一理有ニ似タレトモ管内幸ニ制止ノ告諭ニ漸次復業ノ念ヲ撲滅セントス、今纔ニ請願ヲ酌ンテ其素ニ復セントス、至論ト云フ可ラス、免業ノ事ハ断然之ヲ厭止シ、徐々風俗ノ善美ヲ顯シ、不得止ノ所置ニ做ハサルニ注意シ、万一区村ノ者右体ノ業願出ル時ハ、区戸長ニ於テ救助ノ目途ヲ建テ申出ベシ、衆此意ヲ認誤ル事ヲ勿レ

⑰明治九年一月カ 第一大学区會議題目

第一大学区會議目

人民奨励之事

教員養成之事

学資集徴之事

学校普及之事

就学督励之事

教員給料之事

学区取締之処分

学校世話役之事

教員会議目

一、学校建築法之事

一、教場指令規則

一、用書籍之事

一、生徒試験之法

一、男女教授スルニ方法自別アルコト

*全国石高・租米・戸数・町村数覚(省略)

*頼母子集金覚(省略)

*金銭出納記(省略)

*学校宮繕諸色納(省略)

*明治八年五月 区村費用水路人足覚(省略)

*畑税皆済目録(省略)

*明治九年二月一三日 馬喰営業税受取(省略)

*明治八年度暮割書上(省略)

*明治八年中民課金仕訳書警察費覚(省略)

*第十五区上中条村高反別書上(省略)

*明治九年三月廿五日県区費割賦表(省略)

*土地丈量之事(省略)

*地方惣代区内選挙人書上(省略)

*明治七年八月二二日 各区諸入費賦課協議書(省略)

*明治九年村費(朱書、省略)

*上知御下願書(雛形、省略)

*明治九年六月 風除官林払価見込達書(省略)

*第十五区元除地社寺通減禄明治七年分渡帳(省略)

*第十五区村々折半高風除官林払書

*操替金受取書(省略)

*明治一〇年二月九日 身代限証文(省略)

*字別改正反別総計調記(省略)

*第拾五区模範池上村組合上中条村地位等級表(省略)

*明治八年 上中条郡田畑宅地々租書上(省略)

*明治九・一〇年 田畑正租書上(省略)

(解説) この帳簿は、七名社の中心人物のひとり上中条村中村孫兵衛の家に伝えられたもので、七名社の規約が収録されていることでよく知られている。横半切帳、墨付一四丁、表紙がついているが、現状では表題や題簽は見当たらない。『埼玉自由民権運動史料』や『新編埼玉県史』資料編19などでは、この帳簿の名称を「手控」として規約の部分のみ収録している。その後、埼玉県立文書館『諸家文書目録Ⅳ』では中村(宏)家文書五七が該当し、明治六年三月「地券総合併高反別并地代金控帳(同一〇年迄)」としている。たしかに巻頭にはこう書かれているが、中表紙とみられ全体の内容を示していないので、本書では従来から使用されている「手控」とした。この記録の筆者中村孫兵衛は、上中条村の当時副戸長、七名社の結成時からの社員で、明治九年三月に戸長となっている。七名社規約には、中村孫兵衛は幼名の隆助で署名している。年代は、明治八年が主体でほぼ年月順だが、前後の錯綜も散見される。本文はメモの羅列なので、内容のまとまりごとに簡単な細目次を作成した。その数は九五件、そのうち本史料集には七名社の動きと関連しそうな一七件の本文を収録し、その細目次に丸数字で通し番号を付した。本文を割愛した箇所は細目次のみを収録し、その頭に*印を付した。こうして、限られたスペースの中で全体の流れが理解できるよう努力した。

本史料については滝沢健次氏「民権結社「七名社」の結成についての一考察―中村孫兵衛「手控」を中心として」(『立正大学地域研究センター年報』20)が詳しい考察をしている。ここに本文を収録した一七件の内訳は、民権関係が⑨の七名社規約をはじめ幅広く採って⑩⑪⑬⑭の五件、製糸館関係が①②③⑤⑧⑫の六、村政関係が④⑦の三、県布達が⑥⑬の二、教育関係が⑮⑯の二件である。民権関係では、⑨明治八年四月十六日の七名社規約は、前文及び二・三箇条にわたる長文のものであるが、事業に関する規定は書籍の購入及び管理に関するもののみである。第五条の結社の期間が、明治一〇年二月まで、満三年とあるが、実際には明治一一年二月に第二期七名社が発足しているので一一年の誤記であろう。七名社規約は、国文学研究資料館の大麻生村古沢家文書にも確認され、松沢裕作氏「古沢花三郎と明治前期の地方政治」(『近代移行期の名望家と地域・国家』)に全文が紹介されているが、明治一〇年まで満三年という記載は同じである。⑬の民権以下の論究結果は滝沢氏が指摘されたように、第一回地方官会議の議案に対し、埼玉県の区会で各区長が討議した結論である(『埼玉県議史』第一巻、一四二頁)。七名社の社員が、地方官会議の動向に深い関心をもっており、おそらく七名社でも議論が行われたのであろう。史料189の「七名社預ケ書目」にも『明治八年地方官会議日誌』がある。⑭も論題であるが、七名社固有のものであるか判断できない。なお、この時期の七名社社員の思考を示す文章として古沢花三郎の「雅俗文章」があり、滝沢健次氏「七名社」と古澤花三郎(『熊谷市郷土文化会誌』43)や松沢裕作氏前掲論文で分析されている。ただ、滝沢氏が本稿五九頁で「手控」第一ページに記載とする「明六雜誌」以下の書名列記は確認できなかった。また、今回新たに確認された史料としては、石坂金一郎の「閩刑律論」と「区戸長論」がある(史料20、21)。

製糸館のことは近代的な産業を育成するため、県が主唱し、区戸長を動員して積極的に進めた事業である。明治六年一二月、埼玉県は製糸館建築の告諭書を頒布し事業の概要を示した(『埼玉県史料叢書一 埼玉県史料一』一五八頁)。同年

一二月八日には、事業の担任を戸長とし世話掛の任命を命じ、翌七年四月一二日には正副区長世話掛惣代を県庁に招集している(『埼玉県蚕糸業史』五二八頁)。この間、七年二月一九日、七名社の中心人物となる北河原村長谷川敬助が、製糸館結社世話懸に任命された(長谷川家七〇〇)。長谷川は前年から副戸長と学区取締をしている。同年九月、埼玉製糸会社稟告書が出されている(『新編埼玉県史』資料編21、二三四頁、長谷川家八四四)。こうした準備がなされたうえで、「手控」①明治八年三月七日の製糸会社資金募集請書が、製糸館仮社長川島梅平と舟津徳右衛門の連名で埼玉県権令へ提出された。川島梅坪は須加村(羽生市)の出身で、この三月に第一四区区長となり、長谷川らとは近隣の関係にあった。しかし、長谷川の製糸館募金は順調にはいかず、四月二〇日に延期願を北河原村小林呉十郎他一八名が提出した(長谷川家三一四)。このなかには、長谷川敬助、稲村貫一郎、中村孫兵衛など七名社員の名前がみえる。②によれば、募金の上納期限は四月二〇日及び五月二〇日となっている。県の方はさらに五月一〇日に、勸業の告諭を出し、県内有志者による製糸館設立の動向に言及し、家を富ませ国を富ませる方策と奨励している(『埼玉県史料叢書』第一巻、一七四頁)。⑧の製糸会社設立計画につき建言書は、こうした中で作成されたものと推定される。これには、作成年月日、提出者、宛先いずれも記載されていないが、明治八年五月二九日付で、埼玉県権令白根多助が「製糸会社設立二付建言八参考二受取」とした書類を、上川上村稲村貫一郎、北河原村長谷川敬助及び小林呉十郎宛に提出している(長谷川家九五一)。ここでいう建言が、時期、内容からして⑧の建言書と推定される。この趣旨は、器械製糸場を設立し「民智進歩」の端緒を開こうとする県の施策は、よく考えてみると問題がある。会社を作るなら採算を考えなければならぬが、富岡製糸場をみても利益は寛束ない。さらに会社の設立は、社員相互の信頼に基づくことが必要であり、我が国ではそこまで到っていない。それゆえできるものは「偽会社」であり、「権工場」になってしまう。人民が会社への出金を拒んでいないようにみえるが、それは無気力な人民が「幕政中地頭二奪ハル、用金」と同

じに考えているからである。もし県が、出願する者は「脱社ヲ允ス」と布達を出せば、「朝二其令ヲ伝テタニ瓦解スルヤ必セリ」と論断し、今回の製糸会社は「軽々進歩」と結論づけている。この建言は握りつぶされることは無かった。五月三十一日に県が出した仮社長と世話掛の廃止の通達に、「此会社結束之儀最前従県庁勸奨致シ候儀之処、此勧誘を命令と誤解致シ無抛社人候者も有之趣二相聞へ候、結束会社ハ衆力協同結立いたシ候事ニ付、望無之者をして加入せしめる如二而ハ条理ニ悖リ候ニ付、毫も疑惑を抱き候歟、事情了解不成得者ハ除脱可致等、因テ有志之輩而已協同結社ニ加可能」と述べている（『埼玉県蚕糸業史』五一九頁）。長谷川らの建言をほぼ全面的に取り入れた内容である。こうして六月九日、第一五区製糸館結社世話掛は、⑫の製糸会社募金に出来ない旨の書類を区務所へ提出した。翌明治九年までに設立が確認されるのは、埼玉郡成田町（行田市）の埼玉製糸会社と高麗郡上広瀬村（狭山市）の暢業社の二社であった（『埼玉県蚕糸業史』五三〇頁）。この一件は、たんに長谷川たち七名社の社員が出金を拒んだというのではなく、仮社長となっていた川島梅坪と十分に話し合い、その結果彼らの主張が県の布達に全面に取り入れられたものと評価される。翌九年一二月には、七名社のメンバーは連名で町村会仮規則案を白根県令宛に提出しているのも、こうした対応と同様なものと思われる（『新編埼玉県史』資料編19、一八二頁）。

このほかに村政関係は二件で、④は第一五区区務所の経費に関する規定、⑦は稲村貫一郎の住む上川上村の協議場開設に当たつての議定書で、熟議より効率を重視した内容である。県布達は⑥⑩の二件で、⑥は明治七年四月に、白根権令が正副区戸長へ与えた論達である。このとき白根は権令拜命後初めての管内学校巡視で、区戸長に五箇条の論達をした（『埼玉県史料叢書一 埼玉県史料一』一〇二頁）。この三箇条とは大きく異なるので要検討である。⑩の売淫禁止の説諭は年月日がないが、その前後の年号から明治九年一月頃とみられる。「埼玉県史提要」の明治九年一月三一日条に、新たに売淫罰則を定めたとあり（埼玉県立文書館『埼玉県史提要・県治提要・内訪納議』一六五頁）、これに関連して出された説諭と

推測される。当時、埼玉県は廢娼県であったが、熊谷県では深谷、本庄に娼妓貸座敷が公認されていた。教育関係は二件で、⑮で言及している学資増額、医学館設立費用に関する県の布達は明治八年九月二十九日付なので、それが区会で協議されたのは翌一〇月と推定した（『埼玉県史料叢書一七 埼玉県布達集一』六二頁）。区会を通して、県はこのようなかたちで各村の了解を得ていたことがわかる。⑰の第一大学区会議は、明治九年一月一〇日から東京で開催されたものとみられ、第一五区学区取締の長谷川敬助が出席している（史料23）。

細目次のみを掲載した部分には、官林、元朱印地、墓所なども含め地租改正関連の記事が極めて多い。中村は明治九年五月に、第一五区村々地租改正調総代になつている（埼玉県行政文書明三七一〇一四〇）。なお、中村の同様な手控は、明治一二年四月からのものが「過眼雜録」として残されている（中村（宏）家六〇）。おそらく、明治九一二年分も作成されていたのであろう。

206 一八七七(明治一〇)年七月〜二月 事務日誌

(長谷川家三)

〔系載〕 明治十年第七月

事務日誌

長谷川 一

第七月一日 日曜

二日 午前八時三十分出頭

一、上中条村森良助県費師範生入学保証状三通奥印ス、内壺通ハ区務所控ナリ

一、馬見塚村萩原庫八郎烟草商廢業願三通、右同断

一、箱田村ヨリ早ノ為メ田方植付出来兼難渋届ヲ成サント奥印ヲ乞来ル、然ルトコロ願ノ筋等ニモ非レバ区務所ノ奥書ニ及ブ間敷、

同僚協議之上副戸長金子氏工書面返却ス

三日 午前八時四十分出頭

一、上中条村副戸長新井八兵衛、田島安五郎辭職書ニ別啓ヲ以テ添書調印ス、但稲村連印

一、区内地位等級表ニ調印ス、附、箱田・馬見塚之両村ノ見込書ニ調印ス

一、上中条村酒卷幾三郎外貳名、副戸長拜命具状書官庁ニ差出ス、稲村連印

四日 午前七時五十分出頭

一、区務所改革取極メノ為メ持宝院工出頭

一、棄兒養育米代ヲ渡ス旨稲村ヨリ報

一、犬塚村加藤峯吉ヨリ六月廿七日盜難届致シケルノ後、当七月

三日自宅畳ト唐紙ト之間ニ衣類式枚捨有之ヲ見附、是賊ノ捨雜物ニ相違無之段届出デ奥印ス

五日 午前九時出頭

一、区内諸般打合セ及村町会之儀ニ付、来七日午前九時各村集合回状発

一、池上学校教育議事及諸般協議トシテ、稲村同行出張

六日 午前九時出頭

一、埼玉県卒業生関根城四郎上中条学校工派出ノ為メ立寄ル、添書ヲ出ス

一、町村会開設ニ付取調方雛形ヲ作ル

一、明七日集会ニ付評議案ヲ作ル、県庁ヨリ来ル九日午前八時ノ御用召状到ル

八日 日曜休

九日 午前十一時出発埼玉県へ行、但御用召ニ付

十日 昇庁、学資改御用掛ノ辞令上局ニ於テ受取拜命ス

自十一日至十四日マテ日々昇庁、学資改正ノ草案ヲ編ミ十五日一旦

帰区、十六日并二十七日〔此日ハ半日〕区務所ニ出勤、同日午後出立浦和着、翌十八日ヨリ三十一日迄出庁、出納法案ニ掛ル

第八月一日

学資及出納法上司ノ改削ヲ乞フノ間三日迄滞在、翌四日帰区

五日 日曜休

六日 午前十時区務所へ出頭

一、町邸会議ノ事務ニ関ス、其他は略ス

七日 午前十時出頭

一、町邸会議々員開札、郵々集会立会フ

八日 午前十時出頭

一、町邸会議員開札、残り之郵之残務ニ関ス

九日 午前十時出頭、学資改正法案、各区学区取締・正副区

長等へ頒布、及ケ條質問受トシテ出県

十日

十一日

十二日

以上昇庁

十三日

各区正副区長・学区取締浦和玉造院^(蔵)へ集合、其席ニ列ス

十四日

同断、質問受并ニ議員撰挙法之下調

十五日

第五課ニ出テ、夫ヨリ十一番中学区ノ質問ニ答弁、且其不了解ノ廉ヲ説諭ス

十六日

上司ニ出テ一旦ノ帰区ヲ届ケ、且此上ノ議事県会法ヲ可上申之処、不快ニ付日直ニ托シ、同日早朝発歸区

十七日 休足

十八日 午前九時出頭

上ノ郵副戸長渡辺長右衛門之辭職聞濟之受書ヲ取ル、但式通
県庁ヨリ芸妓開廢如何之下問書到る

十九日 日曜

廿日 不快ニ付自宅養生

廿一日 同

廿二日 同

廿三日 同

廿四日 午前八時出頭

学資改正法案渡シ及議員撰挙之事ヲ施サンガ為メ、区内各村正戸長并ニ各村議員ノ中老名申合出頭セシメ以テ協議ス、但此時委任状へ各村ヨリ其議員ニ渡スモノヲ檢査ス
各村議員ヨリ公撰議員老名撰挙之投票、来る廿八日午前十時迄二届出之筈

来る廿九日午前八時各村議員不残出頭之筈、但委任状ニ調印ノ為メ也

廿五日 午前九時出頭

第十四区出張先本県地誌編纂掛堀内守約殿ヨリ、地誌編纂下調檢閲トシテ不日巡臨之旨達書至ル、区内ノ儀ハ未タ該事相運び不申、自今精々着手ノ心算ニ有之旨ヲ為念回答置タリ

廿六日 日曜休

廿七日 区内郷社祭典休

廿八日 午前八時出頭

一、区内各郵議員ヨリ教育県会議員ノ投票ヲ受取
一、午後四時開封、左ノ票数ヲ得タリ、但惣票数ハ六十九枚也

三十式枚 稲郵貫一郎

十五枚 小林兵右衛門

十式枚 中郵孫兵衛

六枚 八木原三郎右衛門

四枚 小林吳十郎

計六拾九枚 多数ヲ以稲郵貫一郎ト撰定

廿九日 午前九時出頭

一、区内議員一般ヨリ教育議員工委任状ヲ渡サシメガ為メ、各自ノ出頭ヲ要シ、其姓名ヲ自記セシム
一、投票数ヲ為念各議員ニ披露ス

卅日 不快ニ付不勤

卅一日 午前十時出頭

九月一日 午前八時半出頭

一、改正掛森殿来ル、木元ト談判、終リテ十六区ニ移ル

一、上池守村根岸繁蔵添屋焼失ノ届書奥書印形ス、副戸長根岸平右衛門引合

一、本県第六課ヨリ区内上中条郵力太郎工旧水戸藩農馬代返納金達状到ル、丸写ヲ以右村役人(原文空白)へ相渡、日限ノ十日迄返納可為致旨ヲ相達ス

一、田方無仕附々々荒ノ調達案ヲ丸写シニ成シ、上ノ村秋元、上中条酒卷、宮田今井ハ教員ニ相渡ス、但来ル十日午前迄ノ訳ニ約ス

二日 日曜休

三日 午前九時出頭

一、牛馬調ノ回達雛形ヲ添三通ヲ発ス、其他村吏五六名ヨリ諸向質

間談等ニテ了ル、外ニ県庁ヨリ電信云々ノ諭達至る

四日 午前九時出頭

一、本校岡正靖ヨリ校事ニ付談議アリ、応弁ス

一、上ノ村佐伯正雄至リ、該村混雜へ原被法庭ニ関スルノ事件アリノ景況ヲ内聞ス

五日 齒痛ニ付不勤、但稲村ニ申合セ

六日 午前九時出頭

一、南河原村副戸長飯塚氏ヨリ、徴兵護送旅費ヲ受取申出ツ、新井筆生ニ回シ受渡済

一、江袋計之助²⁾榎藏ヲ召連れ、右榎藏ヲ区務所筆記ニ備上ケノ件ヲ議シ、月給金四円ヲ以テ勤務ノ筈確定ス、但明後八日ヨリ出頭ノ筈

一、木元直八郎出頭、地租改正ノ云々ヲ申述べ承之

一、県庁ヨリ中山道電線路傍ノ各村は別而各地各村人民右線柱ニ妨害不致様論達有之、是ヲ丸写し各村^{江達}センガ為メ、持宝院ノ会場ニ出ス、但江袋計之助回状ヲ持参ス

一、川島・竹井官吏ヨリ教育県会ノ来状ニテ、来九日ヨリ熊谷伝習校出張ヲ申越レタリ

一、租税課ヨリ、当年早損ニ付田方無仕附并仕附荒等書出し方ハ、半紙横帳ニテ改正反別ヲ以テ可取調旨再達アリ、直ニ其状丸写ニ成し、持宝院出張小林兵右衛門方へ廻し各村へ申達ス

一、同課熊谷支庁ヨリ十二業等級調、都合有之急々可差出旨達状アリ

一、本県庶務課より、北河原・犬塚両郵より之亡跡相統願書聞届之指令来達、速日持宝院^{江持}参相渡ス、但使は区務所小遣申候

七日 午前九時出頭

一、熊谷教育県会ニ付出頭ノ手配ヲ成し、差当リノ事務悉皆新井書記ニ相渡ス

一、本校ニ於テ各校生徒大寄せ試験ニ付立会フ

八日 熊谷教育会議出張ノ為メ取纏メ物旁在宅

九日 熊谷出張

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

二十一日 終会

二十二日 帰区

二十三日 日曜休

二十四日 午前九時出頭

一、北河原・馬見塚民費調ヲ閲シヌ

一、地誌編纂ノコトヲ同僚工議ス

一、虎狼痢病予防法ヲ見テ其要領ヲ此ニ謄写し、用間他人ニ弁説セントス

一、廁ニハ緑礬ノ研末スル者半斤水一升ニ溶シ、毎日若クハ隔日廁ノ糞中ニ混入スベシ

該病ノ前徴アルモノハ、鶏卵湯又ハ葛粉湯一椀ニ生姜ノ搾汁少許ヲ入レ温服スベシ

廿五日 午前十時出頭

一、地誌編纂之儀ニ付第十四区々務所工打合書ヲ発ス、北河原・南河原へ警察分署組替願之事口達ス

廿六日 午前八時半出頭

一、南河原・北河原両町ヨリ警察分署ヲ熊谷^江引直し願之儀ニ付願書三通ヲ出セリ、其壹通ヲ区務処ノ控ニ成し、残式通ヲ奥書調印ヲ成し副戸長今邨佐五右衛門^江渡ス

廿七日 風邪ニ付欠席

廿八日 午前九時出頭

一、地誌編纂掛堀内守約ナル官吏巡臨、村誌編製ノ事ヲ議シ直ニ区内工十月一日会集ノ徵状ヲ出ス

一、犬塚村光照院住職ヲ和田邨宝珠院住職ニ兼務願書面、支庁ヨリ被差戻改メ届書ニ致可差出旨ニ付、直ニ本村議員雅吉居合セ即相渡ス、外上之村早損調書ヲ下調べセリ、其他ハ諸向雜談判等種々応答アリ

廿九日 午前八時半出頭 土曜日

一、地誌ノ雛形調磨、且成田警察署ヨリ二等巡查至リ虎刺病予防ノ儀談判

三十日 日曜

十月一日 午前八時半出頭

一、村誌関係書類ヲ取調べ居ル

一、右ニテ各村集会役員至る、併セテ虎刺羅病及学資金決議ノ事ヲ披露ス

一、改正掛森官吏至ル、小林担任応接ス

一、第五課ヨリ旅費調催促之状到ル

二日

一、第十四区出張先ヨリ本県加藤栄之助ノ急状到リ、笹田ノ添書アリテ熊谷清水旅宿出張ヲ申来ル、直ニ出頭、福井某ナル人ニ面会、地方之民情向背如何之百端質問ニ答弁、尤其夜清水ニ泊し翌日迄滞在、午後五時帰宅

三日 熊谷^江滞留

四日 午前九時出頭

一、十三区堀越区長ヨリ諸照会ノ文書ニ答フ、村誌仕立ノ差図ヲ村吏^江成ス

五日 午前九時出頭

一、村誌ノ差図ヲ成ス

一、第五課より学校主任之改撰内達到る

六日 午前十時出頭

一、区費取立ノ事務ニ関ス

七日 日曜休

八日 午前九時出頭

一、区費并ニ牛馬税之取立ニ関ス

一、警部代理虎列羅ノ事ニ応接、其外今井・上中条寺ノ住職願ニ奥

印

九日 午前十時出勤

一、金拾弍円五十銭牛馬税下半年分、下池邨棚沢関三郎ヲ以熊谷支庁納メ

一、区費并ニ暇育取立自身関係之分取調左ノ如し

区費ノ部

一、金六円五拾弍錢四厘

大塚

三十四円四十七銭九厘 上之郵
十三円六十一銭四厘 南河原

十円七十六銭七厘 上池守

三十式円十九銭六厘 上中条

十五円四十式銭九厘 北河原

十円式十四銭壹厘 犬塚

小計金百三十三円式十五銭 七ヶ村分

内金七円八十五銭 行田買物払ノ為メトテ島田君へ渡

し取次

内金四十五円 長谷川時借

引金八拾円四十銭 島田俊輔殿へ渡ス

敷育ノ部

一金拾五円七拾九銭四厘五毛 上池守分

島田俊輔殿へ渡ス

外二

一金壹円三拾銭五厘 大塚邸より改正費受取新井源十郎殿

へ渡ス

一、金式十五銭也 牛馬税払入費

内金十銭 下池守棚沢関三郎殿へ日当

壹銭三厘 包賃

以上殘金 預り

(原文全頁)

一、上川上宮田志津馬依頼受売廃業願奥書

一、同石川善六 右同断

十日

一、村誌編製ノ事ヲ同僚ニ議ス

十一日

東京へ齒痛治療ノタメ本県願濟ノ上出立ス、廿九日帰区

廿六日

浦和迄立戻り直ニ敷育ノ儀ニ付県庁ノ協議ニ出頭、廿七・廿八兩日
滞在、廿九日出立、同日深更に入り帰宅

卅日 休息

卅一日 午前九時出頭

浦和調神社ニ於テ西南暴動戦死ノ者ヲ祭ルノ旨、廿二区正
副区長ヨリ伝報、依テ同所へ区内より三名ノ面附ヲ送ル

十一月一日 午前十一時出頭

一、小敷田邸小川代助職獵銃免許願ニ奥印ス

一、上之郵棚沢瀨兵衛進退之亡跡へ、新井孝吉ナル者相続願ニ奥印

ス

二日 午前十時出頭

一、租税課ヨリ達ニ付、旧神官配当ノ件々取調不分明ノ場も有之二
付、佐伯正雄ヲ以熊谷支庁へ質問ニ差出し候事

一、下川上小久保万吉戸長ヲ呼び、敷育金上納事ヲ談ス

一、来る五日正午集会之事ヲ三通ニ成し、区内廻状ヲ發ス

三日 天長節休

四日 日曜休

五日 午前九時出頭

一、各村集會敷育殘余ノ金額救荒予備ニ存スルノ県令論達ノ可否決
答協議、皆可ニ決ス

但大塚・中江袋欠席

六日 午前十時出頭

一、中江袋・大塚兩村昨日欠席ノ為メ出頭ニ成り、又前日之事ヲ議

ス、矢張可ニ決ス

七日 午前九時出頭

一、中江袋村中野(原文空白) 養子ヲ家督相続サセ候儀ニ付、願書奥書

調印ス、控江は支庁帰り二届ケル筈、計之助

一、犬塚郵松次郎亡跡相続候儀奥書印形、加藤中左衛門

過般区长御召出之上御高諭相成候救荒予備之儀、実二民間最重ノ要務、随テ旧管已ニ積蓄ノ敷育存廢得失等ノ云々、縷々区内人民一般江相達候処、右は全ク既往ヲ反顧シテ将来ヲ画慮スルノ御趣旨ニ付、一同厚感服之趣報答被申出候、依之此段上申仕置候也

明治十年十一月七日

第十五区

副区长 稻村貫一郎

同 小林兵右衛門

同 島田 俊輔

区长 長谷川敬助

埼玉県令 白根多助殿

先般区长御呼出、救荒予備ノ儀及敷育存廢等之利害得失御高諭之趣拜承、区内へ申聞候処、已ニ去る七日書面ヲ以上申仕候通一同感戴仕候、然るニ近來人民之出費何分多繁ニテ各自頗る困却罷在、已ニ客年ヨリ敷育積立ハ遂ニ難及力ニ段、各区之内ニは屢区務所江相迫り候村々も有之折柄、且先般学資改正は過不及有之候トモ、敷育之名称相換り候マテ之義と一途ニ想像、因而旧新御管内一躰之方法ヲ以、人口老人金式拾銭宛積立之儀、教育会議ニおゐて決定候へ共、実ニ救荒予備之儀は素より不可欠モノニ付、現在敷育残余之金其区之区務所迄御下ケ、本金ハ救荒予備ト相定置其利子八年々学資江遣払、人民支出幾分之助ニ仕候ハ、即学資方法モ救荒予備モ兩ヲ相立候儀ト奉存候間、積金御下渡之儀区内一同望候付此段奉歎願候

御聞届相成候上ハ、後來之維持支用用法等、当区内協議之上確別相定更ニ可伺出候也

明治十年十一月 第十五区

学区取締兼副区长

稻村貫一郎

副区长 小林兵右衛門

同 島田俊輔

区长 長谷川敬助

埼玉県令 白根多助殿

一、北河原郵森田伝蔵妻ヲ、実家熊谷五十五番屋商長野六左衛門方へ離縁之送籍奥書調印ヲ成ス

八日 午前九時出頭

一、前日草案ノ積金願之清書ヲ作ス

一、皿尾大友氏江銃獵願之指図ヲ成ス

九日 午前十一時出頭

一、戸籍掛永田来り、徴兵之事ヲ扱フ

一、上ノ村渡辺保之助ヲ副戸長ニ上申書ヲ作ル

熊谷支庁へ

本年第十月十日租ノ第三千式百四十三号ヲ以御達相成候旧神官配当高之云々取調処、区内上之郵神官佐伯正雄之外ニは更ニ無御坐候、依而此段御届申上候也

右区々長 長谷川敬助

埼玉県令 白根多助殿

十日 午前九時出頭

一、小敷田・上之郵兩郵議員進退之具状ヲ成シ、本日郵便ニ投ス
一、陸軍曹長へ上川上兵卒吉田作次郎通行覚状返上

十一日 日曜

十二日 午前九時出頭

- 一、第廿五区へ北河原ノ秋葉保五郎之移住証へ送籍ヲ附ス
- 二、第一課へ敷育下願書面ヲ尅通追出しヲ成ス
- 一、熊谷支庁根岸平右衛門之銃炮願手直し書參る
- 一、上中条副戸長筑井柳治当人分免職状至る
- 一、上川上郵八木原初三郎帰住之事ヲ聞ク
- 一、上川上より第十区外田ヶ谷へ之送籍、但養子
- 一、下池守内山嘉十郎養女ヲ離縁、但東京府下へ之送籍

十三日 午前十一時出頭

- 一、根岸平右衛門へ銃炮手直申渡ス
- 一、下川上肥留川平次郎より亡跡相統願ニ奥印ス
- 一、南河原新吉より馬見塚ニ掛ル忍具之時ノ貸金訴出る、依而馬見塚へ呼状ヲ出ス

十四日 午前九時出頭

- 一、馬見塚栗原弥左衛門・同弥市出頭、旧忍具入廻し金南河原より申議之云々ヲ説諭し、竟ニ明十五日尚出頭之事ニ引合
 - 一、今井村井原兼吉嗣子願之書ニ奥印ス
 - 一、区内へ学資会之儀ニ付四本廻状ヲ出ス
 - 一、根岸平右衛門之銃炮届ヲ熊谷郵便ニ投ス
- 十五日 午前十時出頭
- 一、馬見塚・南河原旧忍具云々ヲ説諭ス
 - 一、成田警察へ小学試験生ノ届ヲ成ス
 - 一、十二区十三区々々長へ敷育残余下方云々之回答ヲ成ス
 - 一、今井村兼吉徴兵之儀より嗣子云々不相濟旨ニテ、栗原引戻し之

書面ヲ即歸ニ附ス

一、租税課より第四期金貢触れ至る

一、小敷田・上之郵、戸長副戸長之辞令至る

十六日 午前九時出頭

- 一、学資会議ニ付各村集会ヲ成ス
 - 一、上之郵副戸長（渡辺）、（小敷田）戸長（岩井）、（南河原教員（今村）等之呼状ヲ発し置ク
 - 一、本県出納課より区内社寺通減祿渡方達至る
- 十七日 午前八時半出頭

一、南河原今郵喜代助へ東方転任ノ辞令渡ス

一、上之郵渡辺保之助へ副戸長辞令渡ス

一、馬見塚郵弥左衛門・弥市返答書督促、荻原戸長へ伺へ差出ス、

正午迄ニ差出之、返答口上ニテ在リ

一、箱田・小曾根来り、昨日集会不参ニ付即其云々縷述ス

十八日 日曜休

十九日 午前九時出頭

- 一、校務掛辞令書到達 今井 犬塚
- 中条 上ノ村 江渡ス
- 中里 上川上
- 北河原

一、議長届受ケル

一、上之村田方早損ノ儀ニ付申出アリ、之レニ答フ

廿日 （原文空白）

廿一日 午前十時出頭

- 一、上ノ村早損願ノ末文ヲ糺ス、此外別ニ嘆願書ニ奥印ス
- 廿二日

議則

- 一、午前九時(抹消)「二始メ午後四時ニ終ル」(未修正)「ヨリ始ムベシ」
 - 一、一人發論中他人亦發論スベカラズ
 - 一、議論ニ様ニ亘リ対決スルトキハ、議長之ヲ判決スベシ
 - 一、議場ニツイテハ必他人ヲ誹謗スベカラズ
 - 一、議場ノ進退動作都テ議長ノ指揮ニ随フベシ
 - 一、議事中ハ決シテ他ノ事件ヲ話スベカラズ
- 右確守可致候也

明治十年十一月廿四日 議員 姓名印
同 | |

議長 姓名殿

廿三日 新嘗祭休

廿四日 土曜

廿五日 日曜

廿六日

一、各小学区内より学資會議之決案ヲ取る

一、上之邨早損願之事ヲ聞ク、次テ借用乞願ヲ申出ルヲ聞ク

一、南河原今邨千代吉之妻葛和田へ離縁復籍之印ヲナス

廿七日 午前十時出頭

一、木元氏ヨリ小作調ノ話し并ニ亡跡相續ノ願方質問アリ

一、上之邨渡辺、小敷田圭次郎拜命受書、上中条筑井・柿沼免職受

書ヲ小林兵右衛門より差出ス

一、小敷田荒井房之助副戸長増員願ヲ出ス、同断

一、上之邨早損一件并ニ佐藤文庵之事、議決録之事等、右同断頼ミ

廿八日 午前九時出頭

一、北河原邨亡跡相續并ニ廃業(馬喰紺屋)願ニ奥書ス

一、学資會議書類ノ改算調査ヲ成ス

一、北河原邨へ昔話興行之儀聞届指令ヲ成ス

廿九日 出頭

三十日 出頭

一日 午前九時出頭

一、第五課へ学資金決議之儀進退ス

二日 日曜

三日 午前十時出頭

一、諸方之送籍等ニ調印ヲナス

一、地租改正ノ儀ヲ小林より聞く

四日 正午出頭

一、警察署へ虎刺羅患者養生所之家脱(カ)取下ケ書ヲ成ス

五日 午前十時出頭

一、小敷田邨へ副戸長辞令之為メ呼出しヲ成ス、上之邨より拝借金

願之書面下案ヲ成ス

六日 午前十時出頭

一、小敷田荒井房之助へ辞令書ヲ渡ス

七日 午前十時半出頭

一、下川上及今井邨副戸長拜命之草案ヲ作り、副戸長茂兵衛辞職書

取候

一、今井おしも離縁送籍ヲナス

八日 午前十時出頭

一、上之村中西百姓より拝借金願ニ奥印ス

一、同 元上組トテ別ニ上ノ邨用取扱之由来歎願書ニ奥印ス

一、下川上・今井・南河原之副戸長進退書ヲ県令へ差出ス

上之村金高六百五十式円式錢

内金五十八円九十四錢 不□分

以上金五百九十三円八錢 願分

外二十五円 十一年□代

×金六百四十三円八錢也 色々願□

九日 日曜

十日 午前九時出頭

一、諸取立物及箱田兩相統之印奥等ヲ成ス

十一日 午前十時出頭

一、諸納物并ニ村誌集メ等ヲ行フ

十二日 午前九時出頭

一、取立物并ニ下池亡跡相統地ノ下案ヲ成ス、取立高×金ヲ稻邨氏ニ都而引渡ス

十三日

十四日

一、下池守村ノ亡跡相統工奥印ス、中里・北河原・南河原・上之村・

池上等ノ学資催促ヲ成ス 今井稻邨彦三郎、南河原鈴木庄之助、

下川上田部延秋ノ呼出状ヲ成ス

一、南河原新井庄之助之免職、下川上新井藤三郎之免職状ヲ渡ス

十五日

南河原鈴木、今井稻邨、下川上田部等へ副戸長拜命書ヲ渡ス

十六日 同⁽²⁾

十七日 午前□

南河原□□□□二奥印

十八 十九 二十 休

廿一日

一、稻邨より出納受取

一、熊谷支庁へ区内官林風折木投票ヲ送る

(*以下料紙ナシ、裏表紙もナシ、但し綴紐は締められている)

(挟込紙片一)

敷育金残余之分救荒予備金トナシ、即其維持方法之儀区内一同協議之上確則相定疾ニ可申上之処、将来之得失等ニも相関し候金員之事ニ付、苟且ニ相通り候ては是又不相濟、旁以自今評議

敷育金残余之分救荒予備ト致、即其維持方法之儀疾ニ区内一同之協議ヲ尽し上申可仕候処、未タ少々相調兼候儀御坐候間、甚遅延之段奉恐入候得共、来明治十一年一月七日迄御日延御猶予被成下候様仕度、此段奉願候也

島田

長谷川

□県令殿⁽²⁾

下川上より商業納メ之事ヲ書面ニ作り為扱候事

官林投票届出ス

十二月廿九日成案、上之邨副戸長任免

郷社祠官へ答書

(挟込紙片二)

書留郵便物請取証

第四百四十二号

書状 志通

請取人 埼玉県四等属

川島梅坪殿

差出人 第拾五区々々長

長谷川敬助殿

明治十年十二月十五日

別配達税金拾銭

郵便局印

(挟込紙片三)

書留郵便物請取証

第四百四十三号

書状 壹通

請取人 埼玉県令白根多助殿

差出人 第拾五区々々長

長谷川敬助殿

明治十年十二月十五日

別配達税金十銭済

郵便局印

(解説) 長谷川敬助の明治一〇年七月一日から二月二二日までの日誌である。塹帳、墨付二六丁、表紙はきちんとし綴紐も締められているが、裏表紙が無く後欠の可能性もある。この時期の長谷川の公職は、明治一〇年四月に学区取締を免じられ、五月二二日に第一五区区長に任命されている。副区長は、稲村貫一郎、小林兵右衛門、島田俊輔の三人であった。いわば七名社員による区政運営の記録ともいえる。また、長谷川の区長就任前後の事情については、県学務課に出仕している川島梅坪書状に詳しく、両者が個人的に親密な関係をつくりあげていた様子が見える(史料39、41、42、45、46)。この記録を読むには、こうした第

一五区区政の背景を理解しておく必要がある。日記の記述は、極めて事務的な内容に限られ、長谷川の性格がよく現れているようである。

この時期、前年八月に熊谷県の旧入間県域を統合した埼玉県では、教育費(学資)の負担をどのようにするかということが大きき問題となっていた。七名社員の多くは学区取締の経験があり、彼らにとっても大きな関心事である。県では、この問題を検討するため、この明治一〇年九月に熊谷で臨時教育集会(教育県会)を開催するが、その議長を勤めたのが長谷川敬助である。この日誌から関連記事を拾ってみよう。七月一日、学資改正御用掛を拜命する。一四日まで県庁で草案の作成作業、いったん帰村し一八日から学資の出納法を作成し、それらが決済される八月三日まで浦和に滞在した。八月九日一六日は、再び浦和へ行き、学資改正法案を各区正副区長や学区取締へ説明した。七月中旬から約一ヶ月は、ほとんど外部委員として県の原案作成に従事していたことになる。県でこの仕事を担当したのは、前述の川島梅坪と、石川弥一郎の義弟で熊谷駅戸長から県に出仕した竹井懿貞である。第一五区の動きをみると、八月二四日に学資改正議員の選出方法を協議し、選挙の結果、二八日に稲村貫一郎が選出された。九月八日から二二日まで、熊谷伝習学校で臨時教育集会が開催されたが、日誌には「熊谷出張」と記すだけであるが、長谷川家文書に関連史料が散見される。準備の詳細は、川島梅坪書状(史料48)、竹井懿貞書状(史料50)に詳しい。また、会議の詳細は「埼玉県臨時教育集会議事日誌」としてまとめられ、九月二七日付で県下に布達された(『埼玉県史料叢書一七 埼玉県布達集一』)。

この会議において、一人二〇銭宛の学資金積立が決まったので、県ではこれまで積み立ててきた賤育金の残余は救荒予備に宛てたいと、論達してきた。一一月五日、第一五区では各村を集め会議を開き、県の方針に従う旨を七日に回答した。ただ、これと同時に、賤育金の残余は各区に下げ渡し、各区で本金は救荒予備とし、利子は学資金の足しにしたという歎願書を第一五区として作成し、一二日に県へ提出している。末尾に収めた挟込紙片によれば、回答期限を来年一月七日まで

延ばすよう出願する案もあったようである。賤育金というのは、凶災により窮迫する者の救済、及び学資金を充足するため毎年積み立てたものである（『埼玉県教育史』第三巻、二二二頁）。

このほか、眼についた記事を紹介しておこう。すべて明治一〇年である。七月四日、区務所改革を取極、七月七日、区内で町村会開設の評議、八月八〜九日、町村会議員の開札などは一連のもので、十一月二三日の会議規則も関連であろう。九月二四日、コレラ予防法の要領を筆写、コレラについては警察との関連記事も散見する。県の地誌編纂については、八月二五日、県庁地誌編纂掛堀内守約から近日調査の達、着手の心算を回答、九月二八日、堀内守約が来所、一〇月一日、各村集会を実施し、地誌編輯取調、コレラ病予防、学資金決議などを行う。一〇月五日、村誌の「差図」を作成する。これは地誌に附属される村図であろう。ここに記される地誌編纂の経過は、政府が全国で進めていた皇国地誌編纂事業に関する貴重な記録である。八月一八日、県庁より芸妓改廃如何の下問がある。一〇月二日、県庁の笹田黙介からの依頼で熊谷駅清水旅館で福井某に地方民情についての質問に答える。笹田の書状は史料52である。一〇月三十一日、浦和調神社に「西南暴動戦死者」を祭る式があり、区内より三名派遣を決定する、などである。

七名社に直接言及する記述はないが、一〇月一〜二五日まで、長谷川は県の許可を得て歯痛治療のため東京へ出かけている。臨時教育集会の議長という大役を済ませた休暇という意味もあるのかも知れないが、この間の一〇月一四日には幸手で共同会の演説会があり、当日の名簿とみられるなかに長谷川敬助の名前もある（史料53）。ここにあげた断片的な記事も丹念に検討すれば、七名社の指導層がどのように地域を運営しようとしたのか、検証する一助となるであろう。

207 一八七八〜七九(明治一〜二)年 第二期七名社会場記事

(中奈良石坂家五)

〔袋紙〕
明治十一年

会場記事

第壹号 七名社

初集 明治十一年第二月十日、該社第二期ノ社則成ル、本日入社スルモノ即左ノ如シ

長谷川敬助、石坂金一郎、原口通弘、鯨井勘衛、中郵孫兵衛、長島作八郎、小林鼎、中郵謙七郎、鯨井勘一郎、樋口善次郎、已上ノ十名皆本社員ト成ル、滝口哲二、林勘兵衛、宇田川市郎、長島徳三郎、堀井庸寛、荻原信有、武井敏太郎、井田諱、吉岡庄三郎、今郵三五郎、已上ノ十名副社員ニ入、本副合セテ式十名各調印セリ、以テ暫ク内外諸般ノ説話ヲナシ、午後三時三十分ニ至リ一同退散ス、此日大二雪フツル

第一会 二月廿四日 演説

坂本与惣次郎・田島大重・小林呉十郎ノ三名来リテ副社員ニ入り、森茂三郎ハ本社員ニ入ル
埼玉県第十五区北河原郵平民小林六郎、即当今東京府寄留ノ学生、幸ヒ郷地ニ帰省中ナルヲ以テ本日客員タリ、ヘ今日ノ急務ヲ産業ヲ起スニアリ品行方正ヲ要スルノ二題ヲ演説ス
本日出頭ノ社員及其説目等左ノ如シ

小学設立ノ方法改良スベキノ説 石坂金一郎
地方分権論 鯨井 勘衛

金銭活用スベキノ説 同 勘一郎
原口 通弘

長谷川敬助
小林 鼎
中郵謙七郎

県会開クベキノ論

中邨孫兵衛

瀧口 哲二

吉岡庄三郎

社外傍聴人七名

以上演説了リテ一同退出、時午後四時半ナリ、此日晴朗

第二会 三月三日 討論

南河原村今村喜代助来テ副社員ニ入ル、本日出頭ノ社員左名ノ如シ

石阪金一郎 鯨井 勘衛 原口 通弘 坂本与惣二郎

田島 大重 中邨孫兵衛 長谷川敬助 中邨謙七郎

森 茂三郎 井田 諄 荻原 信有 (※原文一行一名)

八木原愛助本社員ニ入

代島久義副社員ニ入

藤木銚次郎同断

府県会条例末章マデ議了シ会議止ム、時午後三時半、以テ暫ク談話ヲナシ、午後四時二十分一同退場

第三会 三月十三日 烈風 談話会

中邨孫兵衛 中邨謙七郎 鯨井 勘衛 石阪金一郎

原口 通弘 八木原愛助 長島徳三郎 森 茂三郎

長島作八郎 (※原文一行一名)

傍聴人 鈴木孫四郎

第四会 三月廿四日 烈風

本日ハ演説会ノ処、来四月共同会ニ付福沢社中召待云々談件有之、竹井澹如君来臨、遂ニ演説ハナシ

鯨井 勘衛 阪本与惣次郎 中村孫兵衛 原口 通弘

瀧口 哲二 林 勘兵衛 鯨井勘一郎 長島作八郎

(※原文一行一名)

四月三日 烈風 福沢社中演説会方ニ付臨時会

本日竹井氏人力車ニテ午前十一時五十分着、種々談話ス、先ツ

一ニハ警察巡查配置ノ方法

二ニハ地租改正発行ノ期ニ迫リ其方法

三ニハ勸業会諸結果ノ想像ヲ談ク

中村孫兵衛 石阪金一郎 八木原愛助 長谷川敬助

中村謙七郎 鯨井 勘衛 森 茂三郎 (※原文一行一名)

第五会 四月七日 討論会

本日福沢社中民間雜誌関係ノ先生両名ヨリ書面到着ニ付、本月二十一日演説会相開キ候事ニ決議ス

原口 通弘 阪本与惣次郎 田島 太十(大患) 中村孫兵衛

八木原愛助 石阪金一郎 鯨井勘一郎 藤木銚次郎

(※原文一行一名)

本日四分一清作入社ヲ允許ス
午後二時十分ニ着停ニ以討論会ヲ休ム

宇田川市郎 長島作八郎 長島徳三郎 堀井庸寛

第六会 四月十七日 談話

中村謙七郎 長谷川敬助 八木原愛助 中村孫兵衛

本会ヨリ出頭 古沢花三郎

来ル廿一日慶応義塾社員熊谷小学校工出張演説会開設事務照会ノ為メ、午後一時ヨリ中村孫兵衛委員トシテ竹井澹如方工出張

午後四時退場、此日晴朗

第七会 四月廿八日 演説会

原口 通弘

本邦女子ノ風俗 石坂金一郎

任侠ヲ尚ブノ説

地租改正論

長谷川敬助

田島 太十

中村孫兵衛

八木原愛助

古沢花三郎

四分一清作

娼妓ハ切手ヲ以テ販売スヘキノ説
權利義務ノ弁
目的論

荻原 信有

長島徳三郎

宇田川市郎

原口 通弘

第十会 討論

石坂金一郎 長谷川敬助 原口 通弘

八木原愛助

代島 久義

宇田川市郎

同日ハ社員欠席多キニ付討論ヲ開カス、姑ク談話ヲナシ午後四時
一同退出、此日小雨アリ

第拾壹会 談話会 六月十二日

本日ハ西京行ノ稲村、東京行ノ鯨井両氏出頭ニテ、兩京ノ珍事ヲ
聴聞シ頗ル愉快ヲ覺ユレトモ、農繁ニ際シ候故七月七日迄延会致
シ、同日上中条学校ニテ演説会ヲナス

石坂金一郎 鯨井 勘衛 稲村貫一郎 長島作八郎

長谷川敬助 中村孫兵衛

長島作八郎

(※原文一行一名)

第十二会 演説会 七月七日

大赦ノ典ハ半開国ニ適ス 石坂金一郎

間接ノ害ハ直接ヨリ甚キノ説 森 茂三郎

流行ノ神仏ヲ祈ルノ不可ヲ論ス 田島 太重

〈主上御巡幸ノ趣意ヲ誤解セシ県官及区吏アルノ風聞ヲ説ク〉 長谷川敬助

華頓之履歴英名ヲ賛ス 長島作八郎

西郷ノ死ハ国ニ益アルノ説 長島徳三郎

自由ハ人民ノ適度ニ応スヘキノ説 宇田川市郎

討論演説ハ国力ヲ振起スルニタルヘキノ説 中村孫兵衛

第八会 五月五日 討論会 〈此ノ日晴朗 則第一日曜日〉
本日府県会規則第一条ヨリ第二十条迄討論ス

石坂金一郎 田島 太十 阪本与惣次郎 井田 諄

鯨井勘一郎 長谷川敬助 中村謙七郎 長島作八郎

宇田川市郎 森 茂三郎 四分一清作 瀧口 哲二

中村孫兵衛

(※原文一行一名)

第九会 永井大田演説会 五月十二日第二日曜日

内国債募集主義ヲ説 石坂金一郎

鶯ノ説 森 茂三郎

卑属人民ヲ御スルニハ案山寺ヲ以足ルノ論 中村孫兵衛

国会設立之順序ヲ論 長谷川敬助

分業論 小林呉十郎

国会起スヘキノ説 古沢花三郎

徴兵令改正スヘキノ説 田島 太十

国会設立ノ機来リシノ説 阪本与惣次郎

布告ノ徹底ヲ要スルニハ仮名書ヲ可トスルノ論 長島作八郎

氣力論

以上演説者

中村謙七郎

八木原愛助

中村孫兵衛

鯨井 勘衛

鯨井勘一郎

阪本与惣次郎

樋口善次郎

長島作八郎

萩原 信有

代島 久義

萩原 信有

竹井 澹如

肥留川唯二郎

(※原文一行一名)

堀井 庸寛

第十六会 討論会 八月十八日

中郵孫兵衛

原口 通弘

社外

古沢花三郎

宇田川市郎

坂本与惣次郎

八木原愛助

黒江仙五郎

樋口善次郎

森 茂三郎

江黒仙太郎

塚田敬太郎

巡査ヲ賛成スルノ説
第十三会 談話会 七月十七日水曜日

本日犬塚郵演説会ニ社員招待サル

石阪金一郎 長島作八郎 長谷川敬助

稲郵貫一郎

武井敏太郎 長谷川敬助

中郵謙七郎

堀井 庸寛

中村孫兵衛 阪本与惣次郎 田島 太重

〈明治十一年八月十八日八木原氏ノ媒介ヲ以テ副社員二人〉

第十四会 七月二十七日土曜日 犬塚郵演説会

肥留川唯二

万物保護ヲ頼ノ説

長島作八郎

酒ト茶トノ利害輕重ヲ論ス

森 茂三郎

小学ヲ盛ニシ及ヒ家庭教育必要ノ説

田島 太重

民会起スヘキノ説

井田 諄

压制ハ自由ノ原素タルヲ論ス

阪本与惣次郎

百事注意ヲ要スルノ説

中村謙七郎

教育之説

堀井 庸寛

日本政府英雄ナキノ説

中村孫兵衛

交際論

萩原 信有

新法ノ郡長ハ議員ヨリ其任輕キノ弁

長谷川敬助

第十五回 談話会 八月四日 第一日曜日

本日該社設立届云々ノ書面ヲ認メ社員連印ス、且蓮沼村塚田啓太郎本社社員ニ、社員衆議ノ上允許ス

石阪金一郎 森 茂三郎 長谷川敬助

稲郵貫一郎

右ハ議決ノ概要ヲ記スルモノニシテ、巨細ハ別ニノ帳簿ヲ製シ、其初葉ヲ以テ募金法則ヲ登録スベキコト、本日議決ニ基キ即チ該

幹事ヲ公撰スルニ其投票ノ多数ナルヲ以テ中村孫兵衛卜定ム

第十七会 演説会 〈日曜日 八月廿五日〉

議員其人ヲ失スルトキハ却テ压制手段トナルノ説

稲村貫一郎
八木原愛助

憲法ナキノ国民ハ自由ナキノ説

阪本与惣次郎
森 茂三郎

政事ノ善悪ハ政体ニヨラサルノ説

古沢花三郎
樋口善次郎

名実適合ヲ要スルノ説

宇田川市郎

国会設立ノ機ハ在廷諸君印綬ノ解クノ日ニアリ

中村孫兵衛
井田 諄

武井敏太郎

藤木銈次郎

社外傍聴

樋口織三郎

江黒仙太郎

江黒忠三郎

第十八会 討論会 明治十一年九月八日

石坂金一郎 阪本与惣次郎 稲村貫一郎 八木原愛助

中邨謙七郎 長谷川敬助 中邨孫兵衛 荻原 信有

宇田川市郎 長島作八郎 原口 通弘 今邨喜代助

井田 諄 大井 中 塚田啓太郎 武井敏太郎

堀江^(註) 庸寛 江黒仙太郎 藤木銈次郎 鯨井勘一郎

代島 久義 (※原文一行一名)

社外傍聴

鈴木 五郎

午後一時開会、府県規則第二十一条ヨリ三十六条迄ヲ決議セリ、
時二四時四十分ナリ、於是閉開ス

第十九会 演説 九月廿日

六 阪本与惣次郎

禄券売買ハ禁スベキノ説

四 稲村貫一郎

五 石坂金一郎

犯 姦律論

二 長谷川敬助

塚田啓太郎

良工ヲ養成スベキノ説

一 古沢花三郎

代島 義久^(久義之)

郡長ハ公撰スベキノ説

三 田島 大重

長島作八郎

宇田川市郎

午後四時一同退出

第二十会 討論 十月六日

石坂金一郎 稲村貫一郎 中邨孫兵衛 阪本与惣次郎

八木原愛助 今邨喜代助 田島 大重 樋口善次郎

塚田啓三郎 江黒仙太郎 大井 中 長島得三郎

(※原文一行一名)

本日ハ府県会規則第四十三条迄ヲ議決ス

社外傍聴

江黒忠三郎

外二傍聴式名

第二十一会 談話 十月十六日

中村孫兵衛 樋口善次郎 石坂金一郎 長谷川敬助
長島作八郎 阪本与惣次郎 荻原 信有 堀井 庸寛
田島 大重 八木原愛助 稲村貫一郎(※原文一行一名)

該会ハ談話上ノ都合ニヨリ熊谷駅清水愛助方ニ於テ之ヲ行フ、談
了リテ西洋料理ヲ喫ス、但午後五時一同退出

第二十二会 討論 十一月三日

荻原 信有 堀井 庸寛 長島作八郎 塚田 啓三(大郎方)
中村孫兵衛 田島 大重 長谷川敬助 樋口善二郎
井田 諄 (※原文一行一名)

本会ハ府県会規則未節迄ヲ悉ク議決セリ、但議長ハ荻原信有ヲ公
撰ス

第二十三会 談話 十一月十三日

森 茂三郎 古沢花三郎 長谷川敬助 中村孫兵衛
塚田 啓三(大郎方) 長島作八郎 堀井 庸寛 樋口善次郎
(※原文一行一名)

本会四幹事ノ投票ヲ行フニ其撰ニ当ルモノ即左ノ如シ

庶務 中村孫兵衛 出納 長谷川敬助
書籍 稲村貫一郎 備蓄 古沢花三郎

第二十四会 演説会 十一月廿四日

上下協同之説 塚田啓太郎
議員撰挙法 阪本与惣次郎
方今ノ急務 荻原 信有
中村孫兵衛

樋口善二郎
八木原愛助

品行論

古沢花三郎
大井 中
石坂金一郎
藤木銚次郎
稲村貫一郎

第二十五会 演説会 十二月八日

本日深谷駅田谷学校ニ於

第二十六会 談話会 十二月十一日

阪本与惣二郎 稲村貫一郎 石坂金一郎(※原文一行一名)

第二十七会 十二月廿二日

本日明治十二年ノ会日表ヲ製シ、且同年一月四日熊谷本町清水方
ニテ談話会相開き候事ニ決ス、右八小泉・竹井帰省中故、面謁致
度ヨリ右手続ニ相成候

中村孫兵衛 鯨井 勘衛 原口 通弘 田島 大重
阪本与惣二郎 長谷川敬助 鯨井勘一郎 塚田啓太郎
江黒仙五郎 古沢花三郎 八木原愛助(※原文一行一名)

第二十八会 明治十二年一月四日 新年賀

本日正午頃各員列席、竹井澹如先生ノ別荘池ノ亭ニ於て酒肴ヲ賜
り候

石坂金一郎 稲村貫一郎 長谷川敬助 中村孫兵衛
樋口善次郎 鯨井勘一郎 鯨井 勘衛 原口 通弘
田島 大重 阪本与惣二郎 塚田啓太郎 堀井 庸寛
滝口 哲二

外二

小泉 寛則 竹井 懿貞 堀井 敬慎(※原文一行一名)

第二十九会 明治十二年一月廿六日

本日ハ熊谷警察署へ届二付其委員并ニ交替幹事公選、其選ニ当ル者如左

鯨井、石阪、稲村、長谷川、中村、熊谷支庁行幹事

臨時儲蓄幹事 長島 庶務幹事 石阪

書籍幹事 阪本 出納幹事 樋口

長谷川敬助 稲郵貫一郎 石阪金一郎 鯨井 勘衛

中村孫兵衛 阪本与惣二郎 田島 太重 長島作八郎

樋口善次郎 大井 中 塚田啓太郎 江黒仙太郎

同 妹あな (※原文二行一名)

(解説) 第二期七名社の正式な活動記録といえる。半紙縦帳、墨付三〇丁、記録者は表紙に「七名社」とのみ書かれているが、会の庶務を担当し、この書類を伝えた石坂金一郎を中心に記録されたものと思われる(口絵9)。すでに一九五二年に発表された石坂養平氏「七名社と談話会」で紹介され、七名社に関する基本史料であり、『埼玉自由民権運動史料』、『新編埼玉県史』資料編19で全文が翻刻されている。今回も新出の稲村貫一郎「烟雲雜誌」と合わせ検討すべき史料なので、利用の便を考え、改めて石坂家の原文と照合して採録した。

記述の内容は、明治一一年二月一〇日の発会の初集から一二年一月二六日の二九会までである。会合ごとの基本的な記載事項は、会数、月日、演説・討論・談話の区別、出席者、新人社員、演説会は演題、討論会は論題、開始・終了時刻などで、天候が記されることもある。また、会ごとに特別な事項があれば記載している。主なものを列挙すれば、三月二四日・第四会、四月の共同会演説会のため竹井澹如が来臨相談する。四月三日、福沢社中演説会につき臨時会を開き、竹井澹如が来臨する。四月七日・第五会、共同会の福沢社中演説会が二日に決定する。八月四日・第一五会、竹井澹如氏が来臨、七名社設立届書に社員連印す

る。八月一八日・第一六会、議題が多く討論会を中止、政府の演説会に対する監視布告をうけ、万一の場合のため醜金を決定、その幹事に中村孫兵衛を選出する。一〇月一六日・第二一会、会場を熊谷駅の清水亭とし西洋料理の会食をする。十一月三日・第三三会、庶務・出納・書籍・備蓄の四幹事を選出する。十二月二日・第二七会、明治一二年の会日表を作成し、次回一月四日は熊谷本町清水方とする。一二年一月四日・第二八会、新年賀、会場を竹井澹如の別荘池亭に変更し、竹井懿貞と小泉寛則も参加する。一月二六日・第二九会、熊谷警察署へ届け委員及び幹事を公選する、などである。

この七名社会場記事と並行して稲村貫一郎の日記「烟雲雜誌」がある(史料208)。そこには、明治一一年七月以降厳しくなる警察の取締りや、第二九会以降の七名社の活動に関する記述があるので、その解説にまとめてある。また、この会場記事をもとに、各会の出席者と演説会の演題などの一覧表を作成し、解説の総論(15〜17頁)に収録したので、これらも併せて参照していただきたい。

208 一八七八〜八二四四年 烟雲雜誌

(下奈良小林氏収集)

〔複製〕
「烟雲雜誌」

明治十一年一月十日学区取締兼副区長ノ職ヲ辞シ、同十三日ヲ以テ上途東京ニ到、奥原晴湖及其門人(晴嵐晴林)ト共西遊シ、五月廿九日ヲ以テ帰家、記行別冊ニ在リ、殆半歳ノ漫遊帰郷之際多忙、一時日誌ヲ廃ス、七月望此簿ヲ作り其間多少誌シテ、後日ノ観ニ雖有可備、近歳殊ニ記憶力ヲ失シ遺忘ス、啻二三ノ暗記スル処ノモノヲ左ニ録ス

六月一日 午後 玉井鯨井勘一郎・鈴木孫四郎来り、西遊中奇事

談シ且酌ム、此日雨降兩人一宿シ、二日午時二歸り去ル

六月二日 雨 此日我七名社会日ナリ、鯨井・鈴木等來客、且西

遊無事帰宅ヲ賀來ルモノ甚多ク、故ヲ以テ七名社ニ至ラズ

六月五日 晴 <旧曆端午ニ相当ス> 此日午前八時出發、上中条

酒卷并ニ寫田氏ヲ訪フ <島田氏ハ副区長ニテ旧同僚ナリ小林ニ同シ>

夫ヨリ北河原小林ヲ訪ヒ長谷川氏ニ到リ、一月分袂已降経曆談笑

シ午飯ヲ喫シ、午後酒卷邨中邨氏ニ到ル、養蚕中全家皆蚕、故ヲ

以テ刀川端ノ別荘ニ行キ暫ク談ス、小酌ヲ設ケ余ヲ饗ス、遂ニ薄

暮家ニ歸ル <此日僕半次郎>

七月七日 此日七名社会日ナリ、十時宅ヲ發シ八木原愛助氏ト <本

年社約改正シ其時ニ入社シ、当時書籍掛リノ幹事ナリ>、共ニ代邨ニ七

名社ノ会ニ出ツ、此日來会スルモノ鯨井勘衛・中村・八木原・長

谷川・余ト江袋 (長島伴部之) 氏 <是新社員ニテ故作左衛門後トナリ>、第

六時頃ヨリ熊谷へ回リ夜帰宅

六月十二日 大人不例、熊谷行ヲ止ム

六月十七日 此日小麦ヲ刈リ收納ス

六月廿三日 此日ヨリ挿秧ヲ始ム、例ニヨリ大口次右衛門ト背戸

樋ヨリ前田ニ移リ殆一反ヲ挿秧シ止ム、此日曇天尤或雨、農ヲ勸

ムルニ可ナリ

六月廿四日 曇或雨 前田ヨリ天神ニ到リ中里桶屋來リ援

六月廿五日 雨 挿秧、終木ヨリイゴ田其他ヲ済シ新宅西到、此

日実田終ル

六月廿六日 晴 此日箱田ヨリ秧ヲ請フモノ來リ、残余ヲ与フ、

箱田ナルモノハ皆田ヲ圃ニ変スル予算ナリシニ、水多ク殊田ノ益

ヲ得ル多キヲ以テ、中ニ議變シ挿秧ノ事ニ決着シ、故ニ秧少且乏

ク、故ニ近隣残余ヲ請フト云フ、此日以テ挿秧ノ末日トナス

六月廿九日・三十日 兩日農後ノ休日トナス

七月一日 休日

七月五日 雨 上中条邨中邨庄五老人來ル、又午後ニ関宿ノ喜多

村藤藏故支配人鉄右衛門老人來ル、商用ノ為ナリ、<方今庭中ノ三

影ノ石燈籠、此翁兵庫ニテ買購セシモノナリト云フ、当時祖父囑>、歳

已ニ古稀ヲ過クト云、此夜一伯シテ去ル、養魚式百俵ヲ買フヲ約

ス

七月六日 晴 午前第八時ニ出テ中奈良石阪氏ニ行、會計事托ナ

リ、金一君ト午時迄談話シ午餐饗亨テ歸ル、帰途下奈良長谷川氏

ニ行、病ヲ問テ歸ル

七月七日 雨 此日七名社会日ニテ上中条学校ニ演説会ヲ開キ、

故ヲ以テ朝村費ヲ納収シ終テ午前十一時出宅上中条村ニ赴ク、大

人中邨庄五郎老人ニ熊谷ニテ出會之約ナリ、雨ヲ以テ大人熊谷行止

ム、余先ツ中邨ニ到リ用ヲ弁シ、午餐ノ饗ヲ亨ケ歸リ学校ニ到ル、

雨ヲ冒シ來ルモノ甚多シ、社員中未タ余ノ面識セザモノ有リ、是

本年社約改正已降新入人ナリ、故ヲ以テ悉ク記ス能ハス、長谷川・

中邨 <酒卷>・石阪・阪本・長島・森・今邨其他数十名ナリ、傍

聴員三四十名有リ、各演説終リ余ト長谷川・中邨三名中孫氏ニ行

一泊、鯉ノ饗ヲ亨、尋テ樋口氏來西遊中経曆話笑ス、余モ本年三

月三日ヲ以テ伊勢宗廟ニ指、樋口モ同日ニ山田ニ滞在ナリト云フ、

同日彼地ニ着ハ奇偶ト云フヘシ、齋恨ラクハ邂逅セザルヲ、交談

笑シ曉ニ達シ寝ル能ハワス、翌八日第八時三十分ニ起ル、此日庄

五郎氏東京ニ行ト云、頃刻談話、第十二時帰宅

六月九日 雨 地租糧量計算事務ヨリ依頼ニ付、早朝愛助氏宅ニ

到ル、此日会スルモノ八木原藤左衛門・吉田十郎右衛門・八木原

愛助・余ト四名ナリ、各反別ニ賦ノ基本成ル

六月十日 熊谷行

六月十一日 雨 事務所二行き宅地二等位附ス

六月十二日 雨 事務所行

同 十三日 雨 事務所行

同 十四日 午前事務所行、万次郎浦和より帰省ス、午後長谷川・

中田兩人来り為小宴ヲ設ケ談論薄暮ニ到ル、兩人共一宿為スヘキ
ヲ勸ム、辞シテ去ル、又雨俄ニ到ル、途ニ雨ニ逢ナラン、此夜八
木原ニ到リ

六月十五日 半晴 一日已来霽天ナシ、畜本日少シク晴ニ逢フ、

午前事務所行キ地順帳ヲ書ス、午後休ミ、因テ此帳簿ヲ作ル、○

大人上郷二行

六月十六日 半晴 朝ヨリ事務所二行、地順帳書シ終ル

六月十七日 霽 此七名社ノ会トス、早朝耕地ヲ一周シ帰り、行

厨ヲ携ヒ八木原愛助氏ト共ニ会場ニ赴ク、本日来会スルモノ○八

木原愛助・石阪金一郎、○長谷川敬助・中郵孫兵衛、○阪本(原文空白)・

古沢(原文空白)、○五兵衛、○等ナリ来会、犬塚郵学校ニテ演

説会開ク事ニ決シ、一日上ケ廿七日午前十時出頭時間トス、薄暮

帰宅、大人市ニ行夜帰り、奥原より西京文人合作画送り来ル

六月十八日 晴 早朝耕地一巡シ後、字蔵場藍ヲ刈セ余督ス、此

日此業ニ従事セシモノ国五郎・佳助・浦吉・半次郎・阿菊(阿春

病氣ニテ 本月十日より下宿阿由(新宅下婢)阿関(林三郎妻)半日間傭

道八人ナリ、正午漸干シ切り、○今朝恩田建具屋藤吉来ル、工事

托ス、午後事務所へ行き事務ヲ援ク、今朝庄太夫老人死去旨届来

ル、大人行き埋葬儀ヲ決ス、薄暮余行テ弔ス、此翁余支族稲郵甚

三郎方ニ滞宿スルコト凡十八年ナリト、今春病ヲ以テ実家ニ帰ル、
我祖々母甚三郎ノ家ニ老隠ス、祖父為ニ庄太夫ニ二室与テ居ラシ

又、常ニ祖々母摩療セシム(翁摩捺医タリ故ヲ以テナリ)、我祖父
ヨリシテ恩ヲ受ル多年ナリ、故ヲ以翁モ又勤仕、余も継事追感シ
殊潜然タリ(死時翁年七十七ナリト云フ)、喪ヲ送り龍淵寺ニ到リ
為ニ土ヲ掛ケ来リ、帰ル時日已ニ西山ニ投ス、午後二時頃雷雨俄
頃シテ止ム、然レ共一時大降り、地ニ水流ルニ到ル

七月十九日 晴或は曇リ 午後一時雨降数烈、満庭藍ヲ晒干ス故

ニ狼狽、漸収ム、雨止シ又半晴、建具屋藤吉衣架ヲ作ル、午前ヨ

リ事務所ニ至リ、此日暑氣甚シ、事務所ニテ地位等級付切符分賦、

本日ヨリ明朝迄熟覽之、明午後各自ニ印形持参請印之事ヲ達ス、

本日竹次郎来ル、午後休日、此熊谷天王祭日ナリ

七月廿日 晴 第五時頃より雷氣、六時過ぎ颶風俄ニ到リ塵埃ヲ

飛シ、暫時雨至リ或止又細雨、前田水ヲ引ク、野田草取ニテ関ヲ

払フ、故ヲ以テ水来ル乏シ、第八時より事務所ニ到、十一時二帰

リ晴嵐氏ニ送ル書ヲ作り、午後又事務所行、此日暑氣甚し、薄暮

ニ到リ計算、第六時帰宅、建具屋藤吉不来、本日は熊谷駅天王祭

日中也、家僮は田ノ草耕、事務所ニおゐて本日地位等級請印ヲ取

ル、馬石川氏ノ鯰魚ヲ川岸より運ヒ

七月廿一日 晴 午後第三時頃ヨリ雷氣、此辺雨降ラス、昨日雨

ハ西方大降ナラン、溝渠水甚多シ、朝耕地見回ル(後田大口十右

衛門トイコ田等ナリ)、帰ルトキ第八時ナリ、此日建具屋藤吉来ル、

此日桐ノ器局ヲ作ラシム、第九時より事務所二行合算、午時信書

ヲ作り東京渡辺晴嵐・奥政明兩人ニ送ル(八木原馬子寅二郎ニ托ス)、

昨日及ヒ本日ノ新聞紙ヲ読ム、今朝万次郎不快之旨報来ル、是ハ

休暇中当方ニ居ル約ナリ、故石川(江)托書ナリ、本日八木原市三郎

東京より帰省旨伝聞ス
七月廿二日 晴 午後二時頃ヨリ雷ニテ大雨降、第五時ニ至リ半

晴、又曇微雨トナル、耕地見回り(三郎)、午前十時(三郎)リ古文読ミ、
熹微第一巻ヲ終ル、第一時ヨリ大人熊谷ニ行夜第(空欄)時帰宅、迎佳
助、午前一時下奈良吉田氏支配人喜助暑中見舞トシテ来ル、午後
第四時長谷川北河原ヨリ書面来ル、師範学校建築寄附金ナリ件ナ
リ、夕景前田ヲ見回ル、本日午後休日、第二四草耕終ル、半次郎
ヘ托シ藤屋源七へ通幣等送ル、八木原ヨリ武家系図ヲ返ス、竹次
郎本日(三郎)リ下中条ヘ行

七月廿三日 晴 朝耕地巡視シ、帰テ古文開キ三四葉ヲ閲スル時、
北河原邸小林貞ナルモノ来リ、西国ノ風説ヲ談シ小酌シ、午餐ヲ
出シ談後第三時至ル、陰ニ銀行社入ヲ勸ムル、且其規則ヲ質問セ
ラル、余条例読セサルヲ以テ不知ヲ答フ、此間興起スル銀行は通
運会社荷物為替之便ヲ図リ為スモノナリ、通常銀行常ニ金流通ス
ル能ハサルニ苦ム、此社如キハ見ニ全国ニ結社シ、荷為替ニ充ル
時ハ巨万金モ不足ヲ憂ルノミ、已大蔵卿ニ内願シ其意見ヲ可トス
ルニ至ル、故ニ近傍有志募ランコト本社ヨリ被托、雖然未タ銀行
則(論カ)ヲ一覽セス故ニ織者質ス云々、○近勢之事談シ第三時二帰ル、
第三時ヨリ事務所ニ行算計事務ヲ援ク、薄暮帰宅ス、昨夜大雨水
漲リ後堀ノ縁ヲ越スニ至ル

七月廿四日 晴 朝畳ノ縁繕ニ従事シ、第八時ヨリ事務所ニ行、
各郵名寄反別帳ヲ総計ス、薄暮ニ帰宅ス、此日閑宿喜多邸藤蔵手
代商用ニテ来リ泊ス

七月廿五日 晴 午後第五時頃ヨリ雷雨、事務所ニ行名寄帳計算
七月廿六日 晴 夕雷氣雨降 朝八木原藤左衛門来リ、林三郎品
行督責為ナリ、後林三郎ヲ呼ニ遣シ大人ト共ニ嚴責ス、第八時秋
元善之助氏来リ、午後第一時前三十分迄相話シ小酌及午餐ヲ出シ、
午後事務所ニ行収獲調帳之基帳ヲ書ス、此日藤左衛門午後区務所

ヘ行ク、夜廿五日新聞一枚ヲ読ム、地方郡制布告朝野新聞廿三日
廿四日両日ニ出ツ、本日(以下原文空白)

七月廿七日 晴 薄雲天ヲ或ハ遮リ、此日暑氣最甚シ 朝八木原
ニ行キ先ツ久保ノ不幸ヲ弔シ、帰テ神明ノ圃ニ行キ茄子採リ、帰
テ装整シ久保島ニ至ラント、先熊谷ニ出テ髪ヲ刈リ、吉見ニ午飯
ヲ命シ、藤屋ニ至リ工事ヲ促シ、青柳ニテ香筒ヲ買求シ、車ヲ命
シ途ニ降り久保島邸ニ到ル、已ニ棺出シ期ニ後ル、ヲ謝シ(三郎)前ヲ
拜シ帰ル、トキニ薄暮ナリ、廿六日ノ新聞ヲ読ム

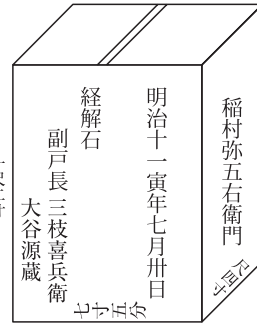
七月廿八日 晴 朝重右衛門トイコ田巡視シ、帰り事務所ニ行名
寄簿ヲ写ス、午時八木原氏来リ、此日事務所ヘ出勤セシモノ正副
戸長三名ナリ

七月廿九日 晴 朝肥留川氏ヲ依頼シ中島屋ヘ耕石香谷画ヲ送
ル、奥原晴湖聯ニ揃、此日三番草耕済ム、事務ニ行名寄帳写ス、
夕(カ脱カ)々石原寺山嬭至リ、明日隣家ト界ヲ改ムル約故ニ来リ、因テ午
時頃ニ行ニ約シ、本日後林ヘ涼床設ク、阿芳本日後渠ニ投シ幸無
事、廿七八日両日ノ朝野新聞ヲ読ム、廿七日々々新聞モ見ヲ得ル
七月三十日 晴 暑氣甚シ、午前事務所ヘ行き名寄清書成ルヲ以
計算、第十一時二帰宅、午餐ヲ喫シ石原邸寺山ノ屋敷経界ヲ釐正
ノ為ナリ、第一時石原着、暑氣甚シキヲ以テ薄暮ニ讓、本并ニ墨
ヲ買ヒ又小泉香巒ノ宅ニ遊ヒ雅話時ヲ移ス、板橋詩集并疑問録ヲ
借り帰ル、寺山ニ行キ石工ヲ促シ郵吏ニ請ヒ経界厘正ス、薄暮着
手ナルヲ以テ日暮提燈ヲ取り綱ヲ張り其目的ヲ標シ、明日職人ニ
命シ埋投セシムルコトニ決ス

中 土蔵腰巻極下面ヨリ西
土蔵西南隅
表尺壹寸五分
表双一尺五寸ツ、ノ処

南 表柱面ヨリ

壹尺尺寸五分 柱中墨二付斯ク減ス、双中間ナリ
 北方ハ 丁字形ノ界石アリ、之ニヨル
 南中両所ニ経界石ヲ埋ム、其石左ノ如シ



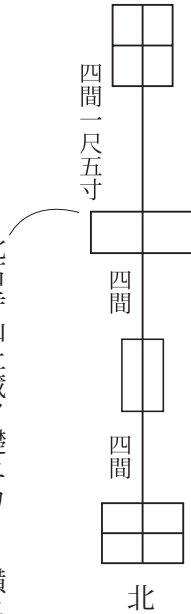
一尺二寸
 関根幸次郎

右式箇、寺山松五郎代理トシテ明日立会ノ筈ナリ、此日阿波森仙
 右衛門奔馳周旋ヲナス、副戸長三枝ハ代理ナリ、大谷身来ル、寺
 山ニ晚餐ヲ喫シ第八時ニ出テ散歩、松田屋ニ立寄り、又柏屋ニ到
 リ新聞ヲ取り、帰時第十時十分ナリ、此日野口膳来りよし、此夜
 同日新聞ヲ読ム、此日慶應義塾関次郎へ学資金ヲ送ル
 七月三十一日 晴 事務所行收穫附再算、此日熊谷魚屋忠五郎来
 ル、誤テ前堀ニ陥リ半身浸混、婢ニ命シ日晒ヲサシム
 八月一日 晴 第八時頃ヨリ我然陰リ雨ヲ催ス、然レ共不甚多、
 夜微雨降、事務所ニ而收穫再算、第五時ヨリ正副戸長招キ涼台ニ
 テ小酌、雑菜飯ヲ出ス、此日越後縮屋△来ル、帷子一卷ヲ買フ
 八月二日 陰雨 事務所二行等級分ケ寄七算、大人不例
 八月三日 雨終日、不見日 事務所二行、收穫之等級分ケ寄算不
 濟、沼尻兵七郎来ル、伊香保温泉ニ行き此程帰リシ旨、本日ヨリ

林三郎来り、是ハ熊谷ニテ歸ニ関シ暫ク熊谷行停止セシニヨリ、
 已後数日間拙家保管トナル、東京吉田氏ヨリ建言書及ヒ府下実況
 社報、長谷川へ談シ回答之心算、明日は七名社会ニ付事務休業ノ
 積リ、本日十一屋来リシ旨ナリ

八月四日 晴 夕陰ル 朝八木原藤左衛門来ル、是ハ林三郎脱奔
 故ナリ、午後熊谷行尋ル事ニ示談へ昨夜林三郎脱ス、肥留川只次
 郎氏来ル、談話遂ニ七名社同行之事、無程八木原愛助氏来ル、三
 名同行宅ヲ出ルトキ第九時三十分也、到ル時長谷川・石阪・中
 郵・長島・樋口^(等カ)第数名来居ル、談話殊ニ多シ、竹井澹如来ル、巡
 幸ニ付何カ出品は有ル間敷哉照会アリ、来会討論可致且社盛大ナ
 ルヲ希望スルノ問題、我社友各員来会答書可差出事ニ広告ス、来
 は十四日ノ処、旧盆ノ十六日ニモ出席人必ス少ナカラシマ察シ、
 十八日へ日曜日ナリ、会同ノ事ニ操替、夕方退散シ第五時帰宅
 八月五日 晴或曇リ 此日旧七夕日トス、例ニヨリ小麦^(圃カ)漫頭^(圃カ)温沍
 等厨房多忙、早朝ニ起リ水行、男体山拜シ献灯、又例ニヨリ洗硯
 藤左衛門来り、林三郎脱奔件ナリ、事務所ニ行計算、午後休業、
 午後二時頃市三郎来ル、東京慶應^(塾)同人社等近況談シ、葡萄酒々
 出シ及晚餐ニ饗ス、薄暮ニ帰ル、此日東京吉田氏ニ贈ル書面作ル
 八月六日 晴 暑気甚し 早朝肥留川氏官令新誌^(冊)返り来ル、建具
 屋藤吉来り茶器箱造ル、前日已ニ板ヲ合糊シ置、本日箱組立成ル、
 事務所ニ行キ收穫總計成ルト雖モ違算アラン、故ニ反別總計ヲ為
 ス、帳簿第一号ヨリ八号迄トシ、七号迄總計済、明日は藻刈ヲ休
 業、午時石川善左衛門晴湖額ヲ購求シ携来リ示ス、贗造ニシテ不
 足見、決シテ真正ノモノ非サルヲ明言ス、且印譜ヲ以テ印ヲ照合
 シ以テ示ス、酒卷丑太郎来ル、干鰯水揚件ナリ、石川氏ヲ呼誤違
 ヲ正サシム

八月七日 陰 薄暮雨 早朝寺山松五郎来り、隣家関根経界石ヲ埋、溝泥端石組セントシ泥揚ケ一ノ経界石ヲ得ル、今度示談埋石ヨリ二寸許東ニヨリ古来ノ経界ト相見へ、因テ旧形ニヨリ相改度旨申来り、同人同伴ニテ石原二行キ直ニ関根ニ呼ヒ相談シ、仙右衛門老人ヲ訪ヒ又大谷源蔵氏ニ立会シ頼ミ旧形ニ繩張り、新造ノ石ヲ中央ニケ所ニ入レ



此石寺山土蔵ノ礎ニカ、リ横ニ埋し故ニ、筋ヲ改メ堅トナス、彫刻文字反体トナル、可笑

副戸長大谷源蔵立会、安八もり仙右衛門同断、他日函面ヲ作り取カハセ可致ト之書面ヲ仙右衛門老人ニ托ス、第十一時用済、夫ヨリ立華藤屋立寄り帰宅、時十二時五分ナリ、栗原永之助浦和師範学校ヨリ帰省ニ付暑休来訪、直ニ帰ル、他日可来約シ、本日は藻刈ニ付事務所休業約、大人午後より熊谷行、岩田万次郎来ル、是ヨリ数日間来寓、建具屋藤吉箱仕上ケ成リ、蓋外郭ヲ作ル、東京ニ送り金封スへいせ嘉いせ文、佳助ニ托し熊谷ニ遣ル、石原財木屋八木原老嫗来（原文省す）ヲ共ニ来リ、暑中見舞ナリト云フ、酒ヲ出シ三時間計相談シ帰ル

八月八日 陰 事務所ニ行計算、收穫ニ差違アリ、因テ反別ヲ附シ誤ヲ正ス、不終シテ日投ニ止ム、建具屋茶箱仕上ケニ成ル、

午後聯ノ心ト茶箱繕フ、夕帰ル、明朝熊谷ニテ金物ヲ取来ル約、夜常右衛門老人死去赴音、直ニ行き手配、明日人足遣方ヲ指揮、十二時帰り伏

八月九日 曇 八木原常右衛門方不幸ニ付事務所休、下男浦吉米精々方援力トシテ常右衛門方へ遣ス、午時ヨリ常右衛門方ニ行、明日指揮方談シ第四時帰ル、此日建具屋糸ワク作ル

八月十日 半晴 早朝ヨリ常右衛門方ニ手伝として出張下婢はる遣ス、第五時出棺、此日来弔スルモノ多し、建具屋藤吉仕上ニ寄、今夕帰り通計八日間ナリ、八木原市三郎時計屋湯川徳次郎同道ニテ来ル、挂時計磨キニ従事ス、余傍ニテ熟視シ他日自ラ磨ク為ニ資トス、薄暮又常右衛門方ニ行き、會計調成セシヤヲ見ル、直ニ帰、今夕鈴木万次来ル、八木原弔スル為ナリ

八月十一日 半晴 薄微雨 此日陰曆迂益十三日トス、故ニ大人早起龍瀨寺墓所掃除ニ行、余ハ別荘ニテ時計直シ従事、午前挂時計成ル、午後懷中時計磨、薄暮ニ成ル、夜ゼンマイ切ル、第五時例ニヨリ祖先迎フ祭ル

八月十二日 晴 湯川氏懷中時計セシ前ヲ継ク、第十一時成ル、肥留川氏来リ時計直シ托ス、第十一時甚三郎ト共ニ龍瀨寺ニ墓参ニ行、例ニヨリ施餓鬼ニ立会ヒ、後本院饗ヲ亨テ帰ル、第五時三十点、湯川氏ノ為ニ葡萄酒酌シ明日秩父実家ニ行ントシテ帰ル、時計直シ器械ヲ皆余ニ与ヒ去

八月十三日 半晴 午雨数点 八木原及常右衛門氏ニ行き、帰テ又上奈良・玉井仏詣、于時玉井鈴木五郎来、余ハ辞シテ上奈良富岡氏ニ行、回テ万次氏ニ行、午飯ヲ饗亨テ、孫四郎来ニテ殆三時談話シ、帰ル時第六時ナリ

八月十四日 曇 昨日帰来ヨリ不例、因テ懶起シ飯ヲ喫シ又褥ニ

寄ル、肥留川氏来リ湯川氏与フル所ノ器ヲ俵^{（俵）}リ帰ル、正午送り盆
如例、午後市三郎氏来ル、明日帰塾スト云フ、時計直シ器械貸、
薄暮八木原二行、明日事務談シ帰時藤左衛門氏来リ居、不快ニ付
寝ニ就ク、腰間ヨリ下腹痛甚し、薪^{（薪）}妻ニ命シ案摩セシム、吐氣ヲ
催シ西遊帰途東京ニて患フル所ノ如シ、故ヲ以母為ニ来リ看護ス、
終夜不得寝夜苦水ヲ吐ク、四五回ニ及フ

八月十五日 晴 昨夜来腹痛不止、医者并ニ針医ヲ迎フ、第十時
勢昇一來ル、十二時過マテ按摩シ去ル、明日来ル約ス、栗原先生
も午時ニ来診、昨夜已来食事廢ス、吐氣サカン為ナリ、午時岩田
伯母来ル、吉田氏ヨリ信書有リ

八月十六日 晴 吐氣止ミ朝飯^{（朝飯）}ヲ喫ス、吉田氏ヨリ郡区長本貫人
ヨリ撰挙ノ件、往々地方長官愛顧ノ他県人ヲ移籍シ郡区长ニ舉ル
ノ喋々タルヨリ、同氏内務省ニ建言シ其草稿ヲ送ル、我社ニ於モ
新聞紙ヲ投セントスルノ心事アリ、吉田ニ書送リシニヨリ同氏モ
其説ニ可トシ、至急投書切論アレハ促シ来ル、故ニ其事長谷川へ
添書ニテ言送ラントシ病勤メ添書ヲ造ル、午後勢昇一來ル治療
栗原来診、十時岩田伯母帰ル、明日伊香保温泉ニ到ルト云フ

八月十七日 晴 大人熊谷二行、勸業講ニ長谷川来会可致ニ付吉
田ヨリ書面ヲ托ス、昨日七名社会日ニ付愛助君ニ托シ代兼出社ヲ
委、同氏午後来リ意見談シ、此夕甚々不快、勢昇一來ル治療

八月十八日 午後愛助君来ル、社実況伝

八月十九日 岩田万次郎午時来ル、明日帰塾ノ筈、玉井村並木甚
六来ル、此日東ノ十郎右衛門方ニ来リシニ不例ヲ聞、直チニ来ル
ト云フ

八月廿日 微雨 午時ヨリ晴 未曉岩田生浦和帰塾ニ付、学資金
大浦屋ニ托スル書牘ヲ作り万次郎附ス、直ニ岩田生出生発、不例漸々

快氣良隨テ薦ム、午後四時頃社員中郵孫兵衛来リ、本日社則熊谷
支庁二届ケシテ出張也、彼質問ノ上、再考致シ再度届ケ来レト云
ノ意ニ付、兼て係員ト議シ先ツ本日は引取シト、会場日限共確定
可致、討論ハ何ヲ論スルモノ歟其大略、社員中不残性名書可出、
社号ハ何故ニ七名社ト名ケシヤ、右再議廉トナリシト云、討論演
説ノ日限ハ確乎可致、当日警部巡查ノ内臨席可致トノ事ナリ

八月廿一日 晴 習字

八月廿二日 晴 習字、読書、十一時頃四分一兵太夫来、午後大
人熊谷行夜帰、夜今郵市郎来、頼母子加入頼談、追々返辞可致ト
シ先ツ小宴ヲ開、夜十時ニ帰ル

八月廿三日 晴 朝幸次郎ニ命シ中奈良石阪氏ヘナマリ5本ヲ送
ル、大人不例ニ付臥ス、玉井ヨリ阿繁来ル、女兒ヲ負ヒ老婆并下
僕一人、僕酒ヲ給シ午後帰ル、余板橋詩集ヲ写ス、十一時並木甚
六（玉井村）来ル、是ハ余病氣伺候ニ来ル也、午後四時去ル、午
後四時事務所ニ行、事務ヲ見、明日ヨリ出勤ヲ約ス

八月廿四日 朝陰リ第九時ヨリ晴 朝八木原主人来リ（第六時ナ
リ）、餐ヲ出シ暫ク談話シ第十時ニ帰ル、後事務所ニ出勤午時迄
算計、午後休ミ、此日ハ下川上ヨリ龍頭舞ニテ村社ニ来リ、例ニ
ヨリ赤飯ヲ送り、且風祭り休日ナリ、阿繁等村社ニ行、病後始テ
髻ヲ剃ル、大人病ニ付勢昇一呼来、又栗原先生ヲ迎フ、午後第三
時来診、夜栗原へ薬取りニ遣ス、第四時ヨリ新宅へ到ル、甚三郎
ト棊戦八回、勝敗不決シテ止ム、新聞紙読ム

八月廿五日 雨又半晴 第八時八木原行、愛助氏携フ、事務所ニ
行、共代郵ニ行暫ク憩、阪本氏来リ又森茂三郎来ル、又雨大ニ到
ル、社員会スルモノ十一名ナリ、長谷川・石阪故アリ不来、中郵
遅ク到ル、此日演説会ナリ、故ヲ以テ午後第二時ヨリ演説ヲ始ム、

中郵氏第一、第二古沢、第三余、第四阪本トナス、第五樋口氏ナリ、右終テ支庁ニ演説会届方議ス、委増サン請、余投票^票多数ヲ以テ中郵氏ト共ニ委員トナル、九月二日支庁行きヲ中郵ト約シ薄暮ニ退散ス、児阿芳病風邪ナラン

八月廿六日 事務所二行計算事務ヲ援ク、此風雨非常、時々驟雨ノ如雷来リ又殆晴又降、如此モノ数、午時今郵市郎来ル、頼母子加入依頼為ナリ

八月廿七日 半晴 時々雨ヲ催ス 此日郷社上之郵神社祭典ニ付事務所休業、八木原ニテ新聞氏ヲ綴ル、早朝ヨリ行共ニ整正、午時ヨリ郷社礼拝之為上之郵二行、于時区内各郵役員兩三名来会、暫息帰宅、栗原先生来居

八月廿八日 半晴 事務所二行計算、八木原愛助氏久保島二行不来、吉田十郎右衛門氏午後熊谷ヨリ上之郵郷社二行キ不来、余ト八木原藤左衛門兩人ノミ、因テ一時間地価計算及書入数字ヲ試ム、通常六十筆ナリ、五時三十分止ム

八月廿九日 晴 暑気酷 此日畠税徴集ニ付事務所休業、中奈良^(原文空)老人来ル、此回塩積来シ船人来本齋メ切ヲ附ス、因テ船賃ノ内五十銭、追テメ切ノ原因相分り次第可渡約ス、後二時い久セニ書面ヲ送ントシ幸尋ニ新宅二行、于時八木原三郎氏同家ニ来居、從是熊谷行ノ由、直ニ書面ヲ托シ、沼尻兵七郎来居甚三郎ト某戰余又興焉、晚餐饗亭^亭夜入帰宅

八月三十日 晴 午後三時より曇リ夕大雨 朝書籍ヲ干シ、午前九時前事務所二行キ計算、午後第三時過ぎ帰宅、于時八木原媼来居リ、御巡行前多事ニ可有之、因テ当日ハ家族并余ト招度申聞、都合行クヲ約ス、夫ヨリ書籍ヲ類分ケシ箱ニ入ル時雨降ヲ以テ不果シテ止ム、時計師来リ、細工道具貸ス

八月三十一日 曇リ 事務所二行計算、東京渡辺晴嵐ヨリ画帖成ルヲ報シ来リ、又中寫屋御巡幸ニ付可成より申来リ、且清人書幅ヲ借置シヲ送り呉レヨト申来ル、幸便八木原より有之二付封シ上相托ス、帰宅セシ時二兵七郎氏・多平氏ト兩人来談笑シ、余ハ直ニ事務所二行ク(時三時ナリ)

九月一日 曇リ 今上皇帝北巡本日熊谷駅ニ一泊ニ付、家族并熊谷二行鳳輦ヲ拝ス、第九時喫飯ニテ十時宅ヲ発シ松田屋二行カシム、大人ト余ト留守、午後第四時皆歸来ル、畜母ト波ト八木原屋二行泊ス、明日此日拜觀人甚タ多シト云フ

九月二日 曇リ 味爽起テ喫飯、直チニ石原ニ出テ寺山前ニテ天皇ヲ拝シ、暫クシテ中郵孫兵衛氏ト寺山前ニテ逢フ、七名社演説会届ケ支庁へ委員ナルヲ以テ其方法ヲ議ス、星野氏ノ宅ヲ借ル、于時未タ岩倉右大臣不発、然レ共路傍ニ居ル所ナキヲ以テ止ム、届書数通書シ支庁ニ到ル、書面預リ置キ追テ沙汰可及トノ事ニ付歸リ、竹井氏二行、行在所見ル、甚雜踏、直ニ歸リ町田行キ石阪氏ヲ尋ネ、于時石阪氏^(譯カ)澁郡区长撰筆件投書作り模写ス、暫談シ余ハ八木原屋孫四郎招ニヨリ同人方ニ行き、酒并午餐饗ヲ亨テ、歸リ町田ニ行き、石阪・中郵・樋口皆本陣竹井ニ行ク、余又直ニ行、暫ク談シ且書画ヲ見、万曆年間揮毫陳候儒ナルモノ書アリ、運筆甚々晴湖書ニ似リ、其他浮鳩・松泉軒等画アリ、竹井辞シ四人小泉氏ヲ訪フ、実家ニ行き不在ナリト云フ、暫ク散步シ裏ヨリ呼者アリ、顧レハ小泉氏なり、共清水ニ行暫話ス、星野ニ中郵・樋口兩人行ク、以テ下婢ヲ遣シ迎フ、共ニ来リ形勢ヲ談シ薄暮ニ去ル、歸途栢屋ニ寄り八木原氏ニ面会、第七時帰宅、此日事故アリテ八木原愛助熊谷二不行

八月三日 陰リ夜雨 第七時出宅ニテ中奈良郵石阪藤兵衛方ニ返

金二行ク、暫談話シ第十時鯨井二行、古器物ヲ見ル、午飯喫シ第二時同氏ヲ辞シ玉井鈴木氏二行へ酒屋、兎ノ不幸弔シ米価三十匁受取り孫四郎氏二行、八木原二売却地十年間元価ニテ返地約ヲ為シ度旨懇請、予父ト議サンコトヲ托ス、成否ハ他日ニ譲リ諾シテ帰ル、于時第五時ナリ

九月四日 雨降終日不止 事務所二行計算、地価再算ナリ、此日藤左衛門小敷田二行不来

九月五日 雨 朝紙ヲ折ルへ勘定帳用紙、第八時ヨリ事務所二行地価再算、第四時終ル、夫ヨリ獲量加算二着手、午時銀ヲ試験簿歸宅、紙ヲ調成二着手へ勘定帳用、夜四日新聞紙読ム

九月六日 晴 事務所収獲加算、午時歸宅、玉井鈴木賢二・柿沼兵七郎来居又今邨市郎来ル、頼母子明日会合ニ付来会致シ呉候様頼談也、沼尻兵七郎氏暴戦、第三時ヨリ又事務所二行

九月七日 晴 事務所二行、収獲加算相濟地価加算二着手、夕樋口氏ヨリ明日七名社会ノ議案借望ノ為便来ル、大人熊谷行ク、夜歸ル

九月八日 晴 此日七名社会日ニ付行厨命し髻ヲ剃リ八木原氏来ル俟ツ、第八時ニ来ル、共ニ発スル時第九時ナリ、至レハ石阪氏迄ニ在リ、漸々来集リ本日相会スルモノ殆二十名、此日討論会日ニテ議長鯨井勘衛欠席ナル以テ更ニ公撰、余ト中村ト高札同数、衆員二年長カ又ハ闖取りニテ本議場長ヲ決ス可キヤ謀ル、皆曰ク闖取りヲ可トス、因テ中村当籤ニ付議長トナリ、第廿一条ヨリ審議、第卅条ヲ了リ閉場、薄暮ニ歸宅、長谷川へ嘗テ仮借セシ所貨ヲ償還ス、又学資献納ヲ托ス

九月九日 雨 事務所二行計算

九月十日 雨 早朝太郎左衛門長女病氣危篤ト逼リ、昨日成田栗

原診察治療不叶旨被申聞候得共、未タ今朝無事、悪路旁先生ヲ迎フ、貴家駕ヲ借ントノコトニ付、其請ニ応シ借シ遣ス、途ニシテ歸来ル、故ヲ問フ、病重シ故ヲ診察ヲ請モ益ナキヲ以テ止ム、余直行見ル、氣息奄々只々吸ノミ、三四分時ニシテ息絶ス、吉田氏二及事ヲ托シ歸ル、事務所行計算、薄暮又行寺ニ到リテ歸ル、長谷川氏議員撰挙法ヲ借

九月十一日 雨 此日大人東京行処雨ヲ以テ止ム、事務所二行計算、百分三税ト二半ノ税ノ調査、林三郎脱奔セシ処、此度復歸ニ付藤左衛門同道ニて来ル、此日ヨリ已往暫ク食家トナル、左官本日迄三日間工事ニテ相濟歸ル

九月十二日 晴 本日大人東京出立之処明日ニ決ス、事務所二行新税算当只八号ヲ残スノミ、七号迄昨日来相濟、藤左衛門再算

九月十三日 朝曇リ九時ヨリ或ハ晴又陰、十一時頃半晴 朝村田儀四郎来ル、塩品ナシニ付二付、持合分出シ引受度旨申入レ有之候得共、甚品少ニ付赤穂廿四俵融通之事ニ致シ、後荷着次第相送り候筈、八木原氏来八時頃より十時過迄談話、第十時大人発ス、馬ニテ北河原迄送ル、同所ヨリ乗船ニテ出京ノ手筈ナリ、第十一時坂藏・金兵衛来ル、大人ト同伴出京ノ約アリ故ニ来ルナリ、因テ上中条ヨリ北河原ニ出ル道ヲ指シ川端ニ送ル、晴景氣ニ付藍刈、要蔵長男米太郎備ヒ并ニ新宅ノ下婢ト式人ナリ、林三郎藻刈ニ遣ス、本日晴雨未定、或ハ俄ニ曇リ雨將到、数度藍葉片付ルニ到ル、夕方柿沼兵七郎来ル

九月十四日 晴 藍茹因テ米太郎ト新宅下婢ヲ傭フ、午時前一時藍収納相濟ム、午後ヨリ大根まきニ遣ス、夕方ニ濟、午餐後新宅下婢還ス、午時太市病ニ罹リシ旨ニ付行見ル

九月十五日 大雨終日間ナシ、将暮西北風吹起ル 午後休日、下

男肥反シ、屋漏四五ヶ所、故事必読ヲ初一ヲ読ム、孝次及波算法授ク

九月十六日 曇午後雨降少シ夜又雨 佳助昨夜ヨリ暇ヲ遣ス、本日一日ノ約ナリ、下僕ハ肥反シ午後休ム、但シ後ノ休日ヲ操上ケタルナリ、授業料校務掛ニ納、太市病床ニ行き見ル、長吉妻及銀五郎来ル、典物ノ為ナリ、午後無事報東京ヨリ到ル(大人)、薄暮事務所ニ行ク、午時茂三郎来ル、畠小作ノコトヲ托ス

九月十七日 雨ニ 第十時熊谷支庁ヨリ七名社ノ儀ニ付質問致度儀有之、明十八日午前第九時出頭可致との達ニ付、幸便上中条邸へ書面ヲ托シ、中邸氏明朝出頭致し呉候様申遣ス、不在ナリト云フ、東京ニ書面ヲ出シ近況ヲ報ス、午後甚三郎氏ヲ頼熊谷ニ行塩相場ヲ訪へ、且新調品ヲ托ス、五書写本ヲ買フ、此日要蔵ヲ呼ヒ米太郎へ復スルコトヲ談ス、不聴、又八木原二托ス、午後事務所ニ行下調帳ヲ書ス、本日ヨリ(齋田四十七錢赤穂七十錢ト改)

九月十八日 半晴或微雨降 愛三郎来リ要蔵事談シ、且後談八木原氏ニ托ス、八木愛来リ、議員撰拳法携来ル、中邸氏ニ托シ長谷川へ返ス、第八時髻ヲ剃ル時中邸氏来リ共ニ熊谷ニ行、松田屋ニテ下駄ヲ借り支庁ニ行、着ヲ届ケ無程呼込、大庭より演説旨意ヲ被問、各自所見ニテ一定法無之旨申、其旨ヲ届書中ニ書シ、社則其他ヲ取下ケ午後用済、竹井ニ寄り其由ヲ報セントシ到ル、同氏事所ニ行不在ノ旨、直ニ博文堂ニ行、亦文友堂ニ行き某戦ニテ帰ル、時薄暮ナリ

九月十九日 雨 此日無事、昨日藤兵衛妻鬼簿登ル、余不在ナルヲ以本日夕帰弔、米一升送ル

九月廿日 雨 行厨ヲ携ヒ上中条中田塾ニ行不在、雨ヲ冒シ悪路忍ヒ不在ニ逢フ、途ヲ転シ中邸ニ行、途樋口氏ニ逢フ行談、同氏

門前二到リ別レテ中邸ニ至ル、戯戦、午時二到リ全勝、午後中田塾ニ到リ政記等ヲ読ム、遂薄暮帰宅、本日午後休暇

九月廿一日 半晴 浦吉・竹次郎熊谷ニ遣シ肥ヲ取ル、農業一巡視ス、大根モ式葉ヲ抜キ可や、或ハ切アリト雖モ追種切少ナラント止ム、桂助・林三郎秋草ヲ取ラシム、午後事務所ニ行計算ニ少シク援ク、手馬宮ヶ谷戸ニ遣シ、水ノ実況ト病者ノ候ヲ問フ、氷砂糖一折ヲ遣ス、嘗テ赤穂注文ニ付式儀送ル、帰途ハ麦式儀附帰ル、伯母近日可来よし

九月廿二日 半晴 廿四日補 朝八木原主人来、要蔵説論、己今日出シ置候得共未タ不来、多分今日は申可来之間懇論ニ可致トコトナリ、石川善左衛門来リ、又学校竹次郎来ル、第九時ヨリ八木原愛助ト共二七名社演説会ニ行ク、于時石阪来リ居、先ヲ争ヒ先ツ一笑、社員漸々来集ル、午後演舌、此日其員五名、余ハ聴問トス、薄暮退散、油屋源兵衛来リ、塩ヲ出ス約ス

九月廿三日 晴 午前八木原氏来ル、要吉長男米太郎復帰為致、愛三郎同伴之事、佐太郎勘定方ニ来ル、此夜前新田寅三郎方ニテ百足飾物ヲ致ス、夜雨ニテ殆閉場、幸ニ雨歇ニ再ヒ飾付、妹ナミ下婢ヲ附シ遣ス

九月廿四日 晴 赤穂五俵油屋源兵衛へ出ス、昨夜来大人帰家伝聞ス、故ニ馬便問合セ因テ荷ヲ引取ル、沼尻兵七郎来リ某戦、于時大人帰来ル、東京新説、午後第三時兵七郎氏帰ル、只次郎妻昨夜特大患ニ罹リ因見舞、廿四日宮ヶ谷戸甚三郎行

九月廿五日 晴 朝新聞ヲ読ム、午後事務所ニ行キ計算

九月廿六日 晴 朝事務所ニ行計算、此日弥左衛門一名来ルノミ、余ト戸長ト合セ三名トス、廿八日(原文空白)氏熊谷来リ、演説ヲ催ス報アリ

九月廿七日 雨 大人市行、事務所二行、宅より迎ニ付帰宅セシ
 二西城森氏来リ、長男寄留為致度旨、新宅伯母より被談、因テ少年生ヲ教育スルノ財ナキヲ辞ス、固請フ、余之答曰ク、迂生学ナク又書能クセス品行一模範トスヘキナシ、農業ヲ勤メズ、一トシテ少年生ヲ示スヘキモノナシ、是余ノ固辞スル所以ナリ、不聴シテ強ユ、素ヨリ多ク文字ヲ学ヒ或ハ書ヲ能クスル志シニ非ス、啻家訓ヲ守リ旧業ヲ勤メハ足ル、何ソ教育厚ク望ムニ非ス、請夜間学足ル、其請不止故ヲ以テ先一年間ヲ約シ成ムヘシト約ス、茶話時ヲ消シ、午後第三時熊谷竹井懿貞来、当春一別已後情話、先ツ小宴ヲ開キ且談且話、西城森氏突然帰ル、竹井氏八木原之負債償却ヲ余ニ托ス、後西国異聞ヲ話、第五時去ル、明日演説会ニ付熊谷二行き再会期シ去ル、大人夜帰

九月廿八日 晴 朝別荘障子ヲ繕、後土蔵土戸ヲ蔵シ、第十時ヨリ愛助氏同伴ニテ熊谷ニ到ル、先髪ヲ剪リ懿貞氏訪、寺ニ出張ヘ報恩寺ナリ、スト答、故ニ直ニ報恩寺ニ到リ竹井等午餐和泉楼ニ行、不在故ヲ以愛助氏ト共喫飯シ後チ出會セントシ、途ニ社員長谷川・石阪其他数名ニ逢フ、相謀テ吉見楼ニ投シ午餐命シ喫シ、終テ亦報恩寺ニ到レハ竹井澹如在リ、本日会スル所ヲ謝シ且話ス、聴衆モ亦五六十名来集ル、堀籠太郎等之来ルヲ俟ツ、薄暮ニ到テ不来、電信ヲ以テ照会ス返辞ヲ待ツ、暫クニシテ博聞文友堂童来リ報シテ曰、本日午後七時ヨリ行田ニ於テ演説会ヲ開ク札アリ、故ニ彼ヲ先ニシ是ヲ後ニスルモノナランカ、社員皆怒曰ク、直一介使ヲ驅テ行田ニ到リ原壽責シムヘ黒田時雨次郎、電信返辞ト行田使還ヲ待ツ、席ヲ散シ清水楼ニ投宿、夜竹井懿貞来リ、我四名誘又鰻店吉見楼ニ登ルヘ石阪・中邨・長谷川・余ト四名、暫クシテ竹井澹如氏尋来リ黒田氏返報曰ク、彼モ又堀等ノ来ルヲ俟ツ、余輩本日況

情ト異ナルナシ、先一笑、明日電報返辞ヲ俟、且ツ東京断然不煩来ト一報致スヘシ決ス、一酌止帰ル、散步星野家ニ到ル、已寢控戸入ル、骨稽連発シテ清水ヘ歸リ又談不寢

九月廿九日 晴 昨夜鷄鳴ヨリ眠ルヲ以テ眼痛不能起、強テ起友人ヲ喚フ、皆不答、独石阪眼ヲ開キ共談ス、第十時ヨリ竹井澹如氏到リ昨夜電信返辞ヲ問、昨朝発端書郵便来リ、其略曰ク、堀氏支出来束ヲ延シ来月三日行トアリ、會員愕然皆意不好来ナラン、竹井等小宴ヲ開キ余輩ヲ饗ス、第三時退散四時帰宅、画書幅ヲ掛ケ 魚侵入ヲ防ク

九月三十日 晴 事務所出テ計等、藤左衛門午後熊谷行ヘ十郎右衛門余ト戸長ノミ

十月一日 晴 事務所二行

十月二日 晴 大人熊谷行、午前事務所二行、收穫地価帳ヲ組ミ、午後細工、支庁ヨリ演説会承認ノ達書到ル

十月三日 半晴 地価帳紙ヲ摺リ十一時止、熊谷石原ノ八木原屋茂一郎大患之旨ニ付、栗原氏ヲ頼ミ行テ見ル、稲葉某来リ居、病候ヲ陳ガ熟度高極百廿七度ト到ルト云、中食及鰻ヲ出シテ余輩ヲ饗ス、第三時辞シ青柳某ニ行キ古器物ヲ見ル、意ニ適スルモノナシ、栗原は八木原ニテ別レ原嶋ニ行ク、余ハ林三郎世帯道具ヲ買ヒ、薄暮帰宅ス

十月四日 晴 地価帳紙未足ナルヲ以八木原ニ行、十一時迄摺

リ帰ル、于時玉井鈴木万次来居、第三時迄話、午後指環ヲ作ル

十月五日 晴 八木原ニ行新聞ヲ取り帰ル、午後沼尻兵七郎来リ、第三時ニ去ル、大人病ニ臥ス、石川氏手簡中ヨリ詩ヲ抄ス、石阪氏祝詞ヲ写ス

十月六日 雨最微或晴 此日討論会日トス、八木原愛助氏ト共ニ

代郵会ニ赴ク、于時第十一時ナリ、社員未タ来ルモノナシ、暫クニシテ阪本氏来ル、夫ヨリ漸々来集ル、第三時ニ討論ヲ始ム、第四時過閉場、府県会規則第三十条ヨリ始第四十条ニ止ム、午後四時解散

十月七日 晴 英国税目表ヲ讀ムヘ加藤政之助、数日来新紙ヲ讀、午時栗原慎齋先生来リ、小画帖ヲ示ス、第三時帰ル、阿菊ニ命シ薬ヲ取りニ遣ス、新宅甚三郎ニ托シ、熊谷ヘ烏犀角ヲ買ニ遣ス

十月八日 晴 朝藤左衛門来、立カヘ并改正日当持參、林三郎内テ畑ノ貸シ方約ス、成田由五郎塩引取ニ来ル、甚三郎稲草蝗ヲ生ルヲ除ク為鳴器ヲ用ヒ放逐シタシト、太郎左衛門ヨリ報告ニ付事務所ヘ行談判セントシテ私宅寄ル、後長谷川多平来ル、成田ニ行歸途ニ来ルヲ約シ去ル、八木原三郎君来ル、暫ク話シ歸ルトキニ上之郵辻桜井来ル、塩ノ差引并ニ良興・金融ト兼来ルナリ、第一時長谷川又來ル、大人ト暫ク話シ第四時ニ歸ル、余午時ヨリ書画幅二庫ニ入ル、第四時柿沼兵七郎先生来ル、薄婦（縁脱之）ル、八木原愛助氏来ル

十月九日 晴又雨

十月十日 雨 十一日補 午後孝次郎中里ニ歸省、西城村森満蔵来リ、客居祖父送來ル

十月十一日 十二日補 午前庶務、午時ヨリ熊谷ニ行、愛助・弥左衛門同行石上寺ニ到ル、堀龍太郎・原猪作東京ヨリ来ルヘ九日ニ来ル也、説演会ヲ開ク、其論題

不平論 不ハ公ト誤正ス、其所以ハ警吏ノ尋問嚴ナルヲ以テナリ

發論自由 原猪作

兵法論 堀龍太郎

国民義務

第三時三十分閉場薄ニ閉ツ、此日聴二百人ナリ、後八木原屋ニ至リ茂一郎病状ヲ問、帰青柳ニ到リ茶器二三品ヲ買歸ル、于時第九時ナリ

(*以下は十日の記事)

十日早朝上中条中村氏来リ曰ク、本日熊谷竹井氏ヨリ演説開場ノ報アリ故ニ行クナリ、請君同行セヨ、余辞スルニ父病床ニアルヲ以テ不能行意ヲ陳、中村ニ朝餐ヲ出シ共喫シ、開場ノ日トシ又報スルノ約ヲ為シ別レ去ル、藤左衛門来リ曰ク、本日熊谷ニ行キ林三郎案件決セン、孔方七〇ヲ托、午前八木原愛助ニ本日演説会ノ報アラハ幸ニ行クヲ約ス、今朝善左衛門東京ヨリ野田ニ出発ス

十月十二日 晴 西風秋気始膚ヲ浸ス、十三日補 報知新聞ヲ讀ミ、墨ヲ摩シ後地価帳写書ス、十時過キ沼尻兵七郎来リ、父ノ病ニ状ヲ問フ、暫ク説話ス、常右衛門ノ男弥左衛門来リ、昨同行謝ス、午飯後某戰、二時ニ去ル、第三時栗原先生来、第四時長谷川・中村・樋口来訪ス、為ニ小酌ヲ設ク、西遊画帖ヲ示ス、一時三十分ニシテ歸ル、時薄暮ナリ、来会談話ヲ熊駅清水亭移シ西洋料理ノ会食ヲ命セシ旨告ク

十月十三日 晴 朝常右衛門方ニ行陶器ヲ見ル、補、昨日始テ稲ヲ刈ルヘ赤山、蝗甚多ク稻腹ス、因テ往見ル、株毎ニ虫害ヲヲ受クザルモノナシ、多半ニ到リ少キハ二三本刈稻中虫ノアルモノヲ見ル、虫ノ生スル甚タ遅ナルヲ以テ大体稻熟シ、其中早ク虫ノ生スルモノハ青クシテ根ヲ萌芽ヲ発ス、又穂モ不熟ト雖モ僅少可數、中コロニ発スルモノ不熟トシテ熟スルヲ見ル、虫ノ状木綿ニ生スルモノ如シ、米虫ニ似テ背ニ文アリ、試ニ一莖ヲ取り之ヲ

割リ其虫数ヲ驗スルニ七匹ニ到ル、此等ハ其数ノ果シテ多ナルモノナラン、大人曰ク、此虫平年ニ存ス、畜本年多ナルモノ桃李花スル四季序失ス、皆虫害ノ生スル所以ナルカ、座敷ヲ掃除ス、本日ニ待ナルヲ以テ掃除ヲ指揮シ、且雨近キニアリ故ニ刈稲ヲ宅ニ引取ル、本日甚多事、大人快復ヲ村社ニ祈ル、例ニヨリ氏神奉幣又糶ヲ練ル、補、十二日夜太郎左衛門突然入り来リ、熊谷八木原屋孫四郎長男茂一郎死去報ス、于時第九時ナリ

十月十四日 晴 雨氣多ク午後雨 例ニ因ヨリ村社ニ詣シ、稲荷社・神明社・伊勢宮供饌、第九時帰ル、本日茂一葬式ノ報アリ、正午十二時出棺ト云ニ付、其前新紙ヲ讀ミ第十二時ヨリ孝五郎ヲ随ヒ往弔ス、老人慟哭、実ニ不忍言、甚三郎尋テ到リ、上川上村ヨリ行弔スルモノ八木原三郎右衛門・同弥左衛門・稲郵平内、東郭ハ皆行洩ル、ナシ、第四時出棺ニテ(原委) 寺ニ葬ル、雨ヲ冒シ夜ル帰ル、帰途数人同伴

十月十五日 雨降 地価帳ヲ書ス、八木原屋ヨリ忌明ニ付招待辞シテ不行

十月十六日 晴 本日水曜日ニテ七名社談話会日ナリ、本会ヲ熊谷清水楼ニ移シ西洋料理会食、此日相会スルモノ阪本・堀井・石阪・長谷川・余・八木原愛・中村・樋口其他合セテ十一名トス、談話如湧第四時解散、薄暮帰宅、森老人〈西城村〉来ルト云フ

十月十七日 晴 午時ヨリ大ニ雨ヲ催ス 地価帳写ス、午前二成ル、午後森井ニ孝五郎算教授ス、後農事ニ奔走ス、夜膳氏来ル、大人病ヲ問フナリ、此夜新宅ニ伯(伯)ス、明日又来約ス、寄居ニ馬遣シ糶売ス、大人髪大ニ乱ル因テ結髪ヲ切り散髪トス、余従事ス、此日髪結職来リ、暫ク此所ニ留リ時々来ル旨ヲ届ケ来ル

十月十八日 夕雨 登(登)写セシ所地価帳八木原へ持参シ、新聞紙ヲ

讀ム、十一時野口氏来リ暫談話、午餐ヲ出ス、栗原氏来ル、第二時鯨井勘一郎来ル、大人病ヲ訪為ナリ、煎茗亦小酌ヲ設ケ風流ヲ談シ雨濛ニ泊シテ共ニ談ス、林三郎妻せき母来リ、藤左衛門業為不敬ヲ怒リ、故ニ安右衛門・甚三郎囑シ悟悔ヲ表セシムル手續ヲ談ス、宮ヶ戸(宮ヶ)伯母来リ、大人病臥為ナリ

十月十九日 雨或止 鯨井酒ヲ好ム故ニ又酌ム、朝飯第二時ニ到リ、古銅花瓶飯ス、塩延着ニ付船人吃(吃)来ル、長谷川ニ積合セ荷アルヲ以、所置長谷川へ書面ニテ托ス、本日午後休日、薄暮新宅ニ行温鈍(温)ノ馳走ニナル

十月廿日 晴 朝犀角磨ス、弥左衛門水車措(措)ニ来ル、柿沼兵七郎来ル、椰子携来ル、昨日熊谷へ行三郎君迎フ、不帰ト云フ、午時八木原二行、第三時再来リ、鰻ヲ以テ饗ス、第一時八木原や老嫗来リ、後事ヲ大人ニ謀ル、甚三郎氏熊谷行、宮ヶ谷戸伯母帰ル、馬ニテ送ル、馬夜麦ヲ附帰ル、夜ル算教授ス

十月廿一日 晴 宮田浪江大人病ヲ見舞、本庄別甲屋来ル、熊谷阪藏・由兵衛来ル、大人病ヲ見舞、松田屋清藏来ル、病ヲ見舞、村田儀四郎来ル、是も大人病ヲ見舞、以上三人第四時二帰ル、婢菊下川上ニ芝居ヲ興行トテ午後三時ヨリ暇ヲ遣ス、客多ク消間新聞雜誌一冊ヲ讀ム、夜八木原二行、柗木田稻刈、馬北河河岸ヨリ塩引取、八木原ヨリ松茸贈ル

十月廿二日 宮ヶ谷戸倉吉、玉井万次・五郎来リ、見舞
十月廿三日 雨 佳助宮ヶ谷戸ニ遣シ医事談ス、藤左衛門托シ奥直ニ金ヲ送ル

十月廿四日 半雨 佳助朝归来、本日午後三時東方医伴ヒ富田伯母来ル旨報ス、栗原二前条ヲ報シ同刻来リ立会呉候様約ス、午後三時伯母医員伴来ル、玉井ニテ少シク酌ム来リ候よしニテ大醉入

来、栗原氏ヲ待ツ、薄漸ク栗原来ル、共ニ談シ東方医夜帰ル、栗原飲第十時ニ至リ止ム

十月廿五日 半晴 午後休日、上川上校長鈴木不勤ヨリ校務掛リ

ヨリ談判セシム、満蔵不止所為アリ、夜皆浸（モカ）後談ス、宮ヶ谷戸伯母滞留、藤野佳助不正所為ヲ内告、小泉竹次郎所為悪事遂ル媒タルニ涉呵責

十月廿六日 晴 前田稲刈リ、廿七日除ク、宮ヶ谷戸伯母来リ、

三日ニテ本日帰、帰ル時第十二時ナリ、手馬送り遣ス

十月廿七日 晴 半次郎不快ニテ休ム、前田稲刈、栗原先生来リ見舞、沼尻兵七来ル、十郎右衛門大人病ヲ見舞

十月廿八日 曇大ニ雨ヲ催ス 八木原氏熊谷行ニ付関次郎へ送金ヲ托ス、新聞集誌ヲ読ム、第十二時鯨井繁来ル、大人病ヲ省スルナリ、古銅水入被贈、鈴木孫四郎大患ニ罹リ行テ見舞、肝臓病ナリ云フ、暫ク話シ酒屋ニ行、小山某来共ニ談シ帰ル、養平寺ニテ大人病氣平愈ヲ祈ル、符被贈

十月廿九日 半晴 寒暖計七十八度ニ至ル 朝酒巻房之助来ル、

大人病氣ニ付見舞為ナリ、八木原ヨリ鰻ヲ被贈、八木原氏来リ、熊谷往復道路甚壞崩ニ付、上之村ニ談營繕ヲ促ス、之ヲ処スル書ヲ以テ懇ニ請ヒ、速修理セシムル若カズト、因テ書ヲ作ル、先八木原氏稿ヲ作ルヲ約ス、宮ヶ谷戸ヨリ一童来報シテ曰ク、本日東方高橋君来診ノ約ナリシカ病家ニ行キ不帰、故ニ明日可来云々、成田栗原先生来ル、高橋ト相会スル約ナリ、鯨井繁帰ル、米太郎ニ囑シ送ラシム、婢琴随フ、薄暮上奈良村並木徳来リ、大人病為ナリ、此夜米粉ス

十月卅日 晴 熊谷八木原屋嬸来リ、代松嬸共ニ大人病為ナリ、東方高橋氏来リ、大人病ヲ診察シ大ニヨロシト云フ、処方書作り

栗原氏ニ遣ス、小宴ヲ設ケ饗ス、第四時ニ去ル、第九時上奈良徳去ル、雜誌ヲ托シ鈴木五郎囑シ下奈良高橋氏ニ致ス、廿九日報知新聞ヲ読ム、夜森満蔵呵責、秋元善之助ヨリ報曰ク、別氏警察署ヨリ喚起状ヲ松田屋ヨリ托セラル、上中条中村氏モ同様ナリト云フ、末文ニ卅一日及一日ト角力興行アリ、余暇アラハ幸臨云々

十月卅一日 曇 大ニ雨ヲ催シ、微雨降数 第九時出宅中奈良村石阪氏ニ行、飯ル所ノ金ヲ返ス、金一郎君及啓蔵君不在ナリ、例ノ如ク梅平馳走（キウ）、第十二時辞シ上奈良並木ニ行キ、又玉井鈴木ニ行キ孫四郎氏病看ル、益厚シ、恐クハ数日ノ後此世ノ人ニ非ラサルヘシ、志村・矢野諸氏来リ居ル、志村曰、一三日中変症ナシ、啻六七日ヲ無事ニ送ルヲ得ハ幸ナリ云々、辞シテ帰ルトキ第四時ナリ、稲收納

十一月一日 曇リ午後雨 氏神ニ献燈シ後村社ニ詣ル、第九時ヨリ事務所ニ行キ地価帳精算、午後又行薄暮帰宅、此日新米ヲ炊キ如例隣保ニ送ル、余ノ不在中上中条村中村氏大人来ル、明日警察喚起同行約スト云フ

十一月二日 晴 本日七名社演説会ノ件ニテ熊谷警察ヨリ喚起ニ付、中村氏ノ来ルヲ待ツ、本日甚三郎熊谷行ニ依頼ス（市用ノ為也）、第九時四十分中村氏来リ、八木原ニ行キ布達ヲ飯ニセシニ粉乱（粉）不見、直ニ警察所ニ行届ヲ出シ、暫クニシテ鈴木警部面会、演説ノ表題毎会届ケ出テヘクト達セラル、社議ヲ尽シ届ケ出ルコトニ約シ退出、直ニ清水ニ行石阪氏二面会セントセシニ同氏已ニ去テ不在、中村ト同所ニ分レ阪蔵ニ行キ金員ヲ落手、石原ニ到リ高柳（高柳）へ四方寺村（高柳）ノ至ルヲ待チ、薄暮ニ到リ帰ル、帰途池田屋ニ行キ中村ト面会、明日七名社行ヲ頼ミ甚三郎同行シ帰ル、七名社三日ヲ休会トシ、警部ヨリ達セラレシ件ヲ議決ノ為メ集会ト為ス、○夜

歸ル、下忍鳶崎広三郎・古市半之丞ト兩名来リ居、飯後一話、第十一時二到ル、本日柿沼四分一兵太夫来リ、鳶崎氏も侍シ饗申シ由

十一月三日 晴 或ハ曇雨ヲ催ス 天長節ニ付国旗ヲ掲ケ祝意表ス、古市・鳶崎等京師諸大家書画示ス、第十一時二去ル、第十時四方寺村高柳喜平来ル、會計為ナリ、酒飯ヲ出シ第十二時歸ル、同時長谷川多平殿来ル、午後第三時歸ル、八木原三郎君来ル、大人病ヲ見且ツ教員周旋等事ニ付テナリ、鯨井安井来ル(當時東京寄留ナリ)、大人病ヲ見舞ト帰省兼来ルナリ、小酌ヲ設ケ饗ス、第四時二到リ歸ル、夜鯨井より迎來ル、代ノ田島ニテ行違ナラント察ス、東ノ国五郎米式俵ヲ買フ

十一月四日 旧曆十日夜 午後休日 半晴 午前稻収納、例ニ因リ料ヲ練ル、午後雨傘徴号ヲ書ス

十一月五日 雨 朝肥留川只次郎大人病氣見舞トシテ来ル、中家堂饅頭持參シ直ニ歸ル、坐敷ヲ掃除、諸物品ヲ本位ニ復ス、午後暮勘定帳ヲ口取書ス、長谷川多平昨日発病、□部ヨシ、北河原長谷川ヨリ使来リ、阿波通信ヲ送り併セテ復信候様委托アリ、并テ自作ノ詩ヲ被贈、幸五郎帰省、明日歸来ヲ約ス

十一月六日 雨 佳助ヲ遣シ鯉魚買ハシム、第十二時購来リ、忒尾ヲ午後鯨井大人ニ贈ル、忒尾煎テ味噌トナス、浦吉熊谷ニ遣シ諸物品ヲ購フ、遺失スルモノ多シ、上之村栗原先生来リ、余モ三四日来不例ニ付診察ヲ請フ、此日午後漆器ニ徴号ヲ附薄暮ニ到ル、八木原三郎君来ル、夜話第九時二至ル、此日新聞紙ヲ讀ン欲シ能ワズ

十一月七日 竹井より報道幸手演説人名

猪飼麻二郎 須田左次郎 坪井証藏 四屋托三郎

浜野定四郎 古渡次右衛門 堀 龍太 真中直道
河の捨三

十一月七日 雨 第十時幸五郎父同人送り来ル、第二時二歸ル、第二時熊谷竹井氏より父病氣見舞トシテ便来リ、且十日幸手演説会出張成否ヲ被問、後時面語回答ス、第三時より熊谷市行、通運会社より東京へ金六拾円送ル、端郵便ヲ幸内へ托シ東京伊勢加へ出ス、竹井寄り幸手演説会ニ行ク能ハサル談シ、且ツ諸般同氏ニ托ス、○藤屋源七ニテ鳩目打托シ、○魚屋忠五郎へ金談、○村田儀四郎ニテ小売ノ塩相場ヲ問合セ、忒俵四十六七めナリト云フ、○寺山清三郎ニ而米価採ル、○立華堂ニテ唐筆買フ、松田屋ニテ更紗梅并テンプヲ買、歸ル時第七時三十分也、今朝仁左衛門勸進元ニテ芝居興行事、太郎左衛門差添ニテ届ケ来ル、支障ナキヲ答フ

十一月八日 曇リ午後時 根岸浅蔵・吉田太郎左衛門来リ、芝居小屋諸敷借度旨請、因テ其請ヒヲ許ス、浦吉ヲ下中条ニ遣シ竹次郎ノ不勤ヲ責ム、病中不能来故二十一日期シ必ス来ルヲ約ス、第九時出宅下奈良・玉井二行、長谷川太平 部ヲ発行見ル、甚輕発ニテ言語聊力洪シ、○玉井孫四郎病状ヲ問フ、同様ニテ疲勞漸々来ル、只恐ラクハ鬼簿ニ登ランコト、同氏ニテ喫飯、酒屋三升兩三日中ニ送ルベキヲ伝ヒ、鯨井ニ至リ茶器ヲ見花瓶并ニ画幅ヲ借ル約シ、葡萄酒飲ニ歸ルトキ第十一時半也、此日大人見舞ニ来ルモノ、上中条和二郎養子并ニ肥塚大塚折右衛門来ル、玉井鯨井ニテ小学文範二冊ヲ借ル

十一月九日 晴 雲甚多シ、午前より秋風雲ヲ散ス 弟関次郎より信書昨日到着、因信書讀ム、病快氣ニ至ラズ故ニ帰省入院事議来ル、一旦帰省可ナリ決シ回答書出ス事ニ決ス、芝居興行諸色ヲ借来ル、因竹及木財ヲ貸ス、故ニ午前甚忙、中村義母眼ヲ病ミ東

京行、治原十旬快氣ニ到ラス、故ヲ以テ行テ病状ヲ問フ、片眼暗クシテ恐クハ明ヲ失セン、近日歸村、義父明日上途東京二行迎フト云フ、酒ヲ酌ミ午後第四時發シ歸ル、○勝安房揮毫一絶ヲ貰歸ル、○歸途長谷川ニ寄り不在、宅ニ入時第七時ナリ、新宅伯母玉井二行、鈴木孫四郎病状ヲ問、玉井並木甚六来リ、大人病状ヲ問フ為ナリ

(*以下、月日不順)

十一月十九日 雨 中村氏昨夜来リ一泊、午前十日迄談話、夫ヨリ熊谷行クトテ去ル、午前書簿ヲ尋ネ桶類積ヲ算出セントシ法ヲ案シ、午後二時魚屋忠五郎来ル、會計事為ナリ、歸ル時四字ナリ、

山田鉄五郎来ル、金拾円借用致シ度旨申入ル、甚三郎来ル

十月十日 芝居興行二付呼状ヲ認

十月十一日 大二雨ヲ催ス 玉井佳助遣ス、鈴木孫四郎氏病状ヲ問フ、半次郎中条より北河へ遣ス、長谷川氏より返書ニ、十三日

晴天ナラハ可来ト答書アリ

十月十二日 午前雨 午後晴 熊谷行、先ツ八木原二老母ノ病状ヲ問、青木氏ト葛藤ヲ中裁ヲ謀ル、多事ナルヲ以テ後日ニ譲ル、

午餐ノ饗ヲ享ケ、青柳ニテ骨薫ヲ見、提籃の莖子ヲ買ヒ并湯冷シ一箇ヲ買フ、夜ル甚三郎ト松田屋会シ共ニ歸ル、芝居興行二付諸

物品ヲ調成料理ノ方ヲ定ム

十一月十三日 晴 玉井村並木甚六来ル、止メテ芝居興行ヲ見ル、

家僕并ニ婢菊・美智等ヲ遣ル、余モ行テ見ル、○成田栗原来ル、為ニ小酌ヲ設ク、八木原氏モ共ニ酌ム、演劇ハ伊達噪動ナリ、政岡幼主ヲ看護シ、婦某来リ謁シ、事ヲ以テ強局ヲ退テ自代ラン欲シ、婦兄威ヲ仮リ威幅ヲ張ントシ、他婢不奉政岡局位ニ復ス、恨ヲ含ミ刺客ヲ托シ幼主刺シメントシ、政岡ノ意ニ出スモノ、如ク

ス事蹟ル、第二、千松ヲ殺シ以テ幼主ノ難ヲ避ケ処ト為ス、第三遺忘セリ、夜甚六泊ル

十一月十四日 曇雨將降、午時より漸晴 柿沼四分一兵七来ル、

芝居一覽ノ為ナリ、今井伊勢五郎来ル、大人病状ヲ問為ナリ、第

十二時ヨリ劇場ニ臨ム、此日ハ婢春ヲ從ヒ母劇場ニ到ル、第二時

寫田・樋口・木元・新井ト区務所ヨリ来リ、我場ニ来リ宴ヲ開ク、

技ハ鏡山○阿小屋琴貢メ○床屋娘智入○娘復仇○等ナリ、夜区務

所処連ヲ迎テ酒ヲ出ス、第八時退散、此日ハ旧曆惠美須講ナリ、

夜此事アルヲ以テ尽膳部ヲ捧ク、並木甚六九時ニ歸ル

十一月十五日 晴 此日麦根初日トス、第十一時清水藤左衛門

来ル、大人病ヲ訪為ナリ、熊谷村田儀四郎来ル、會計為ナリ、栗

原氏来ル、芝居貸道具返却ノ為ニ大勢来、夜八木原氏来ル、明

日熊谷二行孫四郎・青木葛藤処置ヲ談ス、長谷川氏来、七名社ノ

鍵ヲ送り来ル、本月ヨリ余書籍幹事ノ撰ニ当ルト云フ、且熊警察

ヨリ引合余ト中村氏ト委員ナリ告ケ来ル

十一月十六日 晴 今春中里ニテ買得橙実將黃、窃盜アランヲ恐

レ構ヲ為ス、午後半次ヲ役ス、竹次郎来ル、竹次郎ハ本日ヨリ来

リ候約ナリ故ヲ孝五郎下中条へ迎ニ遣シ、午後第四時ニ来ルナリ、

明日ヨリ国五郎来ル約ナリ

十一月十七日 晴 補十八日 午前橘ノ構ヒ指揮シ、午後熊谷市

行、又八木原二行キ病状ヲ訪ヒ、且葛藤中裁説ヲ聞テ歸ル、青木

湯涼ヲ渡、長谷川へ塩出シヲ引合、陶器ヲ見テ歸ル、夜二入ル

十一月十八日 晴 麦根入前田略了セントシ不終、明日ノ雨ヲト

ス、不判大二憂フ、夜中村氏来リ、熊谷警察署屈方談シ議不協、

社員ノ再議ニ附セント決、戲戦十二時ニ到ル、十七日竹次郎并ニ

国五郎来ル

(*十一月十九日は、十二月九日次条に既出)

十一月廿日 晴 正午十二時六十度 勘定帳二着手、午後二時栗原先生来ル、八木原氏来ル、十時石原寺山清三郎大人病氣見舞二来ル、魚式尾贈ル、浦吉病氣不勤、兄来ルへ孝五郎迎ニ遣シ、夜塩ノ注文トシ八木原支店代二馬夫寅三郎来ル

(*次条以下日付錯乱)

十一月廿三日 晴 午前橘ヲ採リ構置ク、橘数四百僅ニ式ヲ欠ク、終ニ午後第二時ニ至ル、昨日八木原味甘樹下川上村ニテ買入漸ク門前迄取寄セ、本日午時位置ヲ定メ運搬シ下僕三人ヲ貸ス、此日八国五郎・喜藏ノ不幸ニ行不勤、午後第三時柿沼村沼尻兵七来、午後第四時過より喜藏方ニ行弔フ、夜帰宅、夜入談之為ニ安右衛門老人来ル、午後第十一時玉井村ヨリ人来リ曰ク、昨日午後第四時ニ孫四郎病死スト、且明日午時ノ葬式ナリト云フ

十一月廿一日 雨 勘定帳仕組〇八木原氏十二時ニ来リ、会計事ノ談、〇午前第九時孝五郎髪ヲ苒リ遣ス、〇此日上中条へ行キ芝居興行ヲ視トシ、雨ヲ以テ止ム、〇髪師来リ剃髻

十一月廿二日 晴 午前勘定帳仕組ミ、午時八木原ニ行キ変死人始末書ヲ談シ帰ル、于時鈴木左弥来、馬見塚校兼勤加藤邦之助退職セントシ指揮ヲ待ツト、因テ官庁ヨリノ命令力、且ツ区務適宜より命セシカ照会ナリ、因テ学校事務局ヨリ指揮ニ出タルヲ答ヘ遣ル、午後熊谷へ行キ八木原屋又行キ青柳ニテ器物ヲ見ル、帰途阪蔵ニ寄り金談アリ、松田屋清蔵ニテ晚餐ノ饗ヲ受ケ帰ル、此夜迎孝五郎ナリ

十一月廿四日 晴 朝曇漸々雲散甚穩ナリ 朝新聞駁論ヲ書ス、第十時八木原藤左衛門玉井不幸ニ付見舞来ル、勢昇一來ル、第十一時ヨリ八木原愛助君玉井村見舞ニ来吳玉井同道、夫より七名

社ニ行クヲ托ス、后後若し早ク終ラバ社ニ行ヲ約ス、此日喪ニ会スルモノ甚多シ、午後第四時ニ式終テ七名社ニ行ク、中村・石阪(外脱)其七八名来会、熊谷行委員ヲ中村ニ托ス、関次郎帰省、脚氣病ニ付慶應義塾引払、此日風雨針針買来ル

十一月廿五日 晴 朝英国葡萄酒ニ霜除ケ、第九時ヨリ ャ ヲ井戸屋ニテ買へ、孝五郎并ニ満蔵携ヒ採リ帰ル、時第十一時ナリ、田島樵雲・沼尻兵七郎同伴ニテ来ル、為小酌ヲ設ケ午後第三時ニ帰ル、熊谷矢野玄貞妻来リ、大人病ヲ問フヲ名トシ、実頼子加入ヲ捉シ来ナリ、第四時帰ル、夜ニ入宮ケ戸伯母来ル、玉井へ不幸見舞ヲ兼来ルナリ、此夜矢野ノ土産牛肉ヲ佃煮ヲ為ス、此日柚醬ヲ造ル、新宅伯母周旋、本日ヨリ国五郎暇ヲ三日間遣ス

十一月廿六日 晴 金銭出入帳ヲ造ル、第十一時過到ル、十一時矢野玄貞ヨリ頼母子加入成否ヲ問ニ来ル、金五円加入可致ヲ答フ、第十二時ヨリ玉井鈴木ノ忌中弘ニ行、宮ヶ谷戸伯母帰宅ニ付玉井迄同伴、忌中弘ニ会スルモノ甚多シ、田暉・森・中村・鯨井等同席、石阪・小島兩人見舞トシテ来リ、暫ク談話、夜入り帰宅、玉井酒屋へ五升近日送り呉レ様約ス、美智ヲ酒巻ニ遣ス、小学校竹次郎頼ミ亦孝五郎ト送り行ク

十一月廿七日 晴 第十時迄障子張り、第十時より事務所ニ行地価帳ニ調印、午時より熊谷行、池田へ托シ書ヲ以テ中郵へ金ヲ促ス、松田屋へ鰻ヲ托シテ買フ、青木仙右衛門行キ弔ス、老人八木原ト相続之葛藤ヲ生シ大人ニ囑シ所置請フ、辞スルニ病ヲ以テ、殆ニ二時間ヲ消ス、青柳ニ行茶碗并ニ盆ヲ買フ帰ル、八木原ニ行病状ヲ問フ、夜帰ル、孝次郎迎ニ来ル、八木原同帰、此夜孝五郎佐五郎へ被招遅帰ヲ以テ謝ス、伊勢久へ金50送ル、端書式葉ヲ出ス(久嘉)船促ス、〇石川より阿波通信来ル

十一月廿八日 晴 風雨ヲ修繕ス、午前伊満利古茶碗ヲ洗フ、八

木原屋来リ〈石原〉青木慶嗣之件ナリ、共八木原二行き談シ、明日カ明後日ヲ期シ熊谷ニ行ヲ約シ、薄暮ニ玉井酒屋来ル、夜桶屋錢五郎来ル、此日中村より回章ヲ以テ臨時集会ヲ促シ来ル農 唐臼挽き

十一月廿九日 晴 朝座敷ヲ掃除ス、十二所又市来リ、質品取替リ趣申来ル、断然取替リ由ナキヲ答フ、且置主浅五郎可遣旨談シ歸、暫ク物品預リ呉候様申聞ニ候共、拙家ニ預ル理由ナケレハ不預ヲ答、此日七名社演說届事ニテ粉議ヲ生シ、幹事三名へ中村・長谷川・生ト・特撰委員石阪ト中村氏宅ニ会ス、余ノ中村二行シトキ第十一時ナリ、石阪已ニ在リ、長谷川不来、午後第二時長谷川来会、七名社届ケ方議シ、明後一日ヲ以テ三名熊谷ニ会、二日警察署ニ出決スルヲ約シ第三時退出、余は老人ト戦碁、薄暮ニ帰宅

十一月三十日 晴 愛助来ル、十一時熊谷中島屋来ル、書画器物ヲ示ス、午後三時二婦ル、玉井鈴木賢次来ル、校務掛より依頼ニ寄り鈴木辰弥転校之件ヲ談ス、八木原ニ永井某来リ、本校ニ従事致トテ余モ行テ面会ス、夜太田中村代来ル、同安右衛門入浴之為来ル、同甚三郎来ル、夜上之邨島田文五郎来リ、娘しん在家飯塚ニ遣ス筈ナリシカ、故アリテ止メンセンシニ媒人不聴、之ヲ止ムル策ヲ如何ト謀、大人指示シテ歸ル、幸ニ昨夜示談セシ旨来話

十二月一日 昨 暖静 勘定帳ヲ調、午後第二時長谷川・中村二氏来ル、本日熊谷行約ナリ故来ル、直ニ衣ヲ襲ヒ共ニ行へ鐘鉄蔵同行シ魚并袖ヲ買送ル、余ハ斎藤周一郎宅ニ行キ校長転校事ヲ談ス、校務掛托為ナリ、薄清水楼西洋料理饗アリニ行き竹井澹如来リ、共ニ本社届ケ方ヲ議ス、其儘置可否共不言シテ置クヲ上策ト

ス、余其説ヲ非難シ、一回届ケ置き争ノ端ヲ開キ後傍觀スヘシ、甲乙相論シ、石阪我輩ノ説ニ左袒シ終ニ届ケノコトニ決シ就寝、時第十二時ナリ、寢第三時ニ到ル

十二月二日 晴大風 第八時二起リ喫飯、斎藤周一郎来ル、暫談話、第十時半警察所ニ行き届書出ス、午後一時ニ呼込ニ付行、先般長官へ出セシ写ヲ可出ト達シニ付、飯ヲ喫シ後写ヲ出ス、承置トノ事ニテ用済、演說題ハ前会届ハ難致ト述フ、当分夫ニテヨロシトノコトナリ、石阪等ト分レ長谷川ト端物ヲ買ヒ、又分レテ八木原屋ニ行き、青木寄り古器物ヲ見テ歸ル、昨東京奥原より書面ニテ十日頃ニ可来通信ナリ、因テ大人ヨリ直ニ返書可出ト添書ニ付、夜松田屋ニテ認投函ヲ托ス、四五日来風邪冒サレ、右風より熟寒甚シ、夜帳簿点檢シ寝

十二月三日 晴 風邪ニテ不能起座敷ニ寝、肥留川只次郎暴言ヲ吐キ八木原怒ル、余ニ謝ヲ托ス、午後八木原来ル、肥留川ノ托スル所ヲ以テ言フ、八木原モ其一般ヲ諾、家法改正云々ハ後日ニ讓トシ、一書ヲ裁シ中島屋ニ送り謝スルコトニ肥留川ニ談ス、薄暮肥留川ト共ニ八木原ニ行謝

十二月四日 晴 風邪不能起、肥留川氏寢所ニ来リ今朝妻出テ中島屋ニ行ト、家法如此ハ居モ安スル能ハス故、実家ニ復セシヲ請為ナリ、藤左衛門肥留川咤ニ中島屋ニ行き事ハ然タリ、第十一時ヨリ昇一來リ、治療午後四時ニ到ル、八木原氏来リ、肥留川妻不服ヲ唱ヒ歸入セス、故ニ明日代藤左衛門遣リ中島屋ト議シ歸入ヲ謀ラシムト談ス

十二月五日 晴 藤左衛門来リ、本日八木原ノ代ヲ兼中島屋行妻ノ婦入ヲ談ス、風邪不晴、勘定帳ヲ調フ
十二月六日 晴 風聊快ヲ覚フ、勘定帳調

十二月七日 晴 午前八木原愛助君備ヒ阿波通信第四号之報ヲ書ス、正午落、午時テ熊谷行郵便局ニ托ス、肥留川事ヲ談シ家法建テニ従事致候様托ス、銀湯沸并茶托ヲ借歸ル、茶媒も添之、夜帰宅

十二月八日 晴 朝八木原来ル、因テ肥留川托ニ付前罪ヲ謝ス、第九時肥留川ヲ伴ヒ八木原二行、謝ヲ述テ歸ル、正二午出宅深谷演説会ニ行、途ニ車ヲ備深谷行、学校ニ第一時ナリ、此演説

(以下七八行分空白)

視察官熊谷警察署長・鈴木八等警部・巡查式名ト来リ臨席、終ニ夜ニ入ル、長谷川・石阪・中邨・樋口・小林・余ト阪本宅ニ到ル、小宴ヲ開きて饗ス、遂ニ一泊、中邨独歸リ熊谷ニ泊ス、此日演説倚百五十名近シ

十二月九日 不晴 雨ニ催ス 未曉ニ起リ宮ヶ谷戸ニ到リ朝餐饗ヲ受ケ、第十一時八和尚共ニ玉井ニ至ルへ宮ヶ谷戸伯父 高崎ニ到リ不在、鯨井ニテ周笠面幅ヲ借、午餐饗アリ、酒屋立寄り帰宅、夜第七時ナリ

十二月十日 晴 勘定帳調ブ始終ル

十二月十一日 晴 朝島税藤左衛門・十郎右衛門納、髻ヲ剃十二時より七名社ニ行、此日相会スルモノ石阪・阪本両氏のみ、薄暮ニ退散

十二月十二日 勘定帳校合、第十時より熊谷行、石原八木原屋行葛藤中裁事ヲ聞き、青木老人望み大ナルヲ以テ、中裁人断然事不協謝シ中裁ヲ止ムト云フ、八木原氏モ又来リ共ニ談ス○青柳ニ而支那水仙ヲ買ヒ携歸ル、仲町ニテ用達シ夜歸ル、孝五郎迎トシテ来ル、中寫屋より肥留川へ書面ヲ被托歸途立寄談ス、同人不在妻ニ談シテ歸ル○村田・中寫屋書面作り、明朝送ル為ナリ

十二月十三日 雨 朝八木原二行き書面ヲ頼ム、小作帳ヲ写ス、午後下奈良郵行き長谷川病氣ヲ問、次ニ中奈良石阪二行き返金、石阪ト暫ク談話、玉井邨へ回り酒屋三升注文シ鈴木本家立寄夜歸ル

十二月十四日 晴 唐臼挽済ム、米式拾五俵得ル、夜八木原・菱沢・米弥等来リ、頼母子株ヲ分ツ、精十時ニ歸伏

十二月十五日 晴 午後八木原屋塩代納ブ、于時八木原来、柏屋より秋元氏關係ニ付迂生ニ内信ヲ委托セラレ、第三時より熊谷ニ行、魚屋忠五郎方ニ金員ヲ貸シ、証書ハ柏屋ニ届クル筈ナリ、中島屋ニ寄り高机・香灯・花瓶ヲ借り歸ル、本日菱沢・八木原ト頼母子ニ付柏屋ニ行泊ス、相会フ者四十九人ナリト云フ、秋元より頼母^{子殿}貴受度云々願アリ、八木原氏被托所ヲ談ス、中寫とめ死去ニ付見舞

十二月十六日 晴 第九時柏屋発歸宅、于時十二時ニ及フ、午後口ナシヲ貰花瓶ニ挿ム、茂三郎長男死去ニ因リ見舞、此日無事、薄暮八木原常右衛門来ル、頼母子集金ヲ預リ

十二月十七日 晴 午時中寫豊五郎来リ、とめ死後所置為ナリ、上手^{子殿}小林邨酒卷氏来リ、生ハ熊谷市行ク、先ツ新宿八木原ニテ塩代ヲ受取ラントセシニ、八木原本家書拔ヲ托シ故ニ、未タ不来旨ニテ空シク歸ル、八木原屋行キ青木寄り夜歸ル、此日東京より塩品なしニテ積入兼ル旨伊勢嘉より報アリ、迎ナシニテ夜歸ル

十二月十八日 大工^江指揮シ○聯ノ下夕地ヲ作ル、伊勢久へ書面ヲ出シ塩半杯注文、午後三時長井吉来リ、質品不正モノアリ、成田町ニ出頭致し呉レロトコトナリ、且警察署より御用状出ス、十九日喚徴状ナリ、菱沢・八木原ト頼母子勘定為来ル、生立云結算且兩人掛還シノ出金額ヲ定ム、夜第十時ニ至ル

十二月十九日 晴 八木原来り、青柳ニ托シ置シ茶火ハタキ携来ル、本日成田警察より喚出ニ付、篠田長吉同道ニ而行田町二行警部ニ届書ヲ出シ無程呼込ニテ、質不正達セラレ物品預リ出シ、午時ニ及フヲ以テ長吉ト共ニ鰻飯ヲ喫シ、生ハ樋口氏ヲ問ヒ、帰途竹内ト会シ暫時相話シ、区務所ニ行夜帰ル、篠田氏ハ先ニ帰ル、生ノ宅来リ居ル

十二月廿日 晴風 聯ノ下張り為ス、柿沼沼尻兵七郎来ル、熊谷山岸政五郎代来リ金談、午前大工ニ指揮

十二月廿一日 曇 雪ヲ催シ、夜ル無雪シテ雨降 早朝又行田警察、質品ヲ為持出テ物品領置、請書并ニ始末書ヲ出シ帰ル、帰途区務所寄り学校事ヲ島田ニ托シ夜共帰ル、○富田万次郎帰省

十二月廿二日 晴 朝大工ニ指揮シ○関次郎つれ吾妻ニ診察乞フ、肺病ニ付治療ヲ可然被申聞葉ヲ貰帰ル、余は熊谷市用ヲ弁シ、代郵七名社会議ニ出席之、心算ニ而藤屋ニ前ニ到リ須藤ニ邂逅シ、小泉・石阪清水楼ニ在リト聞キ行テ面会、午餐喫シ一話「此時中寫孝三郎来リ高倉談アリ」終薄暮ニ七名社ニ到ル、小泉・石阪・余ト三人ナリ、于時皆帰ル、愛助氏ト共帰宅、未暮ナリ

十二月廿三日 風晴 熊谷支庁へ地券書換願ヒ第一時ニ用済、八木原屋ニテ忌明ニ付尋行ク、高柳及甚三郎同席、第三時帰り青柳ニテ朱檀の台買ヒ帰ル

十二月廿四日 雪帰ル、積ニ至ラズ 第十時関次郎吾妻ニ遣ス、第一時ニ帰宅、第二時ヨリ聯下拈リ、明日大掃除致ス、心算決ス、万次郎実家行ヲ止ム

十二月廿五日 曇或ハ雨ヲ催ス 早曉甚三郎来リ門ヲ扣ク、本日掃除加勢ノ為ナリ、不霽ヲ以テ止ム、故余ト同寢明ヲ俟ツ、第十時上中条中郵柳助氏来ル、頼母子金ヲ渡ス、午時一童書ヲ携来リ、

奥原晴湖本日来ルトノ書ナリ、雨微降ヲ以テ不來想像シ、明より掃除事ヲ決ス、夜石川太蔵来報曰ク、晴湖来ル于時夜第六時ナリ、暫クシテ松田永吉道ヲ至ル、晴湖養女ヲ阿翠ヲ携ヒ、晴嵐・晴林從之、熊谷駅ヨリ徒歩シテ来リ、小酌ヲ設ケ且談且話西遊ノ事ニ及ブ、第十二時ニ寝ニ就ク

十二月廿六日 晴穩 補廿七日 奥原晴湖先生ヲ慰ムル為メ小林古鼎氏ニ使ヲ馳テ蔵幅ヲ借り、其幅杏雨・華山・蔣翁・春水・春風・皆川、敬堂氏ニ借ル所幅、東湖・五岳・逸雲、佐藤ニ借ル所ノ幅、王文樾・五岳・半田・華山、器物、銀瓶・銀ノ茶托・茶媒、玉井鯨井氏借ル幅、朱之瑜・周笠、高麗花瓶、終日談話、明日太田行約ス、車行不便ナルヲ以テ止ム

十二月廿七日 晴風 熊谷へ甚三郎遣シ、明日東京へ人力車三輛ヲ約スへ二人乗り、賃錢七円ナリ、カステラヲ焼キ先生ヲ饗ス、八木原鰻并酒ヲ送り先生ニ呈ス、龍淵寺宝蔵九幅ヲ借り觀ル、此日院主来リ、會計為ナリ、故二院主ニ請宝蔵ヨリ借ルナリ、掛ケ額ノ三人合作ヲ托スへ晴湖・晴嵐・晴林、別ニ晴湖書額ヲ揮フ、鯨井托スル所ノ周笠ノ鑑定書ヲ請フ、正人勿論ト雖モ当時流行品ニ非ス、故ニ定額壹円半ノ品位故鑑定書不及モノナリ、故ヲ以テ止

廿六日補、晴湖・川上冬彦絹本花鳥幅、翁センペー・花卉ナリ、且江島よりアワヒノナラ積

練太織ヲ晴湖ニ、生太織ヲ晴嵐・同晴林、五色糸并ニ金式百匹阿翠女子ニ報ユ、夜三郎右衛門来リ話、明朝未明発足ナルヲ以テ談

十二月廿八日 晴淨 午前三時三十分車夫来リ門ヲ扣ク、東京行為ナリ、早起シテ行替ナシ熊谷ニ送ル、于時天漸明行灯消シ別ル、

熊駅起家稀ナリ、奥原二筑波町二別レ松田家二行キ今将起暫話
 茶ヲ喫シ文友堂ニ至リ又藤屋行き、支庁ニ到リ地券下ケヲ願フ、
 八木原ノ委任状ナシ困却、第十二時頃関次郎到ル、委任状ヲ余ニ
 送ル為ナリ、直チ二下ケ携テ青木仙右衛門二行キ、本年貢金其他
 立替ヲ弁償、八木原二行ク、午餐ノ饗ヲ受ク、帰途長谷川多平ニ
 逢フ、明日来約ス、薄暮帰宅、明日大掃除ノ手配ス、伏時第十一
 時過ナリ

十二月廿九日 晴 午前四時二起リ甚三郎来働ク、前日坐敷除掃
 成ル故ヲ以テ第十二時二殆終ル、村田儀四郎来ル、寺山松三郎ノ
 頼ニ因ルト云フ、午後長谷川多平来リ泊ス、夕方林蔵・崑蔵・藤
 三郎・清助・理三郎等来リ、明伊勢参宮為出発スト、夜生右数人
 処ニ到リ餞別ス

十二月卅日 晴 小林・長谷川中島屋二借ル所諸物品ヲ返ス、万
 次郎宮ケ谷戸遣ス、長谷川帰ル、万次郎ト同行、端物ヲ鈴木ト宮
 ケ谷戸ニ送ル

十二月卅一日 晴風 明元朝ノ吉礼祝スル為諸特物調成、第十一
 時十二所二大祓人形ヲ携行キ村社ヲ拜シ且幣ヲ携帰ル、此日伊勢
 諸尊ノ幅ヲ長吉へ歸ス、柿沼ノ沼尻氏来ル

明治十二年日誌

一月一日 晴風 正午へ風雨針寒暖計 神前献灯例ニ因ル、上之
 村ノ内成田年賀幣物ヲ造ル、第十時八木原二行キ年ヲ賀シ、愛助
 氏ト共学校二行き、村内一同年ヲ賀スル為ナリ、皆不来藤左衛門
 独来ル、三人共年賀姓名簿ニ登記、村社行詣シ、生八上ノ村へ行、
 龍淵寺・栗原・秋元・並木四家二年ヲ賀シ帰ル、于時第四時ナリ、

十二所ノ八百吉途会シ大人不例故ヲ以テ事弁セスシテ帰ル、又共
 二宅ニ到リ同人事ヲ弁ズ、長吉妻サワ来リ、ハル本年備役事ナリ、
 大人服痛、甚三郎為二泊ス、薄暮佳助ヲ遣シ昇一ヲ迎フ、不在
 農 本日休業、佳助歳男トス
 馬 休

一月二日 晴淨 午へ針計 第十一時栗原先生ヲ招キ大人病ヲ
 診察セシム、孝五郎病氣ニ診察ヲ請フ、篠田長吉来リ、春明年備
 フコト談ス

農 野原山へ薪採、佳助・浦吉

馬 酒巻二炭ヲ贈ル、未歳祝ノ為ナリ、塩魚弔尾、帰北河原ヨリ
 本齋附帰ル、午後新齋田ヲ取ル、此日本齋百俵内新五十俵着
 船伊勢久出

此日東京送り年始状ヲ書ス

一月三日 晴 午へ針計 第八時坂蔵由兵衛ヨリ使来リ金ヲ送
 ル、第九時頃二庄三郎来、数術ヲ余ヲ訪、常右衛門長男モ又来リ、
 年金収入、午後柿沼村沼尻兵七郎氏来ル、肥塚車屋主人モ来リ、
 宇野愛三郎来リ、預リ金ヲ渡ス、稲村安右衛門来リ、志村千六勘
 定方為ナリ、栗原先生来ル、薄暮村田重兵衛来リ、会計事為ナリ、
 夜記簿後火舩ノ図ヲ写ス、是大沼へ注文為ナリ、第十二時寢就
 農 野原芟薪、佳助・浦吉・国五郎・新家丑五郎四人
 馬 朝塩上之郵桜井四俵送ルへ本二新二、薪運二反

一月四日 晴 午時へ針計 納見チヨヲ呼ヒ、春吉本年備入レ
 ヲ約、第十一時二発シ熊谷二行、経師屋、玉立・直入二合作一合
 三幅裱袴ヲ托ス、中島屋二行き翁せんへへ并扇子式ヲ贈ル、清水
 二到リ社員来会スルモノ問、本日酒造人ノ会合ニテ雑踏故諸君池
 亭二集ル云々、直池亭ヲ趨行、相会スルモノ五六人、長谷川暫ク

ニシテ到ル、万次郎転業事ヲ談ス、小泉・竹井等到リ類談話、竹井澹如祝酒ヲ出ス、飲了テ松村亭ニ登譚舞時ヲ移ス、又吉見楼ニ行き小酌且晚餐ヲ喫ス、帰時第十二時ナリ

農 芟薪、佳助・浦吉・国五郎・新家丑五郎

馬 野原ニ行キ薪運ヒ二反

一月五日 晴風 午〈針計〉 長寫万右衛門来リ、金談アリ、本日旧曆十三日ニテ明日ヨリ傭人賜暇ノ旧摺ナリ故帳簿ヲ調成シ、

第十一時八木原藤左衛門仏事招ニ応リ、午餐供養亭テ歸リ、母ヲ遣ル、夜傭僮各自調書成ル、第四時成田龍淵寺ニ行、八木藤氏暮ニ詣ス

農 佳助米搗、国五郎俵ヲ拵ヒ、浦吉外被造リ俵ヲ拵フ

馬 野原ヨリ薪ヲ採再反

一月六日 晴静 午〈針計〉 傭人渡シ調書ヲ再算、春吉母ちよ

ニ実父文右衛門来リ、本春吉傭入約ヲ決ス、年俸十円貸金拾貳円ナリ、上之村渡辺兵七来リ、会計事為ナリ、小林兵右衛門代理来リ、運賃ヲ払塩代ヲ受取ル、石川金右衛門弟由五郎来リ、金融談アリ、五十円ヲ貸スヲ約ス、揉医勢昇一來ル、栗原先生来ル、東京ヨリ画式葉通運ヨリ達シ来、八木原藤氏托為ナリ、崑田万次郎来リ、明日浦和帰校ヲ栗原へ約ス、国五郎・佳助・浦吉・半次郎調書ヲ渡ス、半次郎独残リ、明日ヨリ薪ヲ採ル為ナリ、阿菊モ又止ル、余ハ皆帰省ス

農 薪ヲ二階ニ上ル、佳助熊谷ヨリ肥糞ヲ運フ、国五郎・浦吉米ヲ直シ、午後休ミ、旧十二月十四日ニテ暇ヲ賜フ

馬 野原ヨリ薪ヲ採ル、独リ残ル

傭人等帰省人少ヲ以テ喜三郎来泊ス、明日江袋村江袋氏頼母子ニテ報アリ、故ニ書ヲ以テ掛合江袋氏ニ托ス、夜二日已降日記ヲ書

ス、肥留川只二郎氏来リ袴ヲ返ス

本日蔵入米ヲ改ル、左ノ如シ

〈手作小作〉合百貳拾九俵

〈白ノケ外被ナシ〉六俵

粃白六俵

白米三俵

西蔵入り

貳拾貳俵、但買米ナリ

一月七日 晴静 午〈針計〉 小作帳不明ヲ調成シ、上之邨小鮎

周三郎へ書面ヲ送ル、第十二時ヨリ熊谷行

買購 麻 枡 アハヒ 小半紙 数子 百合 古文典刑 齒磨

約 村田調 寺山調

馬丁半次郎ニ命シ、小松數十本ヲトラシム

農 人無クシテ休ミ

馬 野原ヨリ薪運

夜喜三郎来泊、婢菊暇ヲ賜帰省、報知社説ヲ読ム(六日七日)、八

木原主人来ル

一月八日 晴 午針計 婢欠クヲ以テ孝五郎・喜三郎婢二代リ飯

ヲ炊ク、一奇ナリ、元右衛門小作帳調べ収米ヲ減ス、婢菊歸ル

客 金右衛門弟石川由蔵来ル、会計事ナリ、菱沢六右衛門来ル、

家法建八木原ニ依頼為ナリ、九日誤ナリ、江森喜平・八木原

仙蔵来ル、浦吉作業傭入為ナリ、沼尻兵七郎来ル、長谷川多

平来リ、葡萄酒壺瓶ヲ遣ス

此日小松ヲ植ユ

農 休

馬 野原ヨリ薪ヲ運フ、午後北河原川岸より塩取ル

勢昇一来ル

○ 十月九日 晴風 午〈針計〉 第十時大塚喜平仙蔵ヲ伴来リ、浦

吉備入事ヲ談ス、来客多ク午後二及フ、秋元善之助氏来小鮎藤七
 伴同伴、証書改テ隼延ヲ約ス、勸業構其他談アリ、太織志端ヲ贈
 ラル、上中条郎中郎孫兵衛老人来ル、勸業購抽籤談ナリ、栗原先
 生来ル、談夜第八時二及フ

農 休

馬 休

○ 上之邸斎藤へ書面ヲ送ルへ十日ナリ

○ 十月十日 晴少風 午〈針計〉 第四時甚三郎托シ勸業構^(講也)行ノ代

理セシム、栗原先生来ル、根岸浅蔵来リ、国五郎明年傭入事ヲ談
 ス、喜三郎頼ミ喜蔵方頼母子ニ行代理セシム、此会当リ籤ニテ集
 金ヲ携歸ル、午前八木原藤左衛門来リ、晴湖謝金ヲ受取ル礼トシ
 テ練羊かん壱箱ヲ被贈

農 休ミ

馬 休ミ

○ 十月十一日 晴少風 朝石川善六来リ貢金融通被談、第八時十二

所繁蔵方ニ行小作督促ナシ、弓削権八方へ行音五郎智入リヲ賀シ、
 篠田長吉方ニ行婢明年傭入レ事ヲ談シ、第十時帰宅、国五郎肥塚
 水車へ遣シ麦粉ヲ作ラシム、十五日ヲ期シ歸ル、稲村甚三郎午時
 熊谷勸業構より歸リ来ル、来会鳥田当籤ナリト云フ、勺葉ヲ植ユ、
 喜三郎来泊シ浦吉モ又来泊ス、長谷川より寄附金請書促来ル、廿
 六日佐間村ニおゐて演説会ヲ開キ、加藤政之助ヲ呼事ヲ郵便ヲ以
 テ照会セシト、長谷川より報アリ

農 休ミ

馬 休ミ

一月十二日 八時雨雪甚微、第十一時ヨリ北方晴 九時小八ツ林

堀嘉平太来リ、上之村小鮎周三郎来ル、宮田浪江来リ、寫文五郎
 来リ、下中条磯部源次郎来リ、竹次郎借用金返済方之恩惠願之為
 来ルナリ、其請許ス能ハサルヲ言テ歸ス、此日吉辰二付大寫兵二
 郎及善六次女婚礼アリ、善六へ関次郎遣し仙之丞へ生自行、並木
 甚六・沼尻兵七来リ居ル、第三時より熊谷行、松田屋寄リ東京三
 河より書面ヲ請取り并ニ浦和万次郎より書面ヲ領収ス、六明社文
 友堂ニテ日本開化小史ヲ三冊ヲ借歸ル、藤屋ニテ文鎮買フ、油屋
 源兵衛ニテ塩代取ル、立華堂ニテ帽子ヲ買フ、村儀ニテ書拔ヲ取
 ル、寺山ニテ長谷川ニ会シ米ヲ相談ス、寺山ニテ調差引殘金ヲ取
 ル、石原版木屋ニテ印式ケ買フ、坂蔵由兵衛金ノ融通被談、松田
 屋夕飯喫ス、浦吉迎トシ来ル、第八時三十分ニ帰宅後帳合

○ 十月十三日 晴 午〈針計〉 早朝八木原主人来リ、共ニ朝飯ヲ

喫シ暫クニシテ秋元善之助来リ、第十時二歸ル、新宅ノ甚三郎来
 リ帳面ヲ贈ル、金穀勘定帳文字ヲ書ス、米価三〇渡ス、午後村田
 書拔き調査ス、春母来リ、本年傭入ヲ約シ証書成、第二時熊谷八
 木原屋老母・櫻蔵来リ、歳暮祝ノ為来ル、酒ヲ出ス、第四時二歸
 ル、薄宮ケ谷戸伯母来ル、泊ス、夜柿沼村中沢次郎吉来泊ス、夜
 端書郵便ヲ調フ

○ 十月十四日 晴 午〈針計〉 八木原氏来、上川上校教員進退事

ヲ談ス、十二所方右衛門来ル金融、宮ケ谷戸伯母ト万次郎齒醫師
 転業事談ス、床屋来剃髻、午後高柳喜兵衛来リ金融、長谷川多平
 来リ金融、長野高沢磯右衛門来リ、年賀為ナリ、村田儀四郎春已
 来塩取引調書ヲ考フ、本日十四日ニ付棚ヲ下ケ松ヲ抜ク、午時ヨ
 リ宮ケ谷戸伯母歸ル、森満蔵ヲ送ル遣す、夜熊次郎招キ後嗣ヲ談
 ス、米吉来リ家法改正請フ

馬 熊谷行、川岸二行ク

壹月十五日 曇漸晴夜雨へ針計

関次郎吾妻二行ク、朝松儀之

調二掛リ夕方漸成ル、午時成田音次郎来、會計為ナリ、春吉此日

ヨリ引移ル、藤野佳助来リ、明朝約ヲ定メ明日ヨリ引移ルコトニ

決ス、浦吉明日ヨリ引移リヲ命ス、国五郎本日粉ヲ挽キ二行ク、

七五郎傭人タルヲ厭ヒ、愛三郎・要蔵ト共ニ来リ、説諭ス、勢昇

一來ル、佐谷田叔母来ル、中邨・酒卷兩人来リ、七名社届方余ニ

依頼セントシ、余暇ナキヲ以テ辞ス

農 国五郎新宅ニ粉引ニ遣す

十二年一月十六日 大風へ針計 今朝佳助来リ、本年傭入約条

成ル、岡田国五郎も来リ傭入約条成ル、此日甚三郎池上より下達

負債至促シ、薄暮ニ小林鼎来リ金ヲ返ス、元右衛門ナマツヲ携来

リ贈ル、夜八木原弥左衛門共秋元二頼母子ニ行ク、途中甚八・留

十郎小作米ヲ促ス、頼子（母殿）後ヲ三会トス、柿沼又市へ当籤

農 佳助粃米搗、春吉・森兩人下奈良へ〔万〕歳暮送ル、欠国五郎・

浦吉熊谷肥ヲ採ル

馬 休ミ

十二年一月十七日 晴風へ針計 松田屋へ勘定納フ、帳簿ヲ検査、

午時より熊谷行ク、藤屋へ札入注文、筑波町八木原にて勘定取ル、

池田屋へ米ヲ出スヲ約ス、松田屋ニ而証書ヲ書ス、東京奥原より

書面来ル、文友堂ニ而日本開化小史・文法書冊ヲ払、博文堂へ新

聞代払、立華屋へ帽子式ツ代払、村田にて小札引換ル、代松へ行

金ノ引渡談ス、寺山米価ヲ問フ、松田屋にて晚餐饗ヲ亨ケ帰ル、

第九時ナリ

農 佳助昨日残り米搗ク、浦吉馬肥ヲ採ル、国五郎同耘ル

馬 休ミ

一月十八日 晴風へ針計

昨夜帳記調査ス、半次郎来リ、本人

ト請人式人喜代松印形未タ不見当旨にて延印ニ致、本年傭入約定

書成ル、石川善六来リ、金用ナリ、八木原助三郎来リ、是又金用

ナリ、沼尻兵七郎来リ、高柳喜平来リ、長谷川多平来ル、島田松

次郎来リ、督業（カ）西山来リ、不勤之件ヲ談、秋元善之助来ル、吉田

武兵衛来ル、銀五郎来リ、太郎左衛門来ル、夜伴次郎来ル、此日

有金夜調査ス

銀十錢 五十錢

同五錢 一円

同一円 一ツ

同一朱 五十錢

錢壹円十四錢三厘

計金貳百七十貳円七十四錢三厘

農 野原山行、佳助・浦吉・国五郎・春吉

馬 休

一月十九日 曇へ針計 此日旧暦ノ歳末ニ迫ルヲ以テ多事、客

沼尻兵七郎・今井長次郎、馬丁半次郎来リ、塩代取り帰ル、本日

田税徴収日トス、故ニ林三郎分ヲ十郎右衛門方ニ収納、本株明夕

納ル心算八木藤氏ニ計ル故ヲ以テ未納、成田並木音次郎秋元代ト

シテ来、金ヲ渡ス、諸帳簿点驗シ或ハ記シ或ハ除キ無余暇、石川

留十郎小作地ヲ上ルコト申出ツ

農事 佳助・浦吉・春吉麦耘ル、満蔵下中条へ遣シ竹次郎負債ヲ

促ス

馬 藁ヲ俵瀬荻野八百助送り、帰りニ芋三俵報ハル、午後北河原

へ遣し塩ヲ取ル

夜石川善左衛門来り、奥原氏ヨリ托セラルル処ノ茶托五個持歸ル、直ニ茶ヲ煎ル、記簿成り、伏時第十二時ナリ

一月廿日 晴穩 昨夜雪降ル〈針計〉

肥留川ニ行ク、花台ノ事托ス、八木原氏モ来り又藤左衛門来ル、奇遇ヲ笑フ、助三郎来り、勘定後二秋元送書翰ヲ与フ、深谷大谷藤三郎来り、西遊一話殆武時間、第十一時二歸ル、武兵衛・熊次郎来り、負債小平次分ヲ歎き式円拾五錢取り、余利子是用捨、新宅甚三郎熊谷より野原行、第一期租金納ム、上之郵齋藤喜助来り、金之利子受取ル

一月廿一日 晴〈針計〉

根岸浅蔵嫁実家ニ歸リ居、本日婦入セ

ザレハ恐ラクハ事敗レント、吉田十郎右衛門来告、先ツ十郎右衛門行談シ事不叶余説論ヲ請フ、後必ス多事、直チ行き決スルニ不若ト、共ニ出テ浅蔵方ニ行き共談ス、答フルニ右手不自由ヲ以テ、語ハ他日又敗ル、ノ意ヲ含ム、以テ先ツ媒人弓削氏ニ謀リ而後着手スルヲ約シ、十郎右衛門弓削ニ行余ハ歸宅、上中条村中村孫兵衛老人来居、白根長兵衛来り、其他数人皆會計為ナリ、夜甚三郎来り算計ヲ托ス、第十二時二至ル、違算アリ反復相考第二時二及ブ

一月廿二日 曇午後雨〈針計〉

本日ヲ己卯正月元日トス、暁起

氏神へ献灯ノ後出入帳ヲメ、蔵ノ有米ヲ調フ、第十一時熊谷駅松本平蔵来り、商事ヲ話シ并酒ヲ酌ミ、第一時二歸ル、戸長八木原愛助氏来り一話、年賀為メ並木音次郎来ル、本日質屋稅ヲ収ム、午後記簿、薄八木原主人来ル、本年傭人休業等談ス、三日間飯前限、七日迄半時ツ、十一日迄米飯卜定ム

一月廿三日 曇り大風為二晴

第九時出宅、先ツ長谷川氏ニ行年

ヲ賀ス、吉田二行、中奈良村石阪氏行、賄酒後午餐、此日客多シ、

温齋氏ト久ク話スルヲ得スシテ歸リ、上奈良富岡氏行、鯨井ニ行ク、宴ヲ催シ饗ス、鈴木ニ到ル時日將西山ニ没ス、晚餐賢二宅ニテ喫シ歸ル、于時第八時ナリ

農 皆繩ヲ索、浦吉随行

馬 休ミ

一月廿四日 晴

早朝十郎右衛門来リ曰ク、浅蔵嫁婦談終不整ヲ信ス故、再煩フト伝フ、石川善左衛門来ル、此日酒卷ニ行キ年ヲ賀セントシ、途中島田ニ至リ、早朝在宅期、如案在宿、旧情話シ郡制改革方向如何論シ一杯ヲ酌シ、柿沼・酒卷両氏ニ行き、北河原小林氏ニテ又酌、長谷川氏ニ行談論時移シ、酒卷郵中郵氏行、為ニ宴ヲ開ク、夜ニ入り歸宅、此随行春吉ナリ

農

馬

一月廿五日 晴

八木原氏ニ行当学校へ教員新任事談シ、安右衛門処ニ行金融件ヲ談シ、甚三郎先ツ有リ、西遊之事談ス、午時秋元善之助氏来り、酒ヲ出シ後温飴ヲ出ス、第二時過坂蔵金蔵并ニ阪蔵由兵衛共ニ来、賀年客ナリ、宴ヲ開キ談笑夜ニ及ブ

農

馬

一月廿六日 晴

此日七名社会日ナリ、八木愛氏ヲ携第十時より代郵ニ赴ク、途中沼尻氏行年ヲ賀ス、酒ヲ出且午餐進メレト忽酒ヲ吞テ去ル、七名社ニ到ル時社員皆在リ

本日議は

会主立ツル如何

従前如ク会主社長ナキヲ可決ス

幹事交代投票、其撰ニ当ルモノ

庶務 石阪金一郎

書籍 阪本与惣次

出納 鯨井勘衛 臨時出納 樋口氏ナリ

本社官庁へ届方委員当撰左ノ如シ

長谷川敬助 中邨孫兵衛 鯨井勘衛

石阪金一郎 稲邨貫一郎

第五時退散、帰途治郎兵衛氏ニ寄り年ヲ賀、薄暮帰宅

農 浦吉繩、佳助・国五郎溝汲ミ万御魚獲ル

馬 熊谷送附

第一月廿七日 曇夜雪 第十時より熊谷行、先筑波町二行八木原

より始年ヲ賀ス、次ニ池田屋・中屋・松田屋・清水・竹井・油屋

肴屋忠五郎ニ而午餐、墨柿火鉢(鉢)ヲ見ル、甚妙ナリ、坂蔵由金両氏

ヲ訪、次ニ松田至リ寺山代松・大谷・西田・青木より八木原ニ到

リ汁餅ヲ喫シ、青柳ニ而茶器数種ヲ買フ、帰途琴玉ニテ書画帖数

種見ル、松田屋ニ而数十分滞リ晚餐饗セラル、後証書ヲ視帰宅

時第九時ナリ、帰途雪逢フ、新宅ニ寄り一話シテ帰ル

農 皆繩

馬 熊谷米出ス

一月廿八日 曇 第十一時より晴ル、雪積コト式寸ナリ 朝出納

簿点驗ス、第十時弓削常吉来リ、西遊連皆好人物ナルヲ以テ同遊

セントシ金ヲ借ラン請テ、即許ス、石川金右衛門来リ、年ヲ賀シ

酒ヲ出ス後午餐出、飯ハ辞シテ帰ル、地頭方郵宮崎初太郎・上砂

郵沖田惣兵衛来ル、年金ヲ携来ル、酒ヲ出ス、上中条島田氏来リ、

止メテ酒賄フ、并弓削権八来ル、又浅蔵来曰ク、国五郎西遊セン

シ暇ヲ乞ナリ、略其請ヲ諾ス、夜稲邨甚三郎来ル、秋元氏より余

明後日招待セント書ヲ贈ル、余多忙ニテ甚窮ス、故ニ略書ヲ作り

其意陳シ事終後行ヲ諾ス

農 皆繩

馬 作り二行、常式礼年玉ト贈ル

一月廿九日 風 常吉・浅蔵来リ、常吉參宮ノ件父ノ許可ヲ得ス、

且ツ輒ク許ノ色ナシ、請為解説セヨト、勢不可止故経テ説ク、権

八不在ナルヲ以テ母ヲ諭帰ル、長寫方右衛門入来ル故托シテ遣

薄暮権八来リ、米四俵金十円遣し旨申出ル

農

馬

一月卅日 雨 本日七名社演説会届方委員五名熊谷へ集会ニ付、

故ニ雨ヲ冒シテ行ク、第十一時熊谷ニ達ス、警察所門閉始テ孝明

天皇大祭日休暇ナルコトヲ論リ大ニ悔ス、町田ニ行独り中邨氏来

リ、下ノ池田屋ニ行、跡ヲ追テ行文友堂ニテ及ブ、相会シテ一笑

先吉見屋ニ昇リ一酌、社員来会スルモノヲ町田迎ス、長谷川・鯨

井来リ、午餐ヲ喫シ、届書草案ヲ作り、空ニテ帰宅遺憾ナリ、警

部ノ宅ニ到ラント鈴木之宅ヲ訪不在ナリ、明日事ヲ処スル約ス、

余ハ伊勢行人明朝ナルヲ以テ、長谷川・中邨・鯨井三人托帰ル、

帰途新宅ニ寄り第十時ニ帰ル

一月卅一日 大風 第七時稲村甚三郎来リ暇ヲ告ケ出ツ、母新宅

ニ行き周旋、余モ行テ奔走ス、村内一同皆庚申塚ニ集リ上途人ヲ

送ル、此日參宮人左ノ如シ

稲村甚三郎 吉田十郎右衛門 根岸浅蔵

吉田太郎左衛門 原口要蔵 吉田勝蔵

弓削常吉 長嶋清三郎 柿沼又市 計九人ナリ

旧例ニ寄り謡ヲ調フテ送ル、余ハ上之郵郷社庭ニテ別ル、歸リ秋

元氏ニ行、嘗テ余程再三故ニ招ニ応、龍淵寺浦氏来リ共饗ヲ享ク、

午後第四時ニ帰宅

二月一日 晴 午時ヨリ年賀、今井村伊勢郎・藤右衛門、四方村^(寄)吉田六三郎・高柳喜平、上中条邸中邸孫兵衛、中邸氏汁餅及酒宴、薄暮ニ帰ル

農 佳・浦・国・春携、野原山行

馬 塩

二月二日 晴 早朝より七名社代村清水ニ行、八木原氏不行、石阪来居、本日討論会ニ付午後第一時ヨリ討論会ヲ始ム、投票ヲ以テ余議長トナル、議員撰挙、議員十一名則討論ヲ始ム、第四時ニ閉会、清水より新年祝酒ヲ出ス、余ハ第四時より熊谷回り衆ニ先テ帰ル

二月三日 晴風 曉馬ニ乗シ野原ニ到リ、笠原丑松地所買請談判ス、戸長杉田氏へ周旋人笠原茂吉老人同判シ証書案托ス、加印人不在ナルヲ以テ夕方ニ帰ル

農 佳助・浦・国・林・春ト野原山林ニ行き、此日は国・春ト木数改メシム、松九百弍拾本、外ニ雑木

馬 薪ヲ運フ

二月四日 晴 午後休日、午後吉田市十郎殿代理来、百円〇返金トナル、小間物万忠来リ珊瑚珠ヲ買フ

農 佳助熊谷酒取り遣ス、浦・春宅酒ヲ酌ム

馬 野原薪ヲ輸入半日

二月五日 晴 旧曆十五日 本日宮ヶ谷戸小兒紐解祝ニ付出張途中上奈良村市郎老人年賀ニ立寄ル、岩田ニ午後第壹時ニ着、汁料鮎饗ヲ亨テ帰ル、薄暮ナリ

農 佳助・春吉・満吉、野原ニ遣ス

馬 薪運

二月六日 晴 旧十六日 休日、午後根岸長松来リ、文友堂年

季遣ス事約ス、鯨庄三郎来リ金五円貸、栗原金五右衛門咤^(訛)トシテ五十部源次郎ナルモノ来リ、年賦返済致シ呉候様^(儀)候願出ル

農

馬

二月七日 晴風 昨夜雪降ル 上之邸桜井源次郎年賀之為立寄り佐谷田ニ行、佐次右衛門不在、午飯饗ニ亨テ帰途熊谷行、松田屋ニ而笠原氏ト地所買入レ約定シ金ヲ渡ス、青柳ニ至リ書画代金五十円渡ス、村儀ニて米価五円ヲ受取り帰ル、于時午後六時ナリ

農 皆山行

馬 薪引取ル

二月八日 晴大風 第八時出宅ニテ熊谷行、支庁へ地券書換ヲ願出ル、詰所ニテ湯本氏ニ面会交談ス、第十一時ニ用済ミ経師屋ニ行久ク談シ、第十一時髪芟リ、吉見屋ニテ飯ヲ喫シ、桑野氏行き九州人書画ヲ見ル、五岳幅最可ナリ、第五時辞シテ帰ル

農 皆山行

馬 薪輸入

二月九日 晴 聯ノ下張り及蘭之帖下張ヲ為ス、馬ヲ上岡観音へ遣ス、午後沼尻氏来ル、又酒巻邸中邸氏来ル、宴ヲ開夜ニ入ル、近々嫁娶リ礼ヲ行ワン欲ス、装太田ニ買シ故、叔母君ニ托シテ注文依頼

農 山行

馬 観音へ詣ル

孝五郎屈戸田口氏ニ年頭ニ遣ス

二月十日 晴 聯ニ書画ヲ帳付ル、父為尽申、及小口張ル、松満蔵太田ニ遣ス、薄暮帰来リ

農

馬 午前上人野原二行、午後原観音行

二月十一日 晴 昨日残タリ聯ノ上張り後画帖造ル、宮田志津馬来リ、地所之事談ス

農

馬 薪ヲ取ル

第二月十二日 晴 第九時二出テ長松ヲ文友堂ニ送り行き、是ハ後商業ニ従事之ヲ為試験ナリ、本日七名社談話会ニ付直二代郵ヘ回ル、此日相会スルモノ石阪・阪本・鯨井勘衛・同勘一・八木愛ナリ、薄暮帰ル

第二月十三日 晴 熊谷警察署呼出ニ付第九時行ク、野原郵地券証書下ル、八木原より書換願被托持参、本日警察盜難引合物品納ナリ、引合セ書面ヲ出シ、第四時用済トナル、田島ニ立寄り袷装事ヲ談シ文友堂二行、長松逃帰、復事談○秋本より願書案被托、夕方二柏屋行ク、書類受取り清水ニ而西洋料理喫シ、夜第十時帰宅

第二月十四日 画帖錦合、午時玉井郵鈴木賢ニ来リ、是ハ縁談ナリ、書画ヲ示ス、午後喜三郎来リ、無尽帳題辞書ス

第二月十五日 雪降 曉起野原郵文殊尊ヘ行き途中笠原茂吉方ヘ行、地所周旋ヲ謝ス、戸長ヘ諸入費事ヲ托ス、直文殊尊拜シ帰ル、参詣人甚多シ、宮ヶ戸^(谷)岩田伯父ニ逢フ、又八木原屋ヘ財木屋婆阿波・阿政ト共ニ野原二行ニ逢フ、熊谷ニ而竹井懿貞宅ニ寄リ長谷川行書面ヲ委托セラル、松田屋ニ而傘ヲ借帰ル

農 休

馬 沓駄野原行

第二月十六日 曇 午後好天氣 鯨井より借ル所ノ花瓶甚毀ツ、因テ午後より繕フ、第十一時酒巻郵中郵鎌七郎来ル、酒及飯ヲ出

ス、第二時帰ル、午後喜三郎来リ、長松權八養子ニ為ント意陳ス、

余曰ク不可ナリ、今常吉不在父淺蔵不在、軽噪失策アラン、不諾止ト喜三郎ヘ談ス、夜八木原二行ク、留十郎本日来リ、宅地及家作書入レヲ為ス、故ニ八木愛^江奥書事ニ而談判為ナリ、夜森万蔵ニ教授ス

農 浦吉米搗、佳助馬踏ヲ作、春吉木綿実取り、下婢木綿拵

馬 休、半二郎本日暇遣ス

並木甚年始為来ル

第二月十七日 晴 第九時より髻剃リニ行、第十時二帰リ、支度後熊谷市行、古着屋勇吉仕立事ニテ行、青柳江回り八木原ヘ寄り帰来ル、夜二入ル第七時ナリ

農

馬

二月十八日 晴 朝煙管膝ニテ繕フ、後火^(鉢カ)躰營繕、午時ニ終ル、報知新聞挟ミ板作ル、桜井源次郎^(豊空)兩人来リ煎茶

農

馬

二月十九日 雨 午後二止ム 上之村より地価帳調印申来ル、弥左衛門托シテ印章送ル、午後上中条村柿沼良不快之よしニ付見舞、当人ニ不会シテ帰ル、此日新聞紙綴ル

農

馬

二月廿日 晴 午前第九時立、皿尾・池上・沼尻ト年賀ス、清水ニ到ル、新五右衛門不在ナレ共茶器其他雜品ヲ見ル、帰途行田町ヘ回り中島屋ヘ寄り第九時帰宅

農

馬

二月廿一日 晴 本日足痛漸起、森遣し栗原先生ヲ迎フ、午後第一時来り診察、○諸帳簿検査、○八木原氏来り暫談話、○稲村兵右衛門妻ヲ肥塚郵東氏ニ迎フ〈中屋ト字家〉約ヲ結ヒ故ニ行、薄暮行夜第九時帰ル、此夜喜三郎頼母子発起ニ付規則取結為メ行、已ニ約成ル、以テ其意ニ任ス

農

馬

二月廿二日 雨 石川善左衛門来ル、酒巻村石川由蔵来、熊谷行大阪平佐宛稲村甚三郎書面ヲ出ス、此日村儀江本齋出スヲ約ス、酒屋源兵衛本齋拾六俵出ス約ス、円ニ弐俵五分、桜井源次郎へ金ヲ貸ス、石川・桜井ト三人ニテ帰来ル

農

馬 休ミ

二月廿三日 暴風雨一時最成、風雨針平常点離レ極下、僅一分余ス学校石川生来ル、午後田島宇野金平氏来ル、伊勢ニ行ント欲故ニ石川氏携為ナリ、午前新聞紙〈十八日十九日廿日廿一日〉讀ム、大蔵屋根竹ノ当ル為敗ル、大凡五十枚、竹ヲ切ル甘本余

農 〈浦吉繩〉〈米搗佳助〉 国不来、半次郎踏

馬 休ミ

二月廿四日 晴風 西遊稲村甚三郎へ書面ヲ出ス、西京三条大橋東詰茶屋又右衛門宛、東京三田八木原市三郎へ書面ヲ出シ齒磨注文ス、昨日石川善左衛門孫誕生日祝ヲ為ス、賀シテ行慶ス、午前塩ヲ直ス、午後庭ノ掃除、夕方酒巻新右衛門来ル、沼尻兵七郎来ル、薄暮帰ル

農 佳助力キヲ繕フ後植ツリ、国五郎・浦吉米搗、半次郎踏

馬 休ミ

二月廿五日 曇り第八時ヨリ晴 石川竹次郎傭ヒ熊谷へ遣し、中村氏衣裳ヲ引取ル為ナリ、東京奥原へ書面ヲ出ス、午時酒巻郵より人来リ〈中村手人〉、因テ〈待せ置〉衣裳并ニ晴湖兩聯、鶴亭幅及柳谷ト合四幅貸ス、山林〈塩蔵後口〉枝取り并ニ枯木切ル刀ヲ授ク

農

馬

二月廿六日 晴 阿道酒巻へ遣すニ付、土産為ニカステヲ焼ク、為ニ尽力ス、午後上之郵秋元善之助来リ、米沢織江も来ル、皆金談ナリ、手馬寄居遣ス、午後第三時より阿道酒巻遣ス、国五郎送り急よし、北河原川岸へ塩送り方申送ル、長谷川ニテ五岳幅借ル、酒巻江官令新誌ヲ返濟、八木原藤左衛門来リ、今井文右衛門証書持参セリ、愛助身進退事相談ス

農

馬

二月廿七日 晴 暁起野原ニ行、地価帳調印為ナリ、馬参リ野原ニ達スルトキ第九時ナリ、帰途先ツ八木原やへ立寄ル、金ヲ来市ニ返濟可致ト談ス、○青柳ニ立寄り古器物ヲ見ル、○此日青木老人より依頼ニテ四郎兵衛殿立入八木原屋件又着手、○寺山清三郎ニテ米価金三十三円受取、○師マ経屋寄リ琴玉老人ト相談ス、甲山根岸武香ニ会フ、中郵勝右衛門長男鎌七郎邂逅ス、○松田屋行秋元善之助面会、金用達、○桜井より塩代金受取、○松田屋前橋之貸金証書返ス、○迎ヲ不待帰宅へ廿八日故途中行違トナル

農 前田作

馬 熊谷繕ヒ行

二月廿八日 晴 午前左官手伝、午後客来、正午肥留川来ル、松田屋売掛証ヲ示シ成否ヲ談ス、午後第一時杉浦佐次右衛門来、年

ヲ賀ス、酒及飯ヲ出ス、第三時ニ歸ル、八木原行龍瀨寺より檀中結社帳調印、生社長之名ヲ附ス、此日下絵図貫来リ、修復ス、午後休日、掃除

農

馬 休

三月一日 雨 三日補 朝村社二行、絵図之切継余紙ヲ切ル、関次郎二命シ糊ヲ附ス、午後新聞略読ス、夜風邪ニ付早伏ス又市・万右衛門・権八、新宅伯母同伴ニテ参宮迎有事之浮評、信ヲ通センコトヲ謀ル、無益ナル旨ヲ説テ止ム

農

馬 休

三月二日 雨 風邪ニ付懶起、第九時ニ八木原愛助氏来リ、行厨ヲ作ル、七名社二同行、己ニ石阪金二郎君来居ル、漸々阪本・大沼・樋口・中村・長谷川等会ス、余又議長トナリ討論会ニ開ク、第一時間ニシテ止ム、第三時ヨリ熊谷市二行、中郵・長谷川同伴、八木原屋二行、寺山・村田・田畠・大阪屋・万屋・松田屋等寄り夜歸ル

農 佳助踏、浦吉米、春繩、半次郎踏、熊谷迎佳助

馬 休ミ

三月三日 雨 朝より絵図縁ヲ継キ午後終ル、午後前十時島田文五郎来リ、本月六日しん婚縁ニ付余ヲ相招度旨、因テ招ニ応シ第十時行ヲ約ス、午後二時肥留川二行席ヲ借ル約ス、又八木藤氏二行、八木原弥左衛門方ニ行弔ス(道父為不幸ニ付)、鯨井庄三郎来リ、成田行き札贈ル、算術教授ス、夜ル長松・喜三郎来ル、滿蔵授業、一昨日酒巻中郵より茶器其他借品二人来リ、左品ニ渡ス、銀茶托○黄銅茶托・有田焼茶碗○永楽焼茶碗・古唐津焼茶碗十、

煎杯廢刻、○黄銅水注、朱檀茶盆○前葉式茶盆、朱檀烟草盆壹対

○銚子壺対、古銅花瓶壹ツ○提藍

農 佳助・半次郎踏、浦吉米、春繩

馬 休ミ

第三時より半次郎熊谷遣し、安房書額取寄セ

三月四日 雨 草鞋ヲ穿チ春吉ヲ供ニ連シ、額面携ヒ酒巻中郵氏江行、達トキ第十時ナリ、春吉北河原へ回シ、塩着セシヤ否ヲ問セ帰宅セシム、此日相会スルモノ小針田島甚太郎・磯野十郎右衛門長男・熊谷鎌屋・北河原中郵為三郎・長谷川敬助ナリ、田島・磯野・生ト三人、日本雄英ヲ論ス、夜入第八時ニ嫁ヲ送り親類来ル、下忍村島崎清太郎・媒・嫁父齋藤

其宗家齋藤富蔵及

ナリ、都合五人ナリ、此席ニ連ナルモノ長谷川・生・磯野

次二周旋僕・田島・中郵為太郎 分家中郵ナリ、杯ヲ数行、

宴ヲ止ムトキ第三時ナリ、長谷川氏ト共伏ス

農

馬

三月五日 雨 第十時起リ酒ヲ飲ミ飯ヲ喫シ、第十二時ニ解散(長

谷川・磯野・田島・稲村)、志僕ヲ傭ヒ帰宅、時第二時ナリ、第三

時間次郎ト共肥留川二行絵図面手入ル、夜七五郎来ル、昨夜不寝

ヲ以テ疲甚シ、早寝ニ就ク、昨日稲村甚三郎より信書到着ス、本

日疫神祭ニテ休業

農 休ミ

馬 休ミ

三月六日 雨 第八時二起ル(昨夜不寝疲甚シ、故ヲ以平生ヨリ

懶起)、飯後肥留川二行絵図面ヲ見ル

三月七日 晴夕方雨 午前絵図仕立、午後熊谷行、暮ニ迫リ八木

原屋より申越、一応面会致度旨ニ付行、雨ニ逢フ、松田屋ニて屋敷ヲ取り度ト永吉より申談シ有之、因テ利害談シ帰ル

三月八日 晴風 昨夜近山雪降り甚寒シ、四望満白、朝靈位ヲ設ク、寿量院廿三回忌相当ニ付、新二位牌ヲ作り太平山ニ納、祖父及祖母、清寿院・清雲院兩位牌、未タ不作ヲ以テ新調シ太平山ニ納ル為ナリ、第八時出宅ニ而太平山行、明朝七時来リ約ス、秋元氏ニ書ヲ送り明朝客ニ招ク、帰途八木原ニ寄愛助氏ヲ招ク、午後第一時書面ヲ作り東京八木原氏送ル、八木原屋事件ニ因リテナリ、第二時出宅肥留川ニ寄絵図見ル、糊乾キ紙張り可喜、直稻安宅ニ行預リ金ヲ10返シ、方針転シ熊谷行、松田屋ニ到リ屋敷買入事談シ、田島琴玉ニ至リ表装ヲ促シ、帰ル時夜ニ入ル

三月九日 晴 第九時ニ龍瀨寺住職入り来ル、番僧一人、暫ニシテ秋元善右衛門来リ、昨夜上之邨中西ニ火災アリト伝フ、秋元善之助又来リ、桑野氏妻ト共ニ来リ、第九時より午後第四時ニ到ル去ル、文雅風流話ス、午後大人位牌ヲ携ヒ龍瀨寺ニ到ル

三月十日 晴 朝肥留川ニ行き、区内仮リニ水張之邨絵図ヲ折ル、関次郎叔母ト下忍ニ行ク、午後玉井邨鯨井氏来ル、第四時ニ去ル、菱沢六右衛門来ル、家事改正シ隱居暮料ヲ額ヲ定ント八木原ニ乞ヒ、同人不在ナルヲ以テ止ム、十六七日期シ来ルヲ約ス

阿道帰り来ル

十四日羽生行約シ遣ル

三月十一日 晴 早朝より肥留川ニ行、区内函ニ裏打ち、茶ノホヒ口張り及ヒ渋紙下張り、薄暮区内絵図裏打成ル、折ヲ附日暮ヲ以テ止ム、夜ル長松及孝五郎・満蔵教授ス、四五日已来日記、本日上中条邨柿沼良蔵死去旨申来リ、明日葬送ナリト云フ

三月十二日 晴 夕雨 本日七名会日ニ付、第九時出宅ニテ柿沼

沼尻氏ニ立寄り、酒巻村中村氏より委托セラレタル華山幅鑑定ヲ田暉ニ委頼スルヲ托ス、加籠屋来リ蚕加籠ヲ作ル頼ム、○第十一時代邨会場ニ至ル、石阪・阪本両氏在リ相話、第二時間上中条村ニ行、満場無知己甚困却ス、利十・余紙ヲ読ム、第五時出棺、薄暮帰宅、于時雨降ラントシ満蔵傘ヲ携来ル、共帰ル

三月十三日 晴 上之邨島田文五郎方祝儀有之、因テ本日招キ応シ第十二時期シ、先ツ渡辺長左衛門・渡辺兵七・小鮎甚左衛門へ伊勢参宮之餞別之為行ク、棚沢瀬兵衛へ年参ヲ賀、辻桜井ニ寄リ茶喫シ、午後第一時上之邨島田ニ行き、此日秋元氏招キ不来故暫ク相待ツ、第四時過ニ到ル、秋元氏来リ共酌ム、薄暮ニ齋藤喜助俸来リ、又戸長(原文空白)大醉来リ、酒数行ニシテ止ム、余ハ午時到ル、追々刻後ルヲ以テ先蕎麦出シ、後秋元等ト酒ヲ酌ミ又饅飴ヲ喫ス、而夜帰ル、秋元ト共ニ成田ニ至リ分ル

三月十四日 晴 八木原屋老母、孫甲子蔵提ケ来リ、教育ヲ余ニ托ス、午後熊谷行、先ツ中屋・池田屋参宮餞別送ル、松田屋ニ行き屋敷地之事談シ、未決ニ付多分売却トハ相成間敷よし、文友堂ニて官令新誌ヲ取り藤屋ニ注文シ、阪蔵ニ立寄り財木屋差引調書整置ヲ談シ、途中竹井両氏及諸井氏逢フ、立談シ且来月第一日曜ニ佐間村て演説会ヲ開キ、加藤政之助等クル筈ナリ故ヲ告相分ル、村田儀四郎寄塩売ル26、油屋源兵衛へ塩売式拾四俵26、寺山清兵衛ニ而新宅分之米代ヲ談ス、青柳ニ行き八木原氏帰宅迄日アルコトヲ談ス、八木原屋行暫話、夕飯ヲ喫シ帰時第八時ナリ、風烈暗墨ミ下駄齒ヲ折ル

三月十五日 晴 出納簿ヲ検査ス、第九時迄渋紙ヲ張ル、後関次郎上中条邨へ遣ス、忌中払ニ付ナリ、午前生徒ニ授ク、午後帳合、第四時北河原邨長谷川敬助来リ、共ニ酒酌ミ頻ニ談笑、本日

熊谷二行泊スト、且曰ク、十七日浦和呼出シ、心二期ス、郡長拜命ナラン、君為ニ尽力スルカ、答、家事多以テ答フ、薄暮ニ帰ル、熊谷二行ク、午後休日

三月十六日 晴 朝帳合、○朝秋元善之助来リ、藤井氏内訳書ヲ認ム、宮ヶ谷戸郵葛吉・清吉滯金督促状書ヲ出ス、浦和留学万次郎書面ヲ出ス

三月十七日 晴甚穩 早朝髻ヲ剃リ第九時出宅、酒巻郵中郵二行孝五郎供、此行羽生一言之為ナリ、中郵氏ニ到ルトキ第十時ナリ、第十一時勝右衛門・鎌七郎・余ト三人僕一名ヲ連シ出宅、途へ門前へ二下忍村島崎清太郎二逢フへ媒人ナリ、四名共二行ク、須賀川島樗坪氏裏ヲ通行、本川俣ニ出テ午後第一時羽生町ニ達ス、路傍小亭ニ憩ヒ袴着シ齋藤ニ到ル、茶ヲ喫シ了リ酒宴へ中食ヲ廢ス第五時ヨリ宴最盛ナリ、夜ニリ調妓ヲ命シ且舞夜第九時ニ宴止、或倒レ或伏ス、余ハ齋藤主人ト画ヲ評シ最愉快ナリ、第拾時伏ス、此日宴ヲ助クルモノ堀越勘助・齋藤新右衛門及分家

三月十八日 曇リ 第七時二起ク、茗ヲ喫シ至榮堂富士画ヲ見ル、齋藤新右衛門来リ、復々宴ヲ開キ暫クニシテ医八代者来リ、共ニ酌ム、八代ヲ迎フモノ数来リ、皆辞シテ不行、期スルニ明日明後日ヲ以テス、○昨日八代、酒巻郵中郵克右衛門次弟病ヲ看ル、重証恐ラクハ此世人ニ非ルヘシト、本日人来ラハ命老之暫ニシテ人来、酒巻郵より来ルト、皆驚ク、酒数杯ヲ喫シ余輩三人八代ト直チ歸リ、中郵代助病ヲ看ントシ、飯ヲ喫シ羽生町出ル時第二時ナリ、酒巻ニ到ル第四時トナル、分家代助看舞、医員三名ト共ニ酌ム、終ニ夜ニ入ル、中郵氏ニ泊ス、夜雨降ル、宴夜第一時到ル

三月十九日 半晴 第十時起ク、飯ヲ喫シ東京奥原袋江頼画書ス、第二時二登シ帰宅、新婦阿兆廿二日ニ招ヲ約ス、○帰途北河原郵

中郵兵助病死ヲ弔ヒ帰宅、時第四時ナリ、蜜柑穂携歸リ、岩ノカラタチニ伊太郎托シ繼

三月廿日 晴或曇リ 午後三時より雨降 朝帳合、第十一時酒巻郵中郵氏より僕来リ曰ク、今朝分家代助死去ス、故ニ廿二日ニ客来甚困ス、故近日突然来ト云フ、酒飯ヲ出シ袴ヲ托シ後二行約ス、午後第一時二より酒巻二行、喪ニ会スルモノ須賀磯野十郎右衛門(原文全白)ナリ、午後第五時送葬相濟ミ、本家ニ寄り第六時ニ帰宅

三月廿一日 晴
(*以下記載なし)

明治十四年一月一日 晴 例ニヨリ村社二詣

一、昨日午後高雄純一へ入間高麗郡書記・佐藤準九郎へ肥塚寄留へ
両氏来泊ス、談話午後二時二及ヒ、高雄氏ハ北河原長谷川二行、佐藤先生ハ帰宅

一、盆栽室成ル

一、午後三時ヨリ成田二年賀ノ為メ行、夜帰ル

一、今井村伊勢五郎来リ

一、勢昇一來

二月二日 晴 大人熊谷行夜帰、朝新宅二行、勢昇一帰ル、栗原永之助来ル、午後一時佐藤塾二行、七名社会同、出席社員石阪・阪本・中村・田島・東及生、他ハ高雄氏ナリ、夜ハ八木原二行、助三郎養子ノ事ヲ談ス、関次郎友人親睦会二行

一月三日 晴 無記事、吉田へ書面ヲ出ス、長谷川ヨリ書面ハ帰宅ヲ報ス、関次郎午前十時ニ帰ル、煎餅ヲ煎キ、酒巻氏来会谈

一月四日 晴 記簿、吉田久弥君来ル、直ニ帰ルへ午後四時、田

中〈入間郡中宿〉・奥原〈東京下谷〉・福田〈前橋相生町生産会社〉・川越寄留間室、信書ヲ発ス

一月五日 晴

一、上之村建具屋来リ、辻番火^(縣)林ヲ造

一、午前九時ヨリ下奈良村二行、久弥氏ノ訪為ナリ、帰途上中条村中村氏ヲ訪談、長谷川辞職ノ事ニ及ブ、其不可ヲ陳ズ、午餐ヲ喫テ帰ル

一、阿文下婢傭入ニ付持田二行帰報ス

一、薄暮長谷川・中村両氏来ル、因テ辞職ヲ止メ明日行田二行郡長へ談シ辞表ヲ取戻シヲ約ス

一、大人不例床ニ就ク

一、根岸〈青山〉信書ヲ発

一、来信、石川聚三〈日本橋区檜物町六番地山田半兵衛方〉・交詢社〈東京鍋町〉・小林六郎〈埼玉県宮〉・根岸〈青山〉四氏也

一月六日 晴

一、曉起理髮者命シ髻ヲ剃セシメ、第八時ニ発シ行田郡衛ニ到ル、蓋シ昨夜ノ役ヲ踏ムナリ、未タ郡長并代理書記等出勤セザルナリ、暫クニシテ出勤セリ、依テ長谷川辞ス可カラサル理由ヲ陳シ、辞表生ニ托スヘキヲ陳ベ、之ヲ携テ帰ル、帰途中島屋二行物価ヲ渡シ帰宅、于午後第三時ナリ

一、建具屋火^(縣)舩成ル、此夜甚三郎来ル以テ銅ニテヲトシヲ作ルコトトス

一、太郎左衛門来リ請フ、負債消却方法以テス

一月七日 晴

一、大塚郵戸長高橋氏来ル、学資未納ヲ持参セリ

一、今井邸伊勢五郎氏来ル、依テ同邸所有地ノ進退人タルコトヲ托ス、帳簿及戸長役場ノ届書ヲ渡ス

一、上之郵兵七氏来ル、私債納利ノ為ナリ

一、上中条郵小倉氏来ル、下婢事ナリ

一、大人熊谷行夜帰ル

一、上中条郵中郵氏へ那須原ノ縮図并ニ信書ト長谷川辞表ヲ送ル、皆封書ニテ熊谷池平ニ托ス、大人携行

一、此日記簿

一、吉田氏ヨリ信書来ル、松本氏モ賀表送ル

一月八日 晴

一、大人熊谷行、工齒ノ為ナリ

一、午時昇一按摩来ル、夜帰ル

一、阿母宿痾有痛

一、辻番ノ口ノ削ル

一、市三郎氏来ル、佐藤出京否ヲ問ス、答アルニ不知ヲ以テス

一月九日 晴

一、学資表ノ結算後記簿

一、柿沼郵次郎吉来ル、阿母治病ヲ祈ル

一、午後善左衛門氏来ル

一、阿父一婦人ヲ携来ル、下婢口入ノ為ナリ

一、甚三郎氏上中条二行、下婢明年傭入ヲ約定スル為ナリ、因ニ中郵孫兵衛氏二行、明日群馬行順路出会所ニ問ハシム、長谷川不在ナル以テ此宵明曉ニ答フヘキヲ以テス、○中郵右ニ付書面

到来、答甚三郎氏ニ托スル以ス

一、長島喜十郎及鯨井庄三郎来ル

一、大人不例床ニ就ク、然レトモ微痾ナルヘキヲ以テ意トセス

一、旅装整ヒ中郵ノ来報ヲ俟ツ

客歳末月已来雨^(縣)ラス、大雨八十月二日ニシテ、其後十一月廿二

日雨アリ爾後雨ナシ、茲二六句二及フト云フ

一、法律誌叢八木原二送ル

一月十六日 晴

一、昨夕大人玉井行泊シ并朝帰来、弓削権八来ル、會計并二三男長吉ノ件ナリ

一、葛屋幾三郎来ル、昨日東京行旨ヲ告ク、吉田市十郎氏ニ赤城原野地請願手續ヲ報ス、信書葛幾氏ニ托シ郵便函ニ投セシム、午後二去ル

一、柿沼郵治郎吉来ル、稲荷神社へ

一、阿母病氣ノ快腹ヲ祈ル為ナリ

一、石川竹次郎氏来ル、會計事ナリ

一、此日租金ノ取立ヲナス、依テ兩人分及ヒ林三郎分共納ム

一、薄暮秋元善之助氏頼母子二行、于時小林氏来リ共行、夜十時ニ歸ル

一月十七日 晴

一、赤城原野願手續ヲ長谷川へ報スル書作ル、小林鼎氏来リ船賃渡ス、依テ同人ニ托ス

一、第十時三十分發宅ニテ盈科校二行、八木原市三郎共行、午後二時三十分分袂、予ハ歸宅、八木原氏ハ熊谷二行

一、午後四時十二所二行、林三郎ノ小作ヲ促ス、弓削権八氏二行長吉傭役ノ事ヲ談、夜歸ル

一、大人熊谷行、夜歸ル

一月十八日 晴 第八時出宅ニテ四方寺高柳ノ氏へ行、吉田氏負債消却ノ事ヲ托ス、又上中条郵中村氏二行、地所買入奔走ヲ謝ス、因ニ柳助歸宅否ヲ問、未歸ナリ、老人ト一時間余相話シ歸宅、于時十二時ナリ

一、樵雲老人来リ、書画会ノ事ナリ

一、傭男ノ事ヲ貞三郎ニ托ス、又長吉氏ニ依頼

一、午後松田屋故清蔵妻はん来ル、随行小兒伝及原文空白四人ナリ、薄暮ニ歸ル、正金預ル

一月十九日 雪降

昨夜午前一時ヨリ雨降、雪ト変シ今朝殆ト五寸許、雪後快晴ヲ常トス、然ルニ本日曇天多シ、午後雪降薄暮最甚シ、夜星ヲ見ル、世挙テ雨ナキニ苦シム、菜種枯涸スルニ至ルモノ多シ、客歳十一月二日雨降、其后同廿一日微雨降へ旧惠美須講当日ニ、雨ナキモノ殆八句、故其喜可知也、人々皆賀ス、為ニ物価ノ廉ナルヲトスヘシ、此日来客ナキヲトシ煎餅作ル、午後常右衛門及市三郎氏来ル、夜算法ヲ授ク

一月廿日 稍晴然レトモ雪不消

鯨井庄三郎来ル、米買入ノ差引ヲ為ス、○弓削権八氏西田提テ来ル、山本藤三郎来ル、西田氏ノ負債延期請フ為ナリ、原口喜三郎来ル、金式円ヲ渡シ井ノ鉄綱カ注文ヲ命ス、午後宇野愛三郎来ル、○風間寅松来ル、○原口要蔵来ル、○八木原主来ル、夜八時二去ル

一月廿一日 晴 夜雪

篠田宇之吉来ル、鯉買込へ買飼ノ誤ナリ二付戸井製造為ナリ、喜三郎鉄条携来ル、高沢儀右衛門氏ヨリ年賦金償還ノ為メ便来ル、并木音次郎来ル、秋元善之助預リ金延期為ナリ、吉田太郎左衛門来ル、會計事ナリ、津久井半次郎明治年後カ農業傭之約束ヲナス喜代松ナルヲ同伴立会、半田久次郎へ下川上ノへ来リ、金融ノ為ナリ、鈴木賢次来ル、八木原三郎右衛門氏ニ地所買戻ニ付金百五拾円携来ル、于時愛助氏来リ坐ニ在リ、町郵会決議書附候義却下セラル、ニ依リ其書類ヲ示ス為ナリ、因テ其金員ヲ同人ニ托シ八木原江渡ス、俵瀬郵荻野広三郎及中曾根郵宮倉健次郎へ信書出シ債ヲ促ス、薄暮中郵孫兵衛氏来ル、赤城原

野地借地ノ件ニ付生卜前橋ニ行、昨廿日帰郷、同日北河原ニ行、今日一日安眠漸起り来ル、暫ク談話欲帰、雪降ヲ以テ止メ、十二時過寝ニ就ク

一月廿二日 晴 寒最甚シ、寒暖計四十度ナリ 中村氏九時ニ起

リ、于時赤城原野地ノ請願手續ヲ吉田ニ報告ノ書ヲ作り、大人ニ托シ郵便函ニ投ス、関次郎ニ命シ赤城原野地略図三枚ヲ作ラシム、其一ヲ吉田ニ送ル、大人熊谷ニ行或ハ一泊ナル歟、篠田喜藏結婚祝宴ヲ明日相設ケ、依テ被招、篠田宇之吉鰻両三櫛進、且本日午後二時ニ休業、石川竹次郎来リ、茂三郎身代事ヲ談ス、篠田沢来ル書讀、試ニ雪ヲ採リ八斗俵ニ詰何日ヲ保ツ歟ヲ計ル、量十四五貫ナリ、県会組合幹事村孫兵衛氏ヨリ、客歲臨時県会決議中第十五条消除セラレタル旨報告回章アリ、依テ湯本氏ニ郵送

十二月廿三日 晴 今井郵藤野佳助証人（若干）〈昨年傭役加判〉兩名共

ニ来リ、本年ハ宅ニ歸リ度旨申、且負債ハ當時干若入金、余ハ年賦返済ニ致度旨申入ル、右ハ永年奉仕セルニ付相当用捨可致ナレトモ一時濟方不相成トキハ用捨不相成ニ付、金員才覚可致旨申談シ、佳助一人大人之婦リヲ俟ツ、柿沼郵沼尻兵七郎氏来ル、會計事ナリ、大人第十一時ニ歸来、篠田喜藏長男ニ妻ヲ迎ヒ〈昨年已二分家〉本日結婚之儀ヲ行、依テ被招第一時ニ応招宴席二列シ、第三時帰宅、関次郎又市方之応招、夜十時歸ル、菱沢千五郎来ル、負債ノ事ニ付八木原へ咤ヲ依頼之為ナリ、高柳喜平氏来ル

十二月廿四日 晴 記簿、弓削権八来ル、本日より長吉遣又約定

石川竹次郎・並木茂三郎来ル、負債出願ニ付方法協議為ナリ、風間喜三郎来ル、○長吉来ル、大工宇吉来ル、戸井（戸井）製作為ナリ、下婢ます来ル

十二月四日 晴 廿五日誤リ 朝八木原ニ行地棟讓受ヲ談ス、菱

沢負債延期ヲ話ス、○菱沢千五郎来リ八木原へ行、午飯ヲ出ス、間室親造氏ヨリ端書郵報来ル、○長谷川多平氏来リ、中郵へ交詢社答弁書ヲ送ル、中郵ヨリ吉田氏ノ信書式通ヲ送り来ル

一、栗原国子来ル

一、東京奥原ヨリ銀瓶及清人画贈ル

一、助三郎来ル

一月廿六日 晴

一、村儀ノ記簿ヲ調査ス

一、堺屋長兵衛来リ（午後ナリ）、米ヲ貸ス

一、八木原老母来ル（財木屋）

一、水車（肥塚）歳暮ニ来ル

一、大工宇之吉来ル、戸井製造ノ為ナリ

一、午後十二所ニ行、土藏土台製造ヲ木挽理八ニ命ス、○権八氏

大口沼土手捨ヲ頼ム、○林三郎小作ヲ促ス、○長林ニ依實方及

久米氏ノ負債ノ事ヲ談ス

一、音次郎一昨日肥塚ニ遣シ（織市結婚行儀）今夕歸リ

一、よし一昨日帰省、今日歸ル

一、鈴木賢次氏ヨリ来信（地所買戻金策ヲ報ス）

一、八木原市三郎来ル

一、明日新宅ニテ料理ニ付人借度旨ヲ伝フ

一、浅藏氏来リ、国五郎地所売却之談ナリ

一、此日助三郎来、多事ヲ見テ歸ル

一月廿七日 晴 大工宇之吉来リ、戸井用ナリ、此日岡田国五郎

地所買シノ証書作ル、大人熊谷行夜歸ル

△以下多事ニシテ日記ヲ廢て卅一日夜ノ記録ニ係ル、故ニ脱漏多

キヲ信ス

一月廿八日 晴 中郵孫兵衛氏夜来ル、談話式時間ニシ帰ル、鈴木賢二氏来ル、八木原氏地所買戻シ為ナリ

一月廿九日 晴 来客殊ニ多シ、且多事不可記、夜第一時伏ス、此日旧曆大晦日ナリ、鈴木氏ヨリ書画幅ヲ贈ル

一月三十日 晴 旧暦元日ナリ、例ニ寄郵社行、帰宅後四五日来ノ簿記、午後高柳喜平へ四方寺郵人へ氏来ル、吉田氏負債ノ為ナリ

一月卅一日 晴風 午前八時出宅、年ヲ賀ス、下奈良長谷川、代田島、玉井鈴木へ汁粉饗ス、五郎氏来リ居故ヲ以テ談話一時間ニ及ブ、酒屋新家・上奈良郵並木・中奈良郵石阪へ金一郎氏幸在酒飯ノ饗ヲ享テ二時間計相話ス、直ニ宮ヶ谷戸到リ、半十郎・倉吉両氏不在ナリ、伯母ト相話シ發時四時四十分、玉井鯨井ニ到ル時日西山ニ没ス、今夕郵義ヲ会スルヲ以テ辞直ニ帰ル、酒屋ニテ鯨井庄三郎届金托セラル、第八時帰宅、此夜小謡ノ会ヲ為ナス、八木原藤左衛門・宇野愛三郎・石川太蔵・篠田宇之吉来リ交謠フ、第十時止ム、客去談後寝ニ就ク、時十二時ナリ、○廿七日已来ノ日記ヲ書ス

県会ノ達書、一月廿八日達二月五日開会旨、北埼玉郡役所ヨリ中学設立ニ付其規則申合度ニ付、二月二日出頭被致度旨、一月廿八日達書幸便ヲ以テ来ル

二月一日

二月二日 晴 此日郡役所ヨリ中学規則草製申合セノ為出頭達アリ、依テ行田二行、郡役所ニ出テ着ヲ届ケ戸長話所ニ俟ツ、小見郵田口広右衛門・肥留川へゴウジ等数人来居、十二時過ニ湯本義憲・中村孫兵衛来ル、郡長及松本書記・郵上書記ト共ニ出テ規則ヲ示サル、余曰ク、中学設置は本郡一般ニテ老校ヲ設クル良策

トス、而シテ謀リ茲ニ出ズ、本郡ヲ三分ニシタルハ何等ノ權ヲ基ク歟、其理由ヲ解スル能ハズ、是郡長ノ專断ニ出ル歟、果タ県令ノ妄断ニ出ル歟、戸長ノ依頼ニ依ル歟、何レニセヨ本郡人民ノ權限ニ干渉シタルモノナリ、如斯ハ人民ノ幸ニ非ス、故ニ余此規則ヲ調印スルヲ喜ハス、諸君以テ如何トナス、中郵曰、此会ハ訪問会ニシテ元素ヲ論及スル權ナキモノナレバ、此規則ノ是非ヲ云フニ止リ、故ニ意見ヲ陳述シテ調印セント欲ス、衆皆ソレニ同シ、

余ハ元素不可ナレハ之ヲ親セサルヲ得ス、仮令訪問会ニセヨ是非ヲ云フヲ得サルノ權ナシ、故ニ余ヲ輒調印スルヲ欲セス、旧十六区島崎新五右衛門・山崎祥一郎来リ、十六区ハ特立スヘキ旨ヲ主張、生等ノ列ニ加ハラス、故ヲ以テ熟談ニ不至此日ハ解散、○行田町中島屋二行フラネル代及備前合羽ノ仕立料払、後中郵孫兵衛氏ト熊谷ニ回ル、清水ニ泊リ此夜徳永実氏参リ、八木原氏会主ニテ生及中郵・長谷川数氏ト一酌ヲ設ク、夜談話如滂殆鶏鳴ニ至ル一、福田礼蔵氏ヨリ信書来ル

二月三日 雪微降 十時二起り朝飯ヲ喫シ、徳永氏ト分袂直ニ帰宅、昨夜宮ヶ谷戸伯母来ル、関次郎養子談ナリ

二月四日 明日浦和行ノ故ヲ以テ行李ヲ収ム、故ニ多事

二月五日 暁起出宅、已後別帳ニ記ス

二月十四日 昨日浦和ヨリ歸来リ、去ル十一日ヨリ宮ヶ谷戸伯母来、生ノ歸ルヲ俟ツ、関次郎養子ノ相談ナリ、昨日田島老人書画会ニ付関次郎遣ス、夜半ニ歸リ熊谷駅買物ニ遣ス、故ニ今朝同人ヲ遣シ

二月十五日 晴 早朝宮ヶ谷戸伯母歸ル、酒巻郵二年賀トシテ行、北河原二行、此行湯本・阪本・飯塚・田島・中郵等ト相会シ、長谷川氏ノ負任ヲ責ムル為ナリ、田島・飯塚式人來、刀水岸小林

楼上ヲ借り一泊、酒肴美味ヲ尽ス、此夜長谷川氏ニ談判、漸ク承諾、湯本・中邨・生ハ楼上ニ寝寢、夜着不潔実ニ不可言

二月十六日 雪降 午時ニ止ム 小林呉十郎氏朝餐饗スルノ約アリ、故ヲ以テ早朝迎來ル、三人共行、鯉ヲ烹テ一酌ヲ催ス、暫ク相話ス、木履及ヒ傘ヲ借り歸ル、長谷川ニ行キ老人ヲ説ク、敬助氏任ヲ負フ衆人ノ望ミナルコトヲ談シ、略承諾ヲ得ル、因テ辞シ敬助氏ト共出テ此日四方寺吉田六三郎氏ニ行約アリ、中邨氏六女約ヲ与ル、湯本・坂本両氏飯塚ニ行ヲ以テ同行、上中条邨ヲ過キ觀音傍ニ至ル、人馬雜踏忽チ一覽ノ意起リ暫止リ、堂ヲ登リ回ル馬ヲ視テ樋口善次郎氏ニ逢フ、一話、吉田氏行ヲ約ス去ル、四方寺裏ニテ湯本・阪本ト分レ吉田行、老人昨日東京ヨリ來着セリト云フ、明日老人前橋ニ行、彼開墾地ノ件ニ付県令及属官等ヲ説キ、速ニ処分セラレンコトヲ望ムカ為ナリ、又栃木ニ行那須原野地所引渡し地ニ望アリ内托為ナリ、晚餐ノ饗ヲ受ケ歸ル

二月十七日 晴 此日熊谷駅ニ於テ徵兵検査場ヲ建テ適齡者ヲ徵ス、関次郎其中ニ在リ、故ニ戸長印形渡ス、予代理差添トナリ午後二時ヨリ熊谷行、郡役所ニ行石阪氏ヲ訪フ、已ニ退庁不在、検査場ヲ問フ、報恩寺ナリト云フ、依テ直ニ同寺ニ到ル、郡吏島崎氏ニ逢ヒ明朝再來ヲ約シ去ル、市中奔走シ、帰途佐藤塾ニ寄り夜十時ニ歸ル

二月十八日 晴 曉起熊谷駅徵兵検査場ニ行キ、関次郎検査合格乙符ヲ得ル、代人料納事ヲ談シ演達ヲ俟タシメ、余ハ松田屋ニ歸リ少シ俟ツ、十二時関次郎來リ曰ク、代籤ヲ某氏ニ托ス、予曰ク代人料ヲ納ルモノ抽籤ノ理ナシ、依テ解約スヘシ、汝直ニ行ケ、生ハ島崎ヲ訪ヒ此事ヲ談ス、島崎曰ク、代籤可ナルヘシト云フ、不服ノ理由ヲ述ブ、断然相止ム、後島崎曰ク、代人料願書戸長印

相違アリト、因テ書面尅通ヲ島崎ニ托ス、関次郎先ニ歸シ、予ハ清水ニ寄星野ヲ訪ヒ薄暮ニ歸ル

二月十九日 晴 八木原氏ニ行一昨日來検査場実況ヲ報ス、宅ヨリ迎來リ、大口沼築堤為メ十二所権八等來リタル旨報ス、直ニ歸リ大口ニ行指揮、午時ニ至ル、此日來ルモノ○権八○常吉○長五郎○清三郎○喜代松○作次郎○仙吉ノ七人ナリ、風聞喜二郎同業者会合ニ上リヲ以テ午後ヨリ不來、関次郎ヲ野原ニ遣ス、地券証引換為ナリ

二月廿日 雪降 午前十時ヨリ晴 午前十時ヨリ佐藤塾ニ到ル、市三郎氏共行、午後三時石阪・中邨・田島等來ル、暫クニシテ長谷川來ル、鯨井勘一郎氏來ル、鈴木ヘ書面ヲ頼ム

二月廿一日 晴 西藏上棟式ノ定日ニ付貞三郎(八木原ノ次弟)・稲郵正二郎及ヒ八木原林三郎來ル、傭人(円次佳助)・(熊)郎浦吉・(調)吉之五人ナリ、大工十人、殊多忙、岩田半十郎(宮ヶ谷戸)馬來ル、明日倉吉氏來ル旨ヲ報ス、此日大口沼ヘ土工八人出ル

二月廿二日 大人熊谷行、大口沼築堤ニ土工九人出ル
二月廿三日 宮ヶ谷戸倉吉來ル、大口沼ニ土工十人出ル、左官來ル

二月廿四日 土藏新塗ニ付傭人ヲ頼ム、大口沼築堤二十人來ル
二月廿五日 玉井甚六來泊、大口土工十人來リ、午後長五郎下川上ニ行、休業

二月廿六日 微雨行降誤 大口沼ノ築堤ヲ休ム
二月廿七日 大口沼土工十人來ル、大口沼築堤終ル、土藏瓦ヲ葺ク、宮ヶ谷戸倉吉氏來ル

二月廿八日 微雨降 瓦葺終ル、傭人藤三郎・実之丞、大口沼築堤修成、権八・清三郎來ル、都合人夫ヲ要スルコト六十六人半ナ

り、一日金三十三銭之約定

(※中略 綿打ち日記)

(※中略 金銭覚)

東京神田小柳町十五番地三河屋

十四年十二月より居住石井奥右衛門

東京南鍋町壱丁目四番地小幡英之助

十四年十二月移ル岩田万次郎

横浜野毛町三丁目百廿一番地三井真策方

十四年十二月八日通信佐藤準九郎

東京府下牛込区市ケ谷加賀町一百一番地小尾輔明方

稲村関次郎

(※中略 小作番号記)

(※省略 挿入文書 明治十八年四月 郵便切手売下高)

^{〔裏表紙〕} 稲村氏

(解説) 稲村貫一郎の日記で、現在は熊谷市下奈良小林武雄氏収集文書に含まれている。表紙に「烟雲雜誌」とあり、それを史料名称とした。横長帳で、縦二・四cm、横三二・五cm、墨付一八丁である(口絵10)。記述の期間は、明治一一年六月一日から始まり、翌一二年三月二日でいったん途切れ、この丁の裏面は明治一四年一月一日となっており、間に白紙も注記もない。この空白期間のうち一三年四月までは、記録者稲村貫一郎が入間高麗郡役所書記に就任し、川越に赴任していたためであろう。再開された日記は、明治一四年二月二八日で終わり、それに続

いて、綿打ち、金銭覚、住所録、小作番号などのメモがあるが、住所録を除き翻刻を省略した。文章は漢文調で、候文の箇所はほとんどなく、仮名はカタカナが主体である。ただ、「ヲ」と「ニ」をはじめ、仮名の使用法には現在からみると不自然な箇所が多々ある。また、餅を「糀」、診を「診」、分を「点」、講を「構」と記すような難解な漢字や、時を「字」と書くこの時期特有の用法、「薄」で「薄暮」を示すなど省略表現なども多いが、煩瑣になるのでいちいち注記はしなかった。また明治一一年の七月九日から一九日までを六月と書き間違え、一一月九日から二四日の間は、日付が前後するなど、月日の混乱もしばしばみられる。これは、日記を読むうえで極めて重要なことなので、傍注を施した。

記録者の稲村貫一郎は、上川上村の代々名主の家に生まれ、明治八年四月の七名社結成時からの社員で、明治一一年当時は二六歳である。この日記の冒頭にあるように、西国旅行をするため、一一年一月に第一五区の副区長を辞任している。この日記の当時は地租改正関係の役職にあったものと推定され関係記事は多い。日記が中断されている明治一三年七月に県会議員になっているので、一四年からの日記では県会議員である。

家族関係をみると、妻については最初俵瀬村荻野家の吟子と結婚するが二年後に協議離婚した。この日記の当時は酒巻村中村勝右衛門の長女と再婚していたと思われるが、日記にはほとんど登場しない。明治一一年八月一四日に、貫一郎が急病になり、妻に命じて按摩、とあるが名前は記さない。これに対して頻繁に登場するのは父で、「大人」と表記されることが多い。病気や外出の記事が多い。九月一三日には、馬で北河原河岸に行き、乗船して出京している。注目すべきは弟の関次郎である。明治九年五月一日、一五歳八月で慶應義塾に入社している(『慶應義塾入社帳』第二巻)。この日記でも七月三〇日に学資金を送金しているが、一一月九日に病氣との手紙があり、同月二四日に脚氣のため慶應義塾を引き払い帰省した。在塾二年余にわたっており、どのような学問を修得したのか興味あるが、七名社への直接的な関与は確認できない。翌一二年二月一七〜一八日には、

関次郎の徴兵検査の記事がある。日記末尾の住所録では、東京府下市ヶ谷に住んでいる。もう一人、市三郎という人が慶應義塾関係のようで、明治一一年八月五日、市三郎来て東京慶應塾同人社等近況、八月四日、市三郎氏、明日帰塾などの記事があるが、関次郎との関連かも知れない。親族では、宮ヶ谷戸村（深谷市）の伯母がしばしば登場する。葬儀や年始回りの記述も多いので、親戚関係は多数登場している筈である。かかりつけの医師は、成田（上之村小名）の栗原氏、東方村（深谷市）の高橋氏、按摩の勢昇一などがいる。稲村家の菩提寺は、上之村の龍淵寺である。

家業は、雇用人による農作業の記録が散見されるほかに、明治一一年七月一八日には藍作もみえる。注目されるのは、塩と薪である。塩は利根川の北河原河岸から運び、おそらく熊谷町及び周辺の村へ出荷していたものと思われる。例えば一一年一〇月一九日、塩が延着し船頭が詫びにきた。積み合わせ荷のある長谷川に処置を託する。一〇月二日、馬を出し北河原河岸より塩を引取る。一一月一七日には、「赤穂」「本斎（斎田）」など塩の銘柄（産地）の記載もみられる。薪は荒川対岸の野原村に山をもっていたようで、一二年二月三日には、乗馬で野原に行き土地買受の談判などもしている。家業については、日記の明治一二年一月一日からは、毎日「農」と「馬」に分けて従事した雇用人名を書留めている。農は雇用人の労働で、この時期は野原村での新取り、馬は塩や薪の輸送で、この二つの事業を稲村は差配していた。こうした家業とも関連するのだろうか、毎日天候の記載は極めて詳しい。

もちろん、この日記でもっとも注目されるのは七名社の記事である。明治一一年二月一〇日に新たな出発をした第二期七名社については、本書にも収録した「七名社会場記事」があり、二九回におよぶ会合の概要は知られていた。それに加え、この日記の出現により、会合以外の七名社の活動、日常的な社員の交流など、より実体に即した史料が提供されることになる。前述したように稲村貫一郎は西国旅行に行っていたので、最初の記事は六月七日、八木原愛助氏と代村の七名社へ

行く、出席者六名とある。ただ、これは記憶で書いた部分で、七名社会場記事の第一一會、六月二日が正しいであろう。同行した八木原愛助は上川上村の戸長で、稲村が西遊中の三月三日に本社員となっている。いつも稲村と一緒に七名社に出席している。七月七日、上中条学校で七名社の演説会、雨中にかかわらず盛会で、社員数一〇人、傍聴人三、四〇人と記す。会終了後、長谷川と中村孫兵衛方へ行き、さらに樋口善次郎も来て終夜談話となる。その中で、稲村が伊勢参宮をした三月三日に、樋口も山田に滞在していたという奇遇に話も盛り上がる。稲村の日記は、七名社の会合内容は余り記さないが、社員相互の行動については詳しい。

そんな中で稲村が詳しく記述しているのは、政府や埼玉県の演説会規制政策とそれへの七名社の対応である。これは「七名社会場記事」にも断片的な記事はみられるが余り注目されていなかった。その背景も含めまとめよう。政府は七月二日付太政官達二九号で、国安を妨害すると認められる演説会などの禁止を達する。それをうけて埼玉県では、七月九日付で区長、戸長に対し「近來地方ニ於テ国事・政体ヲ談論スルノ目的ヲ以テ何某社ト称シ、或ハ演説会ヲ開キ多衆聚合スル者有之趣相聞へ、右ハ警察官ニ於テ視察ヲ加へ、万一其挙動民心ヲ煽動シ国安ヲ妨害スルニ涉リ候者ト看認候節ハ、東京府下ハ警視長官、地方ハ其長官ヨリ令禁止、其事情ヲ具へ内務省へ可届出旨御達有之候条、為心得此段相達候事」と、太政官達をそのまま伝達する。さらに翌二〇日付で、「甲第五十五号有志之輩互ニ聚合演説会等ヲ開設セントスルトキハ、其旨県庁及ヒ其所轄警察署へ可届出、此旨布達候事、但、既ニ開設致候向ハ本文之通り可届出候事」と演説会等の届出の布達を掲示させた（『埼玉県史料叢書』一七 埼玉県布達一、四四九頁）。これに対し、七名社では敏感に反応を示し、史料79のように慶應義塾の加藤政之助に問い合わせ、七月二四日付で回答を得ている。「第二期七名社会場記事」の八月四日に「該社設立届云々ノ書面ヲ認メ社員連印」と記録されているのが届出への対応であろう。この日稲村は肥留川只次郎を誘い、八木原と三人で出席し

た。日記には「社盛大ナルヲ希望スルノ問題」が話し合われ、社友各員に対し、次回に回答するよう告げられた。官憲からの規制が加えられるなかで、七名社の意義を積極的に社会に広めようとする強い意思がうかがえる。さらに、八月八日の七名社の会合では、この布達により万二社員が糾問を受けたときの費用の拠金を決め、中村孫兵衛が担当幹事に選出された（史料207）。稲村は体調が悪くこの会に欠席したが、二日後の二〇日に、中村が熊谷支庁へ出頭し、その状況を稲村へ伝えている。支庁で要求された届出事項は、会場、日限、討論大略、社員名簿、社号七名社の由来などで、会場には警部巡査が臨席するということであった。演説会だけでなく結社そのものを対象としており、さきの太政官達や県布達の文言よりさらに踏み込んだ内容といえる。中村は、再考することによって持ち帰った。八月二五日の七名社の会合で、演説会届方委員の選挙を行い、中村と稲村が選出された。九月二日に熊谷支庁へ出向き演説会届を提出した。当日は、北陸巡幸の天皇が熊谷に宿泊した翌日であった。九月一七日に熊谷支庁から呼出があり、翌一八日に稲村と中村が出頭すると、大庭から演説の趣旨を問われた。稲村らは、各自の所見なので一定の「法」は無いと答え、届書にその旨を書き込んだ。この届書は原本が未確認なので本書には収録されていないが、おそらく文面は「御届私共儀是迄七名社ト唱フルモノ相設ケ、会場ハ第八大区二小区大里郡代村十八番地清水賢良方へ定、時々集会致シ、凡人世裨アリト思惟スルモノハ、或ハ教育、或律、或世帯勸業、其他新聞紙上諸説ヲ取り演説討論等致来、最毛会日ノ模様ニ寄り論種予メ一定難致、然ル処今般甲第五十五号御布達有之ニ付、別紙社員名簿并会日表差上候、且他所へ出張、又ハ臨時会ヲ開キ常会ヲ閉候節ハ更ニ可申上、此段及御届候也 明治十一年九月十八日」、差出人は、七名社員惣代上中条村中郵孫兵衛と上川上村稲郵貫一郎、宛先は埼玉県令白根多助である（『埼玉自由民権運動史料』一〇六頁）。この文面では、稲村たちが、演説の趣旨は一定ではない、と答えたとおり、論種は一定でない、となっており、支庁へ提出した最終的な届書の写しと推定される。この史料は、七名社員の古沢花三郎文書にあったもので、

届け出たあとに社員に報告された文面であろう。なお、支庁で対応した「大庭」は、五等属の大庭雄次郎で、熊谷支庁の責任者である（明治十一年八月十五日『埼玉県職員録』、国立国会図書館デジタルコレクション）。一〇月二日に、支庁より演説会承認の達が来る、とあるのはこの許可の通知であろう。明治十一年七月の演説会取締の太政官達は、明治十三年四月の集会条例に先立つ最初の規制で、当時の論評や東京警視局での動向も紹介されている（宮武外骨『明治演説史』二四〇―三三頁、岩波書店『日本近代思想大系一 言論とメディア』四三九頁、稲田雅洋氏『自由民権の文化史』二四七―二六六頁）。そうしたなかで、この規制に対する七名社の対応は、万一の場合の積立金の開始、官憲との交渉委員の選出、彼らによる熊谷支庁や警察署での交渉、その結果の社員への報告と、きわめて組織だったものといえる。

七名社の活動に対する規制はその後も続く。一〇月三〇日、今度は警察署より稲村と中村に呼出状があり、一月二日に出頭する。鈴木警部と面会し、会ごとの演説表題の届出を命じられる。これは、九月一七日に支庁の大庭雄次郎と了解した内容の蒸し返しである。警察側は強硬だったのである。結局「社議ヲ尽シ」届け出ること約束させられる。中村との打ち合わせでは、翌三日の七名社会で議論することになっていた。稲村は所用で欠席したが、七名社会場記事には該当する内容が見当たらない。稲村は、一三日の七名社会も欠席したが、一五日に長谷川が来て、稲村と中村が熊谷警察との折衝に当たる委員となったことを伝えているので、一三日に社中での議論があったのであろう。一月一八日夜に中村が来て警察署への届け方を相談するが意見が一致せず、社員の再議に付すことにする。一月二四日の七名社の会で、警察署行きを中村に託す。二八日、中村より回章で臨時集会を要請される。翌二九日、七名社の演説届について紛議が生じたので、中村、長谷川、稲村の幹事と特選委員石坂の四名が中村宅に集会した。七名社の届方は、明後一日熊谷に会し、二日に警察署へ「出決」とする。一月一日、夕方から熊谷の清水楼で、稲村ら四人と竹井澹如が集まり、七名社の届方を議論す

る。可否ともいわずそのままにする案が上策とされたが、稲村はこれに対し一回届け出て「争ノ端ヲ開キ後傍觀」を主張、石坂が稲村説に賛成しこれに決定した。この過程は大変興味ある。七名社の重要事項を決めるのに社員でない竹井澹如が参加し、最年少の石坂の意見で決着する。なぜ竹井が出席したのであるか。この明治一一年一二月には、石川は遙か遠く高知に赴任、吉田も内務省に出仕し、唯一熊谷にいる竹井が相談役的な位置にあったのであろう。さらにいえば、七名社という組織が、暗黙の内に竹井澹如・吉田市十郎・石川弥一郎による河瀬県令留任運動の系譜をうけていることの表れなのであろう。翌一二月二日、四人で警察へ行き届書を出す。さきに「長官」へ出した写しを提出せよということなので、午後、写しを作成し提出した。演題については「前会届ハ難致」と主張し、「当分夫ニテヨロシ」と認めさせる。「前会」は「毎回」のことで、長官宛の届書とは、前に引用した九月一八日のものであろう。このやりとりでは、稲村や石坂の主張が功を奏したようにみえる。しかし、たとえ同じ文面であっても、取締の直接担当部署である警察署に提出することは、それだけの影響があったようである。一二月八日の七名社は、深谷の習田谷学校で演説会が開かれた。稲村の日記は、「深谷演説会二行、(中略)学校二第一時ナリ、此演説」と書いて、以下七〇八行分が空白となつて、「視察官熊谷警察署長、鈴木八等警部、巡查式名ト来リ臨席、分が空白となつて、「視察官熊谷警察署長、鈴木八等警部、巡查式名ト来リ臨席、終ニ夜ニ入ル」「此日演説倚百五十名近シ」と盛会であつたようであるが、なぜか演題が意図的に記載されていない(口絵10)。これは第二期七名社会場記事も同様である。この空白が伝える意味は、極めて深いものがある。一二月二日に熊谷警察署へ届出した影響が表れているのであろう。警察署長とあるのは熊谷支所詰で最上位の児玉親広六等警部、鈴木善恭八等警部がそれに次いでいる(前掲『埼玉県職員録』)。さきの大庭雄次郎といい、警察の対応でも熊谷支所の最高責任者が直接対応に当たっている。会場の深谷は坂本与惣次郎の地元で、長谷川・石坂・中村・樋口・小林・稲村らは、坂本宅で小宴を開いて一泊したが、中村は独り熊谷に泊つた、とあるのも気になる記述である。一二月二日の七名社の会合は、

坂本、石坂、稲村の三名のみの出席であつた。

演説会の届け出について、県及び熊谷警察署と七名社との争論が、こうして一段落した明治一一年一二月一三日、県から政談・講学のために集會し演説・論議しようとする者に対する届出規定が甲第八九号として布達された。内容は二箇条からなり、第一条は「凡政談・講学ヲ目的トシ衆ヲ集メ演説若クハ論議スル者ハ、予メ会主及会員三人以上ノ連名ヲ以テ、所轄警察署ニ届書ヲ出スヘシ 但シ定日時ナキ者ハ開会ノ日ヨリ少クモ三日前ニ届書ヲ出スヘシ」と、会の届出義務、第二条は「届書ニハ会合ノ主趣・場所及定日時又ハ定日時ナキ事、及会主ト会員三人以上ノ住所・属族・姓名ヲ明細ニ記載スヘシ」と、届書の記載規定である。ここに指定された内容は、すでに熊谷警察署においては七月段階から要求されていたものである。東京警視局では、七月頃から内規で警察官の臨監を行つていたという指摘もある(前掲『明治演説史』三三二頁)。同じようなことであらう。

翌明治一二年一月四日の新年会は、清水楼を予定していたが、当日になつて竹井澹如の池亭に変更となり、小泉寛則や竹井貞貞なども参加し、澹如から酒が出されている。一月二日、長谷川から、一月二六日に佐間村(行田市)にて演説会を開き加藤政之助を呼ぶことを郵便で照会したことの知らせがある。加藤政之助の返信は、史料86に収録した通りであるが、演説会は四月に延期されたものとみられる。一月五日、中村から七名社届方を依頼されるが余暇がないとして辞退する。そんな中でも、一月二四日、年始回りで島田に行くと「郡制改革方向如何論シ一杯酌シ」と政治向きの話も出る。一月二六日には七名社の役員交代選挙があつた。会主・社長は従来通り立てないことを決め、役員は投票で次のように決まつた。幹事は庶務に石坂、書籍に坂本、出納に鯨井、臨時出納に樋口、そして官庁届方委員として長谷川・中村・鯨井・石坂・稲村と五名の古参社員が選出されている。七名社としてはもっとも重視している役員である。一月三〇日に、演説会届方委員の五名が熊谷警察署に赴くが、孝明天皇大祭で閉庁、鈴木警部宅へ直接向かうが不在であつた。結局、長谷川・中村・鯨井に明日行くことを依頼し、

稲村は村の参宮見送りで欠席した。届出の内容は未詳であるが、おそらく二二月三日の布達に対応する手続きであろう。

ここまでの七名社の記録は、内容が異なることも多いが七名社会場記事にも収録されている。以下の記録は、稲村のこの日記にしかみられないものである。二月二日、早朝より七名社、代村の清水方で討論会、稲村を議長に選出、出席は一名、討論のテーマは未詳である。二月二日、代村の七名社談話会に出席、石坂、坂本、鯨井勘衛、同勘一郎、八木原愛助の六名、長谷川と中村は欠席である。二月一日、野原村の文殊寺参詣の帰り、熊谷の竹井懿貞に立寄り、長谷川宛の書面を託される。三月二日、八木原愛助と七名社へ行く、石坂、坂本、大沼、樋口、中村、長谷川などが来る。このうち「大沼」と読めそうな社員は、ここに初めて登場する。稲村が議長で討論会、テーマは未詳である。三月二日、七名社の会日、代村の会場に行くと「石坂・阪本両氏在り相話」と記すだけである。以上の記述からすると、会合は二月九日、出席者は二月二日の一名から順次減少し、最後は稲村、石坂、坂本の三人になっている。演説会はなく、討論会のテーマも未詳である。三月一日には、熊谷の街で竹井両氏と諸井（興久力）に逢い、来月第一日曜日に佐間村（行田市）で演説会を開き、加藤政之助などが来ることを伝えている。三月二日付の加藤の長谷川宛書状（史料88）に基づく情報であろう。ところが、三月一日、午後遅く長谷川敬助が来て、酒を酌み交わし談笑していると、「十七日浦和呼出し、心二期ス、郡長拜命ナラン」と打ち明けられる。さらに「君為ニ尽力スルカ」と協力を求められた。これに対して、稲村は「家事多」と断った。七名社の社員が、郡制発令に積極的に対応する考えであったことは、二月九日付小泉寛則書状（史料86）にも述べられている。三月十七日には、羽生町斎藤家の宴会に出る。ここでのちに埼玉自由党の中心人物となる堀越勘助（寛介）に逢っているが、特に記すことはない。このあと二〇日の記事はあるが、二二日は月日と天候だけで以後白紙となる。長谷川から依頼され、いったんは断った郡役所出仕のことで忙殺されたのであろう。結局、編年史料に収録した中

村孫兵衛や石坂金一郎の書状から判明するように、入間高麗郡長に任命された長谷川敬助とともに、稲村、中村、石坂の三人が同郡の書記として川越に赴任することになる（史料89、90、92、93、95など）。中心人物が抜けたあとの第二期七名社の活動は明らかでないが、会自体は当初の計画とおり明治一三年一月末で年期切れとなっている（『埼玉自由民権運動史料』一五一頁、三月一日付中村孫兵衛書状・本書史料151）。

「烟雲雜誌」が再開されるのは明治一四年一月からで、このときには稲村、長谷川、中村とともに県会議員、石坂は大里幡羅榛沢男衾郡役所の書記である。一月一日、稲村のところに人間高麗郡書記の高雄純一と肥塚村寄留の佐藤準九郎が来泊、高雄は北河原村の長谷川へ行く。翌二月二日は、佐藤塾へ行き「七名社会同」とあり「出席社員」は、石坂、坂本、中村、田島、東、生（稲村）、他に高雄氏である。二月二〇日、佐藤塾に行く、石坂、中村、田島、長谷川、鯨井勘一郎が来る。この三つの記事から、七名社の名称が残っており、長谷川、中村、稲村、石坂らの創設社員と坂本与惣次郎、田島太重、鯨井勘一郎なども健在である。場所は肥塚村寄留の佐藤準九郎の塾である。新たに名前のみえる東は、肥塚村で代々私塾を経営した家の当主清太郎と推測される。清太郎は寺門静軒に学び学区取締、大里郡書記などを歴任しており、稲村、長谷川らと類似の経歴である（『熊谷人物事典』）。七名社という団体は、明治二一年一〇月七日までは存続していたことが、社費の受取でわかる（史料197、198）。

七名社の運動に先立ち、熊谷地方では、竹井澹如、吉田市十郎、石川弥一郎の三人による河瀬熊谷県令留任運動があった。いわば先駆者であるこの三人も、それぞれの立場から七名社の活動を援助している。以下、関連記事を拾ってみよう。七名社設立の中心人物であった石川弥一郎は、明治九年一〇月に政府の地租改正事務局に出仕、以後は熊谷の地を離れていた。そこで、熊谷の仲間との連絡に「七名社通信」と称するものを書き送っていたようで、明治一一年一月三〇日などの書状で言及している（史料56、64）。ところが、その年三月から翌二二年五月までは、

高知県へ出張となり、今度は「阿波通信」と称する連絡が来ていた。石川の義弟に当たる竹井懿貞が、明治二年五月一五日付の長谷川敬助宛書状に、「阿波通信」が着いたので回送とあり、六月二日には第二号が回送されている（口絵5、史料74、78）。この稲村の「烟雲雜誌」では、一月五日、長谷川の使いが「阿波通信」をもってきて、返事をくれるよう依頼する。一月二七日、石川より「阿波通信」が来る。二月七日にも「阿波通信第四号」に言及している。現物を確認できていないのが残念であるが、明治二年に福井から出した書状などと類似のものである（史料121、125など）。

当時内務省に出仕していた吉田市十郎も、七名社の活動に深く関わっている。明治二年八月三日、東京吉田氏より建言書及び府下実況を社報、すなわち七名社宛に送ってきたので、長谷川に相談し回答の積り、とある。翌日が七名社の会日である。建言の内容は、同月一六日条に記されている郡長選任に関するものである。七名社でも新聞紙に投書しようということになり吉田に連絡をとると、至急投書するよう昨日返事が来たので、長谷川に連絡した。吉田との窓口は稲村がなっているようである。九月二日に、石坂から郡区長選挙の投書を模写させてもらう。この投書が、翌九月三日付『東京曙新聞』に植竹緑のペンネームで掲載された「郡長撰挙論」であろう（史料82）。郡長については、すでに七月二七日に長谷川敬助が「新法ノ郡長ハ議員ヨリ其任輕キノ弁」を、その後九月二〇日に田島大重が「郡長ハ公撰スベキノ説」を論じており、まさに七名社の意見として石坂金一郎が執筆したものであろう。とすると、植竹緑名の投書は、石坂個人というよりは、七名社の見解として公表されたものといえる。九月一〇日や一八日にみえる議員選挙法の貸借も吉田に絡むものであろう。これについては、前年明治一〇年の動向が知られている（松沢裕作氏「奇特者」から官僚へ→吉田市十郎の軌跡―『近代移行期の名望家と地域・国家』四三八頁）。

竹井澹如の名前も散見される。八月四日には七名社の会に来て、巡幸への出品を募った。これは、九月一・二日に北陸巡幸の途次天皇が熊谷に宿泊するので、そ

のときの展覧品を募ったのである。九月二六日には、熊谷で二八日の演説会の知らせがあり、翌日、竹井懿貞が訪れ、明日の演説会を約す。二八日当日は、八木原愛助と熊谷の報恩寺へ行くと、竹井澹如、長谷川、石坂など、聴衆も五〜六〇名集まっていたが、弁士の堀龍太郎などが来ない。行田でも演説会があり、なにかの行き違いでそちらに行つたようである。堀は慶應義塾の弁士である。結局、この演説会は一〇月一〇日に開催された。稲村は、午後から熊谷の石上寺に行き、東京から来た慶應義塾の堀龍太郎・原猪作の演説会に参加した。原の論題は「不平論」であったが警吏の尋問が厳しいので「公平論」と修正されたと記録している。午後三時三〇分開場、薄暮に閉会で、聴衆は二〇〇名にのぼった。会主は明記していないが、竹井澹如であろう。七名社会場記事には、関連記事は無い。一月七日には、竹井から幸手での演説人名が届いているが、稲村は欠席している。これは、昨年の秋から幸手と熊谷で開催している共同会の三回目の演説会である（松崎欣一氏『三田演説会と慶應義塾系演説会』一九四頁）。明治二年一月四日の新年会は、竹井澹如の池亭で行われ、小泉寛則や竹井懿貞なども参加し、澹如から酒が出されている。

つぎに稲村個人に関する記述をみていこう。読書に関する記載は多くはないが、新聞では、明治二年七月二六日夜、朝野新聞で地方郡制布告を読む、同月二七日、朝野新聞と日日新聞を読む、と複数の新聞を読んでいる。一〇月三〇日、報知新聞を読む、一二年一月七日、報知社説を読む、二月一八日、報知新聞の挟み板をつくり、翌日、新聞紙を綴じている。また、一〇月二八日には「新聞集誌」を読んでいる。これは、東京や大阪の主要紙から社説や記事の転載や、官庁の情報を集めた民間の冊子である（近代書誌・近代画像データベース）。一月二四日には、朝新聞駁論を書き、とあり新聞を読んで何か意見を書き付けたのであろう。法令集では『官令新誌』がよく使われ、八月六日に肥田川が『官令新誌』を借りに来る、一二年二月二六日に酒巻へ『官令新誌』を返済、三月一四日に文友堂にて『官令新誌』を受取、と貸借や購入の記事がある。凶書としては、一〇月七日に加藤政

之助訳の英国税目表を読む、とある。これは正式には、ホワイトケル著・加藤政之助訳『英国雑種税表』で、明治一一年九月、慶應義塾出版社刊、売捌書林四軒のうち中山道鴻巣宿長島為一郎がある（国立国会図書館デジタルコレクション）。稲村は、発刊されてすぐに読んだことになる。記者の加藤政之助は熊谷でも頻繁に演説会をしており、足立郡滝馬室村（鴻巣市）の出身である。明治一二年一月二日、熊谷六明社文友堂にて『日本開化小史』三冊を借り、一七日に文友堂にて『日本開化小史』などの価を払う、同書は明治一〇年九月から刊行開始、本格的な文明史論と評価され、明治一五年に全六冊が完結する。

文化面での重要な記事は、女性画家として著名な奥原晴湖に関するものである。奥原晴湖は古河藩大番役の池田繁右衛門の娘で、稲村家は古河藩領上川村の名主として懇意な関係にあった。貫一郎は一三歳の頃から、古河の池田氏邸で勉強をうけ、一四歳上の晴湖が姉のように面倒をみたという。それ以来の、家としての付き合いである（稲村量平氏『奥原晴湖』一八頁）。晴湖は古河で絵画を学ぶが、慶応元年、関宿藩士奥原家の養女となり江戸に出て、下谷摩利支天横町に住む。慶応四年には上野の戦火を避け、二度ほど上川村の稲村家に移る。その後、女性画家として頭角を現わし、木戸孝允などの知遇を得、宮中でも揮毫をする（古河歴史博物館『没後一〇〇年 奥原晴湖展』図録、巻末年譜）。

この「烟雲雑誌」の冒頭には、明治一一年一月一三日に上京し、奥原晴湖とその門人晴嵐、晴林そして貫一郎と四人で西遊をしたことを記す。晴湖四二歳、稲村二八歳のときである。貫一郎の息子量平が紀行文をもとに前掲『奥原晴湖』に記述したところによると、出立は一月二日、随行者は弟子の菅野、晴嵐と「道中奉行と称された父」貫一郎である。東海道を行き、伊勢参宮とともに旧津藩の儒者で著名な文人士井馨牙を訪れ、月ヶ瀬の観梅から奈良、大阪へ出た。大阪では五代友厚の厚遇を受け、木戸孝允の未亡人などを訪れ、稲村は五月二九日に帰宅した。稲村が発した一月は、ちょうど第二期七名社の発足直前であり、東京で石川弥一郎と打ち合わせをし、二月七日には長谷川敬助へ書状を出している

（史料64、65）。これらのなかでは、新しい七名社に対する意見も寄せているので、関西での民権運動の見聞も気になるところであるが、現在のところこの紀行文の存在は確認されていない。その後も晴湖に関連する記事は多い。七月十七日、奥原より西京文人合作画が来る。七月二十一日、東京の渡辺晴嵐と奥政明へ信書を出す。七月二十九日、熊谷の中島屋へ画を送り晴湖の聯に揃える。八月六日、石川善左衛門が購求した晴湖額を贖造と鑑定する。八月三十一日、渡辺晴嵐より画帖ができた報がある。これが前掲『奥原晴湖』八五頁に掲載される「西遊百図」であろう。一二月二日、奥原から一〇日頃に行く予定の手紙をうけ返事を出す。実際に来たのは一二月二五日のことで、午後奥原晴湖が来るとの知らせがあった。夜六時、晴湖が養女「阿翠」（お翠、晴翠）、弟子の晴嵐、晴林を従え、熊谷から歩いてきた。翌二六日は、晴湖にみせるために北河原村の小林古鼎氏と敬堂（長谷川敬助）氏、熊谷町の佐藤氏（中島屋）、玉井村の鯨井氏より画幅を借りる。二七日は、菩提寺龍淵寺の九幅を借り、晴湖は額の揮毫や書画の鑑定もする。この二日間、稲村家の当主貫一郎と西国旅行してきたばかりの女性画家奥原晴湖師弟を迎え、書画に関心の深い知友が自慢の作品をもって集まったのであろう。二八日、東京まで人力車を用意し、早朝に稲村は熊谷まで奥原一行を送った。翌明治一二年一月一七日、東京の奥原より書面来る。一月十九日、石川善右衛門が奥原氏より託せられた茶托を持ち帰る。二月二五日、東京の奥原へ書面を出す。稲村の日記中断期を経て、明治一四年一月四日、東京下谷の奥原などへ信書をだす。一月二五日、東京の奥原より銀瓶及び清人画を贈る、などと交流が続く。その後、下谷摩利支天横町の家が鉄道敷となり、明治二四年二月、晴湖は上川上に転居し、大正二年七月、七七歳で没した。

奥原晴湖に関連し、貫一郎の日常生活では書画骨董関係の記述も注目される。当時流行した中国清朝の文人趣味の煎茶にも凝っていたようで、熊谷へ出たときに頻繁に骨董屋や表具師などを訪れている。たとえば、明治一一年七月二十七日、熊谷の青柳で香筒購入、七月三〇日、小泉香巒宅に遊び板橋詩集などを借りる、

九月三日、鯨井へ行き古器物を見る、一月二五日、田島樵雲が来る、一二年三月八日、熊谷の田島琴玉で表装、一四年一月一八日、樵雲老人より書画会案内、など枚挙にいとまが無い。特に田島琴玉は熊谷寺門前に居を構えた文人で、表具師、俳人として知られ、竹井家の別邸池亭の造園計画にも参加した。実弟の卓之は太田家に養子に行き、国の役人として活躍したという(『熊谷人物事典』)。太田卓之は小泉寛則書状(史料60)で言及されている人物と同一であろうか。また、田島樵雲は代村生まれの画家で、益山・田暉と号した(『熊谷人物事典』)。こうした書画の趣味は、稲村だけでなく、ここに出てくる鯨井、晴潮が来たときに書画を提供した長谷川など、若い七名社の社員にも広まっていたようである。

地域の出来事、催しの記事も散見される。明治一一年七月二〇日、熊谷駅の天王祭の中日、九月一日、天皇の北陸巡幸で熊谷駅に宿泊、家族は「拝観」、貫一郎は父と留守、翌日は七名社の書類届もあり貫一郎も行き、行在所になっている竹井本陣で書画を見る。一月七日、仁左衛門が勧進元となる芝居興行を許可、一月一五日に貸し出した道具の返却をうけるまで関連記事が続いている。明治一二年一月二五日から三二日までは、村方の参宮旅立ちに伴う記事がある。以上、この史料集の主題である七名社や、近代熊谷の文化で大きな位置を占める奥原晴湖に関する記事を中心に紹介してきたが、この「烟雲雜誌」は丹念に書き込まれた日記であるので、このほか随所に興味深い記述がみられる。

協力者・協力機関一覧

(敬称略)

石坂健彦 大分県立先哲史料館 大河原敏家 慶應義塾大学
 福澤諭吉センター 行田市郷土博物館 京都府立丹後郷土資料
 館 熊谷市立熊谷図書館 国立公文書館 国立国会図書館
 小林末夫 小林武雄(故) 埼玉県立熊谷図書館 埼玉県立
 文書館 書状の会 竹井輝彦 高橋泰巳 徳島県立文書館
 中村洋平 人間文化研究機構国文学研究資料館 根岸友憲
 萩博物館 長谷川英世 福島憲基 丸山三江 箕田叔行

熊谷市史編さん関係者一覧

(令和二年度・敬称略)

熊谷市史編さん委員会委員

委員長 飯塚 好 (民俗研究者)
 副委員長 北村 行遠 (立正大学名誉教授)
 委員 林 幸子 (熊谷市議会議員)
 黒澤三千夫 (熊谷市議会議員)
 黛 千羽鶴 (熊谷市文化財保護審議会委員)
 栗岡眞理子 (埼玉県立さきたま史跡の博物館学芸主幹)
 高橋 信之 (元埼玉県立秩父高等学校長)
 宮瀧 交二 (大東文化大学文学部教授)
 丸岡 孝夫 (熊谷市自治会連合会副会長)
 平井加余子 (熊谷市郷土文化会副会長)

岡本 雅子 (公募委員)

熊谷市史近代・現代専門部会

部長 老川 慶喜
 専門調査員 小熊 信吉 岸 清俊
 齋藤 邦明 重田 正夫 小林 壽朗
 高橋 和弘 竹村 到 須長 宜久
 吉田 勉 伊藤 陽平 栗原 祐斗
 飯田 明彦 特別調査員
 中村 一成 協力員 大井 教寛 山本喜久治

事務局

熊谷市教育委員会

教育 長 野原 晃
 教育 次長 田島 斉
 社会教育課長 三友 孝二
 市史編さん室
 担当副参事 吉野 健
 副課長兼室長 大野 幸人
 主 査 蛭間 健悟
 嘱託職員 小林久美子 仲泉 剛
 補助職員 井出英美子 藏持美弥子 高井 水晶
 滝沢きよ子 松葉 弘美 持田 直美
 望月 潤一

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 14.11.27	小泉寛則書状	144	172	隣家主人遠行、鉄道会社理事委員選挙、吉田市十郎と太田卓之昇進、樋口氏辞職
明治 14.12.13	小泉寛則書状	145	173	老母死去、日本鉄道会社理事委員選出、児玉郡内同社発起人の動向、保晃会加入
明治 14.12.21 (明治 14 年) 12.22	稲村貫一郎書状 中村孫兵衛書状	146 146	174 175	理事員当選の祝意、委員継続の依頼、会社募金、佐藤氏書状 東京より帰着、牛肉進呈、米価下落、柴田忠明脱社、竹井懿貞の保護利子主張、浦和調神社集会、長田健介願用、隣家普請
明治 15.01.04 (明治 15 年) 02.05	石川弥一郎書状 竹井懿貞書状	147 147	176 177	長野より帰京、途中熊谷で正月 日本鉄道会社二付実況知り度、松本氏訪問紹介状
明治 15.03.15	川島樺坪書状	148	178	白根県令死去
明治 15.03.16	吉田清英書状	148	179	白根県令死去会葬案内
明治 15.03.16	北埼玉郡役所庶務掛通知	148	180	白根多助死去葬儀通報
明治 15.04.26	川島樺坪書状	149	181	適當の人物公選
明治 15.05.25	鈴木庸行書状	149	182	鉄道株加入勧誘不振、5月11日大電被害
明治 15.05.28	小泉寛則書状	149	183	日本鉄道会社状況報告、鉄道株募集状況、長谷川の県会議員辞職
明治 15.06.02	埼玉県通知	150	184	故白根埼玉県令紀年碑建設金へ宮内省より賜金
明治 15.06.03	中村孫兵衛書状	151	185	東京大学医学部診察、妹菊、吉田市十郎の備荒貯蓄金、吉田二郎の中央銀行論、県会常置員会議事、吉田県令に拝謁、入間比企郡の震災、日本鉄道株勧誘
明治 15.06.07	根岸武香書状	153	186	日本鉄道会社株勧誘状況、反政府感情から退社の動向、中村と稲村から有志団結の勧誘
(明治 15.06.08 年)	某(松岡半六)書状	153	187	掘越寛介日本鉄道会社退社慰留
明治 15.06.29	中村孫兵衛書状	154	188	那須原野へ出立、清助の事
明治 15.10.01	七名社預け書目	155	189	七名社預け書目
明治 15.11.20	小幡篤次郎書状	156	190	談話会出席
(明治 15.12 年)	談話会々則草案	157	191	談話会々則草案
明治 15.12.07	自由新聞記事	158	192	長谷川敬助の起学会設立
明治 16.02	談話会会員姓名表	159	193	談話会会員姓名表
明治 16.01.16	松波宏作書状	161	194	中村孫兵衛宛、懇親会出席者の状況報告
明治 16.04.15	談話会書類編冊	162	195	佐間村清善寺にて談話会開催届
(明治 20.12 年) 24	八木原儀右衛門書状	162	196	県庁移転請願寄付金割合方村々協議
明治 21.10.07	七名社社費受取	163	197	鯨井勘衛宛
明治 21.10.07	七名社社費受取	163	198	鈴木五三郎宛
明治 22.02.28	吉田市十郎書状	163	199	明年衆議院選挙当選の場合就職
明治 22.05.01	八木原儀右衛門書状	164	200	加藤政之助演説会費用精算、別紙演説及懇親会費精算書
明治 23.02.24	笹田黙介書状	166	201	兼而志願の一条につき書類訂正、県官依願退職カ
明治 23.02.24	吉田清英書状	166	202	長谷川出馬惣選挙景況
明治 23.10.24	鈴木庸行書状	166	203	日本鉄道役員改選、本年非常の水災
(年不詳) 04.26	七名社会案内	167	204	七名社会案内

(付記)

- ・この表は、本書に収録した史料の内容を、年代順に一覧するために作成したものである。
- ・編年史料編に収録した史料は、各史料の年月日、表題、内容を記載した。
- ・ただし、新聞記事など書状以外の表題は、スペースの関係から一部変更を加え、内容欄に記載したものも多くなってしまった。両欄を合わせて御覧いただきたい。
- ・記録編に収録した史料のうち中村孫兵衛手控は、本文に挿入した小見出しとその年月日を記載した。事務日誌・烟雲雑誌・第二期七名社会場記事は、七名社の活動にかかわるような箇所の年月日と、新たに作成した小見出しを記載した。

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 12.09.16	鈴木敏行書状	115	128	福地源一郎熊谷駅一泊につき来責依頼
(明治 12.09.18 頃)	石坂金一郎書状	116	129	当初心算より1ヶ月以上勤務、早期帰宅要請
(明治 12.9) 09.23	稲村貫一郎書状	116	130	川越へ封筒荷物送り、小幡入塾の件、奥原晴湖画出来
明治 12.09.23	岡田稔書状	117	131	御委嘱の件検査委員高沢氏へ引合、草野徹婦郷、比企郡釘無村コレラ
明治 12.09.26	石坂金一郎書状	117	132	岡田稔書状転送、学校敷地見分、清水宗徳勸業委員承諾、阪口氏・高雄氏勤務振、稲村婦村、石坂辞表県へ提出催促、大枝美福来庁、佐藤氏も連合学校否定的
(明治 12.10.08 ㍻)	今村市郎書状	118	133	小作証請求勸解願、コレラ騒動
明治 12.10.15	稲村貫一郎書状	119	134	小学師範学校開業式式服祝文手配
(明治 12.10.15 ㍻)	石坂金一郎書状	120	135	郡役所辞意、学校敷地、祝文委託
明治 12.10.17	中村孫兵衛書状	120	136	地券書替手続、交詢社社則、埼玉県報告第四六号解釈
明治 12.11.02	中村孫兵衛書状	121	137	改正徴兵令に質疑
明治 12.11.13	石川弥一郎書状	121	138	明後日帰京、七名社諸君の出京を依頼
明治 12.12.01	石川弥一郎書状	122	139	昨夜着京、真中直道より交詢社来春発会、大坂で加藤政之助と面会、長谷川へ出京依頼、諸井・吉田両氏と面談、石川交詢社入会
明治 12.12.09	鈴木庸行書状	123	140	笹田氏・諸井氏各郡巡回様子報知札、学校敷地
明治 12.12.10	笹田黙介書状	123	141	入間・高麗郡内巡視、茶業・二子綿景況、勸業奨励
明治 12.12.21	中村孫兵衛書状	124	142	中村順天堂入院、病状報告、樋口郡書記学務課へ採用、会議議案印刷、全快の戯書
明治 13.01.11	中村孫兵衛書状	124	143	金談確認、愚母半身不随、熊谷にて米商
明治 13.01.15	加藤政之助書状	125	144	昨年末帰省、熊谷にて中村と面談、各地有志連合、九州四国の奮発、管下振起の策、年内に帰国か洋行
明治 13.01.20	小泉寛則書状	125	145	牧野発起頼母子送金方法、凶荒予備積立着手如何、樋口氏兄玉郡役所拜命
明治 13.01.26	小泉寛則書状	126	146	衛生担任郡書記増員如何、地方官会議傍聴同僚集案提案、吉田市十郎企画の地方人材養成学校
明治 13.02.17	東京曙新聞記事	127	147	埼玉県会議長の熊谷親睦会
明治 13.02.25	笹田黙介書状	127	148	清水宗徳暢業社へ資本一条相談
明治 13.02	石川弥一郎書状	127	149	年賀、私立中学校設立計画の進捗如何、国会論盛行、交詢社発足、地方官会議開催、福井地方の暖冬、新年の七言絶句、土宜法龍来書、私学校尽力、中村等の来訪要請、各地で火事
明治 13.03.08	中村孫兵衛書状	129	150	7日午後帰宅、愚母快復、出京中精養軒で会食、嚶鳴社討論会傍聴、県会用情報提供依頼
明治 13.03.14	中村孫兵衛書状	130	151	母病氣、近々県会、交詢社質問、七名社残務整頓、北辰社熊谷遊説、中村楼集会
明治 13.03.22	笹田黙介書状	131	152	暢業社へ資本金返納延期
明治 13.03.28	稲村貫一郎書状	131	153	長谷川へ県庁出頭命令
明治 13.03.28	三原教徹書状	132	154	勸業主務及び委員出県、郡長帰省中の対応
明治 13.03.29	稲村貫一郎書状	132	155	永田翻訳書菅問発兌一件、御老母大患、小学定期試験対応、郡役所管轄、埼玉職員表、県庁勸業会提出書面作成、下畑村戸長及び学務委員選挙へ出張
(明治 13.04.26 以前)	稲村貫一郎書状	134	156	小敷田新井源十郎の返書
明治 13.04.27	稲村貫一郎書状	134	157	熊谷へ送付荷物、県会議員と町村会議員の重複、学務課の話は御断
明治 13.05.05	川島操坪書状	135	158	長谷川郡長退職、小林生の近況、小林の舎兄来県
明治 13.05.16	小泉寛則書状	136	159	長谷川辞職、国会設立願望者云々愷説、県会減額主義、根岸氏議長、頼母子講金、北埼玉郡長、七名社第三期約相整
明治 14.01.01	烟雲雑誌	226	208	入間高麗郡書記高雄純一、肥塚寄留佐藤準九郎が来泊
明治 14.01.02	烟雲雑誌	226	208	七名社の会同、石坂・坂本・中村・田島・東・稲村、他に高雄
明治 14.01.05	烟雲雑誌	227	208	長谷川辞職反対を中村孫兵衛へ要請、交詢社・埼玉県官小林六郎・青山根岸より来信
明治 14.01.25	烟雲雑誌	229	208	中村へ交詢社答弁書を送付、吉田氏の信書2通、東京奥原より銀瓶及び清人画到来
明治 14.02.02	烟雲雑誌	230	208	北埼玉郡役所の中学規則訪問会に稲村が出席
明治 14.02.20	烟雲雑誌	231	208	佐藤塾に行く、石坂・中村・田島・長谷川・鯨井勘一郎など七名社のメンバー会合
明治 14.06.29	吉田市十郎書状	136	160	鉄道の件、那須開墾、吉井友賢氏評、白根県令病状、保見会宣敷
明治 14.08.03	吉田市十郎書状	137	161	鉄道社委員推奨、中村の大書記官へ上答
明治 14.08.08	稲村貫一郎書状	138	162	勸業講出席、明治14年3月『芸林珠璣』3号同封
明治 14.08.17	中村孫兵衛書状	138	163	鎮目氏熊谷へ腰落着、一会を開催
明治 14.09.22	中村孫兵衛書状	138	164	県会常置委員会報告、江戸川護岸工事、決算残金使途
明治 14.10.03	石川弥一郎書状	139	165	租税局改革、長野へ転勤、開拓使処分問題
明治 14.10.08	川島操坪書状	140	166	本県小学校教則送付
明治 14.10.17	石川弥一郎書状	140	167	開拓使払下げ問題の展開、帰省願、国会開設に対応、県庁斡旋へ回答、吉田老・小池醉翁の逝去、鉄道着手、演説・新聞等規制強化、小泉寛則実父死去、佐久間象山書
明治 14.10.31	吉田市十郎書状	142	168	大麻生村藤野慶治就職斡旋依頼
明治 14.11.04	石川弥一郎書状	142	169	帰京予定、借用金衣頼、米価動向、佐久間象山書、廟堂の風波、七名社員の動向
明治 14.11.24	石川弥一郎書状	143	170	借用金督促、来月中旬までに帰京、帰京途次に熊谷滞在は不可
明治 14.11.27	石川弥一郎書状	144	171	留守宅へ金子御届け御礼

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 12.01.04	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 28 会、新年賀、出席 13 名、外 3 名、会場を変え竹井澹如の別荘池亭
明治 12.01.04	烟雲雑誌	215	220	七名社新年会、武井澹如別邸池亭、小泉寛則・竹井懿貞、同澹如出席
明治 12.01.11	烟雲雑誌	217	220	長谷川より 1 月 26 日に佐間村演説会へ加藤政之助依頼の報
明治 12.01.13	加藤政之助書状	90	85	1 月 26 日演説会了解
明治 12.01.17	烟雲雑誌	218	220	熊谷文友堂で日本開化小史と文法書の対価を支出、東京奥原晴湖より書面到来
明治 12.01.24	烟雲雑誌	219	220	稲村が年始先で、郡制改革方向如何と政治向きの話
明治 12.01.26	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 29 会、出席 13 名、熊谷警察署へ届け委員及び幹事を公選
明治 12.01.26	烟雲雑誌	219	220	七名社、会主・社長は従来通り立てない、幹事選出
明治 12.01.30	烟雲雑誌	220	220	七名社演説会届方委員 5 名熊谷へ集会、孝明天皇大祭で警察閉門、鈴木警部宅も不在
明治 12.02.02	烟雲雑誌	221	220	七名社、代村清水で討論会、稲村議長に選出、出席 11 名
明治 12.02.09	小泉寛則書状	90	86	大岡育典裁判出頭、郡制発令、郡長選定地方名望家、法律学校教則、石坂出仕見込無
明治 12.02.12	烟雲雑誌	222	220	七名社、代村で談話会、石坂・坂本・鯨井勘衛・同勘一郎・八木原愛助・稲村
明治 12.02.18	烟雲雑誌	222	220	稲村が報知新聞の挾板を作り翌日綴じ込む
明治 12.03.02	烟雲雑誌	224	220	七名社、石坂・坂本・大沼・樋口・中村・長谷川、稲村議長で討論会
明治 12.03.03	川島樸坪書状	91	87	『湖海詩伝鈔』拜呈、来月 10 日頃郡制発令
明治 12.03.12	加藤政之助書状	91	88	4 月 6 日熊谷演説会、小幡英之助へ入塾依頼回答
明治 12.03.12	烟雲雑誌	225	220	七名社、代村会場、石坂・坂本・稲村
明治 12.03.14	烟雲雑誌	225	220	熊谷文友堂で官令新誌、来月第一日曜に佐間村演説会に加藤政之助
明治 12.03.15	烟雲雑誌	225	220	夕方長谷川敬助来る、酒酌み談笑、17 日に郡長拜命の予定、協力依頼に家事多端と回答
明治 12.03.17	烟雲雑誌	226	220	稲村が羽生齋藤家の宴会に出席、掘越勘助（寛介）も同席
明治 12.03.20	中村孫兵衛書状	92	89	稲村了承、石坂別封、七名社潰破嘆息、山崎氏挨拶、古沢氏斡旋、郡書記任用
明治 12.03.20	石坂金一郎書状	93	90	川越赴任辞退
明治 12.03.25	竹井懿貞書状	93	91	川越郡役所長就任祝
明治 12.03.30	中村孫兵衛書状	93	92	入間郡出仕を決心、拜命出頭日取
明治 12.03.31	中村孫兵衛書状	94	93	長谷川書状手渡、石坂承知、中村大里郡書記云々、中村拜命日程、稲村了承
明治 12.03.31	郵便報知新聞記事	94	94	熊谷駅演説大会予告
明治 12.04.02	石坂金一郎書状	94	95	川越赴任承諾、県へ具状依頼
明治 12.04.06	中村孫兵衛書状	95	96	熊谷駅演説会盛況、演説者 8 名氏名、稲村の従弟を加藤政之助へ周旋、長谷川老人と参会、石坂の動向
明治 12.04.07	岡村新三郎公私雑誌	96	97	下忍村演説会の記録
明治 12.04.08	中村孫兵衛書状	96	98	4 月 7 日下忍演説会景況、11 日県庁出頭後の予定
明治 12.04.10	根岸武香書状	97	99	長谷川赴任地川越の景況何、根岸の辞表提出
明治 12.04.10	吉田清英書状	97	100	開庁以後人民願何届等件数調査
明治 12.04.10	郵便報知新聞記事	98	101	熊谷駅共同会演説会景況
明治 12.04.12	郵便報知新聞記事	98	102	熊谷の近況
明治 12.04.14	川島樸坪書状	98	103	東京日報社社員紹介
明治 12.04.21	加藤政之助書状	99	104	石田氏の件進展如何、福沢の代理で同邸へ転居予定
明治 12.05.15	石川弥一郎書状	99	105	四国より帰京、長谷川郡長就任後七名社状況如何、吉田市十郎琉球出張
明治 12.05.18	竹井懿貞書状	100	106	県会選挙、中村出馬、竹井も出馬、長谷川の分権主義拡張、舎兄弥一郎帰京
明治 12.05.21	中村孫兵衛書状	101	107	小林呉十郎県庁辞職、県会選挙投票状況、在庁時訪問予定
明治 12.05.31	朝野新聞記事	101	108	七名社員と県会選挙
明治 12.06.07	掘越庭七郎書状	102	109	県会議員選挙状況、戸長改選対応、明治九・一〇年貢租一件伝聞、戸長役場改編達書同封
明治 12.06.08	根岸武香書状	103	110	川越訪問中の礼、熊谷竹井（澹如）から中村・小泉との会合案内
明治 12.06.09	川島樸坪書状	103	111	県会開設遅延カ、例の建白、佐々木顕文持参
明治 12.06.22	中村孫兵衛書状	103	112	大里郡連と浦和今福屋へ到着、上中条村選挙落選人就職斡旋依頼
明治 12.06.24	鈴木敏行書状	104	113	熊谷警察署へ長谷川を相手取り吟味出願
明治 12.06.25	中村孫兵衛書状	104	114	第 1 回県会景況報告、加藤政之助来訪
明治 12.06.26	加藤政之助書状	105	115	埼玉県会開場、議員諸君へ拝顔、中隣へ転居
明治 12.06.26	福沢諭吉書状	106	116	中学校教師費用
明治 12.06.28	郵便報知新聞記事	106	117	埼玉県会の状況
明治 12.06.29	稲村貫一郎書状	107	118	郡吏傍聴之儀
明治 12.07.02	石川弥一郎書状	107	119	新潟地方の耕地と農民、新潟新聞主筆古渡資秀、埼玉県会の状況如何、妻沼歓喜院副住職土宜法龍氏を紹介
明治 12.07.11	中村孫兵衛書状	109	120	加藤氏帰京、福沢氏演説会聴聞予定、県会で師範学校費・土木費審議、七名社連中県会へ出頭
明治 12.08.02	石川弥一郎書状	109	121	埼玉県会日誌など落手及び批評、新潟及び石川県選挙、コレラ流行、帰京遅延、越後地方大農の所似は新田開発
明治 12.08.07	石坂金一郎書状	111	122	免職及び欠員補充願
明治 12.08.09	東京曙新聞記事	111	123	演説会の無い熊谷の近況
明治 12.08.18	川島樸坪書状	112	124	石坂後任に大枝美福は不可、鼎烈刺病蔓延
明治 12.08.26	石川弥一郎書状	112	125	福井にて入院、石川県地租改正掛出張所滞在、福井の虎列刺、無定見の埼玉県会議員、貸座敷論へ憤懣、七名社でも検討要請
明治 12.09.09	鈴木庸行書状	114	126	本月第二土曜会議延引
明治 12.09.14	稲村貫一郎書状	115	127	長谷川看護休暇、師範学校開校式、扇町屋でコレラ、稲村上京予定

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 11.06.12	第二期七名社会場記事	191	207	七名社第 11 会、稲村西京談、出席 6 名、農繁で今回は 7 月 7 日、上中条学校で演説会
明治 11.07.07	第二期七名社会場記事	191	207	七名社第 12 会、上中条学校で演説会、出席 12 名、社外 1 名、演説 10 名
明治 11.07.07	烟雲雑誌	196	208	上中条学校で七名社演説会、雨中盛会、社員数十人、傍聴 3～40 人
明治 11.07.17	第二期七名社会場記事	192	207	七名社第 13 会、談話会、出席 7 名
明治 11.07.17	烟雲雑誌	197	208	七名社へ八木原愛助氏同道、奥原より西京文人合作画到来
明治 11.07.20	烟雲雑誌	197	208	熊谷駅の天王祭中
明治 11.07.24	加藤政之助書状	83	79	演説会取締達に対応
明治 11.07.26	烟雲雑誌	198	208	稲村貫一郎が朝野新聞で地方郡制布告を読む
明治 11.07.27	第二期七名社会場記事	192	207	七名社第 14 会、犬塚村演説会、出席 10 名、演説 10 名
明治 11.07.31	東京曙新聞投書	84	80	植竹緑（石坂金一郎）の閏刑律論
明治 11.07.31	石坂金一郎書状	85	81	別紙投書草稿二冊差上
明治 11.08.03	烟雲雑誌	199	208	東京吉田氏より建言書及び府下実況を社報
明治 11.08.04	第二期七名社会場記事	192	207	七名社第 15 会、談話会、出席 12 名、社外竹井澹如、七名社設立届書社員連印
明治 11.08.04	烟雲雑誌	199	208	七名社、竹井澹如出席、巡幸に出品、七名社を盛大方法
明治 11.08.16	烟雲雑誌	201	208	吉田市十郎より書状、郡区長人選につき新聞への投稿を要請
明治 11.08.18	第二期七名社会場記事	192	207	七名社第 16 会、議題多く討論会中止、出席 17 名、布告をうけ職金を決定、幹事に中邨孫兵衛
明治 11.08.20	烟雲雑誌	201	208	熊谷支庁が七名社の会場日限・討論大略などの届出を命令、当日警部巡查のうち臨席
明治 11.08.25	第二期七名社会場記事	193	207	七名社第 17 会、演説会、出席 11 名、社外傍聴 3 名、演説 5 名
明治 11.08.25	烟雲雑誌	201	208	七名社、演説会、支庁へ演説会届け方委員の増員
明治 11.08.31	烟雲雑誌	202	208	稲村へ渡辺晴嵐より画帖できるの報
明治 11.09.01	烟雲雑誌	202	208	天皇北陸巡幸熊谷宿泊
明治 11.09.02	烟雲雑誌	202	208	支庁へ七名社演説届けを提出、行在所の竹井本陣で書画拝観、石坂の郡区長撰拳投書筆写
明治 11.09.03	東京曙新聞投書	86	82	植竹緑（石坂金一郎）の郡長撰拳論
明治 11.09.03	石坂金一郎書状	88	83	第一五番中学区講習校財務主管辞職願
明治 11.09.08	七名社議事録	88	84	七名社討論会での府県会規則議事録
明治 11.09.08	第二期七名社会場記事	193	207	七名社第 18 会、討論会、出席 21 名、外傍聴 1 名、府県会規則 21 条より 36 条まで決議
明治 11.09.18	烟雲雑誌	204	208	議員選挙法を長谷川へ返却、熊谷支庁へ届書を提出、大庭が演説の趣旨を尋問
明治 11.09.20	第二期七名社会場記事	193	207	七名社第 19 会、演説会、出席 13 名、傍聴 2 名、演説 5 名
明治 11.09.22	烟雲雑誌	204	208	七名社演説会、午後演説 5 名余は聴聞とあるが、会場記事では 20 日で稲村が演説
明治 11.09.28	烟雲雑誌	205	208	熊谷の報恩寺で演説会、聴衆も 5～60 名集合、弁士堀龍太郎など不参加で流会
明治 11.10.02	烟雲雑誌	205	208	熊谷支庁より七名社へ演説会承認の達し到来
明治 11.10.06	第二期七名社会場記事	193	207	七名社第 20 会、討論会、出席 12 名、傍聴 1 名、府県会規則 43 条まで決議
明治 11.10.07	烟雲雑誌	206	208	稲村貫一郎が英国税目表を読む
明治 11.10.11	烟雲雑誌	206	208	熊谷の石上寺で演説会、弁士堀龍太郎など、警吏の尋問が厳しく論題を変更、聴衆 200 人
明治 11.10.16	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 21 会、談話会、出席 11 名、会場熊谷駅清水亭、西洋料理会食
明治 11.11.02	烟雲雑誌	208	208	七名社演説会の件で警察署鈴木警部と面会、演題の届出指示
明治 11.11.03	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 22 会、討論会、出席 9 名、府県会規則末節まで議決
明治 11.11.05	烟雲雑誌	209	208	長谷川の使い、阿波通信を持参
明治 11.11.07	烟雲雑誌	209	208	竹井より幸手演説人名が届く、欠席を伝達
明治 11.11.13	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 23 会、談話会、出席 8 名、庶務・出納・書籍・備蓄 4 幹事の選出
明治 11.11.15	烟雲雑誌	210	208	稲村が七名社の書籍幹事、長谷川が七名社の鍵を持参
明治 11.11.18	烟雲雑誌	210	208	中村と熊谷警察署届け方を相談、社員の再議と決定
明治 11.11.24	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 24 会、演説会、出席 11 名、演説 4 名
明治 11.11.24	烟雲雑誌	211	208	七名社、稲村の弟関次郎が脚気病で慶應義塾を引き払い帰省
明治 11.11.27	烟雲雑誌	211	208	石川弥一郎より阿波通信が到来
明治 11.11.29	烟雲雑誌	212	208	七名社演説届方につき中村宅で幹事が協議
明治 11.12.01	烟雲雑誌	212	208	熊谷の清水楼で竹井澹如も来て七名社届方を協議
明治 11.12.02	烟雲雑誌	212	208	警察へ行き届を提出、演題の毎回届け無用、奥原晴湖から訪問予定の手紙をうけ返信
明治 11.12.07	烟雲雑誌	213	208	稲村が八木原愛助に依頼し阿波通信第四号を書写
明治 11.12.08	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 25 会、演説会、深谷駅田谷小学校
明治 11.12.08	烟雲雑誌	213	208	七名社が深谷で演説会、熊谷警察署長など臨席、聴衆 150 名、演説会の内容の記載なし
明治 11.12.11	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 26 会、談話会、出席 3 名
明治 11.12.11	烟雲雑誌	213	208	七名社、出席は稲村・石坂・坂本の 3 人
明治 11.12.22	第二期七名社会場記事	194	207	七名社第 27 会、出席 11 名、明治 12 年の会日表を作成
明治 11.12.22	烟雲雑誌	214	208	七名社、小泉、石坂、稲村の 3 人
明治 11.12.25	烟雲雑誌	214	208	夜 6 時、晴湖が養女お翠（晴翠）・晴嵐・晴林を従え熊谷駅より徒歩
明治 11.12.26	烟雲雑誌	214	208	晴湖用小林古鼎、敬堂（長谷川敬助）、佐藤、玉井鯉井より画幅を借用し展観

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 10.05.31	川島楳坪書状	55	45	長谷川の区長新任で取次、頼襄書幅代金、川島帰県、川島出京
明治 10.06.16	川島楳坪書状	55	46	学資金方法書、川島熊谷地方巡回、長谷川区務所に不在、出県を渴望
明治 10.07.04	川島楳坪・竹井懿貞連書状	56	47	学資改正御用掛依頼
明治 10.07.10	事務日誌	179	206	長谷川敬助が学資改正御用掛拝命し県庁で原案作成開始(8月4日まで)
明治 10.08.08	事務日誌	179	206	第一五区内で町村会議員撰挙の開札(9日まで)
明治 10.08.18	事務日誌	180	206	県庁より芸妓改廃如何の下問書
明治 10.08.19	川島楳坪書状	56	48	学資改正、臨時教育会議規則印行出来、現況視察巡回日程
明治 10.08.28	事務日誌	180	206	教育県会議員に稲村貫一郎を選出
明治 10.08.30	石川弥一郎書状	57	49	被選挙人及全戸数資料落手、府県会条例案起稿中、七名社として選挙法検討を要請、仏国五法講義全部の写本購入依頼
明治 10.09.05	竹井懿貞書状	58	50	臨時教育会準備打合
明治 10.09.09	事務日誌	181	206	熊谷教育会議へ出張(9月21日まで)
明治 10.09.24	事務日誌	181	206	長谷川敬助はコレラ予防法の要領を筆写
明治 10.09.28	共保会会議録	58	51	上中条学校にて臨時会議録
明治 10.09.28	事務日誌	182	206	県地誌編纂掛堀内守約が第一五区区務所へ巡回
明治 10.09.29	笹田黙介書状	61	52	県下民情視察の山口県士族福井英晴紹介、加藤栄之助付添
明治 10.10.01	事務日誌	182	206	第一五区集会以て地誌編輯取調、コレラ病予防、学資金決議
明治 10.10.02	事務日誌	182	206	熊谷清水旅館で福井某に面会
(明治 10.10.14 ㍻)	結社大意	61	53	共同会結社大意及び出席者
明治 10.11.02	竹井澹如書状	63	54	御内話之事至極同意、帰宅次第一同集義
明治 10.11.03	川島楳坪書状	64	55	川島熊谷滞在中、来遊を待つ
明治 10.11.04	石川弥一郎書状	64	56	府県会規則草案送付、「通信」原稿遅延詫、転居通知
明治 10.11.07	事務日誌	184	206	第一五区で教育金の残余用途につき歎願書
明治 10.12.01	共保会規則	65	57	共保会規則
明治 10.12.10	川島楳坪書状	66	58	御互に心事吐露、佐藤文庵一件取計済、御心事笹田課長へ話、佐藤文庵医業仮免状北河原村で開業を確認
明治 10.12.10	川島楳坪書状	67	59	学費支出決議録送付
明治 10.12.17	小泉寛則書状	67	60	依頼の区画改正案、竹井転居、埼玉新報創刊、学事諮問に太田卓之来県、石川帰省通知
明治 11.01.14	永田健助書状	68	61	拙著世上に伝播仕度、埼玉県は郷貫、師範学校教科書に採用斡旋依頼、川島氏へ寄送
明治 11.01.21	根岸武香書状	69	62	年賀、土偶人周旋督促
明治 11.01.28	川島楳坪書状	70	63	永田氏訳述宝氏経済論を師範学校教科書に採用
明治 11.01.30	石川弥一郎書状	70	64	稲村が奥原晴湖と西遊、七名社第二期結約草稿送付依頼、林勘兵衛入社、七名社社名変更は不可、七名社通信、刑法草稿での国事犯と死刑、区会規則の検討、県会は地租改正終了後
明治 11.02.07	稲村貫一郎書状	71	65	京阪漫遊、東京にて石川氏と七名社改革相談、出立前区務取締免職、東海道筋寂寞、七名社新結社無故欠席罰金法、社中募金、区内小学校監督
明治 11.02.10	第二期七名社々則	72	66	第二期七名社々則
明治 11.02.10	第二期七名社会場記事	189	207	第二期社則成、本社員 10 名、副社員 10 名
明治 11.02.24	第二期七名社会場記事	189	207	七名社第 1 会、演説会、出席 10 名、演説 4 名、社外傍聴人 7 名
明治 11.03.03	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第 2 会、討論会、出席 11 名、府県会条例末章まで議了
明治 11.03.13	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第 3 会、談話会、出席 8 名、傍聴人 1 名
明治 11.03.17	石川弥一郎書状	75	67	地方官会議傍聴可否
明治 11.03.24	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第 4 会、演説会無し、4 月共同会のため竹井澹如来臨相談、出席 8 名
明治 11.04.03	第二期七名社会場記事	190	207	七名社、福沢社中演説会につき臨時会、竹井澹如来臨、出席 7 名
明治 11.04.07	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第 5 会、討論会、福沢社中演説会 21 日に決定、出席 8 名
明治 11.04.11	竹井懿貞書状	76	68	地方官会議議案、郡長事務章程
明治 11.04.17	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第 6 会、談話会、出席 6 名、事務打ち合わせで中村孫兵衛が竹井澹如方へ出張
明治 11.04.22	竹井澹如書状	76	69	加藤・朝吹両氏より書状受取、両氏へ五嘉棒贈呈、福島氏の書状転達、常泉村福島氏訪問
明治 11.04.23	加藤政之助・朝吹英二書状	77	70	一昨日演説会で訪問の礼
明治 11.04.28	第二期七名社会場記事	190	207	七名社第 7 会、演説会、出席 8 名、演説 3 名
(明治 11.04 ㍻)	竹井澹如書状	77	71	長谷川区長辞任
明治 11.05.05	第二期七名社会場記事	191	207	七名社第 8 会、討論会、出席 13 名、府県会規則第 1 条より第 20 条まで討論
明治 11.05.07	加藤政之助書状	77	72	新聞通送場所替、区長辞任後の活躍を乞う、在野諸君の任務
明治 11.05.12	第二期七名社会場記事	191	207	七名社第 9 会、永井太田にて演説会、出席 13 名、12 名演説
明治 11.05.14	稲村貫一郎書状	78	73	封筒のみ
明治 11.05.15	竹井懿貞書状	78	74	大久保内務卿殺害、阿波通信回送、秩父出張、長谷川区長辞職
(明治 11.05) 23	竹井澹如書状	79	75	地租改正受印、大久保利通暗殺事件、新聞の発行停止
明治 11.06.02	第二期七名社会場記事	191	207	月日欠だが烟雲雑誌より推定、七名社第 10 会、討論会、出席 6 名、欠席が多く談話
明治 11.06.08	東京曙新聞投書	79	76	植竹緑(石坂金一郎)の民権拡張論
明治 11.06.11	郵便報知新聞投書	81	77	植竹緑(石坂金一郎)の学資論
明治 11.06.12	竹井懿貞書状	83	78	阿波通信第二号回送、報知新聞植竹緑の投書評

【表】史料内容一覧（記載要領は、表末6頁の付記参照）

年月日	表題	頁数	No	内容
明治 05.04.08	慶應義塾入社帳	18	1	石川弥一郎慶應義塾入社
明治 07.04.02	中村孫兵衛手控⑥	169	205	白根権令正副区戸長へ直諭
明治 07.07.04	大久保利通書状	18	2	吉田市十郎説得を依頼
明治 07.07.08	五代友厚書状	19	3	吉田市十郎存意確認
明治 07.07.29	楯取素彦書状	19	4	熊谷県権令拝命、お久病状および東上依頼
明治 07.07.29	楯取素彦書状	20	5	熊谷県権令拝命
明治 08.01.21	石川弥一郎書状	21	6	助教人選、訳書小社之義相談
明治 08.02.11	田中正彝書状	21	7	年賀、鶏卵落手、一級昇進、石川に書状依頼
明治 08.02.16	石川弥一郎書状	22	8	上京田中氏訪問、翻訳小社相談
明治 08.02.20	吉田市十郎書状	22	9	弘成館規則送付
明治 08.02.27	竹井澹如・石川弥一郎 建言書	23	10	熊谷県長次官を転免、天下の英傑懇願
明治 08.02.28	吉田市十郎書状	24	11	本県長次官不和ニ付直言書
明治 08.03.07	吉田市十郎書状	25	12	県庁刷新案建言
明治 08.03.07	中村孫兵衛手控①	168	205	川島樸坪など製糸会社株金募集言上書
明治 08.03.13	中村孫兵衛手控②	168	205	製糸会社資本募集時期につき願書
明治 08.03.20	吉田市十郎書状	26	13	内務卿へ献言其後、小室氏へ返書、本県兩次官への呈書同封
明治 08.03.25	吉田市十郎投書	27	14	熊谷県県治之儀につき投書
明治 08.03.25	小室信夫書状写	31	15	御細書拝誦、自助社設立意図、自助社法則同封、関八州会議同意、大坂愛国社会議書同封、其地同志出京要請、吉田県治上建議感心、大井憲太郎通志社書類同封
明治 08.03.29	吉田市十郎書状	34	16	小室氏より書類添え別紙回答、出京小室氏と協議依頼、吉田六左衛門同道如何、愛国社会議書小室氏へ返却、管下及び埼玉県下の人物同行如何
(明治 08.03)	封筒表書	35	17	小室信夫資料転送の封筒
(明治 08.03 ㍊)	中村孫兵衛手控③	168	205	製糸結社出金につき一札
明治 08.04.16	中村孫兵衛手控⑨	172	205	七名社規約
明治 08.04 ~ 05	駅通頭往復書	35	18	吉田市十郎より赤松力松宛書留信書不達一件留
明治 08.05.01	中村孫兵衛手控⑦	170	205	上川上村協議場開設仮議定書(後欠)
明治 08.05.11	中村孫兵衛手控⑤	169	205	地租改正着手及び製糸館結社の集会につき回章
明治 08.05.26	吉田市十郎書状	37	19	小室氏病臥で不面会、来月地方官会議で有志輩勧誘、河瀬県令在任以来長次官不和願末記投稿、前次官津田氏鹿兒島出張、駅通頭往復書同封
(明治 08.05 ㍊)	中村孫兵衛手控④	169	205	第一五区内諸費申合
(明治 08.05 頃)	中村孫兵衛手控⑧	170	205	製糸会社設立計画につき建言書
明治 08.06.02	石坂金一郎原稿	38	20	閏刑律論
(明治 08 ㍊)	石坂金一郎原稿	39	21	区戸長論
明治 08.06.09	中村孫兵衛手控⑫	173	205	製糸館出金成兼届書
明治 08.06.11	中村孫兵衛手控⑬	174	205	民会以下論究題目検討結果
(明治 08.06 ㍊)	中村孫兵衛手控⑩	173	205	書名覚
(明治 08.06 ㍊)	中村孫兵衛手控⑪	173	205	中村孫兵衛次男中村龍助生年月日
(明治 08.09 ㍊)	中村孫兵衛手控⑭	174	205	討論議題
明治 08.10.17	清浦奎吾書状	41	22	校長岡正靖派遣の添状
(明治 08.10 ㍊)	中村孫兵衛手控⑮	175	205	学資増額及び医館設立費用につき村吏協議書
明治 08.12.25	清浦奎吾書状	41	23	第一大学区教育議会発会、東京出張要請
(明治 09.01 ㍊)	中村孫兵衛手控⑯	175	205	売淫禁止の説諭
(明治 09.01 ㍊)	中村孫兵衛手控⑰	175	205	第一大学区会議題目
明治 09.02.18	東京日日新聞投書	41	24	竹井懿貞の民会開設論
明治 09.03.19	東京日日新聞投書	42	25	林勘兵衛の民会開設論
(明治 09 以前) 04.04	石川弥一郎書状	43	26	旧諸藩引継書籍払下
明治 09.04.18	石川弥一郎書状	44	27	埼玉県大試験拝観、埼玉県小学規則持参依頼
明治 09.04.27	石川弥一郎書状	44	28	訪問日時打合
明治 09.05.01	慶應義塾入社帳	45	29	土宜法龍保証人田中正彝
(明治 09 以前) 07.25	石川弥一郎書状	45	30	七名社集会日取
(明治 09.07 頃) 28	稲村貫一郎書状	46	31	七名社集会日取
明治 09.08.15	弁論会定則	46	32	弁論会規則案及び回章
明治 09.09.03	進修会結立盟約書案	48	33	進修会結立盟約書案
明治 09.09.25	石川弥一郎書状	49	34	進修会会場決定
(明治 09.09.26 頃)	長井市太郎回章	49	35	進修会出席案内
明治 09.10.01	進修会記録	49	36	演説会の論案と出席者名簿
明治 09.10.15	石川弥一郎書状	50	37	進修会詳細を竹井澹如と相談、七名社委員の継続
明治 09.12.31	竹井懿貞書状	51	38	町村会規則案差上、竹井上州行、石川千葉出張
明治 10.01.15	川島樸坪書状	51	39	帰省中拝顔、学事会同の件、出県依頼
(明治 10 ㍊) 01.16	竹井懿貞書状	52	40	不在の謝、宴会大醉、地租改正日限切迫、田中正彝帰京
明治 10.04.13	川島樸坪書状	52	41	跡役選挙内々通知、会議の評説毀誉、頼山陽書軸代金
明治 10.04.16	川島樸坪書状	53	42	長谷川本日解任、川島も辞表の意思
明治 10.05.20	石川弥一郎書状	53	43	鯨井と東京で邂逅、長谷川の学区取締辞任、稲村の区長辞任、根岸と川島の引退は我社友の論談、小泉寛則の動静面目なし、内国博覧会に出京要請、稲村の勉勵、区会議員選挙、仏蘭西などの現住地主義、西南暴徒再燃
(明治 10.05 ㍊)	竹井懿貞書状	54	44	模範等級一条にて困頓、明早朝参上

熊谷市史料集 7 熊谷自由民権運動史料 1 「七名社」の時代

令和 3 年（2021）3 月 31 日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室
〒360-0202 熊谷市妻沼東一丁目1番地（市立妻沼展示館内）
電話 048-567-0355

印 刷 株式会社 ピーアイピー
